



10-K クロス・リファレンス・インデックス

本年次報告書フォーム10-Kは、会計専門家および米国証券取引委員会の要件を組み込んでいます。

フォーム10-K

項目番号	ページ
第一部	
1. 事業	1-38、43、164-176、179-181、239、440-443
1A. リスク要因	62-79
1B. 職員からの意見のうち未解決のもの.....	該当なし
2. 保有不動産	444
3. 訴訟手続	404-415
4. (移動・保留)	-
第二部	
5. 登録者の普通株式の市場、関連株主事項および持分証券の発行者による買戻し	47-48、252、438、445-447、450-451
6. 抜粋財務指標.....	8-9
7. 財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析.....	1-61、80-163
7A. 市場リスクに関する定量的および定性的開示.....	80-163、240-242、274-313、317-391
8. 財務諸表および補足データ.....	186-439
9. 会計および財務の開示に関する変更および会計士との相違.....	該当なし
9A. 統制および手続.....	177-178
9B. その他の情報.....	該当なし
第三部	
10. 取締役、執行役員およびコーポレート・ガバナンス.....	448-451、454-455*
11. 役員の報酬	**
12. 特定の実質保有者および経営陣による証券の保有ならびに関連株主事項.....	***
13. 特定の関係および関連取引ならびに取締役の独立性.....	****
14. 主要な会計手数料および業務.....	*****

第四部

15. 別紙および財務諸表.....

- * シティグループの取締役に関する追加情報は、参照書類として本書に組み込まれる2011年4月21日に開催予定のシティグループの年次株主総会のための正式な議決権代理行使参考書類(Proxy Statement)(米国証券取引委員会(SEC)に提出されます。)(以下「議決権代理行使参考書類」といいます。)中の「コーポレートガバナンス(Corporate Governance)」、「第1号議案:取締役の選任の件(Proposal 1: Election of Directors)」および「第16条(a)項の実質株主の報告義務の遵守(Section 16(a) Beneficial Ownership Reporting Compliance)」をご参照ください。
- ** 参照書類として本書に組み込まれる議決権代理行使参考書類中の「役員の報酬(Executive Compensation)」-「報酬の検討および分析(Compensation Discussion and Analysis)」、「2010年度抜粋報酬一覧表(2010 Summary Compensation Table)」および「人事・報酬委員会の報告(The Personnel and Compensation Committee Report)」をご参照ください。
- *** 参照書類として本書に組み込まれる議決権代理行使参考書類中の「年次総会について(About the Annual Meeting)」、「株式所有(Stock Ownership)」および「第3号議案:シティグループ・2009・ストック・インセンティブ・プランの改正の承認(Proposal 3: Approval of Amendment to the Citigroup 2009 Stock Incentive Plan)」をご参照ください。
- **** 参照書類として本書に組み込まれる議決権代理行使参考書類中の「コーポレートガバナンス」-「取締役の独立性(Director Independence)」、「一定の取引および関係、報酬委員会の兼任ならびに内部者の関与(Certain Transactions and Relationships, Compensation Committee Interlocks and Insider Participation)」、「債務(Indebtedness)」、「第1号議案:取締役の選任の件」および「役員の報酬」をご参照ください。
- ***** 参照書類として本書に組み込まれる議決権代理行使参考書類中の「第2号議案:独立登録会計事務所選任の承認の件(Proposal 2: Ratification of Selection of Independent Registered Public Accounting Firm)」をご参照ください。

シティグループ 2010年度年次報告書（フォーム10-K）

本書は英語による2010年度のシティグループ・インクの Annual Report on Form 10-K の日本語訳です。

概要	1
シティグループのセグメント（事業部門）および営業地域	3
財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析	4
エグゼクティブ・サマリー	4
経営成績	8
抜粋財務指標の過去5年間の推移	8
セグメント別、事業別および商品別にみた利益（損失）および収益	10
シティコープ	12
地域別個人向け銀行業務部門	13
地域別個人向け銀行業務部門－北米	14
地域別個人向け銀行業務部門－ヨーロッパ・中東・アフリカ	16
地域別個人向け銀行業務部門－ラテンアメリカ	18
地域別個人向け銀行業務部門－アジア	20
インスティテューショナル・クライアント・グループ	22
証券および銀行業務	23
トランザクション・サービス	26
シティ・ホールディングス	28
証券およびアセット・マネジメント	29
地域別個人向け融資業務	31
特別資産プール	34
本社事項、本社業務／その他	38
貸借対照表の検討	39
セグメント別貸借対照表(2010年12月31日現在)	43
資本の源泉および流動性	44
資本の源泉	44
資金調達および流動性	52
契約債務	61
リスク要因	62
グローバル・リスクの管理	80

リスク管理—概要.....	80
リスク合算およびストレス・テスト.....	83
リスク資本.....	84
信用リスク.....	85
貸出および与信の概要.....	85
貸出金の残高.....	87
貸倒損失実績の詳細.....	90
減損貸出金、未収利息非計上貸出金および不稼動資産ならびに再調整貸出金.....	92
米国個人向け抵当貸付.....	98
北米カード.....	108
個人向け貸出金の詳細.....	113
個人向け貸出金条件修正プログラム.....	116
個人向け抵当貸付の表明および保証.....	126
証券および銀行業務が支援する自社名住宅抵当貸付証券化.....	131
法人向け貸出金の詳細.....	133
商業不動産（CRE）に対するエクスポージャー.....	137
市場リスク.....	139
オペレーショナル・リスク.....	152
カントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスク の管理プロセス、ソブリン・エクスポージャー.....	155
デリバティブ.....	159
重要な会計方針および重要な見積り.....	164
開示統制および開示手続.....	177
財務報告に係る内部統制に関する経営陣の年次報告.....	178
将来予想に関する記述.....	179
独立登録会計事務所の監査報告書—財務報告に係る内部統制.....	182
独立登録会計事務所の監査報告書—連結財務諸表.....	184
財務諸表および注記 目次.....	185
連結財務諸表.....	186
連結財務諸表注記.....	197
財務データ補足（未監査）.....	439
比率.....	439
米国外店の平均預金債務.....	439
米国内店の定期預金(100,000ドル以上)の満期プロファイル.....	439
監督および規制.....	440
顧客.....	443
競争.....	443
保有不動産.....	444

訴訟手続	444
未登録で行われた持分有価証券売却、持分有価証券購入、配当	445
パフォーマンス・グラフ	447
会社情報	448
シティグループ執行役員.....	448
シティグループ取締役会	454

概要

序論

シティグループの歴史は1812年のシティバンク設立まで遡ります。

シティグループとしての前身の会社は、1988年にデラウェア州法に準拠して設立されました。何年にもわたる一連の取引の後、シティコープとトラベラーズ・グループ・インクの合併により、シティグループ・インクが1998年に設立されました。

シティグループは、顧客、企業、政府および機関投資家を対象として、幅広い金融商品およびサービスを提供することをその事業とする、グローバルな総合金融持株会社です。シティは約2億の顧客口座を有し、160を超える国および法域で事業を営んでいます。

シティグループは現在、業務報告上、シティの地域別個人向け銀行業務部門およびインスティテューショナル・クライアント・グループから構成されるシティコープと、シティの証券およびアセット・マネジメント、地域別個人向け融資業務ならびに特別資産プールから構成されるシティ・ホールディングスの2つの主要なセグメント（事業部門）を通じて経営されています。さらに第3セグメント、本社事項、本社業務／その他があります。事業部門ならびにそれらの事業部門によって提供される商品およびサービスについての詳細は、下記「シティグループのセグメント（事業部門）」、「財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析」および連結財務諸表注記4をご参照ください。

本報告書において、「シティグループ」、「シティ」および「当社」は、シティグループ・インクおよびその連結子会社を指します。

シティグループに関するさらなる情報は、当社のウェブサイト（www.citigroup.com）において入手することができます。シティグループの最近の年次報告書フォーム10-K、四半期報告書フォーム10-Q、臨時報告書フォーム8-Kおよびその他の米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）への提出書類は、当社のウェブサイトの「投資家（Investors）」のページで「すべてのSEC提出書類（All SEC Filings）」をクリックすることにより無料で入手することができます。SECのウェブサイト（www.sec.gov）にも、シティに関する定期報告書および臨時報告書、議決権代理行使参考書類および説明書類ならびにその他の情報が含まれています。

本フォーム10-Kにおける「財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析」および連結財務諸表注記のページ番号は、それぞれiii～vページおよび185ページの目次をご参照ください。

シティの常勤従業員は、2009年12月31日現在約265,300名であったのに対し、2010年12月31日現在は約260,000名でした。

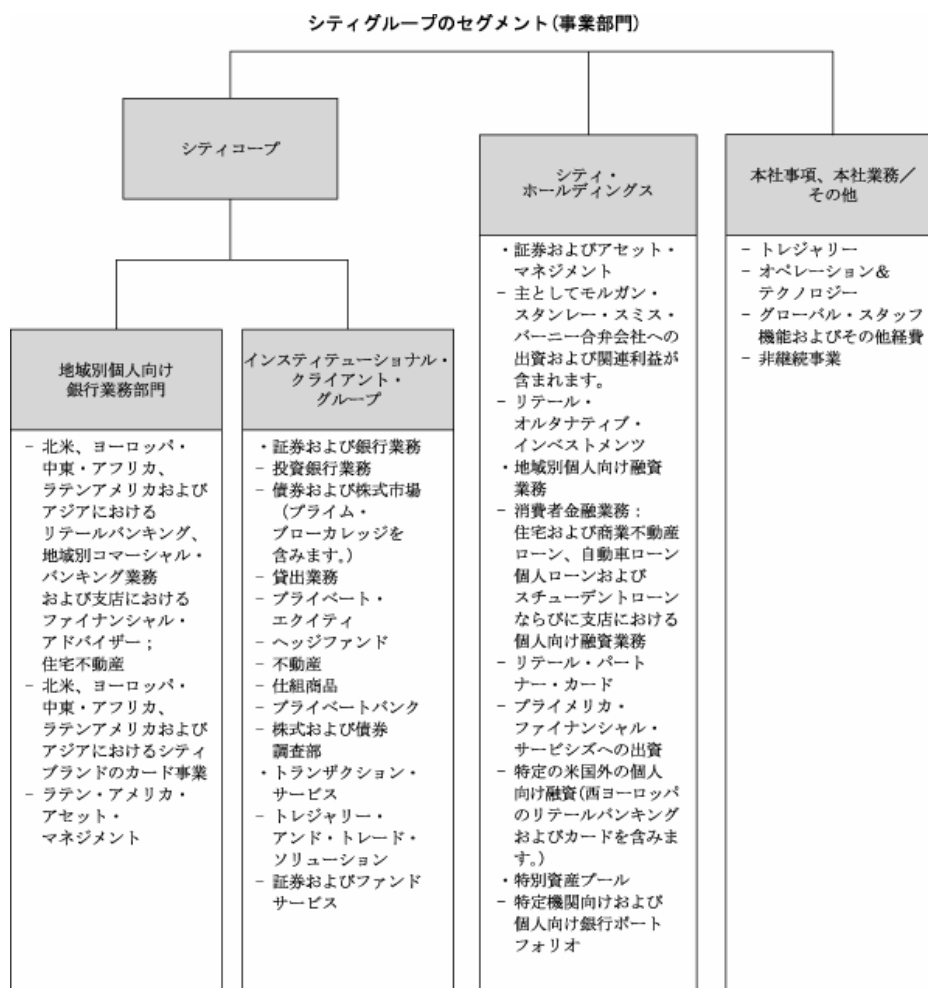
シティグループの財政状態および経営成績に重大な影響を及ぼす可能性のある一定のリスクおよび不確実性についての議論は、下記「リスク要因」をご参照ください。

過去の期間の財務諸表は、当期の表示と一致させるために一定の組替えが行われています。

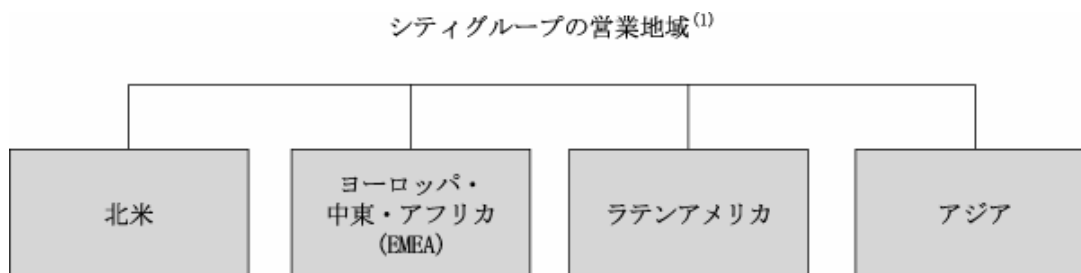
SFAS第166号／第167号の適用の影響

すでに開示されているとおり、2010年1月1日から、シティグループは会計基準編纂書（以下「ASC」といいます。）860「譲渡およびサービス業務」（従前のSFAS第166号「金融資産の譲渡の会計処理、FASB基準書第140号の修正」（以下「SFAS第166号」といいます。)) およびASC810「連結」（従前のSFAS第167号「FASB解釈指針第46(R)号の改訂」（以下「SFAS第167号」といいます。)) を適用しています。これらの基準の適用には、いくつかある要件の中でもとりわけ、シティのクレジットカード証券化信託の一部を連結し、これらの信託へのクレジットカード債権の譲渡の売却処理を停止する要件が含まれます。この結果、報告および管理ベースでの表示は、2010年1月1日からの期間について比較可能です。比較の目的のため、過去の期間の収益、正味貸倒損失、貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額、ならびに貸出金は、本フォーム10-Kでは管理ベースの記載があるものについては管理ベースで表示されています。管理ベースでの表示は、シティの地域別個人向け銀行業務部門—北米およびシティ・ホールディングスの地域別個人向け融資業務における北米シティ・ブランドおよびリテール・パートナー・クレジットカード事業、ならびにそれらを含む合計にのみ適用されました。SFAS第166号／第167号の適用およびそのシティグループへの影響の詳細な議論については、「資本の源泉および流動性」および連結財務諸表注記1をご参照ください。

上記のとおり、シティグループは、以下のセグメントに沿って管理されています。



以下は、シティグループが事業を営んでいる4地域です。地域別業績は、上記のセグメント別業績に完全に反映されています。



(1) アジアは日本を、ラテンアメリカはメキシコを、ならびに北米は米国、カナダおよびプエルトリコを含みます。

財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析

エグゼクティブ・サマリー

2010年度の業績の概要

2010年度中、シティは、シティコープにおけるシティの中核事業、すなわち地域別個人向け銀行業務部門、証券および銀行業務ならびにトランザクション・サービスを成長させ、これらに投資する戦略を引き続き実践すると同時に、シティ・ホールディングスにおいては資産および事業を経済的に合理的な方法により縮小する戦略を引き続き実践しました。

シティグループ

シティグループは、2009年度の純損失16億ドルに対し、2010年度は106億ドルの純利益を計上しました。希薄化後1株当たり利益は、前年比で、2009年度の1株当たり0.80ドルの損失に対し、2010年度は1株当たり0.35ドル、また純収益は、前年比で、2009年度の911億ドルに対し、2010年度は866億ドルでした。報告ベースでは、純利息収益は、57億ドルまたは12パーセント増加して、2010年度は547億ドルとなりました。これは主としてSFAS第166号／第167号の適用によるものですが、シティ・ホールディングスにおいて引き続き行われた高利回り資産の払出しおよび低利回り証券への投資により一部相殺されています。利息以外の収益は、約578百万ドルまたは2パーセント改善して、2010年度は319億ドルとなりました。これは主として、シティ・ホールディングスの特別資産プールにおいて2009年度は46億ドルの損失であったのに対し、2010年度は総収益20億ドルを計上したこと、2009年度のスミス・バーニー売却益111億ドル、2009年7月および9月に完了した公募および私募転換提案に関連する税引前利益14億ドル、ならびに2009年12月におけるTARP返済および米国政府との損失分担に関する合意の終了に関連する税引前損失101億ドルによるものでした。

シティコープ

厳しい市場環境が継続しているにもかかわらず、シティコープの純利益は引き続き好調で、2009年度の153億ドルに対して2010年度は149億ドルを計上しました。その半分以上はアジアおよびラテンアメリカにおける収益によるものでした。シティコープの2010年度収益が656億ドル（地域別個人向け銀行業務部門の収益は前年比3パーセント増およびトランザクション・サービスの収益は前年比3パーセント増でしたが、証券および銀行業務部門の収益減により相殺されています。）であったことが示しているとおり、シティの中核事業基盤は引き続き堅調でした。

米国外地域別個人向け銀行部門における業績の主要因は、北米外の地域における2010年の経済回復の加速化およびシティによる投資支出の増加の影響を反映して以下のとおりとなりました。

- ・収益は、前年より9パーセント増加して177億ドル
- ・純利益は、2倍を超える42億ドル
- ・平均預金残高および平均貸出金はそれぞれ前年度比12パーセントの増加
- ・カード取扱高は前年度比17パーセントの増加

証券および銀行業務の収益は15パーセント減少し、2010年度は231億ドルでした。信用評価調整（以下「CVA」といいます。）の影響を除くと、収益は前年度比で19パーセント減少して235億ドルでした。この減少は、主として、2010年度が2009年度に比べ、顧客による市場活動が全般的に低下したこと、および世界の資金市場の状況がさらに厳しくなったことによります。2009年度は、とりわけ上半期において、債券市場が堅実で投資銀行業における顧客の活動が活発だったことにより、特に好調な年でした。

シティ・ホールディングス

シティ・ホールディングスの純損失は2009年度の89億ドルより52パーセント減少し、42億ドルでした。収益の減少は、2009年度のスミス・バーニー売却による税引前利益111億ドルが当年度にはなかったこと、ならびに資産の売却および純返済額の減少に伴う貸出金残高の減少によるものでした。

シティ・ホールディングスの資産は、2009年度末の4,870億ドルから1,280億ドル（26パーセント）減少し、2010年度末は3,590億ドルでした。2010年1月1日の貸借対照表上に約430億ドルの資産の増加をもたらしたSFAS第166号／第167号の適用の影響を調整すると、シティ・ホールディングスの資産は2010年度中に1,710億ドル減少しました。その内訳は主として以下のとおりです。

- ・ 資産の売却および事業の処分による1,080億ドル
- ・ 正味払出額および償還による500億ドル
- ・ 正味与信費用および純資産項目130億ドル

2010年12月31日現在、シティ・ホールディングスがシティグループの資産に占める割合は、2008年度第1四半期の38パーセントに対し、19パーセントでした。2010年12月31日において、シティ・ホールディングスのリスク加重資産は約3,300億ドル、またはシティグループ全体のリスク加重資産の34パーセントでした。

与信費用

世界的な与信状況は引き続き回復し、2010年度第4四半期の与信費用は6四半期連続して改善が見られました。通年では、シティグループの正味貸倒損失は、すべての地域において正味貸倒損失が改善したことを反映し、前年比で114億ドルまたは27パーセント減少して2010年度は309億ドルでした。2010年度中、主として米国外の地域別個人向け銀行業務部門、地域別個人向け融資業務のリテール・パートナー・カードおよび法人向け貸出金ポートフォリオに牽引され、シティの貸倒引当金および未実行貸出約定に関する引当金は、58億ドルの戻入れでした（2009年度は83億ドルの繰入れ）。貸倒引当金繰入れ額および保険給付準備金繰入れ額合計は、前年比で50パーセント減少して、2010年度は260億ドルでした。

シティコープの正味貸倒損失は、前年比で10パーセント減少し、118億ドルでした。シティコープの貸倒引当金および未実行貸出約定に関する引当金は、22億ドルの戻入れでした（2009年度は29億ドルの繰入れ）。シティ・ホールディングスの正味貸倒損失は、前年比で35パーセント減少し、191億ドルでした。シティ・ホールディングスの貸倒引当金および未実行貸出約定に関する引当金は、36億ドル

の戻入れでした（2009年度は54億ドルの繰入れ）。

営業費用

シティグループの営業費用は、シティコープにおける投資支出の増加、外貨換算およびインフレをシティ・ホールディングスにおける費用削減が上回ったことにより、前年度より1パーセント減少し、2010年度は474億ドルでした。シティコープでは、主としてシティコープの全事業部門における投資支出の増加ならびに外貨換算およびインフレにより、営業費用は前年度より10パーセント増加し359億ドルでした。シティ・ホールディングスでは、引き続き資産の圧縮が行われたことにより、営業費用は前年度より31パーセント減少し96億ドルでした。

資本および貸倒引当金の状況

シティは2010年度中にTier 1 普通資本およびTier 1 自己資本比率を増加させました。2010年12月31日、シティのTier 1 普通資本比率は10.8パーセント、Tier 1 自己資本比率は12.9パーセントでした。これに対し、2009年12月31日現在はそれぞれ9.6パーセントおよび11.7パーセントでした。Tier 1 普通資本は、第1四半期にSFAS第166号／第167号の適用の影響により142億ドルの圧縮を反映した後でも、前年度からほぼ横ばいで、1,050億ドルでした。一方、リスク加重資産の合計は10パーセント減少して9,780億ドルでした。

シティグループの当年度末の貸倒引当金の合計は407億ドルで、前年度より46億ドルまたは13パーセント増加しました。これは2010年1月1日のSFAS第166号／第167号の適用の影響による134億ドルが追加されたことを反映したものでした。貸倒引当金は、2010年12月31日現在、貸出金合計の6.31パーセントおよび未収利息非計上貸出金の209パーセントであり、それぞれ2009年度末の6.09パーセントおよび114パーセントから増加しました。個人向け貸出金の貸倒引当金は2010年12月31日現在354億ドル（2009年12月31日現在は284億ドル）で、貸出金合計の7.77パーセント（2009年12月31日現在は6.70パーセント）でした。

流動性および資金調達

シティグループは高レベルの流動性を維持し、流動性リソース（主要な中央銀行における現金および担保権の設定されていない流動性の高い証券を含みます。）の合計は、2009年度末の3,160億ドルより増加し、2010年度末は3,220億ドルでした。シティはまた、預金基盤を引き続き拡大させ、2010年度末の預金は8,450億ドルでした。これは2009年度末より1パーセントの増加です。構造的流動性（資産合計に占める預金、長期債務および株式の比率と定義されます。）は引き続き好調で、2010年12月31日現在、73パーセントでした。これは2009年12月31日現在からは変化がなく、2008年12月31日現在の66パーセントから増加しました。

シティグループは、好調な流動性ポジションおよびシティ・ホールディングスにおける資産圧縮による利益により、2010年度に約220億ドルの長期債務（現地国債および証券化を除きます。）を発行しましたが、これは2010年度における長期債務の半分をやや上回ります。詳細な情報は、下記「資本の源泉および流動性」―「資本調達および流動性」をご参照ください。

2011年度景気見通し

2011年度、経営陣は、シティコープにおける中核の事業基盤における成長および投資に引き続き注力すると同時に、シティ・ホールディングスの経済的な合理化に引き続き注力します。しかしながら、シティグループの業績は、世界経済およびシティが事業を行っている地域における規制環境等、シティグループが制御できない要因により引き続き影響を受けるでしょう。とりわけ、米国のマクロ経済環境は、依然として高い失業率ならびに住宅価格等の住宅市場における圧力および不確実性が継続し、引き続き厳しい状況です。その上、2010年ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「金融改革法」といいます。）の継続的施行は、現在も行われている規制の制定および解釈に関する広範な問題、さらにはバーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」といいます。）および米国の規制当局によって採択される銀行持株会社に対する新自己資本基準と併せて、2011年度においても不確実性の重大な要因であり続けるでしょう。さらに、FDICの預金保険料の算定方法への変更は2011年度第2四半期に有効となりますが、シティの利益にマイナスの影響を及ぼすこととなるでしょう（これらの要因の詳細については、下記「資本の源泉および流動性」および「リスク要因」をご参照ください。）。

シティコープにおいて、証券および銀行業務の2011年度業績は、顧客の活動レベルに加えて、マクロ経済状況、市場評価および相場の変動、金利ならびにその他の市場要因に左右されるでしょう。トランザクション・サービスの業績もまた、マクロ経済、ならびに金利水準、世界経済および貿易活動、資本市場の変動、外国為替および市場評価等の市場要因に引き続き左右されるでしょう。

地域別個人向け銀行業務部門において、2011年度中の業績は、北米と北米外の地域の異なる動向によって牽引されることが予想されます。北米において、経済回復が持続するならば、貸出金への需要が回復し始めると仮定すると、収益は、とりわけ下半期において穏やかに増加する可能性があります。しかしながら、北米の正味与信マージンは、主に正味貸倒損失の改善によって引き続き牽引されるでしょう。米国外では、当該地域において経済拡大が継続するとすれば、投資支出によってスプレッドの縮小を上回る取引高の増加が引き続きもたらされるはずであるため、正味与信マージンは、とりわけ下半期における収益の増加に牽引されるでしょう。米国外の与信費用は、貸出金ポートフォリオの拡大を反映して、2011年度は増加することが予想されます。

シティ・ホールディングスにおいて、地域別個人向け融資業務の収益は、返済および資産売却による貸出金残高の縮小を反映して引き続き減少するでしょう。現在の延滞傾向および実践中の損失軽減のための取組みの成果に基づき、与信費用は引き続き改善するものと予想されます。しかしながら、全般的に、地域別個人向け融資業務が引き続きシティ・ホールディングスの業績を左右するでしょう。

当社はシティコープへの投資を継続する一方でシティ・ホールディングスの合理化およびコスト統制を継続するため、営業費用は、四半期にわたってかなりの変動が見られると予想されます。シティは現在、正味利息マージン（以下「NIM」といいます。）が2011年度第1四半期において引き続き圧力を受けるものと予想していますが、投資における低利回りの持続および高利回りの貸出金資産の払出しに牽引されて、NIMは2011年度の残りの期間に安定し始める可能性があります。

経営成績

抜粋財務指標の過去5年間の推移 — 1 ページ目

シティグループおよび連結子会社

(単位：百万ドル)

1株当たり金額、比率および常勤従業員を除きます。)

	2010年度 ⁽¹⁾⁽²⁾	2009年度 ⁽²⁾	2008年度 ⁽²⁾	2007年度 ⁽²⁾	2006年度 ⁽²⁾
純利息収益	\$ 54,652	\$ 48,914	\$ 53,749	\$ 45,389	\$ 37,928
利息以外の収益	31,949	31,371	(2,150)	31,911	48,399
支払利息控除後収益	\$ 86,601	\$ 80,285	\$ 51,599	\$ 77,300	\$ 86,327
営業費用	47,375	47,822	69,240	58,737	50,301
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額	26,042	40,262	34,714	17,917	7,537
法人税等控除前の継続事業からの利益 (損失)	\$ 13,184	\$ (7,799)	\$ (52,355)	\$ 646	\$ 28,489
法人税等 (便益)	2,233	(6,733)	(20,326)	(2,546)	7,749
継続事業からの利益 (損失)	\$ 10,951	\$ (1,066)	\$ (32,029)	\$ 3,192	\$ 20,740
法人税等控除後の非継続事業からの利益 (損失)⁽³⁾	(68)	(445)	4,002	708	1,087
非支配持分控除前当期利益 (損失)	\$ 10,883	\$ (1,511)	\$ (28,027)	\$ 3,900	\$ 21,827
非支配持分に帰属する当期利益 (損失)	281	95	(343)	283	289
シティグループ当期利益 (損失)	\$ 10,602	\$ (1,606)	\$ (27,684)	\$ 3,617	\$ 21,538
控除:					
優先配当—基本	\$ 9	\$ 2,988	\$ 1,695	\$ 36	\$ 64
125億ドルの優先転換株式の私募発行に関する転換価格修正の影響—基本	-	1,285	-	-	-
優先株式シリーズHの割引利回りの調整—基本	-	123	37	-	-
公募および私募優先株式転換提案の影響	-	3,242	-	-	-
参加証券へ割り当てられた配当および利益 (基本1株当たり利益に適用される失効分控除後)	90	2	221	261	512
非制限普通株主に割り当てられた基本1株当たり利益 (損失)	\$ 10,503	\$ (9,246)	\$ (29,637)	\$ 3,320	\$ 20,962
控除: 優先転換株式配当	-	(540)	(877)	-	-
追加: 参加証券へ割り当てられた配当および利益の増分 (基本1株当たり利益に適用される失効分控除後)	2	-	-	-	2
非制限普通株主に割り当てられた希薄化後1株当たり利益 (損失)	\$ 10,505	\$ (8,706)	\$ (28,760)	\$ 3,320	\$ 20,964
基本1株当たり利益					
継続事業からの利益 (損失)	0.37	(0.76)	(6.39)	0.53	4.07
当期利益 (損失)	0.36	(0.80)	(5.63)	0.68	4.29
希薄化後1株当たり利益⁽⁴⁾					
継続事業からの利益 (損失)	\$ 0.35	\$ (0.76)	\$ (6.39)	\$ 0.53	\$ 4.05
当期利益 (損失)	0.35	(0.80)	(5.63)	0.67	4.27
普通株式1株当たり配当宣言額	0.00	0.01	1.12	2.16	1.96

記述は表の注記も含め、次のページに続きます。

抜粋財務指標の過去5年間の推移 — 2 ページ目

シティグループおよび連結子会社

(単位：百万ドル)

1株当たり金額、比率および常勤従業員を除きます。)

	2010年度 ⁽¹⁾	2009年度 ⁽²⁾	2008年度 ⁽²⁾	2007年度 ⁽²⁾	2006年度 ⁽²⁾
12月31日現在					
資産合計	\$ 1,913,902	\$1,856,646	\$ 1,938,470	\$ 2,187,480	\$ 1,884,167
預金合計	844,968	835,903	774,185	826,230	712,041
長期債務	381,183	364,019	359,593	427,112	288,494
信託子会社の強制償還可能証券（長期債務に含まれます。）	18,131	19,345	24,060	23,756	8,972
普通株主持分	163,156	152,388	70,966	113,447	118,632
株主持分合計	163,468	152,700	141,630	113,447	119,632
常勤従業員(単位：千人)	260	265	323	375	327
比率					
平均普通株主持分利益率 ⁽⁵⁾	6.8%	(9.4)%	(28.8)%	2.9%	18.8%
平均株主持分合計利益率 ⁽⁵⁾	6.8	(1.1)	(20.9)	3.0	18.7
Tier 1 普通資本 ⁽⁶⁾	10.75%	9.60%	2.30%	5.02%	7.49%
Tier 1 資本	12.91	11.67	11.92	7.12	8.59
資本合計	16.59	15.25	15.70	10.70	11.65
レバレッジ ⁽⁷⁾	6.60	6.87	6.08	4.03	5.16
資産普通株主持分比率	8.52%	8.21%	3.66%	5.19%	6.30%
資産株主持分合計比率	8.54	8.22	7.31	5.19	6.35
配当性向 ⁽⁸⁾	NM	NM	NM	322.4	45.9
普通株式1株当たり簿価	\$ 5.61	\$ 5.35	\$ 13.02	\$ 22.71	\$ 24.15
固定費および優先株式配当に対する利益率	1.52倍	NM	NM	1.01倍	1.50倍

(1) 2010年1月1日、シティグループはSFAS第166号/第167号を適用しました。過年度においては当該基準が非適用的に適用されているため修正されていません。連結財務諸表注記1をご参照ください。

(2) 2009年1月1日、シティグループはSFAS第160号「連結財務諸表における非支配持分」(現在、ASC810-10-45-15「連結子会社の非支配持分」) およびFSP EITF第03-6-1号「株式報酬取引において付与された金融商品が参加証券であるか否かの判定」(現在、ASC260-10-45-59A「1株当たり利益：参加証券および2種方式」)を採用しました。過年度の数値は当期の表示に一致するよう適及修正されています。

(3) 2006年度から2009年度の非継続事業には、日興コーディアル証券の株式会社三井住友銀行への売却、シティグループのドイツのリテール・バンキング事業のクレディ・ミュチュエルへの売却およびシティキャピタルの設備ファイナンス部門のゼネラル・エレクトリックへの売却が反映されています。また、2006年度の非継続事業には、シティグループのアセット・マネジメント部門の実質すべての売却に関する事業およびその関係収益が含まれます。2006年度から2010年度の非継続事業には、シティグループのトラベラーズ・ライフ・アンド・アニュイティ、シティグループの米国外保険事業の実質すべておよびメットライフ・インクに売却したシティグループのアルゼンチンでの年金事業に関する事業およびその関係収益も含まれます。2010年下半期における非継続事業にはスチュエーデント・ローン・コーポレーションの売却も反映されています。連結財務諸表注記3をご参照ください。

(4) 2009年度および2008年度において非制限普通株主に割り当てられた利益がマイナスであったため、希薄化後1株当たり利益の計算には、基本株式数および非制限普通株主に割り当てられた利益(基本)を用いて計算されています。希薄化後の株式数および非制限普通株主に割り当てられた利益を用いた場合、逆希薄化効果がもたらされることとなります。

(5) 平均普通株主持分利益率は、優先株式配当を控除した当期利益を平均普通株主持分で除したものをを用いて計算されます。株主持分合計利益率は、平均株主持分で除した当期利益を用いて計算されます。

(6) 銀行規制当局が定義するように、Tier 1 普通資本比率は、適格永久優先株式、子会社に対する適格非支配持分および信託子会社の適格強制償還可能証券控除後のTier 1 資本をリスク加重資産で除したものを表しています。

(7) レバレッジ比率はTier 1 資本を調整後平均資産合計で除した割合を表しています。

(8) 希薄化後1株当たり当期利益に占める普通株式1株当たり配当宣言額の割合。

NM：重要ではありません。

セグメント別、事業別および商品別にみた利益（損失）および収益

以下の表は、シティグループのセグメント別、事業別および商品別にみた利益（損失）および収益を示したものです。

シティグループの利益（損失）

(単位：百万ドル)	2010年度	2009年度	2008年度	変動率(%) 2010年度/ 2009年度	変動率(%) 2009年度/ 2008年度
継続事業からの利益（損失）					
シティコープ					
地域別個人向け銀行業務部門					
北米	\$ 607	\$ 730	\$ (1,504)	(17)%	NM
ヨーロッパ・中東・アフリカ	103	(209)	50	NM	NM
ラテンアメリカ	1,885	525	(3,083)	NM	NM
アジア	2,172	1,432	1,770	52	(19)%
合計	\$ 4,767	\$ 2,478	\$ (2,767)	92%	NM
証券および銀行業務					
北米	\$ 2,537	\$ 2,385	\$ 2,395	6%	-
ヨーロッパ・中東・アフリカ	1,832	3,426	588	(47)	NM
ラテンアメリカ	1,072	1,536	1,113	(30)	38%
アジア	1,138	1,838	1,970	(38)	(7)
合計	\$ 6,579	\$ 9,185	\$ 6,066	(28)%	51%
トランザクション・サービス					
北米	\$ 544	\$ 615	\$ 323	(12)%	90%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	1,224	1,287	1,246	(5)	3
ラテンアメリカ	653	604	588	8	3
アジア	1,253	1,230	1,196	2	3
合計	\$ 3,674	\$ 3,736	\$ 3,353	(2)%	11%
インスティテューショナル・クライアント・グループ	\$ 10,253	\$ 12,921	\$ 9,419	(21)%	37%
シティコープ合計	\$ 15,020	\$ 15,399	\$ 6,652	(2)%	NM
シティ・ホールディングス					
証券およびアセット・マネジメント	\$ (203)	\$ 6,937	\$ (851)	NM	NM
地域別個人向け融資業務	(4,993)	(10,416)	(8,357)	52%	(25)%
特別資産プール	1,173	(5,369)	(27,289)	NM	80
シティ・ホールディングス合計	\$ (4,023)	\$ (8,848)	\$ (36,497)	55%	76%
本社事項、本社業務/その他	\$ (46)	\$ (7,617)	\$ (2,184)	99%	NM
継続事業からの利益（損失）	\$ 10,951	\$ (1,066)	\$ (32,029)	NM	97%
非継続事業	\$ (68)	\$ (445)	\$ 4,002	NM	NM
非支配持分に帰属する当期利益（損失）	281	95	(343)	NM	NM
シティグループ純利益（損失）	\$ 10,602	\$ (1,606)	\$ (27,684)	NM	94%

NM：重要ではありません。

シティグループの収益

(単位：百万ドル)	2010年度	2009年度	2008年度	変動率(%)	変動率(%)
				2010年度／ 2009年度	2009年度／ 2008年度
シティコープ					
地域別個人向け銀行業務部門					
北米	\$ 14,790	\$ 8,576	\$ 8,607	72%	-%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	1,511	1,555	1,865	(3)	(17)
ラテンアメリカ	8,727	7,917	9,488	10	(17)
アジア	7,414	6,766	7,461	10	(9)
合計	\$ 32,442	\$ 24,814	\$ 27,421	31%	(10)%
証券および銀行業務					
北米	\$ 9,392	\$ 8,833	\$ 10,821	6%	(18)%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	6,842	10,049	5,963	(32)	69
ラテンアメリカ	2,532	3,421	2,374	(26)	44
アジア	4,318	4,806	5,570	(10)	(14)
合計	\$ 23,084	\$ 27,109	\$ 24,728	(15)%	10%
トランザクション・サービス					
北米	\$ 2,483	\$ 2,526	\$ 2,161	(2)%	17%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	3,356	3,389	3,677	(1)	(8)
ラテンアメリカ	1,490	1,373	1,439	9	(5)
アジア	2,705	2,501	2,669	8	(6)
合計	\$ 10,034	\$ 9,789	\$ 9,946	3%	(2)%
インスティテューショナル・クライアント・グループ	\$ 33,118	\$ 36,898	\$ 34,674	(10)%	6%
シティコープ合計	\$ 65,560	\$ 61,712	\$ 62,095	6%	(1)%
シティ・ホールディングス					
証券およびアセット・マネジメント	\$ 609	\$ 14,623	\$ 7,963	(96)%	84%
地域別個人向け融資業務	15,826	17,765	23,498	(11)	(24)
特別資産プール	2,852	(3,260)	(39,699)	NM	92
シティ・ホールディングス合計	\$ 19,287	\$ 29,128	\$ (8,238)	(34)%	NM
本社事項、本社業務／その他	\$ 1,754	\$ (10,555)	\$ (2,258)	NM	NM
純収益合計	\$ 86,601	\$ 80,285	\$ 51,599	8%	56%

NM：重要ではありません。

シティコープ

シティコープは個人顧客および法人顧客のための当社のグローバルな銀行であり、シティの中核的な事業基盤です。シティコープは、クラス最高の商品とサービスを顧客に提供すること、およびシティグループの比類のないグローバル・ネットワークを活用することに重点的に取り組んでいます。シティコープは、約100ヶ国に、多くは100年以上にわたって、実際に拠点をもち、160を超える国および地域でサービスを提供しています。シティは、このグローバル・ネットワークが、大規模で多国籍にわたる顧客の金融サービスに対する幅広いニーズに応えるため、また世界中のリテール、プライベート・バンキング、法人、公共部門および機関投資家の顧客のニーズを満たすための強力な基盤になっていると考えています。シティグループはその世界的な事業範囲を、力強い成長分野であるとシティが考える世界中の新興経済に拡大しています。2010年12月31日現在、シティコープが保有する資産は約1.3兆ドル、預金高は7,600億ドルで、それぞれシティの資産合計の約67パーセント、および預金の約90パーセントを占めました。

シティコープは以下の事業部門で構成されています。すなわち、地域別個人向け銀行業務部門（4つの地域 - 北米、ヨーロッパ・中東・アフリカ、ラテンアメリカおよびアジア - におけるリテール・バンキングおよびシティブランドのカードを含みます。）およびインスティテューショナル・クライアント・グループ（証券および銀行業務ならびにトランザクション・サービスを含みます。）です。

(単位：百万ドル)	2010年度	2009年度	2008年度	変動率(%) 2010年度/ 2009年度	変動率(%) 2009年度/ 2008年度
純利息収益	\$ 38,820	\$ 34,432	\$ 35,328	13%	(3)%
利息以外の収益	26,740	27,280	26,767	(2)	2
支払利息控除後収益合計	\$ 65,560	\$ 61,712	\$ 62,095	6%	(1)%
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額					
正味貸倒損失	\$ 11,789	\$ 6,155	\$ 4,984	92%	23%
貸倒引当金繰入額（戻入額）	(2,167)	2,715	3,405	NM	(20)
貸倒引当金繰入額	\$ 9,622	\$ 8,870	\$ 8,389	8%	6%
保険給付準備金繰入額	151	164	176	(8)	(7)
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額	(32)	138	(191)	NM	NM
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額合計	\$ 9,741	\$ 9,172	\$ 8,374	6%	10%
営業費用合計	\$ 35,859	\$ 32,640	\$ 44,625	10%	(27)%
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 19,960	\$ 19,900	\$ 9,096	-	NM
法人税等	4,940	4,501	2,444	10%	84%
継続事業からの利益	\$ 15,020	\$ 15,399	\$ 6,652	(2)%	NM
非支配持分に帰属する当期利益	122	68	29	79	NM
シティコープ当期利益	\$ 14,898	\$ 15,331	\$ 6,623	(3)%	NM
貸借対照表データ (単位：十億ドル)					
EOP資産合計	\$ 1,283	\$ 1,138	\$ 1,067	13%	7%
平均資産	1,257	1,088	1,325	16%	(18)%
EOP預金合計	760	734	675	4%	9%

NM：重要ではありません。

地域別個人向け銀行業務部門

地域別個人向け銀行業務部門（以下「RCB」といいます。）は、リテール顧客に伝統的な銀行業務を提供するシティグループの4つのRCB事業で構成されています。RCBには、シティグループのブランドのカード事業およびシティの地域別商業銀行業務も含まれます。RCBは世界39ヶ国に4,200を超える支店を擁する世界的な多角的事業です。2010年度中におけるRCB収益合計の54パーセントは、北米以外の地域からもたらされました。また、米国外収益および貸出金の大部分は、アジア、ラテンアメリカ、中央・東ヨーロッパおよび中東の新興経済からの収益でした。2010年12月31日現在、RCBが保有する資産は3,300億ドルであり、預金高は3,090億ドルでした。

	2010年度	2009年度	2008年度	変動率(%) 2010年度/ 2009年度	変動率(%) 2009年度/ 2008年度
<i>(単位: 百万ドル)</i>					
純利息収益	\$ 23,244	\$ 16,404	\$ 17,275	42 %	(5) %
利息以外の収益	9,198	8,410	10,146	9	(17)
支払利息控除後収益合計	\$ 32,442	\$ 24,814	\$ 27,421	31 %	(10) %
営業費用合計	\$ 16,454	\$ 15,041	\$ 23,618	9 %	(36) %
正味貸倒損失	\$ 11,221	\$ 5,410	\$ 4,068	NM	33 %
貸倒引当金繰入額 (戻入額)	(1,543)	1,819	2,091	NM	(13)
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額	(4)	-	-	-	-
保険給付準備金繰入額	151	164	176	(8) %	(7)
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額	\$ 9,825	\$ 7,393	\$ 6,335	33 %	17 %
法人税等控除前の継続事業からの利益 (損失)	\$ 6,163	\$ 2,380	\$ (2,532)	NM	NM
法人税等 (便益)	1,396	(98)	235	NM	NM
継続事業からの利益 (損失)	\$ 4,767	\$ 2,478	\$ (2,767)	92 %	NM
非支配持分に帰属する当期利益 (損失)	(9)	-	11	-	(100)
当期利益 (損失)	\$ 4,776	\$ 2,478	\$ (2,778)	93 %	NM
<i>(単位: 十億ドル)</i>					
平均資産	\$ 311	\$ 242	\$ 268	29 %	(10) %
資産利益率	1.54%	1.02%	(1.04) %		
EOP資産合計	\$ 330	\$ 256	\$ 245	29	5
<i>(単位: 十億ドル)</i>					
平均預金高	295	275	269	7	2
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合 (%)	5.07%	3.63%	2.58 %		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 15,834	\$ 14,842	\$ 15,427	7 %	(4) %
シティブランドのカード	16,608	9,972	11,994	67	(17)
合計	\$ 32,442	\$ 24,814	\$ 27,421	31 %	(10) %
事業部門別の継続事業からの利益 (損失)					
リテール・バンキング	\$ 3,231	\$ 2,593	\$ (3,592)	25%	NM
シティブランドのカード	1,536	(115)	825	NM	NM
合計	\$ 4,767	\$ 2,478	\$ (2,767)	92%	NM

NM: 重要ではありません。

地域別個人向け銀行業務部門—北米

地域別個人向け銀行業務部門—北米（以下「NA RCB」といいます。）は、米国のリテール顧客および中小企業に伝統的な銀行業務およびシティブランドのカード業務を提供しています。NA RCBの約1,000店のリテール・バンク支店と1,310万のリテール顧客口座は、主としてニューヨーク、ロサンゼルス、サンフランシスコ、シカゴ、マイアミ、ワシントンD.C.、ボストンおよびフィラデルフィアといった大都市圏、ならびにテキサス州の一定の大都市に集中しています。2010年12月31日現在、NA RCBは、リテール・バンキング貸出金および住宅不動産貸出金307億ドルならびに平均預金高1,448億ドルを保有していました。加えて、NA RCBは、2,120万のシティブランドのクレジットカード口座を保有しており、その貸出金残高は775億ドルでした。

(単位：百万ドル)	2010年度	2009年度	2008年度	変動率(%) 2010年度/ 2009年度	変動率(%) 2009年度/ 2008年度
純利息収益	\$ 11,216	\$ 5,204	\$ 4,332	NM	20%
利息以外の収益	3,574	3,372	4,275	6%	(21)
支払利息控除後収益合計	\$ 14,790	\$ 8,576	\$ 8,607	72%	-
営業費用合計	\$ 6,224	\$ 5,987	\$ 9,105	4%	(34)%
正味貸倒損失	\$ 8,022	\$ 1,151	\$ 617	NM	87%
貸倒引当金繰入額（戻入額）	(313)	527	465	NM	13
保険給付準備金繰入額	24	50	4	(52)%	NM
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額	\$ 7,733	\$ 1,728	\$ 1,086	NM	59%
法人税等控除前の継続事業からの利益（損失）	\$ 833	\$ 861	\$ (1,584)	(3)%	NM
法人税等（便益）	226	131	(80)	73	NM
継続事業からの利益（損失）	\$ 607	\$ 730	\$ (1,504)	(17)%	NM
非支配持分に帰属する当期利益	-	-	-	-	-
当期利益（損失）	\$ 607	\$ 730	\$ (1,504)	(17)%	NM
平均資産高（単位：十億ドル）	\$ 119	\$ 73	\$ 75	63%	(3)%
平均預金高（単位：十億ドル）	145	140	125	4	12
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合（%）	7.48%	2.43%	1.39%		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 5,325	\$ 5,237	\$ 4,613	2%	14%
シティブランドのカード	9,465	3,339	3,994	NM	(16)
合計	\$ 14,790	\$ 8,576	\$ 8,607	72%	-
事業部門別の継続事業からの利益（損失）					
リテール・バンキング	\$ 771	\$ 805	\$ (1,714)	(4)%	NM
シティブランドのカード	(164)	(75)	210	NM	NM
合計	\$ 607	\$ 730	\$ (1,504)	(17)%	NM

NM：重要ではありません。

2010年度と2009年度の比較

支払利息控除後収益は前年度から72パーセント増加しましたが、これは主に2010年1月1日に施行されたSFAS第166号／第167号の適用に基づき、証券化クレジットカード債券を連結したことによるものです。比較ベースでは、支払利息控除後収益は前年度に比べて3パーセント減少しましたが、これは主としてシティブランドのカードの取引高の減少および2009年クレジットカード説明義務、責任および開示法（以下「CARD法」といいます。）がカード収益に与えた正味影響額によるものです。この減少は、抵当貸付関連の収益が改善したことにより、一部相殺されています。

純利息収益は、主にカード取引高が減少したこと（平均管理貸出金は前年同期に比べて7パーセント減少しました。）およびリテール・バンキングにおいて平均貸出金が11パーセント減少したことにより、比較ベースで6パーセント減少しました。預金残高における、前年度比4パーセントの増加は、

現在の金利環境におけるスプレッドの縮小により相殺されました。

利息以外の収益は、主にサービシング・ヘッジの結果が改善したことおよび抵当貸付における貸出金の売却益の増加により、前年度からの比較ベースで9パーセント増加しました。

営業費用は、2010年度第1四半期の訴訟関連引当金の影響およびマーケティング費用の増加により前年度から4パーセント増加しました。

貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額は、主にSFAS第166号／第167号の適用に基づき証券化クレジットカード債券を連結したことで60億ドル増加しました。比較ベースでは、貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額は、主に2010年度における正味貸倒引当金戻入額3億ドル（これに比べて前年度は貸倒引当金繰入額5億ドルでした。）およびシティブランドのカードのポートフォリオにおける正味貸倒損失の減少により、9億ドル（11パーセント）減少しました。また比較ベースでは、カード正味貸倒引当金比率が平均貸出金の減少により61ベース・ポイント上昇して、10.02パーセントとなりました。

2009年度と2008年度の比較

支払利息控除後収益は、証券化信託における貸倒損失の増加が、カードの正味利息マージンの増加、リテール・バンキング事業の取引高の増加および抵当貸付における貸出金の売却益の増加によって相殺されたことにより、ほぼ横ばいでした。

純利息収益は、シティブランドのカードにおけるCARD法関連での価格設定の値上げ措置や資金調達コストの低下の影響のほか、リテール・バンキング事業の預金および貸出金残高の増加（平均預金高は12パーセント、平均貸出金は11パーセント増加しています。）により、20パーセント増加しました。

利息以外の収益は21パーセント減少しましたが、これは、証券化信託における貸倒損失の増加および2008年度に計上したビザ株式の売却益349百万ドルおよびカードのポートフォリオ売却益170百万ドルが当年度はなかったことによるものでした。この減少は、主に抵当貸付における貸出金の売却益の増加によって相殺されました。

営業費用は34パーセント減少しました。2008年度におけるのれんの減損費用23億ドルを除外すると、リエンジニアリングへの取組みによる費用効果、マーケティング費用の減少、および、2008年度に計上したリポジショニング費用217百万ドルが当年度はなかったことを反映し、かつ、2008年度に計上したビザ訴訟関連引当金の戻入れ159百万ドルが当年度はなかったことによる相殺を受けて、営業費用は12パーセント減少しました。

貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額は、主にカードおよびリテール・バンキングの両方で正味貸倒損失が増加したことにより、642百万ドル（59パーセント）増加しました。当該期間中に金融に関する先行指標が引き続き低迷したことおよびマクロ経済環境の動向（失業率の上昇および破産申立て件数の増加を含みます。）が、主として与信費用の増加につながりました。カードの管理正味貸倒損失率は376ベース・ポイント上昇して9.41パーセントとなり、リテール・バンキングの正味貸倒損失率は44ベース・ポイント上昇して0.90パーセントとなりました。

地域別個人向け銀行業務部門—ヨーロッパ・中東・アフリカ

地域別個人向け銀行業務部門—ヨーロッパ・中東・アフリカ（以下「EMEA RCB」といいます。）は、主として中央・東ヨーロッパ、中東およびアフリカにおいて、リテール顧客および中小企業に伝統的な銀行業務およびシティブランドのカード業務を提供しています。西ヨーロッパにおけるリテール・バンキング業務に関する残存業務はシティ・ホールディングスに含まれています。EMEA RCBは事業の全般的なリポジショニングを行い、広範囲に及ぶ販売戦略から、地域内の大都市市場に集中する重点戦略に移行しました。例外的に、バンク・ハンドローヴィは、ポーランドで広範な市場展開を行っています。EMEA RCBは、ポーランド、トルコ、ロシアおよびアラブ首長国連邦において、最大のプレゼンスを示しています。2010年12月31日現在、EMEA RCBは、298のリテール・バンク支店をもち、370万の顧客口座、44億ドルのリテール・バンキング貸出金および92億ドルの平均預金高を保有していました。加えて、同部門は、250万のシティブランドのカード口座を保有しており、その貸出金残高は28億ドルでした。

(単位：百万ドル)	2010年度	2009年度	2008年度	変動率(%) 2010年度/ 2009年度	変動率(%) 2009年度/ 2008年度
純利息収益	\$ 931	\$ 979	\$ 1,269	(5) %	(23) %
利息以外の収益	580	576	596	1	(3)
支払利息控除後収益合計	\$ 1,511	\$ 1,555	\$ 1,865	(3) %	(17) %
営業費用合計	\$ 1,169	\$ 1,094	\$ 1,500	7 %	(27) %
正味貸倒損失	\$ 320	\$ 487	\$ 237	(34) %	NM
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額	(4)	-	-	-	NM
貸倒引当金繰入額（戻入額）	(119)	307	75	NM	NM
貸倒引当金繰入額	\$ 197	\$ 794	\$ 312	(75) %	NM
法人税等控除前の継続事業からの利益（損失）	\$ 145	\$ (333)	\$ 53	NM	NM
法人税等（便益）	42	(124)	3	NM	NM
継続事業からの利益（損失）	\$ 103	\$ (209)	\$ 50	NM	NM
非支配持分に帰属する当期利益（損失）	(1)	-	12	-	(100) %
当期利益（損失）	\$ 104	\$ (209)	\$ 38	NM	NM
平均資産（単位：十億ドル）	\$ 10	\$ 11	\$ 13	(9) %	(15) %
資産利益率	1.04%	(1.90) %	0.29%	-	(18)
平均預金高（単位：十億ドル）	\$ 9	\$ 9	\$ 11	-	(18)
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合（%）	4.34%	5.81%	2.48%		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 830	\$ 889	\$ 1,160	(7) %	(23) %
シティブランドのカード	681	666	705	2	(6)
合計	\$ 1,511	\$ 1,555	\$ 1,865	(3) %	(17) %
事業部門別の継続事業からの利益（損失）					
リテール・バンキング	\$ (40)	\$ (179)	\$ (57)	78 %	NM
シティブランドのカード	143	(30)	107	NM	NM
合計	\$ 103	\$ (209)	\$ 50	NM	NM

NM：重要ではありません。

2010年度と2009年度の比較

支払利息控除後収益は、前年度から3パーセント減少しました。この減少は主に、EMEA RCB市場全域における、より良質なプロフィールを持つ顧客枠の新規獲得および既存の非戦略的顧客ポートフォリオの流動化といった貸出戦略のリポジショニングのために、貸出事業における収益が減少したことによるものでした。貸出金収益の減少は、14パーセント増加した管理資産の投資売却における45パーセントの成長により、一部相殺されました。

純利息収益は、リテール取扱高の減少により、昨年度から5パーセント減少し、リテール・バンキングへの平均貸出金も17パーセント減少しました。

利息以外の収益は、トルコにおける株式投資による収益の若干の増加を反映して、1パーセント増加しました。

営業費用は、戦略的投資支出、販売力の拡大ならびに規制および訴訟関連費用を反映して7パーセント増加しました。

貸倒引当金繰入額は、597百万ドル減少して197百万ドルになりました。正味貸倒損失額は487百万ドルから320百万ドルに減少し、2009年度は貸倒引当金の繰入れが307百万ドルであったのに比べて、2010年度は119百万ドルの戻入れがありました。この数字は、継続的改善が見られる当期中の与信の質を反映しています。

2009年度と2008年度の比較

支払利息控除後収益は17パーセント減少しました。収益の減少の半分以上は、外貨換算の影響に起因するものでした。その他の要因としては、ウェルス・マネジメント事業および貸出事業における収益が、信用引締めイニシアチブによる取引高の減少とスプレッドの縮小により減少したことがあげられます。投資商品の販売高は2009年度初めの市況の影響で26パーセント減少し、運用資産は年度末までに9パーセント増加しました。

純利息収益は、金利に対する外部からの競争圧力および資金調達コストの増加により、リテール・バンキング事業の平均貸出金が18パーセント減、平均預金高が18パーセント減となった結果、前年度から23パーセント減少しました。

利息以外の収益は、主に外貨換算の影響により、3パーセント減少しましたが、外貨換算の影響を除外すると、若干増加しました。

営業費用は、経費抑制策、マーケティング費用の減少、および外貨換算の影響を反映して、27パーセント減少しました。経費の削減は、支店の閉鎖、人員削減、およびプロセスのリエンジニアリングへの取組みによって達成されました。

貸倒引当金繰入額は、前年度から482百万ドル増の794百万ドルとなりました。正味貸倒損失は237百万ドルから487百万ドルまで増加し、貸倒引当金繰入額は75百万ドルから307百万ドルまで増加しました。与信費用が増加したのは、同期中において地域全体で引き続き信用が悪化したためです。

地域別個人向け銀行業務部門—ラテンアメリカ

地域別個人向け銀行業務部門—ラテンアメリカ（以下「LATAM RCB」といいます。）は、リテール顧客および中小企業に伝統的な銀行業務およびシティブランドのカード業務を提供しており、メキシコとブラジルで最大のプレゼンスを示しています。LATAM RCBには、ラテンアメリカ全域を網羅する支店ネットワークのほか、1,700以上の支店を擁するメキシコ第2位の銀行であるバナメックス、すなわちバンコ・ナシオナル・デ・メヒコが含まれています。2010年12月31日現在、LATAM RCBは2,190のリテール支店をもち、2,660万の顧客口座、213億ドルのリテール・バンキング貸出金残高および426億ドルの平均預金高を保有していました。加えて、同部門は、約1,250万のシティブランドのカード口座を保有しており、その貸出金残高は134億ドルでした。

(単位：百万ドル)	2010年度	2009年度	2008年度	変動率(%) 2010年度/ 2009年度	変動率(%) 2009年度/ 2008年度
純利息収益	\$ 6,009	\$ 5,399	\$ 6,604	11 %	(18) %
利息以外の収益	2,718	2,518	2,884	8	(13)
支払利息控除後収益合計	\$ 8,727	\$ 7,917	\$ 9,488	10 %	(17) %
営業費用合計	\$ 5,060	\$ 4,438	\$ 9,123	14 %	(51) %
正味貸倒損失	\$ 1,867	\$ 2,433	\$ 2,204	(23) %	10 %
貸倒引当金繰入額 (戻入額)	(826)	462	1,116	NM	(59)
保険給付準備金繰入額	127	114	172	11	(34)
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額	\$ 1,168	\$ 3,009	\$ 3,492	(61) %	(14) %
法人税等控除前の継続事業からの利益 (損失)	\$ 2,499	\$ 470	\$ (3,127)	NM	NM
法人税等 (便益)	614	(55)	(44)	NM	(25) %
継続事業からの利益 (損失)	\$ 1,885	\$ 525	\$ (3,083)	NM	NM
非支配持分に帰属する当期 (損失)	(8)	-	-	NM	-
当期利益 (損失)	\$ 1,893	\$ 525	\$ (3,083)	NM	NM
平均資産 (単位：十億ドル)	\$ 74	\$ 66	\$ 83	12 %	(20) %
資産利益率	2.56%	0.80%	(3.72) %		
平均預金高 (単位：十億ドル)	\$ 40	\$ 36	\$ 40	11 %	(10) %
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合 (%)	5.79%	8.52%	7.05 %		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 5,075	\$ 4,435	\$ 4,807	14 %	(8) %
シティブランドのカード	3,652	3,482	4,681	5	(26)
合計	\$ 8,727	\$ 7,917	\$ 9,488	10 %	(17) %
事業部門別の継続事業からの利益 (損失)					
リテール・バンキング	\$ 1,039	\$ 749	\$ (3,235)	39 %	NM
シティブランドのカード	846	(224)	152	NM	NM
合計	\$ 1,885	\$ 525	\$ (3,083)	NM	NM

NM：重要ではありません。

2010年度と2009年度の比較

支払利息控除後収益は貸出金取扱高の増加、リテール事業における管理投資資産の増加、および外貨換算の影響により、10パーセント増加しました。

純利息収益は、主にリテール事業における貸出金取扱高の増加および外貨換算の影響がスプレッドの縮小により相殺され、11パーセント増加しました。

利息以外の収益は、顧客の活動増加によりブランドカードの手数料収入が増加し、8パーセント増加しました。

営業費用は、主に投資および外貨換算の影響により、前年度に比べて14パーセント増加しました。2010年度における増加は、主に取引高の増加、投資支出の増加、および外貨換算の影響によってもた

らされました。

貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額は、主に貸倒引当金戻入額826百万ドル（これに対し、前年度は繰入額426百万ドルでした。）を反映して、61パーセント減少しました。この減少は、与信状況の改善、ポートフォリオの質の改善およびメキシコのブランド・カード・ポートフォリオによる正味貸倒金の減少が、とりわけ年々増加する取扱高に起因するクレジット費用の増加により一部相殺されたことによりもたらされました。

2009年度と2008年度の比較

支払利息控除後収益は、外貨換算の影響のほか、シティブランドのカードにおける取引の減少により、17パーセント減少しました。

純利息収益は、主として外貨換算の影響のほか、シティブランドのカードにおける取扱高の減少およびスプレッドの縮小が、リテール事業における貸出金、預金高および投資商品の販売の増加を相殺した結果、18パーセント減少しました。

利息以外の収益は、やはり外貨換算の影響と、顧客の活動の低下に伴うシティブランドのカードの手数料収入の減少により、13パーセント減少しました。

営業費用は51パーセント減少しましたが、これは主として、2008年度に計上したのれんの減損費用43億ドルが当年度はなかったこと、外貨換算の影響に伴う費用効果、および、主に2008年度末に実施された事業再構築活動による節減によるものでした。2008年度の事業再構築費用125百万ドルは、組織再編に関する費用効果257百万ドルによって相殺されました。主として選択的なマーケティング支出および投資支出により、2009年度第4四半期における費用はわずかに増加しました。

貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額は14パーセント減少しましたが、これは主として、取引高の減少に伴う貸倒引当金繰入額の減少、ポートフォリオの質の改善、およびポートフォリオのリポジショニングにより主にメキシコにおいてシティブランドのカードのポートフォリオの正味貸倒損失が減少したことを反映したものでした。

地域別個人向け銀行業務部門ーアジア

地域別個人向け銀行業務部門ーアジア（以下「Asia RCB」といいます。）は、リテール顧客および中小企業に伝統的な銀行業務およびシティブランドのカード業務を提供しており、韓国、日本、台湾、シンガポール、オーストラリア、香港、インド、およびインドネシアではシティが最大のプレゼンスを示しています。2010年12月31日現在、Asia RCBは、711のリテール支店、1,610万のリテール・バンキング口座、1,056億ドルの平均顧客預金、および612億ドルのリテール・バンキング貸出金を保有していました。加えて、同部門は、1,510万のシティブランドのカード口座を保有しており、貸出金残高は204億ドルでした。

(単位：百万ドル)	2010年度	2009年度	2008年度	変動率(%) 2010年度/ 2009年度	変動率(%) 2009年度/ 2008年度
純利息収益	\$ 5,088	\$ 4,822	\$ 5,070	6 %	(5) %
利息以外の収益	2,326	1,944	2,391	20	(19)
支払利息控除後収益合計	\$ 7,414	\$ 6,766	\$ 7,461	10 %	(9) %
営業費用合計	\$ 4,001	\$ 3,522	\$ 3,890	14 %	(9) %
正味貸倒損失	\$ 1,012	\$ 1,339	\$ 1,010	(24) %	33 %
貸倒引当金繰入額（戻入額）	(285)	523	435	NM	20
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額	\$ 727	\$ 1,862	\$ 1,445	(61) %	29 %
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 2,686	\$ 1,382	\$ 2,126	94 %	(35) %
法人税等（便益）	514	(50)	356	NM	NM
継続事業からの利益	\$ 2,172	\$ 1,432	\$ 1,770	52 %	(19) %
非支配持分に帰属する当期利益	-	-	(1)	-	-
当期利益	\$ 2,172	\$ 1,432	\$ 1,771	52 %	(19) %
平均資産（単位：十億ドル）	\$ 108	\$ 93	\$ 98	16 %	(5) %
資産利益率	2.01 %	1.54 %	1.81 %		
平均預金高（単位：十億ドル）	\$ 100	\$ 89	\$ 93	12 %	(4) %
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合（%）	1.36 %	2.07 %	1.40 %		
事業部門別収益					
リテール・バンキング	\$ 4,604	\$ 4,281	\$ 4,847	8 %	(12) %
シティブランドのカード	2,810	2,485	2,614	13	(5)
合計	\$ 7,414	\$ 6,766	\$ 7,461	10 %	(9) %
事業部門別の継続事業からの利益					
リテール・バンキング	\$ 1,461	\$ 1,218	\$ 1,414	20 %	(14) %
シティブランドのカード	711	214	356	NM	(40)
合計	\$ 2,172	\$ 1,432	\$ 1,770	52 %	(19) %

NM：重要ではありません。

2010年度と2009年度の比較

支払利息控除後収益は、10パーセント増加しました。これはカード取扱高、投資商品販売高、貸出金および預金残高の増加ならびに外貨換算の影響によるものですが、スプレッドの縮小により一部相殺されています。

純利息収益は、主に貸出金および預金残高の増加ならびに外貨換算の影響がスプレッドの縮小により一部相殺された結果、前年度に比べて6パーセント増加しました。

利息以外の収益は、主に投資収益の増加、カード取扱高の増加および外貨換算の影響により、20パーセント増加しました。

営業費用は、主として取引高の増加、継続的な投資支出および外貨換算の影響により、14パーセント増加しました。

貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額は、61パーセント減少しましたが、これは主として、2010年度に正味貸倒引当金戻入額285百万ドルを計上したこと（これに対し前年度は523百万ドルの繰入れでした。）および正味貸倒損失が24パーセント減少したことの影響によるものです。これらの減少は外貨換算の影響によって一部相殺されています。貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額の減少は、とりわけインドにおける地域全体の継続的な与信の品質の改善を反映しており、また取扱高の増加によって一部相殺されています。

2010年度中、日本における実効税率は約19パーセントであり、継続的な税務便益（APB第23号）を反映しています。これらの便益は2011年度において継続する見込みはなく、また継続するとしても同じ水準にとどまると見られますが、2011年度のAsia RCBの実効税率における増加をもたらす可能性があります。

2009年度と2008年度の比較

支払利息控除後収益は、2008年度に計上したビザ株式の売却益が当年度はなかったこと、投資商品収益およびカード取扱高の減少、スプレッドの縮小、ならびに外貨換算の影響により、9パーセント減少しました。

純利息収益は、2008年度から5パーセント減少しました。平均貸出金は10パーセント、平均預金高は4パーセント減少しました。これらはそれぞれ、外貨換算の影響を一因とするものでした。

利息以外の収益は、主に投資収益の減少、カード取扱高の減少、ビザ株式の売却益が当年度はなかったこと、および外貨換算の影響により、19パーセント減少しました。

営業費用は、リエンジニアリングへの取組みによる費用効果と外貨換算の影響により、9パーセント減少しました。主としてターゲット・マーケティング支出および投資支出により、2009年度第4四半期には費用はわずかに増加しました。

貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額は29パーセント増加しましたが、これは主に貸倒引当金繰入額の増加と正味貸倒損失の増加の影響によるものであり、外貨換算の影響によって部分的に相殺されています。2009年度上半期中、貸倒損失の増加は、特にインドおよび韓国のポートフォリオにおいて顕著でした。しかし、当地域で経済回復の初期の兆候が見え始め、顧客の活動が活発になったため、同年度後半では延滞は改善し、正味貸倒損失は横ばいとなりました。

インスティテューショナル・クライアント・グループ

インスティテューショナル・クライアント・グループ（以下「ICG」といいます。）には、証券および銀行業務、ならびにトランザクション・サービスが含まれます。ICGは、法人、機関投資家、公共部門および富裕層を対象として、世界中で、キャッシュ・マネジメント業務、トレード・ファイナンス業務、証券業務、トレーディング業務、引受業務、貸出業務およびアドバイザー業務等の、あらゆる種類の商品およびサービスを提供しています。ICGの国際的なプレゼンスは、約75の国々にある取引フロアや、95を超える国々におけるトランザクション・サービス独自のネットワークによって支えられています。2010年12月31日現在、ICGが保有する資産は約9,530億ドル、預金は4,510億ドルでした。

(単位：百万ドル)	2010年度	2009年度	2008年度	変動率 (%) 2010年度/ 2009年度	変動率 (%) 2009年度/ 2008年度
役務収益および手数料	\$ 4,266	\$ 4,194	\$ 5,136	2%	(18)%
管理およびその他の信託手数料	2,747	2,850	3,178	(4)	(10)
投資銀行業務	3,520	4,687	3,334	(25)	41
自己勘定取引	5,567	5,626	6,102	(1)	(8)
その他	1,442	1,513	(1,129)	(5)	NM
利息以外の収益合計	\$ 17,542	\$ 18,870	\$ 16,621	(7)%	14%
純利息収益（配当金を含みます。）	15,576	18,028	18,053	(14)	-
支払利息控除後収益合計	\$ 33,118	\$ 36,898	\$ 34,674	(10)%	6%
営業費用合計	19,405	17,599	21,007	10	(16)
正味貸倒損失	568	745	916	(24)	(19)
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額（戻入額）	(28)	138	(191)	NM	NM
貸倒引当金繰入額（戻入額）	(624)	896	1,314	NM	(32)
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額	\$ (84)	\$ 1,779	\$ 2,039	NM	(13)%
法人税等控除前の継続事業からの利益	\$ 13,797	\$ 17,520	\$ 11,628	(21)%	51%
法人税等	3,554	4,599	2,209	(23)	NM
継続事業からの利益	\$ 10,253	\$ 12,921	\$ 9,419	(21)%	37%
非支配持分に帰属する当期利益	131	68	18	93	NM
当期利益	\$ 10,122	\$ 12,853	\$ 9,401	(21)%	37%
平均資産（単位：十億ドル）	\$ 946	\$ 846	\$ 1,057	12%	(20)%
資産利益率	1.07%	1.52%	0.89%		
地域別収益					
北米	\$ 11,875	\$ 11,359	\$ 12,982	5%	(13)%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	10,198	13,438	9,640	(24)	39
ラテンアメリカ	4,022	4,794	3,813	(16)	26
アジア	7,023	7,307	8,239	(4)	(11)
合計	\$ 33,118	\$ 36,898	\$ 34,674	(10)%	6%
地域別の継続事業からの利益					
北米	\$ 3,081	\$ 3,000	\$ 2,718	3%	10%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	3,056	4,713	1,834	(35)	NM
ラテンアメリカ	1,725	2,140	1,701	(19)	26
アジア	2,391	3,068	3,166	(22)	(3)
合計	\$ 10,253	\$ 12,921	\$ 9,419	(21)%	37%
地域別平均貸出金（単位：十億ドル）					
北米	\$ 66	\$ 52	\$ 58	27%	(10)%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	38	45	56	(16)	(20)
ラテンアメリカ	22	22	25	-	(12)
アジア	36	28	37	29	(24)
合計	\$ 162	\$ 147	\$ 176	10%	(16)%

NM：重要ではありません。

証券および銀行業務

証券および銀行業務（以下「S&B」といいます。）は、投資銀行および商業銀行に関する多様なサービスおよび商品を、法人、政府、機関・個人投資家および富裕層個人顧客に提供しています。S&Bには、投資銀行業務およびアドバイザー業務、貸出、債券・株式の販売およびトレーディング、機関投資家を対象とした委託売買業務、外国為替、仕組商品、原金融取引および関連デリバティブ、ならびにプライベート・バンキングが含まれます。S&Bの主な収益源は、投資銀行業務およびアドバイザー業務の手数料、貸出金に関する手数料および利息、外国為替、仕組商品、原金融取引および関連デリバティブの手数料およびスプレッド、自己勘定取引による収益、ならびにプライベート・バンキング業務の手数料およびスプレッドです。

(単位: 百万ドル)	2010年度	2009年度	2008年度	変動率 (%)	
				2010年度/ 2009年度	2009年度/ 2008年度
純利息収益	\$ 9,927	\$ 12,377	\$ 12,568	(20)%	(2)%
利息以外の収益	13,157	14,732	12,160	(11)	21
支払利息控除後収益	\$ 23,084	\$ 27,109	\$ 24,728	(15)%	10%
営業費用合計	14,537	13,084	15,851	11	(17)
正味貸倒損失	563	742	898	(24)	(17)
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額	(28)	138	(185)	NM	NM
貸倒引当金繰入額 (戻入額)	(560)	892	1,291	NM	(31)
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額	\$ (25)	\$ 1,772	\$ 2,004	NM	(12)%
法人税等および非支配持分控除前利益	\$ 8,572	\$ 12,253	\$ 6,873	(30)%	78%
法人税等	1,993	3,068	807	(35)	NM
継続事業からの利益	6,579	9,185	6,066	(28)	51
非支配持分に帰属する当期利益 (損失)	110	55	(13)	100	NM
当期利益	\$ 6,469	\$ 9,130	\$ 6,079	(29)%	50%
平均資産 (単位: 十億ドル)	\$ 875	\$ 786	\$ 986	11%	(20)%
資産利益率	0.74%	1.16%	0.62%		
地域別収益					
北米	\$ 9,392	\$ 8,833	\$ 10,821	6%	(18)%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	6,842	10,049	5,963	(32)	69
ラテンアメリカ	2,532	3,421	2,374	(26)	44
アジア	4,318	4,806	5,570	(10)	(14)
収益合計	\$ 23,084	\$ 27,109	\$ 24,728	(15)%	10%
地域別の継続事業からの当期利益					
北米	\$ 2,537	\$ 2,385	\$ 2,395	6%	-
ヨーロッパ・中東・アフリカ	1,832	3,426	588	(47)	NM
ラテンアメリカ	1,072	1,536	1,113	(30)	38%
アジア	1,138	1,838	1,970	(38)	(7)
継続事業からの当期利益合計	\$ 6,579	\$ 9,185	\$ 6,066	(28)%	51%
証券および銀行業務収益細目					
投資銀行業務合計	\$ 3,828	\$ 4,767	\$ 3,251	(20)%	47%
貸出業務	932	(2,480)	4,771	NM	NM
株式市場業務	3,501	3,183	2,878	10	11
債券市場業務	14,075	21,296	13,606	(34)	57
プライベートバンク	2,004	2,068	2,326	(3)	(11)
その他の証券および銀行業務	(1,256)	(1,725)	(2,104)	27	18
証券および銀行業務収益合計	\$ 23,084	\$ 27,109	\$ 24,728	(15)%	10%

NM: 重要ではありません。

2010年度と2009年度の比較

支払利息控除後収益は、2009年度の271億ドルから15パーセント（40億ドル）減少して231億ドルでした。2009年度は、特に上半期における債券市場の活況および投資銀行業務における顧客の活動レベルが活発になったことにより、とりわけ好調な一年でした。これに対し、2010年度の収益の減少は、主に債券市場が210億ドルから143億ドル（信用評価調整（ヘッジ控除後）の当年度のマイナス2億ドルおよび前年度のプラスの3億ドルを除きます。）に減少したことによるものでした。この減少は、主に全体的な市況の不調によるレートおよび通貨、与信関連商品ならびに証券化商品における業績の不振を反映しています。株式市場は、デリバティブ業務および自己勘定ポジションに直結する取引高の減少により、54億ドルから37億ドル（信用評価調整（ヘッジ控除後）の当年度のマイナス2億ドルおよび前年度のマイナス22億ドルを除きます。）に減少しました。投資銀行業務収益は、債券・株式引受業務における低調な市場の活動を反映し、48億ドルから38億ドルに減少しました。この減少は貸出収益の増加および信用評価調整により一部相殺されています。貸出業務収益は、主としてクレジット・デフォルト・スワップのヘッジに関する損失の減少により、マイナス25億ドルからプラスの9億ドルに増加しました。信用評価調整は、主に2009年度のシティグループの спреッドが2010年度に比べ大幅な縮小であったために、16億ドル増加してマイナス4億ドルとなりました。

営業費用は、11パーセント（15億ドル）増加しました。2010年度の英国賞与税の影響ならびに2010年度および2009年度における訴訟関連引当金戻入額を除くと、営業費用は、主として報酬および取引費用の増加の結果、8パーセント（10億ドル）増加しました。

貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額は、主に2010年度中の与信環境の改善の結果生じた貸倒引当金戻入額および正味貸倒損失の減少により、18億ドル減少してマイナス25百万ドルとなりました。

2009年度と2008年度の比較

支払利息控除後収益は247億ドルから10パーセント（24億ドル）増加し、271億ドルでした。これは市場が2009年度初期に回復を見せ始め、取引高および流動性が前年度を上回る水準を取り戻したものの、2009年度第3四半期には再び下降を始めたことによるものです。増収は主に、2009年度上半期にすべての資産区分において取引機会が好調だったことを反映して債券市場業務収益（信用評価調整（ヘッジ控除後）の2009年度のプラスの3億ドルおよび2008年度のプラスの7億ドルを除きます。）が210億ドルへと81億ドル増加したことによるものです。株式市場は、デリバティブ、転換社債および株式取引による成長に伴い、27億ドルから54億ドル（信用評価調整（ヘッジ控除後）の2009年度のマイナス22億ドルおよび2008年のプラスの1億ドルを除きます。）に倍増しました。投資銀行業務収益は主に債券・株式引受業務の増加（取引高が2008年度の低水準から増加したことを反映したものです。）により、33億ドルから48億ドルへと15億ドル増加しました。これらの増加は、主として貸出業務収益の減少および信用評価調整により相殺されました。貸出業務収益は、主にクレジット・デフォルト・スワップのヘッジに関する損失により48億ドルからマイナス25億ドルへと73億ドル減少しました。信用評価調整は、主に2009年度全体を通してシティグループの спреッドが縮小したことにより、9億ドルからマイナス20億ドルに減少しました。

営業費用は17パーセント（28億ドル）減少しました。2008年度のリポジショニング／事業再構築費

用および2009年度の訴訟関連引当金戻入を除外すると、人員の削減および費用管理による費用効果が主な要因で、営業費用は9パーセント（14億ドル）減少しました。

貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額は、特に年度後半において与信環境が改善したために貸倒引当金繰入額および正味貸倒損失が減少したことが主な要因となり、12パーセント（232百万ドル）減の18億ドルとなりました。

トランザクション・サービス

トランザクション・サービスは、トレジャリー・アンド・トレード・ソリューション（以下「TTS」といいます。）ならびに証券およびファンドサービス（以下「SFS」といいます。）で構成されています。TTSは、世界中の企業、金融機関および公共部門の事業体に、総合的なキャッシュ・マネジメント業務およびトレード・ファイナンス業務を提供しています。SFSは、全世界で、国際的な資産運営会社、資産管理会社等の投資家に対して証券業務を提供し、証券ブローカー・ディーラー等の仲介業者に対してクリアリング・サービスを提供し、また多国籍企業や政府に対してデポジトリおよび代理／信託サービスを提供しています。収益は、TTSおよびSFSの預金からの純利息収益のほか、トレード・ローン、SFSの取引処理手数料や管理運営資産に関する手数料から生じています。

(単位：百万ドル)	2010年度	2009年度	2008年度	変動率(%) 2010年度/ 2009年度	変動率(%) 2009年度/ 2008年度
純利息収益	\$ 5,649	\$ 5,651	\$ 5,485	-	3 %
利息以外の収益	4,385	4,138	4,461	6%	(7)
支払利息控除後収益合計	\$ 10,034	\$ 9,789	\$ 9,946	3%	(2)%
営業費用合計	4,868	4,515	5,156	8	(12)
貸倒引当金繰入額（戻入額）および保険給付準備金繰入額	(59)	7	35	NM	(80)
法人税等および非支配持分控除前利益	\$ 5,225	\$ 5,267	\$ 4,755	(1)%	11 %
法人税等	1,551	1,531	1,402	1	9
継続事業からの利益	3,674	3,736	3,353	(2)	11
非支配持分に帰属する当期利益	21	13	31	62	(58)
当期利益	\$ 3,653	\$ 3,723	\$ 3,322	(2)%	12 %
平均資産 (単位：十億ドル)	\$ 71	\$ 60	\$ 71	18%	(15)%
資産利益率	5.15%	6.21 %	4.69%		
地域別収益					
北米	\$ 2,483	\$ 2,526	\$ 2,161	(2)%	17 %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	3,356	3,389	3,677	(1)	(8)
ラテンアメリカ	1,490	1,373	1,439	9	(5)
アジア	2,705	2,501	2,669	8	(6)
収益合計	\$ 10,034	\$ 9,789	\$ 9,946	3 %	(2)%
地域別の継続事業からの利益					
北米	\$ 544	\$ 615	\$ 323	(12)%	90 %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	1,224	1,287	1,246	(5)	3
ラテンアメリカ	653	604	588	8	3
アジア	1,253	1,230	1,196	2	3
継続事業からの当期利益合計	\$ 3,674	\$ 3,736	\$ 3,353	(2)%	11 %
主要指標 (単位：十億ドル)					
平均預金高およびその他の対顧客債務残高	\$ 333	\$ 304	\$ 281	10 %	8 %
EOP管理資産 (単位：兆ドル)	12.6	12.1	11.0	4	10

NM：重要ではありません。

2010年度と2009年度の比較

支払利息控除後収益は、TTSおよびSFS事業の成長により、低金利環境にもかかわらず好調であった一年を反映して2009年度に比べ3パーセント増加しました。TTSの収益は、対顧客債務残高の増加、ならびに取引および手数料における堅調な増収がスプレッドの縮小により一部相殺された結果、2パーセント増加しました。SFSの収益は、販売の影響および市場活動の増加を反映した取扱高および残高の増加により3パーセント増加しました。

平均預金高およびその他の対顧客債務残高は、新興市場における力強い成長によって、10パーセント増加しました。

営業費用は、投資支出および事業の取引高の増加によって8パーセント増加しました。

貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額は、ポートフォリオの質の全体的な改善に起因して、2009年度に比べて減少しました。

2009年度と2008年度の比較

支払利息控除後収益は、世界的な低金利によるスプレッドの縮小および証券資産評価額の減少が、残高の堅調な増加を上回った結果、2008年度に比べて2パーセント減少しました。TTSの収益は、残高の堅調な増加とトレード業務収益の増加により、7パーセント増加しました。SFSの収益は、資産の評価額と取引高の減少により、18パーセント減少しました。

平均預金高およびその他の対顧客債務残高は、すべての地域における堅調な増加により、8パーセント増加しました。

営業費用は、主に経費管理の効果およびリエンジニアリングへの取組みの結果、12パーセント減少しました。

貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額は、主としてポートフォリオの全般的な管理により、80パーセント減少しました。

シティ・ホールディングス

シティ・ホールディングスには、中核であるシティコープの事業にとって中心的役割を果たすものではないとシティグループが判断した事業および資産ポートフォリオが含まれています。シティは、その戦略どおり、事業の売却、ポートフォリオの縮小および資産の売却を通じてできる限り速やかに、経済的に合理的な方法でこれらの事業から撤退する意向です。シティは、2009年度および2010年度において、スミス・バーニー、日興コーディアル証券、日興アセットマネジメント、プライメリカ・ファイナンシャル・サービス、様々なクレジットカード事業（ダイナース・クラブ・ノース・アメリカを含みます。）およびスチューデント・ローン・コーポレーション（2010年度下半期においてのみ、「本社事項、本社業務／その他」の項目の非継続事業に計上されています。）を含む30件の売却を完了し、シティ・ホールディングスの事業の売却や撤退を大幅に進展させました。シティ・ホールディングスのGAAP資産3,590億ドルは、2009年12月31日から1,280億ドル、2008年度第1四半期に記録したピーク水準から4,680億ドル減少しました。シティ・ホールディングスのGAAP資産3,590億ドルは、2010年12月31日現在のシティの資産の約19パーセントとなっています。シティ・ホールディングスのリスク加重資産約3,300億ドルは、2010年12月31日現在のシティのリスク加重資産の約34パーセントを占めています。

シティ・ホールディングスは、証券およびアセット・マネジメント、地域別個人向け融資業務、ならびに特別資産プールで構成されています。

(単位：百万ドル)	2010年度	2009年度	2008年度	変動率(%) 2010年度/ 2009年度	変動率(%) 2009年度/ 2008年度
純利息収益	\$ 14,773	\$ 16,139	\$ 21,092	(8) %	(23) %
利息以外の収益	4,514	12,989	(29,330)	(65)	NM
支払利息控除後収益合計	\$ 19,287	\$ 29,128	\$ (8,238)	(34) %	NM
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額					
正味貸倒損失	\$ 19,070	\$ 24,585	\$ 14,026	(22) %	75 %
貸倒引当金繰入額 (戻入額)	(3,500)	5,305	11,258	NM	(53)
貸倒引当金繰入額	\$ 15,570	\$ 29,890	\$ 25,284	(48) %	18 %
保険給付準備金繰入額	813	1,094	1,228	(26)	(11)
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額 (戻入額)	(82)	106	(172)	NM	NM
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額合計	\$ 16,301	\$ 31,090	\$ 26,340	(48) %	18 %
営業費用合計	\$ 9,563	\$ 13,764	\$ 24,104	(31)	(43) %
法人税等控除前の継続事業からの損失	\$ (6,577)	\$ (15,726)	\$ (58,682)	58 %	73 %
法人税等 (便益)	(2,554)	(6,878)	(22,185)	63	69
継続事業からの (損失)	\$ (4,023)	\$ (8,848)	\$ (36,497)	55 %	76 %
非支配持分に帰属する当期利益 (損失)	207	29	(372)	NM	NM
シティ・ホールディングス当期損失	\$ (4,230)	\$ (8,877)	\$ (36,125)	52 %	75 %
貸借対照表データ (単位：十億ドル)					
EOP資産合計	\$ 359	\$ 487	\$ 650	(26) %	(25) %
EOP預金合計	\$ 79	\$ 89	\$ 81	(11) %	10 %

NM：重要ではありません。

証券およびアセット・マネジメント

証券およびアセット・マネジメント（以下「BAM」といいます。）は、2010年12月31日現在、資産ベースでシティ・ホールディングスの約8パーセントを占めており、シティの世界的なリテール・ブローカー業務およびアセット・マネジメント業務で構成されています。本部門は、2009年度における合併会社モルガン・スタンレー・スミス・バーニー（以下「MSSB JV」といいます。）へのスミス・バーニーの売却、および日興コーディアル証券（「本社事項、本社業務／その他」においてすべての期間で非継続事業として計上されています。）の売却により、規模が大幅に縮減されました。2010年12月31日現在、BAMが保有する資産は約270億ドルで、主としてシティのMSSB JVに対する投資およびMSSB JVに関連する資産で構成されます。モルガン・スタンレーには、2012年度から3年間にわたり、シティが保有するMSSB JVの残りの持分を購入する選択権があります。

(単位：百万ドル)	2010年度	2009年度	2008年度	変動率(%)	変動率(%)
				2010年度／ 2009年度	2009年度／ 2008年度
純利息収益	\$ (277)	\$ 390	\$ 1,280	NM	(70)%
利息以外の収益	886	14,233	6,683	(94)%	NM
支払利息控除後収益合計	\$ 609	\$ 14,623	\$ 7,963	(96)%	84%
営業費用合計	\$ 951	\$ 3,141	\$ 8,973	(70)%	(65)%
正味貸倒損失	\$ 17	\$ 1	\$ 9	NM	(89)%
貸倒引当金繰入額（戻入額）	(18)	36	8	NM	NM
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額	(6)	(5)	-	(20)%	-
保険給付準備金繰入額（戻入額）	38	40	36	(5)	11
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額	\$ 31	\$ 72	\$ 53	(57)%	36%
法人税等控除前の継続事業からの利益（損失）	\$ (373)	\$ 11,410	\$ (1,063)	NM	NM
法人税等（便益）	(170)	4,473	(212)	NM	NM
継続事業からの利益（損失）	\$ (203)	\$ 6,937	\$ (851)	NM	NM
非支配持分に帰属する当期利益	11	12	(179)	(8)%	NM
当期利益（損失）	\$ (214)	\$ 6,925	\$ (672)	NM	NM
日興コーディアル証券売却を反映したEOP資産 (単位：十億ドル)	\$ 27	\$ 30	\$ 31	(10)%	(3)%
EOP預金高 (単位：十億ドル)	58	60	58	(3)	3

NM：重要ではありません。

2010年度と2009年度の比較

支払利息控除後収益は、主に2009年度第2四半期のMSSB JV取引に関連した税引前売却収益111億ドル（税引後は67億ドル）および2009年度第3四半期のMSSB JVへのマネージド・フューチャーズ事業の売却による税引前利益320百万ドルが当年度はなかったことにより、前年度から96パーセント減少しました。これらの利益を除外すると、主として2009年5月以降スミス・バーニーからの収益がなかったこと、および日興アセットマネジメントからの収益がなかったことが、MSSB JVからの収益の増加およびリテール・オルタナティブ・インベストメントの収益の改善によって部分的に相殺された結果、収益は減少しました。

営業費用は、前年度から70パーセント減少しました。これは主に、2009年5月以降スミス・バーニーの費用がなかったこと、MSSB JV分割関連費用の減少、ならびに日興およびコルフオンズ（Colfondos）の費用がなかったことが、スミス・バーニー関連の訴訟和解金および引当金の増加により一部相殺されたことによるものです。

貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額は、主に貸倒引当金繰入額がなかったことにより、57パーセント減少しました。

資産は、前年度から10パーセント減少しました。これは主に、シティのプライベート・エクイティ事業の売却およびテイラード・ローン・ポートフォリオの縮小によるものです。

2009年度と2008年度の比較

支払利息控除後収益は、MSSB JVの取引に関連した売却益、およびMSSB JVへのマネージド・フューチャーズ事業の売却益が主な要因で、前年度に比べて84パーセント増加しました。これらの利益を除外すると、主として2009年5月以降スミス・バーニーからの収益がなかったこと、および日興アセットマネジメントからの2009年度第4四半期の収益がなかったことが、リテール・オルタナティブ・インベストメントの収益の改善によって部分的に相殺された結果、収益は減少しました。2008年度の収益には、シティストリート税引前売却益347百万ドルおよびオークション・レート証券の和解に関する税引前費用393百万ドルが含まれていました。

営業費用は2008年度から65パーセント減少しました。これは主に、スミス・バーニーおよび日興アセットマネジメントの費用がなかったこと、リエンジニアリングへの取組み、および2008年度に計上した一時的費用（無形資産の減損費用9億ドル、事業再構築費用2億ドル、および評価損その他の費用5億ドル）が当年度はなかったことによるものでした。

貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額は、主に貸倒引当金繰入額の28百万ドルの増加により、36パーセント増加しました。

資産は前年度に比べて3パーセント減少しました。これは主に、日興アセットマネジメントの売却の影響によるものです。

地域別個人向け融資業務

地域別個人向け融資業務（以下「LCL」といいます。）は、2010年12月31日現在、資産ベースでシティ・ホールディングスの約70パーセントを占めており、シティグループの北米抵当貸付業務の一部、リテール・パートナー・カード業務、西ヨーロッパのカード業務およびリテール・バンキング、シティファイナンシャル・ノース・アメリカ、ならびに世界中のその他の地域別個人向け融資業務で構成されています。スチューデント・ローン・コーポレーションは2010年度下半期においてのみ、「本社事項、本社業務／その他」の項目の非継続事業に計上されています。2010年12月31日現在、LCLは、2,520億ドルの資産（このうち2,260億ドルは北米に存在しています。）を保有していました。2010年12月31日現在、同部門の資産の約1,290億ドルは、当社のシティモーゲージ事業およびシティファイナンシャル事業における米国抵当貸付から成るものでした。北米の資産は、住宅抵当貸付（第一および第二抵当）、リテール・パートナー・カード・ローン、個人向けローン、商業不動産貸出金（以下「CRE」といいます。）、ならびにその他の個人向け貸出金および資産で構成されています。

(単位：百万ドル)	2010年度	2009年度	2008年度	変動率(%)	変動率(%)
				2010年度／ 2009年度	2009年度／ 2008年度
純利息収益	\$ 13,831	\$ 12,995	\$ 17,136	6%	(24)%
利息以外の収益	1,995	4,770	6,362	(58)	(25)
支払利息控除後収益合計	\$ 15,826	\$ 17,765	\$ 23,498	(11)%	(24)%
営業費用合計	\$ 8,064	\$ 9,799	\$ 14,238	(18)%	(31)%
正味貸倒損失	\$ 17,040	\$ 19,185	\$ 13,111	(11)%	46%
貸倒引当金繰入額（戻入額）	(1,771)	5,799	8,573	NM	(32)
保険給付準備金繰入額	775	1,054	1,192	(26)	(12)
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額	-	-	-	-	-
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額	\$ 16,044	\$ 26,038	\$ 22,876	(38)%	14%
法人税等控除前の継続事業からの（損失）	\$ (8,282)	\$ (18,072)	\$ (13,616)	54%	(33)%
法人税等（便益）	(3,289)	(7,656)	(5,259)	57	(46)
継続事業からの（損失）	\$ (4,993)	\$ (10,416)	\$ (8,357)	52%	(25)%
非支配持分に帰属する当期利益	8	33	12	(76)	NM
当期（損失）	\$ (5,001)	\$ (10,449)	\$ (8,369)	52%	(25)%
平均資産（単位：十億ドル）	\$ 324	\$ 351	\$ 420	(8)%	(16)
正味貸倒損失が平均貸出金に占める割合（%）	6.20%	6.38%	3.80%		

NM：重要ではありません。

2010年度と2009年度の比較

支払利息控除後収益は、前年度から11パーセント減少しました。純利息収益は、6パーセント増加しました。これはSFAS第166号／第167号の適用によるものですが、ポートフォリオの縮小による残高の減少および資産売却により一部相殺されています。利息以外の収益は、主として2009年度第1四半期のレデカードの売却益11億ドルが当年度はなかったことおよび抵当貸付買戻準備金費用の増加により、58パーセント減少しました。

営業費用は、主に事業売却の影響、取引高の減少、リエンジニアリングの取組み、および2009年度第4四半期に終了した損失分担に関する合意に関連した費用が当年度はなかったことにより、18パーセント減少しました。

貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額は、正味貸倒引当金戻入額が18億ドル（2009年度は58億ドルの繰入れでした。）であったことを反映して、2010年度においては38パーセント減少しました。ほぼすべての事業にわたる正味貸倒損失額の減少は、SFAS第166号／167号の適用の影響により一部相殺されています。比較ベースでは、米国抵当貸付、インターナショナル・ポートフォリオおよびリテール・パートナー・カードにおける改善により、正味貸倒損失額は年々減少しています。

資産は、前年度から21パーセント減少しましたが、これは主としてポートフォリオの縮小、貸倒引当金残高の増加ならびに資産の売却および事業の売却の影響が、SFAS第166号／第167号の適用による410億ドルの増加によって一部相殺された結果です。2010年に実施した主な事業売却には、スチューデント・ローン・コーポレーション、プライメリカ、自動車ローン、カナディアン・マスターカード事業および米国リテール・セールス・ファイナンス・ポートフォリオが含まれます。

2009年度と2008年度の比較

支払利息控除後収益は、前年度から24パーセント減少しました。純利息収益は前年度に比べて24パーセント減少しましたが、これは主として、残高の減少と、ポートフォリオのリスク低減、およびスプレッドの縮小によるものでした。利息以外の収益は、主として証券化信託における貸倒損失の増加の影響が、2009年度第1四半期のレデカードの売却益11億ドルで一部相殺されたことにより、16億ドル減少しました。

営業費用は前年度に比べて31パーセント減少しましたが、これは、取引高の減少およびリエンジニアリングへの取組みによる費用の減少、ならびに2008年度第4四半期に計上したのれんの償却費30億ドルの影響が、遅滞債権関連費用の増加により部分的に相殺されたことによるものでした。

貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額は、正味貸倒損失の61億ドルの増加が、引当金繰入額の28億ドルの減少によって部分的に相殺されたことにより、前年度から14パーセント増加しました。正味貸倒損失の増加は、主として損失が住宅用不動産融資において36億ドル、リテール・パートナー・カードにおいて10億ドル、米国外において7億ドル増加したことによるものでした。

資産は前年度から570億ドル減少しましたが、これは主として、組成の減少、特定の事業の縮小、資産の売却、事業の売却、償却、および貸倒引当金残高の増加によるものでした。2009年度に実施した主な事業売却には、FIのクレジットカード事業、イタリアの消費者金融、ダイナース・ヨーロッパ、ポルトガルのカード事業、ノルウェーの個人向け業務、およびダイナース・クラブ・ノース・アメリカがあります。

日本における消費者金融業務

シティグループは日本における消費者金融業務に関連する多くの事項を、引き続き積極的に監視しています。これらの事項には、顧客による過払い金返還請求および債務不履行のほか、グリーゾーン金利の請求に関する財政、立法、規制、司法およびその他政治上の動向が含まれます。グリーゾーン金利とは、合法ではあるもののその請求に法的強制力がない金利をいいます。シティは日本における消費者金融業務からの撤退を2008年に決定し、ポートフォリオの流動化およびその他事業の段階的縮小を進めてきましたが、近年の立法、規制、司法の動きが一因となって、この事業における正味貸倒損失および返還が発生しており、今後も引き続きこれに直面することになります。この動きは、資金の Availability を減少させ、グリーゾーン金利に関連した潜在的な返還請求および損失を増大させる可能性があります。

2010年9月、日本の消費者金融界社最大手の1つ（武富士）が破産を宣言し、現在は裁判所の保護と支援を受けて、会社更生手続中にあります。シティは、この動きが、日本の大手消費者金融業者がグリーゾーン金利返還請求の継続的な負債処理に伴い直面している資金難を映し出していると考えています。2010年度中、LCLは日本の消費者金融業務における顧客への払戻しに関連した引当金を増強するための費用約325百万ドル（税引前）を計上しました。

シティはこれらの動向およびこの事業における現在および従前の貸付残高に対する潜在的な影響ならびに関連するシティの引当金の監視および評価を続けています。しかしながら、返還請求のタイプ、数および金額の傾向、潜在的な全損失額、シティへの影響は潜在的に変動の激しい環境における評価を要するため、不確実性が大きく、よって予測することが引き続き困難となります。

特別資産プール

特別資産プール（以下「SAP」といいます。）（2010年12月31日現在、資産ベースでシティ・ホールディングスの約22パーセントを占めていました。）は、シティグループが、資産の売却およびポートフォリオの縮小により、長期間かけて積極的に削減しようと意図している有価証券、貸出金およびその他資産のポートフォリオです。2010年12月31日現在、SAPの保有資産は800億ドルでした。SAPの資産は、累積評価損、資産の売却およびポートフォリオの縮小を反映して、2007年度のピーク水準から2,480億ドル（76パーセント）減少しています。

(単位：百万ドル)	2010年度	2009年度	2008年度	変動率(%)	変動率(%)
				2010年度/ 2009年度	2009年度/ 2008年度
純利息収益	\$ 1,219	\$ 2,754	\$ 2,676	(56)%	3%
利息以外の収益	1,633	(6,014)	(42,375)	NM	86
支払利息控除後収益	\$ 2,852	\$ (3,260)	\$ (39,699)	NM	92%
営業費用合計	\$ 548	\$ 824	\$ 893	(33)%	(8)%
正味貸倒損失	\$ 2,013	\$ 5,399	\$ 906	(63)%	NM
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額 (戻入額)	(76)	111	(172)	NM	NM
貸倒引当金繰入額 (戻入額)	(1,711)	(530)	2,677	NM	NM
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額	\$ 226	\$ 4,980	\$ 3,411	(95)%	46%
法人税等控除前の継続事業からの利益 (損失)	\$ 2,078	\$ (9,064)	\$ (44,003)	NM	79%
法人税等 (便益)	905	(3,695)	(16,714)	NM	78
継続事業からの利益 (損失)	\$ 1,173	\$ (5,369)	\$ (27,289)	NM	80%
非支配持分に帰属する当期利益 (損失)	188	(16)	(205)	NM	92
当期利益 (損失)	\$ 985	\$ (5,353)	\$ (27,084)	NM	80%
EOP資産 (単位：十億ドル)	\$ 80	\$ 136	\$ 219	(41)%	(38)%

NM：重要ではありません。

2010年度と2009年度の比較

支払利息控除後収益は、主に2010年度において収益が改善したことにより、61億ドル増加しました。総合計では、2009年度はマイナス26億ドルでしたが、2010年度は34億ドルの黒字を計上しました（下記「SAP収益に影響を与える項目」をご参照ください。）。当年度の収益には、サブプライム関連の直接的エクスポージャーにおける評価益20億ドル、モノライン保険会社に関連した信用評価調整のプラス5億ドルおよびプライベート・エクイティ・ポジションにおける4億ドルが含まれています。これらの黒字はAlt-Aモーゲージにおける5億ドルおよび商業不動産における4億ドルの収益赤字によって相殺されています。

営業費用は、主に米国政府との損失分担に関する合意がなかったこと、報酬の減少および取引に関する費用の減少によって、2010年度においては33パーセント減少しました。

貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額は、48億ドル減少しましたが、これは正味貸倒損失額の34億ドルの減少ならびに貸倒引当金および未実行貸出約定に関する貸倒引当金の14億ドルの増加によるものです。

資産は、主に売却、分割償還および期限前返済により、前年度から41パーセント減少しました。2010年度における資産売却390億ドルからは、税引前収益約130億ドルが生じました。

2009年度と2008年度の比較

支払利息控除後収益は、前年度のように大幅な赤字を計上した収益項目が当年度はなかったことが

主な要因で、2009年度は364億ドル増加しました。赤字項目の合計は、2008年度の374億ドルに対し、2009年度は26億ドルでした。2009年度の収益には、サブプライム関連の直接的エクスポージャーにおける8億ドルの評価益が含まれています。これらの収益黒字は、Alt-Aモーゲージにおける15億ドルの収益赤字、商業不動産（CRE）における8億ドルの評価損、ならびにモノライン保険会社における信用評価調整および公正価値オプションによる負債の16億ドルの収益赤字により、部分的に相殺されています。プライベート・エクイティ・ポジションにおけるマイナスおよび高レバレッジ・ファイナンス・コミットメントにおける評価損も、収益に影響を与えました。

営業費用は、2009年度に8パーセント減少しましたが、これは主として、報酬費用の減少ならびに取引高および取引費用の減少が、2009年度第4四半期に終了した米国政府との損失分担に関する合意に伴う費用によって部分的に相殺されたことによるものでした。

貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額は16億ドル増加しましたが、これは、主として正味貸倒損失の45億ドルの増加が、貸倒引当金繰入額および未実行貸出約定に関する貸倒引当金の29億ドルの減少によって部分的に相殺されたことによるものです。

資産は、主に分割償還および期前返済、売却、評価替え、ならびに貸倒償却により、前年度に比べて38パーセント減少しました。

次の表は、2010年12月31日現在のSAPの構成の詳細を示したものです。

(単位：十億ドル)	特別資産プールの資産 (2010年12月31日現在)		
	資産の簿価	額面	額面に対する簿価の割合
売却可能 (AFS) 証券			
社債	\$ 5.5	\$ 5.6	98 %
プライムおよび米国外モーゲージ・バック証券 (MBS)	1.4	1.7	83
オークション・レート証券	2.0	2.5	80
その他の証券 ⁽¹⁾	0.2	0.2	73
AFS証券合計	\$ 9.1	\$ 10.0	89 %
満期保有目的 (HTM) 証券			
プライムおよび米国外モーゲージ・バック証券 (MBS)	\$ 8.0	\$ 9.9	81 %
Alt-Aモーゲージ	8.8	17.1	52
社債	6.1	6.7	90
オークション・レート証券	0.9	1.1	79
その他の証券 ⁽²⁾	3.1	3.9	77
HTM証券合計	\$ 26.9	\$ 38.8	69 %
投資目的 (HFI) /売却目的 (HFS) 貸出金、リースおよび信用状 (LC)⁽³⁾			
社債	\$ 8.1	\$ 9.0	89 %
商業不動産 (CRE)	3.6	3.7	97
その他 ⁽⁴⁾	1.7	2.1	83
貸倒引当金	(1.8)	-	NM
HFI/HFS貸出金およびLC合計	\$ 11.6	\$ 14.8	78 %
値洗いを必要とする資産			
サブプライム証券	\$ 0.2	\$ 2.2	8 %
その他の証券 ⁽⁵⁾	7.3	24.0	30
デリバティブ	4.6	NM	NM
貸出金、リースおよび信用状	2.4	3.4	71
買戻契約	5.5	NM	NM
値洗いを必要とする資産合計	\$ 20.0	NM	NM
高レバレッジ・ファイナンス・コミットメント	\$ 1.9	\$ 2.6	74 %
エクイティ (売却可能 (AFS) ARSを除きます。)	5.7	NM	NM
モノライン保険会社	0.4	NM	NM
個人向けおよびその他⁽⁶⁾	4.8	NM	NM
合計	\$ 80.4		

(1) CRE 1 億ドルを含みます。

(2) 仕組投資ビークル (以下「SIV」といいます。) によって以前保有されていた資産 (アセット・バック証券、債務担保証券 (以下「CDO」といいます。)) / 担保付ローン債務 (以下「CLO」といいます。) および国債21億ドル) を含みます。

(3) HFSは合計のうち約10億ドルを占めます。

(4) サブプライムの5億ドルおよびリースの4億ドルを含みます。

(5) ARS42億ドルおよび社債12億ドルを含みます。

(6) 中小企業向け銀行および融資の貸出金13億ドルならびに個人向け貸出金9億ドルを含みます。

非継続事業は含まれません。

四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

NM: 重要ではありません。

注: シティがアドバイザーとなっているSIVが以前保有していた資産は上記の対応する資産分類に配分されています。2010年12月31日現在、SAPのCREエクスポージャー合計は、未実行約定の19億ドルを含む61億ドルでした。2010年12月31日現在、SAPのサブプライム資産合計はサブプライム関連の直接的エクスポージャーの資産8億ドルおよびCDOの清算による買入有価証券を含むトレーディング勘定ポジション9億ドルを含む17億ドルでした。

SAP収益に影響を与える項目

次の表は、2010年度および2009年度中、SAPに影響を与えた純収益に関する詳細を示したものです。

(単位：百万ドル)	税引前収益	
	2010年度	2009年度
サブプライム関連の直接的エクスポージャー ⁽¹⁾	\$ 1,994	\$ 810
プライベート・エクイティおよび持分投資	414	(1,128)
Alt-Aモーゲージ証券 ⁽²⁾⁽³⁾	(457)	(1,451)
高レバレッジ・ローンおよびファイナンス・コミットメント ⁽⁴⁾	20	(521)
商業不動産 (CRE) ポジション ⁽²⁾⁽⁵⁾	(447)	(804)
仕組投資ビークル (SIV) 資産	(179)	(80)
オークション・レート証券 (ARS) 自己勘定ポジション ⁽⁶⁾	239	(23)
モノライン保険会社に対するエクスポージャーに関する信用評価調整 (CVA)	522	(1,301)
公正価値オプションによるシティの債務の信用評価調整 (CVA)	(10)	(252)
デリバティブ・ポジション (モノライン保険会社を除きます。) の信用評価調整 (CVA) ⁽²⁾	(60)	172
小計	\$ 2,036	\$ (4,578)
組替資産の増加 ⁽⁷⁾	1,329	1,994
特定の収益項目合計	\$ 3,365	\$ (2,584)

- (1) 直接的サブプライム・アセット・バック証券 (以下「ABS」といいます。)、CDOおよびスーパー・シニア・ポジションに対するヘッジによる影響を控除しています。
- (2) ヘッジを控除しています。
- (3) ここでいうAlt-Aモーゲージ証券とは、(i) 裏付けとなる担保の加重平均FICOスコアが680点から720点の間であるか、または(ii) FICOスコアが720点を超える場合は、フル・ドキュメンテーション・ローンにより構成される裏付けとなる担保のうち、住宅MBS (以下「RMBS」といいます。) の保有分が30パーセント以下である場合の民間のRMBSをいいます。
- (4) 引受手数料を控除しています。
- (5) SIVのポジションを除きます。
- (6) ARS証券の買い戻しによる評価損は除外しています。
- (7) 純利息収益として計上されています。

本社事項、本社業務／その他

本社事項、本社業務／その他には、グローバル・スタッフ機能（財務、リスク、人事、法務およびコンプライアンスを含みます。）およびその他の本社経費、グローバル・オペレーション&テクノロジー、コーポレート・トレジャリーおよび本社に関する残りの項目が含まれています。2010年12月31日現在、このセグメントは、主としてシティの流動性ポートフォリオ（現金および銀行預金870億ドルを含みます。）からなる約2,720億ドルの資産を保有していました。

(単位：百万ドル)	2010年度	2009年度	2008年度
純利息収益	\$ 1,059	\$ (1,657)	\$ (2,671)
利息以外の収益	695	(8,898)	413
支払利息控除後収益合計	\$ 1,754	\$ (10,555)	\$ (2,258)
営業費用合計	\$ 1,953	\$ 1,418	\$ 511
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額	-	-	-
法人税等控除前の継続事業からの（損失）	\$ (199)	\$ (11,973)	\$ (2,769)
法人税等（便益）	(153)	(4,356)	(585)
継続事業からの（損失）	\$ (46)	\$ (7,617)	\$ (2,184)
非継続事業からの税引後利益（損失）	(68)	(445)	4,002
非支配持分控除前当期利益（損失）	\$ (114)	\$ (8,062)	\$ 1,818
非支配持分に帰属する当期（損失）	(48)	(2)	-
当期利益（損失）	\$ (66)	\$ (8,060)	\$ 1,818

2010年度と2009年度の比較

支払利息控除後収益は、主に2009年度第4四半期におけるTARPに基づく信託優先証券の返済（200億ドル）に関する負債の消滅による損失が当年度はなかったことおよび同期における米国政府との損失負担に関する合意の終了により増加しました。収益の増加は、AFS証券の売却益、短期金利率の低下による便益およびその他当年度中の財務部門における業績の改善にも起因しています。これらの増加は2009年度におけるシティの公募および私募転換提案に関する税引前利益が当年度はなかったことにより、一部相殺されました。

営業費用は、主として様々な訴訟費用および関連費用ならびにその他非報酬費用により増加しました。

2009年度と2008年度の比較

支払利息控除後収益は、TARPの返済に関する負債の消滅による税引前損失と、米国政府との損失負担に関する合意の終了が主な要因で減少しました。2008年度にオペレーション&テクノロジーにおいて計上されたシティグループ・グローバル・サービス・リミテッドの売却益が当年度はなかったことも、収益を減少させる要因となりました。これらの減少は、転換提案に関する税引前利益、収益、およびセグメント間消去の増加により、部分的に相殺されました。

営業費用は、主にセグメント間消去および報酬費用の増加が、リポジショニング引当金の減少により部分的に相殺された結果、増加しました。

貸借対照表の検討

以下は、2010年度中のシティの連結財務諸表の、特定のより重要な勘定科目における変更の一般的な議論を示したものです。シティグループの預金、負債および担保付融資（貸付）に関する詳細については、下記「資本の源泉および流動性」－「資金調達および流動性」をご参照ください。

(単位：十億ドル)	12月31日		増加(減少)	変動(%)
	2010年	2009年		
資産				
現金および銀行預金	\$ 190	\$ 193	\$ (3)	(2)%
貸出金(前受収益および貸倒引当金控除後)	608	555	53	10
トレーディング勘定資産	317	343	(26)	(8)
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券および 売戻条件付買入有価証券	247	222	25	11
投資	318	306	12	4
その他資産	234	238	(4)	(2)
資産合計	\$ 1,914	\$ 1,857	\$ 57	3%
負債				
預金	\$ 845	\$ 836	\$ 9	1%
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および 買戻条件付売渡有価証券	190	154	36	23
短期借入金および長期債務	460	433	27	6
トレーディング勘定負債	129	138	(9)	(7)
その他負債	124	141	(17)	(12)
負債合計	\$ 1,748	\$ 1,702	\$ 46	3%
株主持分合計	\$ 166	\$ 155	\$ 11	7%
負債および株主持分合計	\$ 1,914	\$ 1,857	\$ 57	3%

現金および銀行預金

現金および銀行預金は、現金および銀行預け金ならびに銀行預金で構成されます。現金および銀行預金は、(i)国内外のシティの事業所が保有するすべての紙幣および硬貨（外国通貨および現地通貨の両方を含みます。）ならびに(ii)通常の運営目的のための、コルレス銀行、中央銀行（連邦準備銀行等）およびその他銀行もしくは預金取扱機関からの無利息要求払い預金口座を含む無利息預金を含みます。銀行預け金は、銀行（コルレス銀行、中央銀行およびその他銀行もしくは預金取扱機関）が保有または受託する利付き預金、要求払い預金および定期預金を含み、とりわけ、通常の運営目的および規制上の準備金基準のために維持されています。

2010年度中、現金および銀行預金は30億ドル（2パーセント）減少しました。この減少は、銀行預金の減少50億ドル（3パーセント）が、現金および銀行預け金における増加30億ドル（10パーセント）によって相殺された構成となっています。

貸出金

貸出金には、クレジットカード、抵当貸付、その他不動産融資、個人向け貸出金、自動車ローン、学生ローンおよび法人向け貸出金が含まれます。シティグループの貸出金は、個人向けおよび法人向けの二つの項目に分けて計上されます。これらの項目は貸出金を管理するセグメントおよびサブセグメントによって分類されます。個人向け貸出金および法人向け貸出金は、2010年12月31日現在、それぞれシティの貸出金合計（前受収益控除後かつ貸出損失引当金控除前）の71パーセントおよび29パー

セントを占めていました。

2010年度において、個人向け貸出金（貸倒引当金控除後）は、270億ドル（7パーセント）増加しました。2010年1月1日、約1,200億ドルの個人向け貸出金（主にクレジットカード債権および学生ローン。貸倒引当金の130億ドル控除後。）がSFAS第166号／第167号の適用により連結されました。このSFAS第166号／第167号の適用によるクレジットカードおよび学生ローンにおける増加は、クレジットカードの前年度における一部返済およびスチューデント・ローン・コーポレーションの売却により一部相殺されました。また、払出、正味貸倒損失、資産売却およびシティグループの自動車ポートフォリオの売却によってもたらされた個人向け抵当貸付および不動産貸出金における270億ドル（12パーセント）の減少も、この増加を相殺しています。

法人向け貸出金（貸倒引当金控除後）は、2010年度において、主にSFAS第166号／第167号の適用の結果として2010年1月1日付で連結された法人向け貸出金280億ドルにより、260億ドル（16パーセント）増加しました。連結された貸出金の大半は、金融機関への貸出金として分類される、シティが管理するアセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社のものでした。加えて、貸倒引当金の減少20億ドル（32パーセント）は、当年度の法人向け貸出金の増加を押し上げました。これらの増加は、主として払出および正味貸倒損失による法人向け抵当貸付および不動産貸出金における70億ドル（21パーセント）の減少の影響により一部相殺されました。

2010年度において、平均個人向け貸出金（前受収益控除後）4,950億ドルは、平均利率9.4パーセントの利回りとなりました（前年度は4,560億ドルで7.8パーセント）。2010年度の平均法人向け貸出金1,890億ドルは、平均利率4.5パーセントの利回りとなりました（前年度は1,900億ドルで6.3パーセント）。

シティの貸出金ポートフォリオに関する詳細については、「グローバル・リスクの管理」－「信用リスク」ならびに連結財務諸表注記1および16を包括的にご参照ください。

トレーディング勘定資産および負債

トレーディング勘定資産には、負債証券および市場性のある持分有価証券、買い持ちポジションにあるデリバティブ、証券化における留保持分および実物商品の棚卸が含まれます。さらに、貸出金および取得した保証等、シティグループが公正価値で計上することを選択している特定の資産もまた、トレーディング勘定資産に含まれます。トレーディング勘定負債には、空売り有価証券（空売りポジション）および正味で売り持ちポジションにあるデリバティブならびにシティグループが公正価値で計上することを選択している特定の負債が含まれています。

2010年度において、トレーディング勘定資産は、主として負債証券170億ドル（53パーセント）、デリバティブ資産90億ドル（15パーセント）、持分有価証券80億ドル（17パーセント）ならびに米国財務省証券および連邦諸機関証券70億ドル（24パーセント）の減少が、外国政府証券の160億ドル（21パーセント）の増加によって一部相殺された結果、260億ドル（8パーセント）減少しました。平均トレーディング勘定資産は、2010年は3,370億ドルでした（これに比べて2009年は3,500億ドルでした。）。

2010年度において、トレーディング勘定負債は、主としてデリバティブ負債40億ドル（7パーセント）および空売りポジションの有価証券（主に米国財務省証券）40億ドル（6パーセント）の減少に

より、90億ドル（7パーセント）減少しました。2010年度の平均トレーディング勘定負債は、1,280億ドルでした（これに比べて2009年度は1,390億ドルでした。）。

シティのトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に関する詳細については、連結財務諸表注記14をご参照ください。

フェデラルファンド貸出金（借入金）、借入（貸付）有価証券および売戻（買戻）条件付買入（売渡）有価証券

買戻条件付売渡有価証券（レポ）および有価証券貸付取引は、通常、会計処理上は関連する有価証券の売却ではなく、有担保金融取引として処理されています。同様に、売戻条件付買入有価証券（リバース・レポ）および有価証券借入取引も、通常、会計処理上は関連する有価証券の買受ではなく、有担保金融取引として処理されています。2010年度中、リバース・レポおよび有価証券借入取引は、250億ドル（11パーセント）増加しました。レポおよび有価証券貸付取引に関する詳細については、下記「資本の源泉および流動性」－「資金調達および流動性」をご参照ください。

フェデラルファンド貸出金およびフェデラルファンド借入金は、第三者により連邦準備銀行に預託された準備金勘定の預金残高超過分の無担保貸付金からなります。2009年度および2010年度中、シティのフェデラルファンド貸出金およびフェデラルファンド借入金は軽微なものでした。

これらの貸借対照表項目に関する詳細については、連結財務諸表注記1および12をご参照ください。

投資

投資は、売却可能な負債証券および持分有価証券、満期保有目的負債証券、公正価値で計上される市場性のない持分有価証券ならびに取得原価で計上される市場性のない持分有価証券からなります。負債証券には、社債、債券、償還可能優先株式および一定の貸付債権担保付債券（モーゲージ・バック証券等）その他の仕組債が含まれます。公正価値で計上される持分有価証券（市場性の有無を問いません。）には、普通株式および償還条項のない優先株式が含まれます。取得原価で計上される市場性のない持分有価証券には、主に、連邦準備銀行および連邦住宅貸付銀行が発行しシティグループに保有が求められる持分有価証券が含まれます。

2010年度において、投資は、主に売却可能有価証券（大部分は米国財務省証券および連邦諸機関証券）340億ドル（14パーセント）の増加が満期保有目的有価証券（大部分はアセット・バック証券およびモーゲージ・バック証券）220億ドルの減少により相殺されたため、120億ドル（4パーセント）増加しました。

投資に関する詳細については、連結財務諸表注記1および15をご参照ください。

その他資産

その他資産は、仲介業者債権、のれん、無形資産および抵当貸付サービシング権に加え、連結財務諸表に表示されるその他資産（特に売却目的保有貸出金、繰延税金資産、持分法適用投資、未収利息および未収手数料、建物および設備、当社がエンドユーザーとして使用するデリバティブで正味買い持ちポジションにあるもの、抵当権実行済み資産、ならびにその他債権が含まれています。）で構成されます。2010年度において、その他資産は、仲介業者債権20億ドルの減少、抵当貸付サービシング権20億ドルの減少および無形資産10億ドルの減少が、のれん10億ドルの増加およびその他資産10億ド

ルの増加により一部相殺された結果、40億ドル（2パーセント）減少しました。

のれんおよび無形資産に関する詳細については、連結財務諸表注記18をご参照ください。仲介業者債権に関する詳細については、連結財務諸表注記13をご参照ください。

預金

預金は、要求払いまたは満期払いの顧客の資金です。

預金に関する議論については、下記「資本の源泉および流動性」－「資金調達および流動性」をご参照ください。

債務

債務は、短期借入金および長期借入金の両方からなります。長期借入金には、上位債、劣後債、信託優先証券および証券化が含まれます。短期借入金には、コマーシャル・ペーパーならびに非関連銀行およびその他市場参加者からの借入金が含まれます。2010年度において、2010年1月1日に適用されたSFAS第166号／第167号による証券化の連結を含めると、債務合計は270億ドル（6パーセント）増加しました。SFAS第166号／第167号の影響を除外すると、債務合計は570億ドル（13パーセント）減少しています。長期債務および短期債務に関する詳細については、下記「資本の源泉および流動性」－「資金調達および流動性」および連結財務諸表注記19をご参照ください。

その他債務

その他債務は、仲介業者債務および連結財務諸表に表示されるその他負債（特に未払費用およびその他の債務、繰延税金負債、当社がエンドユーザーとして使用するデリバティブで正味売り持ちポジションにあるもの、ならびに訴訟、税金、事業再編、未実行貸出約定およびその他の案件に関する引当金が含まれています。）で構成されます。2010年度において、その他債務は、主として仲介業者債務90億ドルの減少およびその他債務70億ドルの減少により、170億ドル（12パーセント）減少しました。

仲介業者債務に関する詳細については、連結財務諸表注記13をご参照ください。

セグメント別貸借対照表(2010年12月31日現在)

(単位:百万ドル)	インスティテューショナル・				本社事項、本社 業務/その他、 非継続事業およ び連結消去	シティグループ 連結合計
	地域別個人向け 銀行業務部門	クライアント・ グループ	シティコープ 小計	シティ・ホール ディングス		
資産						
現金および銀行預け金	\$ 8,576	\$ 17,259	\$ 25,835	\$ 1,164	\$ 973	\$ 27,972
預金	7,617	60,139	67,756	3,204	91,477	162,437
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券および 売戻条件付買入有価証券	-	240,886	240,886	5,831	-	246,717
仲介業者債権	218	19,316	19,534	10,803	876	31,213
トレーディング勘定資産	12,804	287,101	299,905	17,367	-	317,272
投資	35,472	99,977	135,449	51,263	131,452	318,164
貸出金 (前受収益控除後)						
個人向け	231,210	-	231,210	226,422	-	457,632
法人向け	-	175,110	175,110	16,052	-	191,162
貸出金 (前受収益控除後)	\$ 231,210	\$ 175,110	\$ 406,320	\$ 242,474	-	\$ 648,794
貸倒引当金	(13,530)	(3,546)	(17,076)	(23,579)	-	(40,655)
貸出金合計 (正味)	\$ 217,680	\$ 171,564	\$ 389,244	\$ 218,895	-	\$ 608,139
のれん	10,701	10,826	21,527	4,625	-	26,152
無形資産 (MSR 以外)	2,215	971	3,186	4,318	-	7,504
抵当貸付サービシング権 (MSR)	2,043	76	2,119	2,435	-	4,554
その他資産	32,953	44,609	77,562	39,287	46,929	163,778
資産合計	\$ 330,279	\$ 952,724	\$ 1,283,003	\$ 359,192	\$ 271,707	\$ 1,913,902
負債および株主持分						
預金合計	\$ 308,538	\$ 451,192	\$ 759,730	\$ 79,248	\$ 5,990	\$ 844,968
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および 買戻条件付売渡有価証券	5,776	183,464	189,240	176	142	189,558
仲介業者債務	192	49,862	50,054	-	1,695	51,749
トレーディング勘定負債	25	126,935	126,960	2,094	-	129,054
短期借入金	336	55,957	56,293	1,573	20,924	78,790
長期債務	3,033	75,479	78,512	13,530	289,141	381,183
その他負債	18,503	18,191	36,694	20,991	15,126	72,811
セグメント間の正味資金供給 /(貸付)額	(6,124)	(8,356)	(14,480)	241,580	(227,100)	-
シティグループ株主持分合計	-	-	-	-	163,468	163,468
非支配持分	-	-	-	-	2,321	2,321
株主持分合計	-	-	-	-	\$ 165,789	\$ 165,789
負債および株主持分合計	\$ 330,279	\$ 952,724	\$ 1,283,003	\$ 359,192	\$ 271,707	\$ 1,913,902

上記の補足情報は、2010年12月31日付のシティグループの報告セグメント別連結GAAP貸借対照表を反映しています。個々のセグメント情報は、かかる日付で各セグメントにより管理される資産および負債を表しています。この表示はGAAPにより規定されたものではありませんが、シティは、GAAPの指標ではないこれらの財務指標が、シティの事業セグメント間における貸借対照表構成要素の資産ダイナミクスと負債ダイナミクスの有益な相互関係に加えて、各事業セグメントによって管理されている貸借対照表構成要素に関する投資家の理解に役立つものと考えています。

資本の源泉および流動性

資本の源泉

概要

シティは事業からの収益を通じて資本を生み出しています。しかしながら、シティは、普通株式、優先転換株式、優先株式、および従業員福利制度に基づく報奨により発行される株式の発行によって資本を増強することがあり、金融危機においては、実際にこれらの手段で資本を増強しました。シティはまた、規制資本を信託優先証券の引当てとなる劣後債の発行によって増強しましたが、パーゼルⅢおよび金融改革法（下記「規制資本基準の動向」および「リスク要因」をご参照ください。）の下では、規制資本のような項目で処理することはなくなる予定です。加えて、規制および会計基準の変更のほか、会社や資産の処分等の将来の事由がシティの業績に与える影響によっても、シティの資本レベルは影響を受けます。

資本は、主としてシティの事業における資産の裏付けとして、および市場における損失、貸倒損失または事業上の損失を吸収するために使用されます。資本は配当金の支払いや普通株式の買戻し等、他の目的でも使用されることがありますが、シティがこれらの目的で資本を使用する能力は、とりわけ米国政府組織との合意に基づき、現在のところ制限されており、かかる制限は概して米国政府が2009年度に完了した転換提案に関連して取得したシティの信託優先証券を保有し続ける限り継続します。下記「リスク要因」をご参照ください。

シティグループの資本管理の枠組みは、シティグループとその主要子会社が、シティのリスク・プロファイル、適用あるすべての規制上の基準とガイドラインおよび外部格付機関の検討項目に適合した、十分な資本の維持が確保できるように設計されています。上級経営陣は、シティグループ取締役会のリスク管理・財務委員会の監督の下、主としてシティグループの財務資産負債委員会（以下「FinALCO」といいます。）を通じて、資本管理プロセスに対する責任を負っています。FinALCOは、資本および流動性に関する事柄についての意思決定ならびに関連する議論に経営陣を関与させるために、シティグループの最上級経営陣により構成されています。FinALCOの責務には、とりわけ、シティグループとその主要子会社の財務構造を決定すること、規制当局との協議の上でシティグループとその規制対象会社の十分な自己資本を確保すること、シティグループおよび個々の事業についての適切な資産水準および最低利益率を決定すること、シティグループの資金調達と資本市場計画を検討すること、ならびに企業と銀行の流動性水準および通貨換算が非米ドル資本に及ぼす影響を設定し監視することが含まれます。

自己資本比率

シティグループには、連邦準備制度理事会が公表したリスクベースの自己資本に関するガイドラインが適用されます。従来、自己資本比率が十分であるかは、一部は2つのリスクベース資本比率、すなわち、Tier 1 資本と資本合計（Tier 1 資本およびTier 2 資本の合計）比率に基づいて測定されてきました。Tier 1 資本は、適格普通株主持分（調整を含みます。）、適格非支配持分および信託子会社の適格強制償還可能証券等の「コア資本項目」の合計からなり、主としてのれん、資本に算入できな

いその他の無形資産、および資本に算入できない繰延税金資産が控除されます。資本合計には、適格劣後債や貸倒引当金の限られた一部等の「補完的な」Tier 2 資本項目も含まれています。2つの自己資本比率は、リスク加重資産に占める割合として示されます。

2009年に、米国の銀行規制当局は、「Tier 1 普通資本」と呼ばれる新しい資本指標（Tier 1 資本から、適格永久優先株式、適格非支配持分および信託子会社の適格強制償還可能証券を含む非普通資本要素を控除したものと定義されます。）を創設しました。これらの資本指標の詳細については、下記「規制ガイドラインに基づく資本の構成要素」をご参照ください。

シティグループのリスク加重資産は、主に、信用リスクの測定に関連するの自己資本に関するガイドラインの適用から算出されています。かかるガイドラインの下では、オンバランス資産および一定のオフバランスのエクスポージャーの与信相当額（財務保証、未実行の貸出約定、信用状およびデリバティブ等）が、認識されている債務者もしくは（該当する場合は）保証人の信用リスク、担保の性質、または外部の信用格付けに基づいて規定されるいくつかのリスク加重区分のうちの1つに分類されます。リスク加重資産はまた、対象トレーディング勘定ポジションならびにトレーディング勘定において繰り越されるか否かにかかわらず、すべての外国為替およびコモディティ・ポジションについての、市場リスクの指標を含んでいます。リスク加重資産から除外された資産は、のれんおよび繰延税金資産等、規制資本からの控除を要求される範囲におけるあらゆる資産です。下記「規制ガイドラインに基づく資本の構成要素」をご参照ください。

シティグループには、ノンリスクベースの自己資本比率指標であるレバレッジ比率（四半期調整後平均資産合計に占めるTier 1 資本の割合として定義されます。）に関する要件も適用されます。

現行の連邦銀行規制機関の定義に基づく「十分な自己資本」を有するためには、銀行持株会社はTier 1 資本比率を少なくとも6パーセント、資本合計比率を少なくとも10パーセント、レバレッジ比率を少なくとも3パーセントに維持しなければなりません。より高度な資本水準を維持することを求める連邦準備制度理事会指令に従う必要はありません。次表は、2010年12月31日および2009年12月31日現在のシティグループに関する規制上の自己資本比率を示したものです。

シティグループに関する規制上の自己資本比率

<i>(年度末現在)</i>	2010 年度	2009 年度
Tier 1 普通資本	10.75%	9.60%
Tier 1 資本	12.91	11.67
資本合計 (Tier 1 資本および Tier 2 資本)	16.59	15.25
レバレッジ比率	6.60	6.87

上記の表に示すとおり、シティグループは、2010年12月31日および2009年12月31日現在、現行の連邦銀行規制機関の定義に基づく「十分な自己資本」を有していました。

規制ガイドラインに基づく資本の構成要素

(単位：百万ドル、年度末現在)	2010 年度	2009 年度
Tier 1 普通資本		
シティグループ普通株主持分	\$ 163,156	\$ 152,388
控除：売却可能有価証券の正味未実現損失（税引後） ⁽¹⁾	(2,395)	(4,347)
控除：キャッシュ・フロー・ヘッジに係る累積純損失（税引後）	(2,650)	(3,182)
控除：年金債務調整額（税引後） ⁽²⁾	(4,105)	(3,461)
控除：自己の信用度の変化に起因する金融負債の公正価値における累積的影響額（税引後） ⁽³⁾	164	760
控除：資本に算入できない繰延税金資産 ⁽⁴⁾	34,946	26,044
控除：無形資産		
のれん	26,152	25,392
資本に算入できないその他の無形資産	5,211	5,899
その他	(698)	(788)
Tier 1 普通資本合計	\$ 105,135	\$ 104,495
適格永久優先株式	\$ 312	\$ 312
信託子会社の適格強制償還可能証券	18,003	19,217
適格非支配持分	868	1,135
その他	1,875	1,875
Tier 1 資本合計	\$ 126,193	\$ 127,034
Tier 2 資本		
貸倒引当金 ⁽⁵⁾	\$ 12,627	\$ 13,934
適格劣後債 ⁽⁶⁾	22,423	24,242
売却可能な持分証券に係る税引前正味未実現利益 ⁽¹⁾	976	773
Tier 2 資本合計	\$ 36,026	\$ 38,949
資本合計 (Tier 1 資本および Tier 2 資本)	\$ 162,219	\$ 165,983
リスク加重資産 (RWA)⁽⁷⁾	\$ 977,629	\$ 1,088,526

- (1) Tier 1 資本は、リスクベースの自己資本に関するガイドラインに基づき、売却可能な負債証券に係る正味未実現利益（損失）および容易に決定可能な公正価値を有する売却可能な持分証券に係る正味未実現利益を除外しています。Tier 1 資本の算定にあたり、銀行機関は、容易に決定可能な公正価値を有する売却可能な持分証券に係る正味未実現損失（税引後）を控除するよう求められています。銀行機関は、税引前の容易に決定可能な公正価値を有する売却可能な持分証券に係る正味未実現利益の45パーセントまでをTier 2 資本に算入することを認められています。
- (2) 連邦準備制度理事会は、ASC715-20「報酬－退職給付－確定給付制度」（従前のSFAS第158号）の適用による影響につき暫定的な自己資本比率の軽減を認めました。
- (3) リスクベースの自己資本に関するガイドラインに基づき、公正価値オプションが選択された金融債務の評価においてシティグループの自己の信用格付けを考慮することによる影響は、Tier 1 資本から除外されています。
- (4) 2010年12月31日現在のシティの正味繰延税金資産約520億ドルのうち、かかる資産の約130億ドルは、リスクベースの自己資本に関するガイドラインに基づき規制上の自己資本に制限なく算入することができますが、かかる資産の約350億ドルは、同ガイドラインが定める制限を上回るため、「資本に算入できない繰延税金資産」としてTier 1 資本の算定において控除されます。シティグループのその他の正味繰延税金資産のうち約40億ドルは、主として、売却可能な負債証券の未実現損益の繰延税効果約20億ドルおよび年金債務調整の繰延税効果約20億ドル（これらは同ガイドラインに基づく制限に従い正味繰延税金資産を算定する前に控除することが認められています。）を表しています。
- (5) リスク加重資産の1.25パーセントまで算入可能です。貸倒損失に係る超過引当金はリスク加重資産の算定において控除されます。
- (6) Tier 1 資本の50パーセントを超えない額の適格劣後債を含みます。
- (7) 2010年12月31日現在、金利、コモディティおよび株式デリバティブ契約、為替予約ならびにクレジット・デリバティブに関して621億ドル（2009年12月31日時点では645億ドル）のリスク加重与信相当額（適用ある相互ネットティング契約控除後）を含みます。リスク加重資産に含まれる市場リスク相当資産は、2010年12月31日現在では514億ドル、2009年12月31日現在では808億ドルでした。リスク加重資産はまた、未使用の貸出約定や信用状等のその他の一定のオフバランスのエクスポージャーの影響も含んでおり、一定の無形資産および貸倒損失に係る超過引当金等の控除を反映しています。

SFAS 第 166 号／第 167 号の適用による資本への影響

これまでに開示したとおり、また、連結財務諸表注記 1 に詳しく記載されているとおり、SFAS第166号／第167号の適用により、適用開始日である2010年1月1日時点のシティグループの連結貸借対照表上において、1,370億ドルの増分資産および1,460億ドルの負債（証券化されたクレジットカード債権を含みます。）が連結対象になりました。また、SFAS第166号／第167号の適用により、リスク加重資産は100億ドルの純増となりました。さらに、シティは貸倒引当金を134億ドル追加計上し、繰延税金資産を50億ドル増額し、また繰越利益を84億ドル減額しました。これにより、Tier 1 普通資本、Tier 1 資本、および資本合計は、それぞれ142億ドル、142億ドル、140億ドル減少し、有形普通株式株主資本（下記で説明されます。）は84億ドル減少しました。

2010年1月1日からのSFAS第166号／第167号の適用がシティグループの自己資本比率に及ぼした影響額は、以下のとおりです。

(2010年1月1日現在)	影響
Tier 1 普通資本	(138) bps
Tier 1 資本	(141) bps
資本合計	(142) bps
レバレッジ比率	(118) bps
有形普通株式株主資本 (TCE) / RWA	(87) bps

普通株主持分

シティグループの普通株主持分は、2010年度中、108億ドル増加して1,632億ドルとなりました。これは2010年12月31日現在の資産合計の8.5パーセントに相当します。

次表は、2010年度中のシティグループの普通株主持分の変動の概要です。

(単位：十億ドル)		
2009年12月31日現在の普通株主持分	\$	152.4
SFAS第166号／第167号の適用（2010年1月1日現在）およびASU 2010-11の適用（2010年7月1日に計上）に伴う繰越利益の経過措置による調整		(8.5)
当期利益		10.6
従業員福利制度およびその他の活動		2.2
ADIA Upper DECs出資証券購入契約		3.8
その他包括利益（損失）累計額の正味変動（税引後）		2.7
2010年12月31日現在の普通株主持分	\$	163.2

2010年12月31日現在、シティの承認を受けた買戻しプログラムに基づき67億ドル分の株式買戻しが引き続き可能です。2010年度および2009年度において、実質的な買戻しは実施されませんでした。

有形普通株式株主資本（以下「TCE」といいます。）

シティグループが定義するTCEは、のれんおよび無形資産（抵当貸付サービシング権（以下「MSR」といいます。）を除きます。）を控除した普通株主持分（関連正味繰延税金控除後）です。他の企業では、シティグループと異なる方法でTCEを算出している可能性があります。シティのTCEは、2010年12月31日現在では1,294億ドル、2009年12月31日現在では1,182億ドルでした。

TCE比率（TCEをリスク加重資産で除したものです。）は、2010年12月31日現在では13.2パーセント、2009年12月31日現在では10.9パーセントでした。

業界アナリストはTCEを資本充実性の評価の指標として使用し、これに依拠していますが、SECの目的上では、この評価指標は非GAAP財務指標となっています。TCEに対するシティグループの株主持分合計の調整は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル、年度末現在 (比率を除きます。))	2010 年度	2009 年度
シティグループの株主持分合計	\$ 163,468	\$ 152,700
控除：		
優先株式	312	312
普通株主持分	\$ 163,156	\$ 152,388
控除：		
のれん	26,152	25,392
無形資産 (MSR を除きます。)	7,504	8,714
関連正味繰延税金	56	68
有形普通株式株主資本 (TCE)	\$ 129,444	\$ 118,214
有形資産		
GAAP 資産	\$ 1,913,902	\$ 1,856,646
控除：		
のれん	26,152	25,392
無形資産 (MSR を除きます。)	7,504	8,714
関連繰延税金資産	359	386
連邦銀行の規制による調整 ⁽¹⁾	-	5,746
有形資産 (TA)	\$ 1,879,887	\$ 1,827,900
リスク加重資産 (RWA)	\$ 977,629	\$ 1,088,526
TCE/TA 比率	6.89%	6.47%
TCE/RWA 比率	13.24%	10.86%

(1) 2009年12月31日に連邦銀行の規制に関する報告の目的で買戻契約および貸出有価証券契約を担保付借入として認識するために調整したものの。詳細な議論については、連結財務諸表注記1をご参照ください。

シティグループの預金取扱機関の資本の源泉

シティグループの米国子会社である預金取扱機関には、それぞれを所管する主要な連邦銀行規制機関が公表したリスクベースの自己資本に関するガイドライン（連邦準備制度理事会のガイドラインに類似しています。）も適用されます。現行の規制機関の定義に基づく「十分な自己資本」を有するためには、シティグループに属する預金取扱機関は、Tier 1 資本比率を少なくとも6パーセント、資本合計（Tier 1 資本およびTier 2 資本の合計）比率を少なくとも10パーセント、レバレッジ比率を少なくとも5パーセントに維持しなければなりません。より高度な資本水準を達成し維持することを求める規制当局の指令に従う必要はありません。

次表に示すとおり、2010年12月31日および2009年12月31日現在、シティグループの主要子会社である預金取扱機関のシティバンク、エヌ・エイを含め、シティグループの米国子会社である預金取扱機関はすべて、現行の連邦銀行規制機関の定義に基づく「十分な自己資本」を有していました。

規制ガイドラインに基づくシティバンク、エヌ・エイの資本の構成要素および比率

(単位：十億ドル、年度末現在 (比率を除きます。))	2010年度	2009年度
Tier 1 普通資本	\$ 103.9	\$ 95.8
Tier 1 資本	104.6	96.8
資本合計 (Tier 1 資本および Tier 2 資本)	117.7	110.6
Tier 1 普通資本比率	15.07%	13.02%
Tier 1 資本比率	15.17	13.16
資本合計比率	17.06	15.03
レバレッジ比率	8.88	8.31

シティグループの子会社である預金取扱機関が、シティグループおよびその非銀行子会社へ配当金を支払うことに関しては、様々な法律上、規制上の制限が課せられています。各預金取扱機関が配当宣言を決定する際には、適用あるリスクベースの自己資本およびレバレッジ比率要件への影響、ならびに銀行機関に対して原則として当期の営業利益から配当金を支払うよう指示している連邦規制当局の政策表明も考慮する必要があります。2010年度中、シティグループは、銀行子会社から配当を受け取りませんでした。下記「資金調達および流動性」－「事業体間の流動性の移動」もご参照ください。

変動が資本比率に及ぼす影響

次表は、シティグループおよびシティバンク、エヌ・エイの自己資本比率について、2010年12月31日現在の財務情報に基づくTier 1 普通資本、Tier 1 資本もしくは資本合計 (分子) に100百万ドルの変動があった場合、または、リスク加重資産もしくは調整後資産合計の平均 (分母) に10億ドルの変動があった場合に予測される感応度を示すものです。この情報は、シティグループまたはシティバンク、エヌ・エイの財務状況または経営成績の変動がかかる比率に与える影響を分析するために提供されるものです。これらの感応度は、資本、リスク加重資産または調整後平均資産のいずれか一要素のみに変動があった場合を想定しています。したがって、複数の要素に影響を与える出来事があった場合、次表に記載されているベース・ポイントよりも大きな影響が生じる可能性があります。

	Tier 1 普通資本比率		Tier 1 資本比率		資本合計比率		レバレッジ比率	
	Tier 1 普通資本の100百万ドルの変動の影響	リスク加重資産の10億ドルの変動の影響	Tier 1 資本の100百万ドルの変動の影響	リスク加重資産の10億ドルの変動の影響	資本合計の100百万ドルの変動の影響	リスク加重資産の10億ドルの変動の影響	Tier 1 資本の100百万ドルの変動の影響	調整後資産合計の平均の10億ドルの変動の影響
シティグループ	1.0 bps	1.1 bps	1.0 bps	1.3 bps	1.0 bps	1.7 bps	0.5 bps	0.3 bps
シティバンク、エヌ・エイ	1.4 bps	2.2 bps	1.4 bps	2.2 bps	1.4 bps	2.5 bps	0.8 bps	0.7 bps

証券ブローカー・ディーラーである子会社

2010年12月31日現在、シティグループ・グローバル・マーケット・ホールディングス・インクの間接的な全額出資子会社であり、SECに登録された証券ブローカー・ディーラーであるシティグループ・グローバル・マーケット・インクの自己資本は、SECの自己資本規制に従って算定した結果、89億ドルであり、最低基準額を82億ドル超過していました。

また、シティの証券ブローカー・ディーラーである子会社の一部は、事業を行っている他の国にお

いて、一定水準の自己資本またはこれに相当するものを維持するといった要件等の規制に服していません。2010年12月31日現在、シティグループの証券ブローカー・ディーラーである子会社は資本要件を遵守していました。

規制資本基準の動向

将来の金融機関に対する規制資本基準は、現在米国内外で重要な審議事項となっており、規則作りが行われていますが、未確定性を免れません。下記「リスク要因」をご参照ください。

バーゼルⅡおよびⅢ 2005年度後半、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」といいます。）は、リスクベース資本に関する一連の新基準（以下「バーゼルⅡ」といいます。）を公表しました。これにより、シティグループを含む銀行機関に、自己資本の計算を促進するための信用リスク・エクスポージャー、オペレーショナル・リスク・エクスポージャーおよび市場リスク・エクスポージャーの測定に使用される内部のリスクモデルの活用が認められるようになりました。2007年度後半、米国銀行当局は、シティグループを含む大手銀行機関に対してこれらの基準を適用しました。基準の適用により、大規模かつ国際的に活動する銀行機関であるシティグループは、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクに係るリスク資本要件の算出において最も先進的なバーゼルⅡの手法を遵守することが求められるようになっていきます。米国での実施に関するタイムテーブルとしては、現在の自己資本の枠組み（以下「バーゼルⅠ」といいます。）とバーゼルⅡとを並行して計算する期間があり、その後3年間の経過期間となります。

シティは2010年4月1日に並行計算による報告を開始しました。シティが3年の経過期間に入る前に少なくとも4四半期間は並行計算による報告が行われます。米国銀行当局は、経過期間の2年目終了時における再検討の後にバーゼルⅡの米国内での適用方法を変更する権利ならびに米国における銀行機関に適用される既存の早期是正措置およびレバレッジ資本要件を維持するための権利を留保しています。

信用リスクおよびオペレーショナル・リスクに関するバーゼルⅡ規制とは別に、2010年6月、バーゼル委員会はさらなる自己資本規制につながり得る市場リスク資本の枠組みに対する一定の修正案を承諾しました。2010年12月、米国銀行当局は市場リスク資本規制に、市場リスク資本枠組みに対してバーゼル委員会で承認された一定の修正を取り込むための改正案を公表しました。

さらに2010年12月、金融危機の結果、バーゼル委員会は、既存の自己資本規制の強化を目的として、最終規則（以下「バーゼルⅢ」といいます。）を公表しました。米国銀行当局は、2013年1月1日から米国銀行機関に適用される基準を2年以内に最終決定することが求められます。

バーゼルⅢに基づき、基準が完全実施される2019年1月1日時点で、シティグループは、リスクベースの自己資本比率を下記のとおり維持することが求められます。

	Tier 1 普通資本	Tier 1 資本	資本合計
規定最低自己資本比率	4.5%	6.0%	8.0%
上乗せされる資本保全バッファ要件	2.5	2.5	2.5
実質最低自己資本比率	7.0%	8.5%	10.5%

銀行機関は、金融危機または経済危機時の損失を吸収するために2.5パーセントの資本保全バッファを取り崩すことができますが、バッファの活用が大きくなるほど、利益の分配（例えば、配当、株式の買戻しおよび裁量報酬等）に対して課される制限が大きくなります。さらに、過度の総信用拡大によりある国でシステミック・リスクが高まっていると判断された場合に、各国の銀行監督当局または規制当局の裁量により、普通資本またはその他の完全に損失を吸収できる資本からなる、0パーセントから2.5パーセントのカウンターシクリカルな（景気連動抑制的な）資本バッファも銀行機関に対して発動されます。このカウンターシクリカルな資本バッファは、発動されると、資本保全バッファを補完する追加的なバッファとして機能します。

システム上重要な金融機関であるシティグループは、さらなる自己資本規制の対象となる可能性もあります。バーゼル委員会および金融安定化理事会は、現在、システム上重要な金融機関に対する統合的アプローチを策定しており、これらには、資本サーチャージ（追加的自己資本賦課）、コンティンジェント・キャピタル（条件付資本）およびペイル・イン債務の組み合わせが含まれる可能性があります。

バーゼルⅢの下、Tier 1 普通資本は、概してすべての規制上の調整（適用ある控除を含みます。）が行われた後に測定されることが求められます。これらの規制上の調整がTier 1 普通資本に与える影響は、2014年1月1日から毎年20パーセントずつ段階的に適用され、2018年1月1日までに完全に適用されます。経過期間中、規制上の調整（適用ある控除を含みます。）のうちTier 1 普通資本に対して適用されない一部は、すでに実施されている各国の取扱いに引き続き従います。

さらに、バーゼルⅢの下では、一定の資本商品は、Tier 1 資本の非普通資本要素（例えば、信託優先証券および累積永久優先株式）またはTier 2 資本の要件を満たさなくなります。これらの商品は、一部の適用除外を除き、2013年1月1日から10年間、毎年10パーセントずつ段階的に減額されます。この段階的減額期間は、同じく2013年1月1日に始まり、通常、3年間かけてこれらの有価証券を段階的に撤廃することが求められる2010年ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法に対するいわゆる「コリンズ修正」により、米国では大幅に短縮されます。また、バーゼル委員会は、Tier 1 資本の非普通資本要素またはTier 2 資本の要件を満たすことが損失を完全に吸収するというのを、納税者が損失のリスクにさらされる以前に銀行機関がこれを実行することが不可能な時点において保証するために満たすか超過していなければならないとした、バーゼルⅢに対する補足の最低基準を追加公表しました。これらの要件は、一定の条件下で、管轄区域の法的枠組みを通して施行されない限り、資本要件と同じ期間内に反映されなければなりません。

シティグループ等の米国銀行機関は現在、自己資本比率を測定する上で、補完的でリスクベースではないレバレッジ指標の対象となっていますが（上記「自己資本比率」をご参照ください。）、バーゼルⅢは、より制約のあるレバレッジ比率要件を課しています。当初、2013年1月1日から4年間の並行運用中、銀行機関は最低3パーセントのTier 1 資本レバレッジ比率を維持することが求められます。かかるレバレッジ比率およびその構成項目の開示は、2015年1月1日から始まります。並行運用試験期間の結果により、その後レバレッジ比率の定義の調整および較正がなされる可能性があります。レバレッジ比率は、2017年に最終決定される予定であり、2018年1月1日から正式な要件となります。

資金調達および流動性

概要

シティの資金調達および流動性の目的は、様々な市場条件の下で事業が行えるように、既存の資産基盤の資金を調達するとともに十分な余剰流動性を維持することです。これまでの業界の経験および仮定条件の両方に基づき、広範な流動性シナリオが検討されます。この取組みは、短期および長期の両方における市場の混乱に対応できるよう、シティが、本質的に構造的で十分な資金調達源を確保するためのものです。シティの関連事業体間での流動性または資本の自由な移動（下記で議論されます。）を制限する様々な制約により、シティグループの主要な流動性目標は事業体毎に設定されており、全体として（i）親持株式会社（シティグループ）、シティグループ・ファンディング・インク（以下「CFI」といいます。）およびシティの証券ブローカー・ディーラーである子会社が大半を占める非銀行（本項において「非銀行」と総称します。）ならびに（ii）シティバンク、エヌ・エイのようなシティの銀行子会社につき、横断的に設定されています。

全体的レベルで、シティグループの目標は、これらの事業体が確実に流動性リソースの総計を利用できるように、量と質の面で十分な資金調達を確保することです。流動性枠組みは、事業体が、その定められたストレス・テストにおいて自立していることまたは最終的な流動性提供者となること、かつ余剰現金資本を保有していることを求めています（下記「流動性測定およびストレス・テスト」において詳しく議論されます。）。

主な資金調達源には、（i）シティの銀行子会社を通じた預金（シティにとって最も安定的で低コストな長期資金調達源です。）、（ii）非銀行レベルならびに一部の銀行子会社で発行される長期債務（信託優先証券およびその他の長期有担保融資を含みます。）ならびに（iii）株主資本が含まれます。これらの資金調達源は、主に非銀行レベルにおいてコマーシャル・ペーパーおよび担保付融資（貸付有価証券または買戻条件付売渡有価証券）の形式で行われる若干の短期借入金によって補完されています。

シティグループは、これらの資金調達源の構造的契約期間がその資産基盤の契約期間との関連で十分な長さとなるように努めています。実際、シティの資産・負債管理の主要な目標は、資産の資金調達に対して余剰流動性を提供できるように、負債構造において契約期間に余裕を持たせるようにすることです。この余剰流動性の長期間プロファイルにより、ストレス下で発生し得る潜在的な流動性の引き下げ圧力が事実上相殺できます。この余剰資金調達は、下記に記載されているように、流動性リソースの総計の形で保有されています。

流動性リソースの総計

	非銀行			重要な銀行事業体			合計		
	2010年 12月31日	2010年 9月30日	2009年 12月31日	2010年 12月31日	2010年 9月30日	2009年 12月31日	2010年 12月31日	2010年 9月30日	2009年 12月31日
(単位：十億ドル)									
主要中央銀行において 保有する現金預金	\$ 22.7	\$ 16.1	\$ 10.4	\$ 82.1	\$ 79.1	\$ 105.1	\$ 104.8	\$ 95.2	\$ 115.5
担保権の設定されていない 流動性のある証券	71.8	73.9	76.4	145.3	161.7	123.6	217.1	235.6	200.0
合計	\$ 94.5	\$ 90.0	\$ 86.8	\$ 227.4	\$ 240.8	\$ 228.7	\$ 321.9	\$ 330.8	\$ 315.5

上記の表に示すとおり、シティグループの流動性リソースの総計は、2010年9月30日現在の3,308億ドルおよび2009年12月31日現在の3,155億ドルに対し、2010年12月31日現在では3,219億ドルでした。これらの金額は期末時点のものであり、通常業務において期中に増減する可能性があります。2010年度第4四半期中、四半期中の金額は上記の四半期末の金額から大きく変動しませんでした。

シティグループの非銀行の「キャッシュ・ボックス」の合計額は、2010年9月30日現在は900億ドルおよび2009年12月31日は868億ドルであったのに対し、2010年12月31日現在は945億ドルとなりました。これには、米国内で保有されている流動性ポートフォリオおよび「キャッシュ・ボックス」のほか、シティグループの証券ブローカー・ディーラーが英国および日本において保有する政府債が含まれます。

シティグループの銀行子会社は、2010年12月31日現在、主要な中央銀行（米国連邦準備銀行、ヨーロッパ中央銀行、イングランド銀行、スイス国立銀行、日本銀行、シンガポール金融管理庁および香港金融管理局を含みます。）に総額約821億ドルの現金預金を保有していました。これに対し、2010年9月30日現在は約791億ドル、2009年12月31日現在は1,051億ドルでした。

シティグループの銀行子会社はまた、担保権の設定されていない流動性の高い政府証券および政府保証付証券を通じて、さらに多額の流動性リソースを有しています。これらの証券は、民間市場を通じた、または主要な中央銀行に担保として差し入れることによる、売却可能または担保付資金調達です。これらの流動性のある証券の流動性価値は、2010年9月30日現在の1,617億ドルおよび2009年12月31日現在の1,236億ドルに対し、2010年12月31日現在では1,453億ドルでした。多額の現金および流動性のある証券は、シティグループのその他の事業体でも利用可能です。

上記で挙げられた流動性の高い有価証券の他に、シティグループの銀行子会社はまた、担保権の設定されていない証券および貸出金をさらに保有しています。これらは、現在米国連邦住宅貸付銀行（以下「FHLB」といいます。）および米国連邦準備銀行割引窓口に担保として差し入れられています。

預金

シティは、地理的に分散した個人および法人の預金ベースの維持に引き続き重点的に取り組んでいます（2009年12月31日現在8,360億ドルおよび2010年9月30日現在約8,500億ドルに対して、2010年12月31日現在8,450億ドルでした。）。前年度から増加した預金90億ドルは、主に外貨換算ならびに地域別個人向け銀行業務部門およびトランザクション・サービスにおける預金の増加によるものです。これらの増加は、証券および銀行業務ならびにシティ・ホールディングスにおける預金の減少により一部相殺されています。前四半期と比較すると、預金は主に証券および銀行業務ならびにシティ・ホー

ルディングスにおける残高の減少が、外貨換算による増収および地域別個人向け銀行業務部門における預金高の増加により一部相殺されたことにより、50億ドルの緩やかな減少となりました。

シティグループの預金は、顧客、商品および地域毎に分散されており、2010年12月31日現在、約64パーセントは米国外にあります。預金は有利子または無利子に分かれます。2010年12月31日現在、シティグループの米国内および米国外の銀行子会社による有利子預金債務は預金合計の58パーセントおよび27パーセント、無利子預金は7パーセントおよび9パーセントを構成していました。

長期債務

長期債務は、満期の年度が複数ある構造のため、重要な資金調達源となっています。2010年12月31日現在における、シティグループの長期債務の残高は、以下のとおりでした。

(単位：十億ドル)	非銀行	銀行	シティグループ 合計 ⁽¹⁾
長期債務 ⁽²⁾⁽³⁾	\$ 268.0	\$ 113.2 ⁽⁴⁾	\$ 381.2

- (1) 2010年12月31日現在の長期債務合計は、2010年1月1日のSFAS第166号/第167号の適用に伴いVIEが連結対象になったことによる697億ドルの長期債務を含みます。
- (2) 当初満期が1年以上のもの。
- (3) この金額のうち約583億ドルはTLGPに基づきFDICの保証を受けており、203億ドルは2011年度に、380億ドルは2012年度に満期となります。
- (4) 2010年12月31日現在、FHLBからの担保付借入金は182億ドルでした。

次表は、過去5四半期におけるシティグループの長期債務の発行の詳細を示したものです。

(単位：十億ドル)	2009年度 第4四半期	2009年度 通年	2010年度 第1四半期	2010年度 第2四半期	2010年度 第3四半期	2010年度 第4四半期	2010年度 通年
TLGPの保証の下で発行された 無担保長期債務	\$ 10.0	\$ 58.9	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -
TLGPの保証なしで発行された 無担保長期債務	4.6 ⁽¹⁾	26.0	1.3	5.3 ⁽²⁾	7.6	5.9 ⁽³⁾	20.1
現地国レベルで発行された無担保長 期債務	2.5	7.3	1.7	0.9	2.1	2.2	6.9
信託優先証券 (TRUPS)	-	27.1	2.3	-	-	-	2.3
担保付債務および証券化	2.7	17.0	2.0	-	-	2.5	4.5
合計	\$ 19.8	\$ 136.3	\$ 7.3	\$ 6.2	\$ 9.7	\$ 10.6	\$ 33.8

- (1) 2010年3月にADIAが先渡株式買取り契約を履行できるよう、ADIAが保有するシティグループ・キャピタルXXIX信託優先証券19億ドルが再販売されたことにより発行された上位債19億ドルを含みます。
- (2) 2010年9月にADIAが先渡株式買取り契約を履行できるよう、ADIAが保有するシティグループ・キャピタルXXX信託優先証券19億ドルが再販売されたことにより発行された上位債19億ドルを含みます。
- (3) 2011年3月にADIAが先渡株式買取り契約を履行できるよう、ADIAが保有するシティグループ・キャピタルXXXI信託優先証券19億ドルが再販売されたことにより発行された上位債19億ドルを含みます。

長期債務を約700億ドル増加させたSFAS第166号／第167号による連結財務諸表の影響を除くと、長期債務は2009年度の3,640億ドルから530億ドル減少し、2010年度は3,110億ドルとなりました。530億ドルの減少（証券化を除きます。）は、償還、満期および事業売却の約790億ドルが、当年度中の290億ドルの発行により一部相殺されたものであり、残りは主に外貨換算および公正価値に起因するものです。

上記の表で述べられたとおり、シティは2009年度に発行した長期債務の金額の約4分の1を2010年度中に発行しました。さらに、2010年度中のシティの流動性リソースおよびシティ・ホールディングスにおける資産減少の状態は、長期債務の満期の全額借り換え需要を促す程のものではありませんでした。シティは2010年度中に満期を迎えた長期債務約400億ドルのうち、わずかに半分を上回る約220億ドルを借り換えました（現地国、証券化およびFHLBのものを除きます。）。

次表は、シティグループの長期債務の年度別満期額総計を示したものです。

(単位：十億ドル)							年度別長期債務満期額	
	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	以降	合計	
上位債／劣後債	\$ 41.5	\$ 62.6	\$ 27.0	\$ 23.1	\$ 15.5	\$ 85.1	\$ 254.8	
現地国満期	5.2	5.3	3.5	2.3	1.0	2.9	20.2	
信託優先証券 (TRUPS)	-	-	-	-	-	18.1	18.1	
証券化負債および証券化	12.3	26.3	4.2	6.6	5.4	15.3	70.1	
FHLB借入金	12.5	-	2.5	-	-	3.0	18.0	
長期債務合計	\$ 71.5	\$ 94.2	\$ 37.2	\$ 32.0	\$ 21.9	\$ 124.4	\$ 381.2	

長期債務の資金調達の見通し

シティは現在、2011年度中に満期となる長期債務の額を約410億ドル（現地国、証券化およびFHLB関連の満期のものを除きます。）と見積もっており、そのうちの約203億ドルはTLGP債務です。シティの流動性リソースおよび継続的に削減しているシティ・ホールディングスの資産の現状を考慮し、シティは現在、2011年度中に長期債務約200億ドルを借り換える予定です。シティは、TLGP債務（約380億ドル）が2011年度または2012年度のどちらかに満期を迎えても借り換える予定はありません。シティは資金調達および流動性需要を引き続き見直し、諸々の要因、とりわけ市場の状況や規制上の要件を理由として、予定発行額を調整する可能性があります。

担保付融資および短期借入金

上記のとおり、シティは、主要な資金調達源を短期借入金で補完しています。短期借入金は、通常、(i)担保付融資（貸付有価証券または買戻条件付売渡有価証券）および(ii)コマーシャル・ペーパーならびに銀行および他の市場参加者からの借入金からなる短期借入金を含みます。SECの規則で求められているように、次表は過去3年間の会計年度末現在の下記短期借入金区分の期末残高ならびに月末平均および最高残高を表しています。

(単位：十億ドル)	フェデラルファンド借入金および 買戻条件付売渡有価証券 ⁽²⁾						短期借入金 ⁽¹⁾		
				コマーシャル・ペーパー ⁽³⁾			その他短期借入金 ⁽⁴⁾		
	2010	2009	2008	2010	2009	2008	2010	2009	2008
期末残高	\$ 189.6	\$ 154.3	\$ 205.3	\$ 24.7	\$ 10.2	\$ 29.1	\$ 54.1	\$ 58.7	\$ 97.6
平均年間残高 ⁽⁵⁾	212.3	205.6	281.5	35.0	24.7	31.9	68.8	76.5	82.6
最高月末残高	246.5	252.2	354.7	40.1	36.9	41.2	106.0	99.8	121.8
加重平均金利									
期中 ⁽⁵⁾⁽⁶⁾	1.32%	1.67%	4.00%	0.15%	0.99%	3.10%	1.26%	1.54%	1.70%
期末 ⁽⁷⁾	0.99	0.85	2.22	0.35	0.34	1.67	0.40	0.66	2.40

- (1) 当初満期が1年未満のもの。
- (2) 利率は、インフレの影響および通貨価値修正を含む特定の国々の現地の実勢金利を反映します。
- (3) 2010年1月1日のSFAS第166号/第167号の適用に伴いVIEが連結対象になったことによる150億ドルのコマーシャル・ペーパーを含みます。
- (4) 仲介業者借入ならびに銀行およびその他市場参加者からの借入を含むその他短期借入金。
- (5) 非継続事業を除きます。年間の平均残高は主に一日の残高から算出されますが、一部、当年度の各月末残高に前年度の期末残高を足した各残高の平均からなる13ポイント平均を用いて平均年間残高を算出しています。
- (6) 金利はリスク管理活動の効果を含みます。連結財務諸表注記20および24をご参照ください。
- (7) 期末の約定利率に基づきます。

担保付融資は、主にシティの証券ブローカー・ディーラーである子会社を通じて、顧客のマッチド・ブック取引を促進し、一部のトレーディング滞留資産の資金調達を効率的に行うために行われます。担保付融資はシティの連結財務諸表上では負債として計上されます（「貸付有価証券または買戻条件付売渡有価証券」）。2010年12月31日現在、担保付融資は1,896億ドル、2010年度第4四半期中の平均は2,070億ドルでした。2010年12月31日現在の担保付融資は2009年12月31日現在の1,543億ドルから350億ドル増加しました。同期間中、リバース・レポおよび借入有価証券は250億ドル増加しました。

担保付融資の大半は、流動性の高い政府証券、政府保証付証券および政府機関証券が担保として差し入れられています。この担保は主にシティのトレーディング資産および担保付貸出からのものであり、シティが担保単位で類似の資産タイプの貸借を行っていることを考慮すると、シティの顧客のマッチド・ブック取引の一環でもあります。

担保付融資の少数部分は、流動性の低い担保が差し入れられており、シティのトレーディング資産および顧客への担保付貸出事業（これもまたシティの顧客のマッチド・ブック取引の一環です。）を支えています。資金調達の信頼性を増すため、流動性の低い担保付借入は、格付けストレスに敏感なものを含め、資産の質、期間、およびカウンターパーティー・エクスポージャー別に慎重に調整されています。

シティは、流動性の低い担保の担保付融資市場に起こるストレス事由に対抗できるいくつかの潜在的な緩和策があると考えています。2010年12月31日現在の非銀行事業体におけるシティの重要な流動性リソースは、担保された事業体間の流動性の移動によって補われ、これがクッションとなっています。マッチド・ブック取引の中で、担保と期間の面で慎重に管理されている担保付貸出ポジションは、ストレス下で追加的流動性を提供しても耐えうると言えます。シティはまた、起こりうる混乱の中で利用できる既存のカウンターパーティーの持つ流動性の低い担保による余剰資金調達能力を有しています。加えて、シティは、更なる緩和策とするための、選別したトレーディング勘定の規模を調整する能力を有しています。

2010年12月31日現在、シティグループの非銀行事業体および銀行子会社に関してそれぞれ残存するコマーシャル・ペーパーは以下のとおりでした。

(単位：十億ドル)	非銀行	銀行 ⁽¹⁾	シティグループ 合計
コマーシャル・ペーパー	\$ 9.7	\$ 15.0	\$ 24.7

(1) 2010年1月1日のSFAS第166号/第167号の適用に伴いVIEが連結対象になったことによる150億ドルのコマーシャル・ペーパーを含みます。

その他の短期借入金約540億ドル（上記「担保付融資および短期借入金」の表で述べられています。）は、銀行およびその他市場参加者からの借入金424億ドルを含み、その中には連邦住宅貸付銀行からの借入金が含まれています。これは2009年度末に比べて約110億ドルの減少を表します。2010年度第4四半期における、銀行およびその他市場参加者からの平均残高は、約430億ドルでした。2010年12月31日におけるその他借入金には、仲介業者借入117億ドル（2010年度第4四半期中は平均して約130億ドルでした。）も含まれます。

シティグループおよびその関連会社が保有する長期債務および短期借入金に残高の詳細については、連結財務諸表注記12および19をご参照ください。

事業体間の流動性の移動

流動性は通常、規制（もしあれば）および標準的な法定条件に従い、非銀行間で移動させることができます。同様に、非銀行は通常、余剰流動性をシティバンク、エヌ・エイ等のシティの銀行子会社に移動させることができます。また、シティバンク、エヌ・エイを含むシティグループの銀行子会社は、連邦準備法セクション23Aに従ってシティグループ親会社および証券ブローカー・ディーラーに貸し付けることが可能です。2010年12月31日現在、連邦準備法セクション23Aの下で貸し付け可能な額は、資金が適切に担保されているという条件の下で約266億ドルでした。

流動性リスクの管理

シティグループは集中型の財務モデルを実施しており、会社全体の貸借対照表は、グローバル・フランチャイズ・トレジャラーおよびリージョナル・トレジャラーを通じて、シティグループのトレジャラーが管理します。日々の流動性および資金調達、トレジャラーによって国および事業レベルで管理され、コーポレート・トレジャラーおよびシティのリスク・マネジメントにより監視されます。

流動性管理は、シティグループの財務資産負債委員会（以下「FinALCO」といいます。）を通じた上級経営陣の責務であり、また取締役会がリスク管理・財務委員会を通じて監視しています。同様に世界的規模で、各地域、国および/または主要な事業部門についても資産負債委員会が設けられています。

流動性測定およびストレス・テスト

シティは流動性の監視において、それぞれ以下に説明されるように、流動性比率、ストレス・テストおよび流動性限度額を含む複数の測定方法を用いています。

概して、構造的流動性比率（預金、長期債務および株主持分の合計が資産合計に占める割合と定義されます。）は、資産基盤が十分に長期的な債務により資金調達されているかを測定します。シティの構造的流動性比率は、2010年9月30日現在の71パーセントおよび2009年12月31日現在の73パーセン

トに対し、2010年12月31日現在は73パーセントでした。

シティのもう1つの構造的流動性の指標は、現金資本です。現金資本は、シティグループの貸借対照表のうち構造的に非流動的な部分について資金調達する能力を測定するもので、より詳細な指標です。現金資本は、非流動資産の資金調達について利用可能な長期資金調達—すなわち、コア顧客預金、長期債務（1年超）および株式—の金額を測定するものです。非流動資産は、通常、貸出金（証券化調整額控除後）、有価証券のヘアカット、およびその他の資産（例えば、のれん、無形資産、固定資産）を含みます。2010年12月31日現在、非銀行および銀行子会社全体は、いずれも多額の余剰現金資本を有していました。さらに、2010年12月31日現在、非銀行は、無担保ホールセール市場を利用することなく、1年を大幅に超えた期間の後に満期となる債務を完済するための流動性を維持していました。

主要な事業体、事業子会社および／または各国における事業のそれぞれについては流動性に関するストレス・テストが、シミュレートされています。ストレス・テストおよびシナリオ分析は、ある流動性事由が貸借対照表および流動性ポジションに与え得る影響を数値で表すこと、および使用できる実行可能な資金調達の代替策を特定することを意図しています。これらのシナリオには、重要な資金調達源の著しい変更、市場トリガー（信用格付け等）、資金調達の潜在的な利用可能性および特定の国の政治・経済情勢に関する仮定が含まれています。これには、通常の市場およびストレス市場の状況、ならびに企業特有の事由を含みます。

監視のためには、広範な流動性ストレス・テストが重要となります。これには、年間を通じて流動性事由を測定するものや、一ヶ月間の集中的なストレスを扱うものがあり、さらには他の時間枠が充てられることもあります。これらの潜在的な流動性事由は流動性リソース間の潜在的なミスマッチを確認するために有用であり、様々な範囲（一晚、一週間、二週間、一ヶ月、三ヶ月、一年間）にわたって利用され、流動性限度額はこれに応じて設定されます。一単位の流動性を監視するため、ストレス・テストおよび潜在的なミスマッチは、毎日行われる複数の重要なテストとともに様々な頻度で測定されることがあります。

潜在的なストレスの範囲を基に、シティは連結ベースおよび個人事業体毎に、一連の資金調達に関するコンティンジェンシー・プランを維持しています。これらのプランでは、広範かつ容易にできる取組みを、不利な市況または特異な混乱状態等様々な場合において利用可能であると規定しています。

信用格付け

シティグループが資本市場やその他の資金源を利用する能力は、これらの資金に係るコストおよび一定の預金を維持する能力と同様、信用格付けに依存しています。次表は、シティグループおよびシティバンク、エヌ・エイの現在の格付けを示したものです。

2010年12月31日現在におけるシティグループの債務格付け

	シティグループ・インク/ シティグループ・ ファンディング・インク ⁽¹⁾		シティバンク、 エヌ・エイ	
	上位債	コマーシャル・ ペーパー	長期	短期
フィッチ・レーティングス (以下「フィッチ」といいます。)	A+	F1+	A+	F1+
ムーディーズ・インベスターズ・サービス (以下「ムーディーズ」といいます。)	A3	P-1	A1	P-1
スタンダード・アンド・プアーズ (以下「S&P」といいます。)	A	A-1	A+	A-1

(1) シティグループによる保証の結果、CFIの格付けは、シティグループ・インクの格付けと同様に変動しました。

各信用格付機関は、大手米国銀行持株会社に関する格付手法に現在含まれている格付けの根拠となる前提に対する、2010年ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「金融改革法」といいます。）の影響を評価中です（下記「リスク要因」をご参照ください。）。格付機関の見解は、金融改革法は将来的な大手米国銀行持株会社に対する米国政府の支援の意向についての不確実性を高めたというものです。2010年中、この見解に基づき、またその他の大手米国銀行に対して取った動きと同様に、S&Pおよびムーディーズはシティグループのサポート格付けに関するアウトルックを安定的からネガティブに変更し、フィッチは、シティグループのサポート格付けを格付ウォッチにおいてネガティブの対象としました。金融改革法の影響についての信用格付機関の評価が完了する最終的な時期およびその結論は未定です。

しかしながら、同じ2010年度にはシティのサポート格付けではない格付けは、上述する3社のうち2社で改善しました。2010年度第1四半期および第4四半期の両方で、S&Pはサポート格付けではない格付けであったシティ単独の信用情報を1段階ずつ格上げし、2010年度中は合計で2段階の格上げとなりました。2010年度第4四半期において、フィッチはシティのサポート格付けではない格付けを1段階格上げしました。さらに、フィッチはシティの本源的なパフォーマンスおよび基本信用情報が安定的であるか改善し続けるならば、その格付けから今後の政府の支援の低下または打ち切りがあったとしても依然としてサポート格付けではない長期格付けは、Aのカテゴリーであり、サポート格付けではない短期格付けでは最低でもF1となるであろうと述べています。シティはこれらの格上げがシティの今日までの進歩に基づいたものであり、かかる格上げがシティのサポート格付けおよびサポート格付けではない格付けのギャップを狭めていると考えています。

フィッチ、ムーディーズまたはS&Pによる格下げは、現金債務および資金調達能力の低下を通じて、また、担保トリガーによって、資金調達および流動性に重大な影響を及ぼす可能性があります。現在のシティグループの信用格付けから判断すると、シティグループの上位債/長期格付けが1段階引き下げられれば、シティグループのコマーシャル・ペーパー/短期格付けに1段階分の影響が生じる可能性があります。そのような影響は生じない場合もあります。

シティは、2010年12月31日現在、シティグループの上位債/長期格付けが1段階引き下げられ、かつシティグループのコマーシャル・ペーパー/短期格付けが1段階引き下げられれば、無担保コマーシャル・ペーパーの想定損失（89億ドル）およびテnder・オプション・ボンドによる資金調達の想定損失（3億ドル）ならびにデリバティブ・トリガーおよび追加の必要証拠金（10億ドル）が発生するおそれがあると考えています。担保付融資その他明白なトリガーが存在しない必要証拠金等のその

他の資金調達手段もまた悪影響を受ける可能性があります。

シティグループの非銀行の流動性リソースの総計は、2010年12月31日現在950億ドルでしたが、その一部はかかる事由のような偶発事象に対応するためのものです。また、広範囲な緩和措置がシティグループの資金調達に関するコンティンジェンシー・プラン（上記「流動性測定およびストレス・テスト」に記載されています。）の中で現在実施されています。これらの緩和要因には、既存の顧客からの余剰資金調達手段を利用すること、担保付融資の水準を目的に合わせて調整すること、選出されたトレーディング勘定の規模を調整することおよび重要な銀行子会社からで有担保で借り入れることが含まれますがこれらに限定されません。

シティは現在、シティグループの上位債／長期格付けが2段階引き下げられ、それに伴ってシティグループのコマーシャル・ペーパー／短期格付けが1段階引き下げられるようなより厳しい格下げが行われた場合、現金債務および担保差入れの形での12億ドルの追加資金調達が必要となる可能性があると考えています。

さらに、2010年12月31日現在、シティバンク、エヌ・エイの上位債／長期格付けが1段階引き下げられれば、担保差入れおよび現金債務の形での約46億ドルの資金調達が必要となる可能性があります。現在のシティバンク、エヌ・エイの信用格付けから判断すると、シティバンク、エヌ・エイの上位債／長期格付けの1段階が引き下げられても、シティバンク、エヌ・エイのコマーシャル・ペーパー／短期格付けに影響が及ぶ可能性は低いと見込まれます。重要な銀行事業体であるシティバンク、エヌ・エイおよびその他の銀行ビークルは、流動性リソースの総計を2,270億ドル保有しており、広範囲な緩和措置を含む資金調達に関する詳細なコンティンジェンシー・プランを策定しています。

契約債務

下表には、SECの要件に従って特定したシティグループの契約債務およびその合計に関する情報が含まれています。

買入債務は、シティに対して強制執行可能で法的拘束力のある、商品やサービスを購入する債務で構成されています。下記では、買入債務は、契約が更新可能であっても、各契約の終了日を通じて下表に含まれています。商品やサービスに関する購入契約の多くには、一定の通知をもって契約を解除することをシティグループに認める条項が含まれていますが、下表にはその影響は含まれていません（契約を終了する旨のシティグループの意思が相手方当事者に既に通知されている場合を除きます。）。

シティグループの連結貸借対照表に反映されているその他負債には、既に受領している商品・サービスに関する債務、法人税の申告が確定していないタックス・ポジション、および既に発生しており最終的には現金で支払われるその他の負債が含まれています。

預金および買戻条件付売渡有価証券等の、一般に短期的な性格を有する債務は、下表から除外されています（これらの債務に関する議論については、上記「資本の源泉および流動性」－「資金調達および流動性」をご参照ください。）。また表では、死亡や疾病のリスクに左右されたり、満期日が定められていない一定の保険や投資契約についても、給付時期や解約時期が不確実であるため除外されています。これらの保険や投資契約に関する負債は、連結貸借対照表のその他負債に含まれています。

(単位：百万ドル、 2010年12月31日現在)	年度別契約債務						
	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2015年度 以降	合計
長期債務 ⁽¹⁾	\$ 71,473	\$ 94,234	\$ 37,219	\$ 31,903	\$ 21,927	\$ 124,427	\$ 381,183
オペレーティング・リース およびキャピタル・リース債務	1,137	1,030	939	856	763	2,440	7,165
買入債務	680	433	378	298	282	535	2,606
その他負債 ⁽²⁾	37,462	2,318	284	237	233	4,683	45,217
合計	\$ 110,752	\$ 98,015	\$ 38,820	\$ 33,294	\$ 23,205	\$ 132,085	\$ 436,171

(1) 長期債務の詳細については、上記「資本の源泉および流動性」－「資金調達および流動性」ならびに連結財務諸表注記19をご参照ください。

(2) シティの連結貸借対照表のその他負債に計上される買掛金および未払費用が含まれています。2011年度のシティの米国外年金制度および米国外退職給付制度に関する任意拠出額ならびにSFAS第87号(ASC 715)、SFAS第106号(ASC 715)およびSFAS第112号(ASC 712)に基づき会計処理される従業員福利費債務が含まれています。

リスク要因

2010年ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法の継続的な施行により、シティグループは業務慣行の一部の再構築もしくは変更を迫られ、潜在的に収益が減少し、または収益性が制限されます（シティグループに追加の費用が課されることを含み、その費用は多額である可能性があります。）。

2010年7月21日に成立した2010年ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「金融改革法」といいます。）では、金融業界全般に渡る大幅な構造改革の実施および重大な新規制を課すことが求められています。特にシティに影響を与える可能性のある金融改革法の規定の大部分は、現在または将来的に広範な規則制定がされ、解釈にも委ねられるため、金融改革法がシティグループに与える最終的な影響は、特にその他の継続的な米国内外の規制の動向を併せて考慮すると、依然として極めて不確実です。

この不確実性により、シティの一部の業務に関する将来の計画が妨げられ、短期間のうちに採用および実施される広範で包括的な規制基準と組み合わせると、業務および法令遵守に係る費用およびリスクが生じます。確実なのは、金融改革法はシティグループに業務活動および慣行の一部の再構築、転換または変更を要求し、事業機会を追求するシティの能力を潜在的に制限または排除し、シティグループに追加的な費用（多額のものもあります。）を課すであろうということです。これらの各事項はシティグループの利益に対して、場合によっては重大な悪影響を与えるおそれがあります。

FDICの預金保険料の引上げにより、シティの所要保険料が著しく引き上げられ、シティグループの利益は悪影響を受けます。

FDICは付保預金に係る損失を補償するための基金を維持しています。当該基金は、シティバンク、エヌ・エイおよびシティグループのその他のFDIC付保預金取扱機関を含む、FDIC付保預金を有する金融機関に課された保険料で構成されています。最近の金融危機の結果、金融改革法は、当該基金が被保険預金の少なくとも1.35パーセントに相当する資産を有することを義務付けることにより、FDIC基金の財政基盤をより健全にすることを追求しています。そして、FDICは被保険預金の2.0パーセントというより高い目標を採用しました。

シティバンク、エヌ・エイおよびシティグループのその他のFDIC付保預金取扱機関を含む、FDIC付保預金取扱機関のFDIC保険料は、各機関の保険料率および保険料基準により決定されます。金融改革法により、保険料基準は、米国内の預金額から、世界中の平均連結資産合計から平均有形株主資本を控除した金額へと変更されました。FDICは保険料率について一連の複雑な算定基準を採用し、当該算定基準は2011年度第2四半期から有効になります。当該変更の結果、シティグループのFDIC保険料は（潜在的な軽減措置が取られる前に）著しく増加する可能性があり、そのためシティグループの利益に悪影響を及ぼします。シティの世界における大規模な事業範囲を考慮すると、米国の競合他社と比較して相対的に小規模なシティグループの米国における預金基盤に基づく保険料から、世界的な資産（米国の競合他社と比較して相対的に大規模なシティグループの世界中の預金基盤を含みます。）に基づく保険料への変更は、FDIC保険料が課されている米国の多くの競合他社と比較して、シティグループの保険料基準の不均衡な上昇を招きます。また保険料は、保険料が課されていない海外の現地

銀行に対するシティの競争力に不利となるおそれがあります。

シティグループは現時点で自らが「十分な自己資本」を有していると判断していますが、将来の金融機関に対する自己資本規制は未確定であり、シティの資本構成が将来の資本規制に関して十分ではないことが判明するおそれがあります。

将来の金融機関に対する自己資本基準は、現在米国内外で重要な審議事項となっており、規則制定が行われていますが、その最終的な範囲および効果は一定程度未確定です。

金融危機の結果、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」といいます。）は、既存の自己資本規制の強化を目的の1つとして、国際的な金融改革を実現しました（以下「バーゼルⅢ」といいます。）。バーゼルⅢが完全に実施された場合、シティグループは、Tier 1 普通資本については4.5パーセント、Tier 1 資本については6.0パーセント、および資本合計については8.0パーセントという規定最低自己資本比率に服することになります。さらに、この新基準により、2.5パーセントの資本保全バッファも義務付けられており、またこれら3種類の資本それぞれについて、上記の規定最低自己資本比率を上回るカウンターシクリカルな（景気連動抑制的な）資本バッファも義務付けられる可能性があります。リスクベースの自己資本以外にも、バーゼルⅢはまた、現時点で米国銀行機関に課されているものよりも制約の厳しいレバレッジ比率要件を導入しました。バーゼルⅢおよび自己資本比率に関連したその他の要件および提案に関する詳細な情報については、上記「資本の源泉」－「規制資本基準の動向」をご参照ください。

シティグループは、Tier 1 資本比率は12.9パーセント、資本合計比率は16.6パーセント、レバレッジ比率は6.6パーセント、およびTier 1 普通資本比率は10.8パーセント（それぞれ2010年12月31日現在）と、現在の連邦銀行規制機関の定義に従って「十分な自己資本」を引き続き有していますが、バーゼルⅢおよび将来のその他の自己資本規制に適合する十分な資本を維持することができない可能性があります。バーゼルⅢおよび将来のその他の資本規制の米国での施行に関する規則は、完全に確実であるわけではないため、これらの要件を適時に遵守するシティグループの能力は、例えば、非連結金融機関（合弁会社であるモルガン・スタンレー・スミス・バーニー等）に対するシティグループの多額の投資、シティグループの繰延税金資産およびMRSの規模ならびに社内リスクのキャリブレーションモデルに関連するものを含む一定の仮定に左右されます。当該仮定のいずれかが不正確であることが判明した場合、適時にこのような今後の自己資本規制を遵守するシティグループの能力が悪影響を受けるおそれがあります。

加えて、金融改革法では、連邦準備制度理事会および新たに設立された金融安定化監視評議会を含む様々な米国連邦規制当局に対し、金融市場全体の安定性に対してシステムミック・リスクをもたらす金融機関（金融改革法の下では、シティグループはそのような機関として定義されます。）にさらに厳しいブルーデンシャル規制を課すことのできる新たな規制権限を付与しています。これらの基準には、さらに厳しい資本、レバレッジおよび流動性の基準ならびに定期的なストレス・テスト（初回は実行中です。）の要件が含まれています。連邦準備制度理事会はまた、認識されている危険性、複雑性、活動内容、規模およびその他の要因に関連して、シティグループ等の銀行持株会社を区別する裁量権に基づき、条件付資本(contingent capital)要件を含むその他のブルーデンシャル規制を課す可能性があります。これらの将来的な要件の正確な性質は依然として不確定です。

さらに、金融改革法に反映されるいわゆる「コリンズ修正」により、シティグループのような銀行

持株会社に対し新たな最低自己資本規制が課される予定であり、規制資本の目的上、Tier 1 資本からの信託優先証券およびその他の複合資本証券の段階的廃除が規定されています。当該廃除は2013年1月1日に開始される予定です。2010年12月31日現在、シティグループは、約154億ドルをコリンズ修正の規定の対象となる未償還の信託優先証券の形で有していました。そのため、シティグループは既存のTier 1 資本の一部を新しい資本に置き換える必要が生じる可能性があります。

したがって、金融改革法、バーゼル委員会および米国内外の規制当局に起因する変化し続ける不確定な資本規制に鑑みると、シティグループは十分な資本を維持できないおそれがあるか、またはシティグループが当該資本レベルを維持するために必要な費用が増加するおそれがあります。

一定の中央決済および為替取引業務を含む金融改革法に基づくデリバティブに係る規制の変更により、シティグループは自らのデリバティブ業務の一部の再編成を求められ、そのため混乱が生じ、また店頭およびその他のデリバティブ業務の一部の経営成績が悪影響を受けるおそれがあります。

金融改革法およびそれに基づき公布される規制では、取引報告、規制上承認されている決済施設による決済および取引所または取引所のような施設での取引に係る要件に従って、一部の店頭デリバティブの標準化を義務付ける予定です。金融改革法のこの側面を実施する規制（例えば「スワップ執行施設」（当該施設を通して、標準化された商品の取引および報告を実行することが義務付けられる可能性があります。）の定義および要件、ならびに必要証拠金の決定を含みます。）は、いまだ策定過程にあり、そのため、要件の最終的な範囲は未定です。しかしながら、これらの要件により、シティのデリバティブ業務の構造および慣行の一部の変更が必要になります（該当するデリバティブを正確に報告し、取引するために、適切な技術上および運営上のシステムを成功裏かつ適時に導入することを含みますが、これに限定されません。）。そのため混乱が生じ、経営陣の注意がそれ、当該業務への追加投資が必要になります。

上記の変更により、規制上承認された決済施設および取引所に対するシティグループのエクスポージャーが増加し、そのためエクスポージャーの集中度が著しく上昇する可能性があります。その結果、シティグループは、これらの決済および取引施設が引き続き効率的かつ有効に機能すること、ならびに当該施設の財政が引き続き安定することに、大幅に依拠することになる可能性があります。

また、金融改革法およびそれに基づき公布される規制のいわゆる「プッシュアウト」条項に基づき、通常銀行が許容する対象資産に関連した善意のヘッジ活動およびデリバティブを除き、デリバティブ業務はFDIC付保預金取扱機関については縮小されます。米国の銀行である競合他社の多くと同様に、シティグループはデリバティブ業務の大半を付保預金取扱機関を通じて行います。さらに、シティの競合他社の一部がFDIC付保預金取扱機関を通さずに当該業務を行っている限り、シティはプッシュアウト条項の目的上、業務の再編成により不利な影響を受けるおそれがあります。金融改革法に基づき求められる変更の正確な性質は不確実である一方、最終的に実施される変更により、当該活動の再編成が求められ、そのため当該活動によるシティの経営成績が悪影響を受けるおそれがあります。

大手金融機関に関する将来的な秩序ある破綻処理の促進を目的とした規制基準により、シティグループが自らの事業に悪影響を及ぼす方法で事業構造、業務および慣行を変更しなければならない可能性があります。

金融改革法により、シティは、重大な財政難または財政の破綻が将来生じた場合に、早急かつ秩序ある破綻処理を行う計画を立てること、ならびにシティバンク、エヌ・エイおよびその他の付保預金取扱機関が非銀行関連会社のリスクから適切に保護される方法に関して、規制当局に情報を提供することを義務付けられています。米国内外での将来の破綻処理の促進を目的とした規制基準により、シティグループは自らの事業に悪影響を及ぼす方法で、業務、法人組織または関係会社間システムもしくは関係会社間取引を再構築または再編成しなければならない可能性があります。例えば、シティは海外の管轄区域の支店の代わりに新たな子会社を創設すること、または特定の業務もしくは事業を営むために別の子会社を創設すること（いわゆる「子会社方式」）が義務付けられる可能性があり、そのため、特に、シティに生じる法律、規制および管理上の費用が増加し、シティの世界中の資本および流動性管理が悪影響を受け、またシティの世界的な戦略が潜在的に妨げられる可能性があります。

シティグループは、自らの競争上の優位性のひとつは広範な世界的ネットワークであると考えている一方で、米国外におけるシティの広範な事業のために、シティは新興市場およびソブリンのボラティリティ、ならびに多数の一貫性のない、または矛盾した規制の影響下にあるため、シティの法令遵守、規制その他に係る費用が増加します。

シティグループは、世界の新興市場の多くを含む、世界中の大規模な多国籍企業である投資家およびその顧客の広範な金融サービスへのニーズに応えるに当たって、自らの広範な世界的ネットワーク（約100ヶ国に実際に拠点が存在していること、ならびに160を超える国および管轄区域でサービスを提供していることを含みます。）が競争上の優位性をもたらしていると考えています。しかしながら、この世界的な事業範囲により、シティは新興市場およびソブリンのボラティリティ、ならびに広範で、しばしば一貫性のない、または矛盾した規制の影響下に置かれています。これらすべてが原因となり、シティの法令遵守、規制その他に係る費用は増加します。

シティが事業または投資を行っている新興市場は、米国市場またはその他の先進国市場よりも変動性が高い場合が多く、かつ、政治的、社会的、経済的および財政的な要因（当該市場もしくは国に所在する会社またはこれらへの投資に適用される、為替法またはその他の法もしくは制限を含みます。）に服しています。シティの広範な世界的事業により、シティは、特に自らが実際に拠点を有する国々のソブリン・リスクにもさらされています。最近、シティグループが事業を行っているいくつかの国において混乱および内乱が発生しており、そのことにより、シティの従業員を危険にさらす可能性があります。また、特に当該ソブリンが債務不履行となった場合またはシティの資産を国営化した場合は、損失が発生し得ます。これらのリスクは、当該国における顧客に対するシティグループの債務および当該国のホールセール市場の機能への国際的な主要参加者としての中央銀行に対するシティグループの債務と均衡が保たれたものでなければなりません。また、シティの世界的な事業範囲のために、シティは、マネー・ロンダリング防止および海外腐敗行為防止法違反等、世界的な企業活動の多様な側面に主に焦点を当てた米国の規制に関連して、より厳しい法令遵守リスクにも服してい

ます。このことは、発展途上市場においてより深刻であり、遵守のために多額の投資を要する可能性があります。

シティグループは、世界中の金融機関に対する規制水準は、最近の金融危機および米国外で実施されている多くの規制上の取り組みを受けて、一層厳しくなるであろうと考えていますが、今日現在、必ずしも協調して実施されているわけではありません。例えば、シティグループに影響を及ぼすおそれのある世界的な規制分野における不確実性には、とりわけ、一定の管轄区域では資本または流動性の強制的な「リング・フェンシング」をもたらし、そのためシティグループの世界全体における資本および流動性のニーズならびに銀行税または手数料（多額のものもあります。）の可能性を増加させることになる、別個で一貫性のない債務超過および破綻処理体制、ならびに資本および流動性に係る要件が含まれています。

シティが服している、または将来服する可能性のある広範な規制は、米国の規制だけではなく世界中の管轄区域との間で、多くの場合一貫性がないか矛盾します。さらに、最終的な規制次第では、シティはその他の世界的な金融機関と比較して、過度に影響を受けるおそれがあります。シティが、自らの世界的な事業範囲のために業務を行っている国々および市場の規制に加えて、適用ある米国の規制を遵守し続けられない場合は、罰金、制裁、差止命令またはその他類似の制限が課される可能性があります。その場合はシティの一般的な評判に加えてシティの利益も悪影響を受けるおそれがあります。加えて、一貫性がなく、矛盾し、または重複した規制を遵守することにより、甚大な時間と努力が必要となり、またシティグループの法令遵守、規制その他に係る費用がさらに増加します。

金融改革法および証券化に関連したその他の規制の規定により、証券化取引に追加費用が発生し、証券化に関連したシティグループの潜在的な負債が増加することが見込まれており、またシティグループが証券化において一定の役割を果たすことを禁止する可能性があります。これらの各事項により、シティグループが一定の種類の取引を実行できなくなる可能性があります、また証券化市場の回復に全般的に悪影響を及ぼすおそれがあります。

シティグループは、アセット・バック証券の引受人、原資産を証券化ビークルに預ける預託者およびデリバティブ契約に基づく証券化ビークルのカウンターパーティーとして行為する等、資産証券化取引において様々な役割を果たしています。金融改革法には、証券化に係る規則の増加を意図した規定が数多く含まれています。これらの中には、証券化機関が、証券化する一定の資産の経済リスクに対するヘッジされていないエクスポージャーの少なくとも5パーセントを保持するという要件、証券化参加者が証券化における投資家との対立を招くような取引に従事することの禁止、ならびに証券化の原資産の特性の検討および開示に係る広範で追加的な要件が含まれています。加えて、FDICは、FDICによる破綻処理の対象となっている事業体から証券化取引への資産の譲渡を規定する新しい基準を採用し、またFASBは、財務会計上認識される資産譲渡および証券化参加者と連結される証券化ビークルに関する要件を変更しました。2010年4月、SECは証券化取引に係る、さらに追加的で広範な規制を提案しました。

これらの広範な規制上の変更およびその他の潜在的な将来の規制上の変更（例えば、GSEの改革）の証券化取引の性質および収益性ならびに証券化取引へのシティの参加に対する累積的影響は、現時点において評価することはできません。しかしながら、これらの様々な措置は、証券化取引の実行費用

を増加させ、証券化におけるシティの全体的な取引高および証券化においてシティが担い得る役割を事実上制限する可能性があり、シティグループを証券化取引に係る追加的な潜在的負債にさらし、またシティグループがかつては実行していた一定の証券化取引を実行できなくするおそれがあります。加えて、住宅モーゲージ・バック証券化等の証券化市場全体の中の一定の部門は、金融危機のためにこの数年間低迷しているか、または取引量の劇的な減少を経験しています。証券化市場全体の回復、またそれを受けてのシティグループが証券化取引に参加する機会もまた、これらの様々な規制上の改革措置により悪影響を受けるおそれがあります。

格付機関は、シティグループおよびその子会社の格付けを継続的に見直しており、シティグループを含む米国銀行持株会社に関する格付けの根拠となる前提に対して金融改革法が及ぼす影響に特に注目してきました。シティグループおよびその子会社の信用格付けの引下げは、現金債務、資金調達能力の低下および担保トリガーを介して、シティの資金調達および流動性に即座に重要な影響を及ぼす可能性があります。

シティグループおよびシティバンク、エヌ・エイのそれぞれの長期／上位債および短期／コマーシャル・ペーパーの格付けは、現在フィッチ、ムーディーズおよびスタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」といいます。）により投資適格の格付けを受けています。格付機関は継続的にシティグループおよびその子会社の評価を実施しており、シティグループおよびその子会社の長期債務および短期債務に対するその格付けは、複数の要因（財務の健全性を含みます。）ならびに金融サービス業界全体に影響を及ぼす条件等、必ずしもシティグループおよびその子会社の支配の及ばない要因に基づいています。

さらに、フィッチ、ムーディーズおよびS&Pはそれぞれ、シティグループを含む大手米国銀行持株会社に関する格付手法に現在含まれている格付けの根拠となる前提に対して金融改革法が及ぼす影響を評価している最中であることを表明しています。これらの評価は概して、金融改革法（新たな秩序ある清算制度の創設および発展を含みます。）により、このような会社に対して特別支援を提供する米国政府の意向および能力について不確実性が高まったとの格付機関の考えによるものです。こうした考えのもと、かつシティグループを他の大手米国銀行と同様にするため、S&Pおよびムーディーズは2010年度中、シティグループのサポート格付けに関するアウトルックを安定的からネガティブに変更し、フィッチは、シティグループのサポート格付けを格付ウォッチ「ネガティブ」の対象としました。信用格付機関の評価が完了する最終的な時期およびその結論は未定です。

これらの見直しおよび金融サービス業界全般への継続的な注視に鑑みて、シティグループおよびその子会社は現在のそれぞれの格付けを維持することできなくなるおそれがあります。フィッチ、ムーディーズまたはS&Pによる格付けの引下げは、現金債務、資金調達能力の低下および担保トリガーを介して、シティの資金調達および流動性に即座に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、シティグループまたはその子会社の格付けが引き下げられた場合には、シティの信用スプレッドの拡大等の借入コストの増加をもたらすほか、資本市場の利用が限定される場合があります。シティグループまたはその子会社の信用格付けの格下げによる潜在的な影響に関する詳細については、上記「資本の源泉および流動性」－「資金調達および流動性」－「信用格付け」をご参照ください。

自己勘定トレーディング業務およびファンド関連業務に対する金融改革法により課される制限ならびにそれに基づく規制は、シティグループの自己勘定での取引を制限し、また、最終規制の範囲次第ではシティグループのマーケット・メーカー業務に悪影響を与え、シティに公正市場価値を下回る価額で投資の一部処分を強制する可能性があります。

金融改革法のいわゆる「ボルカー・ルール」条項は、預金取扱機関、預金取扱機関を所有または支配している事業体およびその関連会社の自己勘定トレーディング業務を制限します。自己勘定トレーディングに対する制限の最終的な概略は、最終規制によって決まります。規則制定は、とりわけ、許容されるマーケット・メーカー業務およびヘッジ業務の範囲に対応するものでなければなりません。上記およびその他の問題に関する規則制定プロセスの最終結果は現在不確定であり、したがって、法令遵守および監視に係る費用のレベル、ならびにシティグループのトレーディング業務およびそれらの業務から得られる経営成績が悪影響を受ける程度もまた不確定です。さらに、この分野における最終規制によって課されるいかなる制限も、シティグループのトレーディング業務に世界規模で影響を与え、それ故に、米国以外におけるシティグループの業務について、金融改革法のボルカー・ルール条項の対象とならない海外の金融機関と比較して著しく影響を与える可能性が高くなっています。

加えて、ボルカー・ルールは、プライベート・エクイティおよび／またはヘッジファンドへのシティの出資または投資実行力を含むシティグループのファンド関連業務を制限します。金融改革法に基づき、銀行当局は、企業に対し、法定売却期間が過ぎてしばらくの間、本来であれば制限されるプライベート・エクイティおよびヘッジファンドへの投資の保有延長を認める柔軟性を有しています。銀行当局が当該延長を認めない場合、シティは、流通市場において、時宜を得ず、非流動ファンドへの投資の一部売却を強いられる可能性があります。投資の非流動的な性質および、他の業界関係者が類似の要求に従って同時期に類似の資産を売却する可能性が高いという見通しに基づき、当該売却は、現在の公正市場価値に対してかなり割引して行われる可能性があります。

消費者金融保護局の新設ならびに金融改革法のその他の条項およびその後の規制の制定は、シティの多数の米国個人向け事業に関する業務および事業に影響を及ぼし、またその費用を増加させる可能性があります。

金融改革法により、連邦準備制度理事会内の独立機関である消費者金融保護局（以下「CFPB」といいます。）が設立されました。CFPBは、米国における消費者金融サービスの大多数の提供者に対する規則制定権限およびシティバンク、エヌ・エイ等の資産が100億ドルを超える銀行の個人向け業務に対する強制執行権限が与えられました。また、CFPBは、これまで連邦準備制度理事会により解釈されていた多数の現行の消費者金融サービス規制（レギュレーションZ（真正貸付）等）に関する解釈権限も与えられました。これは全く新しい機関であるため、シティグループ（そのリテール・バンキング業務、抵当貸付およびカード事業を含みます。）に対する影響は極めて不確実です。しかしながら、いかなる新しい規制基準または現行規制の解釈変更も、シティの米国個人向け業務および事業に影響を及ぼし、その結果として、法令遵守費用が増える可能性があります。さらに、金融改革法では、SECに対し、個人投資家のブローカーに適用される信託義務基準を決定する権限を与えています。かかる新基準は、個人投資家との間のシティグループの業務慣行に影響を及ぼし、一定の機関投資家との事業に適用される基準に間接的な付加的作用をもたらすおそれがあります。

加えて、金融改革法は、消費者金融法の州規制と連邦規制との間の現在の均衡を根本から変化させました。「連邦法による専占」の原則に関連する金融改革法の条項は、シティバンク、エヌ・エイおよびシティバンク（サウス・ダコタ）、エヌ・エイのような国法銀行に州の消費者金融法を広く適用することを容認する可能性があります。さらに、金融改革法は、シティーモーゲージ・インクのような事業子会社に対する連邦法による専占の保護を完全に廃止しました。また、金融改革法は、適用法に基づき国法銀行に対して一定の種類の強制執行行為を行う州の権限を認め、同様に、州が、CFPB規制の違反について国法銀行に対し強制執行行為を行い是正措置を確保することを可能にしました。この州の訴訟および強制執行行為への追加的なエクスポージャーは、広範囲に及ぶ可能性があり、シティをより多くの訴訟および規制上の強制執行行為の対象とし、さらに費用を増大させるおそれがあります。

最近の法改正および規制の変更は、シティの米国クレジットカード事業に重大な変更および制限を課し、進行中のクレジットカード事業モデルの性質に関して財務上の悪影響および不確実性をもたらしました。

2009年5月、米国議会は、クレジットカード説明義務、責任および開示法（以下「CARD法」といいます。）を制定しましたが、同法は、特に、クレジットカードに関する実務の一部を制限し、消費者に対する開示内容の拡大を求め、消費者に対して一定の金利の上昇から免除される権利を与えるものです。この改正を遵守することおよび連邦準備制度理事会が実施を採択したレギュレーションZの改正の要件により、シティグループは、その米国カード事業における必要な開示ならびにシステムおよび慣行の変更を実施するために相当な経営上の注意を払い、かつ相当な経営資源を投入することが求められ、シティのクレジットカード事業での収益に悪影響を与えました。

シティは、発効したCARD法の条項のすべてを完全に実施しましたが、2009年1月以降の金利上昇の再評価を求める、いわゆる「ルック・バック」規則は、2011年度中に施行される予定であり、シティのクレジットカード事業での収益にさらなる悪影響を及ぼすおそれがあります。

現在進行中の潜在的な財務上の影響に加え、CARD法により、将来のクレジットカード事業モデルの性質に関して不確実性が高まっています。この不確実性には、特に、収益源の潜在の変更、高リスク集団に対する与信が利用しにくくなること、および適格集団への与信額の減少が含まれますが、それらすべてが、シティのクレジットカード事業モデルを含む従来のクレジットカード事業モデルに影響を及ぼす可能性があります。

抵当貸付の表明および保証に係る請求、抵当権行使手続の問題ならびに抵当貸付証券化および移転の合法性に関する注目が高まり、それによって、抵当貸付買戻しまたは補償請求に関するシティの潜在的債務および進行中の抵当権行使手続が増加しており、また今後も継続して増加するおそれがあります。

シティグループは、米国個人向け抵当貸付事業に関連して、および、（それほど件数は多くありませんが）シティのS&B事業が支援する自社名住宅抵当貸付証券化を通じて、表明および保証に係る請求にさらされています。米国個人向け抵当貸付事業に関して、2010年12月31日現在、シティは、以前売却された約4,560億ドルの貸出金の回収をしています。2010年度中、シティは、買戻しに関する引当金

を、約482百万ドルから2010年12月31日現在で約969百万ドルに増加させました。下記「グローバル・リスクの管理」－「信用リスク」－「個人向け抵当貸付の表明および保証」をご参照ください。米国GAAPに基づき、シティグループは買戻しに関する引当金の算出にあたって一定の仮定および見積りを使用することが求められています。これらの仮定または見積りが誤りであることが判明した場合、成功した買戻しまたは補償請求に関連して発生する債務は、引き当てられた金額よりも極めて高くまたは低くなるおそれがあります。

S&Bの自社名抵当貸付証券化に関して、S&Bは、現在までに、表明および保証の違反に係る請求をごく僅かしか受けていません。これらおよび関連事項に対する注目の高まりを特に考慮すると、当該請求の数およびシティの潜在的債務は増加するおそれがあります。また、シティグループは、S&Bの抵当貸付証券化に関する潜在的な引受債務ならびに第三者により支援および発行されるその他の住宅モーゲージ・バック証券の引受けにもさらされています。連結財務諸表注記29をご参照ください。

さらに、業界全般にわたる抵当権行使手続上の不適合（抵当貸付サービスによる、いわゆる「ロボサイニング」（専門家の監査を受けずに融資担保物件を差し押さえた問題）を含みます。）の申立て、ならびに抵当貸付の証券化の合法性に関する問題ならびに抵当貸付の追跡、所有権の保持および抵当権行使手続への参加における電子的担保登録システムの役割に関する問題が、特に、米国議会、司法省、規制機関、州司法長官およびメディアの注目を集めています。多数の政府事業体（多くの連邦機関および50州すべての州司法長官を含みます。）が、手続を開始するか、そうでなければ、様々な金融機関（シティグループを含みます。）からこれらの問題に関する情報を収集しています。申立てがなされた業界の抵当権行使手続上の不適合に関する政府

もしくは規制上の調査、またはシティグループの抵当権行使手続の政府によるもしくは規制上の監視の結果、経営陣の注意がそれ、費用が増加しており、今後も継続する可能性があります。また、罰金、違約金、その他元本減額計画等の衡平法上の救済、ならびに著しい法的費用、評判の悪化に伴う費用およびその他費用が発生する結果となるおそれがあります。

シティグループは、現在の抵当権行使手続の整合性が正常でありシステム上の問題も無いと判断していますが、不備が生じた場合、または抵当権行使に関して業界全体にわたる規制上もしくは司法上の不利益な措置が講じられた場合、シティグループの抵当貸付業務に伴う費用が著しく増加するおそれがあり、シティグループが継続して現在の抵当権行使手続を実施する能力に悪影響を及ぼすおそれがあります。

進行中の抵当権行使手続の数の増加または未処理分は、シティの抵当権行使手続の問題、または業界全体で見られる抵当権行使手続の防止もしくは阻止のための措置に関連しているか否かを問わず、シティグループの米国個人向け抵当貸付ポートフォリオに対し、より大きな影響を与えます。特に、シティグループが原資産の所有権を取得することができず、かつ、かかる資産を時宜を得て売却することができない限りにおいて、進行中の抵当権行使手続の数の増加は、以下の事由をもたらすおそれがあります。

- ・シティグループの抵当貸付統計において、180日以上延滞の金額を増加させます。
- ・個人向け未収利息非計上貸出金（90日以上延滞債権）を増加させます。
- ・貸借対照表に未収利息非計上貸出金が計上されるため、シティの正味利息マージンを低下させる

効果をもたらします。

- ・ 抵当権行使手続の対象である資産についての最終実現価額に悪影響を及ぼします。
- ・ 立法上または規制上の調査に関連して発生する追加費用をもたらします。

さらに、抵当権行使による売却を完了させる時間を増大させた場合、その結果、貸付金の回収が増加し、シティグループのMSR価値およびモーゲージ・バック証券の価値に悪影響をあたえるおそれがあります。いずれの場合も、キャッシュ・フローの受取の予測時期および／または金額の不利益な変更起因します。

景気回復の持続性およびその速度に関する不確実性の継続は、シティグループの事業および経営成績に悪影響を与えており、今後も悪影響を与え続けるおそれがあります。

金融サービス業界および資本市場は、景気後退および世界の金融市場が引き続き混乱していることにより悪影響を受けており、今後も受け続けるおそれがあります。このように依然として不確実性と混乱が見られるため、社債およびソブリン債市場、株式市場、債券および株式引受けその他の金融市場の分野は悪影響を受けており、今後も悪影響を受け続けるおそれがあります。不安定な金融市場および顧客事業活動水準の低下（または軽度にすぎない上昇）は、シティグループの事業、資本、流動性、財政状態、経営成績ならびにシティグループの普通株式、優先株式および負債証券の取引価格に今後も悪影響を与え続けるおそれがあります。

加えて、近年、ユーロ圏における国家債務不履行および／または重大な銀行破綻の可能性が重視されるようになってきました。ギリシャおよびアイルランドに対する支援策、ならびに2010年5月におけるEU-IMF共同欧州金融安定ファシリティの創設にもかかわらず、ポルトガルやスペインを含む特定のユーロ圏国家の政府債の利回りは上昇し続けています。特定のユーロ圏政府の資金調達費用の増加を含むユーロ圏における市場の混乱が拡大しないという保証はありません。また、今後も支援策が利用可能であり、それがユーロ圏もしくはその他における市場へのさらなる拡大に対処するために十分に強固なものであるという保証もありません。

さらに、市場および経済の混乱は、特にシティの北米個人向け事業において、数ある要因の中でも特に消費者の信頼水準および個人消費、個人の破産率、消費者の負債水準および債務不履行水準（住宅ローンの戦略的債務不履行を含みます。）ならびに住宅価格等に影響を与えており、今後も影響を与え続けるおそれがあります。米国の引き続き高い失業率および将来の潜在的な規制措置と相まって、これらの要因により、借り手とのやりとりならびにシティの損失軽減および条件修正プログラム、特にシティの米国抵当貸付条件修正プログラムへの参加の減少を招き、または、条件修正を完了している借り手による再債務不履行のリスクを増加させるおそれがあり、そのいずれの場合でもシティの正味貸倒損失および延滞に関する統計を増加させる可能性があります。今日まで、米国財務省の住宅ローンについて支払可能な条件への変更を促進するプログラム（Home Affordable Modification Program、以下「HAMP」といいます。）を含むシティの条件修正プログラムに基づく資産の売却および条件修正は、シティグループの米国個人向け抵当貸付ポートフォリオ（下記「グローバル・リスクの管理」－「信用リスク」－「米国個人向け抵当貸付」および「個人向け貸出金条件修正プログラム」をご参照ください。）内における業績回復の主要な原動力となってきました。景気回復に関する不確

実性が、消費者信頼感および上記の個人向け与信の要素に悪影響を与え続ける限り、シティの事業や経営成績は悪影響を受け続けるおそれがあります。

十分な流動性の維持は、シティの支配の及ばない多くの要因（市場の混乱ならびに規制上および立法上の流動性要件を含みますがこれらに限られません。）に左右されます。また、シティが十分な流動性の維持を必要とすることは、シティの正味利息マージン（以下「NIM」といいます。）に悪影響を及ぼしており、今後も引き続き悪影響を及ぼすおそれがあります。

十分な流動性はシティグループの事業にとって不可欠なものです。近年見られるように、シティグループの流動性は、金融市場の全般的な混乱、金融サービス業界全体への否定的な見方、またはシティグループの短期もしくは長期の財務見通しもしくはシティグループの流動性リスクもしくは財務リスクが拡大するとの見解等、シティグループの支配の及ばない要因により重大な悪影響を受ける場合があります。またこれまでも重大な悪影響を受けてきました。さらに、シティグループが資本市場を利用する能力およびその長期無担保の資金調達コストと、同じくシティグループの支配の及ばない現物債市場およびデリバティブ市場におけるシティグループの信用スプレッドとの間には、直接の相関関係があります。信用スプレッドは、シティグループの信用力に対する市場および格付機関の見解の影響を受けるほか、シティグループの長期債を参照しているクレジット・デフォルト・スワップの購入者の費用の変動の影響も受ける場合があります。シティグループの信用適格スプレッドが拡大した場合には、この資金調達コストが大幅に増加する場合があります。経済危機の時には増加しました。

さらに、金融機関の流動性に関する予測規制基準は、現在、規則制定および変更（どちらも米国および国際上のもの）が行われており、その結果、最終的な範囲および効果については不確実となっています。特に、バーゼル委員会は、流動性リスク管理およびその監視を強化することを意図した2つの定量測定、すなわち、短期流動性カバレッジ比率（以下「LCR」といいます。）と長期構造的安定調達比率（NSFR）を考案しました。LCRは、2015年1月1日に最低要件となるもので、銀行組織が、担保権の設定されていない十分な水準の現金と、流動性ニーズを満たすために現金化が可能な高品質の担保権の設定されていない資産を維持することを確保することを意図しています。NSFRは、2018年1月1日に最低要件となるもので、1年以上の計画対象期間にわたる資産および業務の中長期資金調達を推進することを意図しています。LCRは少なくとも100パーセントである必要があり、一方、NSFRは100パーセント超である必要があります。

シティは、バーゼル委員会または米国もしくは海外のその他規制当局により提案される流動性基準という点から見ると、十分な流動性を維持することができないおそれがあり、あるいは、かかる流動性水準を維持するためのシティの費用が増大するおそれがあります。例えば、シティは、NSFRを満たすために長期資金調達を増やすよう求められる可能性があり、その費用もまた、金融機関の秩序ある破綻処理を促すことを目的とする規制基準により悪影響を受ける可能性があります。さらに、シティグループが十分な流動性を維持し管理する能力は、継続的な景気回復ならびにその他の立法上もしくは規制上の流動性に関連するもしくはそれに影響する進展または要件の範囲および効果に依拠しています。

2010年度中、シティグループは、その戦略に従って、シティ・ホールディングスから比較的高利回

りの資産を継続して売却しました。十分な流動性を維持する要望があったため、シティグループは継続して、利用可能資金を米国政府発行の資産等低利回り資産に投資しました。その結果、2010年度中は、利付資産および有利子負債の利回りは低下し続けました。資産の利回りの低下が資金調達コストの低下の効果を上回った結果、引き続き正味利息マージンは低水準に留まりました。シティグループの正味利息マージンがこれらの要因により引き続き悪影響を受けるかどうかは保証できません。

シティグループに内国歳入法に基づく「所有権の変更」が発生した場合には、将来の課税所得を相殺するためにDTAを活用するシティグループの能力は、重大な制限を受けるおそれがあります。

2010年12月31日現在、シティグループは約521億ドルの正味DTAを認識しておりますが、これは有形普通株式株主資本に組み込まれています。改訂後の1986年内国歳入法第382条（以下「歳入法」といいます。）に定義された「所有権の変更」にシティグループが直面した場合、シティグループが将来の課税所得を利用することでDTAを計上することは著しく制限される可能性があります。一般的に、シティグループの「5%株主」（歳入法に定義されています。）の持分が連続する3年間にわたり50%超累積的に変動した場合、所有権の変更が生じます。

所有権の変更が発生した法人には、一般的に、所有権の変更前のDTAに対して、所有権の変更直前の自社の価値を長期非課税率（一定の調整対象になります。）で乗じた数値に相当する年間限度額の制約が課されます。ただし、年間限度額は前年度中に利用されなかった限度分だけ毎年増加します。第382条に基づく所有権の変更から生じるシティグループのDTAの利用に対する制限は、所有権の変更時におけるシティグループの株式の価値に左右されます。内国歳入庁通知2010-2に基づき、米国財務省が保有する普通株式の売却によってシティに第382条における所有権の変更は生じません。

シティのDTAの価値は、米国または特定の海外の管轄区域における法人税率が引き下げられた場合、低下する可能性があります。

最近、連邦議会およびオバマ政権において、米国法人税率を引き下げる可能性について議論が行われてきました。さらに、日本政府は、国および地方の法人税率をそれぞれ4.5パーセントおよび0.9パーセント引き下げを提案しました。これは、早ければ2011年度第1四半期または第2四半期に法制化される可能性があります。シティグループはこれらの法人税率の引下げにより、いくつかの点で利益を得る可能性があります。一方、米国法人税率の引下げの結果、シティのDTAの価値が低下することになり、それが重大なものとなるおそれがあります。その上、提案のとおり日本で法律が制定された場合、シティは、法律が制定される四半期において約200百万ドルの損失を計上することが要されます。

シティグループが一定の金融サービスの能動的所得に関する米国の租税を繰り延べることを認める米国税法の規定が失効することは、シティの法人税費用を大幅に増加させる可能性があります。

従来、シティグループの法人税の引当金額は減額されてきました。これは、米国外で獲得し、永久的に米国外で再投資された金融サービスの能動的所得は高率の米国の税率ではなく低率の現地の税率が課されているためです。かかる減額は、かかる所得が配当金として米国に還元するまでは一定の金融サービスの能動的所得に対する米国の租税の課税を繰り延べられるという米国税法の規定によるものです。この「金融サービスの能動的所得の例外規定」は2011年12月31日に失効する予定です。この規定は過去何度も失効する予定になっていましたが、その都度延長されてきました。しかしながら、例外規定が今後も延長される保証はありません。この例外規定が2011年より後に延長されないことになった場合には、2011年以降米国外で獲得したシティの金融サービスの能動的所得に課される米国の租税が増加することになり、その場合にはさらにシティの法人税費用も大幅に増加するおそれがあります。

シティグループは、過去2年間と同じペースでシティ・ホールディングスの縮小を継続することができなくなるおそれがあります。

シティグループは、シティ・ホールディングスの事業を、できる限り速やかに、しかし経済的に合理的な方法で処分または縮小する予定であり、かつ、シティは2009年度および2010年度の間、この目標に向けて大幅な進歩を遂げましたが、シティは、シティ・ホールディングスの一部である事業または資産を、過去2年間と同じレベルまたはペースで処分または縮小できないおそれがあります。BAMは主にMSSB JVで構成されており、それに従ってモルガン・スタンレーは2012年から3年間ベンチャーのシティ所有持分を購入する権利を有します。2010年12月31日現在、SAPの残余資産の内、約3分の1は満期保有目的です。LCLにおいて、残余資産の約半分は2010年12月31日現在、徐々に払い出される米国抵当貸付およびシティファイナンシャルのような大規模事業で構成されています。その結果、シティがその組織を簡素化する能力は、過去のように迅速には発揮されない可能性があります。さらに、シティグループが特にシティ・ホールディングスの縮小を通じてリスク加重資産の削減または費用の制限を継続する能力は、シティ・ホールディングスの事業売却、ポートフォリオの払出しおよび資産売却の最終的なペースまたはレベル次第で、悪影響を受けるおそれがあります。

シティグループは、米国政府がシティグループの信託優先証券を保有し続ける限り、普通株式の配当支払能力およびシティグループの株式または信託優先証券の償還または買戻し能力に対する制限を受け続けます。

2009年7月および9月に完了したシティの転換提案に関連して締結された、特定の米国政府機関との間の2009年6月9日付契約に従い、シティグループは、米国政府が転換提案に関連して取得したシティグループの信託優先証券を保有し続ける限り、配当および株式買戻しに関する制限を受け続けます。これらの制限は、一定の例外を除き、一般的に、シティグループが四半期毎に普通株式1株当たり0.01ドルを超える定期的な現金配当の支払いを行うこと、またはシティグループの株式もしくは信託優先証券の償還もしくは買戻しを行うことを禁止しています。2010年12月31日現在、FDICに対して発行された約30.25億ドルの信託優先証券が残存しています（そのうち約800百万ドルは米国財務省が実質的に保有しています。）。さらに、たとえシティグループがこれらの契約の配当および株式買戻

しに関する制限に契約上拘束されなくなったとしても、シティグループが普通株式配当の支払いまたは株式買戻しの開始を決定するためには、さらなる行政機関の認可を得ることが条件となります。

報酬慣行に関する規制上の不確実性その他により、シティグループが有能な従業員を雇用したり、確保しておくことができない場合には、シティの競争優位性が損なわれる可能性があります。

シティグループの業績および競争優位性は、シティグループが雇用し確保することができる有能な個人の才能と努力に大きく依存しています（とりわけS&B事業においてですが、同事業部門に限られません。）。金融サービス業界においてそのような個人を求める競争は激化しており、今後も引き続き激しさを増す可能性が高いでしょう。

報酬は、極めて有能な従業員を雇用し確保することができる主要な要素です。米国、欧州連合およびその他の地域の銀行規制当局は、どのようなものが健全な報酬慣行および方針と考えられるかについて規定する原則、規制およびその他の指針を策定している段階にあり、これらのプロセスの結果は不確実です。また、銀行の幹部職員等の金融機関従業員の一部に対する報酬は、ヨーロッパおよび米国の双方において引き続き立法の焦点となっています。

シティグループまたは銀行業界一般の報酬に関する方針および慣行に対して求められる変更により、シティが事業における競争または経営を効率的に行う能力、一定の事業および地域において存在感を拡大または維持する能力、または新しい金融商品およびサービスの提供において引き続き競争力を有する能力が損なわれる可能性があります。このことは、新興市場において特に顕著であり、新興市場においては、シティグループはこれらの市場における拡大を目指す他の金融機関との間で、有能な従業員を求めて頻繁に競争しています。さらに、上記の世界的な規制プロセスにより、新たな開示要件が課される可能性があります。万一これが実現した場合、シティは、従業員の報酬に関して、以前は機密扱いであった情報を開示したり、または一部従業員の個人情報およびその報酬を直接的もしくは間接的に新たに開示することにより競争力が損なわれるようなさらなる開示を行う必要が生じる可能性があります。このような従業員の報酬に関する新たな開示、またはシティグループに報酬方針を制限もしくは変更することを求める将来の法令により、重要な従業員を雇用し、確保しておき、彼らの意欲を高めるシティの能力が損なわれ、ゆえに競争力が低下するおそれがあります。

シティグループは多数の訴訟および規制上の手続の対象となっていますが、これらの多くは極めて複雑で進展に時間がかかるため、予測および見積りが困難です。

シティグループは、常時多数の訴訟および規制上の手続の被告となっており、請求件数ならびに訴訟、仲裁および金融機関に対する規制上の手続において請求される損害賠償および罰金の金額は概して、依然として高水準です。シティに対して提起された手続により、判決、和解、罰金、刑罰、差止命令、業務改善命令またはシティに不利なその他の結果がもたらされる可能性があります。この結果、シティグループの事業、財政状態または経営成績が重大な悪影響を受け、シティの経営を大幅に変更する必要性が生じ、またはシティグループの評判が損なわれる可能性があります。さらに、シティに対して提起された大規模な請求の多くは極めて複雑で進展に時間がかかり、新しい法理論または実証されていない法理論が求められる可能性があります。したがって、手続が終盤を迎えるまでかかる手続の結果の予測または見積りが困難となる可能性があります。かかる手続は数年続く可能性があります。シ

ティグループは会計基準に従って訴訟および規制事項のための引当金を設定していますが、これらの事項に関して最終的に負担する損失額は、引当金額を大幅に上回る、または下回る可能性があります。

また、シティは、従業員による詐欺等の不正行為を防止・発見するように努めていますが、従業員による不正行為は常に抑制または防止できるとは限らず、不正行為を防止・発見するためにシティグループが取った広範囲の予防措置が必ずしも有効とは限らず、シティがさらなる責任を負う可能性があります。さらに、金融改革法のいわゆる「内部告発者」規定は、すべての企業およびその他の法人ならびに人に適用され、人々が違法行為の疑惑をSECおよび商品先物取引委員会に報告する強力な金銭的動機付けとなっています。これらの規定により、シティグループが調査または正当性を主張しなければならない請求件数が増加し、またはその他シティグループの法的責任がさらに増大する可能性があります。

法的事項および規制上の事項に関連するシティグループの潜在的なエクスポージャーに関する詳細な情報については、連結財務諸表注記29をご参照ください。

財務会計基準審議会（以下「FASB」といいます。）は現在、シティが使用している複数の主要な財務会計・報告基準の変更を検討または提案しており、提案どおりに適用された場合、シティグループが財政状態および経営成績を記録し報告する方法に重大な影響を及ぼす可能性があります。

FASBは現在、シティグループの財務諸表の主要な点を決定する複数の財務会計・報告基準に対する変更を検討または提案しています。これらの検討の結果および変更案は不確実であり予測が困難ですが、これらの変更の中には、シティグループが財政状態および経営成績を記録・報告する方法に重大な影響を及ぼし、複数の期間の財務諸表を比較する際の理解を妨げたり、混乱を招く可能性があるものもあります。例えば、とりわけ、FASBの金融商品プロジェクトおよび貸借対照表相殺プロジェクトは、シティグループが金融商品を分類、評価および報告する方法、これらの資産の減損を決定する方法、ヘッジの会計処理方法、ならびに資産と負債を相殺することのできる時期を決定する方法を大幅に変更する可能性があります。また、FASBのリース・プロジェクトは、大半のオペレーティング・リースを消去し、代わりにこれらを資産として計上する可能性があり、その結果、シティの貸借対照表の合計額が増加し、リースに関する収益および費用の認識時期のパターンが変更される可能性があります。

さらに、FASBは、国際会計基準審議会（以下「IASB」といいます。）との統合（コンバージェンス）プロジェクトを継続しています。これにより、米国GAAPおよび国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）はコンバージェンスが達成されていくこととなります。FASBとIASBの間には、金融商品およびヘッジの会計処理等、シティの財務報告に影響する一部の主要な基準のコンバージェンスについて、依然として重大な意見の相違があります。また、SECは、米国企業にIFRSの適用を求めるか否か、およびその時期について、未だ決定を下していません。シティがIFRSの適用を求められた場合、IFRSへの移行がシティの財務成績報告方法に対して重大な影響を及ぼさず、採用された移行スケジュールをシティが達成できるという保証はありません。

シティグループの財務諸表の一部は、仮定および見積りに基づいていますが、これらが誤っていた場合には、将来において予測しない損失が発生し、しばしば重大な損失となる可能性があります。

米国GAAPに基づき、シティグループは財務諸表の作成にあたって、とりわけ貸倒引当金、訴訟および規制上のエクスポージャーに関連する引当金、抵当貸付の表明および保証に関する請求ならびに一定の資産および負債の公正価値を決定する場合等において、一定の仮定および見積りを使用することが求められています。シティグループの財務諸表の基礎をなす仮定または見積りが正しくない場合には、シティグループに重大な損失が発生するおそれがあります。シティの財務諸表を作成する際に仮定および見積りが用いられる主要な分野に関する詳細な情報については、下記「重要な会計方針および重要な見積り」を、訴訟および規制上のエクスポージャーに関する詳細な情報については、連結財務諸表注記29をご参照ください。

シティグループは、効果的でないリスク管理方法・戦略により重大な損失を被るおそれがあり、リスクの集中により、かかる損失の可能性が拡大します。

シティグループは、リスクおよび統制のための枠組みを通して、事業、地域および主要商品全体のリスク・エクスポージャーを監視・管理するよう努めています。かかる枠組みには、別個ではあるもののお互いに補完関係にある様々な財務、信用、オペレーション、コンプライアンスおよび法律に関する様々な報告体制、内部統制、経営陣によるレビュープロセスならびにその他のメカニズムが含まれます。シティグループは広範で多様な一連のリスク監視・リスク軽減手法を使用していますが、これらの手法やその適用に伴う判断は、有効ではないおそれがあり、またすべての市場環境下におけるあらゆる経済および財務上の結果、ならびにその結果の詳細および時期まで予測することができないおそれがあります。過去数年の市場環境においては、前例のない混乱が生じており、リスクを管理する際に過去のデータを用いることの本質的な限界を際立たせることになりました。

リスクが集中すると、重大な損失が発生する可能性が高まります。リスクの集中により、経済および市場の環境がシティグループの競合他社にとって概して好ましい時期でさえ、シティグループは損失を被るおそれがあります。これらのリスクの集中により、シティグループのヘッジ戦略の有効性は限定される可能性があり、また限定的なものとなっており、シティグループは重大な損失を被ることになりましたが、将来同様の事態が再度発生するおそれがあります。さらに、シティグループは、融資実行業務の一環として多額の融資枠を設定しています。シティグループがこれらのポジションを売却、シンジケート化または証券化することにより信用リスクを軽減できない場合（市場が混乱している時期にある場合を含みます。）には、当該ポジションの公正価値が低下し、当該証券または貸出金の売却に伴う収益が失われることにより、シティグループの経営成績に悪影響が及ぶ可能性があります。

シティグループは、その事業活動により多数の異なる企業およびカウンターパーティーの信用リスクにさらされていますが、銀行、その他の金融機関、保険会社、投資銀行および政府・中央銀行等の金融サービスセクターのカウンターパーティーと日常的に大量の取引を行っています。この結果、金融サービスセクターにおいては相当な信用の集中が生じています。この結果、規制および市場の動向により、特定の決済機関、中央代行機関または取引所を通じて取引活動がさらに集中する場合は、シティグループのこのセクターにおけるリスクの集中度が高まるおそれがあります。

シティグループまたは第三者の業務システムまたはインフラに不具合があった場合には、その流動性が損なわれ、業務が中断するほか、機密情報が漏洩する事態になり、シティグループの評判が損なわれ、また損失が発生する可能性があります。

シティグループの業務は、数多くの通貨による多数かつ多様な市場において、毎日、大量の、かつその多くは非常に複雑である取引を処理し、監視できるかどうか大きく依存しています。これらの取引およびシティグループが顧客に提供している情報技術サービスは、多くの場合、顧客に特化されたガイドラインならびに法的小および規制上の基準を遵守していなければなりません。シティグループの顧客基盤や地理的範囲は広範なため、シティグループの業務システムおよびインフラを開発、維持することは、特に法的小および規制要件の急速な進展ならびに技術発展の結果、大変な作業となっています。シティグループの財務、会計、データ処理またはその他の業務システムや施設は、シティグループが完全にまたは部分的に制御できない事由（取引量の突発的な急増、サイバー攻撃またはその他の予測不可能な大災害等）により適切に稼働しなくなったり、機能しなくなるおそれがあり、その場合にはこれらの取引を処理したり、サービスを提供するシティグループの能力に悪影響を及ぼすおそれがあります。

さらに、シティグループの運営は、コンピューターシステムやネットワーク内の機密その他の情報を安全に処理、保管および伝送できるか否かにかかっています。シティグループは、すべての地域および商品ラインにおいて、シティおよび顧客の情報の機密性、完全性および利用可能性を維持するための保護手段を施し、状況に応じてこれらの保護措置を修正するように努めていますが、脅威の性質は変化し続けています。その結果、シティグループのコンピューターシステム、ソフトウェアおよびネットワークは、不正アクセス、データ（機密性の高い顧客情報を含みます。）の損失または破損、アカウントの乗っ取り、サービスの利用停止、コンピューターウイルスまたはその他の悪質なコード、サイバー攻撃、および安全性に悪影響を及ぼすその他の事由に対して、脆弱となる可能性があります。シティグループが実施した防衛手段にもかかわらず、これらの脅威は、政府、集団犯罪およびハッカー、外部委託業者またはインフラ支援提供業者等の第三者、ならびにアプリケーション開発業者等の外部から流入する可能性、またはシティグループ内部で発生する可能性があります。シティグループにおける取引量が膨大であることを考慮すると、一定のエラーが発見され、修正されるまでに、それらが繰り返されたり、悪化するおそれがあります。

シティグループは、取引所、決済機関、手形交換所またはその他の金融仲介機関等の、シティグループの事業の円滑な活動を促す第三者の業務機能の中断、不具合、終了または能力的な制約のリスクにも直面しています。かかる第三者はまた、シティグループの業務システム、データまたはインフラに対する攻撃または侵害の発生源となるおそれがあります。また、シティグループと顧客との間の相互関係が深まるにつれて、シティグループが直面する顧客のシステムの操作不具合のリスクは増大しています。

このようなことが1回または複数回起きれば、シティグループのコンピューターシステムおよびネットワーク内で処理および保管され、それらを通じて伝送された機密その他の情報が危険にさらされたり、シティのみならずその顧客または第三者の業務停止または機能不全を引き起こす可能性があります。この場合には、評判が損なわれ、財政的損失が発生し、規制上の罰則が課され、および/または

顧客の不満または損失につながる可能性があります。

シティグループのブランド価値を維持できない場合には、シティの世界的な競争優位性およびその戦略が損なわれるおそれがあります。

シティグループが広範で世界的な事業範囲を活用し、それにより主要な競争優位性の1つを維持することができるか否かは、他の金融機関が新興市場における事業を拡大し、競争が激化する中で、そのような新興市場を含む世界全体でシティグループのブランドの強みと認知度を持続することができるかどうかにかかっています。シティの名称は、その事業、ならびに顧客および取引先にとって世界的な銀行となるための戦略の実施に不可欠なものです。シティグループのブランドを維持し、その浸透を促進し、差別化を図るには、シティグループが世界各国の顧客および取引先に安定した高品質の金融サービスおよび金融商品を提供できるか否かに大きく依存しています。その真偽を問わず、シティグループもしくは金融サービス業界全般に対する否定的な見方、またはシティグループの短期的もしくは長期的な財務見通しに対する否定的な見解により、人々がもつイメージもしくは評判が損なわれる場合には、シティグループのブランドが損なわれるおそれがあります。ブランドを維持できない場合には、シティの競争優位性および戦略が損なわれるおそれがあります。

グローバル・リスクの管理

リスク管理－概要

シティグループは、効果的なリスク管理がシティグループの事業全体にとって最も重要な事項であると考えています。したがって、シティグループは、シティグループが事業を行う上で負う主要なリスクを監視し、評価し、管理するための包括的なリスク管理プロセスを有しています。これらには、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスク等があり、それぞれ本項においてより詳細に議論されています。

シティグループのリスク管理の枠組みは、全社的に行われる監視と、明確に区分された独立したリスク管理機能との間でバランスをとるように設計されています。このリスク管理の枠組みは、シティのチーフ・リスク・オフィサーが以下のとおり定めた指針に基づき、2010年度を通して引き続き強化されました。

- ・リスク評価のための共通のリスク資本モデル
- ・事業戦略と結びついた明確なリスク選好
- ・リスク管理のための共通の枠組みを通じた説明責任
- ・透明、正確かつ厳密な分析論に基づくリスク決定
- ・リスク・マネージャーの専門知識、卓越性、権限および独立性
- ・リスク・マネージャーへの決定権および問題を上位レベルの決定に付す権限の付与

「責任を分かち合い、個人の説明責任を放棄することなく、理にかなったリスクをとる」との方針に基づきリスクと向き合う姿勢を育てることに特に重点が置かれています。

- ・「理にかなったリスクをとる」とは、シティがリスクを慎重に測定および合算し、潜在的なダウンサイド・リスクを認識し、リスク／リターンを理解しなければならないということの意味しています。
- ・「責任を分かち合う」とは、リスク管理と事業管理が積極的に連携してリスクを制御し事業の成果に影響を与えることを意味しています。
- ・「個人の説明責任」とは、すべての個人が、リスクを確認し、理解し、管理する最終的な責任を負うことを意味しています。

チーフ・リスク・オフィサーは、シティの最高経営責任者および設置されている経営委員会と緊密に協力しながら、取締役会のリスク管理・財務委員会および取締役会全体の監視を受けており、以下の事項に対して責任を負っています。

- ・リスクの管理、測定および報告のための中核的な基準の設定
- ・当社全体の基準に基づくリスクの識別、評価、伝達および監視
- ・事業におけるリスク・テイク活動および関連するリスク管理プロセスに関する重要な事項について、上級経営陣と常に協力すること
- ・リスク機能における十分な独立性、権限、専門知識、人員、技術および資源の確保

リスク管理体制は、事業、地域および重要な商品の3つの側面にわたるリスク管理を促進できるように構成されています。シティの主要な事業部門のそれぞれに、当該事業におけるリスクの限度の設定や取引の承認等のリスク決定のために、中心的役割を担うビジネス・チーフ・リスク・オフィサーが置かれています。ビジネス・チーフ・リスク・オフィサーは、グローバル・コマーシャル、グローバル・コンシューマー、インスティテューショナル・クライアント・グループおよびプライベートバンクに置かれています。シティの独立リスク管理体制の大半のスタッフは、これらのビジネス・チーフ・リスク・オフィサーの指揮下にあります。シティバンク、エヌ・エイおよびシティ・ホールディングスにもチーフ・リスク・オフィサーが置かれています。

アジア、ヨーロッパ・中東・アフリカおよびラテンアメリカのそれぞれにおいて任命されるリージョナル・チーフ・リスク・オフィサーは、各地域における全リスクについての説明責任を有し、地域別部門の責任者や現地の規制当局向けのリスクに関する主要な連絡先となります。加えて、シティグループにとって特に重要なリスク分野（現在は不動産、構造的な市場リスクおよび基本的な信用）については、プロダクト・チーフ・リスク・オフィサー職が新設されています。プロダクト・チーフ・リスク・オフィサーは、その専門分野内のリスクについて説明責任を有しており、また事業と地域を超えて問題となる分野に注力します。プロダクト・チーフ・リスク・オフィサーは、チーフ・リスク・オフィサーのほか、ビジネス・チーフ・リスク・オフィサーおよびリージョナル・チーフ・リスク・オフィサーのために、彼らが日々のリスク管理やビジネス・フローへの対応に注力できるよう、支援を行っています。

これら3つの側面にわたるリスク管理を促進するためのリスク管理体制の変更に加え、独立リスク管理には、リスク管理体制における適切なインフラ、プロセスおよび経営陣への報告を確保するため、事業管理チームが設置されています。このチームには、以下のグループが含まれています。

- ・リスク資本グループ（リスク資本モデルの強化および事業活動全般にわたる当該モデルの一貫性の確保を継続して行っています。）
- ・リスク構成グループ（当社におけるシステムの統合および共通の評価指標を確保しており、それによってシティはエクスポージャーを全社的に合算しストレス・テストを行うことが可能となっています。）
- ・インフラストラクチャー・リスク・グループ（事業および地域全体にわたって、シティの運営上のプロセスを改善することに重点を置いています。）
- ・チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー事務局（リエンジニアリングおよびリスクに関する伝達（重要な規制当局との関係維持を含みます。）に重点を置いています。）

ビジネス・チーフ・リスク・オフィサー、リージョナル・チーフ・リスク・オフィサー、プロダクト・チーフ・リスク・オフィサーおよび事業管理チームの部門責任者はそれぞれ、シティのチーフ・リスク・オフィサーの指揮下であり、チーフ・リスク・オフィサーは最高経営責任者に直属しています。

リスク合算およびストレス・テスト

シティの主要なリスク分野については以下に個別に記載されていますが、これらのリスクも、相互に関連して、また、さまざまな事業部門にわたって、検討および管理される必要があります。

チーフ・リスク・オフィサーは、上記のとおり、組織全体の主要なリスク・エクスポージャーおよび集中度を監視し、統制します。これは、事業部門内および事業部門全体のリスクを合算すること、ならびにこれらのリスクがシティグループに与える可能性のある潜在的な経済的影響を評価するため、これらのリスクを代替的なストレス・シナリオに当てはめることを意味します。

時価評価ポートフォリオ、売却可能ポートフォリオおよび稼働ポートフォリオについて、シティ全体で包括的なストレス・テストが実施されています。これらの全社的なストレス報告書では、さまざまな種類の主要なリスク要因（例えば、金利や信用スプレッド等）に極めて大幅な変化が生じた場合のシティおよびシティを構成する事業への潜在的影響のほか、多数の過去の事例および仮定による将来予想に基づく制度的なストレス・シナリオの潜在的影響が測定されています。

上記のストレス・テストの補足として、事業部門および財務部門からの情報と連携しているシティのリスク管理部門は、リスク集中、金融市場参加者およびその他の制度的な問題により生じる可能性のある、シティグループ全体に係る重大な潜在的懸念分野について、上級経営陣に対して、定期的に最新情報を提供しています。これらの重点分野は、これらのエクスポージャーから生じ得るシティへの潜在的な経済的影響についての将来予想に関する評価であるとされています。リスク管理部門は、これらの事項に関して取締役会のリスク管理・財務委員会および取締役会全体に対しても報告を行います。

ストレス・テストおよび重点分野の取組みにおいては、識別された生じ得るリスクの構造、規模、相互関係および時期に係る当社の見通しに影響を与える、市場およびシティ内での事象が考慮されるため、これらのプロセスは、下記の標準的な限度の設定およびリスク資本に係る取組みを補足します。これらのプロセスの結果は、潜在的なエクスポージャーのさらなる認識および理解に加え、ひいてはリスクを管理および軽減する戦略を進める上での出発点としての機能を果たします。

リスク資本

リスク資本とは、1年の間の極めて深刻な事象から生じる、潜在的かつ予期し得ない経済的損失を吸収するのに必要な資本の額、と定義されます。

- ・「経済的損失」には、シティの連結損益計算書に反映される損失および連結財務諸表における公正価値調整、ならびに連結損益計算書で把握されていない価値のさらなる下落が含まれます。
- ・「予期し得ない損失」とは、1年の間の、極めて深刻な潜在的損失とシティグループの予想（平均）損失との差異をいいます。
- ・「極めて深刻な」とは、観察された事象の分布およびシナリオ分析に基づく、信頼水準を99.9パーセントおよび99.97パーセントとした潜在的損失として定義されます。

経済的損失をもたらすものはリスクであり、上記で言及されているように、シティにとってのリスクは、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに大別されます。

- ・信用リスクによる損失は、主として、借り手またはカウンターパーティーの金融債務または契約債務の履行能力の欠如から発生します。
- ・市場リスクによる損失は、トレーディング・ポジションおよび非トレーディング・ポジションの時価変動（相場変動に伴う評価額の変更を含みます。）から発生します。
- ・オペレーショナル・リスクによる損失は、内部のプロセス、システムもしくは人的要因の不十分性やこれらの機能不全または外的要因により発生します。

下記で詳細に議論されるこれらのリスクは、上記「リスク合算およびストレス・テスト」に記載されているように、著しく不利な事由に対するシティのエクスポージャーに関する理解を促進するために、各事業部門において、またシティグループ全体で測定され、合算されます。市況の推移および業務慣行の発展に鑑みて、リスク資本の枠組みの見直しおよび強化が定期的に行われています。

信用リスク

信用リスクとは、借り手またはカウンターパーティーの金融債務または契約債務の不履行に伴い、財務上の損失が発生する可能性をいいます。信用リスクは、シティグループの多くの事業活動で発生しますが、かかる事業には以下のものが含まれます。

- ・貸出
- ・セールスおよびトレーディング
- ・デリバティブ
- ・有価証券取引
- ・決済
- ・シティグループが仲介人として行為する時

貸出および与信の概要

2010年度において、シティグループの貸出金ポートフォリオの合計は、主として2010年1月1日に行われたSFAS第166号／第167号の適用により、573億ドル増加して6,488億ドルとなりました。SFAS第166号／第167号の影響を除外すると、貸出金ポートフォリオの合計は1,021億ドル減少しました。2010年12月31日現在、シティの貸倒引当金合計は407億ドルとなり、カバレッジ・レシオは貸出金合計の6.31パーセントで、2009年12月31日現在の6.09パーセントから上昇しました。

2010年度中のシティの貸倒引当金および未実行貸出約定に関する引当金の正味戻入額は58億ドルでした。これに対し、2009年度の正味繰入額は83億ドルでした。戻入額の内訳は、法人向け貸出金（主としてSAP）にかかる正味戻入額25億ドルおよび個人向け貸出金にかかる正味戻入額33億ドル（主としてRCBにおける戻入額15億ドルおよびLCLにおける戻入額18億ドル）でした。個人向け貸出金に係る貸倒引当金の戻入れにもかかわらず、個人向けポートフォリオにかかる正味貸倒損失引当可能月数は、2009年度の13.7ヶ月から2010年度の15.0ヶ月に増加しました。

2010年度の正味貸倒損失は309億ドルで、前年の水準に比べ114億ドル減少しました（管理ベース）。減少の内訳は、個人向け貸出金にかかる正味減少額79億ドル（主としてRCBにおける減少額11億ドルおよびLCLにおける減少額67億ドル）ならびに法人向け貸出金にかかる減少額35億ドル（ほぼすべてがSAPに関するものです。）でした。

個人向け未収利息非計上貸出金（通常、米国外ポートフォリオの一部を除き、クレジットカードは含まれません。）の合計は、2009年12月31日現在は183億ドルだったのに対し、2010年12月31日現在は合計108億ドルでした。個人向け貸出金合計の90日以上延滞率は、2009年12月31日現在は4.29パーセントだったのに対し、2010年12月31日現在は2.99パーセントでした（管理ベース）。個人向け貸出金の30日以上89日以下延滞率は、2009年12月31日現在は3.50パーセントだったのに対し、2010年12月31日現在は2.92パーセントでした（管理ベース）。2010年度中、初期延滞および中・長期延滞は、第1順位抵当貸付および第2順位抵当貸付の双方における北米抵当貸付、シティコープにおけるシティブランドのカードならびにシティ・ホールディングスにおけるリテール・パートナー・カードの改善により、ほぼすべての個人向け貸出金ポートフォリオにおいてドル・ベースで改善しました。第1順位抵当貸付における改善は、資産売却および貸出金の条件修正が恒久的な修正に変更されたことによるも

のでした。

法人向け未収利息非計上貸出金は、2009年12月31日現在135億ドルだったのに対し、2010年12月31日現在は86億ドルでした。未収利息非計上貸出金が前年度から減少したのは、主として貸出金売却、償却および一部返済によるものでしたが、一定の借り手の状況が悪化したことによる未収利息非計上貸出金の増加により、一部相殺されました。

シティの貸出金に関する会計方針については、連結財務諸表注記1をご参照ください。シティグループの個人向けおよび法人向けの貸出金、与信および引当金に関する詳細については、注記16および17をご参照ください。

貸出金の残高

(単位：百万ドル、年度末現在)	2010年度	2009年度	2008年度	2007年度	2006年度
個人向け貸出金					
米国内店：					
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	\$ 151,469	\$ 183,842	\$ 219,482	\$ 240,644	\$ 208,592
割賦、リボルビング信用およびその他	28,291	58,099	64,319	69,379	62,758
カード ⁽²⁾⁽³⁾	122,384	28,951	44,418	46,559	48,849
商工業貸出金	5,021	5,640	7,041	7,716	7,595
リース金融	2	11	31	3,151	4,743
	\$ 307,167	\$ 276,543	\$ 335,291	\$ 367,449	\$ 332,537
米国外店：					
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	\$ 52,175	\$ 47,297	\$ 44,382	\$ 49,326	\$ 41,859
割賦、リボルビング信用およびその他	38,024	42,805	41,272	70,205	61,509
カード	40,948	41,493	42,586	46,176	30,745
商工業貸出金	18,584	14,780	16,814	18,422	15,750
リース金融	665	331	304	1,124	960
	\$ 150,396	\$ 146,706	\$ 145,358	\$ 185,253	\$ 150,823
個人向け貸出金合計	\$ 457,563	\$ 423,249	\$ 480,649	\$ 552,702	\$ 483,360
前受収益	69	808	738	787	460
個人向け貸出金(前受収益控除後)	\$ 457,632	\$ 424,057	\$ 481,387	\$ 553,489	\$ 483,820
法人向け貸出金					
米国内店：					
商工業貸出金	\$ 14,334	\$ 15,614	\$ 26,447	\$ 20,696	\$ 18,066
金融機関貸出金 ⁽²⁾	29,813	6,947	10,200	8,778	4,126
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	19,693	22,560	28,043	18,403	17,476
割賦、リボルビング信用およびその他	12,640	17,737	22,050	26,539	17,051
リース金融	1,413	1,297	1,476	1,630	2,101
	\$ 77,893	\$ 64,155	\$ 88,216	\$ 76,046	\$ 58,820
米国外店：					
商工業貸出金	\$ 69,718	\$ 66,747	\$ 79,421	\$ 94,188	\$ 88,449
割賦、リボルビング信用およびその他	11,829	9,683	17,441	21,037	14,146
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	5,899	9,779	11,375	9,981	7,932
金融機関貸出金	22,620	15,113	18,413	20,467	21,827
リース金融	531	1,295	1,850	2,292	2,024
政府および公共機関貸出金	3,644	2,949	773	1,029	2,523
	\$ 114,241	\$ 105,566	\$ 129,273	\$ 148,994	\$ 136,901
法人向け貸出金合計	\$ 192,134	\$ 169,721	\$ 217,489	\$ 225,040	\$ 195,721
前受収益	(972)	(2,274)	(4,660)	(536)	(349)
法人向け貸出金(前受収益控除後)	\$ 191,162	\$ 167,447	\$ 212,829	\$ 224,504	\$ 195,372
貸出金合計(前受収益控除後)	\$ 648,794	\$ 591,504	\$ 694,216	\$ 777,993	\$ 679,192
貸倒引当金(実行済み貸出分)	(40,655)	(36,033)	(29,616)	(16,117)	(8,940)
貸出金合計(前受収益および貸倒引当金控除後)	\$ 608,139	\$ 555,471	\$ 664,600	\$ 761,876	\$ 670,252
貸出金総額に対する貸倒引当金の割合(前受収益控除後)⁽³⁾	6.31%	6.09%	4.27%	2.07%	1.32%

個人向け貸出金合計に対する個人向け貸倒 引当金の割合(前受収益控除後)⁽³⁾	7.77%	6.70%	4.61%	2.26%
法人向け貸出金合計に対する法人向け貸倒 引当金の割合(前受収益控除後)⁽³⁾	2.76%	4.56%	3.48%	1.61%

(1) 主として不動産を担保とする貸出金。

(2) 2010年度には、シティによるSFAS第167号の適用に関連して事業体を連結する影響が含まれます（上記「概要」―「SFAS第166号／第167号の適用の影響」および連結財務諸表注記1における議論をご参照ください。）。

(3) 2010年度の公正価値で計上される貸出金が除外されています。

[余白]

貸倒損失実績の詳細

(単位：百万ドル、年度末現在)

	2010年度	2009年度	2008年度	2007年度	2006年度
期首貸倒引当金	\$ 36,033	\$ 29,616	\$ 16,117	\$ 8,940	\$ 9,782
貸倒引当金繰入額					
個人向け	\$ 25,119	\$ 32,418	\$ 27,942	\$ 15,660	\$ 6,129
法人向け	75	6,342	5,732	1,172	191
	\$ 25,194	\$ 38,760	\$ 33,674	\$ 16,832	\$ 6,320
貸倒損失(総額)					
個人向け					
米国内店	\$ 24,183	\$ 17,637	\$ 11,624	\$ 5,765	\$ 4,413
米国外店	6,892	8,834	7,172	5,165	3,932
法人向け					
抵当貸付および不動産貸出金					
米国内店	953	592	56	1	-
米国外店	286	151	37	3	1
米国外の政府および公共機関	-	-	3	-	-
金融機関貸出金					
米国内店	275	274	-	-	-
米国外店	111	448	463	69	6
商工業貸出金					
米国内店	1,222	3,299	627	635	85
米国外店	569	1,549	778	226	203
	\$ 34,491	\$ 32,784	\$ 20,760	\$ 11,864	\$ 8,640
債権の回収					
個人向け					
米国内店	\$ 1,323	\$ 576	\$ 585	\$ 695	\$ 646
米国外店	1,315	1,089	1,050	966	897
法人向け					
抵当貸付および不動産貸出金					
米国内店	130	3	-	3	5
米国外店	26	1	1	-	18
米国外の政府および公共機関	-	-	-	4	7
金融機関貸出金					
米国内店	-	-	-	-	-
米国外店	132	11	2	1	4
商工業貸出金					
米国内店	591	276	6	49	20
米国外店	115	87	105	220	182
	\$ 3,632	\$ 2,043	\$ 1,749	\$ 1,938	\$ 1,779
正味貸倒損失					
米国内店	\$ 24,589	\$ 20,947	\$ 11,716	\$ 5,654	\$ 3,827
米国外店	6,270	9,794	7,295	4,272	3,034
合計	\$ 30,859	\$ 30,741	\$ 19,011	\$ 9,926	\$ 6,861
その他-正味 ⁽¹⁾	\$ 10,287	\$ (1,602)	\$ (1,164)	\$ 271	\$ (301)
期末貸倒引当金⁽²⁾	\$ 40,655	\$ 36,033	\$ 29,616	\$ 16,117	\$ 8,940
未実行貸出約定に関する引当金 ⁽³⁾	\$ 1,066	\$ 1,157	\$ 887	\$ 1,250	\$ 1,100
貸出、リースおよび未実行貸出約定に係る引当金合計	\$ 41,721	\$ 37,190	\$ 30,503	\$ 17,367	\$ 10,040
正味個人向け貸倒損失	\$ 28,437	\$ 24,806	\$ 17,161	\$ 9,269	\$ 6,802
平均個人向け貸出金に占める割合	5.74%	5.44%	3.34%	1.87%	1.52%
正味法人向け貸倒損失(回収)	\$ 2,422	\$ 5,935	\$ 1,850	\$ 657	\$ 59
平均法人向け貸出金に占める割合	1.28%	3.12%	0.84%	0.30%	0.05%
期末貸倒引当金⁽⁴⁾					
シティコープ	\$ 17,075	\$ 10,731	\$ 8,202	\$ 5,262	
シティ・ホールディングス	23,580	25,302	21,414	10,855	
シティグループ合計	\$ 40,655	\$ 36,033	\$ 29,616	\$ 16,117	
種類別引当金					
個人向け ⁽⁵⁾	\$ 35,445	\$ 28,397	\$ 22,204	\$ 12,493	
法人向け	5,210	7,636	7,412	3,624	
シティグループ合計	\$ 40,655	\$ 36,033	\$ 29,616	\$ 16,117	

(1) 2010年度には、主としてシティによるSFAS第166号/第167号の適用に関連して事業体を連結する影響（上記「概要」—「SFAS第166号/第167号の適用の影響」および連結財務諸表注記1における議論をご参照ください。）に伴う134億ドルの繰入れ、ならびに様々な米国貸出金ポートフォリオの売却または売却目的への振替に伴う約27億ドルの減少および英国第1

順位抵当貸付ポートフォリオの売却目的への振替に伴う約290百万ドルの減少が含まれます。2009年度には、主として証券化に伴う貸倒引当金約543百万ドルの減少、米国不動産融資貸出金の売却または売却目的への振替に伴う貸倒引当金約402百万ドルの減少、および英国カードのポートフォリオの売却目的への振替に伴う貸倒引当金約562百万ドルの減少が含まれます。2008年度には、主として外貨換算に伴う貸倒引当金約800百万ドルの減少、証券化に伴う貸倒引当金102百万ドルの減少、ドイツのリテール・バンキング事業売却による貸倒引当金244百万ドルの減少、およびシティキャピタルの売却による貸倒引当金156百万ドルの減少が含まれますが、クスカトランおよびバンク・オブ・オーバーシーズ・チャイニーズの買収に伴う106百万ドルの繰入れにより一部相殺されています。2007年度には、主として証券化および売却目的貸出金への振替に伴う貸倒引当金475百万ドルの減少、および英国シティファイナンシャルのポートフォリオの売却目的への振替に伴う83百万ドルの減少が含まれますが、エッグ、日興コーディアル、グルポ・クスカトランおよびグルポ・フィナンシエロ・ウノの買収に伴う610百万ドルの繰入れにより相殺されています。2006年度には、主として証券化およびポートフォリオの売却に伴う貸倒引当金429百万ドルの減少、ならびにブラジルのクレディ・カードのポートフォリオの買収に伴う84百万ドルの繰入れが含まれます。

- (2) 貸倒引当金には、不良債権のリストラクチャリング（以下「TDR」といいます。）に従い条件修正された貸出金に係る引当金（2010年12月31日現在7,609百万ドル、2009年12月31日現在4,819百万ドルおよび2008年12月31日現在2,180百万ドル）が含まれます。
- (3) 連結貸借対照表のその他負債に計上されている未実行貸出約定および信用状に対する追加の貸倒引当金を表しています。
- (4) 貸倒引当金は、経営陣の最善の予測によるポートフォリオに内在する予想損失ならびに個々に評価された大口の減損貸出金およびTDRに関連する予想損失を表しています。「重要な会計方針および重要な見積り」をご参照ください。引当金の配分は分析目的でのみ行われるものであり、引当金の全額をポートフォリオ全体に内在する予想貸倒損失を吸収するために利用することができます。
- (5) 2010年12月31日現在の個人向け貸倒引当金には、シティのグローバル・クレジットカード・ポートフォリオに関連する184億ドルが含まれます。連結財務諸表注記1における議論をご参照ください。

減損貸出金、未収利息非計上貸出金および不稼働資産ならびに再調整貸出金

以下には、シティの減損貸出金、未収利息非計上貸出金および不稼働資産ならびに再調整貸出金に関する情報が含まれています。これらの分類の中では、一部の金額が重複しています。以下は、各分類の基本的な説明を記載した一般的な要約です。

減損貸出金：

- ・法人向け貸出金は、未収利息非計上に区分された時点、つまり、元利金が支払われない可能性があるという判断された時点で、減損していると判断されます。
- ・個人向け減損貸出金には、（i）不良債権のリストラクチャリング（以下「TDR」といいます。）において条件修正され、経済的困難に直面している借り手に対して長期の猶予が与えられた個人向け貸出金および（ii）未収利息非計上個人向け（商業市場）貸出金が含まれます。

未収利息非計上貸出金および不稼働資産：

- ・法人向けおよび個人向け（商業市場）貸出金の未収利息非計上への区分は、元利金が支払われない可能性があるという判断に基づいています。これらの貸出金は、減損貸出金にも含まれます。
- ・個人向け貸出金の未収利息非計上への区分は、時間経過、つまり、借り手の支払いが延滞しているか否かに基づいています。
- ・北米のシティブランドのカードおよびリテール・パートナー・カードは、業界の基準では償却されるまで未収利息を計上するため、未収利息非計上貸出金および不稼働資産には含まれません。

再調整貸出金：

- ・TDRで条件が修正された法人向けおよび個人向け双方の貸出金が含まれます。
- ・未収利息計上および未収利息非計上の双方のTDRが含まれます。

減損貸出金

減損貸出金とは、貸出金の当初の約定条件どおりに支払期限が到来した金額のすべてを回収できない可能性があるという判断をした貸出金を指します。減損貸出金には、法人向けおよび個人向け（商業市場）未収利息非計上貸出金、ならびに借り手の経済的困難により条件が修正され、シティグループが借り手に猶予を与えた小口で均質な貸出金が含まれます。これらの条件修正には、金利の引下げおよび／または元本返済免除が含まれる場合があります。

減損貸出金に対する評価引当金は、ASC 310-10-35に従って決定され、必要に応じて、貸出金の当初実効金利で割り引いた予測将来キャッシュ・フローの現在価値、貸出金の流通市場での時価および担保の処分費用控除後の公正価値といったすべての利用可能な根拠を考慮して見積もられます。

個人向け減損貸出金からは、条件は修正されておらず未収利息非計上主義で計上されている小口で均質な貸出金、および12ヶ月以内の期間に条件が修正された貸出金のほぼすべてが除外されています。2010年12月31日現在、これらの短期プログラムに含まれていた貸出金の総額は約57億ドルでした。これらの貸出金に対する貸倒引当金は、実質的にASC 310-10-35の要件を満たしています。

次表は減損貸出金に関する情報です。

(単位：百万ドル)	2010年 12月31日	2009年 12月31日
法人向け未収利息非計上貸出金		
商工業貸出金	\$5,125	\$ 6,347
金融機関貸出金	1,258	1,794
抵当貸付および不動産貸出金	1,782	4,051
リース金融	45	-
その他	400	1,287
法人向け未収利息非計上貸出金合計	\$8,610	\$ 13,479
個人向け減損貸出金 ⁽¹⁾⁽²⁾		
抵当貸付および不動産貸出金	\$17,677	\$ 10,629
割賦およびその他	3,745	3,853
カード	5,906	2,453
個人向け減損貸出金合計	\$27,328	\$ 16,935
合計⁽³⁾	\$35,938	\$ 30,414
評価引当金計上法人向け未収利息非計上貸出金	\$6,324	\$ 8,578
評価引当金計上個人向け減損貸出金	25,949	16,453
法人向け未収利息非計上評価引当金	\$1,689	\$ 2,480
個人向け減損評価引当金	7,735	4,977
評価引当金合計⁽⁴⁾	\$9,424	\$ 7,457

(1) 2008年度より前は、シティの財務会計システムは、借り手の経済的困難により条件が修正され、借り手に対して猶予を与えることが決められた小口で均質な個人向け減損貸出金を別個に追跡していませんでした。2008年1月1日以降条件が修正された小口の個人向け貸出金は2010年12月31日および2009年12月31日においてそれぞれ266億ドルおよび159億ドルでした。ただし、シティのリスク管理システムから得られる情報によれば、条件修正後の貸出金の残高は、2008年度より前に条件修正されたものも含め、2010年12月31日および2009年12月31日現在、それぞれ約282億ドルおよび181億ドルでした。

(2) 繰延手数料／費用が除外されています。

(3) 投資目的で購入した貸出金が除外されています。

(4) 貸倒引当金の中に含まれています。

未収利息非計上貸出金および不稼働資産

下表は、表示期間における未収利息非計上貸出金についてのシティグループの見通しを要約したものです。未収利息非計上貸出金は、借り手の利払いが遅延しており、または法人向けおよび個人向け（商業市場）貸出金については元利金が支払われない可能性があるとしてシティが判断し、ゆえに減損しているとみなされている貸出金です。最終的に未払いの元利金の一部しか回収できないとシティが合理的に予測する場合には、受領した支払額の全額が受取利息ではなく元本の減少として表示されています。ただし、不稼働資産については、業界全体に共通した定義はありません。このため、業界全体で行われている分析結果は、常に比較可能なわけではありません。

法人向けおよび個人向け（商業市場）未収利息非計上貸出金は、利払いは継続している可能性があります。元利金が支払われない可能性があるとしてシティが判断した場合は、未収利息非計上とみなされません。上記で言及されているように、業界の基準に従い、シティは通常クレジットカード・ローンが償却される（通常約定返済日から180日延滞した時点で行われます。）まで当該ローンに対し利息を計上しません。このため、下表にはクレジットカード・ローンは含まれません。

未収利息非計上貸出金

(単位：百万ドル)

	2010年度	2009年度	2008年度	2007年度	2006年度
シティコープ	\$ 4,909	\$ 5,353	\$ 3,193	\$ 2,027	\$ 1,141
シティ・ホールディングス	14,498	26,387	19,104	6,941	3,906
未収利息非計上貸出金 (NAL) 合計	\$ 19,407	\$ 31,740	\$ 22,297	\$ 8,968	\$ 5,047
法人向け未収利息非計上貸出金⁽¹⁾					
北米	\$ 2,112	\$ 5,621	\$ 2,660	\$ 291	\$ 68
ヨーロッパ・中東・アフリカ	5,327	6,308	6,330	1,152	128
ラテンアメリカ	701	569	229	119	152
アジア	470	981	513	103	88
	\$ 8,610	\$ 13,479	\$ 9,732	\$ 1,665	\$ 436
シティコープ	\$ 3,081	\$ 3,238	\$ 1,364	\$ 247	\$ 133
シティ・ホールディングス	5,529	10,241	8,368	1,418	303
	\$ 8,610	\$ 13,479	\$ 9,732	\$ 1,665	\$ 436
個人向け未収利息非計上貸出金⁽¹⁾					
北米	\$ 8,540	\$ 15,111	\$ 9,617	\$ 4,841	\$ 3,139
ヨーロッパ・中東・アフリカ	662	1,159	948	696	441
ラテンアメリカ	1,019	1,340	1,290	1,133	643
アジア	576	651	710	633	388
	\$ 10,797	\$ 18,261	\$ 12,565	\$ 7,303	\$ 4,611
シティコープ	\$ 1,828	\$ 2,115	\$ 1,829	\$ 1,780	\$ 1,008
シティ・ホールディングス	8,969	16,146	10,736	5,523	3,603
	\$ 10,797	\$ 18,261	\$ 12,565	\$ 7,303	\$ 4,611

(1) 一般的に利息が繰り延べられている取得不良貸出債権が除外されています。これらの貸出金の簿価は、2010年12月31日現在469百万ドル、2009年12月31日現在920百万ドル、2008年12月31日現在15.10億ドル、2007年12月31日現在23.73億ドルおよび2006年12月31日現在949百万ドルでした。

(次のページに続きます。)

未収利息非計上貸出金および不稼働資産（続き）

次表は、シティグループのその他保有不動産（以下「OREO」といいます。）資産の概要です。これは、抵当権実行またはその他の法的手続によって取得したすべての不動産の、シティが担保物件の所有権を得た時点の簿価を表しています。

(単位：百万ドル)	2010年度	2009年度	2008年度	2007年度	2006年度
OREO					
シティコープ	\$ 826	\$ 874	\$ 371	\$ 541	\$ 342
シティ・ホールディングス	863	615	1,022	679	358
本社事項、本社業務/その他	14	11	40	8	1
OREO合計	\$ 1,703	\$ 1,500	\$ 1,433	\$ 1,228	\$ 701
北米	\$ 1,440	\$ 1,294	\$ 1,349	\$ 1,168	\$ 640
ヨーロッパ・中東・アフリカ	161	121	66	40	35
ラテンアメリカ	47	45	16	17	19
アジア	55	40	2	3	7
	\$ 1,703	\$ 1,500	\$ 1,433	\$ 1,228	\$ 701
その他の抵当権実行済み資産	\$ 28	\$ 73	\$ 78	\$ 99	\$ 75
不稼働資産 (NAA) - シティグループ合計	2010年度	2009年度	2008年度	2007年度	2006年度
法人向け未収利息非計上貸出金	\$ 8,610	\$ 13,479	\$ 9,732	\$ 1,665	\$ 436
個人向け未収利息非計上貸出金	10,797	18,261	12,565	7,303	4,611
未収利息非計上貸出金 (NAL)	\$ 19,407	\$ 31,740	\$ 22,297	\$ 8,968	\$ 5,047
OREO	1,703	\$ 1,500	\$ 1,433	\$ 1,228	\$ 701
その他の抵当権実行済み資産	28	73	78	99	75
不稼働資産 (NAA)	\$ 21,138	\$ 33,313	\$ 23,808	\$ 10,295	\$ 5,823
貸出金合計に対するNALの割合	2.99%	5.37%	3.21%	1.15%	
資産合計に対するNAAの割合	1.10	1.79	1.23	0.47	
NALに対する貸倒引当金の割合 ⁽¹⁾⁽²⁾	209	114	133	180	

(1) 2008年度第4四半期に売却目的保有ポートフォリオから投資目的保有ポートフォリオに振り替えられた未収利息非計上貸出金64.03億ドルは、振替日に時価評価されているため、振替時には引当金は必要ありませんでした。振り替えられた貸出金の額面24.26億ドルは、振替前に償却されました。

(2) 貸倒引当金にはクレジットカードに関する引当金および取得不良貸出債権に関する引当金が含まれますが、クレジットカード残高および取得不良貸出債権は償却されるまで利息を計上し続けるため、未収利息非計上貸出金には含まれません。

不稼働資産-シティコープ合計	2010年度	2009年度	2008年度	2007年度	2006年度
未収利息非計上貸出金 (NAL)	\$ 4,909	\$ 5,353	\$ 3,193	\$ 2,027	\$ 1,141
OREO	826	874	371	541	342
その他の抵当権実行済み資産	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
不稼働資産 (NAA)	\$ 5,735	\$ 6,227	\$ 3,564	\$ 2,568	\$ 1,483
資産合計に対するNAAの割合	0.45%	0.55%	0.36%	0.21%	
NALに対する貸倒引当金の割合 ⁽¹⁾	348	200	241	242	

不稼働資産-シティ・ホールディングス合計	2010年度	2009年度	2008年度	2007年度	2006年度
未収利息非計上貸出金 (NAL)	\$ 14,498	\$ 26,387	\$ 19,104	\$ 6,941	\$ 3,906
OREO	863	615	1,022	679	358
その他の抵当権実行済み資産	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
不稼働資産 (NAA)	\$ 15,361	\$ 27,002	\$ 20,126	\$ 7,620	\$ 4,264
資産合計に対するNAAの割合	4.28%	5.54%	2.81%	0.86%	
NALに対する貸倒引当金の割合 ⁽¹⁾	163	96	115	161	

(1) 貸倒引当金にはクレジットカードに関する引当金および取得不良貸出債権に関する引当金が含まれますが、クレジットカード残高（一部の米国外ポートフォリオを除きます。）および取得不良貸出債権は償却されるまで利息を計上し続けるため、未収利息非計上貸出金には含まれません。

N/A：シティコープおよびシティ・ホールディングスのレベルのものは入手できません。

再調整貸出金

以下の表はTDRにおいて条件修正がなされたシティの再調整貸出金を示しています。

	2010年 12月31日	2009年 12月31日
<i>(単位：百万ドル)</i>		
法人向け再調整貸出金⁽¹⁾		
米国内店		
商工業貸出金 ⁽²⁾	\$ 240	\$ 203
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽³⁾	61	-
その他	699	-
	\$ 1,000	\$ 203
米国外店		
商工業貸出金 ⁽²⁾	\$ 207	\$ 145
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽³⁾	90	2
その他	18	-
	\$ 315	\$ 147
法人向け再調整貸出金合計	\$ 1,315	\$ 350
個人向け再調整貸出金^{(4) (5) (6) (7)}		
米国内店		
抵当貸付および不動産貸出金	\$ 17,717	\$ 11,165
カード	4,747	992
割賦およびその他	1,986	2,689
	\$ 24,450	\$ 14,846
米国外店		
抵当貸付および不動産貸出金	\$ 927	\$ 415
カード	1,159	1,461
割賦およびその他	1,875	1,401
	\$ 3,961	\$ 3,277
個人向け再調整貸出金合計	\$ 28,411	\$ 18,123

(1) 上記の不稼働資産の表に含まれる2010年12月31日現在553百万ドルおよび2009年12月31日現在317百万ドルの未収利息非計上貸出金を含みます。残りの貸出金は未収利息を計上しています。

(2) 2010年12月31日現在、TDRとして反映されている条件修正に加え、シティは、米国内店において190百万ドルおよび米国外店において416百万ドルの商業貸出金（リスクの格付けは「要注意不良資産」またはそれ以下）（資産分類は銀行監督当局の定義によります。）についても条件修正を行いました。これらの条件修正には、猶予（会計目的上TDRに要求される要件）が含まれていなかったため、TDRとはみなされませんでした。

(3) 2010年12月31日現在、TDRとして反映されている条件修正に加え、シティは、米国内店において695百万ドルおよび米国外店において155百万ドルの商業不動産貸出金（リスクの格付けは「要注意不良資産」またはそれ以下）（資産分類は銀行監督当局の定義によります。）についても条件修正を行いました。これらの条件修正には、猶予（会計目的上TDRに要求される要件）が含まれていなかったため、TDRとはみなされませんでした。

(4) 上記の不稼働資産表に含まれる2010年12月31日現在2,751百万ドルおよび2009年12月31日現在2,000百万ドルの未収利息非計上貸出金を含みます。残りの貸出金は未収利息を計上しています。

(5) 2010年12月31日現在22百万ドルの商業不動産貸出金を含みます。

(6) 2010年12月31日現在177百万ドルおよび2009年12月31日現在16百万ドルの商業貸出金を含みます。

(7) 小口で均質な貸出金はシティのリスク管理システムから算出したものです。

一定の状況において、シティグループは、困難に直面していない借り手を含む法人向け貸出金の一部の条件を修正します。これらの条件修正は、シティの新規貸出金に関する通常の引受基準に従っており、顧客のニーズと利用可能なシティの商品またはプログラムを合致させるために、通常の業務過程で行われています（これらの条件修正は上記の表に含まれていません。）。また、貸出金の条件修正は、シティが猶予を与える（条件修正をする）可能性のある、困難に直面している借り手を対象とすることもあります。困難に直面している借り手を対象とする条件修正には、満期日の延期、約定利率の引下げ、将来のキャッシュ・フローの繰延べ、債務の額面金額の減額、または過去の未収利息の縮小が含まれる可能性があります。シティが困難に直面している借り手に猶予を与える場合、シティはその条件修正をASC 310-40に基づくTDRとして計上します。

貸出金に係る逸失受取利息⁽¹⁾

(単位：百万ドル)	米国内店	米国外店	2010年度合計
当初の約定利率で計上されていた場合の受取利息 ⁽²⁾	\$ 4,709	\$ 1,593	\$ 6,302
受取利息として認識された金額 ⁽²⁾	1,666	431	2,097
逸失受取利息	\$ 3,043	\$ 1,162	\$ 4,205

- (1) 利息計上が停止された法人向け未収利息非計上貸出金、再調整貸出金および個人向け貸出金に関するものです。
- (2) 米国外店の受取利息は、一部の国におけるインフレおよび通貨価値修正の影響を含めて、各国の実勢金利を反映する場合があります。

貸出金の満期および固定／変動プライシング法人向け貸出金

(単位：百万ドル、年度末現在)	1年以内	1年超— 5年以内	5年超	合計
法人向け貸出金ポートフォリオの満期				
米国内店				
商工業貸出金	\$ 9,559	\$ 2,507	\$ 2,268	\$ 14,334
金融機関貸出金	19,881	5,215	4,717	29,813
抵当貸付および不動産貸出金	13,133	3,445	3,115	19,693
リース金融	943	247	223	1,413
割賦、リボルビング信用およびその他	8,429	2,211	2,000	12,640
米国外店	69,874	32,910	11,457	114,241
法人向け貸出金合計	\$ 121,819	\$ 46,535	\$ 23,780	\$ 192,134
1年後に満期となる法人向け貸出金の 固定／変動プライシング⁽¹⁾				
固定金利貸出金		\$ 9,730	\$ 9,436	
変動金利貸出金または金利調整型貸出金		36,805	14,344	
合計		\$ 46,535	\$ 23,780	

- (1) 約定条件に基づきます。リプライシングの特性は、デリバティブ契約を用いて随時有効に修正される場合があります。連結財務諸表注記23をご参照ください。

米国個人向け抵当貸付

概要

シティの北米個人向け抵当貸付ポートフォリオには第1順位と第2順位双方の抵当貸付があります。下表に示すとおり、2010年12月31日現在、第1順位抵当貸付ポートフォリオの総額は約1,020億ドル、第2順位抵当貸付ポートフォリオの総額は約490億ドルでした。抵当貸付ポートフォリオの大部分は、シティ・ホールディングスにおけるLCLにて計上されていますが、第1順位抵当貸付のうち200億ドルおよび第2順位抵当貸付のうち40億ドルはシティコープにて計上されています。

米国の個人向け抵当貸付および不動産貸出金

(単位: 百万ドル、2010年度末現在)	1年以内	1年超— 5年以内	5年超	合計
米国の個人向け抵当貸付ポートフォリオ区分				
第1順位抵当貸付	\$ 17,601	\$ 18,802	\$ 66,086	\$ 102,489
第2順位抵当貸付	478	9,107	39,395	48,980
合計	\$ 18,079	\$ 27,909	\$ 105,481	\$ 151,469
1年後に満期となる米国個人向け抵当貸付の 固定/変動プライシング				
固定金利貸出金		\$ 2,662	\$ 80,327	
変動金利貸出金または金利調整型貸出金		25,247	25,154	
合計		\$ 27,909	\$ 105,481	

シティの第1順位抵当貸付ポートフォリオには、FHAまたはVAの保証付貸出金93億ドルが含まれています。これらのポートフォリオを構成する貸出金は、FICO（フェア・アイザック・コーポレーション）スコアの低い低・中所得者層を借り手とし、一般的にそのローン・トゥ・ヴァリュール比率（以下「LTV比率」といいます。）は高い傾向にあります。FHA貸出金の損失は、組成時の欠陥により保険が不履行になっていないことを条件として、支援機関が負担します。VAは貸付水準に応じた損失の上限を定めており、これを超えた分はシティが負担します。FHAおよびVA貸出金の延滞率は高いものの、保証が適用されたため、当該貸出金に対するシティの貸倒損失は軽微なものにとどまりました。第1順位抵当貸付ポートフォリオには、民間抵当保険（以下「PMI」といいます。）会社により付保されLTV比率が80パーセントを超える貸出金18億ドルと、米国政府支援法人（以下「GSE」といいます。）との長期スタンドバイ・コミットメント（以下「LTSC」といいます。）に服する貸出金17億ドルも含まれています。これらの貸出金についても、その貸倒損失に対するシティのエクスポージャーは限定されています。シティの第2順位抵当貸付ポートフォリオには、GSEとのLTSCに服する貸出金6億ドルも含まれています。これらの貸出金についても、その貸倒損失に対するシティのエクスポージャーは限定されています。シティの貸倒引当金の計算においては、これらの保証の影響が考慮されています。

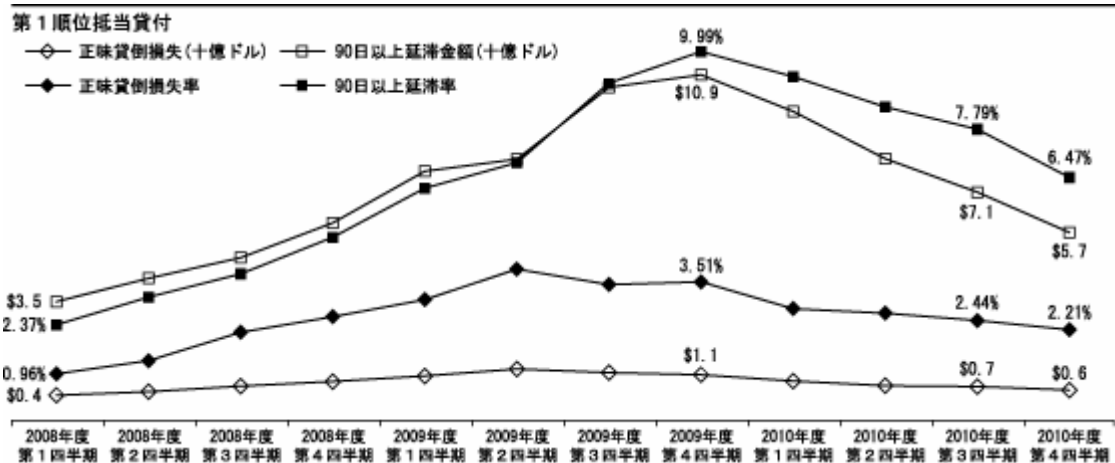
個人向け抵当貸付の四半期毎の傾向－延滞債権および正味貸倒損失

次の各グラフは、シティの第1順位および第2順位北米個人向け抵当貸付ポートフォリオの延滞債権および正味貸倒損失の傾向を四半期毎に詳細に示しています。下記のグラフに示されているように、2010年度第4四半期中、第1順位抵当貸付および第2順位抵当貸付の双方において、正味貸倒損失および90日以上延滞債権が引き続き改善しました。2010年度中、シティは引き続きシティ・ホールディングスにおける第1順位抵当貸付および第2順位抵当貸付ポートフォリオの規模を縮小しました。2010年12月31日現在、シティ・ホールディングスにおける第1順位抵当貸付は約20パーセント減少して800億ドルとなり、第2順位抵当貸付は約14パーセント減少して440億ドルとなりました。これらの縮小は、売却（第1順位抵当貸付のみ）、払出しおよび正味貸倒損失の組み合わせにより実現されました。

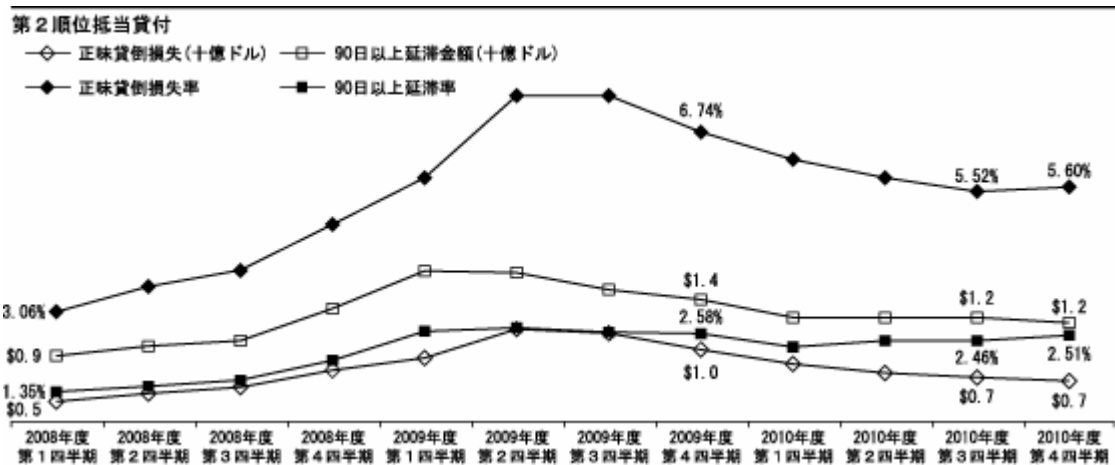
第1順位抵当貸付の90日以上延滞債権は、4四半期連続で減少しました。延滞債権が前期から減少したのは、すべて資産売却および試験的条件修正が恒久的な修正に変更されたことによるものでしたが、これがなければ、第1順位抵当貸付の延滞債権はわずかに増加していたでしょう。2010年度通期において、シティは延滞抵当貸付債権48億ドルを売却しました。また、2010年12月31日現在、シティはシティの貸出金条件修正プログラムに基づく試験的条件修正合計約48億ドルを恒久的な修正に変更しました。このうち、4分の3以上が米国財務省の住宅ローンについて支払可能な条件への変更を促進するプログラム（以下「HAMP」といいます。）に基づき行われました。

第2順位抵当貸付については、正味貸倒損失および90日以上延滞債権の改善は、2010年度第3四半期に比べて比較的安定していました。

シティの抵当貸付に関する貸出金条件修正プログラムの情報については、下記「個人向け貸出金条件修正プログラム」をご参照ください。



注：カナダおよびプエルトリコ向けの貸出金が含まれています。公正価値で計上された貸出金および米国政府機関により保証された貸出金が除外されています。



注：カナダおよびプエルトリコ向けの貸出金が含まれています。

個人向け抵当貸付のFICOおよびLTV比率

下表において示されたデータは、シティグループのリスク・システムからの情報に基づいているため、概して分析方法の相違または情報収集方法の差異により、他で開示されたデータと一致しないことがあります。シティは、かかる差異を他で示される情報と一致させることが重要であると判断した場合には、かかる差異について注記しています。

シティは、顧客に対してオプション付変動金利抵当貸付（以下「ARM」といいます。）／逆償却抵当商品を提供しないことを信用リスク方針としています。したがって、オプション付ARM／逆償却抵当商品は、従前のポートフォリオおよび事業買収の一部として偶然取得したものにすぎないため、残高の合計の中ではわずかです。

米国個人向け抵当貸付ポートフォリオにおける貸出金の一部は、現在、支払期間について現在の未収利息のみを満たす支払いまたは利息のみの支払いが義務付けられています。シティの抵当貸付ポートフォリオには、まだリボルビング期間中であって返済は開始されていない第1順位および第2順位抵当ホーム・エクイティ・ローン信用枠（以下「HELOC」といいます。）約270億ドルが含まれます。リボルビング期間において利息のみが支払われるのは、業界全体のHELOC商品の標準的な特徴です。第1順位抵当貸付ポートフォリオには、現在利息のみの支払いが義務付けられているARM約180億ドルが含まれます。これらの貸出金は利息のみの支払期間の満了後、分割して全額を返済することになりますが、大部分は組成時より数年内に行われます。現在利息のみの支払いを義務づけられている借り手は、貸出金の元本返済と逆行するような低額の支払いを選択することはできません。この支払いの特性を持つ第1順位抵当貸付は、主に、組成時および更新時のFICOスコアが第1順位抵当貸付ポートフォリオの中の他の貸出金よりも平均して著しく高い、信用度の高い借り手に対するものです。

貸出金残高

第1順位抵当貸付－貸出金残高 経済環境および住宅価格の下落により、LTV比率およびFICOスコアは、2010年度下半期は概ね安定していましたが、概して組成時より悪化しています。更新時の数値では、第1順位抵当貸付の約30パーセント（組成時は約0パーセント）はLTV比率が100パーセントを超えていました。第1順位抵当貸付の約28パーセント（組成時は15パーセント）は、更新時の数値でFICOスコアが620点を下回っていました。

残高：2010年12月31日現在－第1順位抵当貸付

組成時	FICO 660点以上	FICO 620点以上 660点未満	FICO 620点未満
LTV80%以下	58%	6%	7%
LTV80%超100%以下	14%	7%	8%
LTV100%超	NM	NM	NM

更新時	FICO 660点以上	FICO 620点以上 660点未満	FICO 620点未満
LTV80%以下	28%	4%	9%
LTV80%超100%以下	18%	3%	8%
LTV100%超	16%	3%	11%

注：NM 重要ではありません。第1順位抵当貸付の表からは、カナダおよびブエルトリコにおける貸出金が除外されています。表からは、米国政府機関により保証された貸出金、公正価値で計上された貸出金およびLTSCに服する貸出金が除外されています。表からは、FICOまたはLTV比率のデータが入手不可能だった残高（組成時の残高から16億ドル、更新時の残高から4億ドル）も除外されています。残高からは繰延手数料／費用が除外されています。更新時のFICOスコアは、フェア・アイザック・コーポレーションから取得した更新時の与信スコアに基づいています。更新時のLTV比率は、主にコア・ロジック住宅価格指数（HPI）または米連邦住宅金融庁価格指数を用いて更新した組成時のデータに基づき算出されています。

第2順位抵当貸付—貸出金残高 第2順位抵当貸付ポートフォリオにおいては、貸出金の大半がより高いカテゴリーのFICOに分類されています。2010年度下半期に悪化のペースは鈍化したものの、景況および住宅価格の下落により、概してFICOスコアは低下し、LTV比率は上昇する傾向にあります。第2順位抵当貸付のうち約48パーセント（組成時は約0パーセント）はLTV比率が更新時の数値で100パーセントを超えていました。第2順位抵当貸付の約17パーセント（組成時は3パーセント）は、更新時の数値でFICOスコアが620点を下回っていました。

残高：2010年12月31日現在-第2順位抵当貸付

組成時	FICO 660点以上	FICO 620点以上 660点未満	FICO 620点未満
LTV80%以下	51%	2%	2%
LTV80%超100%以下	41%	3%	1%
LTV100%超	NM	NM	NM

更新時	FICO 660点以上	FICO 620点以上 660点未満	FICO 620点未満
LTV80%以下	22%	1%	3%
LTV80%超100%以下	20%	2%	4%
LTV100%超	33%	5%	10%

注：NM 重要ではありません。第2順位抵当貸付の表からは、カナダおよびブエルトリコにおける貸出金が除外されています。表からは、LTSCに服する貸出金が除外されています。表からは、FICOまたはLTV比率のデータが入手不可能だった残高（組成時の残高から15億ドル、更新時の残高から3億ドル）も除外されています。残高からは繰延手数料／費用が除外されています。更新時のFICOスコアは、フェア・アイザック・コーポレーションから取得した更新時の与信スコアに基づいています。更新時のLTV比率は、主にコア・ロジック住宅価格指数（HPI）または米連邦住宅金融庁価格指数を用いて更新した組成時のデータに基づき算出されています。

延滞債権

下表は、第1順位および第2順位抵当貸付の各ポートフォリオについて、2010年12月31日現在の90日以上延滞の貸出金の延滞に関する統計を、FICO/LTV比率それぞれを組み合わせた区分の中における残高の割合で示しています。例えば、組成時にFICOスコアが660点以上かつLTV比率80パーセント以下の貸出金の90日以上延滞率は3.6パーセントです。

下表に示されているように、FICOスコアが620点未満の貸出金は、FICOスコアが他のカテゴリーにある場合と比較して、延滞率が依然として著しく高くなっています。同様に、LTV比率が100パーセントを超える貸出金は、LTV比率が100パーセント以下の貸出金と比較して延滞率が高くなっています。90日以上延滞の貸出金のドル残高は、第1順位および第2順位抵当貸付の双方で減少しましたが、延滞率については、2010年9月30日現在の更新時の統計に含まれている水準から、第1順位抵当貸付では低下し、第2順位抵当貸付では上昇しました。

延滞債権：90日以上延滞率—第1順位抵当貸付

組成時	FICO 660点以上	FICO 620点以上 660点未満	FICO 620点未満
LTV80%以下	3.6%	9.1%	10.9%
LTV80%超100%以下	6.9%	11.4%	14.5%
LTV100%超	NM	NM	NM

更新時	FICO 660点以上	FICO 620点以上 660点未満	FICO 620点未満
LTV80%以下	0.2%	3.3%	13.5%
LTV80%超100%以下	0.5%	6.3%	18.3%
LTV100%超	1.2%	10.7%	23.5%

注：NM 重要ではありません。90日以上延滞債権の統計は上記の表に記載された残高に基づいています。

延滞債権：90日以上延滞率—第2順位抵当貸付

組成時	FICO 660点以上	FICO 620点以上 660点未満	FICO 620点未満
LTV80%以下	1.7%	4.4%	6.4%
LTV80%超100%以下	3.5%	5.7%	7.7%
LTV100%超	NM	NM	NM

更新時	FICO 660点以上	FICO 620点以上 660点未満	FICO 620点未満
LTV80%以下	0.1%	1.8%	9.7%
LTV80%超100%以下	0.2%	1.9%	11.2%
LTV100%超	0.3%	3.3%	16.3%

注：NM 重要ではありません。90日以上延滞債権の統計は上記の表に記載された残高に基づいています。

組成チャンネル、地理的分布および組成年度

次の各表は、シティの第1順位および第2順位の抵当貸付ポートフォリオに関する情報を組成チャンネル別、地理的分布別および組成年度別に詳細に提供しています。

組成チャンネル別

シティの米国個人向け抵当貸付ポートフォリオを組成したチャンネルは、主として、リテール、ブローカーおよびコレスポンデントの3つに分類されています。

- ・リテール：借り手との直接的な関係を通じた貸出金の組成。
- ・ブローカー：モーゲージ・ブローカーを通じた貸出金の組成。シティは、借り手から直接貸出金を引き受けます。
- ・コレスポンデント：第三者による貸出金の組成および資金調達。シティは、コレスポンデントによる資金調達後の実行済み貸出金を買い取ります。これは、主として2006年度および2007年度に他の抵当貸付オリジネーターから大規模一括購入により取得した貸出金を含みます。かかる一括購入は2007年度に廃止されました。

第1順位抵当貸付：2010年12月31日現在

2010年12月31日現在、第1順位抵当貸付ポートフォリオの約51パーセントが第三者チャネルを通じて組成されています。従来、コレスポンデントを通じて組成された貸出金の方がリテールを通じて組成された抵当貸付より90日以上延滞率が高かったことから、シティは2007年度および2008年度に多くのコレスポンデント・セラーとの取引を打ち切りました。2008年度中、シティは多数のブローカーとの取引関係も打ち切り、手堅く、質の高い、採算性のあるブローカーに限ってその関係を維持しています。2010年度下半期において、90日以上延滞金額およびFICOスコアが620点未満の貸出金の金額は概ね改善し、LTV比率が100パーセント超の貸出金の金額は依然として安定していました。

チャネル (単位：十億ドル)	第1順位 抵当貸付	合計に占める チャネルの割合	90日以上 延滞率	*FICO 620点 未満	*LTV比率100%超
リテール	\$43.6	49.0%	4.8%	\$12.7	\$9.0
ブローカー	\$14.8	16.7%	5.4%	\$2.5	\$5.3
コレスポンデント	\$30.6	34.3%	9.0%	\$9.6	\$12.7

*更新時のFICOおよびLTV比率

注：第1順位抵当貸付の表では、カナダおよびプエルトリコ、繰延手数料/費用、公正価値で計上された貸出金、米国政府機関により保証された貸出金ならびにLTSCに服する貸出金が除外されています。

第2順位抵当貸付：2010年12月31日現在

第2順位抵当貸付については、貸出金のうち約46パーセントが第三者チャネルを通じて組成されました。これらの抵当貸付は高い延滞率を示したため、シティは第三者チャネルを通じた第2順位抵当貸付の組成を中止しました。2010年度下半期において、90日以上延滞金額、FICOスコアが620点未満の貸出金の金額およびLTV比率が100パーセント超の貸出金の金額は、比較的安定していました。

チャネル (単位：十億ドル)	第2順位 抵当貸付	合計に占める チャネルの割合	90日以上 延滞率	*FICO 620点 未満	*LTV比率100%超
リテール	\$22.5	53.5%	2.0%	\$3.5	\$6.8
ブローカー	\$10.3	24.5%	3.7%	\$1.7	\$6.3
コレスポンデント	\$9.2	22.0%	3.8%	\$2.1	\$6.9

*更新時のFICOおよびLTV比率

注：カナダおよびプエルトリコ、繰延手数料/費用ならびにLTSCに服する貸出金が除外されています。

州別

シティの米国個人向け抵当貸付ポートフォリオの約2分の1は、カリフォルニア州、ニューヨーク州、フロリダ州、イリノイ州およびテキサス州の5つの州にあります。これらの州は、第1順位抵当貸付の50パーセント、第2順位抵当貸付の55パーセントを占めています。

第1順位抵当貸付については、2010年12月31日現在、フロリダ州およびイリノイ州の90日以上延滞率は平均を上回っていました。フロリダ州では、更新時のLTV比率が100パーセントを超える第1順位抵当貸付ポートフォリオは56パーセントです（第1順位抵当貸付全体では30パーセントです）。イリノイ州では、LTV比率が100パーセントを超える貸出金ポートフォリオは42パーセントです。テキサス州は、FICO620点未満のポートフォリオは40パーセントですが、ポートフォリオ全体に比べると延滞率は低くなりました。テキサス州については、更新時のLTV比率が100パーセントを超える貸出金ポートフォリオは5パーセントでした。

2010年12月31日現在、第2順位抵当貸付ポートフォリオにおいて、フロリダ州の延滞率は引き続き平均を上回る4.4パーセントで、更新時のLTV比率が100パーセントを超える貸出金は、第2順位抵当貸付全体で48パーセントであったのに対して、フロリダ州では約73パーセントでした。

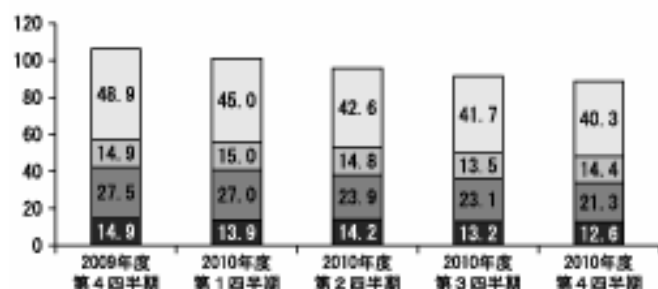
組成年度別

2010年12月31日現在、シティグループの米国個人向け抵当貸付ポートフォリオを合算すると（第1順位および第2順位抵当貸付）、ポートフォリオの約2分の1は2006年度および2007年度のものから成り、これらは平均を上回る延滞率を示しています。第1順位抵当貸付では、ポートフォリオの約41パーセントが2006年度および2007年度のものであり、90日以上延滞率は、2006年度は8.0パーセント、2007年度は8.8パーセントで、ポートフォリオ全体の延滞率を大幅に上回っていました。第2順位抵当貸付では、ポートフォリオのうち61パーセントが2006年度および2007年度のものであり、これもまた延滞率は、2006年度は3.4パーセント、2007年度は3.3パーセントで、ポートフォリオ全体の延滞率に比べて高くなっていました。

FICOおよびLTV比率の推移に関する情報—米国個人向け抵当貸付

第1順位抵当貸付

(単位：十億ドル)



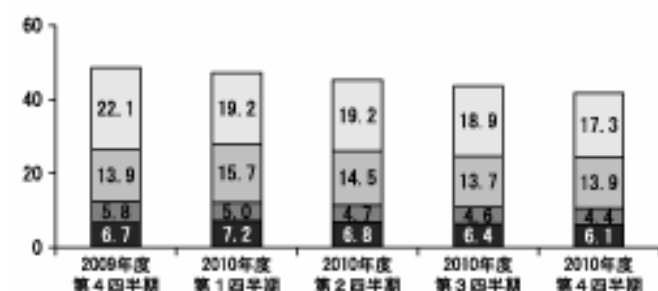
■FICOスコア660点未満かつLTV比率100%超 □FICOスコア660点未満かつLTV比率100%以下
 □FICOスコア660点以上かつLTV比率100%超 □FICOスコア660点以上かつLTV比率100%以下

第1順位抵当貸付 —90日以上延滞率	2009年度 第4四半期	2010年度 第1四半期	2010年度 第2四半期	2010年度 第3四半期	2010年度 第4四半期
FICOスコア660点以上かつLTV比率100パーセント以下	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.3%
FICOスコア660点以上かつLTV比率100パーセント超	2.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.2%
FICOスコア660点未満かつLTV比率100パーセント以下	17.9%	17.2%	15.1%	14.6%	12.7%
FICOスコア660点未満かつLTV比率100パーセント超	37.7%	32.8%	26.8%	24.3%	20.3%

注：第1順位抵当貸付の図/表では、カナダおよびプエルトリコにおける貸出金、米国政府機関により保証された貸出金、公正価値で計上された貸出金ならびにLTSCに服する貸出金が除外されています。残高からは繰延手数料/費用が除外されています。残高は、更新時のFICOおよびLTV比率に基づいています。図/表では、FICOまたはLTV比率データが入手不可能だった残高（2009年度第4四半期10億ドル、2010年度第1四半期6億ドル、2010年度第2四半期4億ドル、2010年度第3四半期4億ドルおよび2010年度第4四半期4億ドル）も除外されています。

第2順位抵当貸付

(単位：十億ドル)



■FICOスコア660点未満かつLTV比率100%超 □FICOスコア660点未満かつLTV比率100%以下
 □FICOスコア660点以上かつLTV比率100%超 □FICOスコア660点以上かつLTV比率100%以下

第2順位抵当貸付 —90日以上延滞率	2009年度 第4四半期	2010年度 第1四半期	2010年度 第2四半期	2010年度 第3四半期	2010年度 第4四半期
FICOスコア660点以上かつLTV比率100パーセント以下	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
FICOスコア660点以上かつLTV比率100パーセント超	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%
FICOスコア660点未満かつLTV比率100パーセント以下	6.7%	6.6%	6.6%	7.3%	7.8%
FICOスコア660点未満かつLTV比率100パーセント超	15.4%	13.2%	12.8%	12.3%	12.3%

注：第2順位抵当貸付の図/表では、カナダおよびプエルトリコにおける貸出金ならびにLTSCに服する貸出金が除外されています。残高からは繰延手数料/費用が除外されています。残高は、更新時のFICOおよびLTV比率に基づいています。図/表では、FICOまたはLTV比率データが入手不可能だった残高（2009年度第4四半期8億ドル、2010年度第1四半期4億ドル、2010年度第2四半期4億ドル、2010年度第3四半期4億ドルおよび2010年度第4四半期3億ドル）も除外されています。

2010年12月31日現在、第1順位抵当貸付ポートフォリオは約890億ドルで、2009年12月から180億ドル（17パーセント）減少しました。2010年12月31日現在、更新時のFICOスコアが660点未満かつLTV比率が100パーセント超の第1順位抵当貸付は126億ドルで、2009年12月現在の残高から23億ドル（15パーセント）減少しました。同様に、2010年12月31日現在の第2順位抵当貸付ポートフォリオは約420億ドルで、2009年12月から70億ドル（14パーセント）減少しました。2010年12月31日現在、更新時のFICOスコアが660点未満かつLTV比率が100パーセント超の第2順位抵当貸付は61億ドルで、2009年12月現在の残高から6億ドル（8パーセント）減少しました。双方のポートフォリオにおいて、90日以上延滞率は、2009年12月31日以降、上記の各FICO/LTV比率の区分で（特に更新時のFICOスコアが660点未満の区分で）概して改善しています。

個人向け抵当融資事業に関連する金利リスク

シティグループは、抵当貸付を組成し、これに対する資金提供を行っています。その他すべての融資事業と同様、これによりシティグループは信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクをはじめとする複数のリスクにさらされることになります。信用リスクおよび流動性リスクを最小限に抑えるために、シティグループは、自らが組成した抵当貸付の大部分を売却しますが、サービシング権は引き続き保持します。これらの売却取引は、MSRとよばれる無形資産を生み出し、シティは金利リスクにさらされます。例えば、MSRの公正価値は期前返済額の増加により低下し、低金利は概して期前返済額の増加につながる一因となります。

このリスクを管理するために、シティグループはMSRの評価額の大部分をヘッジしています。しかしながら、これらのヘッジの評価額の変動はMSRの評価額の変動と完全には一致しないため、シティグループは、一般的に「ベシス・リスク」とよばれるリスクに引き続きさらされます。シティグループは、各種ヘッジの組み合わせを日々見直すことにより、このリスクを管理しています。

シティグループのMSRの合計は、2010年12月31日現在では45.54億ドル、2009年12月31日現在では65.30億ドルでした。シティのMSRについて、詳しくは連結財務諸表注記18および22をご参照ください。

抵当融資事業の一環として、シティグループは、一定期間内（一般に金利決定後60日以内）に所定の金利により住宅抵当貸付の資金提供を行うため、通常、購入枠設定契約を締結します。結果として生じる貸出金が売却目的保有貸出金に区分された場合、シティグループは、これらの購入枠についてはデリバティブとして会計処理します。したがって、抵当貸付金利の変動に伴うこれらの購入枠の公正価値の変動は、購入が実行される可能性を考慮したうえで、当期損益に計上されます。

シティグループは、これらの契約の評価額の変動に関するエクスポージャーをヘッジしています。

北米カード

概要

シティの北米カード・ポートフォリオには、シティコープの地域別個人向け銀行業務部門におけるシティブランドのカードおよびシティ・ホールディングスの地域別個人向け融資業務におけるリテール・パートナー・カードがあります。2010年12月31日現在、シティブランドのポートフォリオは合計780億ドルで、リテール・パートナー・カードのポートフォリオは460億ドルでした。

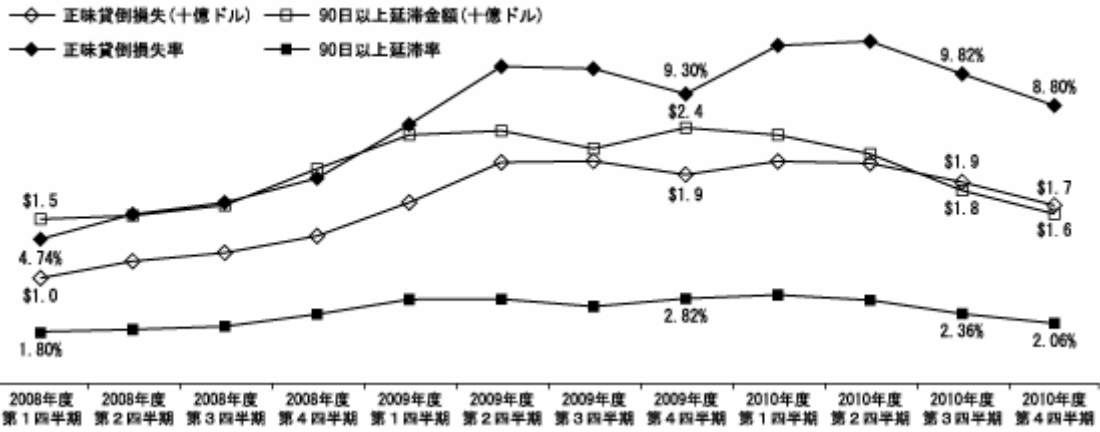
シティは、早くも2008年度から、シティブランドのカードおよびリテール・パートナー・カードのポートフォリオそれぞれにおいて、新規口座の引受基準の厳格化およびリスクの高い口座の閉鎖等、損失軽減のための手段を積極的に講じてきました。これらの取組みの結果、リスクの高い顧客につき、与信可能枠が減額され、または口座が閉鎖されました。前年度比の期末開設口座（純額ベース）は、それぞれ、シティブランドのカードでは8パーセント減少し、リテール・パートナー・カードでは11パーセント減少しました。

シティのカード貸出金の条件修正プログラムに関する議論については、下記「個人向け貸出金条件修正プログラム」をご参照ください。

カードの四半期毎の傾向－延滞債権および正味貸倒損失

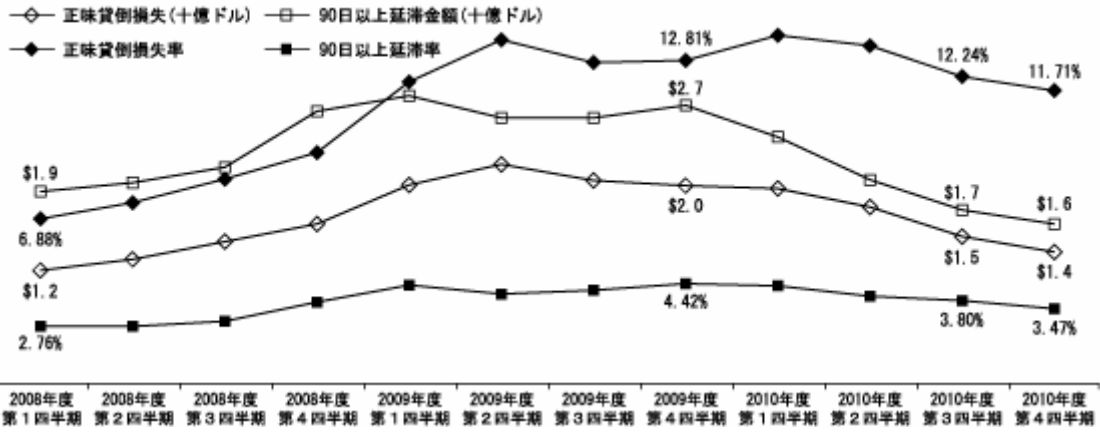
次の各グラフは、シティグループの北米シティブランドのカードおよびリテール・パートナー・カードのポートフォリオの延滞債権および正味貸倒損失の傾向を四半期毎に詳細に示しています。シティブランドのカードおよびリテール・パートナー・カードの双方において、引き続きこれらのポートフォリオの与信の質の改善を反映した傾向が見られました。シティブランドのカードでは、延滞債権は4四半期連続減少の16億ドルとなり、前四半期から12パーセント改善しました。正味貸倒損失は3四半期連続減少の17億ドルとなり、前四半期から11パーセント減少しました。リテール・パートナー・カードにおいては、正味貸倒損失が6四半期連続で減少する一方、延滞債権は4四半期連続で減少しました。双方のポートフォリオにおいて、初期延滞債権も引き続き改善しました。

シティブランドのカード



注：プエルトリコが含まれます。

リテール・パートナー・カード



注：カナダ、プエルトリコおよび割賦融資が含まれます。

北米カード-FICO情報

下表に示すとおり、2010年12月31日現在、更新時のFICOの与信スコアが少なくとも660点のシティブランドのポートフォリオは約77パーセントであり、FICO与信スコアが660点以上のリテール・パートナー・カードのポートフォリオは約69パーセントでした。これらの割合は、2010年度中の改善を反映しています。

残高：2010年12月31日現在

更新時	シティブランド	リテール・パートナー
FICO 660点以上	77%	69%
FICO 620点以上660点未満	9%	13%
FICO 620点未満	14%	18%

注：残高1,190億ドルに基づいています（2010年9月30日現在の1,160億ドルから増加しました。）。残高には利息および手数料が含まれます。カナダ、プエルトリコ、割賦および分類債権ポートフォリオが除外されています。FICOが入手不可能だった残高（シティブランド5億ドル、リテール・パートナー・カード17億ドル）が除外されています。

下表は、2010年12月31日現在のシティブランドおよびリテール・パートナー・カードのポートフォリオの双方における90日以上延滞の貸出金の延滞に関する統計です。経済環境に鑑みて、顧客は、シティおよび/またはその他の債権者に対する延滞により、概してFICOスコアの高い区域から低い方に移行しています。これらの顧客は延滞域を行ったり来たりしながら、自らの与信スコアを著しく悪化させており、最終的には償却となる可能性があります。FICOスコアの低さは返済リスクを示しており、シティグループはその延滞について消費者信用情報機関に報告済みであるため、90日以上延滞の貸出金は更新時のFICOスコアが低くなる傾向があります。2010年12月31日現在、FICOスコアが620点未満の貸出金はシティブランドのカードのポートフォリオでは14パーセント（2010年9月30日現在の15パーセントから低下しました。）を占めており、90日以上延滞率は13.9パーセント（2010年9月30日現在の15.0パーセントから低下しました。）です。2010年12月31日現在のリテール・パートナー・カードのポートフォリオにおいて、FICOスコアが620点未満の貸出金はポートフォリオの18パーセント（2010年9月30日現在の21パーセントから低下しました。）を占めており、90日以上延滞率は17.8パーセント（2010年9月30日現在の17.3パーセントから上昇しました。）です。

90日以上延滞率：2010年12月31日現在

更新時	シティブランド 90日以上延滞率	リテール・パートナー 90日以上延滞率
FICO 660点以上	0.1%	0.1%
FICO 620点以上660点未満	0.6%	0.9%
FICO 620点未満	13.9%	17.8%

注：残高1,190億ドルに基づいています（2010年9月30日現在の1,160億ドルから増加しました。）。残高には利息および手数料が含まれます。カナダ、プエルトリコならびに割賦および分類債権ポートフォリオが除外されています。FICOが入手不可能だった残高（シティブランド5億ドル、リテール・パートナー・カード17億ドル）が除外されています。

FICOの推移に関する情報－北米カード

シティブランドのカード

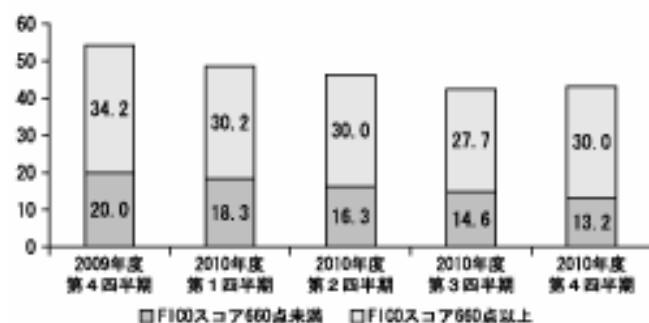
(単位：十億ドル)



注：カナダ、プエルトリコならびに割賦および分類ポートフォリオが除外されています。残高には、利息および手数料が含まれます。残高は、更新時のFICOに基づいています。図では、FICOが入手不可能だった残高（2009年度第4四半期7億ドル、2010年度第1四半期6億ドル、2010年度第2四半期6億ドル、2010年度第3四半期6億ドルおよび2010年度第4四半期5億ドル）も除外されています。

リテール・パートナー・カード

(単位：十億ドル)



注：カナダ、プエルトリコならびに割賦および分類ポートフォリオが除外されています。残高には、利息および手数料が含まれます。残高は、更新時のFICOに基づいています。図では、FICOが入手不可能だった残高（2009年度第4四半期21億ドル、2010年度第1四半期21億ドル、2010年度第2四半期21億ドル、2010年度第3四半期20億ドルおよび2010年度第4四半期17億ドル）も除外されています。

2010年12月31日現在、シティブランドのカードのポートフォリオは合計約760億ドル（上記で注記されている項目を除きます。）で、主にFICOが660点未満の区分において残高が減少したことにより、2009年12月31日から70億ドル（9パーセント）減少しました。2010年12月31日現在、シティブランドのカードのポートフォリオにおいて、更新時のFICOスコアが660点未満の貸出金は177億ドルで、2009年12月31日現在の残高から42億ドル（19パーセント）減少しました。同様に、2010年12月31日現在のリテール・パートナー・カードのポートフォリオは約430億ドル（上記で注記されている項目を除きます。）で、2009年12月31日から110億ドル（20パーセント）減少しました。2010年12月31日現在、リテール・パートナー・カードのポートフォリオにおいて、更新時のFICOスコアが660未満の貸出金は132億ドルで、2009年12月31日現在の残高から68億ドル（34パーセント）減少しました。

米国割賦およびその他リボルビング・ローン

米国割賦ポートフォリオは、消費者金融、リテール・バンキング、自動車ローン、学生ローンおよびカード業務における個人向け貸出金で構成されています。その他リボルビングは、個人向けリテー

ル・バンキング業務における個人向け貸出金（Ready CreditおよびChecking Plus商品）で構成されています。企業向け関連の貸出金は含まれていません。

2010年12月31日現在、米国割賦ポートフォリオは合計約260億ドル、米国その他リボルビング・ポートフォリオは約9億ドルでした。下表において、米国割賦ポートフォリオからは、2010年度第4四半期に行われたスチューデント・ローン・コーポレーションの売却に関連する貸出金が除外されています。

米国割賦ポートフォリオは実質すべてがシティ・ホールディングスのLCLにて計上されていますが、そのうち4億ドルの個人向けリテール・バンキング業務における貸出金は、シティコープにて計上されています。米国その他リボルビング・ポートフォリオはシティコープのもとで管理されています。割賦ポートフォリオの約44パーセントは、更新時のFICO与信スコアが620点未満でした。その他リボルビング・ポートフォリオは、約26パーセントがFICOスコアが620点未満の貸出金から構成されています。

残高：2010年12月31日現在

更新時	割賦	その他リボルビング
FICO 660点以上	41%	59%
FICO 620点以上660点未満	15%	15%
FICO 620点未満	44%	26%

注：割賦については残高250億ドルおよびその他リボルビングについては残高8億ドルに基づいています。カナダおよびプエルトリコが除外されています。FICOが入手不可能だった残高（割賦9億ドル）が除外されています。

下表は、割賦およびその他リボルビング・ポートフォリオの双方における90日以上延滞の貸出金についての延滞に関する統計です。FICOスコアの低さは返済リスクを示しており、シティグループはその延滞について消費者信用情報機関に報告済みであるため、90日以上延滞の貸出金は更新時のFICOスコアが低くなる傾向があります。更新時の数値では、FICOスコアが620点未満の貸出金はFICOスコアの他の区分と比べて著しく高い延滞率を示しており、損失の大部分を引き起こすことになります。

割賦貸出金に関するシティの貸出金条件修正プログラムの情報については、下記「個人向け貸出金条件修正プログラム」をご参照ください。

90日以上延滞率：2010年12月31日現在

更新時	割賦 90日以上延滞率	その他リボルビング 90日以上延滞率
FICO 660点以上	0.2%	0.0%
FICO 620点以上660点未満	0.6%	0.3%
FICO 620点未満	8.3%	7.4%

注：割賦については残高250億ドルおよびその他リボルビングについては残高8億ドルに基づいています。カナダおよびプエルトリコが除外されています。FICOが入手不可能だった残高（割賦9億ドル）が除外されています。

個人向け貸出金の詳細

個人向け貸出金の延滞額および延滞率

(単位：百万ドル EOP 貸出金は十億ドル単位)	貸出金 合計 ⁽⁷⁾		90日以上延滞債権 ⁽¹⁾			30日以上89日以下延滞債権 ⁽¹⁾		
	2010年 12月31日	2010年 12月31日	2009年	2008年	2010年 12月31日	2009年	2008年	
シティコーポ^{(2) (3) (4)}								
合計	\$232.0	\$ 3,114	\$ 4,103	\$ 3,596	\$ 3,555	\$ 4,338	\$ 4,713	
延滞率		1.35%	1.83%	1.62%	1.54%	1.93%	2.13%	
リテール・バンキング								
合計	\$117.9	\$ 773	\$ 805	\$ 719	\$ 1,148	\$ 1,107	\$ 1,391	
延滞率		0.66%	0.75%	0.69%	0.98%	1.03%	1.33%	
北米	30.7	228	106	83	212	81	100	
延滞率		0.76%	0.33%	0.25%	0.71%	0.25%	0.30%	
ヨーロッパ・中東・アフリカ	4.4	96	129	111	136	223	215	
延滞率		2.18%	2.48%	1.76%	3.09%	4.29%	3.41%	
ラテンアメリカ	21.6	224	311	239	267	344	261	
延滞率		1.04%	1.71%	1.52%	1.24%	1.89%	1.66%	
アジア	61.2	225	259	286	533	459	815	
延滞率		0.37%	0.50%	0.58%	0.87%	0.89%	1.66%	
シティブランドのカード								
合計	\$114.1	\$ 2,341	\$ 3,298	\$ 2,877	\$ 2,407	\$ 3,231	\$ 3,322	
延滞率		2.05%	2.81%	2.46%	2.11%	2.75%	2.84%	
北米	77.5	1,597	2,371	2,000	1,539	2,182	2,171	
延滞率		2.06%	2.82%	2.35%	1.99%	2.59%	2.55%	
ヨーロッパ・中東・アフリカ	2.8	58	85	37	72	140	123	
延滞率		2.07%	2.83%	1.32%	2.57%	4.67%	4.39%	
ラテンアメリカ	13.4	446	565	566	456	556	638	
延滞率		3.33%	4.56%	4.68%	3.40%	4.48%	5.27%	
アジア	20.4	240	277	274	340	353	390	
延滞率		1.18%	1.55%	1.63%	1.67%	1.97%	2.32%	
シティ・ホールディングス								
一地域別個人向け融資業務^{(2) (3) (5) (6)}								
合計	\$224.9	\$10,225	\$18,457	\$13,017	\$ 9,462	\$14,105	\$15,412	
延滞率		4.76%	6.11%	3.65%	4.41%	4.67%	4.32%	
米国外	21.9	657	1,362	1,166	848	1,482	1,846	
延滞率		3.00%	4.22%	2.77%	3.87%	4.59%	4.38%	
北米リテール・ パートナー・カード	46.4	1,610	2,681	2,630	1,751	2,674	3,077	
延滞率		3.47%	4.42%	3.80%	3.77%	4.41%	4.44%	
北米 (カードを除きます。)	156.6	7,958	14,414	9,221	6,863	9,949	10,489	
延滞率		5.43%	6.89%	3.76%	4.68%	4.76%	4.27%	
シティグループ合計 (特別資産プールを除きます。)	\$456.9	\$13,339	\$22,560	\$16,613	\$13,017	\$18,443	\$20,125	
延滞率		2.99%	4.29%	2.87%	2.92%	3.50%	3.48%	

(1) 90日以上延滞率および30日以上89日以下延滞率は、期末（EOP）貸出金に基づいて算出されています。

(2) シティブランドのカードおよびリテール・パートナー・カードの90日以上延滞残高は、概して、今もなお未収利息を計上しています。シティグループの方針では、通常、クレジットカード貸出金については、180日延滞までは、それより前に破産の申立ての通知を受領しない限り未収利息を計上しています。

(3) 上記の情報は管理ベースの個人向け与信に関する情報を示しています。シティグループは2010年1月1日をもってSFAS第166号/第167号の適用を開始しました。その結果、2010年度第1四半期から報告延滞債権と管理延滞債権における差異が消滅しました。過去の事業年度の管理延滞債権は2010年度の延滞債権と比較する目的で本表に記載されています。従来、管理ベースでの報告は、北米の地域別個人向け銀行業務部門—シティブランドのカードおよび地域別個人向け融資業務—リテール・パートナー・カード業務に影響を及ぼしていました。過去の開示はクレジットカード証券化の影響のみを反映しています。連結財務諸表注記1における、SFAS第166号/第167号の適用に関する議論をご参照ください。

- (4) 米国政府支援機関が保証する米国抵当貸付は、潜在的な損失が主に当該機関内に限定されるため、地域別個人向け銀行業務部門—北米（カードを除きます。）の90日以上延滞率および30日以上89日以下延滞率ならびに関連する比率から除外されています。2010年12月31日現在、90日以上延滞の貸出金（および期末貸出金）から除外された金額は235百万ドル（8億ドル）です。30日以上89日以下延滞の貸出金（期末貸出金は上記と同様の調整額です。）から除外された金額は30百万ドルです。
- (5) 米国政府支援機関が保証する米国抵当貸付は、潜在的な損失が主に当該機関内に限定されるため、北米LCL（カードを除きます。）の90日以上延滞率および30日以上89日以下延滞率ならびに関連する比率から除外されています。各期間において90日以上延滞の貸出金（および期末貸出金）から除外された金額はそれぞれ、2010年12月31日現在52億ドル（84億ドル）、2009年12月31日現在54億ドル（90億ドル）、2008年12月31日現在30億ドル（62億ドル）です。各期間において30日以上89日以下延滞の貸出金（期末貸出金は上記と同様の調整額です。）から除外された金額は、それぞれ、2010年12月31日現在16億ドル、2009年12月31日現在10億ドル、2008年12月31日現在6億ドルです。
- (6) 公正価値で計上された2010年12月31日現在の貸出金17億ドルは、北米（カードを除きます。）の90日以上延滞率および30日以上89日以下延滞率ならびに関連する比率から除外されています。
- (7) 貸出金合計には、クレジットカードの利息および手数料が含まれます。

個人向け貸出金の正味貸倒損失および比率

(単位：百万ドル。平均貸出金は十億ドル単位。)	平均 貸出金 ⁽¹⁾	正味貸倒損失 ⁽²⁾		
	2010年度	2010年度	2009年度	2008年度
シティコープ				
合計	\$221.5	\$11,221	\$ 5,410	\$4,068
追加分：クレジットカード証券化の影響 ⁽³⁾		-	6,931	4,299
管理 NCL		11,221	12,341	8,367
比率		5.07%	5.64%	3.66%
リテール・バンキング				
合計	\$111.4	\$ 1,269	\$ 1,570	\$ 1,201
比率		1.14%	1.50%	1.10%
北米	30.6	339	310	145
比率		1.11%	0.90%	0.47%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	4.6	171	302	159
比率		3.74%	5.44%	2.36%
ラテンアメリカ	19.9	438	513	489
比率		2.20%	3.09%	2.90%
アジア	56.3	321	445	408
比率		0.57%	0.92%	0.74%
シティブランドのカード				
合計	\$110.1	\$ 9,952	\$ 3,840	\$ 2,867
追加分：クレジットカード証券化の影響 ⁽³⁾		-	6,931	4,299
管理 NCL		9,952	10,771	7,166
比率		9.03%	9.46%	6.03%
北米	76.7	7,683	841	472
追加分：クレジットカード証券化の影響 ⁽³⁾		-	6,931	4,299
管理 NCL		7,683	7,772	4,771
比率		10.02%	9.41%	5.65%
ヨーロッパ・中東・アフリカ	2.8	149	185	78
比率		5.32%	6.55%	2.76%
ラテンアメリカ	12.4	1,429	1,920	1,715
比率		11.57%	16.10%	11.93%
アジア	18.2	691	894	602
比率		3.77%	5.42%	3.52%
シティ・ホールディングス—地域別個人向け融資業務				
合計	\$274.8	\$17,040	\$19,185	\$13,111
追加分：クレジットカード証券化の影響 ⁽³⁾		-	4,590	3,110
管理 NCL		17,040	23,775	16,221
比率		6.20%	7.03%	4.23%
米国外	26.2	1,927	3,521	2,795
比率		7.36%	9.18%	5.88%
北米リテール・パートナー・カード	51.2	6,564	3,485	2,454
追加分：クレジットカード証券化の影響 ⁽³⁾		-	4,590	3,110
管理 NCL		6,564	8,075	5,564
比率		12.82%	12.77%	8.04%
北米（カードを除きます。）	197.4	8,549	12,179	7,862
比率		4.33%	5.15%	2.95%
シティグループ合計（特別資産プールを除きます。）				
合計	\$496.3	\$28,261	\$24,595	\$17,179
追加分：クレジットカード証券化の影響 ⁽³⁾		-	11,521	7,409
管理 NCL		28,261	36,116	24,588
比率		5.69%	6.49%	4.02%

(1) 平均貸出金には、クレジットカードの利息および手数料が含まれます。

(2) 正味貸倒損失の比率は平均貸出金（前受収益控除後）に基づいて算出されています。

(3) SFAS第166号／第167号の適用に関する議論については、上記「概要」—「SFAS第166号／第167号の適用の影響」および連結財務諸表注記1をご参照ください。

個人向け貸出金条件修正プログラム

シティグループは、経済的困難に陥っている借手を支援するために、さまざまな長期および短期の条件修正プログラムを設定しています。これらのプログラムには、下記に記載するように、当初の貸付条件の修正、金利の引下げ、残存貸付期間の延長、および／または元本残存額の一部放棄が含まれます。2010年12月31日現在、以下にそれぞれ要約するように、シティの重要な条件修正プログラムは、米国財務省による住宅ローンについて支払可能な条件への変更を促進するプログラム（以下「HAMP」といいます。）、ならびに米国における短期および長期の条件修正プログラムから構成されていました。

条件修正された米国個人向け貸出金について、利払いが継続する状況に戻すため延滞状況の再判定を行う方針は、商品によって異なります。通常、これらの条件修正の適用を受けるための条件の1つは、最低限の回数（概して1回から3回）の支払いが行われていることです。条件修正が行われると、貸出金の延滞状況が再判定され、利払いが継続している状態に戻ります。しかしながら、クレジットカードのような無期限の個人向け貸出金の一部に関する延滞状況再判定の実施は、連邦金融機関検査協議会（以下「FFIEC」といいます。）のガイドラインにより規定されています。FFIECガイドラインの規制対象となる無期限個人向け貸出金が、延滞状況の再判定により利払いが継続している状態に戻るための条件の1つとして、少なくとも3ヶ月連続で最低限の月額支払いまたはそれに相当する金額の受領がなされていなければなりません。また、FFIECガイドラインの下では、かかる貸出金の延滞状況を再判定できる回数には制限があります（通常、12ヶ月で1回および5年で2回）。さらに、連邦住宅局（以下「FHA」といいます。）および退役軍人局（以下「VA」といいます。）貸出金は各当局のガイドラインに基づいて条件修正され、条件修正された貸出金の延滞状況を再判定して利払いが継続している状態に戻すために、常に支払いが要求されるわけではありません。

HAMPおよびその他の長期プログラム 長期条件修正プログラムまたはTDRは、借手の経済的困難により貸出金の条件が修正され、借手に長期間の猶予が与えられた場合に発生します。実施されている実質的にすべての長期プログラムにおいて金利が引き下げられます。かかる条件修正がなされた貸出金に関する貸倒引当金についての議論は、連結財務諸表注記1をご参照ください。

以下の表は、2010年12月31日および2009年12月31日現在のシティグループの個人向け貸出金TDRを示したものです。下記「HAMP」で議論されているように、借り手が試験的条件修正期間の完了を達成し、契約上の条件が修正されたHAMP貸出金は、下記残高に含まれています。

(単位:百万ドル)	利息計上		未収利息非計上	
	2010年 12月31日	2009年 12月31日	2010年 12月31日	2009年 12月31日
抵当貸付および不動産貸出金	\$15,140	\$8,654	\$2,290	\$1,413
カード ⁽¹⁾	5,869	2,303	38	150
割賦およびその他	3,015	3,128	271	250

(1) 2010年度の残高はSFAS第166号/第167号の適用を反映しています。

これらのTDRは大部分が米国に集中しています。シティの重要な長期米国条件修正プログラムには以下のものが含まれます。

米国抵当貸付

HAMP HAMPは、経済的困難により住宅ローンの債務不履行に陥り、または差し迫った債務不履行のリスクに直面している一定の適格な借り手に対して、金利の引下げ、貸付期間の延長および元本返済の期日延期または免除を行うことにより、第1順位抵当貸付の月々の住宅ローン支払比率（固定資産税、保険料および管理費を含む月々の住宅ローン支払額を月々の総所得で除したものです。）を31パーセント以下に抑えることを目的としています。HAMPに基づく第1順位抵当貸付の金利の引下げは5年間有効で、その後、金利は上限金利（当初の金利または条件修正日現在の30年物固定金利適格ローンのフレディ・マック週間主要住宅ローン調査金利のいずれか低い方）に達するまで毎年最大1パーセントずつ上昇します。

借り手がHAMPに基づく貸付条件修正の適用を受けるには、3ヶ月間の試験的条件修正期間を終え、合意した支払いを行い、かつ必要な書類を提出しなければなりません。2010年3月1日より前は、試験的条件修正期間終了前に書類を提出する必要がありましたが、同日以降は、試験的条件修正期間の開始前に書類を提出することが必要となりました。この変更によって、ほとんどの場合、シティはHAMPの参加者となる可能性のある者が減額された月々の支払いを開始する前に、その者の所得を確認することができるようになっていきます。試験的条件修正期間を開始する顧客が試験的条件修正期間開始前に適用を受けるため、より多くの顧客が試験的条件修正期間の完了に成功しています。

試験的条件修正期間中、シティは条件修正が完了するまで当初の貸付条件が引き続き有効であることを要求しています。開始時から2010年12月31日までの間に、約95億ドルの第1順位抵当貸付がHAMPの試験的条件修正期間に登録され、38億ドルが試験的条件修正期間の完了を達成しました。試験的条件修正期間を終えた後、貸出条件が契約上修正され、当該貸出金はTDRとして計上されます。

また、シティは、2010年度第4四半期から、米国財務省のHAMP第2順位抵当貸付プログラム（以下「2MP」といいます。）に参加しています。2MPにより、シティは、(1)確定したプロトコールに従い、借り手の第2順位抵当貸付の条件を修正すること、または(2)すべての第2順位抵当貸付の消滅を条件に米国財務省からの一括弁済を受け入れることのいずれかが求められます。借り手が同プログラムの適用を受けるためには、借り手がHAMPに基づきその第1順位抵当貸付の条件修正に成功しているほか、その他の基準を満たしていなければなりません。2MPプログラムの下では、第1順位抵当貸付が元本返済免除を通じてHAMPに基づく条件修正がなされた場合、第2順位抵当貸付でも同じ割合の元本返済免除が要求されます。

HAMPの試験的条件修正期間に属する貸出金は、短期または長期のプログラムに基づき条件が修正された貸出金には分類されず、これらの貸出金に対する貸倒引当金はASC450-20に基づき計算されます。

2010年12月31日現在、HAMPに基づく試験的条件修正期間に属する貸出金のうち、貸出金の34パーセントはHAMPに基づく条件修正が成功し、13パーセントはシティ補完プログラム（下記をご参照ください。）による条件修正が行われ、5パーセントはHAMPまたはシティ補完プログラムの試験的条件修正期間に属し、2パーセントはその後その他のシティによる条件修正が行われ、13パーセントはHAMPの延滞状況再判定（下記をご参照ください。）が行われましたが、33パーセントについては現在までのところシティからいかなる条件修正も行われていません。

シティ補完プログラム シティ補完プログラム（以下「CSM」といいます。）は、HAMPを利用することができない借り手、またはHAMPの試験的条件修正期間の過程でプログラムを利用できなくなった借り手を支援するために、シティが考案したものです。借り手の住宅ローン支払比率がすでに31パーセントを下回っている場合、適用される条件修正は金利の引下げ（最大2.5パーセントまでで、下限金利は4パーセントです。）で、2年間有効です。その後、金利は条件修正前の約定金利に達するまで毎年最大1パーセントずつ上昇します。借り手の住宅ローン支払比率が31パーセントを上回る場合は、住宅ローン支払比率を31パーセントまで引き下げるために、金利引下げ等のHAMPに準じた特定の措置が取られます。条件修正後の金利は2年間有効で、その後、金利は条件修正前の約定金利に達するまで毎年最大1パーセントずつ上昇します。以前HAMPに従って所得に関する証明書が提出されていなかった場合には、CSMでの提出が求められます。条件修正の前に、試験的条件修正期間中の支払いが3回行われる必要があり、これらの支払いは、HAMPおよび/またはCSMの試験的条件修正期間中に行うことができます。

HAMPの延滞状況再判定 上記に開示されているとおり、HAMPの試験的条件修正期間に属する貸出金は、修正されたHAMPの条件ではなく、当初の契約条件に従ってその延滞状況が判定されます。この結果、たとえ借り手がプログラムに基づき合意された減額後の支払いを行っていても、貸出金は延滞しているものとして計上されます。試験的条件修正期間が終了すると、長期条件修正の適用を受けることのできない貸出金は、試験的条件修正期間を開始したときの延滞状況に戻ります。しかしながら、試験的条件修正期間中の支払いが行われなかった分だけ、延滞状況はさらに悪化していることとなります。HAMPの延滞状況再判定は、支払期限の到来した当初の契約上の金額とHAMPの試験的条件修正期間に支払われた金額との差額分の返済を、無利息での期日延期とします。シティグループは、この延滞状況再判定と支払いの期日延期のプロセスを、経済的困難に直面している借り手への猶予とみなしており、ゆえに、延滞状況再判定時に貸出金をTDRとして計上します。

第2FDIC 第2FDIC条件修正プログラム・ガイドラインは、延滞しているか、または利払いが継続しているが債務不履行が合理的に予見される借り手を対象として、FDICによって策定されました。このプログラムは第2順位抵当貸付を対象として考案されたもので、金利引下げ、元本返済の無利息での期日延期、元本返済免除、返済期限の延期、ならびに未収利息および延滞手数料の支払免除等の様々な猶予が用いられます。これらの適用される猶予は、借り手に支払可能な条件（通常、総合住宅ローン支払比率は42パーセントです。）を提供する一連の段階（HAMPに類似しています。）を経て適用されます。第一段階では、通常、借り手の固定ホーム・エクイティ・ローン金利を2パーセントまで、ホーム・エクイティ・ローン信用枠の金利を0.5パーセントまで、それぞれ引き下げます。金利の引下げは、残りの貸付期間を通じて有効です。

FHA/VA FHAまたはVAによって保証された貸出金は、これらの各当局が規定する通常の修正プロセスを経て条件が修正されます。条件修正の適用を受けるには、借り手は延滞状況にあることが条件で、猶予には金利の引下げ、元本返済免除、返済期限の延期ならびに未収利息および延滞手数料の支払免除が含まれます。金利の引下げは、残りの貸付期間を通じて有効です。FHA貸出金の損失は、組成時の欠陥により保険が不履行になっていないことを条件として、支援機関が負担します。VAは貸付水準に応じた損失の上限を定めており、これを超えた分はシティが負担します。今までのところ、シティがFHAおよびVA貸出金で被った損失は軽微なものにとどまっています。

責任ある融資 責任ある融資（以下「RL」といいます。）プログラムは、住宅の価値がローン金額を下回っている状態および／またはその他の借り手の性質により借換えができる可能性の低い、利払いが継続している借り手を支援するために、シティが考案したものです。これらの貸出金は、HAMPまたはCSMに基づく条件修正の適用を受けることができません。2010年度第4四半期に開始されたこのプログラムは、商品の種類毎の下限金利に基づき、支払いを猶予することを目的としています。変動金利およびインタレスト・オンリー・ローンはすべて固定金利に転換され、残りの抵当融資期間にわたって貸出金が償却されます。借り手には一般市場では利用できない条件が提供されるため、貸出金はTDRとして計上されます。

CFNA条件調整（以下「AOT」といいます。） このプログラムは、恒久的な困難に直面している消費者金融の顧客を対象としています。支払いの減額は、一般的に低金利で残存貸出金残高の元利金の支払期間を見直すことにより行われます。条件が修正された貸出金の返済期間は480ヶ月を超えることはできません。シティファイナンシャルの住宅ローンについての支払可能な条件への変更プログラム（以下「CHAMP」といいます。）（2010年8月に終了しました。）への参加または和解、裁判所命令、判決もしくは破産の結果としてAOTが行われた場合を除き、一般的に、返済期日に変更された支払いは当初の支払額の50パーセントを下回ることはできません。条件修正の適用を受けるためには、顧客は減額後の金額で適用資格を得るための支払いを行わなければなりません。また、顧客は所得証明書（給与明細書および／または納税申告書）を提出しなければならず、雇用が確認され、月々の債務は更新後の信用報告を通じて検証されます。

その他 HAMP、CSMおよび第2FDICプログラムの実施以前、シティグループの米国抵当貸付事業は一定の借り手に対し、借り手に合った様々な条件修正を行っていました。これらには、金利の引下げ、残存貸付期間の延長および／または残存元本残高の一部放棄等が含まれていました。シティグループは、将来のほぼすべての長期米国抵当貸付条件修正が、少なくとも近いうちに、上記のプログラムに組み込まれるようになると現時点で考えています。

北米カード

北米カードは、シティブランドのカードおよびリテール・パートナー・カードで構成されています。

ペイダウン ペイダウン・プログラムは、顧客の残高を60ヶ月以内に清算することを目的としています。このプログラムを利用できるのは、長期的な困難に直面していると考えられる顧客（例：長期にわたる身体障害、健康上の問題または転職等の一時的ではない所得の減少）です。必要支払額は、顧客の状況に応じて適用金利を9.9パーセントまたは0パーセントのいずれかまで引き下げることにより減額され、毎月少なくとも残高の1.67パーセントが償却されるように設定されます。このプログラムでは、手数料の支払いはなくなり、代金をクレジットカードで支払う権利は永久に無効となります。

CCG 信用カウンセリング・グループ（以下「CCG」といいます。）プログラムは、外部の消費者信用カウンセラーを通じて受領した提案を、顧客に代わって取り扱います。適用を受けるために、顧客は信用カウンセリング機関と共同で顧客の家計全体（シティに対する債務を含みます。）をやりくりする計画を立てます。カウンセリング機関の提案書の写しが必要となります。年率（以下「APR」といいます。）は9.9パーセントに引き下げられ、口座は60ヶ月で完全に償却されます。このプログラムでは、手数料の支払いはなくなり、代金をクレジットカードで支払う権利は永久に無効となります。

金利取消ペイダウン 金利取消ペイダウン・プログラムもまた、顧客の残高を60ヶ月以内に清算することを目的としています。このプログラムを利用できるのは、長期的な困難に直面していると考えられるです。シティに対する累積利息および手数料はプログラムへの登録時に取り消され、将来発生する金利および手数料の計上が停止されます。必要支払額は減額され、毎月少なくとも残高の1.67パーセントが償却されるように設定されます。このプログラムでは、上記プログラムと同様、手数料の支払いはなくなり、代金をクレジットカードで支払う権利は永久に無効となります。

北米割賦貸出金

CFNA AOT このプログラムは、恒久的な困難に直面しているシティの消費者金融の顧客を対象としています。支払いの減額は、一般的には金利を引き下げつつ、残存貸出金残高の元利金の支払期間を見直すことにより行われます。貸出金の支払いは、120ヶ月を超えない期間で延期することができます。一般的に、和解、裁判所命令、判決または破産の結果としてAOTが行われた場合を除き、返済期日が延期された支払いは、当初の支払額の50パーセントを下回ることはできません。金利は通常、9パーセント未満に引き下げることにはできません（ただし、前記の場合を除きます。）。条件修正の適用を受けるためには、顧客は減額後の金額で適用資格を得るための支払いを行わなければなりません。また、顧客は所得証明書を提出しなければならず、雇用が確認され、月々の債務は更新後の信用報告を通じて検証されます。

長期条件修正プログラム—概要

以下の表は、2010年12月31日現在のシティの重要な長期米国抵当貸付、カードおよび割賦貸出金の条件修正プログラムに関する情報を示したものです。

(単位:百万ドル)	プログラム 残高	プログラム 開始日 ⁽¹⁾	平均 金利引下げ	平均支払 減免 (%)	平均 条件修正後 貸付期間	元本返済の 期日延期	元本返済 免除
米国個人向け抵当貸付⁽²⁾							
HAMP	\$3,414	2009年度 第3四半期	4%	41%	32年	\$429	\$2
シティ補完プログラム	1,625	2009年度 第4四半期	3	24	27年	75	1
HAMPの延滞状況再判定	492	2010年度 第1四半期	N/A	N/A	24年	10	-
第2FDIC	422	2009年度 第2四半期	6	49	26年	31	6
FHA/VA	3,407		2	19	28年	-	-
CFNA AOT	3,801		3	23	29年		
その他	3,331		4	43	25年	45	47
北米カード							
ペイダウン	2,516		16	-	5年		
CCG	1,863		11	-	5年		
金利取消ペイダウン	328		20	-	5年		
米国割賦貸出金							
CFNA AOT	837		7	33	9年		

(1) プログラムが2008年度以降に導入された場合。

(2) 2010年12月31日現在のRLおよび2MPの残高は重要ではありません。

短期プログラム シティグループはまた、一時的な困難に直面している借り手を支援する（主に米国における）短期プログラムも設定しています。これらのプログラムには、短期（12ヶ月以下）の金利引下げおよび延滞した支払いの期日延期があります。これらの短期プログラムの適用を受ける貸出金の残高は、この18ヶ月間で著しく増加しました。これらの借り手に関するリスクの上昇を考慮し、これらの貸出金に関する将来の貸倒損失の見積りを反映して、これらの貸出金に対する貸倒引当金が強化されました。かかる条件修正がなされた貸出金に関する貸倒引当金についての詳しい議論は、連結財務諸表注記1をご参照ください。

以下の表は、2010年12月31日現在の、米国における短期金利引下げプログラムに基づき条件が修正された貸出金の総額を示したものです。

(単位:百万ドル)	2010年12月31日	
	未収利息計上	未収利息非計上
カード	\$ 2,757	\$ -
抵当貸付および不動産貸出金	1,634	70
割賦およびその他	1,086	110

重要な短期米国プログラムには以下が含まれます。

北米カード

ユニバーサル・ペイメント・プログラム（以下「UPP」といいます。） 北米カード事業は、一時的な困難に直面している借り手をUPPを通じて支援するため、短期の金利引下げを行っています。このプログラムでは、参加者のAPRは最大12ヶ月間、少なくとも500ベース・ポイント引き下げられます。最低支払額は顧客の特定の状況をもとに設定され、毎月少なくとも元本残高の1パーセントが償却されることを目的としています。当該参加者のAPRは、プログラム終了時、または参加者が規定の支払いを怠った場合にはそれ以前に、当初金利に戻ります。

米国抵当貸付

一時的なAOT このプログラムは、一時的な困難に直面している消費者金融の顧客を対象としています。一時的な困難に直面している例としては、短期的な健康上の障害または一時的な給与の引下げが挙げられます。このプログラムには金利の引下げと期間延長の双方が含まれますが、金利は5ヶ月または11ヶ月間引き下げられます。一時的な条件修正期間の終了時に、金利は修正前の利率に戻ります。プログラムの適用を受けるためには、顧客はAOTのプロセスが開始する前に減額後の金額を支払わなければなりません。また、雇用が確認され、月々の債務が更新後の信用報告を通じて検証される一方で、顧客は所得証明書を提出しなければなりません。一時的な支払減額の終了時にも依然として顧客が困難な状況にある場合には、上記のいずれかの延長期間で最長24ヶ月の一時的な条件の延長が検討されることがあります。2010年12月から、適用を受けるための支払時期が早まり、各延長時に最新の書類が必要となっています。これらの変更により、プログラム参加者の全体数が減少すると予想されます。一時的な条件修正期間の終了時に口座が60日超延滞している場合は、修正された条件が恒久的な条件となり、残りの貸出期間中も引き続き減額された金額で支払いが行われます。

米国割賦貸出金

一時的なAOT このプログラムは、一時的な困難に直面している消費者金融の顧客を対象としています。一時的な困難に直面している場合の例としては、短期的な健康上の障害または一時的な給与の引下げが挙げられます。このプログラムには金利の引下げと期間延長の双方が含まれますが、金利は5ヶ月または11ヶ月間引き下げられます。一時的な条件修正期間の終了時に、金利は修正前の利率に戻ります。プログラムの適用を受けるためには、顧客はAOTのプロセスが開始する前に減額後の金額を支払わなければなりません。また、雇用が確認され、月々の債務が更新後の信用報告を通じて検証される一方、顧客は所得証明書を提出しなければなりません。一時的な支払減額の終了時にも依然として顧客が困難な状況にある場合には、上記のいずれかの期間で最長24ヶ月の一時的な条件の延長が検討されることがあります。2010年12月から、適用を受けるための支払時期が早まり、各延長時に最新の書類が必要となっています。これらの変更により、プログラム参加者の全体数が減少すると予想されます。一時的な条件修正期間の終了時に口座が90日超延滞している場合は、修正された条件が恒久的な条件となり、残りの貸出期間中も引き続き減額された金額で支払いが行われます。

短期条件修正プログラム—概要

以下の表は、2010年12月31日現在のシティの重要な短期米国カード、抵当貸付および割賦貸出金の条件修正プログラムに関する情報を示したものです。

(単位:百万ドル)	プログラム残高	プログラム 開始日 ⁽¹⁾	平均 金利引下げ	平均 金利引下げ期間
UPP	\$2,757		22%	12ヶ月
抵当貸付				
一時的な AOT	1,701	2009年度 第1四半期	3	8ヶ月
割賦				
一時的な AOT	1,196	2009年度 第1四半期	4	7ヶ月

(1) プログラムが2008年度以降に導入されている場合。

利息の計上の停止を伴う支払期日の延期（以下「期限延長」といいます。）は、主に米国住宅抵当貸付事業で発生します。期限延長が行われると、契約上支払期日が到来している支払いは後日に延期され、その結果、満期は支払いが延期された月数分延期されます。期限延長は、短期的な経済的困難に直面し延滞状況にある借り手について、期限延長が行われる時点までにそのような経済的困難を解決した場合に、当該借り手を支援するものです。期限延長は、月々の支払いを延滞しているが、その後合意された金額を支払う能力と意思を表明した借り手に対してのみ行われます。その他の支払いの期日延期は利息の計上を継続しており、顧客に猶予が与えられたとはみなされません。その他の形式の猶予は重要ではありません。

条件修正プログラムの影響

シティは、米国条件修正プログラムの成功を分析するにあたり、さまざまな指標を考慮します。条件修正中（短期および長期の双方）、顧客の支払動向を監視します。短期条件修正については、猶予の満了後もしばらくの間、履行について評価します。残高の減少および年間損失率もまた監視対象となる重要な指標です。実績に基づき、適格基準、適用利息および貸付期間等のプログラムの条件が改善される可能性があります。条件修正プログラムの主たる目的は、借り手にとっての支払負担を軽減させ、シティの予測キャッシュ・フローの正味現在価値を改善することです。

抵当貸付条件修正プログラム

長期条件修正プログラムについては、条件修正後概ね24ヶ月後の時点で、「その他」のカテゴリー（上記「長期条件修正プログラム—概要」の表およびその前の記述に注記されています。）の条件修正にかかる残高減少の合計は（条件修正時の残高に占める割合で）約32パーセントであり、その内訳は、約20パーセントが返済、12パーセントが正味貸倒損失でした。また、シティは現在、「その他」の貸出金条件修正後18ヶ月の時点における貸倒損失率は、条件修正が行われていない貸出金のそれと比べて約3分の1低下すると見積もっています。

CFNAの長期AOTプログラムに基づく条件修正については、条件修正から24ヶ月後の残高減少の合計は（条件修正時の残高に占める割合で）約13パーセントであり、その内訳は、約4パーセントが返済、

9パーセントが正味貸倒損失でした。

HAMPについては、シティのこれまでの経験からすると、シティは、HAMPに基づく条件修正がなされた貸出金の再債務不履行率は、HAMP以外のプログラムに基づくそれと比べて大幅に低下すると引き続き考えています。さらに、2010年12月31日現在、最初のHAMPの条件修正がなされた貸出金が計上されて約12ヶ月が経過し、再債務不履行率は約15パーセントでした。CSMプログラムは組成年度別の記録が少なく、損失データも限られていますが、CSMプログラムの実績は現在シティの予測に向かって軌道に乗っており、上記で議論されている「その他」の条件修正と比べて履行状況が改善すると現在予想されています。2010年12月31日現在、上記で議論されているその他の長期抵当貸付条件修正プログラムには、概して、そのようなプログラムの影響を概観できる十分な記録はありません。同様に、短期AOTプログラムは組成年度別の記録が少なく、損失データも限られています。

カード条件修正プログラム

概ね条件修正から24ヵ月後の時点で、長期カード条件修正プログラムの残高減少の合計は（条件修正時の残高に占める割合で）約64パーセントであり、その内訳は、約35パーセントが返済、29パーセントが正味貸倒損失です。シティは、概して、個々のプログラムおよび組成年度にはよるものの、これらの貸倒損失が、条件修正が行われていない同種のカード口座におけるそれと比べて約2分の1減少していることも観測しています。同様に、短期条件修正を開始してから24ヶ月後、残高は概して（条件修正時の残高に占める割合で）約64パーセント減少し、その内訳は、約24パーセントが返済、40パーセントが正味貸倒損失でした。シティは、個々のプログラムおよび組成年度にはよるものの、条件修正が行われていない同種の口座のものとは比べ、貸倒損失が約4分の1減少していることを観測しています。

これまでに開示したとおり、シティグループは、2010年第4四半期から、当社のクレジットカード条件修正プログラムに対し、当該プログラムの適格基準の見直し等、一定の変更を行いました。これらのプログラムは引き続き評価されており、プログラムの実績や全体的な与信状況等の要因によっては、2011年度中にさらなる変更が行われる可能性があります。これらの変更およびポートフォリオ全体の改善傾向により、シティのクレジットカード条件修正プログラムの新規参加者の合計数は、2010年度第4四半期に予想どおり減少し、第3四半期に比べて約25パーセント減となりました。2010年度第4四半期における短期カード条件修正プログラムの新規参加者は、前四半期に比べて約50パーセント減少しました。シティは現在、これらの変化が2011年度以降正味貸倒損失に悪影響を与えると予想する一方で、全体的に見れば、正味貸倒損失は、北米カード事業のいずれについても、2011年度中引き続き改善すると考えています。シティは、2010年12月31日現在の貸倒引当金を決定する際に、カード条件修正プログラムについてのこれらの変化および正味貸倒損失に対するその潜在的な影響を考慮に入れています。

割賦貸出金条件修正プログラムの影響

長期のCFNA AOTプログラムについては、条件修正から24ヵ月後の残高減少の合計は（条件修正時の残高に占める割合で）約49パーセントで、その内訳は、約13パーセントが返済であり、36パーセントが正味貸倒損失でした。短期の一時的なAOTプログラムは組成年度別の記録が少なく、損失データも限られています。

個人向け抵当貸付の表明および保証

表明および保証に係る請求に対するシティのエクスポージャーの大部分は、米国個人向け抵当貸付事業に関連しています。

表明および保証

2010年12月31日現在、シティは過去に売却された貸出金を以下のとおり回収しています。

売却年度：	2010年12月31日 ⁽¹⁾	
	貸出金の件数	未払元本残高
(単位：百万)		
2005年度以前	1.0	\$105,931
2006年度	0.2	34,969
2007年度	0.2	43,744
2008年度	0.3	53,759
2009年度	0.3	60,293
2010年度	0.3	54,936
補償 ⁽²⁾	0.9	102,142
合計	3.2	\$455,774

(1) 2010年度第4四半期に行われた、未払いの元本残高が約28,745百万ドルの0.1百万件の貸出金にかかるサービシング権の売却が除外されています。シティは引き続きこれらの貸出金に関する表明および保証に係る請求の影響を受けます。

(2) 過去の抵当貸付サービシング権の取得に関連する補償契約の対象である、シティモーゲージが回収した貸出金を示しています。

また、2000年度以降、シティは940億ドルの貸出金を民間投資家に売却しており、そのうちの490億ドルは証券化を通じて売却されたものでした。2010年12月31日現在、これらの貸出金のうち390億ドル（証券化を通じて売却された150億ドルを含みます。）は引き続きシティによって回収され、これは上記の回収された貸出金4,560億ドルの中に含まれています。

貸出金を売却する際、シティは（シティモーゲージの事業を通じて）諸々の、とりわけ下記の事項に関する様々な表明および保証を行っています。

- ・シティによる貸出金の所有
- ・貸出金を保証する担保の有効性
- ・貸出金を保証する不動産について、税金の滞納がないこと、または抵当に入っていないこと
- ・貸出金を保証する不動産に係る権原保険の有効性
- ・取引の対象とする貸出金の選定に用いる手続
- ・貸出金が買い手により設定された適用ある貸出金審査基準に適合していること
- ・貸出金が適用ある地方、州および連邦の法律を遵守していること

シティが行う特定の表明および保証は、取引の内容および買い手の要求によって異なります。市況および信用格付機関の要件も、表明および保証ならびにシティが貸出金の売却において合意するその他の規定に影響を与える可能性があります。

買戻しまたは「損失補填」支払い

これらの表明および保証に違反があった場合、シティは識別された瑕疵のある抵当貸付（原則として未払元本残高に未収利息を加算した金額）の買戻しまたは投資家の損失に対する補償（以下「損失補填」といいます。）を求められることがあります。シティの表明および保証は、通常、その補償金額または補償期間につき上限が規定されていません。ただし、契約上の債務は、表明および保証の違反が発生し、通常その違反から損失が発生した場合にのみ発生します。

シティによる買戻しおよび損失補填に係る支払いのうち、2010年度における77パーセント、2009年度における64パーセントの支払いが、借り手または第三者による事実の不実表明（例えば、所得、雇用、負債、FICO等）、評価の問題に関連するもの（例えば、評価の誤りもしくは不実表明）、またはプログラム要件（例えば、約定利率等、投資家ガイドラインを満たさない貸出金）に関連したものでした。現在まで、欠陥の種類毎の発生損失額または見積り損失額については、重要な差異はありません。

買戻しの場合には、シティは抵当貸付に係るその後の貸倒損失も負担し、当該貸出金は通常、信用損失が発生している貸出金とみなされ、SOP03-3号「移転により取得した特定の貸付金および負債証券の会計処理」（現在ASC310-30「債権－信用損失が発生している取得貸付金および負債証券」に組み込まれています。）に基づき会計処理されます。信用損失が発生したSOP03-3号買戻貸出金は、通常、償却されるまで利息を計上し続けるため、未収利息非計上貸出金に含まれず、したがって、これらの買戻しはシティの不良債権の統計には重大な影響を及ぼしていません。

2010年度および2009年度における表明および保証に係る請求のための買戻貸出金の未払元本残高はそれぞれ次のとおりでした。

(単位：百万ドル)	事業年度	
	2010年度	2009年度
	未払元本残高	未払元本残高
GSE	\$ 280	\$ 268
民間投資家	26	22
合計	\$ 306	\$ 290

上記の表によって示されているとおり、現在までのシティの買戻しは主に米国政府支援法人（以下「GSE」といいます。）からのものです。さらに、シティは、2010年度に310百万ドルおよび2009年度に49百万ドルの損失補填の支払いを計上しました。

買戻しに関する引当金

シティは過去に売却した貸出金を買い戻す義務から生じる損失に対するエクスポージャーのための引当金（以下「買戻しに関する引当金」といいます。）を計上しています（連結貸借対照表の「その他負債」に含まれています。）。買戻しに関する引当金を見積もる際、シティは対応する第三者のコレスポンデントである貸し手から受領することが見込まれる払戻しおよび過去の抵当貸付サービシング権取得に関する補償契約を考慮しています。シティは、支払い可能な財力があるとシティが考えるコレスポンデントである貸し手から、積極的に回収を行っています。見積補償額は、直近の回収傾向およびコレスポンデントの資力に関するシティの分析に基づいています。

信用損失の発生したSOP03-3号貸出金の買戻しにおいて、買戻し時点の貸出金の公正価値と未払元本

残高との差額は、買戻しに関する引当金の取崩しとして計上されます。投資家に対する損失補填の支払いも同様に引当金の取崩しとして取り扱われ、直接引当金から取り崩されます。買戻しに関する引当金は、シティが貸出金を売却したときに見積もられ（売却益の調整額として計上され、連結損益計算書の「その他収益」に含まれます。）、四半期毎に見直されます。見積りの変動は、「その他収益」に計上されます。

買戻しに関する引当金は、売却年度（すなわち、貸出金が売却された年度）別に計算されており、様々な仮定に基づいています。シティの現在の貸出金売却は実質的にすべてGSEに対するものであり、シティにおけるGSEとの過去の実績は相当ありますが、これらの仮定は、実際の結果と異なった場合、引当金の額に重大な影響を及ぼしかねないレベルの不確実性とリスクをはらんでいます。引当金の水準を算定する際に使用される最も重要な仮定は次のとおりです。

- ・ **貸出金に係るドキュメンテーション上の請求**：将来予想される貸出金に係るドキュメンテーション上の請求に関する仮定は、将来の買戻請求の傾向を予測する手段となります。これらの仮定は、最近の過去の傾向ならびに現在の買戻環境についての個々の事例証拠および一般的な業界知識をもとにしています（例えば、より多くの貸出金をサービサーに「売り付ける」ためにGSEが人材を強化し注力している水準）。これらの要因は、将来の予想買戻請求を予測する際に考慮され、これらの傾向の変化はシティの買戻しに関する引当金にプラスまたはマイナスの影響を与えることもあり得ます。2009年度および2010年度中、貸出金に係るドキュメンテーション上の請求はそれまでの期間よりも高い傾向を示し、買戻しに関する引当金の増加につながりました。
- ・ **貸出金に係るドキュメンテーション上の請求に対する買戻請求の割合**：貸出金に係るドキュメンテーション上の請求が将来の買戻請求の指標となるものとして、貸出金に係るドキュメンテーション上の請求が買戻請求に転じる割合に関する仮定を設けています。この仮定も過去の実績をもとにしており、もし将来実際の割合が異なるとすれば、買戻しに関する引当金の水準にも影響を与える可能性があります。この割合は、2009年度中は概して安定していましたが、2010年度中はこの転換割合がわずかに増加しました。これは、貸出金に係るドキュメンテーション上の請求が買戻請求に転じる数がわずかに増加したことを意味します。しかしながら、2010年度第4四半期においては転換割合に改善が見られました。つまり、貸出金に係るドキュメンテーション上の請求が増加する一方で、かかる請求に対する買戻請求の割合は低い傾向を示しました。
- ・ **請求抗議成功率**：この仮定は、情報に対する要求を満足させる、または請求の効力について争う等して、請求を取り下げさせることにシティがどれほど成功できるかについての仮定を表しています。この仮定も、最近成功した抗議の割合にも基づいています。これらの割合は変動する場合があります。シティの経験では、請求の効力または内容の変化によりこれまで大きく変動してきました。概して、2009年度および2010年度中、シティの抗議成功率は前期のレベルから改善し、買戻しに関する引当金にプラスの影響を与えました。
- ・ **買戻しまたは損失補填時の予想損失**：買戻しもしくは損失補填毎の見積損失額または損失規模の仮定は、住宅価格の激しい変動を把握するために売却年度毎に個別に適用されます。この仮定は売却年度毎に算出された最近の買戻し／損失補填の支払いに係る実際の損失および予想される損失に基づいており、それらは住宅価格全般を含むマクロ経済指標等の要因の影響を受けています。2009年度および2010年度中（2010年度第4四半期を含みます。）、シティの損失規模は拡大しま

した。

つまり、下表に示されたとおり、2009年度中、貸出金に係るドキュメンテーション上の一連の請求は増加し、請求残高水準は上昇しました。さらに、2009年度中のシティの損失規模の見積りは、マクロ経済的要因の影響および当時の実際の損失状況により増加しました。これらの要因は、2009年度の買戻しに関する引当金の見積りにおいて、492百万ドルの変動を引き起こしました。2010年度中、貸出金に係るドキュメンテーション上の一連の請求、請求残高水準および損失規模見積りは増加・上昇し、2010年度の買戻しに関する引当金の見積額が917百万ドルに変更されました。また、シティの現在の引当金見積りには、当面の間買戻し請求は高い水準にとどまるであろうという仮定が含まれています。もっとも、実際の請求件数は異なる可能性があり、不確実です。さらに、シティのこれまでの経験では、約半数の買戻し請求に対する抗議が成功しており、シティに損失をもたらしてはいません。2010年度および2009年度の買戻しに関する引当金の増減は以下のとおりでした。

(単位：百万ドル)	事業年度	
	2010年度	2009年度
期首残高	\$482	\$75
新規売却による繰入れ	16	34
見積りの変動	917	492
取崩額	(446)	(119)
期末残高	\$969	\$482

上述のとおり、買戻しに関する引当金は売却年度別に計算されます。2010年度の買戻しの大半は売却年度が2006年度から2008年度にかけてのものであり、これらの売却年度は、損失規模も最も大きい売却年度となっています。2010年度の買戻しのうちわずかな割合を占めるのは、売却年度が2006年度より前のものです。シティは、それらの年度のものはクレジット・サイクルの後期にあたるため、その割合は引き続き減少していくものと予想しています。クレジット・サイクルの初期ではありますが、2009年度および2010年度を売却年度とするものからのシティの買戻しおよび損失規模は、今日までの間より低い値となっています。

買戻しに関する引当金の感応度

上記で議論されているように、買戻しに関する引当金の評価プロセスは、多くの見積りおよび判断の影響を受けます。買戻しに関する引当金の算出に用いられる仮定には、実際の結果と異なった場合、引当金額に重大な影響を及ぼす可能性のある水準の不確実性およびリスクが伴います。例えば、上述の重大な仮定のそれぞれが同時に10パーセント悪化した場合、2010年12月31日現在の買戻しに関する引当金は約342百万ドル増加することになるとシティは見積もっています。この潜在的な変化は仮定上のものであり、主要な仮定における変化に対して買戻しに関する引当金が敏感であることを示すものです。実際の主要な仮定における変化は、同時に、または同程度では発生しない可能性があります（つまり、ある仮定における悪化が別の仮定における改善により相殺される可能性があります。）。シティは、個人向けの表明および保証に関連する合理的な予想損失の範囲（ASC 450において定義されます。）を見積もるのに十分な情報を有していないと考えています。

表明および保証に係る請求—請求者別

2010年度および2009年度の請求者別の表明および保証に係る請求は次のとおりでした。

(単位：百万ドル)	事業年度			
	2010年度		2009年度	
	請求件数	当初元本残高	請求件数	当初元本残高
GSE	9,512	\$2,063	5,835	\$1,218
民間投資家	321	73	409	69
抵当保険会社 ⁽¹⁾	268	58	316	65
合計	10,101	\$2,194	6,560	\$1,352

(1) 保険会社による未解決の損失填補請求の拒否件数を表しています。抵当保険が貸出金に関する請求をカバーできない場合、シティはGSEまたは民間投資家に対して損失補填をしなければならない可能性があります。

2010年12月31日現在および2009年12月31日現在における請求者類型別の未解決の請求件数は次のとおりでした。

(単位：百万ドル)	12月31日			
	2010年度		2009年度	
	請求件数 ⁽¹⁾	当初元本残高	請求件数	当初元本残高
GSE	4,344	\$ 954	2,600	\$572
民間投資家	163	30	311	40
抵当保険会社	76	17	204	42
合計	4,583	\$1,001	3,115	\$654

(1) GSEに関しては、買戻請求に対し請求を受けてから90日以内に対応が求められます。シティが90日以内に対応しない場合、その請求はシティとGSEの間で議論されることとなります。民間投資家に関しては、対応の期間は個別の売却契約によって定められています。所定の時間枠を超過した場合、投資家は法的手続をとることを選択できます。

証券および銀行業務が支援する自社名住宅抵当貸付証券化—表明および保証

S&Bは長年にわたり、自社名モーゲージ・バック証券化のスポンサーとなっています。シティのS&B業務が支援する抵当貸付の証券化がシティの抵当貸付業務に占める割合は、上記のシティの個人向け貸付業務に比べると、極めて小さくなっています。

2005年度から2008年度までの間、S&Bは、自社名モーゲージ・バック証券化取引において約660億ドルの支援をしてきました。2010年12月31日現在、そのうちの約280億ドルが残存しています。残存するこれらの取引は、約74億ドルのプライム、59億ドルのAlt-Aおよび143億ドルのサブプライム住宅抵当貸付から成る貸付担保を裏付けとする証券化です。シティは、上記合計660億ドルの取引において発行体信託が今日までに被った累積損失の実績を約67億ドルと見積もっています。

これらの証券化に含まれる抵当貸付は、S&B以外の当事者から購入したものであり、現時点で残存する抵当貸付のうちシティが組成したものは3パーセント未満です。また、これらの証券化取引の引当となる現時点で残存する抵当貸付のうち、シティが回収を行っているものは10パーセント未満です。シティが回収を行っている貸付は、上記「個人向け抵当貸付の表明および保証」で触れた住宅抵当貸付4,560億ドルの中に含まれています（シティはそのうちの一定の証券化取引についてはマスター・サービサーを務めています。）。

かかる取引に関連して、証券を発行する各信託に含まれる抵当貸付についての表明および保証（以下「表明等」といいます。）は、(1)シティ、または(2)該当する場合は比較的少ないものの、第三者である売り手（以下「売却事業体」といいますが、かかる事業体はしばしば同時に貸付のオリジネーターも兼ねていました。）のいずれかによって行われました。これらの表明等は、概して発行体信託に対して行われ、または与えられました。

これらの証券化取引における表明等は、概して、とりわけ以下の事項に関するものです。

- ・ 抵当貸付の借り手、売り手または鑑定人、ブローカーその他抵当貸付の組成に関与した当事者の側に不正行為はないこと（これらは時に、全部または一部については表明提供者が知る限りと限定されます。）
- ・ 借り手が抵当不動産に主たる住居として居住していたかどうか
- ・ 抵当貸付が適用ある連邦、州および地方の法律を遵守していること
- ・ 抵当貸付がオリジネーターの引受基準に適合しているかどうか
- ・ 抵当貸付の目録に含まれる抵当貸付に関する詳しいデータ

しかしながら、各証券化における抵当貸付に関する特定の表明等は、売却事業体、格付機関の要件、および抵当貸付が信用度においてプライム、Alt-A、またはサブプライムのいずれと判定されるか等のさまざまな要因によって異なることがあります。

シティは、自らの表明等に違反があった場合、識別された瑕疵のある抵当貸付（原則として未払元本残高に未収利息を加算した金額）の買戻しまたは投資家の損失に対する補填を求められることがあります。

シティが表明等を行った証券化について、これらの表明等は、格付機関から要求される一定の限られた表明等を除き、売却事業体からシティに提供された表明等と一般に類似していました。後者の表明等は、場合によっては上記の表明等と部分的に一致します。

シティが表明等を行い、かつその貸付の売却事業体からもそれらの表明等を受けた場合において、シティが当該貸付に関する表明等の違反に基づく請求の対象となる場合、シティは売却事業体に対して類似の（バック・トゥ・バックの）請求を行う契約上の権利を有することがあります。売却事業体のみが表明等を行った場合、売却事業体のみが当該貸付に関するこれらの表明等の違反に基づく請求に対して責任を負います。（この議論が関わるのは表明等の違反に基づく契約上の請求についてのみです。）

しかしながら、シティは、シティが表明等を行い、売却事業体からも類似の表明等を受けた場合の一部については、サブプライムおよびAlt-A担保が関係する場合の大半を含め、こういった売却事業体は破産しているか、清算中か、または財政難に陥っているように見受けられると考えています。そういった場合に、表明等の違反に対する請求がシティに対して行われた場合、売却事業体の財務状況により、シティが売却事業体に対するバック・トゥ・バックの回復を獲得することは事実上不可能なこともあります。

現在まで、S&Bは、これらの証券化取引における抵当貸付に関する表明等の違反に基づく請求は数件しか受けていません。シティは、引き続き、自らのS&Bの抵当貸付証券化に関する請求の動きを注意深く監視します。

上記のとおり住宅抵当貸付証券化取引を支援している他に、S&Bは、住宅モーゲージ・バック証券の引受け等、他の住宅抵当貸付関連の業務に関与しています。S&Bは、これらS&Bが支援する証券化の引受けだけでなく、第三者が支援し発行した住宅モーゲージ・バック証券の引受けに参加しました。

これらの業務に関する訴訟上の請求については、連結財務諸表注記29をご参照ください。

法人向け貸出金の詳細

シティグループ全体の法人顧客および投資銀行業務についての与信手続きは、上記「グローバル・リスクの管理」－「リスク管理」－「概要」で述べられているものに加え、一連の基本的な方針に依拠しており、これらには以下のものが含まれます。

- ・信用リスクの管理に対する、共同事業リスク管理責任者および独立したリスク管理責任者の責任
- ・顧客との与信取引をとりまとめる、それぞれの与信関係に対する単一の統制センター
- ・分散を確保し、リスク／資本の整合性を維持するためのポートフォリオの制限
- ・信用供与に関して必要な最低2名の権限あるクレジット・オフィサー（うち1名は信用リスク管理担当のクレジット・オフィサーでなければなりません。）の署名要件
- ・すべての債務者および融資枠に適用可能なリスク格付基準
- ・融資実行書類および是正措置の管理に関する一貫した基準

法人向け与信ポートフォリオ

次表は、2010年12月31日現在の満期別にみた法人向け与信ポートフォリオ（プライベート・バンキングを除きます。）（担保考慮前）を示したものです。法人向けポートフォリオは、直接残高（貸出、当座貸越、銀行間預金、銀行引受手形、一定の投資有価証券およびリースを含みます。）と、未実行貸出約定（未使用貸出約定、信用状および金融保証を含みます。）に分類されます。

(単位：十億ドル)	2010年12月31日現在				2009年12月31日現在			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超	エクスポ ジャー合計	1年以内	1年超 5年以内	5年超	エクスポ ジャー合計
直接残高	\$191	\$43	\$8	\$242	\$213	\$66	\$7	\$286
未実行貸出約定	174	94	19	287	182	120	10	312
合計	\$365	\$137	\$27	\$529	\$395	\$186	\$17	\$598

ポートフォリオの構成

法人向け与信ポートフォリオは、貸出先、産業および地域において多様化しています。次表は、地域別にみた直接残高と未実行貸出約定の割合を示したものです。

	2010年12月31日	2009年12月31日
北米	47 %	51 %
ヨーロッパ・中東・アフリカ	28	27
ラテンアメリカ	7	9
アジア	18	13
合計	100 %	100 %

法人向け与信ポートフォリオ全体にわたって正確かつ一貫したリスク格付けを維持することで、あらゆる業種、地域および商品における信用エクスポージャーの比較が容易になります。

債務者のリスク格付けは、債務者による債務不履行の可能性についての予測を反映しており、主と

して、（定期的に検証される）統計モデル、（一定の状況の下では）外部の格付機関、または承認を受けた評価方法を用いて算出されます。融資枠のリスク格付けは、債務者のリスク格付けを用いて付与され、その後、支援や担保等、融資枠のデフォルト時損失率に影響を及ぼす要因が考慮されます。気候変動のリスクに関して評価された要因には、事業への影響に関する考慮、規制上の要件またはその欠如による影響、ならびに債務者およびその財産に対する物理的な作用の影響が含まれます。

これらの要因は、一部の債務者の履行能力に悪影響を及ぼし、その結果かかる債務者に対する融資業務のリスクを高める可能性があります。シティグループは、必要に応じて、一部の債務者については気候リスク評価基準も導入しています。BBB以上に相当する内部の債務者格付けは、投資適格とみなされます。BBB相当に満たない格付けは、投資不適格とみなされます。

次表は、2010年12月31日および2009年12月31日現在における融資枠のリスク格付別にみた法人向け与信ポートフォリオの、ポートフォリオ全体に占める割合を示したものです。

	直接残高および未実行貸出約定	
	2010年12月31日	2009年12月31日
AAA/AA/A	56 %	58 %
BBB	26	24
BB/B	13	11
CCC以下	5	7
格付けなし	-	-
合計	100 %	100 %

法人向け与信ポートフォリオは、産業毎に分散されていますが、集中しているのは銀行、その他の金融機関、保険会社、投資銀行ならびに政府および中央銀行を含む金融セクターのみです。次表は、各産業に対する直接残高および未実行貸出約定の割当て（法人向けポートフォリオ全体に占める割合）を示したものです。

	直接残高および未実行貸出約定	
	2010年 12月31日	2009年 12月31日
政府および中央銀行	12%	12%
銀行	10	9
その他の金融機関	10	12
投資銀行	8	5
石油	5	4
保険	4	4
公益事業	4	4
農業および食品調理	4	4
不動産	3	3
電話およびケーブル	3	3
産業用機械および装置	3	2
グローバル情報技術	2	2
金属	2	2
その他の産業 ⁽¹⁾	30	34
合計	100%	100%

(1) その他のすべての産業を含みますが、いずれも残高合計の2パーセントを超えません。

信用リスクの軽減

全般的なリスク管理業務の一環として、シティグループは、資産の完全売却のほかにも、ポートフォリオにある信用リスクの一部をヘッジするために、クレジット・デリバティブおよびその他のリスク緩和措置を利用しています。こうした取引の目的は、第三者に信用リスクを移転することです。時価評価の結果およびクレジット・デリバティブに係る実現損益は、連結損益計算書の自己勘定取引勘定に反映されています。

2010年12月31日現在では490億ドル、2009年12月31日現在では596億ドルの信用リスク・エクスポージャーが、経済的にヘッジされていました。貸倒引当金の計算に用いられるシティグループの損失予測モデルには、クレジット・デリバティブおよびその他のリスク軽減措置によるプラスの影響は含まれていません。また、本書で報告された直接残高および未実行貸出約定の金額は、これらのヘッジ取引の影響を反映していません。2010年12月31日および2009年12月31日現在、信用補完は、以下のリスク格付け分布を有する潜在的信用エクスポージャーを経済的にヘッジしていました。

ヘッジされたエクスポージャーの格付け

	2010年 12月31日	2009年 12月31日
AAA/AA/A	53%	45%
BBB	32	37
BB/B	11	11
CCC 以下	4	7
合計	100%	100%

2010年12月31日および2009年12月31日現在、信用補完は、以下の産業分布を有する潜在的信用エクスポージャーを経済的にヘッジしていました。

ヘッジされたエクスポージャーの産業別分布

	2010年 12月31日	2009年 12月31日
政府	12%	0%
その他の金融機関	8	4
農業および食品調理	7	8
電話およびケーブル	6	9
公益事業	6	9
自動車	6	6
金属	5	4
化学	5	8
石油	5	6
小売	4	4
保険	4	4
産業用機械および装置	3	6
投資銀行	3	1
製薬	3	5
天然ガス供給	2	3
グローバル情報技術	2	3
その他の産業 ⁽¹⁾	19	20
合計	100%	100%

(1) その他のすべての産業を含みますが、いずれもヘッジ金額合計の2パーセントを越えません。

商業不動産（CRE）に対するエクスポージャー

ICGおよびSAPは、その事業活動を通じ、資本市場の参加者として、直接的または間接的に商業不動産（以下「CRE」といいます。）市場に結びついたエクスポージャーを有しており、LCLおよびRCBは、CREで担保された貸出金を保有しています。これらのエクスポージャーは、主に次の3つのカテゴリーに分類されます。

（1）公正価値で保有される資産には約57億ドルが含まれます。このうち約45億ドルはトレーディング勘定資産として公正価値で評価されるCREに連動する証券、貸出金その他の項目であり、約7億ドルは売却可能（以下「AFS」といいます。）投資として公正価値で評価されるCRE担保証券であり、約5億ドルは売却目的保有貸出金です。これらのトレーディング勘定資産における公正価値の変動は当期損益に計上されていますが、AFS投資については、当期損益に計上される与信関連の一時的でない減損等とともに、累積その他包括利益に計上されています。

これらのエクスポージャーの大部分は、公正価値の階層ではレベル3に分類されます。この数年間、これらの商品の一部については、トレーディング市場における活動の鈍化により流動性が低くなり、それによって当該評価のための観察可能なデータが減少し、これらの商品の将来における評価方法に引き続き悪影響を及ぼす可能性があります。連結財務諸表注記25をご参照ください。

（2）償却原価で保有される資産には、満期保有目的（以下「HTM」といいます。）として分類される証券約16億ドルならびに貸出金およびコミットメント約293億ドルが含まれています。HTM証券は、償却原価で会計処理されており、一時的でない減損の対象となります。貸出金およびコミットメントは、貸倒引当金控除後の償却原価で計上されています。信用の変化による影響は、貸倒引当金の計算および正味貸倒損失に反映されます。

（3）エクイティその他の投資には、被投資会社の純利益に対する投資家の持分に基づいて損益を認識する持分法で会計処理される、投資事業組合ファンド等のエクイティその他の投資約37億ドルが含まれています。

以下の表は、2010年12月31日現在の全世界におけるシティグループのCRE実行済および未実行のエクスポージャーの概要を示したものです。

(単位：十億ドル)	2010年 12月31日
インスティテューショナル・クライアント・グループ	
公正価値で計上された CRE エクスポージャー (AFS 有価証券を含みます。)	\$ 4.4
貸出金および未実行貸出約定	17.5
HTM 有価証券	1.5
持分法適用投資	3.5
ICG 合計	\$ 26.9
特別資産プール	
公正価値で計上された CRE エクスポージャー (AFS 有価証券を含みます。)	\$ 0.8
貸出金および未実行貸出約定	5.1
HTM 有価証券	0.1
持分法適用投資	0.2
SAP 合計	\$ 6.2
地域別個人向け銀行業務部門	
貸出金および未実行貸出約定	\$ 2.7
地域別個人向け融資業務	
貸出金および未実行貸出約定	\$ 4.0
証券およびアセット・マネジメント	
公正価値で計上された CRE エクスポージャー	\$ 0.5
合計	\$ 40.3

上記の表は、シティのCREへの直接的エクスポージャーの大部分を示しています。この表に反映されていない、CREへの間接的エクスポージャーを含むその他の取引が存在する可能性があります。

市場リスク

市場リスクには流動性リスクおよび価格リスクが含まれますが、これらはいずれも世界的な金融仲介機関において通常の業務過程で発生するものです。資金調達および流動性リスクに関する議論については、上記「資本の源泉および流動性」－「資金調達および流動性」をご参照ください。

価格リスクとは、金利、外国為替相場、株価および商品価格における変動、ならびにこれらのインプライド・ボラティリティーから生じる収益リスクです。価格リスクは、トレーディング・ポートフォリオのほか、非トレーディング・ポートフォリオでも発生します。

市場リスクは、各事業部門間の一貫性を確保するとともに、リスクを合算する能力を確保するために、所定の基準に従って測定されます。各事業部門は、シティの市場リスク管理担当者の承諾を得た上で、シティグループ全体のリスク許容度のパラメーターの範囲内で、承認を受けたリスクプロファイルを明確に定義する確定されたリスク要因についての市場リスク制限枠組みを設定することが求められています。いずれの場合においても、各事業部門は、その引き受ける市場リスクに対して最終責任を負うとともに、リスクが所定の範囲内であることについて最終責任を負います。

非トレーディング・ポートフォリオの金利リスク

シティグループの主要な事業役割の一つは、顧客の需要に応じた金融商品を提供することです。貸出金および預金は、期間、指数（適用ある場合）および利率の種類に関する顧客の要求に合わせて調整されています。純利息収益（以下「NIR」といいます。）とは、非トレーディング・ポートフォリオの資産（個人向け貸出金を含みます。）につき得られる利回りと負債（個人の預金または企業借入金を含みます。）につき支払う利率との間の差額です。NIRは、金利水準の変化により影響を受けます。例として下記が挙げられます。

- ・時点にかかわらず、満期またはリプライシングにより、市場金利の影響を受ける資産と負債の金額が同等でない可能性があります。リプライシングに基づく負債の金額がリプライシングに基づく資産の金額を上回る場合はいつでも、当該企業は「負債感応度が高い」と考えられます。かかる場合、企業のNIRは金利が上昇する環境において悪化します。
- ・企業の資産および負債は、異なる速度でリプライシングされ、または異なる時点において満期が到来する可能性があり、これにより「負債感応度が高い」および「資産感応度が高い」企業の双方が、変動する金利に対するNIRの感応度に左右されることとなります。例として、ある企業において当期にリプライシングの対象となる多額の貸出金があるにもかかわらず、預金の大部分が次の期間までリプライシングを予定していない場合が挙げられます。当該企業は金利が低下した場合、NIRの悪化に直面することとなります。

当期のNIRは、当該期間の新たな取引の結果であるのみならず、過去の期間に開始された顧客との取引および関連約定金利の結果でもあります。かかる過去の期間の取引は、当期の変動利付資産および負債に係る金利の変動により影響を受けます。

ポートフォリオの長期的な性質のために、資産および負債のリプライシングの際にイールドカーブの形および水準に変化がなかったことを想定した場合であっても、NIRは四半期毎に変動します。かか

るリプライシングは、イールドカーブの形とともにフェデラルファンドの金利に発生しうる変動を組み入れた、将来の金利に係る市場全体の見積りを示すインプライド先渡金利の関数です。

金利リスク管理

シティグループの非トレーディング・ポートフォリオのリスクは、市場リスクを定義し、測定し、制限し、報告する一連の共通の基準を用いて見積りが行われます。各事業部門は、独立した市場リスク管理担当者の承諾を得た上で、シティグループ全体のリスク選好のパラメーターの範囲内で、承認を受けたリスクプロファイルを明確に定義する市場リスク制限枠組みを設定することが求められています。いずれの場合においても、各事業部門は、その引き受ける市場リスクに対して最終責任を負うとともに、リスクが所定の範囲内であることについて最終責任を負います。かかる制限は、独立した市場リスク、国および事業の資産負債委員会およびグローバル財務資産負債委員会により監視されません。

金利リスク測定

シティグループのNIRに係るリスクに関する主要な指標は、金利エクスポージャー（以下「IRE」といいます。）です。IREは、専ら先渡金利の予期せぬ変動に伴い発生する各通貨の予想NIRの変化を測定します。取引高、スプレッドおよび利ざやの変化ならびに過去の期間の価格決定の影響等の要因は、IREでは把握できません。IREは、事業部門が、予期せぬ金利変動に対して価格や残高につき追加的な変更を行わないことを前提としています。

IREは、先渡金利の予期せぬ変動によるNIRへの影響に関するテストを行います。例えば、現在の90日LIBORの利率が3パーセントであり、1年もの先渡金利（すなわち1年後の90日LIBORの見積値）が5パーセントである場合、100ベース・ポイント増のIREのシナリオは、100ベース・ポイントの即時変化により1年後の90日LIBORが6パーセントに上昇した場合の、当社のNIRが受ける影響を測定するものです。

貸出金ポートフォリオに係る期前返済率の変動の影響は、結果に組み入れられます。例えば、金利が低下するシナリオにおいては、抵当貸付ポートフォリオがより早く期前返済され、利益は減少することが想定されます。さらに、金利が上昇するシナリオにおいて、預金ポートフォリオの一部は市場金利の変動よりも小幅な金利の上昇に直面する可能性があることが想定されます。

リスクの軽減およびヘッジ

金融機関の財務実績は、金利の変動によるリスクをある程度負います。かかるリスクを効果的に管理するため、シティグループは新規の顧客貸出金および顧客預金の価格を修正し、他の機関と取引を行い、または逆のリスク・エクスポージャーを有するオフバランスのデリバティブ取引を行う可能性があります。したがって、シティグループは収益に対する容認し難いリスクを低減させる戦略の実現可能性を定期的に評価し、その実行が賢明であるとシティグループが考える場合には、かかる戦略を実行します。情報が利用可能となった場合、シティグループは金利の変動による潜在的に不利な影響から収益を守ることを目的とした戦略を策定します。

シティグループは、非直線的な金利変動が貸借対照表の評価額に及ぼす影響のストレス・テスト、ポートフォリオのデュレーションとボラティリティーの分析（特に抵当貸付とモーゲージ・バック証

券に関係する場合)、および異なる市場指標間でのスプレッドの変動の潜在的な影響を含む、その他の指標を採用しています。

非トレーディング・ポートフォリオ

次表のエクスポージャーは、金利に100ベース・ポイントの予期せぬ平行的な即時変化が生じたと仮定した場合、および100ベース・ポイント（四半期当たり25ベース・ポイント）のより段階的な平行的変化が生じたと仮定した場合の、NIRに対するリスクの年間の概算値を、主要な通貨の先渡市場金利と比較して表示したものです。

(単位：百万ドル)	2010年12月31日		2009年12月31日	
	増加	減少	増加	減少
米ドル				
即時変化	\$ (105)	NM	\$ (859)	NM
段階的変化	25	NM	(460)	NM
メキシコ・ペソ				
即時変化	\$ 181	\$ (181)	\$ 50	\$ (50)
段階的変化	107	(107)	26	(26)
ユーロ				
即時変化	\$ (10)	\$ (38)	\$ 85	NM
段階的変化	(8)	8	47	NM
日本円				
即時変化	\$ 93	NM	\$ 200	NM
段階的変化	52	NM	116	NM
ポンド・スターリング				
即時変化	\$ 33	\$ (20)	\$ (11)	NM
段階的変化	21	(21)	(6)	NM

NM：重要ではありません。

金利の100ベース・ポイント下落は、イールドカーブについてはマイナス値を意味します。

米ドルのIREの前年度からの変動には、低金利に基づく抵当貸付および預金のモデルの修正、CARD法による価格変化、資産売却、債券発行およびスワップ業務ならびに流動性ポートフォリオのリポジショニングが反映されています。

シティ内部のトレーディング向け事業の一部は、上記の表からは除外された、発生主義会計ポジションを有しています。当該事業に関する米ドルのIREは、金利の100ベース・ポイントの即時上昇に対してマイナス79百万ドルです。

次表は、インプライド先渡金利の変動（6つのシナリオに基づきます。）がNIRに及ぼすリスクを示したものです。各シナリオでは、1年間を通じて3ヶ月毎に段階的に金利が変化すると想定されています。

	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	シナリオ4	シナリオ5	シナリオ6
翌日物金利の変化 (ベース・ポイント)	-	100	200	(200)	(100)	-
10年物金利の変化 (ベース・ポイント)	(100)	-	100	(100)	-	100
純利息収益に対する影響 (単位：百万ドル)	\$ (135)	\$ 61	\$ (39)	NM	NM	\$ (21)

トレーディング・ポートフォリオ

トレーディング・ポートフォリオの価格リスクは、下記を含む一連の測定方法を用いて監視されています。

- ・ファクター感応度
- ・バリュー・アット・リスク（以下「VAR」といいます。）
- ・ストレス・テスト

ファクター感応度とは、1 ベーシス・ポイントの金利変動に対する米国財務省証券の評価額の変動等、市場リスク要因のある一定の変動に対するポジションの評価額の変動として表示されます。シティグループの独立した市場リスク管理担当者は、トレーディング・ポートフォリオにおいて引き受けるすべての関連リスクに対するファクター感応度を算出し、監視し、また多くの場合は制限するよう確保します。

VARは、通常の市場の条件の下でのポジションまたはポートフォリオの評価額の潜在的減少を見積もります。VARは、各要因のボラティリティおよび相関関係をトレーディング・ポートフォリオのファクター感応度に組み込んでおり、保有期間を1日としたシティグループのリスクとして99パーセントの信頼水準で表示されます。シティグループのVARは、債券および株式における特定の発行体リスクに関わる要因ならびに多数の市場リスク要因のボラティリティおよびこれらの市場リスク要因の相関関係に基づいています。

ストレス・テストは、著しい市場変動の影響を予測するために、トレーディング・ポートフォリオに関して定期的に実施されます。これは、個別のトレーディング・ポートフォリオならびにポートフォリオおよび事業を合算したものの双方に関して実施されます。独立した市場リスク管理担当者は、事業部門と連携して、ストレス・シナリオを策定し、定期的に実施するストレス・テストの結果を検討し、エクスポージャーの水準と限度についての現在の妥当性に関する判断を下すために情報を利用します。

各トレーディング・ポートフォリオは、複雑な商品に関する許可された商品リストおよび新商品の承認手続き等、これらの指標やその他の規制を内包する市場リスクの制限に関する独自の枠組みを有しています。

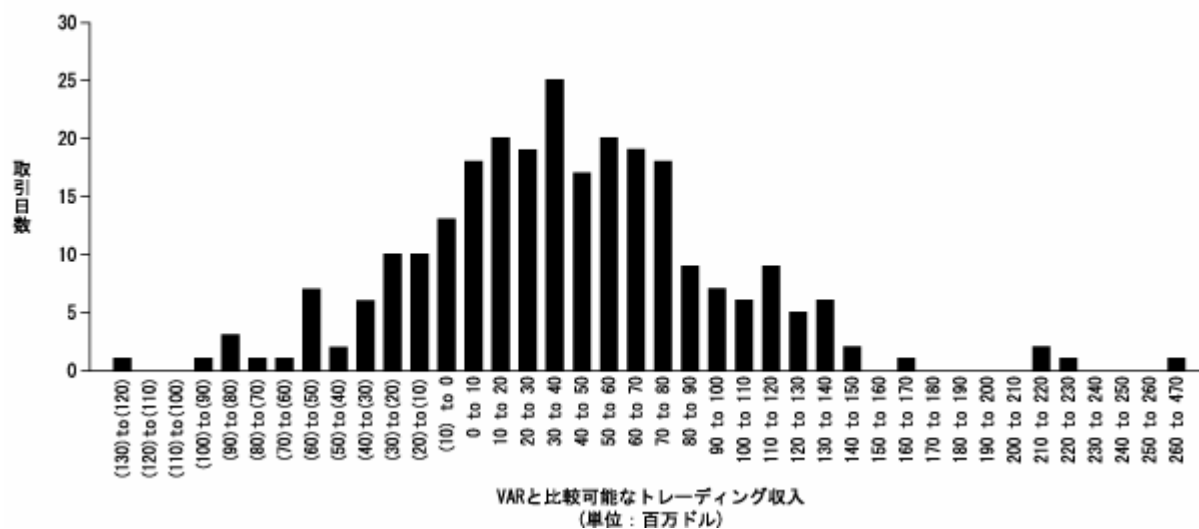
トレーディング業務の総収入の内訳は、下記のとおりです。

- ・顧客収入（これには、顧客フローおよび顧客の注文を促進するために取得するポジションからのスプレッドが含まれます。）
- ・現物取引およびデリバティブ取引の双方における自己勘定取引業務
- ・純利息収益

トレーディング・ポジションはすべて時価評価され、その結果は利益に反映されます。2010年度は、260取引日のうち55日についてマイナスのトレーディング関連収入（純損失）が計上されました。マイナスの収入（純損失）が計上された55日のうち、100百万ドルを上回ったのは1日でした。日々の損益

合計に関する以下のヒストグラムは、取引のボラティリティーを把握するもので、シティグループのVARトレーディング関連収入がある一定の範囲内に該当した日数を示しています。

日々のトレーディング関連収入のヒストグラム—2010年12月31日に終了した12か月



シティグループは、VARの正確性に関する検証の一つとして、多くの仮定上のテスト・ポートフォリオについて、広範なバック・テストを定期的に行っています。バック・テストは、ポートフォリオの日々のVARを、実際の取引の時価の日々の変動と比較するプロセスです。バック・テストは、99パーセントの信頼水準を上回る日々の時価損失が発生する頻度は、平均してその期間の1パーセントにすぎないことを確かめるために実施されます。様々なリスク集中度の仮定上のテスト・ポートフォリオに関するVARの計算は、この統計基準を満たしています。

ある一時点における価格リスクのエクスポージャーの水準は、市場環境ならびに将来の価格および市場動向の予測に依存しており、毎期変動します。

シティグループの主要なトレーディング・センターのトレーディング・ポートフォリオに係る税引前VARの合計は、2010年12月31日現在が191百万ドル、2009年12月31日現在が205百万ドルでした。1日当たり平均エクスポージャーは、2010年度は205百万ドルであり、145百万ドルから289百万ドルの範囲内で推移しました。

次表は、2010年12月31日および2009年12月31日現在のトレーディング・ポートフォリオにおける、シティグループのVAR（合計VAR、VARの特定のリスクのみの構成要素、一般的な市場リスクのみの合計、および年間平均値を含みます。）の概要です。

(単位：百万ドル)	2010年12月31日	2010年度平均	2009年12月31日	2009年度平均
金利	\$ 235	\$ 234	\$ 191	\$ 235
外国為替	52	61	45	65
株式	56	59	69	79
コモディティ	19	23	18	34
共分散の調整	(171)	(172)	(118)	(147)
合計—一般的なリスク および特定のリスクを含む すべての市場リスク要因	\$ 191	\$ 205	\$ 205	\$ 266
特定のリスクのみの 構成要素	\$ 8	\$ 18	\$ 20	\$ 20
合計— 一般的な市場リスクのみ	\$ 183	\$ 187	\$ 185	\$ 246

特定のリスクのみの構成要素は、VARに内在する株式および債券の発行体固有のリスクの水準を表示したものです。

次表は、2010年度および2009年度中の各種トレーディング・ポートフォリオのVARの範囲を示したものです。

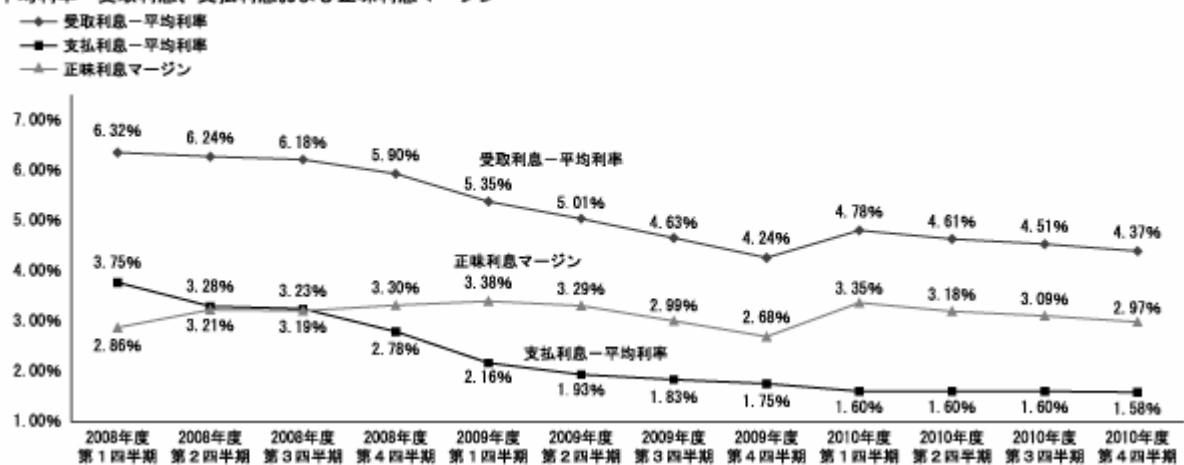
(単位：百万ドル)	2010年度		2009年度	
	最低	最高	最低	最高
金利	\$ 171	\$ 315	\$ 185	\$ 320
外国為替	31	98	18	140
株式	31	111	46	167
コモディティ	15	39	12	50

次表は2010年度におけるシティコープの証券および銀行業務（ICG・シティコープのVARであり、個人向けを除きます。）のVARを示したものです。

(単位：百万ドル)	2010年12月31日
合計—一般的なリスクおよび特定のリスクを 含むすべての市場リスク要因	\$159
平均—期中	\$151
最高値—期中	235
最低値—期中	99

受取利息／支払利息および利回り

平均利率－受取利息、支払利息および正味利息マージン



(単位: 百万ドル)	2010年度	2009年度	2008年度	変動率 2010年度 /2009年度	変動率 2009年度 /2008年度
受取利息	\$80,035	\$77,306	\$107,130	4%	(28)%
支払利息	24,864	27,700	52,682	(10)	(47)
純利息収益 ⁽¹⁾⁽²⁾	\$55,171	\$49,606	\$54,448	11%	(9)%
受取利息－平均利率	4.57%	4.80%	6.17%	(23) bps	(137) bps
支払利息－平均利率	1.59	1.92	3.27	(33) bps	(135) bps
正味利息マージン	3.15	3.08	3.13	7bps	(5) bps
指標金利					
フェデラルファンド金利－期末	0.00-0.25%	0.00-0.25%	0.00-0.25%	-	-
フェデラルファンド金利－平均利率	0.00-0.25	0.00-0.25	2.08	-	(183+) bps
2年もの米国財務省証券－平均利率	0.70%	0.96%	2.01%	(26) bps	(105) bps
10年もの米国財務省証券－平均利率	3.21	3.26	3.66	(5) bps	(40) bps
10年もの対2年ものスプレッド	251bps	230 bps	165 bps		

(1) 純利息収益には、2010年度の519百万ドル、2009年度の692百万ドル、2008年度の699百万ドルの課税対象項目の調整（米国連邦法定税率35パーセントを基準とします。）が含まれます。

(2) 複合金融商品および連結VIEにおける受益持分に関連する費用が除外されています。これらの債務は長期債務として区分され、公正価値で評価され、その変動は自己勘定取引に計上されます。

シティの事業活動の大部分は、預金収集および借入をしてその資金の貸付もしくは投資を行うことまたは有価証券のマーケット・メイキング活動に参加することに基づいています。正味利息マージン（以下「NIM」といいます。）は、総受取利息から総支払利息を控除した数値を、利付資産の平均金額で除して算出されます。

2010年度中、NIMはSFAS第166号／第167号の適用および2009年度末に返済されたTARP信託優先証券の利子200億ドルがなかったことにより、プラスの影響を受けました。しかしながら、引き続き貸出金ポートフォリオのリスクを軽減させ、シティ・ホールディングスの高利回り資産を払出しおよび売却し、手取金を短期満期の低利回り証券に投資したことにより、2010年度のNIMが圧迫されました。上記「リスク要因」をご参照ください。

平均残高および金利一資産⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾

課税対象項目ベース

(単位：百万ドル)	平均残高			受取利息			平均金利(%)		
	2010年度	2009年度	2008年度	2010年度	2009年度	2008年度	2010年度	2009年度	2008年度
資産									
銀行預け金 ⁽⁵⁾	\$ 166,120	\$ 186,841	\$ 77,200	\$ 1,252	\$ 1,478	\$ 3,074	0.75%	0.79%	3.98%
フェデラルファンド貸出 金、借入有価証券およ び売戻条件付買入有価 証券 ⁽⁶⁾									
米国内店	\$ 162,799	\$ 138,579	\$ 164,732	\$ 1,774	\$ 1,975	\$ 5,071	1.09%	1.43%	3.08%
米国外店 ⁽⁵⁾	86,926	63,909	73,833	1,382	1,109	4,079	1.59	1.74	5.52
合計	\$ 249,725	\$ 202,488	\$ 238,565	\$ 3,156	\$ 3,084	\$ 9,150	1.26%	1.52%	3.84%
トレーディング勘定資産 ⁽⁷⁾⁽⁸⁾									
米国内店	\$ 128,443	\$ 140,233	\$ 221,455	\$ 4,352	\$ 6,975	\$ 12,646	3.39%	4.97%	5.71%
米国外店 ⁽⁵⁾	151,717	126,309	151,071	3,819	3,879	5,115	2.52	3.07	3.39
合計	\$ 280,160	\$ 266,542	\$ 372,526	\$ 8,171	\$ 10,854	\$ 17,761	2.92%	4.07%	4.77%
投資									
米国内店									
課税対象	\$ 169,218	\$ 124,404	\$ 112,071	\$ 4,806	\$ 6,208	\$ 4,846	2.84%	4.99%	4.32%
米国所得税免除	14,876	16,489	13,584	1,152	1,347	894	7.75	8.17	6.58
米国外店 ⁽⁵⁾	136,713	118,988	94,725	5,678	6,047	5,259	4.15	5.08	5.55
合計	\$ 320,807	\$ 259,881	\$ 220,380	\$ 11,636	\$ 13,602	\$ 10,999	3.63%	5.23%	4.99%
貸出金(前受収益控除 後) ⁽⁹⁾									
米国内店	\$ 430,685	\$ 378,937	\$ 416,867	\$ 34,773	\$ 24,748	\$ 30,973	8.07%	6.53%	7.43%
米国外店 ⁽⁵⁾	254,168	267,683	317,657	20,312	22,766	31,398	7.99	8.50	9.88
合計	\$ 684,853	\$ 646,620	\$ 734,524	\$ 55,085	\$ 47,514	\$ 62,371	8.04%	7.35%	8.49%
その他の利付資産	\$ 50,936	\$ 49,707	\$ 94,123	\$ 735	\$ 774	\$ 3,775	1.44%	1.56%	4.01%
利付資産合計	\$ 1,752,601	\$ 1,612,079	\$ 1,737,318	\$ 80,035	\$ 77,306	\$ 107,130	4.57%	4.80%	6.17%
無利息資産 ⁽⁷⁾	\$ 226,271	\$ 264,165	\$ 383,150						
非継続事業の資産合計	18,989	15,137	47,010						
資産合計	\$ 1,997,861	\$ 1,891,381	\$ 2,167,478						

- 純利息収益には、2010年度の519百万ドル、2009年度の692百万ドルおよび2008年度の699百万ドルの課税対象項目の調整(米国連邦法定税率35パーセントを基準とします。)が含まれます。
- 金利および金額には、各資産および負債区分に関するリスク管理業務の影響が含まれます。
- 日次平均が入手できない場合、一部の子会社は月次平均または四半期平均を用いています。
- 詳細な平均残高、受取利息および支払利息からは非継続事業が除外されています。連結財務諸表注記3をご参照ください。
- 平均金利は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利を反映しています。
- FIN 41 (ASC 210-20-45) に基づき、借入有価証券または売戻条件付買入有価証券の平均残高は純額で報告されています。ただし、受取利息からはFIN 41 (ASC 210-20-45) の影響が除外されています。
- デリバティブ契約の公正価値の簿価は、無利息資産およびその他の無利息負債において報告されています。
- ICGのトレーディング勘定負債の支払利息は、受取利息の減少として報告されています。現金担保ポジションにおける受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に対する利息として報告されています。
- 現金による貸出金を含みます。当期の表示と一致するよう組み替えられています。

平均残高および金利—負債および株主持分ならびに純利息収益^{(1) (2) (3) (4)}

課税対象項目ベース

(単位: 百万ドル)	平均残高			支払利息			平均金利 (%)		
	2010年度	2009年度	2008年度	2010年度	2009年度	2008年度	2010年度	2009年度	2008年度
負債									
預金									
米国内店									
貯蓄預金 ⁽⁵⁾	\$ 189,311	\$ 174,260	\$ 167,509	\$ 1,872	\$ 2,765	\$ 2,921	0.99 %	1.59 %	1.74 %
その他の定期預金	46,238	59,673	58,998	412	1,104	2,604	0.89	1.85	4.41
米国外店 ⁽⁶⁾	483,796	443,601	473,452	6,087	6,277	14,746	1.26	1.42	3.11
合計	\$ 719,345	\$ 677,534	\$ 699,959	\$ 8,371	\$ 10,146	\$ 20,271	1.16 %	1.50 %	2.90 %
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券⁽⁷⁾									
米国内店	\$ 123,425	\$ 133,375	\$ 185,621	\$ 797	\$ 988	\$ 5,066	0.65 %	0.74 %	2.73 %
米国外店 ⁽⁶⁾	88,892	72,258	95,857	2,011	2,445	6,199	2.26	3.38	6.47
合計	\$ 212,317	\$ 205,633	\$ 281,478	\$ 2,808	\$ 3,433	\$ 11,265	1.32 %	1.67 %	4.00 %
トレーディング勘定負債^{(8) (9)}									
米国内店	\$ 36,115	\$ 22,854	\$ 31,984	\$ 283	\$ 222	\$ 1,107	0.78 %	0.97 %	3.46 %
米国外店 ⁽⁶⁾	43,501	37,244	42,941	96	67	150	0.22	0.18	0.35
合計	\$ 79,616	\$ 60,098	\$ 74,925	\$ 379	\$ 289	\$ 1,257	0.48 %	0.48 %	1.68 %
短期借入金									
国内店	\$ 119,262	\$ 123,168	\$ 154,190	\$ 674	\$ 1,050	\$ 3,241	0.57 %	0.85 %	2.10 %
米国外店 ⁽⁶⁾	35,533	33,379	51,499	243	375	670	0.68	1.12	1.30
合計	\$ 154,795	\$ 156,547	\$ 205,689	\$ 917	\$ 1,425	\$ 3,911	0.59 %	0.91 %	1.90 %
長期債務⁽¹⁰⁾									
米国内店	\$ 370,819	\$ 316,223	\$ 311,439	\$ 11,525	\$ 11,326	\$ 14,237	3.11 %	3.58 %	4.57 %
米国外店 ⁽⁶⁾	22,176	29,132	36,981	864	1,081	1,741	3.90	3.71	4.71
合計	\$ 392,995	\$ 345,355	\$ 348,420	\$ 12,389	\$ 12,407	\$ 15,978	3.15 %	3.59 %	4.59 %
有利子負債合計									
米国内店の要求払い預金	\$ 16,117	\$ 27,032	\$ 8,308						
その他の無利息負債 ⁽⁵⁾	245,481	263,296	381,912						
非継続事業の負債合計	18,410	9,502	28,471						
負債合計	\$ 1,839,076	\$ 1,744,997	\$ 2,029,162						
シティグループ									
持分合計 ⁽¹¹⁾	\$ 156,478	\$ 144,510	\$ 132,708						
非支配持分	2,307	1,874	5,608						
株主持分合計 ⁽¹¹⁾	\$ 158,785	\$ 146,384	\$ 138,316						
負債および株主持分合計									
負債および株主持分合計	\$ 1,997,861	\$ 1,891,381	\$ 2,167,478						
平均利付資産に占める純利息収益の割合⁽¹²⁾									
米国内店	\$ 1,043,486	\$ 962,084	\$ 1,005,414	\$ 31,394	\$ 24,648	\$ 26,681	3.01 %	2.56 %	2.65 %
米国外店 ⁽⁶⁾	709,115	649,995	731,903	23,777	24,958	27,767	3.35	3.84	3.79
合計	\$ 1,752,601	\$ 1,612,079	\$ 1,737,317	\$ 55,171	\$ 49,606	\$ 54,448	3.15 %	3.08 %	3.13 %

- (1) 純利息収益には、2010年度の519百万ドル2009年度の692百万ドルおよび2008年度の699百万ドルの課税対象項目の調整（米国連邦法定税率35パーセントを基準とします。）が含まれます。
- (2) 金利および金額は、各資産および負債区分に関するリスク管理業務の影響を含みます。
- (3) 日次平均が入手できない場合、一部の子会社は月次平均または四半期平均を用いています。
- (4) 詳細な平均残高、受取利息および支払利息からは非継続事業が除外されています。連結財務諸表注記3をご参照ください。
- (5) 貯蓄預金は、保証型マネーマーケット口座、NOW口座およびその他の貯蓄口座で構成されます。支払利息は、FDICの預金保険料および手数料を含みます。
- (6) 平均金利は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利を反映しています。
- (7) FIN 41 (ASC 210-20-45) に基づき、貸付有価証券または買戻条件付売渡有価証券の平均残高は純額で報告されています。ただし、支払利息からはFIN 41 (ASC 210-20-45) の影響が除外されています。
- (8) デリバティブ契約の公正価値の簿価は、無利息資産およびその他の無利息負債において報告されています。
- (9) ICGのトレーディング勘定負債の支払利息は、受取利息の減少として報告されています。現金担保ポジションにおける受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に対する利息として報告されています。

- (10) 長期債務として区分される、複合金融商品および連結VIEにおける受益持分が除外されています。これらの債務は公正価値で評価され、その変動は自己勘定取引に計上されるためです。
 - (11) 非継続事業の株主持分が含まれます。
 - (12) 資産の所在に応じた資本および資金調達コストの割当額が含まれます。
- 当期の表示と一致するよう組み替えられています。

受取利息の変動の分析⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

(単位：百万ドル)	2010年度と 2009年度の比較			2009年度と 2008年度の比較		
	以下の変化による増加(減少)			以下の変化による増加(減少)		
	平均残高	平均金利	増減純額	平均残高	平均金利	増減純額
銀行預け金⁽⁴⁾	\$ (158)	\$ (68)	\$ (226)	\$ 2,129	\$ (3,725)	\$ (1,596)
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券 および売戻条件付買入有価証券						
米国内店	\$ 311	\$ (512)	\$ (201)	\$ (706)	\$ (2,390)	\$ (3,096)
米国外店 ⁽⁴⁾	372	(99)	273	(487)	(2,483)	(2,970)
合計	\$ 683	\$ (611)	\$ 72	\$ (1,193)	\$ (4,873)	\$ (6,066)
トレーディング勘定資産⁽⁵⁾						
米国内店	\$ (547)	\$ (2,076)	\$ (2,623)	\$ (4,196)	\$ (1,475)	\$ (5,671)
米国外店 ⁽⁴⁾	706	(766)	(60)	(789)	(447)	(1,236)
合計	\$ 159	\$ (2,842)	\$ (2,683)	\$ (4,985)	\$ (1,922)	\$ (6,907)
投資⁽¹⁾						
米国内店	\$ 1,916	\$ (3,513)	\$ (1,597)	\$ 746	\$ 1,069	\$ 1,815
米国外店 ⁽⁴⁾	827	(1,196)	(369)	1,261	(473)	788
合計	\$ 2,743	\$ (4,709)	\$ (1,966)	\$ 2,007	\$ 596	\$ 2,603
貸出金(前受収益控除後)⁽⁶⁾						
米国内店	\$ 3,672	\$ 6,353	\$ 10,025	\$ (2,672)	\$ (3,553)	\$ (6,225)
米国外店 ⁽⁴⁾	(1,118)	(1,336)	(2,454)	(4,574)	(4,058)	(8,632)
合計	\$ 2,554	\$ 5,017	\$ 7,571	\$ (7,246)	\$ (7,611)	\$ (14,857)
その他の利付資産	\$ 19	\$ (58)	\$ (39)	\$ (1,307)	\$ (1,694)	\$ (3,001)
受取利息合計	\$ 6,000	\$ (3,271)	\$ 2,729	\$ (10,595)	\$ (19,229)	\$ (29,824)

- (1) 課税対象項目の調整は、米国連邦法定税率35パーセントを基準としており、この表示に含まれています。
- (2) 金利/残高差異は、正味変動額の合計に対する残高の変動および金利の変動の割合に基づいて配分されています。
- (3) 詳細な平均残高、受取利息および支払利息からは非継続事業が除外されています。連結財務諸表注記3をご参照ください。
- (4) 平均金利の変動は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利の変動を反映しています。
- (5) ICGのトレーディング勘定負債の支払利息は、受取利息の減少として報告されています。現金担保ポジションにおける受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に対する利息として報告されています。
- (6) 現金による貸出金が含まれます。

支払利息および純利息収益の変動の分析⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

	2010年度と 2009年度の比較			2009年度と 2008年度の比較		
	以下の変化による増加(減少)			以下の変化による増加(減少)		
	平均残高	平均金利	増減純額	平均残高	平均金利	増減純額
<i>(単位：百万ドル)</i>						
預金						
米国内店	\$ 27	\$ (1,612)	\$ (1,585)	\$ 176	\$ (1,832)	\$ (1,656)
米国外店 ⁽⁴⁾	540	(730)	(190)	(877)	(7,592)	(8,469)
合計	\$ 567	\$ (2,342)	\$ (1,775)	\$ (701)	\$ (9,424)	\$ (10,125)
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券 および買戻条件付売渡有価証券						
米国内店	\$ (70)	\$ (121)	\$ (191)	\$ (1,136)	\$ (2,942)	\$ (4,078)
米国外店 ⁽⁴⁾	486	(920)	(434)	(1,278)	(2,476)	(3,754)
合計	\$ 416	\$ (1,041)	\$ (625)	\$ (2,414)	\$ (5,418)	\$ (7,832)
トレーディング勘定負債⁽⁵⁾						
米国内店	\$ 110	\$ (49)	\$ 61	\$ (251)	\$ (634)	\$ (885)
米国外店 ⁽⁴⁾	12	17	29	(18)	(65)	(83)
合計	\$ 122	\$ (32)	\$ 90	\$ (269)	\$ (699)	\$ (968)
短期借入金						
米国内店	\$ (32)	\$ (344)	\$ (376)	\$ (554)	\$ (1,637)	\$ (2,191)
米国外店 ⁽⁴⁾	23	(155)	(132)	(213)	(82)	(295)
合計	\$ (9)	\$ (499)	\$ (508)	\$ (767)	\$ (1,719)	\$ (2,486)
長期債務						
米国内店	\$ 1,809	\$ (1,610)	\$ 199	\$ 216	\$ (3,127)	\$ (2,911)
米国外店 ⁽⁴⁾	(269)	52	(217)	(330)	(330)	(660)
合計	\$ 1,540	\$ (1,558)	\$ (18)	\$ (114)	\$ (3,457)	\$ (3,571)
支払利息合計	\$ 2,636	\$ (5,472)	\$ (2,836)	\$ (4,265)	\$ (20,717)	\$ (24,982)
純利息収益	\$ 3,364	\$ 2,201	\$ 5,565	\$ (6,330)	\$ 1,488	\$ (4,842)

(1) 課税対象項目の調整は、米国連邦法定税率35パーセントを基準としており、この表示に含まれています。

(2) 金利/残高差異は、正味変動額の合計に対する残高の変動および金利の変動の割合に基づいて配分されています。

(3) 詳細な平均残高、受取利息および支払利息からは非継続事業が除外されています。連結財務諸表注記3をご参照ください。

(4) 平均金利の変動は、一部の国におけるインフレの影響および通貨価値修正を含め、現地の実勢金利の変動を反映しています。

(5) ICGのトレーディング勘定負債の支払利息は、受取利息の減少として報告されています。現金担保ポジションにおける受取利息および支払利息は、それぞれトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債に対する利息として報告されています。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、内部のプロセス、システムもしくは人的要因の不十分性やこれらの機能不全、または外部事由から生じる損失リスクをいいます。これには、シティが関与している商行為または市場行動に関係する評判に関するリスクおよびフランチャイズ・リスクが含まれます。オペレーショナル・リスクは、シティグループのグローバルな事業活動に内在するものであり、その他のリスク区分と同様に、全社的に行われる強力な監視と、明確に区分された独立したリスク管理との間のバランスがとられることを目的とした総体的な枠組みを通じて管理されています。この枠組みには、以下が含まれます。

- ・事業部門によるリスク負担の承認
- ・シティの独立したリスク管理担当者による監視
- ・シティの監査およびリスク・レビュー（ARR）による独立した検討

これは、オペレーショナル・リスクを、シティグループの事業の特性、当社が当社の資本および流動性を操作する市場、ならびに競争・経済・規制環境に対して適切な水準に維持することを目的としたものです。このような統制にもかかわらず、シティグループは運営上の損失を負います。

枠組み

シティグループは、オペレーショナル・リスクを監視、軽減および統制するため、包括的な方針によるシステムを維持しており、またオペレーショナル・リスクを評価および伝達し、シティグループ全体における内部統制環境の全体的な有効性を確立するための一貫した枠組みを確立しています。オペレーショナル・リスク協議会は、シティグループ全体のオペレーショナル・リスクを監視しています。同協議会のメンバーにはチーフ・リスク・オフィサーの組織の上級メンバーが含まれており、ビジネス・チーフ・リスク・オフィサーおよびリージョナル・チーフ・リスク・オフィサーの組織の代表者ならびに事業管理グループがリスク管理の多様な側面をカバーしています。同協議会は、オペレーショナル・リスクおよび関連する事象を識別し軽減することに重点を置いています。同協議会は、オペレーショナル・リスクをグローバルに管理するための、透明で、一貫性があり、かつ包括的な枠組みを確保することを目的として、各事業セグメントおよび統制機能と協力しています。

主要な事業セグメントはそれぞれ、本枠組みの要件に合致するオペレーショナル・リスク・プロセスを実行しなければなりません。オペレーショナル・リスク管理のプロセスには、以下の段階が含まれます。

- ・主要なオペレーショナル・リスクの識別および評価
- ・主要なリスク指標の設定
- ・総合的なオペレーショナル・リスク報告書の作成
- ・オペレーショナル・リスク環境を積極的に改善し、新たに発生するリスクを軽減するために、十分な資源を優先的に配置し、確保すること

オペレーショナル・リスクの基準により、事業部門内および事業部門間の双方においてオペレーショナル・リスクの効率的な伝達および軽減が促進されます。新たな商品および事業活動の展開に合わせて、各プロセスが設計、修正されまたは他の方法で代替され、またオペレーショナル・リスクが考慮されます。事業部門のオペレーショナル・リスク、過去の損失および管理環境に関する情報は、主要な各事業セグメントおよび機能分野から報告され、上級経営陣ならびにシティの取締役会のリスク管理・財務委員会および取締役会全体のために要約され報告されます。

測定およびバーゼルⅡ

事業部門は、先進的な資本モデルおよび管理を補佐するために、関係するオペレーショナル・リスクの情報を把握する必要があります。オペレーショナル・リスクに関するリスク資本モデルの改訂版が策定されており、この改訂版は、バーゼルⅡに基づく資本計算の準備に向けた段階として、主要な事業セグメントにおいて実施されました。リスク資本の計算は、バーゼルⅡに基づく「先進的測定アプローチ」としての要件を満たすことを目的としています。内部および外部の損失データが最低必要資本金の見積りの統計的モデリングをサポートするために使用されますが、この見積りはその後、オペレーショナル・リスクおよび管理環境に関する定性的なデータを反映して調整されます。

情報セキュリティと事業継続

シティグループは、情報セキュリティおよび機密・慎重に取り扱うべき顧客データの保護を優先事項としています。シティは、グラム・リーチ・ブライリー法（米国金融制度改革法）および規制ガイドラインに沿った情報セキュリティプログラムを導入しています。情報セキュリティプログラムは、顧客情報に対する脅威の発生に対応するため、定期的に見直され、強化されています。

事業継続室は、上級経営陣の支援を得て引き続きグローバルな準備体制を構築し、回復手続きを検討・検査することにより事業継続上のリスクを軽減しています。

[余白]

カントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスクの管理プロセス、ソブリン・エクスポージャー

カントリー・リスクおよびクロスボーダー・リスク

カントリー・リスク

カントリー・リスクとは、（ある国の内外での事象により発生した）ある国における事由がシティのフランチャイズの価値を損ない、またはシティに対する債務を履行する当該国内の債務者の能力に悪影響を与えるリスクです。カントリー・リスク事由には、国家債務不履行、金融危機、通貨危機、通貨の兌換性および／もしくは移転可能性に関する制限または政治的事由が含まれる場合があります。

シティグループのカントリー・リスク管理の枠組みには、個々の国およびそのリスクの継続的な分析を促進するよう考案された多数の手段および管理プロセスが含まれます。これらには、カントリー・リスク格付けモデル、シナリオ策定およびストレス・テスト、内部監察表、カントリー・リスク資本制限ならびにカントリー・リスク委員会のプロセスが含まれます。

シティグループのカントリー・リスク委員会は、現在の潜在的なカントリー・リスク事由への対応を重視しつつ、特定国のフランチャイズ内におけるシティの全体的な事業範囲を評価する上級会議です。かかる委員会は、グローバル・カントリー・リスク管理部門の主任が議長を務め、その委員として、上級事業マネージャーおよび上級リスク・マネージャーが在任しています。委員会は、一国のすべてのリスク・エクスポージャーを定期的に検討し、行動に関して勧告を行い、適切な説明責任を果たすためのフォローアップを行います。

クロスボーダー・リスク

クロスボーダー・リスクとは、米国以外の政府による措置が、とりわけ、現地通貨をそれ以外の通貨に交換することおよび／または国外への資金移動を妨げ、その結果、シティグループおよびその顧客が国境を越えて事業を遂行する能力に影響を与えるリスクです。クロスボーダー・リスクの例には、為替規制および送金制限等の外国政府による措置が含まれます。かかる措置は、資金移動またはシティグループが契約上の債務に基づく顧客からの支払いを受ける能力を制限する可能性があります。

経営陣によるクロスボーダー・リスクの監視は、正式な検討プロセスを通じて実施されますが、これには、年1回のクロスボーダー制限枠の設定、クロスボーダー・エクスポージャーの継続的監視、ならびに世界の経済状況の監視および内部クロスボーダー・リスク管理方針の策定が含まれます。

連邦金融機関検査協議会（以下「FFIEC」といいます。）の規制ガイドラインに基づき、報告されたクロスボーダー残高合計には、現地フランチャイズへの投資とその資金調達のみならず、第三者に対するクロスボーダー債権が含まれます。第三者に対するクロスボーダー債権（貿易債権、短期債権、中期債権および長期債権）には、外国為替およびデリバティブ商品に係る正味再評価益のみならず、クロスボーダーの貸出金、有価証券、銀行預金、関連会社への投資およびその他の金融資産が含まれます。

クロスボーダーの残高は、債務者または保証人の国に基づき報告されています。現金担保により担保された残高は、担保が保有されている国に割り当てられています。担保として受領した有価証券に

については、クロスボーダーの残高は有価証券の発行体の所在地において報告されます。FFIECのガイドラインに従い、クロスボーダーの売戻契約は、取引相手方の所在地に基づき表示されています。

現地フランチャイズへの投資とその資金調達は、現地国負債を上回る現地国資産に相当します。現地国資産は、当該国に所在するシティグループの支店および過半数保有子会社により計上される、現地居住者に対する債権（外部保証債権および一部の担保に関して調整が行われます。）です。現地国負債は、シティグループの米国外支店および過半数保有子会社の債務ですが、かかる債務に関しては、他のシティグループの支店によるクロスボーダー保証は付与されませんでした。

SEC規則で要求されているとおり、次表は、FFIECのクロスボーダー残高合計がシティグループの総資産の0.75パーセントを超えるすべての国を示したものです。

2010年12月31日

2009年12月31日

(単位： 十億米ドル)	第三者に対するクロスボーダー債権					現地フランチャ イズへの投資お よび現地フラン チャイズの資金 調達 ⁽¹⁾	クロス ボーダー 残高合計	コミット メント ⁽²⁾	クロス ボーダー 残高合計	コミット メント ⁽²⁾
	銀行	公共機関	民間	合計	貿易債権 および 短期債権					
フランス	\$11.2	\$10.9	\$11.2	\$33.3	\$25.9	\$2.0	\$35.3	\$49.7	\$33.0	\$61.7
インド	2.3	0.6	6.9	9.8	8.2	18.5	28.3	2.6	24.9	2.0
ドイツ	11.7	9.8	4.2	25.7	20.9	-	25.7	39.8	30.2	48.6
英国	9.5	1.0	7.4	17.9	15.9	-	17.9	97.1	17.1	130.0
メキシコ	1.2	2.2	3.1	6.5	4.1	11.1	17.6	9.5	12.8	9.4
ケイマン諸島	0.2	-	17.3	17.5	16.6	-	17.5	3.2	18.0	6.6
ブラジル	1.5	0.9	7.1	9.5	7.1	7.4	16.9	17.5	10.3	13.9
大韓民国	1.3	1.6	2.5	5.4	5.2	10.4	15.8	17.6	17.4	15.2
オランダ	4.2	2.5	6.4	13.1	8.2	-	13.1	44.3	20.3	58.6
イタリア	1.5	9.5	1.3	12.3	11.2	0.4	12.7	18.4	21.7	18.9

(1) 第三者に対するクロスボーダー債権合計に含まれています。

(2) コミットメント（クロスボーダー残高合計には含まれていません。）には、法的拘束力のあるクロスボーダー信用状、ならびにその他のコミットメントおよび偶発債務（FFIECにより定義されます。）が含まれます。FFIECが定義するコミットメントには、現地通貨建ての現地の負債により資金提供される、現地居住者に対するコミットメントが含まれます。

ソブリン・エクスポージャー

シティのソブリン・エクスポージャーの合計は、直接債務者が外国政府である貸出金（ヘッジ控除後）、未実行貸出約定、売却可能有価証券、トレーディング有価証券および売戻条件付買入有価証券の合計として定義されます。トレーディング勘定資産は、外国政府証券ならびにデリバティブおよびその他トレーディング勘定ポジションに係るその他時価評価利益で構成されています。外国支店の債務は、クロスボーダー・エクスポージャーに含まれるため、ソブリン・エクスポージャーの計算においては考慮されていません。

- ・クロスボーダー・エクスポージャーは、エクスポージャーの合計の計算において、外国支店の債権から外国支店の債務を控除します。ソブリン・エクスポージャーは、グロスのエクスポージャーを含むものであり、エクスポージャーの合計の計算においては外国支店の債務を考慮しません。
- ・未実行約定はクロスボーダー・リスクの残高合計の計算において考慮されません。

- ・ ソブリン・エクスポージャーにはヘッジの影響が含まれますが、クロスボーダー・リスクには含まれません。

2010年12月31日現在のシティのソブリン・エクスポージャーの合計は約2,650億ドルであり、そのうちの約94パーセントが投資適格国、約6パーセントが投資不適格国によって構成されています。

ベネズエラでの事業

ベネズエラ政府が2003年に通貨規制を法制化したため、シティグループはベネズエラ国内において公定外国為替相場で米ドルを自由に入手することができなくなりました。2010年5月に、同国政府は並行外国為替市場を閉鎖する新しい法律を制定し、新外国為替市場を開設しました。シティグループはこの新市場において米ドルを入手することができません。シティグループは、米ドルが機能通貨となっているベネズエラでの事業についての財務諸表上の外国通貨取引を、公定レートで米ドルに再評価しています。2010年12月31日現在、シティグループはベネズエラでの事業において、ボリバル建ての純通貨資産約200百万ドルを保有していました。

デリバティブ

シティグループのデリバティブ活動に関する議論および開示については、連結財務諸表注記23をご参照ください。以下の議論はデリバティブ債務者情報、デリバティブの公正価値およびクレジット・デリバティブ活動に関するものです。

デリバティブの公正価値調整

シティグループがそのデリバティブの簿価に適用した公正価値調整は、以下の項目で構成されています。

- ・流動性調整は、ポジション全体を現金化した場合の価格が公正価値に確実に反映されるようにするため、公正価値階層のレベル2またはレベル3の項目に適用されます（詳細については連結財務諸表注記25をご参照ください。）。流動性準備金は、ポジションの規模を考慮し、調整された金融商品のビッド／オファー・スプレッドに基づいて設定されます。
- ・信用評価調整（以下「CVA」といいます。）は店頭デリバティブ商品に適用されますが、その際、基礎評価においては、通常、LIBOR金利曲線を用いて予想キャッシュ・フローが割り引かれます。関連するLIBOR金利曲線によって示されるのと同じ信用リスクをすべてのカウンターパーティーが負うわけではないため、CVAにおいては、カウンターパーティー信用リスクおよびシティ自身の信用リスクの市場見通しも評価に盛り込む必要があります。

シティグループのCVAの手法は2段階から成ります。第一に、将来の時点における一連の予想キャッシュ・フローを算出するために、すべての個別のデリバティブ・ポジションの条件およびモンテカルロ・シミュレーションまたはその他の量的分析を用いて、各カウンターパーティーのエクスポージャー・プロフィールが決定されます。このエクスポージャー・プロフィールの計算においては、担保差入現金またはその他の担保およびネットティング契約等の取決めを通じてカウンターパーティーとの間に存在する、すべての法的な相殺権を含む信用リスク軽減措置の効果が考慮されます。カウンターパーティーとの間の強制執行可能なマスターネットティング契約に服する個別のデリバティブ契約がこのために統合されるのは、それらの正味キャッシュ・フローの総額が不履行リスクの対象となるためです。このプロセスにおいては、信用評価調整の測定の基礎として、当期に認識された純資産または負債が用いられるのではなく、不履行リスクの対象となる特定かつ将来の一定時点におけるキャッシュ・フローが確認されます。

第二に、クレジット・デフォルト・スワップ市場において観測された実際の信用スプレッドに由来するデフォルト確率に対する市場の見方が、第1段階で決定された予想将来キャッシュ・フローに適用されます。当社自身の信用のCVAは、関連する契約期間中に関するシティ特有のクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」といいます。）スプレッドを用いることで決定されます。通常、カウンターパーティーのCVAは、各信用格付けおよび契約期間のCDSスプレッド指標を用いて決定されます。個別の分析が実施可能な特定のファシリティの一部については（たとえば、モノライン保険会社であるカウンターパーティーへのエクスポージャー）、カウンターパーティー特有のCDSスプレッドが用いられます。

信用評価調整は、デリバティブ・ポートフォリオに内在する信用リスクに対する市場の見方を盛り

込むことを目的としています。しかしながら、デリバティブ商品の大半は双方向の随意契約であり、第三者に譲渡されることは一般的ではありません。デリバティブ商品は通常、契約により決済され、または、期前解約の場合には、カウンターパーティー間で交渉した価格により解約されます。そのため、CVA（カウンターパーティーおよび当社自身の信用の双方）は、通常の業務の過程では決済または解約の際に現実化しない可能性があります。さらに、信用評価調整の全部または一部は、シティもしくはそのカウンターパーティーの信用リスクの変化またはデリバティブ商品に関連する信用リスク軽減措置（担保およびネットティング契約）の変更があった場合には、将来において取り消されるかまたはその他の方法により調整される可能性があります。

下表は、デリバティブ商品の公正価値に適用された2010年12月31日および2009年12月31日付のCVAを要約したものです。

(単位：百万ドル)	信用評価調整負債控除（資産控除）	
	2010年12月31日	2009年12月31日
モノライン保険会社以外のカウンターパーティー シティグループ（当社自身）	\$ (3,015) 1,285	\$(3,010) 1,401
モノライン保険会社以外の正味CVA モノライン保険会社であるカウンターパーティー ⁽¹⁾	\$ (1,730) (1,548)	\$(1,609) (5,580)
CVA合計—デリバティブ商品	\$ (3,278)	\$(7,189)

(1) モノライン保険会社であるカウンターパーティーとのデリバティブ商品に関する CVA の減少には、2010 年度の充当額／戻入額 35 億ドルが含まれます。

下表は、デリバティブ商品に係る信用評価調整の変更に関連する税引前利益（損失）（ヘッジ控除後）を要約したものです。

(単位：百万ドル)	信用評価調整損益	
	2010年度	2009年度 ⁽¹⁾
デリバティブのCVA（モノライン保険会社を除きます。）	\$ 119	\$ 2,189
モノライン保険会社であるカウンターパーティーに関するCVA	522	(1,301)
CVA合計—デリバティブ商品	\$ 641	\$ 888

(1) 当年度の表示に一致するように組み替えられています。

上記の信用評価調整の金額は、デリバティブ・ポートフォリオにのみ関連し、以下は含まれません。

- ・公正価値オプションに基づき公正価値により測定される非デリバティブ負債についての当社自身の信用調整。詳細については連結財務諸表注記25をご参照ください。
- ・非デリバティブ商品に内包されるカウンターパーティー信用リスクの影響。カウンターパーティー信用リスクに関連する社債および貸出金等の非デリバティブ商品による損失は、上表には含まれません。

クレジット・デリバティブ

シティグループは、自己の勘定において、また顧客の代理の双方の立場で、様々なクレジット・デリバティブのマーケット・メーカーおよび取引を行います。これらの契約を通じて、シティグループは、単名またはポートフォリオ・ベースで、保証を購入または売却します。シティは、主としてその

法人向け貸出金ポートフォリオおよび他の現金ポジションにおける信用リスクの軽減を促進し、顧客取引を容易にするために、クレジット・デリバティブを使用しています。

クレジット・デリバティブにおいては、通常、予め定められた事由（以下「決済トリガー」といいます。）が生じた際、信用補完の売り手が買い手に支払いを行うことが要求されます。これらの決済トリガーは、デリバティブおよび参照クレジットの形式により定義され、通常、市場での基準における債務の返済不能および当該参照クレジットの破産（または類似の事由）に限定されますが、より限定された範囲の取引においては、債務の条件変更が含まれる場合があります。

新興市場の参照クレジットを参照するクレジット・デリバティブ取引には、通常、追加の決済トリガーとして債務の早期償還および債務履行拒否のリスクまたは支払猶予も含まれます。参照クレジットまたはアセット・バック証券のポートフォリオに関する一定の取引において、保証の売り手は、ポートフォリオに関して特定の損失額が発生するまで支払いを行う必要がないこと、および／または特定の金額まで損失を埋め合わせる支払いのみを行えばよい場合があります。

下表は、2010年12月31日および2009年の12月31日現在における、カウンターパーティーおよびデリバティブの形態別にみたシティのクレジット・デリバティブ・ポートフォリオの主要な特性を要約したものです。

2010年12月31日 (単位：百万ドル)	公正価値		受益者	想定金額 保証人
	受取	支払		
産業／カウンターパーティー別：				
銀行	\$ 37,586	\$ 35,727	\$ 820,211	\$ 784,080
ブローカー・ディーラー	15,428	16,239	319,625	312,131
モノライン保険会社	1,914	2	4,409	-
金融関係以外の会社	93	70	1,277	1,463
保険会社その他の金融機関	10,108	7,760	177,171	125,442
産業／カウンターパーティー別合計	\$ 65,129	\$ 59,798	\$ 1,322,693	\$ 1,223,116
形態別：				
クレジット・デフォルト・スワップおよび オプション	\$ 64,840	\$ 58,225	\$ 1,301,514	\$ 1,221,211
トータル・リターン・スワップおよびその他	289	1,573	21,179	1,905
形態別合計	\$ 65,129	\$ 59,798	\$ 1,322,693	\$ 1,223,116
格付け別：				
投資適格	\$ 20,480	\$ 17,281	\$ 598,179	\$ 532,283
投資不適格 ⁽¹⁾	44,649	42,517	724,514	690,833
格付け別合計	\$ 65,129	\$ 59,798	\$ 1,322,693	\$ 1,223,116
満期別：				
1年以内	\$ 1,716	\$ 1,817	\$ 164,735	\$ 162,075
1年超5年以内	33,853	34,298	935,632	853,808
5年超	29,560	23,683	222,326	207,233
満期別合計	\$ 65,129	\$ 59,798	\$ 1,322,693	\$ 1,223,116

2009年12月31日 (単位：百万ドル)	公正価値		受益者	想定金額 保証人
	受取	支払		
産業／カウンターパーティー別：				
銀行	\$ 52,383	\$ 50,778	\$ 872,523	\$ 807,484
ブローカー・ディーラー	23,241	22,932	338,829	340,949
モノライン保険会社	5,860	-	10,018	33
金融関係以外の会社	339	371	1,781	623
保険会社その他の金融機関	10,969	8,343	109,811	64,964
産業／カウンターパーティー別合計	\$ 92,792	\$ 82,424	\$ 1,332,962	\$ 1,214,053
形態別：				
クレジット・デフォルト・スワップおよび オプション	\$ 91,625	\$ 81,174	\$ 1,305,724	\$ 1,213,208
トータル・リターン・スワップおよびその他	1,167	1,250	27,238	845
形態別合計	\$ 92,792	\$ 82,424	\$ 1,332,962	\$ 1,214,053
格付け別：				
投資適格	\$ 26,666	\$ 22,469	\$ 656,876	\$ 576,930
投資不適格 ⁽¹⁾	66,126	59,955	676,086	637,123
格付け別合計	\$ 92,792	\$ 82,424	\$ 1,332,962	\$ 1,214,053
満期別：				
1年以内	\$ 2,167	\$ 2,067	\$ 173,880	\$ 165,056
1年超5年以内	54,079	47,350	877,573	806,143
5年超	36,546	33,007	281,509	242,854
満期別合計	\$ 92,792	\$ 82,424	\$ 1,332,962	\$ 1,214,053

(1) 格付けされていないクレジット・デリバティブ商品も含まれています。

上表に記載された公正価値は、ネットティング契約、現金担保および市場評価調整または信用評価調整適用前のものです。

シティグループは、顧客のために二方向からマーケット・メーカー業務を積極的に行い、また信用リスクの管理を行って、様々なクレジット・デリバティブ商品のトレーディングに積極的に参加しています。このような活動のほとんどは、銀行およびブローカー・ディーラーの両方を含む他の金融仲介業者との間で行われたものです。シティグループでは、通常、売却した保証と購入した保証の想定元本の合計は一致しておらず、シティグループが希望する場合には、相殺クレジット・デリバティブ契約を締結するよりも、むしろ直接的に参照資産を保有することがあります。クレジット・デリバティブ契約からのオープン・リスク・エクスポージャーは、参照資産における一定の現金ポジションの考慮後、および（デュレーションに基づく同等の基準によるか、または海外で発行されるストラクチャーにおける劣後レベルを反映するための）想定元本の調整後のエクスポージャーと概ね一致しています。

シティは、クレジット・デリバティブ契約における当社カウンターパーティーの信用リスクを積極的に監視しています。2010年12月31日現在の総債権の約89パーセントおよび2009年12月31日現在の総債権の約85パーセントは、それぞれシティが担保契約を保持しているカウンターパーティーからのものです。（当社に対する債権残高における）シティの上位15のカウンターパーティーの大部分は、銀行、金融機関または他のディーラーです。これらのカウンターパーティーとの契約には、格付けに基づく終了事由は含まれません。ただし、カウンターパーティーの格下げは、シティグループが追加担保を必要とする基準を下げることにより、影響が生じることがあります。残りの重要なカウンターパーティーの多くは、モノライン保険会社です（上記のとおりCVAが行われています。）。

重要な会計方針および重要な見積り

連結財務諸表注記1には、最近公表された会計処理に関する意見についての議論を含め、シティグループの重要な会計方針の概要が記載されています。かかる方針および経営陣が行う見積りは、シティの事業および財政状態の表示に不可欠です。これらの方針はすべて、経営陣による一定水準の判断および見積りを必要とするものですが、本項では、時折、本質的に不確実で変化しやすい事項について非常に困難で複雑な、あるいは主観的な判断および見積りを経営陣に要求する重要な会計方針を取り上げ、考察しています。経営陣は、これらの重要な会計方針、関係する見積りおよび判断の各々について、取締役会の監査委員会と協議しています。これらの方針に関する追加情報は、連結財務諸表注記1で確認することができます。

金融商品の評価

シティグループは、確定収益証券および持分有価証券、デリバティブ、証券化における留保持分、プライベート・エクイティへの投資ならびにその他の金融商品を保有しています。また、シティグループは、売戻条件付で有価証券を購入し、買戻条件付で有価証券を売却します。シティグループは、顧客のニーズに応えるため、流動性ニーズおよび金利リスクを管理するため、また自己勘定取引およびプライベート・エクイティへの投資のために、連結貸借対照表において投資、トレーディング勘定資産および負債ならびに売戻契約および買戻契約を保有しています。

上記の資産および負債は実質上すべて、シティグループの連結貸借対照表に公正価値で計上しています。また、特定の貸出金、短期借入金、長期債務および預金ならびに現金を担保とする特定の借入有価証券および貸付ポジションは、公正価値で計上されています。2010年12月31日には資産合計の約37.3パーセントおよび負債合計の約16.6パーセントが、2009年12月31日には資産合計の約37.6パーセントおよび負債合計の約16.5パーセントが、公正価値で計上されていました。

シティは、市場価格が入手可能な場合には、一般に市場価格を使用して公正価値を決定し、それらの項目をASC 820-10「公正価値の測定および開示」に基づいて定められた公正価値階層のレベル1に分類しています（連結財務諸表注記25をご参照ください。）。市場価格が入手不能な場合は、現在の市況に基づく市場変数または独立した情報源から入手した市場変数（金利、為替レート、オプション・ボラティリティ等）を使用して内部的に開発した評価モデルを用いて、公正価値を決定しています。モデルが内部的に開発され、重要な商品のプライシングを行うために使用される場合、モデルは独立した人員による検証およびテストを受けます。当該モデルはしばしば、割引キャッシュ・フロー分析に基づいています。また、内部的に開発した評価手法を使用して評価した項目は、当該評価の際に重要となるデータまたは価格決定要因のうち、最もレベルの低いものに基づいて分類されます。このため、容易に観察可能な重要なデータが存在する場合でも、レベル3に分類される可能性があります。

金融危機によりいくつかの市場では流動性が低くなり、それに伴って、シティグループの評価手法において使用される特定の観察可能なデータが入手しづらくなりました。少なくとも一定の市場におけるこのような流動性の低い状態は、2010年度を通して継続しました。これらの市場において再び流動性が高まった場合、評価においては、内部で計算された値の検証に際し、関連する観察可能な入力データが再び使用されることとなる予定です。シティグループの公正価値分析に関する追加情報につ

いては、「グローバル・リスクの管理」および「貸借対照表の検討」をご参照ください。

公正価値の変動の認識

トレーディング勘定資産および負債ならびに公正価値で計上された他のすべての資産（売却可能有価証券および適格キャッシュ・フローのヘッジ関係におけるデリバティブを除きます。）および負債の評価額の変動は、連結損益計算書に計上されます。売却可能有価証券の評価額の変動は、償却および与信の減損ならびに適格キャッシュ・フローのヘッジ関係におけるデリバティブの価格変動の実効部分を除き、一般に連結貸借対照表の株主持分の構成項目であるその他包括利益（損失）累計額（以下「AOCI」といいます。）に計上されます。シティの関係する方針および手続きの詳細は、連結財務諸表注記1、25、26および27でそれぞれ確認することができます。

一時的でない減損の評価

シティグループは、減損が一時的か否かを評価するために、未実現損失が発生しているすべての有価証券を定期的に見直し、その結果を文書化しています。2009年1月1日まで、当該見直しはFSP FAS第115-2号およびFAS第124-2号（現在はASC320-10-35「投資—負債及び持分証券—その後の測定」）に従って実施されており、一時的でないと判断された未実現損失は、連結損益計算書に直接計上されてきました。2009年1月1日、シティグループはASC 320-10を適用しました。したがって、シティが売却する予定がなく、売却が必要となる可能性のない負債証券に関連する信用関連の減損は、連結損益計算書に認識され、信用関連以外の減損はAOCIに認識されます。その他の減損負債証券については、すべての減損が連結損益計算書に計上されます。個別の有価証券の現在の公正価値が償却原価を下回る場合には、未実現損失が存在します。売却可能有価証券に関して、本質的に一時的であると判断される未実現損失は、税引後の金額でAOCIに計上され、満期保有目的有価証券に関する未実現損失は、これらの投資が償却原価で（一時的でない減損があればこれを差し引いて）計上されているため、AOCIには計上されません。トレーディング勘定資産から満期保有目的に振り替えられた負債証券の償却原価は、振替日の当該証券の公正価値と定義されています。売却可能から満期保有目的に振り替えられた負債証券の償却原価は、当初購入原価に利息の調整額または償却額を加減算した金額から、損益に計上された減損を差し引いたものと定義されています。

当該証券の分類が、売却可能であるか、または満期保有目的であるかに関らず、シティは減損について、各ポジションを評価しています。

追加の議論については連結財務諸表注記15をご参照ください。

公正価値による測定に関する主要な統制

シティのプロセスには、特に、公正価値モデルが内部で開発され、重要な商品の価格を決定するために使用される場合に、当該公正価値が適切に測定されるよう確保することを企図する数多くの主要な統制が含まれます。当該統制には、当該モデルを作成した人員から独立した資格ある人員によって検証モデルが検証されることを要するモデル検証方針、ならびに検証不能な入力データを使用した評価が上級経営陣によって定期的に確認および監視されるよう確保するための上申手続が含まれます。

信用評価調整（CVA）手法

ASC 820-10は、シティが公正価値で計上している負債の市場価値を決定する際には、シティ自身の信用リスクを考慮するよう要求しています。これらの負債には、デリバティブ商品のほか、公正価値オプションが選択された債務およびその他の負債が含まれます。信用評価調整（以下「CVA」といいます。）は、貸借対照表上、関連する負債の公正価値（簿価）までの減額または増額として認識されません。

貸倒引当金

経営陣は、連結貸借対照表上の実行済み貸出金ポートフォリオに内在する予想損失の見積りに対して、貸倒引当金の形で引当金を計上しています。これらの引当金は、取締役会の監査委員会が承認したシティグループの貸倒引当金方針に基づいて設定されています。シティのチーフ・リスク・オフィサーおよび最高財務責任者は四半期ごとに、該当の各事業分野のリスク管理部門および財務部門担当の代表者とともに貸倒引当金の妥当性について検討します。

分類可能な形で管理されているポートフォリオ（内部の信用リスク格付けが付与されています。）（主としてICG、地域別個人向け銀行業務部門および地域別個人向け融資業務）または修正された個人向け貸出金であって、借り手の財政的困難によって猶予が認められたものを有する事業分野を担当する上記代表者は、実行済みおよび未実行の貸出金ポートフォリオに対して推奨される引当金残高を、それを裏付ける量的・質的データとともに提示します。量的データには以下が含まれます。

- ・ 事業部門の分類可能な形で管理されているポートフォリオ内の不稼働かつ均質的でないエクスポージャーに対する予想損失の見積り、および残高のより少ない均質な減損貸出金であって、借り手の財政的困難によって条件が修正されており、借り手に対して猶予が認められたと判断されたもの。この見積りの決定にあたっては、必要に応じて、(i) 貸出金の当初の実効利率で割り引かれた将来の予想キャッシュ・フローの現在価値、(ii) 借り手の全般的な財政状態、資産および支払実績、(iii) 金銭的な義務を負う保証人からの支援の見込みや担保の実現可能価値が考慮されることがあります。将来の予想キャッシュ・フローの現在価値に基づいて減損が測定された場合、現在価値の変動額全部が貸倒引当金繰入額に計上されます。
- ・ 正常債権および僅少な不稼働エクスポージャーに関して分類可能な形で管理されているポートフォリオに内在する統計学的に計算された損失。計算は、(i) 信用リスク格付け（大手格付機関のリスク格付けに類似したもの）に関するシティグループの内部システム、ならびに(ii) 過去の債務不履行および損失に関するデータ（1983年から2010年までのデフォルト率に関する格付機関の情報を含みます。）ならびに債務不履行時の損失の深刻度に関する1970年代初頭までの内部データに基づいています。
- ・ その他の調整には、(i) 与信サイクルにおける過去のデフォルト率の推移をカバーするために統計学的に計算された見積り、不良債権の損失の深刻度の推移、グローバル・ポートフォリオにおける大口債務者の集中度合い、(ii) 現在の環境要因や与信動向等、特に認識されている項目に関して実施される調整があります。

また、小口で均質的な貸出金を含む延滞管理ポートフォリオを有する事業分野を担当しているリスク管理および財務スタッフの双方の代表者は、貸出金の延滞およびポートフォリオの規模の変化等の金融に関する先行指標ならびに住宅価格、失業率およびGDP等の景気動向に基づいて、推奨される引当金残高を提示します。この手法は、これらのポートフォリオが存在するそれぞれ異なる地理的地域内の個別商品毎に個別に適用されます。

この評価プロセスは膨大な見積りと判断を必要とします。この検討では、とりわけ債務不履行の頻度、リスク格付け、損失回収率、個別の大口債権の規模および多様性、外貨建債務の履行に必要な債務者の外貨調達能力がすべて考慮されます。これらの見積りの変更は、四半期の与信費用に直接影響を及ぼす可能性があり、引当金の変更をもたらす可能性があります。引当金の変更は、連結損益計算書の「貸倒引当金繰入額」に直接影響を及ぼします。

未実行貸出約定に関する引当金

未実行貸出約定およびスタンドバイ信用状に関連した期待損失の引当金の計算には、貸倒引当金と同様の手法が用いられています。この引当金は連結貸借対照表上、その他負債に区分されます。未実行貸出約定に関する引当金の変更は、連結損益計算書の「未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額」に直接影響を及ぼします。

貸倒引当金および関係する勘定に関する詳細は、「グローバル・リスクの管理」―「信用リスク」ならびに連結財務諸表注記1および17をそれぞれご参照ください。

証券化

シティグループはバランスシートの強化策として、また、市場において競争力のある調達金利を得るために、複数の異なる資産区分を証券化しています。こうした証券化プログラムに基づき、資産は信託に譲渡され、信託はこれを資金調達のために担保として利用します。信託財産からのキャッシュ・フローは、対応する信託証券に係る負債の支払いに使用されます。信託の構造が一定の会計指針を満たしている場合、信託財産は売却されたものとして取り扱われ、以後、シティの資産として計上されません。かかる指針を満たしていない場合、資産は引き続きシティの資産として計上され、資金調達活動はシティグループの連結貸借対照表上で負債として計上されます。

シティグループは、顧客による金融資産の証券化を支援するとともに、金融市場で購入した金融資産をパッケージ化し、証券化しています。また、シティは設立される証券化法人に対して事務処理、資産運用、引受け、流動性ファシリティおよび／またはその他のサービスを提供したり、これらの金融資産のいくつかについて引き続きサービス提供を行ったりする場合があります。

適格特別目的会社（以下「QSPE」といいます。）の削除およびVIEのための連結モデルの変更

2009年6月、FASBは、SFAS第166号「金融資産の譲渡の会計処理、FASB基準書第140号の修正」（以下「SFAS第166号」といいます。現在はASCトピック860に編入されています。）およびSFAS第167号「FASB解釈指針第46(R)号の改訂」（以下「SFAS第167号」といいます。現在はASC 810に編入されています。）を公表しました。シティグループは両基準を2010年1月1日に採用しました。シティグループはSFAS第166号およびSFAS第167号を非遡及的に選択しています。従って、過年度分は修正されていません。

SFAS第166号では、QSPEの概念が米国GAAPから削除されており、金融資産譲渡の会計に係る方針が修正されています。SFAS第167号では連結モデルについて3つの主要な変更が記載されています。第一に、これまでQSPEとして取り扱われていた事業体は新しいSFAS第167号の範囲に含まれています。第二に、VIEを連結すべき当事者（主たる受益者）の判断方法を、かつての定量的リスクおよび経済価値に基づいて判断するモデルから、VIEに対して潜在的に重要な便益と損失の双方の「支配力」を持つ当事者を定性的に判断する方法へ変更しました。支配力を持つ当事者は、VIEの経済的な業績に最も重大な影響を与えるVIEの活動を管理する能力を有します。第三に、この新基準は、主たる受益者につき、状況が変更次第いつでも、再評価することを求めています。かつての規定では、一定の再考事由が生じた時にのみ、主たる受益者の見直しが必要でした。

シティグループは、これらの新しい会計基準を導入した結果、現在関与している一部のVIEおよび従来のQSPEを連結しました。

さらに、資産の一部の譲渡を含む、SFAS第140号では売却とみなされたであろう特定の資産譲渡は、新基準のもとでは担保付借入とみなされます。

SFAS第167号に従ってシティグループは、2010年1月1日、一定のVIEおよび従来のQSPEを新たに連結するための3つのアプローチを採用しました。1つ目のアプローチでは、VIEおよび従来のQSPEの資産、負債および非支配持分は、まず簿価（シティグループがこれらのVIEおよび従来のQSPEを常に連結していた場合に連結財務諸表に計上される資産、負債および非支配持分の金額）での測定を要求されました。2つ目のアプローチは、資産を未払元本金額で測定するもので、簿価の使用が実務的でない場合に採用されました。3つ目のアプローチでは公正価値オプションが選択されることになり、一部の指定されたVIEおよび従来のQSPEのすべての金融資産および負債がSFAS第167号を適用する際に公正価値で計上され、その後継続的に時価評価され、公正価値の変動は損益に計上されました。

シティグループは、2010年1月1日にすべての規定のVIEおよび従来のQSPEを簿価または未払元本金額で連結しました。ただし、特定の自社名住宅抵当およびミューチュアルファンド後払販売手数料のVIEは除外され、これには公正価値オプションが選択されました。下表は、このアプローチを適用した場合の新しい会計基準の適用による影響額を表示しています。

近々適用されるこれらの変更により、現時点において会計目的上連結または連結除外が予想されるVIEおよび従来のQSPEの2010年1月1日におけるGAAP資産およびリスク加重資産への増分影響額は、以下のとおりです。

(単位：十億ドル)	増分	
	GAAP資産	リスク加重資産 ⁽¹⁾
連結の影響		
クレジットカード	\$ 86.3	\$ 0.8
コマーシャル・ペーパー導管会社	28.3	13.0
学生ローン	13.6	3.7
自社名個人向け抵当	4.4	1.3
州のテンダー・オプション・ボンド	0.6	0.1
CLO	0.5	0.5
ミューチュアルファンド後払販売手数料	0.5	0.5
小計	\$ 134.2	\$ 19.9
連結除外による影響		
CDO ⁽²⁾	\$ 1.9	\$ 3.6
株式連動債 ⁽³⁾	1.2	0.5
合計	\$ 137.3	\$ 24.0

- (1) リスク加重資産（以下「RWA」といいます。）の正味増加は、SFAS第166号／第167号の採用により計上された130億ドルの貸倒引当金（以下「LLR」といいます。）のRWA総額からの控除を主に反映して、100億ドルでした。これは、Tier 2 資本に含むことのできるLLRに係る1.25パーセントの制限を超えています。
- (2) SFAS第167号の適用により、ASC 810（FIN46第(R)号）の規定に基づき過去に連結されていた特定の合成および現金担保証券（以下「CDO」といいます。）を有するVIEが連結除外となりました。これらの合成CDOの連結除外の結果、シティグループの連結貸借対照表には現在、過去の連結の際には消去されたこれらのVIEと締結した購入および売却クレジット・デフォルト・スワップに関する流動債権および債務の認識が反映されています。特定の現金CDOの連結除外は、GAAP資産に最小限の影響を与えていますが、リスク加重資産に大幅な増加をもたらしています。シティグループのトレーディング勘定におけるリスク加重資産への影響は、連結の際にこれらのVIEが保有していた投資適格証券の大部分を、連結除外の際にこれらのVIEが発行した投資不適格証券または非格付証券のシティグループ持分と置き換えることによって生じます。
- (3) シティグループがVIE発行の債券の過半数を買い戻し、かつ保有していたために、ASC 810（FIN第46(R)号）の規定に基づき過去に連結されていた特定の株式連動債の顧客仲介取引は、シティグループがVIEの経済実績に最も大きな影響を与えるVIEの活動を管理する権限を有さないため、SFAS第167号の適用により、連結除外となります。連結除外に伴い、シティグループの連結貸借対照表には、VIEが発行した株式連動債およびシティグループがトレーディング資産として保有している株式連動債ならびに前払株式デリバティブの形式の関連するトレーディング負債が反映されています。これらのトレーディング資産およびトレーディング負債は過去の連結の際には消去されていました。

下記の表には、SFAS第166号／第167号の採用によるシティグループのGAAP資産、負債および株主持分への増分影響額が反映されています。

(単位：十億ドル)

2010年1月1日現在

資産	
トレーディング勘定資産	\$ (9.9)
投資	(0.6)
貸付金	159.4
貸倒引当金	(13.4)
その他資産	1.8
資産合計	\$ 137.3
負債	
短期借入金	\$ 58.3
長期債務	86.1
その他負債	1.3
負債合計	\$ 145.7
株主持分	
繰越利益	\$ (8.4)
株主持分合計	(8.4)
負債および株主持分合計	\$ 137.3

上記の表には、(i) シティグループが取引当事者として資産の移転および売却処理を従来のQSPE に対して行ったQSPEの資産2010年1月1日より前に行った分(合計でおよそ7,120億ドル)、および (ii) これまでは非連結で、かつ新しい会計基準により連結を要求されることになるシティグループ が関与する重要なVIEの2010年1月1日現在の資産(およそ2,192億ドル)が反映されています。多様な取引構造ならびに従来の各QSPEおよびVIEにおけるシティグループの関与度合により、従来のQSPEおよびVIEのシティが関与する部分のみが連結されることが要求されました。

さらに、2010年1月1日における新会計基準導入による累積的影響額として、総額84億ドル(税引後)を繰越利益に計上することになりました。当該金額は、134億ドルの繰越利益(主に貸倒引当金の設定および保有する残余持分の戻入りに関連します。)に計上された合計額(税引前)の影響および関連する50億ドルの繰延税金資産の認識を反映しています。

これらの新会計基準の適用によるシティグループの一部の規制資本比率への影響額は、SFAS第166号/第167号に関して最近公表された最終的なリスクベースの自己資本比率規制に関する規則の即時適用を反映しています。

	2010年1月1日現在
	影響
Tier 1 資本	(141) bps
資本合計	(142) bps

一定の投資ファンドの非連結

FASBは2010年度第1四半期に、会計基準更新第2010-10号「連結(トピック810)、一定の投資ファンドに関する変更」(ASU2010-10)を公表しました。ASU2010-10では、下記の基準が満たされた場合、SFAS第167号の要件が繰り延べられます。

- ・連結のために評価される事業体が定義どおりの投資会社であるか、または業界の慣行に基づき投

資会社と一致した測定基準を適用することが容認可能な事業体であること。

- ・報告企業が、事業体にとって潜在的に多額である可能性のある事業体の損失に対して資金を提供する、明示的または黙示的義務を有さないこと。または、
- ・連結のために評価される事業体が、証券化事業体、資産担保融資を行う事業体、またはかつて適格特別目的会社とみなされていた事業体ではないこと。

シティグループは、自らが管理する投資ビークルの大半はこれらの基準を満たすため、SFAS第167号の要件の繰延措置を受けていると判断しています。当該ビークルは、SFAS第167号が施行されるまでは、FIN46第(R)号(ASC810-10)の要件に基づき継続的に評価されます。

特定の投資ビークルがSFAS第167号の連結要件に服しているとシティが判断している場合、SFAS第167号の当初の適用に伴ってなされた連結の決定は、SFAS第167号の実施に先立ってASC810-10の要件に基づきなされた連結の決定と一致しています。

のれん

シティグループが連結貸借対照表に計上したのれんの残高は、2010年12月31日現在は262億ドル（資産の1.4パーセント）、2009年12月31日現在は254億ドル（資産の1.4パーセント）でした。2009年度および2010年度には、のれんの減損は計上されませんでした。2008年12月31日付で実施した減損テストの結果、96億ドルの減損費用が計上されました。減損の内訳は、地域別個人向け銀行—北米に関する税引前費用23億ドル（税引後20億ドル）、地域別個人向け銀行—ラテンアメリカに関する税引前費用43億ドル（税引後41億ドル）、および地域別個人向け融資業務—その他に関する税引前費用30億ドル（税引後26億ドル）でした。

のれんは、最初に計上された日現在のシティの報告単位に配分されています。のれんは一旦報告単位に配分されると、個々の取得対象が識別されることは通常はなくなりますが、その代わりに報告単位全体として識別されることとなります。その結果、各報告単位の公正価値全額が、当該報告単位に配分されたのれんの価値をサポートするために利用可能となります。2010年12月31日現在、シティグループは、既に述べたように、3つの中核事業セグメントで事業を行っています。のれんの減損テストは、事業セグメントの一つ下の階層である報告単位において実施されます。

2010年度の報告単位構造は、シティの組織構造の変更により2009年度第2四半期に特定された報告単位と一致しました。2010年度中、のれんに関する処分時の配分および減損テストは当該報告単位に基づいて行われました。この9の報告単位は、地域別個人向け銀行業務部門—北米、地域別個人向け銀行業務部門—ヨーロッパ・中東・アフリカ、地域別個人向け銀行業務部門—アジア、地域別個人向け銀行業務部門—ラテンアメリカ、証券および銀行業務、トランザクション・サービス、証券およびアセット・マネジメント、地域別個人向け融資業務—カードおよび地域別個人向け融資業務—その他でした。

ASC 350「無形資産—のれんおよびその他」に基づき、のれんの減損の分析は2段階で行われます。第1段階では、個々の報告単位の公正価値とその簿価（のれんを含みます。）が比較されます。当該報告単位の公正価値が簿価を上回っている場合は、関連するのれんについて減損はないとみなされ、それ以上の分析は不要となります。当該報告単位の簿価が公正価値を上回っている場合は、減損の兆候があるとして、当該報告単位の減損の金額（もしあれば）を測定するために減損テストの第2段階

が実施されます。

テストの第2段階においては、必要であれば、対象である各報告単位について、のれんの想定公正価値が計算されます。のれんの想定公正価値は、企業結合において認識されるのれんの金額と同じ方法で決定されます。すなわち、第1段階で決定された報告単位の公正価値が、当該報告単位を取得すると仮定した場合の純資産および識別可能無形資産の公正価値を超える金額です。当該報告単位に配分されたのれんが、プロ・フォーマベースでの購入価格の配分における当該のれんの想定公正価値を超える場合は、超過分が減損費用として計上されます。その後認識された減損費用は、報告単位に配分されたのれんを超えてはならず、当該報告単位の公正価値が回復した場合でも戻し入れることはできません。

のれんの減損テストには経営陣の判断が介在しますが、これには報告単位の簿価が個々の報告単位の公正価値によってサポートされ得るのか否かについて、マーケット・アプローチ（利益倍率および／または取引価格倍率）および／またはインカム・アプローチ（割引キャッシュ・フロー（DCF）法）等の広く認められた評価手法を使用して評価することが必要です。これらの手法を適用する場合、シティは、実際の営業損益、将来の事業計画、経済見通し、および市場データを含む多数の要因を利用しています。経営陣は、シティの評価プロセスを補佐する独立した評価専門家を雇うことがあります。

2008年度中、シティグループの一定の報告単位において著しい不利な変化が生じ、また主に米国において金融部門のボラティリティが高まったため、シティグループは、2009年度、以下の報告単位の全部または一部のシティの評価を補佐する独立した評価専門家を雇用しました。すなわち、地域別個人向け銀行業務部門—北米、地域別個人向け銀行業務部門—ラテンアメリカ、証券および銀行業務、地域別個人向け融資業務—カードおよび地域別個人向け融資業務—その他です。2009年度において、選択された報告単位の公正価値の見積りに際してマーケット・アプローチが使用されたことに加え、結果の信頼性を確保するためにDCF法が組み入れられました。2009年度と同様に、シティグループは、2010年度において、マーケット・アプローチおよびDCF法の両手法を使用して同一の報告単位を評価することを手助けする、独立した評価専門家のサービスを利用しました。シティは、特定の報告単位に関する経営陣の予測および適切なリスク調整後割引率を使用するDCF法が、現在の市況を織り込んだ公正価値に関する市場参加者の見解を、最も適切に反映する手法であると考えています。2010年度中、両手法が用いられた報告単位に関する公正価値の計算結果は比較的一致しており、両手法から得られた結果に対して適切な加重がなされました。

各回の減損テストの実施時に使用されたDCF法では、一般的に、および内部のキャッシュ・フロー予測においては具体的に、金融市場のリスクおよび不確実性を十分反映しているとシティが考える割引率が使用されました。DCF法では、割引率の見積りに際して、資本資産評価モデルが使用されます。シティは、減損のリスクが低いと考える残りの報告単位については、引き続き主にマーケット・アプローチを使用して評価しています。

シティは、毎年、事業毎に3年間の正式な戦略計画を立てます。これらの予測は、戦略計画が策定された時点における一定の外部の経済予測を組み込んだものです。減損テスト実施のために、シティは、テスト日における現在の経済情勢を反映して3年間の見通しを更新します。シティは、2010年7月1日に行われた年間のれん減損テストでは、更新された長期財務見通しを基準として使用しました。

2010年7月1日のテスト結果により、すべての報告単位において公正価値が簿価を上回っていることが実証されました。シティはまた、事業環境の著しい悪化や、報告単位の全部もしくは重要な部分

を売却もしくは処分するとの決定、またはシティの株価の著しい下落といった、減損が生じる可能性がそうでない可能性よりどちらかといえば高いことを示す事象または状況がある場合にはいつでも、のれんの減損テストを行う必要があります。報告単位の規模に影響を与える重大な売却取引を踏まえて、2010年5月1日付で証券およびアセット・マネジメント報告単位の中間のれん減損テストが実施されました。テストの結果、のれんの減損の兆候はありませんでした。2009年クレジットカード説明義務、責任および開示法（以下「CARD法」といいます。）に関連した罰金規定を含む、2010年度中のマイナス要因となる規制上の変更に基づき、シティグループは、2010年5月31日に、地域別個人向け融資業務一カードの報告単位について、中間のれんの減損テストを実施しました。テストでは、報告単位の公正価値がその簿価を超えていることが実証され、従ってのれんの減損の兆候は示されませんでした。

当社の報告単位はいずれも公開取引されていませんので、個々の報告単位の公正価値の決定は、シティグループの株価と直接関連するわけではありません。2010年7月1日付の各報告単位の公正価値の合計額は、2010年7月1日付のシティの株式時価総額を大幅に上回りました。しかしながらシティは、いくつかの要因から、2010年7月1日に実施された2010年度のれんの減損テストの最中に、当社の報告単位の公正価値の合計額を株式時価総額と一致させることは無意味であると考えています。かかる要因は、2010年7月1日現在において個々の報告単位の公正価値に直接影響を及ぼすものではありませんが、年間テストが実施された時点において米国政府がシティに対して有していた継続的な著しい経済的利害および影響を含みました。加えて、シティグループの株式時価総額には、シティグループが関与する取引について、その規模に起因する実行リスクが反映されます。ただし、個々の報告単位の公正価値は、これと同じ水準の実行リスク、または複雑であると認識されているビジネスモデルに服するものではありません。

2010年7月1日現在、シティグループの地域別個人向け融資業務一カードの報告単位での第1段階目の減損テストでは減損は認められませんでした。報告単位ののれんは、報告単位の評価が個人向け与信リスクおよび消費者行動に影響を与える経済状況にとりわけ左右されるので、さらなる悪化の影響を受ける可能性があります。シティグループは、2010年度に施行されたCARD法に関連した罰金規定の影響を考慮した、従来の慣行で使用されていた評価モデルに合致したマーケット・アプローチおよびインカム・アプローチの組み合わせを使用して、2010年7月1日における報告単位の評価を手助けする独立の評価専門家のサービスを利用しました。

この報告単位を評価するための市場アプローチのもとでは、主要な仮定は選択された価格収益率です。収益率の選択に関しては、選択された指針となる公開企業のグループおよび選択された被買収会社のグループと比較した地域別個人向け融資業務一カードの営業実績および財務状況を考慮しています。指針となる企業および指針となる取引と比較して、とりわけ、有形株主資本利益率の水準および期待成長率が考慮されています。使用された指標となる企業の価格が少数株主持分ベースであるため、収益率の選択に関しては、適切な経営権プレミアムを反映した収益率を決定する際に、経営に関する権利および特権を反映した指標となる買収価格を考慮しています。

インカム・アプローチに基づいた地域別個人向け融資業務一カードの評価に関しては、モデルのベースとして使用された仮定には予測期間中のキャッシュ・フロー、最終価値の見積もりの算出に組み込まれた仮定および割引率が含まれています。予測期間中のキャッシュ・フローは、報告単位の選択

された指標となる公開企業に基づく目標株主資本要件を考慮して、テスト日現在に利用可能な経営陣による直近の推定値に基づき見積もられています。2013年度を最終年度として、地域別個人向け融資業務一カードの最終価値を算出する際に使用された仮定には、報告単位の選択された指標となる公開企業に基づく長期成長率および有形純資産収益率が含まれました。割引率は、資本資産評価モデルに基づき算出された、報告単位の株主資本に係る推定費用に基づいています。

上記の評価モデルの基礎となる主要な仮定には、経済状態が悪化するか、または地域別個人向け融資一カードのビジネス・モデルに影響を与えるその他の事象が起こる可能性に関して、不確実性がつきものです。経営陣の予測の展開に用いられる仮定には固有の不確実性がありますが、2010年7月1日付で、当社は、地域別個人向け融資一カードの報告単位に関する経営陣の予測および仮定に特有のリスク特性および不確実性を反映していると確信する割引率を活用しました。

米国の経済状態および規制措置という、2つの主要な事象区分が存在し、もし経営陣が予測したよりもこれらの事象が悪化した場合には、地域別個人向け融資一カードの評価に用いられる主要な仮定が悪影響を受けるおそれがあります。評価に用いられた仮定（特に純利益予測に用いられた割引率および成長率の仮定）が少しでも悪化した場合、シティグループの減損評価に大きな影響を与える可能性があり、その結果、業績にも同様の影響を与える可能性があります。今後の結果が経営陣の主要な経済的仮定に関する最善の見積りとは異なって不利な状況となり、また関連キャッシュ・フローが少しでも減少した場合、地域別個人向け融資業務一カードの報告単位に残存するのれんに関して今後多額の減損費用が発生する可能性があります。このような費用のみでは、シティのTier 1 資本、Tier 1 普通資本または規制資本比率合計、もしくはTier 1 普通資本比率、有形普通株式株主資本またはシティの流動性ポジションに悪影響を与えることはありません。

法人税等

シティグループには、米国、各州および地方自治体の法人税法、ならびにシティが業務を行っている海外の管轄区域における法人税法が適用されます。これらの税法は複雑であり、納税者と関連する税務当局によって異なる法解釈が行われることがあります。未払法人税を設定する場合、シティはこれらの本質的に複雑な税法の適用に関して判断と解釈を行わなければなりません。さらにシティは、将来において特定項目が国内外を問わず様々な税法域において課税所得に影響を及ぼす時期について見積りを行わなければなりません。

税法の解釈に係る議論については、様々な税法域の法廷制度による再審理および裁決の対象となったり、監査時に税務当局との間で和解したりすることがあります。繰延税金は、現行の税法および税率に基づき、財務諸表上あるいは税務申告書上に認識された事象の将来の税効果に対して計上されています。繰延税金資産（以下「DTA」といいます。）は、実現が見込まれるとの経営陣の判断に基づき認識されています。

シティグループは2010年12月31日現在約521億ドルの正味DTAを計上しました。これは2009年12月31日現在の461億ドルからの60億ドルの増加です。SFAS第166号／第167号の採用の影響を除き、DTAは2010年度の間10億ドル増加しました。SFAS第166号／第167号が2010年1月1日付で採用された結果、シティのクレジットカード信託の連結に際して計上された貸倒損失に関連して、DTAが約50億ドル増加しました。

実現可能性は担保されませんが、シティグループは正味DTAが発生している管轄区域における将来の

課税所得についての予測および繰越欠損金の失効を回避する為に必要な場合には実行される戦略的税務計画（ASC 740「所得税」で定義されています。）に基づき、2010年12月31日現在認識された正味DTA521億ドルの実現可能性は高いと考えています。

次表は、2010年12月31日現在および2009年12月31日現在のシティの正味DTA残高を要約したものです。

管轄区域／構成

(単位：十億ドル)	2010年12月31日現在 DTA残高	2009年12月31日現在 DTA残高
米国連邦税		
欠損金(NOL)	\$ 3.9	\$ 5.1
外国税額控除(FTC)	13.9	12.0
一般事業税額控除(GBC)	1.7	1.2
将来の税額控除	21.8	17.5
その他	0.3	0.5
米国連邦税合計	\$ 41.6	\$ 36.3
州税および地方税		
ニューヨーク州NOL	\$ 1.1	\$ 0.9
その他の州NOL	0.6	0.4
将来の税額控除	2.9	3.0
州税および地方税合計	\$ 4.6	\$ 4.3
外国税		
APB第23号が適用される子会社のNOL	\$ 0.5	\$ 0.7
APB第23号が適用されない子会社のNOL	1.5	0.4
将来の税額控除	3.9	4.4
外国税合計	\$ 5.9	\$ 5.5
合計	\$ 52.1	\$ 46.1

正味米国連邦DTA416億ドルには、関連する繰越期間に加算され、DTAをサポートする為に使用される40億ドルの繰延税金負債、および2010年12月31日における株式報酬費用と損金算入可能額との差額について関連するDTAへの調整がシティに認められないことによる（2011年1月に払込剰余金の減額で解消）3億ドルの報酬費用控除が含まれています。通常、シティはその連邦、州および地方DTAを実現するためにそれぞれの繰越期間におよそ1,050億ドルの課税所得が必要となります。

2008年度および2009年度に発生した損失の結果、シティは2010年12月31日において3年間の累積税引前欠損となりました。繰越欠損はDTAの実現可能性の査定において重大な否定的証拠となります。シティはこの否定的な証拠に勝る十分な肯定的証拠があると結論付けました。肯定的な証拠は2つあり、これによりシティはDTAをすべて実現する事ができます。第一に、シティは、戦略的納税計画を別にしたとして、さらにストレスシナリオを想定した場合であっても繰越期間に十分な課税所得が発生すると予測しております。第二に、シティには税務基準額を上回る評価の事業と資産の売却可能性を含む十分な戦略的納税計画があります。DTAの金額は実現可能と考えておりますが、各繰越期間中にシティが事業を行う管轄区域における、自らの将来的な課税所得の見積もりに必然的に左右されることになり、ひいては、全般的な市場および世界の経済状態の影響を受けます。

先の説明、ならびにタックスプランニングの機会および次に説明するその他の要素に基づき、シティは、米国連邦、ニューヨーク州ならびにニューヨーク市が与える20年の繰越期間は当社の繰越欠損金に係るDTAおよび税額控除を将来使用することにより発生するNOLを使用するに十分な時間を与えていると考えております。2010年12月31日現在の39億ドルのDTAのうち、米国連邦NOL繰越欠損金の構成

要素は、将来的な課税所得に係るシティの現在の推測に基づき2011年に使用される予定です。

米国の繰越外国税額控除期間は10年です。加えて、外国税額控除の使用はその年度の外国源泉課税所得の35パーセントに制限されています。さらに、シティに発生した国内損失およそ470億ドルが翌年以降の国内源泉所得50パーセントを上限として外国源泉所得として再区分されることが認められ、そのように生じた外国源泉課税所得は実際に繰越されている外国税額控除を使用するに十分でしょう。これらにより、外国源泉課税所得の制限はシティが十分な国内課税所得を繰越可能期間である10年以内に生み出す事ができる限り繰越外国税額控除の使用の妨げとはなりません。米国の税法に基づき、NOL繰越欠損金は通常、外国税額控除（以下「FTC」といいます。）または一般のビジネス・クレジット（以下「GBC」といいます。）の使用前に、課税所得に対して使用されなければなりません。

将来課税所得の見積りに関し、シティは税引前利益の予測をシティが今後運営を意図しているシティコープの中核事業に基づいて予測しました。これらの中核事業は堅実で強力な利益を過去に生み出しております。シティは既にその費用構造を減らす為に対処しております。2010年度において、事業の動向は好調で、与信費用は改善しました。これらの項目を考慮し、シティは十分な税引前利益が外国税額控除の発生する期間に加え、上記に参照された繰越外国税額控除を完全に利用することができる10年の繰越期間内に生み出されることを予測しております。米国連邦NOL繰越欠損金を完全に利用することができるようになるまで、FTCおよびGBCは引き続き増加するでしょう。追加的な国内GAAP課税所得が発生するに従って、シティの正味DTAは減少する見込みです。

シティはまた必要であれば繰越欠損の失効を避ける為、ASC 740に従って利用が見込まれ入手可能な戦略的納税計画を吟味しました。これらの戦略には、利益が永久的に再投資されるという主張がまだされていない課税の低い外国利益の送金、繰越期間（例えば、評価額が上昇した無形資産の売却および定額償却の採用）のその後の米国課税所得からの控除の前倒しまたは繰延、米国外における控除可能な一時的差益の繰上計上、償還まで損失のある売却可能負債証券の保有、および十分な課税所得を生み出す資産を購入する一方で非課税所得を生み出す特定資産の売却が含まれております。加えて、特定の事業の売却または再構築により、関連する繰越期間内に大きな米国課税所得を生み出すことができます。

改訂後の1986年内国歳入法第382条（以下「歳入法」といいます。）に定義された「所有権の変更」にシティが直面した場合、シティが将来の課税所得の相殺を目的として、DTAを利用することは著しく制限される可能性があります。シティの法人税引当金および関係する法人税資産・負債の詳細については、「リスク要因」および連結財務諸表注記10をご参照ください。

正味DTA約130億ドルは、Tier 1 普通資本およびTier 1 資本に含まれています。

訴訟引当金

シティの訴訟および規制上の請求のための引当金の設定に係るシティの方針に関する情報は、連結財務諸表注記29の議論をご参照ください。

会計方針の変更および会計基準の将来における適用

「会計方針の変更」および「会計基準の将来における適用」に関する考察については、連結財務諸表注記1をご参照ください。

開示統制および開示手続

シティグループの開示統制および開示手続は、1934年証券取引所法に基づき開示が要求される情報が確実に記録され、処理され、要約され、SECの規則および様式に規定された期間内に報告されるようにすることを目的としています。これには、必要な開示について適時に意思決定ができるように、シティがSECへの提出書類の中で開示することが要求されている情報が、必要に応じて最高経営責任者（CEO）および最高財務責任者（CFO）をはじめとする経営陣に蓄積され、通知されることを含みますが、これらに限定されません。

シティの開示委員会は、最高経営責任者および最高財務責任者がシティの開示統制および開示手続を考案し、確立し、維持し、その有効性を評価する責務を果たすことを支援します。開示委員会は、とりわけ、開示統制および開示手続を監視し、維持し、実施する責務を負っており、最高経営責任者および最高財務責任者の監督および監視に従います。

シティグループの経営陣は、シティグループの最高経営責任者および最高財務責任者の参加を得て、2010年12月31日付でシティグループの開示統制および開示手続（取引所法に基づくルール13a-15(e)において定義されています。）の有効性について評価しており、この評価に基づき、最高経営責任者および最高財務責任者は、同日現在のシティグループの開示統制および開示手続が有効であると結論づけました。

財務報告に係る内部統制に関する経営陣の年次報告

シティグループの経営陣は、財務報告に係る十分な内部統制を定めて維持する責任を負っています。シティの財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した外部への報告を目的とした財務諸表の作成に関し、合理的な保証を提供することを意図したものです。シティの財務報告に係る内部統制には、下記のような方針および手続が含まれます。(i)取引およびシティの資産の処分に関する合理的に詳細、正確かつ公正な記録の維持に関するもの、(ii)一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表の作成が可能となるよう必要な取引が記録されていること、ならびにシティの支出入はシティの経営陣および取締役の承認に従う場合にのみ行われていることに関して合理的な保証を提供するもの、(iii)シティの財務諸表に重大な影響を及ぼす可能性のある、承認を受けずにシティの資産の取得、使用または処分が行われることを防止または早期に発見することに関して合理的な保証を提供するもの。

その本質的な限界のために、財務報告に係る内部統制は虚偽表示の防止または発見ができない可能性があります。また、将来の期間への有効性の評価に関する予想は、状況の変化により統制が不十分となるリスクおよび方針または手続の遵守状態が悪化するリスクの影響を受けます。

シティグループの経営陣は、トレッドウェイ・コミッションの支援組織委員会（以下「COSO」といいます。）が内部統制—総合的な枠組み（Internal Control-Integrated Framework）において定めた基準に基づき、2010年12月31日現在のシティグループの財務報告に係る内部統制の有効性を評価しました。この評価に基づき、経営陣は、2010年12月31日現在においてシティグループの財務報告に係る内部統制は有効であったと考えています。また、2010年12月31日に終了した四半期においては、シティグループの財務報告に係る内部統制に重大な影響を及ぼし、または合理的にみて重大な影響を及ぼす可能性のあるシティの財務報告に係る内部統制への変更はありませんでした。

2010年12月31日現在のシティグループの財務報告に係る内部統制の有効性は、シティグループの独立登録会計事務所であるKPMG LLPの下記監査報告書に記載されているとおり、同会計事務所の監査を受けています。同会計事務所は、2010年12月31日現在のシティグループの財務報告に係る内部統制の有効性に関して無限定意見を表明しています。

将来予想に関する記述

本フォーム10-Kにおける一定の記載事項（「財政状態および経営成績に関する経営陣の議論および分析」の記載を含みますが、これに限定されません。）は、SECルールおよびレギュレーションにおける「将来予想に関する記述」です。将来予想に関する記述は、一般的に、過去の事実に基づくものではなく、むしろ将来の出来事に関するシティグループおよび経営陣の考えを表すものに過ぎません。かかる記述は「～と考えます (believe)」、「～と期待します (expect)」、「～と予想しています (anticipate)」、「～を意図しています (intend)」、「～と見積もります (estimate)」、「増加することがあります (may increase)」、「変動することがあります (may fluctuate)」等の語句や類似の表現、または「～する予定です (will)」、「～すべきです (should)」、「～するつもりです (would)」、「～となる可能性があります (could)」等の未来もしくは条件を示す表現によって識別することができます。

かかる記述は、経営陣による現時点での予測に基づいており、不確実で状況は変化することがあります。実際の業績は、様々な要因（本フォーム10-Kに含まれる注意事項ならびに上記「リスク要因」および以下に記載する要因を含みますが、これらに限定されません。）によって、かかる記述に含まれるものとは大きく異なる可能性があります。

- ・2010年ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「金融改革法」といいます。）の継続的施行がシティの事業活動、業務慣行、業務コストおよび経営成績全体に与える影響
- ・FDICの預金保険料の引上げがシティの利益ならびに米国および世界における競争力に及ぼす影響
- ・十分な資本を維持するシティの能力およびこれらを維持するためのコストの増加（特に、金融改革法に基づく自己資本規制の変更、バーゼル銀行監督委員会その他によって採択された資本基準（米国規制当局によって施行されるものを含みます。）を踏まえて）
- ・中央決済、取引所における取引および金融改革法の「プッシュ・アウト」規定（デリバティブ取引業務分離規定）による、シティのデリバティブ事業の構造および業務慣行の一定分野での混乱およびその業績への潜在的な悪影響
- ・金融改革法の定めるところにより、大手金融機関の秩序だった破綻処理を容易にすることを目的とした規制上の要件が、シティに与える潜在的な悪影響
- ・シティの米国外の広範な事業から生じるリスク（矛盾する、または一貫性のない規制を遵守することおよび規制上の制約がより緩やかな競合会社を相手に引き続き効果的に競争するシティの能力を含みます。）
- ・最近法制化された規制および潜在的な将来の規制が、証券化取引に参加するシティの能力およびコストに与える影響
- ・シティまたはその子会社の信用格付けの引下げ（金融改革法の成立によるものを含みます。）、ならびに、とりわけシティの資金調達および流動性、借入コストならびに資本市場の利用に及ぼす潜在的な影響

- ・金融改革法により自己勘定トレーディングおよびファンド関連業務に課せられた規制の影響（シティのマーケット・メイキング業務およびそのトレーディング業務に関する世界的な競争力に対する潜在的な悪影響を含みます。）
- ・金融改革法および消費者保護局の新設に伴う、多数の米国個人向け事業に関する遵守コストの増加、ならびにシティの業務慣行および運営に関する変更の可能性
- ・2009年クレジットカード説明義務、責任および開示法ならびにその他の規制要件が、シティのクレジットカード事業および事業モデルに与える継続的な影響
- ・住宅抵当貸付のオリジネーター、住宅モーゲージ・バック証券化取引のスポンサーまたはかかる貸付もしくは取引のサービサーとしてのシティまたはその他の立場におけるシティが、かかる貸金債権の譲渡または証券化に関連して行った表明および保証の結果としてさらされる、政府支援法人（GSE）、投資家、抵当保険会社またはその他の第三者に対するシティのエクスポージャー
- ・住宅抵当貸付業界の慣行（とりわけ、住宅抵当権実行のための手続ならびに抵当権の譲渡および証券化のプロセスを含みます。）に関する、政府当局による取調べおよび手続の結果または裁判所および監督官庁の決定、ならびに現在行われているシティの抵当権実行手続に与える潜在的な影響
- ・景気回復の持続性およびペースが依然として不確実なこと（世界金融市場に依然として見られる混乱を含みます。）、ならびに個人向け与信、シティの事業および業績に与える潜在的な影響
- ・米国内外における流動性基準が変化する中で、十分な流動性を維持するシティの能力、および十分な流動性を維持することが、シティの正味利息マージン（以下「NIM」といいます。）に与える影響
- ・内国歳入法に基づく「所有権の変更」、およびそれが将来の課税所得を相殺するために繰延税金資産（以下「DTA」といいます。）を活用するシティの能力に与える影響
- ・米国または一定の国外法域における法人税が引き下げられた場合、シティのDTAの価値に与える潜在的な悪影響
- ・シティに対し一定の金融サービスの能動的所得に対する米国の租税の繰延べを認める米国税法の規定の失効、およびシティの法人税費用に対するその影響
- ・過去と同じペースまたは水準で引き続きシティ・ホールディングスを縮小するシティの能力、およびそれによりリスク加重資産を減らし費用を抑えるシティの能力
- ・引き続き費用を統制し（シティ・ホールディングスにおける費用削減を含みます。）、シティコープの事業を拡大することを意図した投資の資金を調達するシティの能力
- ・報酬慣行に関する規制上の不確実性等を受けて、有能な従業員を雇用し、確保することができるシティの能力
- ・シティが対象となっている広範な法的手続および規制上の手続の結果またはエクスポージャーを、予測または見積もるシティの能力、ならびに金融改革法の「内部告発者」規定が、シティの法的手続および規制上の手続の件数およびエクスポージャーをさらに増加させる可能性
- ・シティが使用している主要な会計基準の将来における潜在的な変更、ならびにかかる変更が財政状態および業績を記録し報告するシティの方法に与える影響

- シティの財務諸表の作成に用いるシティの仮定や見積り（貸倒引当金、訴訟および規制に関するエクスポージャー、抵当貸付に関する表明および保証に対する請求ならびに一定の資産の公正価値の決定の際におけるものを含みます。）の正確性
- シティの効果的なリスク管理プロセスおよび損失（特に金融セクターにおけるシティのカウンターパーティーとの間でのリスクの集中により増大する可能性があります。）から保護する戦略を維持するシティの能力
- シティまたは第三者の業務システムまたはインフラの機能不全
- シティのブランドの価値を維持するシティの能力

独立登録会計事務所の監査報告書－財務報告に係る内部統制

(翻訳)

シティグループ・インク

取締役会ならびに株主各位

私たちは、トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)が公表した「内部統制－統合的枠組み」による基準に照らして、シティグループ・インクおよび子会社(以下「当社」または「シティグループ」という。)の2010年12月31日現在における財務報告に係る内部統制について監査を行った。当社の経営陣は、添付の財務報告に係る内部統制に関する経営陣による報告書に含まれているように、財務報告に係る有効な内部統制を維持し、財務報告に係る内部統制の有効性について評価する責任を負っている。私たちの責任は、監査に基づいて当社の財務報告に係る内部統制について意見を表明することにある。

私たちは、公開会社会計監視審議会(米国)の基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、すべての重要な点において、財務報告に係る有効な内部統制が維持されていたかどうかについて合理的な保証を得るための監査を私たちが計画し、実行することを要求している。監査は、財務報告に係る内部統制について理解を得ること、重大な欠陥が存在するリスクを評価すること、および評価されたリスクに基づいて内部統制の整備状況および運用状況の有効性についてテストし評価することを含んでいる。監査はまた、私たちが状況により必要と判断したその他の手続きを実施することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

会社の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した外部報告用財務諸表の作成の信頼性について合理的な保証を提供するために整備されるプロセスである。会社の財務諸表に係る内部統制には、(1) 会社の取引および資産の処分を、合理的な範囲で詳細に、正確かつ適正に反映する記録の維持に関連し、(2) 一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務諸表を作成するために必要な取引が記録され、会社の収支が会社の経営陣と取締役の承認に基づいてのみ行われていることについての合理的な保証を提供し、(3) 財務諸表に重大な影響を与える可能性のある会社資産の未承認の取得、使用または処分を防止しあるいは適時に発見することについての合理的な保証を提供する方針および手続きが含まれている。

財務報告に係る内部統制は、その固有の限界により、虚偽表示を防止あるいは発見できない可能性がある。また、有効性の評価を将来の期間へ投影することは、状況の変化により統制が不十分になる可能性があるというリスク、または方針や手続きの遵守の程度が低下する可能性があるというリスクに晒されている。

私たちの意見では、シティグループは、2010年12月31日現在、すべての重要な点においてトレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制－統合的枠組み」による基準に照らして、財務報告に係る有効な内部統制を維持していたものと認める。

私たちはまた、公開会社会計監視審議会(米国)の基準に準拠して、シティグループの2010年および2009年12月31日現在の連結貸借対照表、ならびに2010年12月31日に終了した3年の各年における関連の連結

損益計算書、連結株主持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書についても監査し、2011年2月25日付の私たちの報告書において、これらの連結財務諸表について無限定適正意見を表明している。

KPMG LLP (署名)

ニューヨーク州ニューヨーク市

2011年2月25日

独立登録会計事務所の監査報告書—連結財務諸表

(翻訳)

シティグループ・インク

取締役会ならびに株主各位

私たちは、シティグループ・インクおよび子会社（以下「当社」または「シティグループ」という。）の2010年および2009年12月31日現在の連結貸借対照表、2010年12月31日に終了した3年の各年における関連の連結損益計算書、連結株主持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書ならびにシティバンク、エヌ・エイおよび子会社の2010年および2009年12月31日現在の関連の連結貸借対照表について監査を行った。これらの連結財務諸表の作成責任は会社の経営陣にあり、私たちの責任は監査に基づいてこれらの連結財務諸表について意見を表明することにある。

私たちは、公開会社会計監視審議会(米国)の基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るための監査を私たちが計画し、実行することを要求している。監査は、財務諸表の金額と開示を裏付ける証拠の試査を含んでいる。監査はまた、経営陣が採用した会計原則および経営陣によって行われた重要な見積りの評価も含め、全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、シティグループの2010年および2009年12月31日現在の財政状態、2010年12月31日に終了した3年の各年における経営成績およびそのキャッシュ・フローの状況ならびにシティバンク、エヌ・エイおよび子会社の2010年および2009年12月31日現在の財政状態を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

連結財務諸表注記1に記載のとおり、当社は、2010年度において適格特別目的事業体、変動持分事業体、および組込クレジット・デリバティブの会計処理方法を変更し、2009年度において投資有価証券の一時的でない減損、企業結合、子会社の非支配持分、および1株当たり利益の会計処理方法を変更している。

私たちはまた、公開会社会計監視審議会(米国)の基準に準拠して、トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)が公表した「内部統制—統一的枠組み」の基準に照らして、2010年12月31日現在におけるシティグループの財務報告に係る内部統制についても監査し、2011年2月25日付の私たちの報告書において、当社の財務報告に係る内部統制の有効性について無限定適正意見を表明している。

KPMG LLP (署名)

ニューヨーク州ニューヨーク市

2011年2月25日

財務諸表および注記 目次

連結財務諸表

連結損益計算書－2010年、2009年および2008年12月31日に終了した年度	186
連結貸借対照表－2010年および2009年12月31日現在	188
連結株主持分変動計算書－2010年、2009年および 2008年12月31日に終了した年度	190
連結キャッシュ・フロー計算書－2010年、2009年および 2008年12月31日に終了した年度	193
連結貸借対照表－シティバンク、エヌ・エイおよび子会社、 2010年および2009年12月31日現在	195

連結財務諸表注記

1. 重要な会計方針の要約	197
2. 事業展開	231
3. 非継続事業	234
4. 事業セグメント情報	239
5. 受取利息および支払利息	240
6. 役員収益および手数料	241
7. 自己勘定取引	242
8. インセンティブ・プラン	243
9. 退職給付	254
10. 法人税等	267
11. 1株当たり利益	274
12. フェデラルファンド／借入有価証券、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券	276
13. 仲介業者債権および仲介業者債務	277
14. トレーディング勘定資産および負債	279
15. 投資	280
16. 貸出金	293
17. 貸倒引当金	302
18. のれんおよび無形資産	304
19. 負債	309
20. 規制資本	314
21. その他包括利益（損失）累計額の増減	316
22. 証券化および変動持分事業体	317
23. デリバティブ活動	349
24. 信用リスクの集中	364
25. 公正価値による測定	264
26. 公正価値オプションの選択	385
27. 金融商品の公正価値	392
28. 差入有価証券、担保、コミットメントおよび保証	394
29. 偶発事象	404
30. シティバンク、エヌ・エイの株主持分	416
31. 後発事象	417
32. 要約連結財務諸表附属明細書	418
33. 四半期財務データ（未監査）	438

連結財務諸表

連結損益計算書

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した年度

単位：百万ドル（ただし、1株当たりの金額を除く）	2010年	2009年	2008年
収益			
受取利息	\$ 79,516	\$ 76,635	\$ 106,499
支払利息	24,864	27,721	52,750
純利息収益	\$ 54,652	\$ 48,914	\$ 53,749
役務収益および手数料	\$ 13,658	\$ 15,485	\$ 12,855
自己勘定取引	7,517	6,068	(23,889)
管理手数料およびその他信託手数料	4,005	5,195	8,222
投資売却実現利益（損失）	2,411	1,996	679
投資の一時的でない損失 ⁽¹⁾			
減損損失総額	(1,495)	(7,262)	(2,740)
控除：その他包括利益で認識した減損損失	84	4,356	—
損益計上減損損失（正味） ⁽¹⁾	\$ (1,411)	\$ (2,906)	\$ (2,740)
受取保険料	\$ 2,684	\$ 3,020	\$ 3,221
その他収益	3,085	2,513	(498)
利息以外の収益合計	\$ 31,949	\$ 31,371	\$ (2,150)
支払利息控除後収益合計	\$ 86,601	\$ 80,285	\$ 51,599
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額			
貸倒引当金繰入額	\$ 25,194	\$ 38,760	\$ 33,674
保険給付準備金繰入額	965	1,258	1,403
未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額	(117)	244	(363)
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額合計	\$ 26,042	\$ 40,262	\$ 34,714
営業費用			
報酬および福利費	\$ 24,430	\$ 24,987	\$ 31,096
施設および設備費	3,331	3,697	4,217
技術・通信費	4,924	5,215	7,093
広告およびマーケティング費	1,645	1,415	2,188
事業再構築費	—	(113)	1,550
その他の営業費用	13,045	12,621	23,096
営業費用合計	\$ 47,375	\$ 47,822	\$ 69,240

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した年度

単位：百万ドル（ただし、1株当たりの金額を除く）	2010年	2009年	2008年
法人税等控除前の継続事業からの利益（損失）	\$ 13,184	\$ (7,799)	\$ (52,355)
法人税等（便益）	2,233	(6,733)	(20,326)
継続事業からの利益（損失）	\$ 10,951	\$ (1,066)	\$ (32,029)
非継続事業			
非継続事業からの利益（損失）	\$ 72	\$ (653)	\$ 784
売却益（損）	(702)	102	3,139
法人税等（便益）	(562)	(106)	(79)
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	\$ (68)	\$ (445)	\$ 4,002
非支配持分控除前当期利益（損失）	\$ 10,883	\$ (1,511)	\$ (28,027)
非支配持分に帰属する当期利益（損失）	281	95	(343)
シティグループ当期利益（損失）	\$ 10,602	\$ (1,606)	\$ (27,684)
基本1株当たり利益⁽²⁾			
継続事業からの利益（損失）	\$ 0.37	\$ (0.76)	\$ (6.39)
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	(0.01)	(0.04)	0.76
当期利益（損失）	\$ 0.36	\$ (0.80)	\$ (5.63)
普通株式加重平均残高（百万株）	28,776.0	11,568.3	5,265.4
希薄化後1株当たり利益⁽²⁾			
継続事業からの利益（損失）	\$ 0.35	\$ (0.76)	\$ (6.39)
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	—	(0.04)	0.76
当期利益（損失）	\$ 0.35	\$ (0.80)	\$ (5.63)
調整後普通株式加重平均残高（百万株）	29,678.1	12,099.3	5,768.9

- (1) 当社は、2009年1月1日にASC 320-10-65「投資-負債および持分証券」を適用しました。当社は、2009年度の報告書において過年度の比較情報を開示しています。
- (2) 2009年度および2008年度において普通株式に対して純損失が計上されているため、希薄化後1株当たり利益の計算には、基本1株当たり利益計算に用いられた株式数および普通株式に対応する利益（基本）を代用しています。実際の希薄化後株式数を用いた場合、逆希薄化効果がもたらされることとなります。

連結財務諸表注記参照。

連結貸借対照表

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日現在

単位：百万ドル（ただし、株式数を除く）	2010年	2009年
資産		
現金および銀行預け金（分別現金およびその他預金を含む）	\$ 27,972	\$ 25,472
銀行預け金	162,437	167,414
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券および売戻条件付買入有価証券（2010年12月31日現在の公正価値で評価された87,512百万ドルおよび2009年12月31日現在の公正価値で評価された87,812百万ドルを含む）	246,717	222,022
仲介業者債権	31,213	33,634
トレーディング勘定資産（債権者に対する差入れ、2010年12月31日現在-117,554百万ドルおよび2009年12月31日現在-111,219百万ドルを含む）	317,272	342,773
投資（債権者に対する差入れ、2010年12月31日現在-12,546百万ドルおよび2009年12月31日現在-15,154百万ドル、ならびに2010年12月31日現在の公正化価値で評価された281,174百万ドルおよび2009年12月31日現在の公正価値で評価された246,429百万ドルを含む）	318,164	306,119
貸出金（前受収益控除後）		
個人向け貸出金（2010年12月31日現在の公正価値で評価された1,745百万ドルおよび2009年12月31日現在の公正価値で評価された34百万ドルを含む）	457,632	424,057
法人向け貸出金（2010年12月31日現在の公正価値で評価された2,627百万ドルおよび2009年12月31日現在の公正価値で評価された1,405百万ドルを含む）	191,162	167,447
貸出金（前受収益控除後）	\$ 648,794	\$ 591,504
貸倒引当金	(40,655)	(36,033)
貸出金合計（正味）	\$ 608,139	\$ 555,471
のれん	26,152	25,392
無形資産（MSRを除く）	7,504	8,714
抵当貸付サービシング権（MSR）	4,554	6,530
その他資産（2010年12月31日現在の公正価値で評価された19,319百万ドルおよび2009年12月31日現在の公正価値で評価された12,664百万ドルを含む）	163,778	163,105
資産合計	\$ 1,913,902	\$ 1,856,646

次表は、上記連結貸借対照表に含まれている連結変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）の特定の資産を示しています。下記の資産は、次のページの連結VIEの債務決済のみに使用することが出来ます。また、これら資産はその債務額を超過しています。

	2010年12月31日
連結VIEの債務決済のみに使用出来る連結VIEの資産	
現金および銀行預け金	\$ 799
トレーディング勘定資産	6,509
投資	7,946
貸出金（前受収益控除後）	
個人向け貸出金（公正価値で評価された1,718百万ドルを含む）	117,768
法人向け貸出金（公正価値で評価された425百万ドルを含む）	23,537
貸出金（前受収益控除後）	\$ 141,305
貸倒引当金	(11,346)
貸出金合計（正味）	129,959
その他資産	680
連結VIEの債務決済のみに使用出来る連結VIEの資産合計	\$ 145,893

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日現在

単位：百万ドル（ただし、株式数を除く）	2010年	2009年
負債		
米国内無利子預金	\$ 78,268	\$ 71,325
米国内利付預金（2010年12月31日現在の公正価値で評価された665百万ドルおよび2009年12月31日現在の公正価値で評価された700百万ドルを含む）	225,731	232,093
米国外無利子預金	55,066	44,904
米国外利付預金（2010年12月31日現在の公正価値で評価された600百万ドルおよび2009年12月31日現在の公正価値で評価された845百万ドルを含む）	485,903	487,581
預金合計	\$ 844,968	\$ 835,903
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券（2010年12月31日現在の公正価値で評価された121,193百万ドルおよび2009年12月31日現在の公正価値で評価された104,030百万ドルを含む）	189,558	154,281
仲介業者債務	51,749	60,846
トレーディング勘定負債	129,054	137,512
短期借入金（2010年12月31日現在の公正価値で評価された2,429百万ドルおよび2009年12月31日現在の公正価値で評価された639百万ドルを含む）	78,790	68,879
長期債務（2010年12月31日現在の公正価値で評価された25,997百万ドルおよび2009年12月31日現在の公正価値で評価された25,942百万ドルを含む）	381,183	364,019
その他負債（2010年12月31日現在の公正価値で評価された9,710百万ドルおよび2009年12月31日現在の公正価値で評価された11,542百万ドルを含む）	72,811	80,233
負債合計	\$ 1,748,113	\$ 1,701,673
株主持分		
優先株式（累積清算価値）（額面1.00ドル；授権株式数30百万株） 発行済株式数：2010年12月31日現在－12,038株	\$ 312	\$ 312
普通株式（額面0.01ドル；授権株式数600億株） 発行済株式数：2010年12月31日現在－29,224,016,234株、2009年12月31日現在－28,626,100,389株	292	286
払込剰余金	101,024	98,142
繰越利益	79,559	77,440
自己株式（原価）（2010年－165,655,721株、2009年－142,833,099株）	(1,442)	(4,543)
その他包括利益（損失）累計額	(16,277)	(18,937)
シティグループ株主持分	\$ 163,468	\$ 152,700
非支配持分	2,321	2,273
株主持分合計	\$ 165,789	\$ 154,973
負債および株主持分合計	\$ 1,913,902	\$ 1,856,646

次表は、上記連結貸借対照表に含まれている連結VIEの特定の負債を示しています。下記の負債は、連結VIEの第三者に対する債務のみが含まれており、連結消去された連結会社間の残高は除外されています。また当該負債からは、債権者または受益者持分保有者がシティグループの一般債権に対して遡求権のある金額が除外されています。

	2010年12月31日	
債権者および受益者持分保有者がシティグループの一般債権に対して遡求権を持たない連結VIEの負債		
短期借入金	\$	22,046
長期債務（公正価値で評価された3,942百万ドルを含む）		69,710
その他負債		813
債権者および受益者持分保有者がシティグループの一般債権に対して遡求権をもたない連結VIEの負債合計	\$	92,569

連結財務諸表注記参照。

連結株主持分変動計算書

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した年度

単位：百万ドル（ただし、株式数は千株）	金額			株式数		
	2010年	2009年	2008年	2010年	2009年	2008年
優先株式（累積清算価値）						
期首残高	\$ 312	\$ 70,664	\$ —	12	829	—
優先株式の償還もしくは消却	—	(74,005)	—	—	(824)	—
新規優先株式の発行	—	3,530	70,627	—	7	829
優先株式シリーズH割引利回りの調整	—	123	37	—	—	—
期末残高	\$ 312	\$ 312	\$ 70,664	12	12	829
普通株式および払込剰余金						
期首残高	\$ 98,428	\$ 19,222	\$ 18,062	28,626,100	5,671,744	5,477,416
従業員福利制度	(736)	(4,395)	(1,921)	467,027	—	—
新規普通株式の発行	—	—	4,911	—	—	194,328
優先転換株式の普通株式への転換	—	61,963	—	—	17,372,588	—
優先転換株式の転換価格の修正	—	1,285	—	—	—	—
株式およびT-DECsの発行（TARP返済）	—	20,298	—	12,698	5,581,768	—
日興買収に関連する株式発行	—	—	(3,500)	—	—	—
TARP関連ワラントの発行	—	88	1,797	—	—	—
ADIA Upper Decs出資証券購入契約	3,750	—	—	117,810	—	—
その他	(126)	(33)	(127)	381	—	—
期末残高	\$ 101,316	\$ 98,428	\$ 19,222	29,224,016	28,626,100	5,671,744
繰越利益						
期首残高	\$ 77,440	\$ 86,521	\$ 121,769			
期首残高に対する調整額（税引後） ^{(1) (2)}	(8,483)	413	—			
調整後期首残高	\$ 68,957	\$ 86,934	\$ 121,769			
当期利益（損失）	10,602	(1,606)	(27,684)			
普通株式配当 ⁽³⁾	10	(36)	(6,050)			
優先株式配当	(9)	(3,202)	(1,477)			
優先株式シリーズHの割引利回りの調整	—	(123)	(37)			
優先転換株式の転換価格の調整	—	(1,285)	—			
優先株式の転換	—	(3,242)	—			
その他	(1)	—	—			
期末残高	\$ 79,559	\$ 77,440	\$ 86,521			
自己株式（原価）						
期首残高	\$ (4,543)	\$ (9,582)	\$ (21,724)	(142,833)	(221,676)	(482,835)
従業員福利制度に基づく株式発行	3,106	5,020	4,270	(21,280)	79,247	84,724
自己株式買戻 ⁽⁴⁾	(6)	(3)	(7)	(1,622)	(971)	(343)
日興買収に関連する株式発行	—	—	7,858	—	—	174,653
グルボ・クスカトラン買収に関連する株式発行	—	—	—	—	—	—
ATD買収に関連する株式発行	—	—	—	—	—	—
その他	1	22	21	79	567	2,125
期末残高	\$ (1,442)	\$ (4,543)	\$ (9,582)	(165,656)	(142,833)	(221,676)

単位：百万ドル（ただし、株式数は千株）	金額			株式数		
	2010年	2009年	2008年	2010年	2009年	2008年
その他包括利益（損失）累計額						
期首残高	\$ (18,937)	(25,195)	\$ (4,660)			
期首残高に対する調整額（税引後） ⁽²⁾	—	(413)	—			
調整後期首残高	\$ (18,937)	(25,608)	\$ (4,660)			
投資有価証券未実現損益の正味変動（税引後）	1,952	5,713	(10,118)			
キャッシュ・フロー・ヘッジによる正味変動（税引後）	532	2,007	(2,026)			
外貨換算調整額の正味変動（税引後）	820	(203)	(6,972)			
年金債務調整額（税引後） ⁽⁵⁾	(644)	(846)	(1,419)			
その他包括利益（損失）累計額の正味変動	\$ 2,660	6,671	\$ (20,535)			
期末残高	\$ (16,277)	(18,937)	\$ (25,195)			
シティグループ普通株主持分合計および普通株式残高	\$ 163,156	152,388	\$ 70,966	29,058,360	28,483,267	5,450,068
シティグループ株主持分合計	\$ 163,468	152,700	\$ 141,630			
非支配持分						
期首残高	\$ 2,273	2,392	\$ 5,308			
非支配持分の当初計上額	412	285	1,409			
非支配株主と関連する連結子会社間の取引	—	(134)	(2,348)			
非支配株主とシティグループ間の取引	(231)	(354)	(1,207)			
非支配株主に帰属する当期利益	281	95	(343)			
非支配株主に対する配当金支払い	(99)	(17)	(168)			
その他包括利益累計額-投資有価証券未実現損益の正味変動（税引後）	1	5	3			
その他包括利益累計額-外貨為替換算調整額の正味変動（税引後）	(27)	39	(167)			
その他	(289)	(38)	(95)			
非支配持分の正味変動	\$ 48	(119)	\$ (2,916)			
期末残高	\$ 2,321	2,273	\$ 2,392			
持分合計	\$ 165,789	154,973	\$ 144,022			
包括利益（損失）						
非支配持分控除前当期利益（損失）	\$ 10,883	(1,511)	\$ (28,027)			
その他包括利益（損失）累計額の正味変動	2,634	6,715	(20,699)			
包括利益（損失）合計	\$ 13,517	5,204	\$ (48,726)			
非支配持分に帰属する包括利益（損失）	\$ 255	139	\$ (507)			
シティグループに帰属する包括利益（損失）	\$ 13,262	5,065	\$ (48,219)			

(1) 2010年繰越利益の期首残高に対する調整額は、ASC 810「連結」（従前のSFAS第167号）「変動持分事業体の連結」およびASU 2010-11（「組込クレジット・デリバティブに関連する例外」）の初度適用に関する累積影響額を表しています。連結財務諸表注記1をご参照ください。

- (2) 2009年繰越利益およびその他包括利益（損失）累計額の期首残高に対する調整額は、ASC 320-10-35-34（FSP FAS第115-2号およびFAS第124-2号）の初度適用に関する累積影響額を表しています。連結財務諸表注記1をご参照ください。
- (3) 2010年の普通株式に対する配当は、シティグループを退職した従業員に関する以前に発行されたが権利が確定していない従業員株式報奨の失効に関して計上された配当の戻入を示しています。普通株式に対する配当宣言額は以下のとおりです。2009年第1四半期が1株当たり1セント、2008年度第1四半期、第2四半期および第3四半期が1株当たり32セント、第4四半期が16セント。
- (4) 公開市場におけるすべての買戻取引は、既存の承認済み株式買戻制度に基づいて行われたものおよび、顧客の不履行/誤りに関連しております。
- (5) 年金および退職後制度の積立状況に関する調整（制度資産の公正価値と予測給付債務の差異）を反映しています。連結財務諸表注記9をご参照ください。

連結財務諸表注記参照。

連結キャッシュ・フロー計算書

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した年度

単位：百万ドル	2010年	2009年	2008年
継続事業の営業活動から生じたキャッシュ・フロー			
非支配持分控除前当期利益（損失）	\$ 10,883	\$ (1,511)	\$ (28,027)
非支配持分に帰属する当期利益（損失）	281	95	(343)
シティグループ当期利益（損失）	\$ 10,602	\$ (1,606)	\$ (27,684)
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	215	(402)	1,070
売却益（損）（税引後）	(283)	(43)	2,932
継続事業からの利益（損失） - 非支配持分を除く 当期利益（損失）を継続事業の営業活動（に使用した） から生じた正味資金に調整するための修正	\$ 10,670	\$ (1,161)	\$ (31,686)
繰延保険契約獲得費用および将来利益の現在価値の償却	\$ 302	\$ 434	\$ 206
繰延保険契約獲得費用の（増加）減少	(98)	(461)	(397)
償却費	2,664	2,853	2,466
繰延税金戻入	(964)	(7,709)	(20,535)
貸倒引当金繰入額	25,077	39,004	33,311
トレーディング勘定資産の変動	15,601	25,864	123,845
トレーディング勘定負債の変動	(8,458)	(25,382)	(14,604)
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券および売却 条件付買入有価証券の変動	(24,695)	(43,726)	89,933
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および買戻 条件付売渡有価証券の変動	35,277	(47,669)	(98,950)
正味仲介業者債権債務の変動	(6,676)	1,847	(954)
投資売却実現利益	(2,411)	(1,996)	(679)
売却目的保有貸出金の変動	2,483	(1,711)	29,009
その他（正味）	(13,086)	5,203	(13,279)
修正合計	\$ 25,016	\$ (53,449)	\$ 129,372
継続事業の営業活動から生じた（に使用した）正味 資金	\$ 35,686	\$ (54,610)	\$ 97,686
継続事業の投資活動から生じたキャッシュ・フロー			
銀行預け金の変動	\$ 4,977	\$ 2,519	\$ (100,965)
貸出金の変動	60,730	(148,651)	(270,521)
貸出金の売却および証券化による収入	9,918	241,367	313,808
投資の購入	(406,046)	(281,115)	(344,336)
投資の売却による収入	183,688	85,395	93,666
投資の満期による収入	189,814	133,614	209,312
建物設備の資本的支出および資産計上したソフトウェア	(2,363)	(2,264)	(3,780)
建物設備、子会社および関連会社、抵当権実行済み資産 売却収入	2,619	6,303	23,966
継続事業の投資活動から生じた（に使用した）正味 資金	\$ 43,337	\$ 37,168	\$ (78,850)

シティグループ・インクおよび子会社
12月31日に終了した年度

単位：百万ドル	2010年	2009年	2008年
継続事業の財務活動から生じたキャッシュ・フロー			
配当金支払	\$ (9)	\$ (3,237)	\$ (7,526)
普通株式発行	—	17,514	6,864
優先株式発行（償還）（正味）	—	—	70,626
T-DECsの発行-払込剰余金	—	2,784	—
ADIA Upper Decs出資証券購入契約	3,750	—	—
自己株式買戻	(6)	(3)	(7)
源泉税支払のための自己株式支払	(806)	(120)	(400)
長期債務発行	33,677	110,088	90,414
長期債務の支払および償還	(75,910)	(123,743)	(132,901)
預金の変動	9,065	61,718	(37,811)
短期借入金の変動	(47,189)	(51,995)	(13,796)
継続事業の財務活動（に使用した）から生じた正味資金	\$ (77,428)	\$ 13,006	\$ (24,537)
為替相場の変動による現金および現金同等物への影響	\$ 691	\$ 632	\$ (2,948)
非継続事業			
非継続事業から生じた（に使用した）正味資金	\$ 214	\$ 23	\$ (304)
現金および銀行預け金の変動	\$ 2,500	\$ (3,781)	\$ (8,953)
現金および銀行預け金の期首残高	25,472	29,253	38,206
現金および銀行預け金の期末残高	\$ 27,972	\$ 25,472	\$ 29,253
継続事業のキャッシュ・フロー情報に関する補足事項			
当年度中における法人税等支払額（還付）	\$ 4,307	\$ (289)	\$ 3,170
当年度中における利息支払額	\$ 23,209	\$ 28,389	\$ 55,678
現金支出を伴わない投資活動			
その他保有不動産（以下「OREO」といいます。）およびその他抵当権実行済み資産への振替	\$ 2,595	\$ 2,880	\$ 3,439
トレーディング勘定資産から投資（満期保有目的）への振替	—	—	33,258
トレーディング勘定資産から投資（売却可能）への振替	—	—	4,654
投資（売却可能）からトレーディング勘定資産への振替	12,001	—	—
売却目的保有貸出金から投資目的保有貸出金（貸出金）への振替	—	\$ —	15,891

連結財務諸表注記参照。

連結貸借対照表

単位：百万ドル（ただし、株式数を除く）	シティバンク、エヌ・エイおよび子会社	
	2010年	12月31日現在 2009年
資産		
現金および銀行預け金	\$ 21,702	\$ 20,246
銀行預け金	146,208	154,372
フェデラルファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	43,341	31,434
トレーディング勘定資産（債権者に対する差入れ、2010年12月31日現在-1,006百万ドル、2009年12月31日現在-914百万ドルを含む）	149,560	156,380
投資（債権者に対する差入れ、2010年12月31日現在-5,221百万ドル、2009年12月31日現在-3,849百万ドルを含む）	252,559	233,086
貸出金（前受収益控除後）	446,052	477,974
貸倒引当金	(18,467)	(22,685)
貸出金合計（正味）	\$ 427,585	\$ 455,289
のれん	10,420	10,200
無形資産	5,850	8,243
建物設備（正味）	4,392	4,832
未収利息および手数料	5,273	6,840
その他資産	87,403	80,439
資産合計	\$ 1,154,293	\$ 1,161,361

次表は、上記連結貸借対照表に含まれている連結VIEの特定の資産を示しています。下記の資産は、次のページの連結VIEの債務決済のみに使用することが出来ます。また、これら資産はその債務額を超過しています。

単位：百万ドル	2010年12月31日	
連結VIEの債務決済のみに使用出来る連結VIEの資産		
現金および銀行預け金	\$	586
トレーディング勘定資産		71
投資		7,832
貸出金（前受収益控除後）		
個人向け貸出金（公正価値で評価された1,718百万ドルを含む）		8,138
法人向け貸出金（公正価値で評価された290百万ドルを含む）		22,666
貸出金（前受収益控除後）	\$	30,804
貸倒引当金		(102)
貸出金合計（正味）	\$	30,702
その他資産		342
連結VIEの債務決済のみに使用出来る連結VIEの資産合計	\$	39,533

単位：百万ドル（ただし、株式数を除く）	2010年	2009年
負債		
米国内無利子預金	\$ 86,322	\$ 76,729
米国内利付預金	170,128	176,149
米国外無利子預金	48,873	39,414
米国外利付預金	488,514	479,350
預金合計	\$ 793,837	\$ 771,642
トレーディング勘定負債	57,222	52,010
ファンド借入金およびその他借入金	66,581	89,503
未払税金およびその他費用	8,758	9,046
長期債務および劣後債	59,151	82,086
その他負債	40,784	39,181
負債合計	\$ 1,026,333	\$ 1,043,468
シティバンク株主持分		
株式資本（額面20ドル）発行済株式数：各期において37,534,553株	\$ 751	\$ 751
剰余金	109,419	107,923
繰越利益	27,082	19,457
その他包括利益（損失）累計額 ⁽¹⁾	(10,162)	(11,532)
シティバンク株主持分合計	\$ 127,090	\$ 116,599
非支配持分	870	1,294
株主持分合計	\$ 127,960	\$ 117,893
負債および株主持分合計	\$ 1,154,293	\$ 1,161,361

(1) 2010年および2009年12月31日現在の金額には、税引後の金額で、正味投資有価証券未実現利益（損失）が、それぞれ(35.73)億ドルおよび(47.35)億ドル、外貨換算がそれぞれ(32.26)億ドルおよび(32.55)億ドル、キャッシュ・フロー・ヘッジがそれぞれ(18.94)億ドルおよび(23.67)億ドル、ならびに年金債務調整額がそれぞれ(14.69)億ドルおよび(11.75)億ドル含まれます。

次表は、上記連結貸借対照表に含まれている連結VIEの特定の負債を示しています。下記の負債は、連結VIEの第三者に対する債務のみが含まれており、連結消去された連結会社間の残高は除外されています。

単位：百万ドル	2010年12月31日
債権者および受益者持分保有者がシティバンクの一般債権に対して遡求権を持たない連結VIEの負債	
短期借入金	\$ 22,753
長期債務（公正価値で評価された1,870百万ドルを含む）	4,822
その他負債	146
債権者および受益者持分保有者がシティバンクの一般債権に対して遡求権をもたない連結VIEの負債合計	\$ 27,721

連結財務諸表注記参照。

1. 重要な会計方針の要約

連結原則

連結財務諸表は、シティグループおよびその子会社の勘定を含んでいます。当社が、議決権の50%超を直接もしくは間接的に所有するか支配力を行使している子会社は連結しています。特定のベンチャー・キャピタル子会社への投資または公正価値オプションに基づき公正価値で会計処理されている投資以外で、20%から50%の議決権を有しているか、あるいは重要な影響力を行使することができる事業体は持分法で会計処理されており、持分に見合う損益は、その他収益に計上されています。持分比率が20%未満の会社に対する投資からの収益は、配当が受領されたときに認識されています。後述するとおり、シティグループは、シティグループが主たる受益者であると判断した場合に変動持分事業体とみなされる事業体を連結しています。支店・子会社・関連会社・建物およびその他の投資の処分による損益、ならびにこれらの資産に関して簿価まで回復する可能性が低いとみなされる一時的でない価値の減損に対する経営陣の見積額(費用)は、その他収益に計上されています。

当該注記において、「シティグループ」、「シティ」および「当社」は、シティグループ・インクおよびその連結子会社を表しています。

過年度の財務諸表および注記は、当期の表示と一致させるために一定の組替が行われています。

シティバンク、エヌ・エイ

シティバンク、エヌ・エイは、商業銀行でシティグループ・インクの完全子会社です。シティバンクが提供している主なものは、消費者金融業務、抵当貸付、リテール・バンキング業務関連の商品およびサービス、投資銀行業務、商業銀行業務、資金管理、貿易金融、電子商取引関連の商品およびサービス、そしてプライベート・バンキング関連の商品およびサービスです。

当社は、シティバンク、エヌ・エイに関する情報を株主および国際的な規制当局へ提供するために、同社の貸借対照表および株主持分変動計算書を含めています。(連結財務諸表注記30を参照してください。)

変動持分事業体

ある事業体が、ASC810「連結」(従前のFASB解釈指針第46(R)号「変動持分事業体の連結(2003年12月改訂)」(以下「FIN第46(R)号」といいます。))およびSFAS第167号「FASB解釈指針第46(R)号の改訂(以下「SFAS第167号」といいます。))に規定されている次の基準を満たしている場合、変動持分事業体(以下「VIE」といいます。)と呼ばれます。その基準とは、(1)他社からの追加的劣後財務支援がなければその会社の活動資金を調達することができないような不十分な資本しか有していない場合、あるいは、(2)その事業体に対する持分投資家が、その事業について重要な意思決定をすることができないか、持分に見合う予想損失を吸収しない、または予想収益を受け取ることができない場合です。

2010年1月1日以前は、当社が予想損失または予想残存利益あるいはその両方の過半を有する場

合、そのVIEを連結していました。SFAS第167号のVIE連結ガイダンスに対する改訂を当社が適用した日である2010年1月1日付で当社は、当社がVIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有し、かつVIEに対して潜在的に重要となる可能性のある便益を享受する権利を有するまたは損失を負担する場合にVIEを連結しています。

これらのガイドラインに従って連結されるVIEに加えて、当社は当社が主たる受益者ではないという理由で連結対象とならない他のVIEに対する変動持分を有しています。この中には、マルチセラー金融会社、特定の担保付債券(以下「CDO」といいます。)、多くの仕組み金融取引、および様々な投資ファンドがあります。

ただし、当社は主たる受益者としての地位の変更につながる何らかの事象が発生しているかどうかを判断するために、これらのVIEおよびその他すべての非連結VIEを定期的に監視しています。これらの事象には以下が含まれます。

- ・ シティグループの全体的な変動持分所有割合の変更につながるシティグループまたは関連のない第三者による変動持分の追加購入または売却
- ・ 変動持分保有者間の予想損失および残存利益の再配分を要する契約内容の変更
- ・ VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有する当事者の変更
- ・ 潜在的変動持分とみなされる事業体への支援の提供

当社が関与しているVIEとみなされないその他すべての事業体については、ASC810の他のサブトピック（従前の会計調査公報（以下「ARB」といいます。）第51号「連結財務諸表」、SFAS第94号「過半数を所有するすべての子会社の連結」およびEITF論点04-5号「他のリミテッド・パートナーが特定の権利を有している場合のジェネラル・パートナー、または複数のジェネラル・パートナー・グループが、リミテッド・パートナーシップまたは類似の事業体を支配しているか否かの判定」）に基づいて、連結に関する評価が行われます。

外貨換算

在外営業活動体の資産および負債は、期末直物外国為替相場を用いて各自の機能通貨から米ドルに換算されています。在外営業活動体の収益および費用は、ほぼ加重平均為替レートとなるレートで各自の機能通貨から毎月換算されます。その結果生じる為替換算調整額は、在外営業活動体の売却または清算により実現されるまで、関連するヘッジおよび税効果とともに株主持分の独立項目に計上されています。

米ドルを機能通貨とする在外営業活動体の現地通貨建てによる取引を含む、機能通貨以外の通貨建て取引の為替変動による影響額は、関連するヘッジ効果とともに主にその他収益に計上されます。外貨建てエクスポージャーのヘッジに用いられた商品には、先物為替予約、オプションおよびスワップ契約、ならびに米ドル以外の通貨建てによるヘッジ指定債券の発行が含まれています。インフレ率の高い国の在外営業活動体は米ドルを機能通貨として指定しており、為替変動による影響額は主にその他収益に計上されます。

投資有価証券

投資には、確定収益証券および持分有価証券が含まれています。確定収益商品は、債券、ノートおよび償還可能優先株式、ならびに期前返済リスクのある貸付債権担保付債券および仕組債が含ま

れています。持分有価証券には普通株式と償還不能優先株式が含まれます。投資有価証券は以下のとおり分類され、会計処理されます。

- ・ 「満期保有目的」に分類された確定収益証券は、当社が満期まで保有する能力と意思のある有価証券であり、償却原価で計上されます。それらの有価証券の利息収益は、受取利息に含まれます。
- ・ 「売却可能」に分類された確定収益証券と市場性のある持分有価証券は、公正価値で計上され、公正価値の変動は税引後の金額で株主持分の独立項目に計上されます。連結財務諸表注記15に詳細が記載されているとおり、公正価値の信用関連の下落が一時的ではないと判断される場合、当該公正価値の下落は直ちに損失として計上されます。売却による実現損益は、主に個別法による原価に基づき損益計上され、それらの有価証券の利息収益および受取配当金は、受取利息に含まれます。
- ・ 投資会社とみなされる、シティグループのプライベート・エクイティ子会社が保有しているベンチャー・キャピタル投資は公正価値で計上され、公正価値の変動はその他収益に計上されます。これらの子会社は、小規模事業投資会社として登録されている事業体を含み、ベンチャー・キャピタル事業を専業としています。
- ・ 当社が公正価値による会計処理を選択したことにより、市場性のない持分有価証券への特定の投資およびこれまで持分法により会計処理されていた特定の投資が、公正価値で計上されています。これらの投資の公正価値の変動は、損益に計上されています。
- ・ 連結財務諸表注記15に記載されているとおり、特定の市場性のない持分有価証券は取得原価で計上され、一時的でない減損に関して定期的に評価されています。

満期保有目的または売却可能に分類された確定収益証券への投資が債務不履行となった場合、あるいは将来の利息の支払いが予定どおり実行されないと予測される場合には、当該投資の未収利息の計上は中止されます。

当社は、公正価値で計上する投資に関して数多くの評価技法を使用しており、これらについては連結財務諸表注記25に記載されています。

トレーディング勘定資産および負債

トレーディング勘定資産には、負債証券および市場性のある持分有価証券、買い持ちポジションにあるデリバティブ、証券化における留保持分、ならびにコモディティの現物在庫が含まれます。さらに（連結財務諸表注記26に記載されているとおり）、貸出金および取得した保証等、シティグループが公正価値オプションに基づいて公正価値で計上することを選択している特定の資産もトレーディング勘定資産に含まれています。

トレーディング勘定負債には、連結財務諸表注記26に記載されているとおり、空売り有価証券（空売りポジション）および正味で売り持ちポジションにあるデリバティブ、ならびにシティグループが公正価値で計上することを選択している特定の負債が含まれます。

コモディティの現物在庫を除き、すべてのトレーディング勘定資産および負債は公正価値で計上されています。トレーディング資産およびトレーディング負債からの収入は、通常、自己勘定取引として報告され、そこには実現損益および商品の公正価値の変動により生ずる未実現損益が含まれています。トレーディング資産に係る利息収益は、受取利息からトレーディング負債に係る支払利

息を控除した金額で計上されています。

コモディティの現物在庫は低価法（LOCOM）で計上され、関連する利益または損失は自己勘定取引に計上されています。コモディティ在庫の売却に係る実現利益および損失は、自己勘定取引に含まれています。

トレーディング目的で利用されるデリバティブには、金利スワップ、通貨スワップ、株式スワップ、クレジット・スワップ、コモディティ・スワップ、オプション、キャップとフロアー、ワラント、および金融商品とコモディティの先物・先渡契約が含まれます。デリバティブ資産および負債のポジションは、有効なマスター・ネットリング契約が存在し、ASC210-20「貸借対照表－相殺」に記載されているその他の条件を満たしている場合、連結貸借対照表上に契約相手ごとの純額で表示されています。

当社は、トレーディング資産および負債の公正価値を決定するために数多くの評価技法を使用しており、それらは連結財務諸表注記25に記載されています。

借入有価証券と貸付有価証券

有価証券の借入および貸付取引は、取引に現金の受け払いを伴う場合、通常、会計処理上は関連する有価証券の売却ではなく、有担保金融取引として処理されています。それらの取引は、現金支払額あるいは受取額に未収利息を加算した金額で計上されます。連結財務諸表注記26に記載されているとおり、当社は、数多くの有価証券の借入および貸付取引に対して公正価値による会計処理を適用することを選択しています。当社が公正価値による会計処理を選択しているか否かにかかわらず、すべての有価証券の貸付および借入取引に関して支払った手数料あるいは受け取った手数料は、約定レートで支払利息または受取利息に計上されています。

ASC210-20の条件が満たされる場合、借入有価証券および貸付有価証券に関して認識された金額は、連結貸借対照表上に純額で表示されます。

借入または貸付有価証券に関して、当社は、借入有価証券あるいは貸付有価証券の市場価値を超過する金額の現金を担保として支払うかまたは受領します。当社は日々、借入有価証券および貸付有価証券の市場価格をモニターし、必要に応じて、追加担保を受領するかまたは支払います。

連結財務諸表注記25に記載されているとおり、当社は有価証券の貸付および借入取引の公正価値を決定するために割引キャッシュ・フロー法を使用しています。

買戻・売戻条件付契約取引

買戻条件付売渡有価証券（レポ）および売戻条件付買入有価証券（リバース・レポ）は、通常、会計処理上は関連する有価証券の売却ではなく、有担保金融取引として処理されています。連結財務諸表注記26に記載されているとおり、当社は、それらの取引の大部分に対して公正価値による会計処理の適用を選択しており、公正価値の変動は損益に計上しています。公正価値による会計処理が選択されていない取引については、現金支払額あるいは受取額に未収利息を加算した金額で計上されています。当社が公正価値による会計処理を選択しているか否かにかかわらず、すべてのレポおよびリバース・レポ取引に関して支払ったまたは受け取った利息は、約定レートで支払利息または受取利息に計上されています。

ASC210-20-45-11「貸借対照表－相殺：買戻および売戻条件付契約」の条件が満たされる場合、レポおよびリバース・レポは連結貸借対照表上に純額で表示されます。

当社は、売戻条件付で取得した有価証券の所有権を得ることを方針としています。買戻しあるいは売戻し対象の有価証券の市場価値はモニターされ、信用エクスポージャーに対して必要があれば追加担保を取得しています。

連結財務諸表注記25に記載されているとおり、当社はレポおよびリバース・レポ取引の公正価値を決定するために割引キャッシュ・フロー法を使用しています。

売却として会計処理される買戻・売戻条件付契約取引ならびに有価証券の貸付および借入契約

ASC860-10「譲渡およびサービス業務」（従前のFASB基準書第166号「金融資産の譲渡の会計処理」の特定の条件が満たされる場合、当社は特定の買戻条件付契約および有価証券の貸付契約を売却として会計処理しています。売却として会計処理されることになるこれらの契約の主な特徴は、当初差入証拠金の減額または日次維持証拠金に対する制約です。売却として会計処理されたこれらの取引は、2010年12月31日および2009年12月31日において、それぞれ2億ドルおよび130億ドルであり、これによりトレーディング勘定資産が減少しました。2009年12月31日現在の金額には、57億ドルの買戻契約および有価証券貸付契約が誤って売却に含まれていました。2009年12月31日現在、この誤りは資産合計の0.3%、負債合計の0.3%およびフェデラルファンド借入金、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券の3.7%を占めていました。いずれの期間においても当期利益（損失）に対する影響はありませんでした。経営陣は、この誤りによるシティグループの過去の財務諸表に対する影響は重要ではないと考えています。2010年第1四半期より、当社は買戻条件付取引および有価証券の貸付取引の会計処理を変更し、有担保借入取引として会計処理しています。これにより、会計処理は取引条件に従ったものになりました。

貸出金

貸出金は、前受収益および繰延手数料と費用の未償却額を控除後の元本残高で計上されます。ただし、クレジットカード債権残高には、さらに未収利息および手数料が含まれています。通常、貸出金の組成手数料および特定の直接組成費用は繰り延べられ、関連する貸出金の回収期間にわたって損益計算書に調整額として計上されます。

連結財務諸表注記26に記載されているとおり、シティは特定の貸出金に関して、公正価値による会計処理を選択しています。それらの貸出金は公正価値で計上され、公正価値の変動は損益に計上されます。それらの貸出金の利息収益は、約定レートで受取利息に計上されます。

公正価値オプションが選択されていない貸出金については、実行または取得時に投資目的または売却目的のいずれかに分類されます。この分類は当該貸出金に関する経営陣の当初の意思および能力を基準にしています。

投資目的保有貸出金は連結貸借対照表上に「貸出金(前受収益控除後)」として分類されており、関連するキャッシュ・フローは連結キャッシュ・フロー計算書上の投資活動から生じたキャッシュ・フローの「貸出金の変動」項目に含まれています。ただし、当社の貸出金の保有目的が、投資目的から売却目的へと変更された場合、その貸出金は売却目的保有貸出金に組み替えられますが、

関連するキャッシュ・フローは、引き続き連結キャッシュ・フロー計算書上の投資活動から生じたキャッシュ・フローの「貸出金の売却および証券化による収入」項目に計上されます。

シティグループが売却または証券化した個人向け貸出金の大部分は、米国プライム住宅モーゲージ・ローンまたは米国クレジットカード債権です。米国におけるプライム・モーゲージ業務では、非適格調整可能利付貸出金を除く貸出金の大部分を売却しています。米国プライム・モーゲージの適格貸出金は実行時に売却目的保有貸出金として分類されます。関連するキャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書上の営業活動から生じたキャッシュ・フローの「売却目的保有貸出金の変動」項目に分類されています。

2010年のSFAS第166号／第167号の適用前は、米国クレジットカード債権は、経営陣が当該債権を当面または満期まで保有する意思を持っている場合を除き、実行時に売却目的保有貸出金として分類されていました。2010年以前は、このような債権は、直近の貸借対照表日から3ヶ月間における米国クレジットカード証券化の予測（補完を除く）に基づき、売却目的保有に分類されていました。実行時または取得時に売却目的保有に分類された米国クレジットカード貸出金に関連するキャッシュ・フローは、営業活動から生じたキャッシュ・フローの「売却目的保有貸出金の変動」項目に計上されています。

個人向け貸出金

個人向け貸出金は主に、地域別個人向け銀行業務部門および地域別個人向け融資業務が管理している貸出金とリース債権を表しています。原則として、割賦ローンおよび不動産貸出金（オープン・エンド型およびクローズド・エンド型）については、契約期日から90日延滞した場合に未収利息の計上を中止します。ただし、クレジットカードおよび無担保リボルビング・ローンについては、原則として契約期日からの延滞期間が180日までは未収利息を計上します。借り手の財政的困難により条件が変更され、短期的または長期的な猶予が借り手に与えられている貸出金は、条件変更時に未収利息の計上を中止する場合があります。条件変更貸出金の未収利息を再計上する方針は、商品および／または地域ごとに異なります。多くの場合、最低支払回数（1回から6回の範囲）が求められ、それ以外の場合は未収利息を計上する債権に戻されることはありません。

条件変更された米国個人向け貸出金を正常債権に戻す方針は商品ごとに異なります。一般に、これらを満たすための条件の1つは、最低回数（通常1回から3回の範囲）の支払いが行なわれることです。これにより、貸出金は正常債権に戻されます。ただし、クレジットカードなど、特定のオープン・エンド型個人向け貸出金を正常債権に戻す方針は連邦金融機関検査協議会（以下「FFIEC」といいます。）のガイドラインに準拠しています。FFIECガイドラインの対象となっているオープン・エンド型個人向け貸出金について正常債権に戻す条件の1つは、少なくとも3回連続して最低月次支払額またはそれに相当する額を受領することです。さらに、FFIECガイドラインでは貸出金を正常債権に戻す回数には制限（通常、12ヶ月に1回および5年間に2回）があります。さらに、連邦住宅局（以下「FHA」といいます。）および退役軍人省（以下「VA」といいます。）の貸出金は、各省庁のガイドラインに基づき条件変更され、条件変更貸出金を正常債権に戻すために必ずしも支払が求められるわけではありません。

シティの貸倒償却方針は以下の全般的な指針に従っています。

- ・無担保割賦ローンは、契約期日を120日延滞した時点で償却します。
- ・無担保リボルビング・ローンおよびクレジットカード貸出金は、契約期日を180日延滞した時点で償却します。
- ・不動産以外の担保付ローンは、120日延滞した時点で担保評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・不動産担保ローンは、契約期日を180日延滞した時点で不動産評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・ノンバンク不動産担保ローンは、所有権の譲受、もしくは抵当権行使手続（契約期日から120日延滞した場合に開始しなくてはならない手続）開始後12ヶ月のいずれか早い時点で、不動産評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・ノンバンク自動車ローンは、抵当権実行、もしくは抵当権が実行されない場合、契約期日からの延滞180日以内に、担保評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・ノンバンク無担保個人向けローンは、直近6ヶ月以内に支払がない場合契約期日から180日延滞した時点（ただし、いかなる場合でも契約期日からの延滞は360日以内）で償却します。
- ・無担保の破産債権は、破産裁判所による通知から60日以内、もしくは契約上の償却期間内のいずれか早い時点で償却します。
- ・不動産担保付破産債権は、通知から60日後または契約期日から60日延滞した時点のいずれか遅い時点で担保評価額から売却費用を控除した金額まで評価減します。
- ・ノンバンク無担保個人向け破産債権は契約期日から30日延滞している時点で償却します。
- ・商業市場貸出金は、元本が回収不能と判断された場合に評価減します。

法人向け貸出金

法人向け貸出金とは、ICGまたは特別資産プールが管理している貸出金およびリース債権です。法人向け貸出金は、実績または貸出金の全額回収可能性に関する将来の評価に基づいて、利息または元本の回収に懸念があると判断された場合、あるいは利息または元本の支払いが90日以上延滞した場合は、十分な担保が付されていて回収手続の過程にある場合を除き、減損しているとみなされ、現金主義(未収利息非計上)貸出金として計上されます。減損しているとみなされた法人向け貸出金およびリース債権に係る未収利息は、延滞開始後90日で当期損益勘定に振り戻され、その後は、実際に現金で受け取った金額のみ収益に計上されます。元本の最終的回収可能性に疑義があるときは、その後受領した現金はすべて貸出金に対する投資額の減額に充当されます。

減損した法人向け貸出金およびリース債権は、元本が回収不能と判断される金額について減額されます。担保の売却以外に利用可能で確実な弁済原資がない場合、減損した有担保貸出金およびリース債権は、原価と担保価値の低い方まで減額されます。現金主義貸出金は、すべての約定元本と利息の弁済が合理的に保証され、かつ契約条件に従って弁済が継続的に履行されている場合、未収利息の計上を再開します。

売却目的貸出金

売却目的として識別された法人向けおよび個人向け貸出金は、その他資産に含まれている売却目的の貸出金に分類されます。公正価値オプションが選択されている特定の抵当貸付を除き、これらの貸出金は低価法(LOCOM)で会計処理され、評価減あるいはその後の回収についてはその他収益に計上されます。

貸倒引当金

貸倒引当金は、ポートフォリオに固有の予想損失に対する経営陣の最善の見積り、ならびに個別に評価された大口の減損貸出金および不良債権のリストラクチャリングに関連する予想損失を表しています。引当金の配分は分析目的でのみ行われるものであり、引当金の全額をポートフォリオ全体に内在する固有の予想貸倒損失に利用することができます。貸倒引当金の追加計上は貸倒引当金繰入額を費用計上することで行われます。貸倒損失額は貸倒引当金から減額し、以後の回収額は貸倒引当金に加算されます。債権のリストラクチャリングにおいて貸出債権と引き換えに受領した有価証券は、まず公正価値で計上され、これに係る損益は回収あるいは償却として貸倒引当金に反映されて、その後、売却可能有価証券として会計処理されます。

法人向け貸出金

法人向けポートフォリオの貸倒引当金は、資産固有の要素および統計に基づいた要素で構成されています。減損しているとみなされる大口で均質でない貸出金に関する資産固有の構成要素は、ASC310-10-35「債権—事後測定」（従前のSFAS第114号）に基づいて個別に算定されます。資産固有の引当金は、割引キャッシュ・フロー、処分費用控除後の担保の価値、または減損した貸出金の観察可能な市場価格が簿価を下回る場合に設定されます。当該引当金は、借り手の財政状態、財源、支払実績、金銭的な義務を負う保証人からの支援の見込み（詳細については以下に記載されています。）、および担保の実現可能価値を基に評価されます。小口の減損貸出金に対する引当金に関する資産固有の要素は、過去の貸倒実績に基づき、貸出金プールに対して算定されます。残りの貸出金ポートフォリオに対する引当金は、ASC450「偶発事象」（従前のSFAS第5号）に基づき統計的手法を用いて算定され、経営陣の判断が追加されます。統計分析はポートフォリオの規模、残余期間、ならびに貸倒および貸倒時の損失額の確率を反映して個々の与信枠に付された社内リスク格付けにより測定された信用の質を考慮しています。統計分析は、過去の貸倒率および過去の貸倒発生時の損失規模（過去の平均水準および過去の変動を含む）を考慮しています。この分析により内在する損失の見積範囲が得られます。その範囲内で、全般的な経済状況、業界および地理的に特有な動向、ならびに社内的要素（ポートフォリオの集中度、社内の信用指標の動向および現在と過去の融資引受基準を含む）を含む現在の状況に関する経営陣の定量的および定性的評価により最善の見積りが決定されます。

貸倒引当金の資産固有の要素および統計に基づいた要素の両方に対して、経営陣は保証人の支援を組み込む場合があります。保証人の財政状態は、少なくとも年1回更新され見直される正味財産、キャッシュ・フロー計算書および個人または企業の財務諸表に基づいて評価されています。シティは、通常の業務活動の一環として保証契約の履行を求めています。シティの戦略を達成するため、個別の状況において保証の履行を求めるに当たっては、保証人または借り手から十分な協力を得ることが必要となります。この協力が得られることが保証の請求および履行の成功を示唆します。これにより、法的救済のための費用および負担を被ることなく、エクスポージャーを縮小させることができます。保証人に対する法的手段により保証を強制することは不良債権を解消する主要手段ではなく、ほとんど発生しません。保証人の評判およびシティグループに対する協力の意思は保証人との過去の実績およびその市場に対する知識に基づいて評価されます。保証人が履行することに躊躇する、またはできないと考えられる場合、または借り手の協力を得ることができないといった稀なケースでは、シティは法律上の救済を求めます。法的手段に関わらず保証人が保証を履行できるような財政状態でない場合、または保証人に履行を求めることと抵当権行使を同時に行うことに法的制限がある場合には、シティは法律上の救済を求めません。保証人の評判は、保証に基づき履行を求める我々の判断または能力に影響を与えません。

貸倒損失の評価において保証が評価要素となる場合、貸出金の社内リスク格付けに対する調整を通じて保証の要素を加味します。これに基づいて、最終的には貸倒引当金の統計に基づいた要素に対する調整が行われます。現在までのところ、減損した商業貸出金またはCRE貸出金が保証によって評価額を上回る価値で計上されることは稀です。

貸出金に関するシティのモニタリングによって保証人の財政状態が不確実である、または悪化し

ていることが示唆される場合でも、リスク格付けの変更を行ったり、保証人の財政状態の不確実性や悪化による調整を行うことはありません。なぜなら保証人の信用補完が当初から組込まれていないからです。したがって、最終的な保証人の不履行または保証に対する法的執行がないことにより、通常、その時点での貸出金のリスク格付けにさらに重要な調整を行うことはないため、貸倒引当金に重要な影響を与えることはありません。シティが保証契約に基づき履行を求めない場合、貸出金は元利金延滞債権であり、かつ、保証が付されていないものとして貸倒引当金を計上します。

個人向け貸出金

個人向け貸出金に関しては、小口で均質の貸出金のポートフォリオの減損は、個別に評価されています。この評価対象には、個人向け抵当貸付、割賦、リボルビング信用供与やその他の個人向け貸出金が含まれています。これらの貸出金に対する貸倒引当金は、各種の分析に基づいて、特定のポートフォリオに固有の予想損失を見積るプロセスを通じて設定されます。各種分析の中には、過去の延滞および貸倒実績を現在のポートフォリオの延滞状況に適用する移動分析、ならびに現在の傾向および状況を反映するその他の分析が含まれています。

経営陣はまた全体的なポートフォリオ指標も考慮しており、その中には過去の貸倒実績、滞留債権、元利金延滞債権および分類債権、貸出金の実行残高および期間の傾向、全体的な与信の質の評価、貸出方針と手続を含む与信プロセス、経済的要素、地理的要素、商品特性およびその他の環境的要素が含まれています。

また、借り手の財政的困難により条件が変更され、借り手に猶予が与えられることにより減損しているとみなされる小口で均質の貸出金に対して、評価引当金が設定されています。このような条件変更には、金利引き下げ、元本返済免除および／または期限延長が含まれます。長期的な猶予が与えられている場合、このような条件変更は「不良債権のリストラクチャリング」（以下「TDR」といいます。）として会計処理されます。TDRに対する貸倒引当金は、ASC310-10-35に従い、貸出金の当初の実効金利で割り引いた貸出金の予測キャッシュ・フローと貸出金の簿価を比較して決定されます。短期的な猶予が与えられている場合、貸倒引当金は、実質的にASC310-10-35の規定に従っています。

米財務省の住宅ローン条件緩和プログラム（以下「HAMP」といいます。）のトライアル期間に該当する貸出金は、短期または長期プログラムに基づく条件変更には分類されず、当該貸出金に対する貸倒引当金はASC450-20に基づき算定されます。HAMPのトライアル貸出金に対する引当金は、借り手がトライアル期間を満了できずに条件変更が確定すると仮定した貸倒率を用いて算定されます。

引当金の見積りおよび方針

経営陣は、貸借対照表上の実行済貸出金ポートフォリオに内在する予想損失の見積りに関する引当金を貸倒引当金の形で計上しています。これらの引当金は、当社の取締役会の監査委員会が承認した、シティグループの貸倒引当金方針に従って設定されています。シティのチーフ・リスク・オフィサーおよび最高財務責任者は四半期ごとに、該当する業務分野のリスク管理および財務スタッフの代表者ととも貸倒引当金の妥当性を検討しています。

上記の代表者は、社内の信用リスク格付けが付与され、分類可能な形で管理されているポートフォリオ（主に、ICG、地域別個人向け銀行業務部門および地域別個人向け融資業務）または借り手の財政的困難により条件が変更され、猶予が与えられた個人向け貸出金を有する業務分野を担当しており、量的および定性的裏付けデータに沿って、実行済および未実行の貸出ポートフォリオに関して推奨される引当金残高を提示します。量的データには以下が含まれます。

- ・ *事業分野において分類可能な形で管理されるポートフォリオに内在する非均質な元利金延滞エクスポージャーおよび借り手の財政的困難により条件が変更され、猶予が借り手に与えられることにより減損しているとみなされる小口で均質の減損貸出金の見積り予想損失。*

見積りを決定する際、(i) 予測将来キャッシュ・フローを貸出金の当初の実効金利で割り引いた現在価値、(ii) 借り手の全般的な財政状態、財源および支払実績、(iii) 金銭的な義務を負う保証人からの支援の見込み、または担保の実現可能価値を考慮する場合があります。TDRの貸出金に対する貸倒引当金の算定において、予想キャッシュ・フローの予測の際に、経営陣は過去の再貸倒率、現在の経済環境および修正緩和プログラムを組み合わせで検討しています。予測キャッシュ・フローの現在価値に基づいて減損が測定された場合、現在価値の変動額全額を貸倒引当金繰入額に計上しています。

- ・ *分類可能な形で管理されたポートフォリオに内在する正常債権および僅少額の元利金延滞エクスポージャーに関して統計的に計算された損失。*

当該計算は、(i) 主要格付機関のリスク格付けに類似した信用リスク格付けに関するシティグループの社内システムおよび(ii) 1983年から2009年までの貸倒率に関する格付機関の情報を含む貸倒および貸倒損失の過去の実績データ、ならびに1970年代前半からの貸倒発生時の損失の程度に関する社内データに基づいています。

- ・ *追加の調整には、(i) クレジット・サイクルにわたる貸倒の変動実績、貸倒貸出金の損失規模の分散実績、およびグローバル・ポートフォリオにおける大口の債務者の集中度を対象として統計的に計算された見積り、ならびに(ii) 現在の環境的要素や与信動向などの特定の既知の項目に対する調整が含まれています。*

また、小口で均質の貸出金（主に地域別個人向け銀行業務部門の商業貸出金以外の分野）に含まれる延滞および債券のポートフォリオを担当するリスク管理および財務スタッフの代表者は、貸出金延滞およびポートフォリオの規模の変動を含む主要信用指標、ならびに住宅価格、失業率およびGDPを含む経済動向に基づいて推奨される引当金残高を提示します。この手法は、これらのポートフォリオが存在する異なる地理的地域にある個々の商品にも別途適用されます。

この評価プロセスは、多くの見積りおよび判断が必要となります。当該検討において、特に貸倒の頻度、リスク格付け、損失回収率、個々の大口の与信の規模および多様性、ならびに外貨建て債務を有する債務者が当該外貨建て債務を履行するために必要な外貨の調達能力がすべて考慮に入れます。これらの見積りの変動は、いずれの会計期間において与信費用に直接影響を及ぼすことがあり、引当金の変動につながる可能性があります。引当金の変動は、連結損益計算書の「貸倒引当金繰入額」の項目に含まれています。

未実行貸出約定引当金

未実行の貸出約定およびスタンドバイ信用状に関連する予想損失に対する引当金を計算する際にも、貸倒引当金の場合と類似したアプローチを使用しています。この引当金は、貸借対照表のその他負債に分類されています。未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額の変動は、連結損益計算書の「未実行貸出約定に関する貸倒引当金繰入額」の項目に含まれています。

抵当貸付サービシング権 (MSR)

抵当貸付サービシング権(以下「MSR」といいます。)は、当該権利を購入した時、あるいは当社が購入もしくは組成を通じて取得した貸出金を売却または証券化して、その貸出金に対するサービシング権を留保した場合に、連結貸借対照表の無形資産に計上されます。

米国抵当貸付に関するサービシング権は公正価値で会計処理され、その価値の変動は当期損益に計上されています。

当社のMSRに関する詳細は、連結財務諸表注記22に記述されています。

個人向け抵当貸付の表明と保証

シティの表明と保証の請求に対するエクスポージャーの大部分は米国の個人向け抵当貸付業務に関連しています。

貸出金を売却する際、シティ（シティ・モーゲージ業務を通じて）は特に以下に関連する様々な表明と保証を行っています。

- ・シティが当該貸出金の所有権を有すること
- ・当該貸出金に対する優先担保の正当性
- ・貸出金の担保不動産に延滞税または先順位権がないこと
- ・貸出金の担保不動産の権原保険の有効性
- ・売却対象の貸出金の選定に使われたプロセス
- ・買い手が設定した貸出金に適用される基準の遵守
- ・貸出金に関して適用される現地の法律、州法および連邦法を遵守していること

シティが行う特定の表明と保証は、取引の内容および買い手の要件によって異なります。市況および信用格付機関などの要件は、表明と保証および当社が貸出金の売却において合意するその他の規定に影響を与える可能性があります。

買戻しまたは「損失補填」の支払

表明と保証に違反があった場合、シティは瑕疵が識別された抵当貸付（原則として未払元本残高に未収利息を加算した金額）を買い戻すか、あるいは投資家または保険会社に対して損失を補償（「損失補填」）することが求められることがあります。シティの表明と保証は通常、補償金額または補償期間で規定されている上限の対象外です。ただし、契約上の債務は、表明と保証の違反が発生し、その違反から損失が発生した場合にのみ通常発生します。

買戻しの場合には、シティはその後の抵当貸付の信用損失を負担し、貸出金は通常、信用損失が発生している貸出金とみなされ、SOP03-3「移転により取得した特定の貸付金または負債証券の会計処理」（ASC310-30「債権－信用損失が発生している貸付金および負債証券」）に組み込まれています。）（以下「SOP03-3」といいます。）に基づき会計処理されます。信用損失の発生したSOP03-3買戻し貸出金は、償却まで利息を計上し続けるため、これらの買戻しは、元利金延滞債権の統計には重大な影響を及ぼしていません。

シティは、主に米国政府支援事業体（以下「GSE」といいます。）から買戻しを行っています。

シティは、以前に売却した貸出金の買戻し義務による損失エクスポージャーに対する引当金（買戻しに対する引当金といいます。）を計上しており、連結貸借対照表のその他負債に含まれています。買戻しに対する引当金を見積もる際には、シティは第三者のコレスポンデント・レンダーから受け取る予定の払戻額および以前取得した抵当貸付サービシング権に関連する補償契約を考慮に入れます。シティは支払能力を有するとみなすコレスポンデント・レンダーからの回収を積極的に行っています。見積払戻額は最近の回収傾向に関するシティの分析およびコレスポンデントの支払能力に基づいています。

信用損失の発生したSOP03-3貸出金の買戻しにおいて、貸出金の公正価値および買戻し価格の差額は買戻しに対する引当金の取崩として計上されます。投資家に対する損失補填も、直接引当金から取り崩されます。買戻しに対する引当金は、シティが貸出金を売却したときに見積られており（売却益の調整額として計上され、連結損益計算書のその他収益に含まれています。）、四半期ごとに見直されます。見積りの変動は、連結損益計算書のその他収益に計上されます。

買戻しに対する引当金は、個々の売却年度別（すなわち、貸出金が売却された年度）に計算されており、様々な仮定に基づいています。シティの現在の貸出金の売却の大部分は、シティが過去に取引を行っているGSEに対して行われており、これらの仮定には、一定の不確実性および実際の結果と異なる場合に引当金額に重要な影響を与える可能性のあるリスクが含まれています。引当金の水準を算定するのに用いられた最も重要な仮定は以下のとおりです。

- ・融資契約書類請求
- ・買戻し請求の融資契約書類請求に占める割合
- ・請求の控訴成功率
- ・買戻しまたは損失補填による見積り損失

買戻しに対する引当金の見積りプロセスでは多くの見積りおよび判断が必要となります。買戻しに対する引当金の算定に用いられる仮定には、一定の不確実性および実際の結果と異なる場合に引当金額に重要な影響を与える可能性のあるリスクが含まれます。

証券および銀行業務がスポンサーとなっている自社名住宅抵当の証券化－表明および保証

シティのS&Bがスポンサーとなっている抵当貸付の証券化は、シティの抵当貸付業務の非常に小さい部分になっています。

これらの証券化に含まれる抵当貸付は、S&B以外の当事者から購入したものです。有価証券を発行

する各信託に含まれる抵当貸付に関連する表明および保証（表明）は、(1)シティ、または(2)あまり頻繁ではありませんが、第三者の売り手（売却を行う事業体、貸出金のオリジネーターであることが多い）により行われています。これらの表明は通常、発行を行う信託に対して行われるか譲渡されます。

一般に、証券化取引における表明は以下に関連して行います。

- ・ 抵当貸付の借り手、売り手または鑑定者、ブローカーまたは抵当貸付の組成に関与したその他の当事者側に不正がないこと（表明を行う者の知識に全部または一部に限られる場合があります。）
- ・ 抵当貸付の物件が借り手の主たる住居として占有されているか否か
- ・ 抵当貸付が適用される連邦法および州法に準拠していること
- ・ 抵当貸付がオリジネーターの引受ガイドラインに従って組成されているか否か
- ・ 抵当貸付の明細表に含まれている、抵当貸付に関する詳細なデータ

表明に違した場合には、シティは瑕疵が識別された抵当貸付を買い戻す（通常は未払元本残高に未収利息を加算した金額）、または投資家に対して損失を補償することが求められる場合があります。

S&Bは、これらの証券化取引における抵当貸付に関連した表明の違反について、非常に少数の請求のみ受領しています。

のれん

のれんは、買収金額が、取得した有形資産・無形資産の公正価値を超過した金額を表しています。のれんは毎年減損テストを受けていますが、この際、のれんは当社の報告単位に配分され、報告単位の簿価が見積公正価値を超過している場合に、減損が存在しているとみなされます。また、事業部門を処分する際には、のれんは処分事業の公正価値の報告単位の公正価値に対する比率に基づいて、処分事業に配分されます。

無形資産

無形資産には、コア預金無形資産、将来利益の現在価値、購入したクレジットカード取引関係、その他の顧客関係およびその他の無形資産（ただし、MSRを除きます。）が含まれ、それらの見積耐用年数にわたって償却を行います。その有用年数が不確定とみなされる無形資産（主に特定の資産運用契約と商標権）については償却せず、毎年減損テストが実施されます。有用年数が不確定な無形資産の簿価がその公正価値を上回っている場合は、減損が存在しています。償却対象のその他の無形資産については、簿価が回収不能で、かつ簿価が無形資産の公正価値を上回っている場合に減損を認識します。

その他資産およびその他負債

その他資産には、特に売却目的貸出金、繰延税金資産、持分法適用投資、未収利息および手数料、建物および設備、当社がエンドユーザーとして使用するデリバティブで正味買い持ちポジションにあるもの、抵当権実行済み資産、ならびにその他の債権が含まれています。

その他負債には、特に未払費用およびその他の債務、繰延税金負債、当社がエンドユーザーとして使用するデリバティブで正味売り持ちポジションにあるもの、ならびに訴訟、税金、事業再編、未実行貸出約定およびその他の案件に関する引当金が含まれています。

抵当権実行済み資産

抵当物件を取得した場合、貸出金は必要に応じて担保の見積公正価値まで調整され、抵当権実行済み資産勘定に振り替えられます。これは、売却費用と価値下落の双方に対する評価引当金を控除した正味金額で、その他資産勘定に計上されます。

証券化

当社は主にクレジットカード債権および抵当貸付の証券化を行っています。他のタイプの証券化資産には、負債金融商品（現金および合成型）および学生ローンが含まれています。

証券化に関しては、2つの重要な会計上の判断が必要になります。最初に、当社が組成したあるいは所有していた金融資産を証券化事業体へ譲渡した場合、そのような譲渡が米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「GAAP」といいます。）のもとで売却とみなされるかどうかを判断します。それが売却に該当する場合、当社の連結貸借対照表における譲渡資産の認識が中止され、損益が認識されます。また、そのような譲渡が売却ではなく資金調達であるとみなされる場合、当該資産は引き続き当社の連結貸借対照表に計上され、売却額に対応する負債が認識されます。

また、証券化事業体を当社の連結財務諸表に含めるかどうかについて判断します。もし証券化事業体がVIEとみなされ、当社がその主たる受益者である場合には、そのVIEを連結対象としています。

シティグループが参加しているその他のすべての証券化事業体のうち、VIEではないと判断されたものについては、誰がその事業体の議決権を支配しているかに基づいて（特定のパートナーシップの解任権および清算権を考慮する）当社がその連結に関する判断を行っています。シティグループが支配している証券化事業体だけが連結対象となります。

2010年1月1日から、SFAS第166号／第167号の適用により、シティは、まず証券化事業体が連結対象であるか否かを判断します。次に、金融資産の譲渡がGAAPに基づく売却とみなされるかを判断します。また、従前の適格特別目的事業体（以下「QSPE」といいます。）は現在はVIEとみなされ、連結除外とはなりません。当社は、(1)事業体の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限および(2)VIEにとって重要となる可能性のある事業体の損失を吸収する義務および便益を享受する権利を有する場合にVIEを連結しています。

証券化し売却した資産に対する持分を、劣後インタレスト・オンリー・ストリップ、劣後トランシェ、スプレッド勘定およびサービシング権の形式で留保することがあります。クレジットカード債権の証券化において、当社は、証券化以外の方法で信託に譲渡したクレジットカード債権に対する売手の持分を留保しています。2010年1月1日以前は、証券化信託は連結されておらず、売手の持分は取得原価で計上されており、個人向け貸出金として分類されていました。証券化された

抵当貸付および学生ローンに対する留保持分は、証券化されたクレジットカード債権に係る留保持分の大部分と同様に、トレーディング勘定資産として分類されています。

債務

短期借入金および長期債務は通常、償却原価で会計処理されています。ただし、当社が特定の仕組債を公正価値で計上することを選択している場合を除きます。

金融資産の譲渡

金融資産の譲渡が売却とみなされるためには、当社の破産あるいはその他の状況により、当社の財産が管財人等の管理下におかれる場合でも、譲渡した金融資産が当社から隔離されていること、購入者が譲渡資産を処分する権利を有しているか、購入者がその唯一の目的が証券化およびアセット・バックによる資金調達活動である事業体であり、その事業体が受領した資産を担保に供することを制約される場合には、受益持分保有者はその受益持分を売却する権利を有していること（2010年1月1日以前はQSPEでなければならない）、および当社が当該資産を再取得する権利または義務を有していないことが必要です。これらの売却要件が満たされた場合、当社の連結貸借対照表における当該金融資産の認識が中止されます。売却要件を満たさない場合は、その譲渡は有担保借入とみなされ、当該資産は当社の連結貸借対照表に引き続き計上されて、売却代金は、当社の負債として認識されます。複雑な取引、または当社が譲渡資産あるいは証券化事業体に継続的に関与している場合は、通常は売却に関する弁護士の見解書を入手します。譲渡が売却の会計処理の要件を満たすために、このような意見書には、その資産譲渡が売却とみなされるものであり、譲渡された資産は当社が破産した場合でも当社のその他資産とは統合されないことが記載されていなければなりません。

金融資産の一部譲渡が売却とみなされるためには、譲渡部分が参加持分の定義を満たさなければなりません。参加持分は、金融資産全体に対する比例持分を示していること、すべてのキャッシュ・フローは、同じ支払順位で比例割合に応じて分配される必要があり、その他の参加持分保有者の持分に劣後する譲渡資産の参加持分がなく、かつすべての参加持分保有者が同意しない限り、いかなる当事者も金融資産全体を担保に差し入れる権利または交換する権利を有していないことが必要です。これらの要件を満たさない場合には、当該譲渡は有担保借入として会計処理されます。

詳細については連結財務諸表注記22を参照してください。

リスク管理活動 — ヘッジ目的で利用されるデリバティブ

当社はトレーディング活動以外での市場金利の変動に対するエクスポージャーを管理するため、資産および負債の構成を直接変更したり、金利スワップ、金利先物、金利先渡契約やオプション購入ポジションを含むデリバティブ商品および外国為替契約を利用することで間接的に変更しています。これらのエンドユーザーとして使用しているデリバティブ契約は、その他資産、その他負債、トレーディング勘定資産あるいはトレーディング勘定負債に公正価値で計上されています。

ヘッジ会計基準に基づくヘッジとしての要件を満たすためには、デリバティブはヘッジ対象として指定されたリスクを極めて効果的に相殺できなければなりません。また、ヘッジ関係については、取引開始時に正式に文書化され、そこにはヘッジ対象となる項目およびリスク、使用するデリバ

イブ、ならびにその有効性の評価方法と非有効部分の測定方法を含む、特定のリスク管理目的とヘッジ戦略が詳細に記載されていなければなりません。このようなヘッジ関係の有効性は、通常、相関関係を定量的に測定することにより、遡及的および非遡及的に評価されます。測定された非有効部分は当期の損益として認識されます。ヘッジ関係が有効ではないと判断され、ヘッジ取引としての要件を満たさなくなった場合、ヘッジ会計は適用されません。デリバティブに帰属する損益およびその後の公正価値の変動はその他収益または自己勘定取引に計上され、トレーディング目的で利用されるデリバティブと同様にヘッジ対象に関する相殺は行われません。

前述の基準は、各種の制限と統制活動のもとで、市場リスクの管理単位ごとに適用されます。対象となる資産、負債、あるいは予定取引は、個別項目の場合も類似項目のポートフォリオの場合もあります。

公正価値ヘッジでは、デリバティブが資産・負債の公正価値をヘッジしますが、デリバティブの公正価値の変動は、ヘッジされるリスクに関連するヘッジ対象項目の公正価値の変動とともにその他収益または自己勘定取引に反映されます。これらは、互いに相殺されることを想定しており、通常は相殺されています。その差額はヘッジの非有効部分を示しており、当期利益に反映されます。シティグループの公正価値ヘッジは、主に固定金利の長期債務および売却可能有価証券をヘッジするものです。

キャッシュ・フロー・ヘッジでは、変動金利資産および固定金利資産、負債あるいは予定取引に関連するキャッシュ・フローの変動をデリバティブによりヘッジしますが、その会計処理はヘッジの有効性によって異なります。これらのデリバティブがヘッジ対象キャッシュ・フローの変動を相殺するのに有効である部分については、デリバティブの公正価値の変動のうち有効部分は当期利益に含めず、その他包括利益（損失）累計額に計上されます。これらの公正価値の変動は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を与える将来の期間において損益に計上されます。これらのデリバティブの非有効部分については、その公正価値の変動は直ちにその他収益に計上されます。シティグループのキャッシュ・フロー・ヘッジは、主に変動利付債務、ならびに短期固定利付負債および変動利付負債の借換え、ならびに発行予定の債権をヘッジするものです。

純投資ヘッジは、デリバティブにより海外事業の純投資の外貨エクスポージャーをヘッジするものですが、その会計処理はキャッシュ・フロー・ヘッジと同様にヘッジの有効性により異なります。デリバティブの公正価値の変動のうち有効部分は、予約プレミアムあるいはディスカウントを含め、その他包括利益（損失）累計額に外貨換算調整勘定の一部として計上されます。

ヘッジ会計の要件を満たすヘッジとしてではなく、経済的ヘッジとして利用しているエンドユーザー・デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は自己勘定取引あるいはその他収益に計上されます。シティグループは、中小企業向けの貸出金や貸出約定の与信リスク部分のヘッジのように、ヘッジ会計の要件を満たすことがあまりにも複雑あるいは事務上の負担が多すぎる場合には、経済的ヘッジを利用します。シティグループは、他の分野でのヘッジ戦略を定期的に評価し、関連する費用対効果を検討した上で適格ヘッジか経済的ヘッジかのいずれかに指定することがあります。経済的ヘッジは、売却目的の1戸から4戸の家族用住宅ローンに関する契約債務および抵当貸付サービシング権（以下「MSR」といいます。）のヘッジのように、ヘッジ対象自体が損益を通じて時価評価されている場合にも利用されます。

ヘッジ関係が終了したり、ヘッジ指定が中止された場合、前述のヘッジ会計の適用は中止されます。その代わりに、エンドユーザー・デリバティブは、解約されるか、あるいはトレーディング勘定に移されます。公正価値ヘッジについては、ヘッジ対象に係る公正価値の変動は、資産あるいは負債残高の一部としてそのまま計上され、最終的には利回りの要素の一部として計上されます。キャッシュ・フロー・ヘッジについては、エンドユーザー・デリバティブに係る公正価値の変動がその他包括利益（損失）累計額に引き続き計上され、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を与える将来の期間の損益に計上されます。ただし、ヘッジされた予定取引が発生しないという見込みが高くなった場合、その他包括利益（損失）累計額の残高は直ちにその他収益に計上されます。

従業員福利費

従業員福利費には、年金制度およびその他の退職後福利制度に関して発生主義により認識する当期の勤務費用、その他の従業員福利制度に基づく拠出金および非制限報奨費用、制限株式報奨費用の償却費、およびその他の従業員福利費を含んでいます。

株式に基づく報酬

当社は必要な勤務期間にわたり、ストック・オプションに関する報酬費用を、付与日における公正価値に基づいて測定し、当該公正価値から予想される失効分を控除した金額を認識しています。特定の年齢および勤続年数の要件を満たす従業員（退職適格従業員）に対して付与された報奨に関連する報酬費用は、現金インセンティブ報酬の未払計上と同じ方法で付与日の前年度に未払計上しています。

法人税等

当社には、米国、各州および地方自治体の法人税法、ならびに当社が業務を行っている海外管轄区域における法人税法が適用されます。これらの税法は複雑であり、納税者と関連する税務当局によって異なる法解釈が行われることがあります。未払法人税を設定する場合、当社はこれらの本質的に複雑な税法の適用に関して判断と解釈を行わなければなりません。さらに当社は、将来において特定項目が国内外を問わず様々な税法域において課税所得に影響を及ぼす時期について見積りを行わなければなりません。

税法の解釈に係る議論については、様々な税法域の裁判制度による再審理と裁決の対象となったり、税務調査または監査時に税務当局との間で和解したりすることがあります。

当社は、法人税等に係る利息および課徴金を法人税等の構成部分として処理しています。

繰延税金は、現行の税法および税率に基づき、財務諸表上あるいは税務申告書上に認識された事象の将来の税効果に対して計上されています。繰延税金資産は、実現が見込まれるとの経営陣の判断に基づき認識されています。FASB解釈指針第48号「法人税の申告が確定していない状況における会計処理」（以下「FIN第48号」といいます。）（現在のASC740「法人税」）は、法人税の申告が確定していない状況において維持すべき未払法人税の適正水準を決定するための一貫した枠組みについて規定しています。当該解釈指針が採用している2段階のアプローチでは、申告内容が認められる可能性が50%超である場合に税務便益が認識されます。そして、金額は50%超の可能性で実現す

る税務便益の最大額で測定されます。FIN第48号は事業体の未払法人税の透明性を高めるために開示規定も定めています。

当社の引当金、ならびに関連する税金資産および負債に関する詳細については、連結財務諸表注記10を参照してください。

手数料、引受けおよび自己勘定取引

手数料、引受けおよび自己勘定取引の収入と関連費用は、約定日基準で損益認識されます。

1 株当たり利益

1株当たり利益（以下「EPS」といいます。）は、優先株式配当を控除した後、計算されます。当社は、参加証券とみなされる制限株式報奨および繰延株式報奨を付与しており、これらの報酬は普通株式とは区別されています。したがって、シティグループの利益の一部はEPS算定において普通株式以外の区分に配分されています。

基本1株当たり利益は、配当および未分配利益を普通株式の別の種類に配分した後の普通株式に対応する利益を当該期間の加重平均普通株式数で除して計算されています。希薄化後1株当たり利益は、普通株式を発行する有価証券あるいはその他の契約が行使された場合に起こる潜在的希薄化を反映しています。当該計算には、一部の利益を普通株式以外の区分に配分した後の利益が使用されており、当社のストック・オプションおよびワラント、転換社債、T-DECs、ならびに当社の経営委員会の長期インセンティブ・プランに基づき発行される可能性のある株式の加重平均希薄化効果が考慮されています。

見積りの利用

経営陣には、連結財務諸表および関連する注記の開示に影響を与える見積りと仮定を行うことが求められています。特定の公正価値による測定に関して、このような見積りが利用されます。公正価値の決定に利用した見積りに関する詳細については、連結財務諸表注記25を参照してください。また、当社は注記22に記述されているとおり、特別目的会社の連結を決定するにあたり、見積りを利用しています。さらに、一時的でない減損、のれんおよびその他の無形資産の減損、信用関連エクスポージャーから生じる可能性のある潜在的損失、および訴訟や法的手続に関連する見積り可能な予想損失に対する引当金の金額を決定する際、ならびに未払法人税の金額を決定する際にも重要な見積りが行われています。ただし、経営陣による最善の判断にかかわらず、実際のコストまたは結果はこれらの見積りと異なることがあります。現在の市況においては、これらの見積りにおける判断上のリスクおよび複雑さが増加しています。

キャッシュ・フロー

現金同等物は、現金および銀行預け金に含まれる金額として定義されています。リスク管理活動からのキャッシュ・フローは、関連する資産および負債と同じ区分に分類されています。連結キャッシュ・フロー計算書の科目「建物設備の資本的支出および資産計上したソフトウェア」には2010年、2009年および2008年12月31日において資産計上されたソフトウェア費用がそれぞれ12億ドル、11億ドルおよび12億ドルが含まれています。これらの残高は、以前「その他（正味）」の科目に含まれていました。

関連当事者間取引

当社は、特定の子会社および関連会社との間で関連当事者間取引を行っています。これらの取引は主に短期的なもので、現金勘定、有担保金融取引、証拠金取引勘定、デリバティブ取引、業務支援報酬、ならびに資金の借入および貸出を含み、通常の業務において行われています。

会計方針の変更

組込クレジット・デリバティブの会計処理の変更

2010年3月、FASBはASU 2010-11「組込クレジット・デリバティブに関連する例外」を公表しました。当該ASUは、CDOおよび仕組債など証券化に含まれるような特定の組込デリバティブは、区分処理および個別の公正価値会計の対象となる可能性のある組込クレジット・デリバティブとみなされることを明確にしています。当該ASUは、2010年7月1日の移行措置時に証券化ビークルが発行した受益持分を公正価値オプションで会計処理することを認めています。

当社は、証券化ビークルが発行した特定の受益持分（以下の表に記載されています。）を公正価値オプションで会計処理することを選択しました。当社は、以前に満期保有目的（以下「HTM」といいます。）区分に分類されていた受益持分について満期まで保有する意図を報告日現在において有していなかったことから、これらの受益持分を2010年6月30日に売却可能（以下「AFS」といいます。）へ組み替えました。

以下の表は、2010年7月1日に組み替えられた受益持分について、繰越利益に対する累積的影響調整額（税引前）を構成する利益総額および損失総額も示しています。

(単位：百万ドル、2010年6月30日現在)	2010年7月1日			
	償却原価	繰越利益に対する累積的影響調整額（税引前）		公正価値
		AOCIに認識された未認識損失総額 ⁽¹⁾	AOCIに認識された未認識利益総額	
モーゲージ・バック証券				
プライム	\$ 390	\$ —	\$ 49	\$ 439
Alt-A	550	—	54	604
サブプライム	221	—	6	227
米国外の住宅証券	2,249	—	38	2,287
モーゲージ・バック証券合計	\$ 3,410	\$ —	\$ 147	\$ 3,557
アセット・バック証券				
オークション・レート証券	\$ 4,463	\$ 401	\$ 48	\$ 4,110
その他のアセット・バック証券	4,189	19	164	4,334
アセット・バック証券合計	\$ 8,652	\$ 420	\$ 212	\$ 8,444
組み替えられた負債証券合計	\$ 12,062	\$ 420	\$ 359	\$ 12,001

(1) 2010年6月30日現在において、組み替えられた負債証券で未実現損失総額が発生しているものはすべて、一時的でない減損に関する評価が行われました（当社が当該負債証券の売却を意図しているか否かの評価を含みます。）。2010年第2四半期に、当社が売却を意図する有価証券に関する減損費用176百万ドルが損益に計上されました。

2010年7月1日より、当社は以下を含む様々な理由によりこれらの受益持分を公正価値オプションで会計処理することを選択しました。

- ・ 当該ASUの指針に基づいて受益持分の区分処理の可否を評価することの業務上の負担軽減
- ・ 公正価値オプションを選択しなければ当該ASUに基づいて区分処理が要求される場合における、主契約から組込デリバティブを区分処理し、個別に会計処理するという複雑な業務上の要件の回避。当社は、公正価値オプションを選択しなければ当該ASUに基づき区分処理が要求される受益持分を実質的にすべて組み替えました。
- ・ 損益への変動を与えない、より多くの経済的ヘッジ戦略の実現

公正価値測定に関する追加開示

2010年1月、FASBはASU 2010-06「公正価値による測定に関連する開示の改善」を公表しました。当該ASUは、公正価値階層のレベル1からレベル2への（またはレベル2からレベル1への）重要な変更に関する金額の開示とその変更理由の記載を求めています。当該開示は2010年1月1日以降に開始する報告期間から適用されます。当社は、ASU 2010-06を2010年1月1日付で適用しました。必要とされる開示事項は注記25に含まれています。さらに、公正価値測定階層レベル3の購入、売却、発行および決済活動の総額の個別開示は2010年12月16日以降に開始する年度から求められます。

適格特別目的会社（以下「QSPE」といいます。）の削除およびVIEの連結モデルの変更

2009年6月、FASBは、SFAS第166号「金融資産の譲渡の会計処理、FASB基準書第140号の修正」（以下「SFAS第166号」といいます。現在はASCトピック860に組み込まれています。）およびSFAS第167号「FASB解釈指針第46(R)号の改訂」（以下「SFAS第167号」といいます。現在はASCトピック810に含まれています。）を公表しました。シティグループは、両方の基準を2010年1月1日に適用しました。シティグループはSFAS第166号およびSFAS第167号を非遡及的に適用することを選択しました。この選択により、過去の期間は修正されておりません。

SFAS第166号はUS GAAPからQSPEの概念を削除し、金融資産の譲渡の会計処理に関する指針を改訂しています。SFAS第167号は、連結モデルについて3つの主要な変更を詳細にしています。第一に、これまでQSPEとして取り扱われていた事業体は、現在SFAS第167号の範囲に含まれています。第二にFASBは、VIEを連結すべき当事者（主たる受益者）の判断方法を、以前の定量的リスクおよび経済価値に基づいて判断するモデルから、VIEに対して「支配力」を持つ当事者（潜在的に重要な便益と損失の双方）を定性的に判断する方法へ変更しました。支配力を持つ当事者は、VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼすVIEの活動を指揮する能力を有します。第三にこの新基準は、主たる受益者につき状況が変更次第いつでも、再評価することを求めています。以前の規定では、一定の再考事由が生じた場合にのみ主たる受益者の見直しが必要でした。

シティグループはこれらの新しい会計基準を導入することにより、現在関与している一部のVIEおよび従来のQSPEを連結しました。さらに、SFAS第140号では売却とみなされる資産の一部譲渡を含む特定の資産譲渡は、新基準では有担保借入とみなされます。

SFAS第167号に従ってシティグループは、2010年1月1日に新たに連結される特定のVIEおよび従来のQSPEのための3つのアプローチを採用しました。1つ目のアプローチでは、VIEおよび従来のQSPEの資産、負債および非支配持分は、まず簿価（シティグループがこれらのVIEおよび従来のQSPEを常に連結していた場合に連結財務諸表に計上される資産、負債および非支配持分の金額）での測定を要求されます。2つ目のアプローチは、簿価の使用が実務的でない場合にその未払元本金額で資産を測定するものです。3つ目のアプローチでは公正価値オプションを選択し、一部の指定されたVIEおよび従来のQSPEのすべての金融資産および負債がSFAS第167号を適用する際に公正価値で計上され、その後継続的に時価評価の上、公正価値の変動は損益に計上されます。

シティグループは、規定されるVIEおよび従来のQSPEのすべてを、2010年1月1日において簿価または未払元本金額で連結しました。ただし、特定の自社名住宅抵当貸付およびミューチュアルファンド後払販売手数料のVIEは除外され、これには公正価値オプションが選択されました。以下の表は、このアプローチにより新会計基準を適用したことによる影響額を表示しています。

これらの変更により、2010年1月1日において会計上連結または連結除外されたVIE、および従来のQSPEのGAAP資産およびリスク加重資産の増加額は、以下のとおりです。

	増分	
	GAAP資産	リスク加重資産 ⁽¹⁾
(単位:十億ドル)		
連結による影響		
クレジットカード	\$ 86.3	\$ 0.8
コマースヤル・ペーパー導管会社	28.3	13.0
学生ローン	13.6	3.7
自社名個人向け抵当貸付	4.4	1.3
地方債のテンダー・オプション・ボンド	0.6	0.1
CLO	0.5	0.5
ミューチュアルファンド後払販売手数料	0.5	0.5
小計	<u>\$134.2</u>	<u>\$ 19.9</u>
連結除外による影響		
CD0 ⁽²⁾	\$ 1.9	\$ 3.6
株式連動債 ⁽³⁾	1.2	0.5
合計	<u>\$137.3</u>	<u>\$ 24.0</u>

(1) リスク加重資産(以下「RWA」といいます。)の正味増加は、100億ドルであり、主にRWA総額130億ドルからSFAS第166号/第167号の適用に際して計上された、Tier 2資本に含まれる貸倒引当金(以下「LLR」といいます。)の1.25%限度額を超過するLLRを控除した金額を反映しています。

(2) SFAS第167号の適用により、ASC810 (FIN第46(R)号)の規定に基づき過去に連結されていた特定の合成および現金担保証券(以下「CD0」といいます。)を有するVIEが連結除外となりました。これらの合成CD0の連結除外に伴い、シティグループの連結貸借対照表には現在、過去の連結の際には消去されたこれらのVIEと締結した購入および売却クレジット・デフォルト・スワップに関する流動債権および債務の認識が反映されています。特定の現金CD0の連結除外は、GAAP資産に最小限の影響を与えますが、リスク加重資産の大幅な増加をもたらしました。シティグループのトレーディング勘定におけるリスク加重資産への影響は、連結の際にこれらのVIEが保有していた投資適格証券の大部分を、連結除外の際にこれらのVIEが発行した投資不適格証券または非格付証券のシティグループ持分と置き換えることによって生じます。

(3) VIEが発行した株式連動債をシティグループが買戻し、その大半を保有していたことにより、ASC810 (FIN第46(R)号)の規定に従って過去に連結されていた特定の株式連動債の顧客仲介取引は、VIEの経済活動に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限がないため、SFAS第167号の適用により連結除外されました。連結除外に伴い、シティグループの連結貸借対照表には、VIEが発行し、シティグループがトレーディング資産として保有している株式連動債および前払株式デリバティブ形式の関連するトレーディング負債が反映されています。これらのトレーディング資産およびトレーディング負債は過去の連結の際には消去されていました。

以下の表は、シティグループのGAAP資産、負債、および株主持分におけるSFAS第166号／第167号の適用による増加影響を反映しています。

(単位：十億ドル)	2010年1月1日
資産	
トレーディング勘定資産	\$ (9.9)
投資	(0.6)
貸出金	159.4
貸倒引当金	(13.4)
その他資産	1.8
資産合計	\$ 137.3
負債	
短期借入金	\$ 58.3
長期債務	86.1
その他負債	1.3
負債合計	\$ 145.7
株主持分	
繰越利益	\$ (8.4)
株主持分合計	(8.4)
負債および株主持分合計	\$ 137.3

上記の表には、(i)2010年1月1日より前にシティグループが取引当事者として資産の譲渡および売却処理を従来のQSPEに対して行ったQSPEの資産（合計で約7,120億ドル）、および(ii)新しい会計基準により連結を要求される、従来は非連結であったシティグループが関与する重要なVIEの2010年1月1日現在の資産（約2,192億ドル）が反映されています。多様な取引構造、ならびに従来の各QSPEおよびVIEにおけるシティグループの関与度合により、従来のQSPEおよびVIEの当社が関与する部分のみの連結が求められていました。

さらに、2010年1月1日における新会計基準導入による累積的影響額として、総額84億ドル（税引後）を繰越利益に計上することになりました。当該金額は、134億ドルの繰越利益（主に貸倒引当金の設定および保有する残余持分の戻入れに関連します。）に計上された合計額（税引前）の影響および関連する50億ドルの繰延税金資産の正味影響額を反映しています。

これらの新会計基準の適用による、シティグループの特定の規制資本比率への影響額は、最近公表されたSFAS第166号／第167号に関する最終的なリスクベースの自己資本比率規制の即時適用を反映しています。

	2010年1月1日現在
	影響
Tier 1 資本	(141) ベーシス・ポイント
資本合計	(142) ベーシス・ポイント

連結されていない特定の投資ファンド

2010年第1四半期に、FASBは会計基準書アップデート第2010-10号「連結（トピック810）、特定の投資ファンドに関する改訂」（以下「ASU2010-10」といいます。）を公表しました。ASU2010-10は、以下の基準を満たした場合に、SFAS第167号の規定の適用を延期しています。

- ・ 連結の評価対象である事業体が、ASC946-10「金融サービス—投資会社」で定義されている投資会社である場合または、その事業体に対して投資会社に適用される測定原則と整合しているものを適用することが業界の慣行として認められる場合。
- ・ 報告企業には、当該事業体にとって潜在的に重要となる可能性のある損失を補填するという、明示的または黙示的な義務がない場合。
- ・ 連結評価対象である事業体が以下に該当しない場合。
 - 証券化事業体
 - アセット・バック・ファイナンス事業体
 - 以前に適格特別目的事業体であった事業体

当社は、シティグループが管理する大部分の投資ビークルが上記の要件を満たしているため、SFAS第167号の適用の延期が認められると判断しました。SFAS第167号の適用に先立って、これらのビークルは、引き続きFIN第46(R)号（ASC810-10）の要件に従って評価されます。

特定の投資ビークルがSFAS第167号の要件に従って連結対象であると当社が決定した場合、SFAS第167号の初度適用において下された連結の結論は、SFAS第167号適用前にASC810-10の要件に従った連結の結論と整合していなければなりません。

1株当たり純資産価値（またはそれに準ずるもの）を算定する特定の企業に対する投資

2009年12月31日、当社は会計基準書アップデート（以下「ASU」といいます。）第2009-12号「1株当たり純資産価値（またはそれに準ずるもの）を算定する特定の企業に対する投資」を適用しました。当該ASUは、特定のオルタナティブ投資の公正価値測定に関する指針を提供しています。当該ASUは、企業が特定の投資ファンドに対する投資の公正価値測定を行う際の便宜的手法として純資産価値を利用することを認めています。当該ASUはまた、それらの投資の内容およびリスクに関する追加的な開示を要求しています。さらに当該ASUは、それらの投資の公正価値階層のレベル2またはレベル3の階層に分類する際の指針を提供しています。当該ASUによるオルタナティブ投資ファンドに対する当社の投資の会計処理に重大な影響はありませんでした。

複数の外国為替レート

2010年5月、FASBはASU2010-19「外貨関連事項：複数の外国為替レート」を公表しました。当該ASUは、在外事業体が保有する米ドルの貨幣性資産の残高計上額が、再測定および換算の際に異なる為替レートを使用したために実際の米ドル建て残高とは異なっている場合に特定の開示を要求しています。当該ASUはまた、超インフレ会計を初度適用する際の報告残高と米ドル建て残高との差額の報告に関する明確化を行っています。当該ASUによる当社の会計処理への重大な影響はありません。

単一の資産として会計処理されている貸出金のプールに含まれている貸出金の条件変更の影響（ASU第2010-18号）

2010年4月、FASBはASU第2010-18号「単一の資産として会計処理されている貸出金のプールに含まれている貸出金の条件変更の影響」を公表しました。当該ASUの改訂により、プール内で会計処理される貸出金が条件変更された場合、それらの貸出金がプールに含まれていなければ不良債権のリスクチャリングとみなされるケースであっても、当該貸出金をプールから区分することはできなくなりました。貸出金プールの期待キャッシュ・フローが変動した場合は、企業は引き続き当該プールについて減損の評価を行わなければなりません。当該ASUは、2010年7月15日以降に終了する報告期間から適用されています。当該ASUによる当社の財務諸表への重大な影響はありませんでした。

FASBによる会計基準編纂書の着手

FASBはFASB基準書第168号「FASB会計基準編纂書TMおよび一般に公正妥当と認められた会計原則のヒエラルキー」（現在のASC105「一般に公正妥当と認められた会計原則」）を公表しました。当該基準書は、民間企業に適用されるFASBが認めた強制力のある唯一の米国で一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「GAAP」といいます。）としてFASB会計基準編纂書TM（以下「編纂書」または「ASC」といいます。）を規定しています。また、連邦証券取引法の権限下にある、証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）の基準および解釈もSEC登録企業に対して強制力のあるGAAPとなります。編纂書はSEC基準以外のすべての既存の会計および報告基準を差し替えるものです。編纂書に含まれていないその他の遡及適用対象でSEC基準以外の会計基準はすべて強制力を失っています。

FASBは、編纂書に従って、基準書、FASB職員意見書または発生問題専門委員会要約書の形式で新しい基準を公表する予定はありません。その代わりに、FASBは会計基準書アップデート（以下「ASU」といいます。）を公表する予定です。会計基準書アップデートは編纂書を更新するためのもので、指針に関する参考情報を提供し、編纂書の変更に関する結論の根拠を提供します。

FASBの編纂書プロジェクトを受けてGAAPが変更される予定はありませんが、指針の構成および表示方法は変更されます。その結果、これらの変更は、2009年9月16日以降終了する中間期および年次報告の財務諸表、ならびに財務諸表の会計方針におけるGAAPの参照方法に重大な影響を与えることとなります。

シティグループは既存の基準と並列で編纂書のトピックスに関する参照情報を提供しています。

金融商品の公正価値に関する期中開示

2009年4月、FASBはFSP FAS第107-1号およびAPB第28-1号「金融商品の公正価値に関する期中開示」（現在のASC825-10-50-10「金融商品：金融商品の公正価値」）を公表しました。当該FSPは、すべての金融商品の公正価値の定量的および定性的情報（該当期間の公正価値の見積りに用いた方法および重要な仮定を含みます。）の四半期開示を求めています。従来、これらの開示は年次のみ行われていました。

当該FSPで求められる開示は2009年6月30日に終了した四半期より適用となりました。当該FSPがシティグループの金融商品の会計処理に与える影響はありません。

活発でない市場における公正価値

2009年4月、FASBはFSP FAS第157-4号「資産および負債の市場取引のボリュームおよびレベルが著しく下落している場合における公正価値の決定、ならびに通常でない取引の識別」（現在のASC820-10-35-51A「公正価値の測定および開示：資産および負債の市場取引のボリュームおよびレベルが著しく下落している場合における公正価値の決定」）を公表しました。当該FSPで公正価値とは、現状の市場において、測定日の市場参加者間の通常の取引で資産を売却して受け取る金額または負債を引き渡すために支払う金額であることを再確認しています。当該FSPはまた、市場が活発でなくなった場合には、（活発な市場が活発でなくなっているか、および活発でなくなった市場で公正価値を決定するには）判断を用いる必要がある事を再確認しています。当該FSPを適用することによる当社の連結財務諸表への影響はありませんでした。

負債の公正価値測定

2009年9月30日、当社は、ASU第2009-05号「負債の公正価値測定」を公表しました。当該ASUは、報告企業が活発な市場での同一負債の公表価格を入手できない状況において、以下の評価技法のいずれか1つまたは複数を利用して公正価値を測定することが要求されていることを明確にしています。

- ・資産として取引されている類似の負債（または同一負債）の公表価格を利用する評価手法。
- ・ASC820の原則と整合している他の評価手法。

当該ASUはまた、測定日における活発な市場での同一負債の公表価格、および活発な市場で資産として取引されている同一負債の公表価格で資産の公表価格に対して調整を行う必要がない場合には、共にレベル1の公正価値測定に該当することを明確にしています。

当該ASUによる当社の公正価値測定に重要な影響はありませんでした。

投資有価証券の一時的でない減損

2009年4月、FASBは、負債証券の一時的でない減損（以下「OTTI」といいます。）の認識ガイダンスを修正し、負債証券および持分有価証券のOTTIの財務諸表における開示を拡大するFSP FAS第115-2号およびFAS第124-2号「一時的でない減損の認識および表示」（以下「FSP FAS第115-2号」といいます。）（現在のASC320-10-35-34「投資－負債証券および持分有価証券：一時的でない減損の認識」）を公表しました。シティグループは当該FSPを2009年第1四半期に適用しました。

当該FSPにより、当社の連結損益計算書には、当社に売却の意思がある負債証券または回復する前に売却する可能性が50%超である償却原価基準負債証券の減損の全額が反映されています（すなわち、証券の償却原価および公正価値の差額）。経営陣に売却の意思がなく、回復前に売却が要求される可能性が50%超ではないと考えている売却可能（以下「AFS」といいます。）および満期保有目的（以下「HTM」といいます。）負債証券の信用損失関連部分の減損のみが損益で認識される一方、残りの公正価値の変動損失はその他包括利益累計額（以下「AOCI」といいます。）で認識されています。損益認識された信用損失は、当社の基本的仮定を用いたキャッシュ・フロー予測を使用し、当該証券の残存期間に元本の受領が期待出来ない金額として特定されています。当該FSPを適用した結果、シティグループの2009年第1四半期の利益は、税引前で631百万ドル（税引後基準で391百万

ドル) 増加し、AOCIは対応する金額分が減少しました。

この変更による累積的影響額である税引前665百万ドル(税引後は413百万ドル)は、2009年1月1日の繰越利益の期首残高調整分に含まれています。当社の投資有価証券およびOTTIの開示については連結財務諸表注記15を参照してください。

企業結合

2007年12月、FASBは、基準書第141号(改定版)「企業結合」(現在のASC805-10「企業結合」)を公表しました。当該基準書は、報告企業が企業結合およびその影響に関して財務報告に記載する情報の関連性、表現の忠実性および比較可能性を改善することを目的としています。当該基準書では、すべての企業結合を取得法(以前はパーチェス法)により会計処理し、各企業結合において取得企業を特定するという原則は変更されていません。また、当該基準書は、のれんと無形資産を分けて特定・認識することに関する指針も維持しています。最も重要な変更は、以下のとおりです。

- (1) 取得費用および事業再構築費用を費用計上する。
- (2) 株式による対価は、契約発表日ではなく、取得日現在の市場価格に基づき測定する。
- (3) 偶発的対価は公正価値で測定され、資本以外に分類された偶発的対価の公正価値の変動は損益に計上される。
- (4) 取得企業は、非支配持分を含むすべての資産および負債の公正価値を全額計上し、のれんは100%の持分を取得したものととして計上する。

シティグループは、2009年1月1日から当該基準書を非遡及的に適用しています。

子会社の非支配持分

2007年12月、FASBは、基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分」(現在のASC810-10-45-15「連結子会社の非支配持分」といいます。)を公表しました。当該基準書は、連結財務諸表における子会社の非支配持分(以前は少数株主持分)の会計処理および報告に関する基準、ならびに子会社の支配喪失に関する基準を規定しています。当該基準書は、非支配持分を有する株主、パートナーまたはその他の持分保有者の子会社における持分を、負債としてではなく、シティグループの株主持分の部の独立項目として表示することを求めています。初度適用後、子会社が連結から除外される場合、旧子会社に対する残りの非支配持分投資は連結除外日に公正価値で測定しなければなりません。

子会社の連結除外による損益は、残りの非支配持分投資の以前の簿価ではなく、残りの投資の公正価値に基づき測定されます。

シティグループは、2009年1月1日に当該基準書を適用しました。適用により、非支配持分23.92億ドルは、その他負債からシティグループの株主持分に組み替えられました。

買戻条件付融資取引を伴う売却

2008年2月、FASBは、FASB職員意見書(以下「FSP」といいます。)FAS第140-3号「金融資産の譲渡および買戻条件付融資取引」(現在のASC860-10-40-42「譲渡およびサービス業務—買戻条件付融資取引」)を公表しました。当該FSPは、有価証券の譲渡とその譲渡された金融資産に関して同時に行われる買戻条件付融資取引を1つの関連する取引として評価するか、または2つの別個の取引と

して評価するかどうかに関する適用指針を提供しています。

当該FSPは、以下の基準のすべてを満たす場合を除き、譲渡および買戻条件付取引を1つの関連する取引として認識することを求めています。

- (1) 当初の譲渡および買戻条件付融資取引の契約が、お互いを契約条件に含めていないこと。
- (2) 当初の譲渡人が債務不履行となった場合に全額遡求権を有し、買戻条件付取引の価格は公正価値ではなく確定していること。
- (3) 金融資産が市場において容易に入手可能であり、譲渡および買戻条件付融資取引が市場価格で実行されること。
- (4) 買戻条件付融資取引の期日が金融資産の満期よりも前であること。

当該FSPの適用対象は、譲渡および同時に締結される買戻条件付融資契約または、もう一方の契約が締結されることを予想して締結されるこれらの契約に限定されています。

シティグループは、2009年1月1日に当該FSPを適用しました。当該FSPを適用することによる影響は重要ではありませんでした。

クレジット・デリバティブ商品および保証の開示の強化

2008年9月、FASBは、FSP FAS第133-1号およびFIN第45-4号「クレジット・デリバティブおよび特定の保証に関する開示：FASB基準書第133号およびFASB解釈指針第45号の改訂、ならびにFASB基準書第161号の適用日の明確化」（現在のASC815-10-50-4K「デリバティブおよびヘッジ：クレジット・デリバティブ」）を公表しました。当該FSPは、クレジット・デリバティブ商品および特定の保証の売り手に対して追加開示を求めています。当該FSPは、売却した特定の保証およびクレジット・デリバティブについて、将来の支払上限額、その公正価値および支払い／履行リスクの現在の状況に関する開示を求めています。

特定の有価証券の減損の測定

2009年1月、FASBは、FSP EITF99-20-1号「EITF論点99-20における減損に関するガイダンスの改訂」（現在はASC320-10-35-20「投資－負債証券および持分有価証券：減損の認識および減損の会計処理の方法」）に組み込まれています。）を公表しました。当該FSPの目的は、売却可能または満期保有目的の負債証券の一時的でない減損が発生しているか否かの決定について整合性を高めることです。

以前の指針は、契約条件に従って保有者が債権を全額回収できない可能性が高いか否かについて評価することを事業体に求めていました。当該FSPは、減損が発生しているか否かを決定する際に、有価証券のキャッシュ・フローに関する市場参加者の視点を考慮するという要件を削除しています。

当該FSPは、2008年12月16日以降に終了する四半期および年度から非遡及的に適用されます。当該FSPを適用することによる影響は重要ではありませんでした。

公正価値で評価しその変動を損益として計上する貸出約定に関するSECスタッフ・ガイダンス

2008年1月1日、当社は、スタッフ会計公報第109号（以下「SAB第109号」といいます。）を適用しました。SAB第109号は、損益を通じて時価評価される貸出約定の公正価値に、貸出金のサービシ

ング権に関連する将来キャッシュ・フローを含めることを求めています。しかし、貸出約定の公正価値による測定からは、内部的に創設された無形資産（顧客関係の無形資産など）に関連する予測正味キャッシュ・フローは除外しなければなりません。SAB第109号は、(1)実行後は売却目的として保有される抵当貸付に関する貸出約定で、デリバティブとして時価評価されているもの、および(2)公正価値オプションの選択に基づき、損益を通じて公正価値で評価されているその他の貸出約定、の2種類の貸出予約に適用されます。SAB第109号は、SAB第105号を差し替えるものですが、SAB第105号は、デリバティブ貸出約定のみに適用され、貸出金のサービシング権に関連する予測将来キャッシュ・フローについては、貸出金を売却または証券化した際に留保したサービシング権に関するサービシング資産が貸出金から契約上分離された後にのみ認識することを認めていました。SAB第109号は、2007年12月16日以降に開始する四半期に発行または修正されるデリバティブ貸出約定に非遡及的に適用されました。当該SABを適用することによる影響は重要ではありませんでした。

1 株当たり利益の計算の改訂

2008年6月、FASBは、FSP EITF03-6-1号「株式報酬取引において付与された金融商品が参加証券であるか否かの判定」（現在はASC260-10-45-59A「1株当たり利益－参加証券および2種方式」に組み込まれています。）を公表しました。当該FSPに基づき、配当について失効しない権利が付された権利未確定の株式に基づく報酬は、普通株式とは別の種類とみなされ、「2種方式」を用いて、EPS計算に含まれます。シティグループの制限株式報酬および繰延株式報酬は参加証券の定義を満たしています。当該FSPに従って制限株式および繰延株式は普通株式の別の種類として基本および希薄化後EPS計算に含まれています。

次表はシティグループの基本および希薄化後EPSに対し当該FSPを適用したことによる影響を表しています。

	2010年	2009年	2008年
基本1株当たり利益			
報告値	N/A	N/A	\$ (5.59)
2種方式	\$ 0.36	\$ (0.80)	(5.63)
希薄化後1株当たり利益⁽¹⁾			
報告値	N/A	N/A	(5.59)
2種方式	0.35	(0.80)	(5.63)

(1) 2009年および2008年は、普通株式に対し純損失が計上されているため、希薄化後1株当たり利益は基本1株当たり利益と同額です。実際の希薄化後株式数を用いた場合、逆希薄化後効果がもたらされることとなります。

N/A 該当なし。

年金制度資産に関する公正価値の開示

2008年12月、FASBは、FSP FAS132(R)-1号「年金およびその他の退職後給付制度における制度資産に関する雇用主の開示」（現在はASC715-20-50「報酬および給付－開示」に組み込まれています。）を公表しました。当該FSPは、年金資産に関するより詳細な情報を、年次で開示することを求めています。シティグループは、3つの公正価値階層のレベルに制度資産を分離し、レベル3に分類された年金資産の公正価値変動のロールフォワードを提供することが求められます。

当該FSPにより要求される年金資産に関する開示は、2009年12月16日以降に終了する年度に適用さ

れますが、連結貸借対照表または損益計算書に影響はありません。

デリバティブ商品の追加開示

2008年3月、FASBは、SFAS第161号「デリバティブ商品およびヘッジ活動についての開示、SFAS第133号の改訂」（現在はASC815-10-50「デリバティブおよびヘッジー開示」に組み込まれています。）を公表しました。当該基準により、ASC815に関連する解釈指針に基づき会計処理されるデリバティブ商品およびヘッジ対象について、より拡大した開示が求められます。当該基準は、2009年第1四半期に開始する会計期間に係る四半期および年次財務諸表に適用されます。当該基準は、デリバティブおよびヘッジ対象についての開示義務を拡大するものであり、シティグループによるこれらの金融商品の会計処理に影響を与えるものではありません。

金融商品（または組込特性）が企業の自己株式をインデックスとするものであるか否かの決定

企業の自己株式に係るデリバティブ契約は、企業の株式のみをインデックスとし、かつ株式で決済可能である場合にのみ、資産および負債ではなく、持分商品として会計処理が可能です。

2008年6月、FASBは、論点07-5号「金融商品（または組込特性）が企業の自己株式をインデックスとするものであるか否かの決定」（以下「論点07-5号」といいます。）（現在のASC815-40-15-5「デリバティブおよびヘッジ：金融商品が企業の自己株式をインデックスとするものであるか否かの評価」）のEITFコンセンサスを承認しました。金融商品（または組込特性）は、決済金額が「ブレーン・バニラ」オプションまたは株式に係る先渡契約の公正価値の決定に用いられる以外の変数の影響を受けるか、あるいは金融商品がこれらの変数に対するエクスポージャーを増加させる特性（レバレッジ要因など）を有する場合、企業の自己株式にインデックスするとはみなされません。株式連動金融商品（または組込特性）は、行使価格が発行体の機能通貨以外の通貨建てとする場合、企業の自己株式にインデックスするとはみなされません。

当該論点は、2009年1月1日からシティグループに適用されていますが、重要な影響はありませんでした。

持分法適用投資の会計処理の留意事項

2008年11月、FASBは、論点08-6号「持分法適用投資の会計処理に関する留意事項」（以下「論点08-6号」といいます。）（ASC323-10「投資－持分法適用投資およびジョイント・ベンチャー」）のEITFコンセンサスを承認しました。企業は、持分法適用投資を当初取得原価で測定しなければなりません。持分法適用投資の一時的でない減損は、意見書第18号に従って認識しなければなりません。被投資会社に持分法を適用する投資会社は、被投資会社の資産の減損テストを個別に行ってはなりません。被投資会社による株式の発行は、持分法適用投資会社が投資の持分割合を売却したとして会計処理し、利益または損失は損益に認識します。

当該論点は、2009年1月1日からシティグループに適用されていますが、重要な影響はありませんでした。

防衛的無形資産の会計処理

2008年11月、FASBは、論点08-7号「防衛的無形資産の会計処理」（以下「論点08-7号」といいます。）（現在のASC350-30-25-5「無形資産－のれんおよびその他：防衛的無形資産」）のEITFコンセンサスを承認しました。取得した防衛的資産は独立した会計単位（すなわち、取得会社のその他資産から分離された資産）として会計処理しなければなりません。取得した防衛的無形資産の耐用年数は、価値が消滅するまでの期間に基づかなければなりません。論点08-7号は、防衛的無形資産の耐用年数が不確定とみなされることは稀であると規定しています。論点08-7号は、2009年1月1日からシティグループに適用されていますが、重要な影響はありませんでした。

信用評価調整(CVA)の会計処理の誤り

2010年1月、当社は、当社が公正価値オプション（以下「FV0」といいます。）を選択している特定の負債を評価するために用いたプロセスにおいて誤謬が存在したと判断しました。当該誤謬はシティグループの信用スプレッドに帰属する負債の公正価値の影響を測定するための計算に関連しています。プロセスに関する誤謬により、当初のシティの契約上の信用スプレッドおよび当初の当社の信用評価調整（以下「CVA」といいます。）の両方が、シティの新たなFV0の社債発行時に含まれていました。当社のCVAは適切に含まれていましたので、当初のシティの契約上の信用スプレッドは除外されるべきでした。（当社のCVAの詳細については、注記26を参照してください。）2007年1月1日（SFAS第157号（ASC820）（FV0負債の自己信用評価が求められる）の適用日）から2008年12月31日までの当該誤謬の累積的影響は利益および繰越利益の204百万ドル（税引前は330百万ドル）の過大表示でした。当該調整の影響は、当社の過年度の経営成績および財務状況に対して重要ではないと判断されました。したがって、添付の財務諸表において、2008年12月31日までの累積的影響額は、2009年に計上されました。

次表は、FV0が選択されている負債に関するCVAによる利益の過年度の影響額および当該プロセス誤謬の影響を受けた報告期間に対する修正に関連した調整額をまとめたものです。

単位：百万ドル	2008年	2007年
損益計算書に計上されるはずであったFV0負債に係る CVA引当金の変動による税引前利益（損失）		
過年度の報告値	\$4,558	\$ 888
誤謬の修正額	4,352	764
差額	\$ 206	\$ 124

単位：百万ドル	2008年	2007年
FV0負債の対称負債勘定として報告されたCVA引当金 の期末残高：		
過年度の報告値	\$5,446	\$ 888
誤謬の修正額	5,116	764
差額	\$ 330	\$ 124

連結財務諸表注記33を参照してください。

会計基準の将来における適用

偶発損失に関する開示

2010年7月、FASBは偶発損失に関して開示内容の拡大を提案する二つ目の公開草案を公表しました。当該提案は、開示対象の偶発損失の数を増やし、当該偶発損失について、重要な定量的および定性的情報の提供を求めています。当該提案が当社の偶発損失に関する会計処理におよぼす影響はありません。

信用の質および貸倒引当金に関する開示

2010年7月、FASBはASU第2010-20号「金融債権の信用の質および貸倒引当金の開示」を公表しました。当該ASUは、貸倒引当金および金融債権の信用の質についてより詳細なレベルで分解された情報を要求しています。貸出金および貸倒引当金の期末日時点の残高の開示に関する規定は2010年12月15日以降終了する報告期間から適用され、当該年次報告書（注記16および17を参照してください。）に含まれています。貸出金および貸倒引当金勘定に発生する報告期間中の活動の開示に関する規定は2010年12月15日以降開始する報告期間から適用されます。FASBは、当該ASUの一部であった「不良債権のリストラクチャリング」（以下「TDR」といいます。）の開示規定の適用を延期しています。TDRの開示は、2011年第1四半期に適用が求められるはずでした。しかし、FASBはTDRの特定に関する指針案の適用日と合わせて適用日を延期しました。適用日は2011年第2四半期となる予定です。

現行の会計基準に対する潜在的な改訂

2011年1月、FASBは会計基準書アップデート案「貸借対照表（トピック210）：相殺」を公表しました。これは、金融資産および金融負債の相殺の枠組みを提案するものです。当該提案は、ISDAマスター・ネットリング契約でカバーされるほとんどのデリバティブ契約の相殺を禁止し、現在は認められている、標準的な業界の契約に基づくほとんどの買戻条件付契約／売戻条件付契約の相殺を禁止しています。これにより、貸借対照表上の資産および負債が大幅にグロス・アップされる可能性があります。

現在FASBおよびIASBは、金融商品およびリース会計に関する既存の会計基準を改訂する、複数の共同プロジェクトに取り組んでいます。これらの基準が完成した時点で、当社は会計処理および開示について再評価する必要があります。FASBは、金融商品の分類および測定、ヘッジ、ならびに減損に関する指針を全面的に改訂することを提案しています。FASBはまた、貸借対照表上ですべてのリースを資産計上することを要求するプロジェクトに取り組んでいます。これらのプロジェクトは当社に重要な影響を及ぼします。しかし、基準設定機関の間で継続的に審議が行われているため、当社は、現段階で将来の改訂または改訂案の影響を決定することはできません。

投資会社監査ガイド (SOP07-1号)

2007年7月、AICPAは参考意見書07-1号「監査会計ガイド『投資会社』の適用範囲の明確化および親会社、ならびに持分法適用投資企業による投資会社への投資の会計処理」（以下「SOP07-1号」といいます。）（現在はASC946-10「金融サービス-投資会社」に組み込まれています。）を発行しました。この意見書は2007年12月15日以降に開始する年度から適用される予定でした。しかし、2008年2月、FASBは、FSP SOP07-1-1号「AICPA参考意見書07-1号の適用日」を公表し、適用日を無期限に延期しました。この意見書は従来の監査ガイドに比べてより厳格な投資会社の定義付けを行っています。さらに、ASC946-10（SOP07-1号）は親会社または持分法適用投資会社が連結財務諸表において投資会社会計を引き続き適用するための新しい基準を設定しています。投資会社はすべての投資を公正価値で計上しており、価値の変動は損益に反映されています。当社は現在、当該SOPを適用することによる潜在的な影響を評価しています。

2. 事業展開

事業分割

以下の事業分割は2008年、2009年および2010年に行われ、非継続事業としての条件を満たしていないものです。非継続事業としての条件を満たす事業分割については、連結財務諸表注記3に記載されています。

プライメリカの売却

2010年4月、シティはプライメリカのIPOを完了し、約34%を市場で売却しました。同月にシティはプライベート・エクイティ会社であるウォーバーグ・ピンカスにプライメリカの22%を売却しました。シティはプライメリカ株式の4%を、当該売却の直前に従業員および代理人株式報酬のためにプライメリカに拠出しました。シティは当該売却後にプライメリカの約40%の持分を留保し、当該投資を持分法で計上しました。シティは売却による税引後利益26百万ドルを計上しました。

当該株式の売却と同時に、シティは、保有する保険契約に関連するリスクの90%を上限として再出する共同保険契約をプライメリカと契約しました。

フィプロ・エルエルシーの売却

2009年12月31日、当社はフィプロ・エルエルシーの持分100%を当該事業の純資産価値にほぼ相当する売却価格でオクシデンタル・ペトロリアム社に売却しました。

フィプロの売却は様々な選択肢を検討した結果決定されたものであり、シティの中核戦略である顧客中心型ビジネスモデルと合致するものです。フィプロの売却によってシティの顧客向けコモディティ事業部門が影響を受けることはなく、当該事業は継続的に運営され、世界中の顧客のニーズに対応していきます。

シティの日興アセットマネジメント部門および日興信託銀行株式会社の売却

2009年10月1日、当社は日興アセットマネジメント（以下「日興AM」といいます。）の当社持分のすべてを住友信託銀行（以下「住友信託」といいます。）へ売却し、日興シティ信託銀行株式会社を野村信託銀行株式会社へ売却しました。

日興AMの売却は1,200億円（2009年9月30日現在の為替レート1ドル：89.60円で換算した場合13億ドル）として評価されました。当社は日興AMの受益持分64%と引き換えに、特定の取引関連費用および調整額控除後756億円（844百万ドル）の対価を全額現金で受け取りました。また、住友信託は様々な日興AMの少数株主が保有していた受益持分も取得し、取引終了時には日興AMの所有権を合計で98.55%取得していました。

日興シティ信託銀行株式会社の売却に際し、当社は取引の一環として190億円（2009年9月30日現在の為替レート1ドル：89.60円で換算した場合212百万ドル）の対価を全額現金で受け取りましたが、この対価は取引終了後の特定の取得価格調整の対象になっています。

リテール・パートナーズ・カードの売却

2009年度に、シティグループはファイナンシャル・インスティテューション（以下「FI」といいます。）およびダイナースクラブ・ノースアメリカのクレジットカード事業を売却しました。これらの取引において売却されたクレジットカード債権は合計で約22億ドルでした。2010年度中に、シティグループはカナダのマスターカード事業および米国リテール・セールスファイナンス・ポートフォリオを売却しました。これらの取引において売却されたクレジットカード債権は合計で約36億ドルでした。これらの各事業は地域別個人向け融資業務です。

モルガン・スタンレーとの合併会社

2009年6月1日、シティおよびモルガン・スタンレーは、モルガン・スタンレーのグローバル・ウェルス・マネジメントの事業基盤とシティグループのスミス・バーニー、キルター、およびオーストラリアの個人顧客ネットワークとを統合する合併会社を設立しました。シティは合併会社の49%の持分および27.5億ドルの前払金と引換えに、これらの事業のすべてをモルガン・スタンレーへ売却しました。当該売却に伴い、証券およびアセット・マネジメント部門は約111億ドルの税引前利益（67億ドルの税引後利益）を計上しました。モルガン・スタンレーおよびシティはいずれも個人向け販売目的で合併会社を利用し、それぞれの機関投資家向け事業において、合併会社からの取引を引き続き実行します。

シティグループの合併会社に対する49%の持分は持分法適用投資として計上されています。合併会社に対する49%の持分の価値を算定するにあたり、シティグループは独立第三者の評価会社による支援を受けて、インカム・アプローチとマーケット・アプローチの両方を利用しました。

シティグループ・テクノロジー・サービスズ・リミテッドの売却

2008年12月23日、シティグループは、シティグループ専属のインドを拠点とするテクノロジー・インフラストラクチャー支援およびアプリケーション開発のプロバイダーであるシティ・テクノロジー・サービスズ・リミテッド（以下「CTS」といいます。）に対するシティグループの持分のすべてを約127百万ドルの全額現金による対価で売却することでウィプロ・リミテッドと合意したと発表しました。当該売却に伴う利益の大部分は、シティグループがウィプロ・リミテッドとサービス契約を締結している期間にわたって認識されます。当該取引は2009年1月20日に完了し、約7百万ドルの損失が計上されました。

ユープロミス・カード・ポートフォリオの売却

2008年度中に、当社は実質的にすべてのユープロミス・カードのポートフォリオをバンク・オブ・アメリカに売却し、その結果、127百万ドルの税引後利益（税引前は201百万ドル）が計上されました。売却されたポートフォリオには約12億ドルのクレジットカード債権残高がありました。当該取引は地域別個人向け銀行業務部門—北米の業績に反映されました。

シティストリートの売却

2008年7月1日、シティグループとステート・ストリート・コーポレーションは、給付金関連のサービス事業を行うシティストリートを900百万ドルの全額現金取引にてINGグループに売却しました。シティストリートは2000年に設立された合弁会社で、売却前はシティグループとステート・ストリートが同社をそれぞれ50%ずつ所有していました。当該取引は2008年7月1日に完了し、その結果、222百万ドルの税引後利益（税引前は347百万ドル）が発生しました。

ダイナースクラブ・インターナショナルの事業分割

2008年6月30日、シティグループはダイナースクラブ・インターナショナル（以下「DCI」といいます。）をディスカバー・ファイナンシャル・サービスズに売却し、その結果、約56百万ドルの税引後利益（税引前は111百万ドル）を計上しました。

シティグループは引き続きダイナースクラブ・カードを発行し、世界中のダイナースクラブ・カード発行会社を多数所有することで、そのブランドおよび商品を支援していきます。

シティグループ・グローバル・サービスズ・リミテッドの売却

2008年、シティグループは、シティグループ・グローバル・サービスズ・リミテッド（以下「CGSL」といいます。）の持分のすべてを約515百万ドルの全額現金による対価でタタ・コンサルタンシー・サービスズ・リミテッド（以下「TCS」といいます。）に売却し、その結果、192百万ドルの税引後利益（税引前は263百万ドル）を計上しました。CGSLはシティグループ専属のビジネス・プロセス・アウトソーシング・サービス・プロバイダーで、銀行および金融サービス・セクターの中でのみ業務を行っていました。

当該売却に加え、シティグループは、TCSがCGSLを通じて9.5年にわたり総額25億ドルでプロセス・アウトソーシング・サービスをシティグループおよびその関連会社に提供する契約をTCSと締結しました。

3. 非継続事業

スチューデント・ローン・コーポレーションの売却

2010年9月17日、当社は、シティバンクが80%を保有し一般株主が20%を保有していた間接子会社であり、シティ・ホールディングス・セグメントの一部であったスチューデント・ローン・コーポレーション（以下「SLC」といいます。）を、ディスカバー・ファイナンシャル・サービスズ（以下「ディスカバー」といいます。）およびSLMコーポレーション（以下「サリー・メイ」といいます。）に売却する正式契約を締結したことを発表しました。この結果、シティのプライベート学生ローン事業、およびその資産約400億ドルのうち約310億ドルが分割されます。当該取引は2010年12月31日に完了しました。当該取引の一部として、シティはサリー・メイに対して11億ドルのセラー・ファイナンスを提供しました。

この売却は、2010年第3四半期および第4四半期についてのみ非継続事業として報告されました。過年度については、その影響が重要でないため組替えは行われていません。2010年度におけるSLCの売却に係る影響は、損失総額（税引後）427百万ドルでした。

また、当該取引の一部として、シティバンク、エヌ・エイはSLCの売却に先立ち、SLCから約86億ドルの資産を購入しました。

売却したSLC事業に関連する業務について、2010年12月31日現在の連結貸借対照表における資産および負債の要約は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2010年
資産	
貸出金（前受収益控除後）	\$ 29,569
貸倒引当金	(39)
貸出金合計（正味）	29,530
その他資産	1,726
資産合計	\$ 31,256
負債	
長期債務	\$ 28,797
その他負債	208
負債合計	\$ 29,005

SLCの売却に関連する非継続事業の要約財務情報（キャッシュ・フローを含みます。）は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2010年 ⁽¹⁾
支払利息控除後収益合計	\$ (577) ⁽²⁾
非継続事業からの利益（損失）	\$ 97
売却損	(825)
法人税等（便益）	(339)
非継続事業からの損失（税引後）	\$ (389)

(単位：百万ドル)	2010年 ⁽¹⁾
営業活動から生じたキャッシュ・フロー	\$ 5,106
投資活動から生じたキャッシュ・フロー	1,532

財務活動から生じたキャッシュ・フロー
非継続事業から生じた正味資金

(6,483)
\$ 155

- (1) 2010年7月1日から2010年12月31日までの金額のみを反映しています。
 (2) 収益合計は該当ある場合、売却損益を含みます。

日興コーディアルの売却

2009年10月1日、当社は、日興コーディアル証券の三井住友銀行への売却が完了したことを発表しました。当該取引におけるシティにとっての現金価値は、7,760億円（2009年9月30日現在の為替レート1ドル：89.60円で換算した場合87億ドル）です。取引総額は、譲渡した事業の対価として5,450億円、日興コーディアル証券が保有していた一部の国内上場株式の譲渡価格300億円、およびシティへの未払債務の返済を通じて発生した余剰資金2,010億円により構成されています。当該取引による収入に関する外国為替ヘッジの影響を考慮した後、当該売却の結果として2009年に軽微な利益が計上されました。合計約7,800人の従業員がこの取引の対象となっています。

日興コーディアル事業の資産合計および負債合計は、売却日現在でそれぞれ約240億ドルおよび160億ドルであり、売却前にシティ・ホールディングスに反映されていました。

売却されたすべての日興コーディアル事業の業績は、表示されている全会計期間について非継続事業として報告されています。

日興コーディアルの売却に関連する非継続事業の要約財務情報（キャッシュ・フローを含みます。）は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2010年	2009年	2008年
支払利息控除後収益合計⁽¹⁾	\$ 92	\$ 646	\$ 1,194
非継続事業からの利益（損失）	\$ (7)	\$ (623)	\$ (694)
売却益	94	97	—
法人税等（便益）	(122)	(78)	(286)
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	\$ 209	\$ (448)	\$ (408)

(単位：百万ドル)	2010年	2009年	2008年
営業活動から生じたキャッシュ・フロー	\$ (134)	\$ (1,830)	\$ (675)
投資活動から生じたキャッシュ・フロー	185	1,824	768
財務活動から生じたキャッシュ・フロー	—	—	—
非継続事業から生じた（に利用した）正味資金	\$ 51	\$ (6)	\$ 93

- (1) 収益合計は該当ある場合、売却損益を含みます。

シティグループのドイツにおけるリテール・バンキング事業の売却

2008年12月5日、シティグループは、ドイツのリテール・バンキング事業を、現金52億ユーロと取引完了時まで発生した同事業の2008年の営業純利益の合計額を対価としてクレディ・ミュチュエルに売却しました。当該売却の結果、2008年第4四半期の383百万ドルの税引後外貨ヘッジ利益を含む、約39億ドルの税引後利益を認識しました。

当該売却には企業向けおよび投資銀行業務、またドイツにあるヨーロッパのデータセンターは含まれていません。

2008年11月30日現在のドイツのリテール・バンキング事業における資産合計および負債合計は、それぞれ156億ドルおよび118億ドルでした。

売却されたすべてのドイツのリテール・バンキング事業の業績および当該売却に伴い2008年に認識された純利益は、表示されている全会計期間について非継続事業として報告されています。

ドイツのリテール・バンキング事業の売却に関連する非継続事業の要約財務情報（キャッシュ・フローを含みます。）は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2010年	2009年	2008年
支払利息控除後収益合計⁽¹⁾	\$ 55	\$ 87	\$ 6,592
非継続事業からの利益（損失）	\$ (15)	\$ (22)	\$ 1,438
売却益	15	(41)	3,695
法人税等	(55)	(42)	426
非継続事業からの利益（税引後）⁽²⁾⁽³⁾	\$ 55	\$ (21)	\$ 4,707

(単位：百万ドル)	2010年	2009年	2008年
営業活動から生じたキャッシュ・フロー	\$ 2	\$ 5	\$ (4,719)
投資活動から生じたキャッシュ・フロー	9	1	18,547
財務活動から生じたキャッシュ・フロー	(3)	(6)	(14,226)
非継続事業から生じた（に使用した）正味資金	\$ 8	\$ —	\$ (398)

(1) 収益合計は該当ある場合、売却損益を含みます。

(2) 当社は2010年度中に2008年度に売却した事業に関わるドイツの法人税務調査を完了しました。当該調査の結果、当社はおよそ68百万ドルの引当金（税引後）を戻し入れました。

(3) 当社は2010年度中に2008年度に売却したドイツの事業に関わる会計誤謬に関して、のれんを19百万ドル（税引後）減額しました。

シティキャピタル

2008年7月31日、シティグループは、北米における設備ファイナンス部門であるシティキャピタルの実質的にすべてを売却しました。当該取引による売却収入は約125億ドルで、シティグループは305百万ドルの税引後損失を計上しました。この損失は当社の2008年第2四半期の連結損益計算書上で非継続事業からの利益に計上されています。2008年6月30日現在のシティキャピタルの資産合計および負債合計は、それぞれ約129億ドルおよび約5億ドルでした。

当該取引にはシティキャピタルの7つの設備ファイナンス事業部門（ヘルスケア・ファイナンス、プライベート・レーベル・エクイップメント・ファイナンス、マテリアル・ハンドリング・ファイナンス、フランチャイズ・ファイナンス、コンストラクション・エクイップメント・ファイナンス、バンカーズ・リーシング、およびシティキャピタル・カナダ）が含まれます。シティキャピタルの税控除ファイナンス事業は当該取引には含まれず、シティグループに留保されました。

シティキャピタルの従業員数は北米全体で約1,400人、顧客は約160,000人でした。

売却されたすべてのシティキャピタル事業の業績、および当該売却に伴い2008年に認識された純損失は、表示されている全会計期間について非継続事業として報告されています。

シティキャピタルの売却に関連する非継続事業の要約財務情報（キャッシュ・フローを含みます。）は以下のとおりです。

（単位：百万ドル）	2010年	2009年	2008年
支払利息控除後収益合計⁽¹⁾	\$ 6	\$46	\$ 24
非継続事業からの利益（損失）	\$(3)	\$(8)	\$ 40
売却益（損）	—	17	(506)
法人税等（便益）	(1)	4	(202)
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	\$(2)	\$ 5	\$(264)

（単位：百万ドル）	2010年	2009年	2008年
営業活動から生じたキャッシュ・フロー	\$—	\$—	\$(287)
投資活動から生じたキャッシュ・フロー	—	—	349
財務活動から生じたキャッシュ・フロー	—	—	(61)
非継続事業から生じた正味資金	\$—	\$—	\$ 1

(1) 収益合計は該当ある場合、売却損益を含みます。

非継続事業に関する結合業績

SLC事業、日興コーディアル事業、ドイツのリテール・バンキング事業およびシティキャピタル事業に関する要約財務情報は以下のとおりです。

上記事業に加えて、以下の事象が非継続事業に影響を与えました。2010年度中に、2005年のシティグループのライフ・インシュアランス・アンド・アニュイティ事業の売却に関連して有利な決定がIRSによりなされたことで特定の未払法人税が戻し入れられました。この結果により、2010年度に59百万ドルの税引後利益を計上しました。2009年度中に、2005年12月のシティグループのアセット・マネジメント事業の売却に関して税引前で29百万ドル（税引後19百万ドル）の偶発対価を受け取っています。2008年度中には、2005年のライフ・インシュアランス・アンド・アニュイティ事業の売却に関連して、当社は2000年にジェンワース・ファイナンシャルの前身に売却した長期介護関連事業に対する残りの10%の経済的持分に関して従前に同意した義務を履行しました。この補償により、2008年12月31日現在の税引前損失は50百万ドル（税引後は33百万ドル）となりました。アセット・マネジメント事業およびライフ・インシュアランス・アンド・アニュイティ事業に関する取引金額についても、以下の残高に含まれています。

(単位：百万ドル)	2010年	2009年	2008年
支払利息控除後収益合計⁽¹⁾	\$ (410)	\$ 779	\$ 7,810
非継続事業からの利益（損失）	\$ 72	\$ (653)	\$ 784
売却益（損）	(702)	102	3,139
法人税等（便益）	(562)	(106)	(79)
非継続事業からの利益（損失）（税引後）	\$ (68)	\$ (445)	\$ 4,002

(単位：百万ドル)	2010年	2009年	2008年
営業活動から生じたキャッシュ・フロー	\$4,974	\$ (1,825)	\$ (5,681)
投資活動から生じたキャッシュ・フロー	1,726	1,854	19,664
財務活動から生じたキャッシュ・フロー	(6,486)	(6)	(14,287)
非継続事業から生じた（に使用した）正味資金	\$ 214	\$ 23	\$ (304)

(1) 収益合計は該当ある場合、売却損益を含みます。

4. 事業セグメント情報

シティグループは多角的な金融サービスを提供する銀行持株会社であり、世界中の個人顧客および法人顧客に広範囲の金融サービスを提供しています。当社の事業活動は地域別個人向け銀行業務部門、インスティテューショナル・クライアント・グループ（以下「ICG」といいます。）、シティ・ホールディングス、および本社事項、本社業務／その他を通じて行われています。

地域別個人向け銀行業務部門にはグローバルに展開する個人向け総合サービス網が含まれており、現地の支店網、事務所および電子決済システムを通じて広範囲にわたる銀行業務、クレジットカード融資業務、および投資サービスを提供しています。

当社のICGは、証券および銀行業ならびにトランザクション・サービスで構成され、世界中の100を超える国の企業、政府、機関および投資家に対し、広範囲な銀行業務、金融商品およびサービスを提供しています。

シティ・ホールディングスは、証券およびアセット・マネジメント、地域別個人向け融資業務、および特別資産プールから構成されています。

本社事項、本社業務／その他には、財務部門の業績、未配分本社経費、特定項目の組替え（消去）のための調整項目、非継続事業の業績および未配分法人税が含まれています。

これらの報告すべきセグメントの会計方針は、連結財務諸表注記1に開示されている会計方針と同じです。

次表は継続事業のセグメント情報を示すものです。

(単位：百万ドル、
ただし識別可能資産は十億ドル)

	支払利息控除後収益 ⁽¹⁾			法人税等(便益)			継続事業からの利益 (損失) ⁽¹⁾⁽²⁾			識別可能 資産期末残高	
	2010年	2009年	2008年	2010年	2009年	2008年	2010年	2009年	2008年	2010年	2009年
地域別個人向け銀行業務部門	\$32,442	\$24,814	\$27,421	\$1,396	\$ (98)	\$ 235	\$ 4,767	\$ 2,478	\$(2,767)	\$ 330	\$ 256
インスティテューショナル・クライアント・グループ	33,118	36,898	34,674	3,544	4,599	2,209	10,253	12,921	9,419	953	882
シティコープ小計	\$65,560	\$61,712	\$62,095	\$ 4,940	\$ 4,501	\$ 2,444	\$15,020	\$15,399	\$ 6,652	\$ 1,283	\$ 1,138
シティ・ホールディングス	19,287	29,128	(8,238)	(2,554)	(6,878)	(22,185)	(4,023)	(8,848)	(36,497)	359	487
本社事項、本社業務/その他	1,754	(10,555)	(2,258)	(153)	(4,356)	(585)	(46)	(7,617)	(2,184)	272	232
合計	\$86,601	\$80,285	\$51,599	\$ 2,233	\$(6,733)	\$(20,326)	\$10,951	\$(1,066)	\$(32,029)	\$ 1,914	\$ 1,857

- (1) 2010年度、2009年度および2008年度のシティコープの支払利息控除後収益には、北米がそれぞれ267億ドル、199億ドル、および216億ドル、ヨーロッパ・中東・アフリカがそれぞれ117億ドル、150億ドル、および115億ドル、南米がそれぞれ128億ドル、127億ドル、および133億ドル、アジアがそれぞれ144億ドル、141億ドル、および157億ドル含まれています。地域別の数値には主に米国内で事業を行っているシティ・ホールディングスおよび本社事項、本社業務／その他は含まれていません。
- (2) 2010年度、2009年度および2008年度の貸倒引当金および保険給付準備金繰入（戻入）額（税引前）には、地域別個人向け銀行業務部門の実績がそれぞれ98億ドル、74億ドルおよび63億ドル、ICGの実績がそれぞれ（84）百万ドル、18億ドルおよび20億ドル、シティ・ホールディングスの実績がそれぞれ163億ドル、311億ドルおよび263億ドル含まれています。
- (3) 本社事項、本社業務／その他には2008年度の事業再構築費（見積りの変動控除後）15億ドルが含まれています。この費用の内訳は、シティコープに帰属するものが890百万ドル、シティ・ホールディングスに帰属するものがそれぞれ267百万ドル、本社事項、本社業務／その他に帰属するものがそれぞれ373百万ドルです。

5. 受取利息および支払利息

2010年、2009年および2008年12月31日に終了した事業年度の受取利息および支払利息の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2010年	2009年	2008年
受取利息			
貸出金利息および貸出手数料	\$55,056	\$47,457	\$62,336
銀行預け金	1,252	1,478	3,074
フェデラルファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	3,156	3,084	9,150
投資（配当金を含む）	11,238	13,119	10,718
トレーディング勘定資産 ⁽¹⁾	8,079	10,723	17,446
その他利息	735	774	3,775
受取利息合計	\$79,516	\$76,635	\$106,499
支払利息			
預金 ⁽²⁾	\$ 8,371	\$10,146	\$20,271
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券	2,808	3,433	11,265
トレーディング勘定負債 ⁽¹⁾	379	289	1,257
短期借入金	917	1,425	3,911
長期債務	12,389	12,428	16,046
支払利息合計	\$24,864	\$27,721	\$52,750
正味受取利息	\$54,652	\$48,914	\$53,749
貸倒引当金	25,194	38,760	33,674
貸倒引当金控除後の正味受取利息	\$29,458	\$10,154	\$20,075

(1) ICGのトレーディング勘定負債に係る支払利息は、トレーディング勘定資産の受取利息から控除されています。

(2) 2010年、2009年および2008年12月31日に終了した12カ月間において、預金保険費用および手数料が、それぞれ981百万ドル、1,467百万ドルおよび394百万ドルを含まれています。2009年12月31日に終了した12カ月間には、1度限りのFDIC特別査定が含まれています。

6. 役務収益および手数料

役務収益および手数料収益は、クレジットカードおよび銀行カードに関して顧客に請求する金額を含んでおり、取引処理費用および年会費、顧問料および株式／債券引受サービス、融資および預金関連取引（貸出約定、スタンバイ信用状、その他預金および貸出金のサービシング活動）、投資運用関連費用（仲介サービス、カストディ、信託サービス）、保険費用および手数料等が含まれます。

次表は、12月31日に終了した事業年度の役務収益および手数料収益を示しています。

(単位：百万ドル)	2010年	2009年	2008年
クレジットカードおよび銀行カード	\$ 3,774	\$ 4,110	\$ 4,517
投資銀行	2,977	3,462	2,284
スミス・バーニー	—	837	2,836
トレーディング関連	2,368	2,316	3,178
トランザクション・サービス	1,454	1,306	1,423
その他の個人金融	1,156	1,272	1,283
当座預金関連	1,023	1,043	1,134
プライメリカ	91	314	416
貸付サービシング業務 ⁽¹⁾	353	226	759
法人金融 ⁽²⁾	439	678	(4,921)
その他	23	(79)	(54)
役務収益および手数料合計	\$13,658	\$15,485	\$12,855

- (1) 表示の明確化のために、シティグループは損益計算書において複数行に分かれて表示していたMSRの値洗いおよびMSRのヘッジ取引を、表示するすべての会計年度について、合計してその他収益に組み替えました。
- (2) 実行済および未実行の高レバレッジの資金調達コミットメントに関する評価減（引受手数料控除後）が2008年に約49億ドル含まれており、公正価値で測定されその他の資産の売却目的貸出金に計上されています。融資実行日に関係なく、価値の減損が認められたすべての高レバレッジの資金調達コミットメントに関して評価減が計上されました。

7. 自己勘定取引

自己勘定取引収益は、トレーディング活動による実現・未実現損益から構成されています。トレーディング活動は債券、株式、クレジットおよびコモディティ商品、ならびに外国為替取引からの収益を含みます。次表には、トレーディング活動の収益性において重要な項目であるトレーディング活動に関連する正味利息収益の影響は含まれていません。次表は、12月31日に終了した事業年度の自己勘定取引収益を示しています。

(単位：百万ドル)	2010年	2009年	2008年
地域別個人向け銀行業務部門	\$ 533	\$ 1,569	\$ (146)
インスティテューショナル・クライアント・グループ	5,567	5,626	6,102
シティコープ小計	\$6,100	\$ 7,195	\$ 5,956
地域別個人向け融資業務	(217)	896	504
証券およびアセット・マネジメント	(37)	30	(4,958)
特別資産プール	2,078	(2,606)	(26,270)
シティ・ホールディングス小計	\$1,824	\$ (1,680)	\$ (30,724)
本社事項、本社業務／その他	(407)	553	879
シティグループ合計	\$7,517	\$ 6,068	\$ (23,889)

(単位：百万ドル)	2010年	2009年	2008年
金利契約 ⁽¹⁾	\$3,231	\$ 6,211	\$ (10,369)
外国為替契約 ⁽²⁾	1,852	2,762	3,921
株式契約 ⁽³⁾	995	(334)	(958)
コモディティおよびその他の契約 ⁽⁴⁾	126	924	970
クレジット・デリバティブ ⁽⁵⁾	1,313	(3,495)	(17,453)
シティグループ合計	\$7,517	\$ 6,068	\$ (23,889)

(1) 政府証券、社債、市証券、優先株式、抵当証券およびその他の債券からの収益を含みます。また、通貨の直物・先物取引、ならびに取引所・店頭取引の通貨オプション、債券オプション、金利スワップ、通貨スワップ、スワップ・オプション、キャップおよびフロアー、金融先物、店頭オプションおよび債券先渡契約からの収益を含みます。

(2) 為替の直物、先物、オプションおよびスワップからの収益ならびに為替差損益を含みます。

(3) 普通株式、優先株式、優先転換株式、転換社債、株式連動債、ならびに取引所・店頭取引の株式オプションおよびワラントからの収益を含みます。

(4) 主に、原油、精製石油製品、天然ガスおよびその他の商品取引からの収益を含みます。

(5) 仕組クレジット商品からの収益を含みます。

8. インセンティブ・プラン

当社は、現在ストック・オプションの付与、制限株式あるいは繰延株式報奨および株式配当などを含む多くの株式報酬制度を採用しています。この報奨プログラムは、役員、従業員および社外取締役の関心を高め、人材を確保し、そのモチベーションを高めるため、当社の長期的業績および成長に貢献した者にインセンティブを提供するため、そして役員、従業員および社外取締役の関心を株主の関心と一致させるために使用されます。これらの株式発行は、当社の株主持分を増加させることにもなります。これらの制度および報奨プログラムは、全員社外取締役で構成されているシティグループの取締役会の人事・報酬委員会（以下「委員会」といいます。）によって管理されています。2005年4月19日以降、株式報奨はすべて株主承認済みの制度に準じています。

2010年12月31日現在、約806.22百万株がシティグループの2009年株式インセンティブ・プランに基づき付与されることが認められています。シティグループの慣行により、株式報奨の権利行使時または権利確定時には、自己株式から株式が付与されることとなります。ただし、2010年4月には、2010年1月に付与された普通株式同等証券を決済するための株式支給として新規株式の発行がなされました。2011年1月にも新規株式が株式支給のために発行されました。シティグループは2011年度にこの慣行を見直す見込みで、2011年度または2012年度には自己株式の代替として新規株式の発行をさらに定期的に使うことになる可能性があります。損益計算書上において自己株式の発行と新規株式の発行による影響の違いはありません。

次表は、当社の株式報酬制度に関連して2010年、2009年および2008年に計上された報酬費用の内訳を示しています。

	2010年	2009年	2008年
(単位：百万ドル)			
退職適格従業員に付与する予定の報奨に関する費用	\$ 366	\$ 207	\$ 110
オプション費用	197	55	29
繰延現金報奨および繰延現金株式単位の償却費	280	113	—
MC LTIP報奨の償却費 ⁽¹⁾	—	19	18
給与株式報奨の償却費	173	162	—
制限株式および繰延株式報奨の償却費 ⁽²⁾	747	1,543	3,133
合計	\$1,763	\$2,099	\$3,290

(1) 2007年に、経営委員会長期インセンティブ・プラン（以下「MC LTIP」といいます。）報奨が付与されました。当該報奨は2009年12月に株式を発行することなく終了しました。

(2) 2008年度には、すべての従業員に対して2006年より前に付与された制限株式および繰延株式報奨のすべての権利未確定分に関する残存期間にわたる償却費を含んでいます。すべての会計期間には、2006年1月1日以降の非退職適格従業員に付与された権利未確定報奨の償却費用のすべてが含まれています。償却は、見積り権利失効分を控除後の金額で計上されています。

株式報奨プログラム

シティグループは制限株式報奨、繰延株式報奨、および2009年株式インセンティブ・プラン（ならびにこれに先立つプラン）に基づく株式配当の形式で、当社の役員、従業員、社外取締役向けに普通株式を発行しています。

シティグループの主な株式報奨プログラムは資本蓄積プログラム（以下「CAP」といいます。）です。通常、制限株式または繰延株式のCAP報奨は年間インセンティブ報酬の一部を構成し、付与日より1年目から4年間にわたって均等に権利が確定します。

CAPやその他の株式報奨プログラムの権利が確定するためには、通常、シティグループにおける継続的雇用が条件となります。一般的に、「重大な違法行為」以外の理由で権利確定期間中に会社都合で雇用が終了した参加者、雇用を退く前に一定の年齢および勤続年数の要件を満たす参加者（以下「退職適格従業員」といいます。）、または権利確定期間中に死亡または身体障害を負った参加者について、例外的に権利が確定します。退職適格従業員の退職後の権利確定は通常、残る権利確定期間中にシティグループとの競合を避けることが条件となっています。

2003年から2007年の間に、シティグループはシティグループ・オーナーシップ・プログラム（以下「COP」といいます。）に基づき、CAP適格者ではなかった幅広い従業員に対し年間株式報奨を付与しました。制限株式または繰延株式のCOP報奨は3年後に権利が確定しますが、その他の条件はCAPと同様です。

社外取締役は報酬の一部を2年で権利が確定する繰延株式報奨の形式で受け取りますが、報酬の一部を株式の形式で受け取ることも、またその配当を繰り延べることを選択することも可能です。

制限株式または繰延株式報奨および/またはストック・オプションの付与は、有能な従業員をシティグループへ誘致するため、または幹部従業員に対する特別リテンション報奨として適宜付与されます。権利確定期間は様々ですが、通常2年から4年となっています。通常、報奨を受け取るためには、受領者は権利確定日から株式報奨を受け取る日まで雇用されていなければなりません。死亡、身体障害、または「重大な違法行為」以外の理由による会社都合退職の場合は除きます。CAPとは異なり、これらの報奨について、一般的に退職適格従業員の退職後に権利が確定することはありません。

すべての株式報奨について、該当する権利確定期間中は、権利確定条件が満たされるまで株式は参加者に発行されず（繰延株式報奨の場合）、また参加者が株式を売却または譲渡することもできません（制限株式報奨の場合）。繰延株式報奨の受領者は株式を受領するまで株主としての権利は有しませんが、通常、権利確定期間中に配当金相当額の支払いを受け取る権利を有します。制限株式報奨の受領者は限られた議決権および権利確定期間中に配当金あるいは配当金相当額の支払いを受け取る権利を有します。株式報奨の権利が確定した後、株式は自由に譲渡可能になります（ただし一部の役員は持ち株契約に従って株式を保持することが要求されます）。

2011年1月に欧州連合の「特定の職員」に付与されたCAP報酬は上述の一般的なCAP条項といくつかの点で異なります。「特定の職員」とは、シティグループの従業員でありその報酬が欧州連合における報酬の健全化政策により、様々な銀行規制の対象となる従業員のことです。これらのCAP報奨は3年の勤務の後にすべての権利が確定し、権利確定後6カ月間は売却制限の対象となります。また、シティグループあるいは当該従業員の属する事業単位の財務成績が著しく悪化、または重要なリスク管理の失敗（EUクローバック）が発生した際に取り消しの対象となります。

2011年1月に選抜された高額報酬の従業員に対する権利が即時に確定する現金インセンティブ報酬の一部は、権利が即時に確定する株式により支給されました。欧州連合では、当該株式は6カ月の売却制限の対象となります。

2011年1月、2010年1月、2009年12月に行われた特定の執行役員および高額報酬従業員に対する年次インセンティブ報酬は、2008年緊急経済安定化法（修正版）（以下「EESA」といいます。）にその条件が規定されている長期制限株式（以下「LTRS」といいます。）の形式で付与されました。上級執行役員および2010年度の上位20名の高額報酬従業員（以下「上位25名」といいます。）ならびに上級執行役員および2009年度の上位95名の高額報酬従業員（以下「上位100名」といいます。）は、LTRS報奨の適格者です。LTRS報奨は3年の勤務後にすべての権利が確定し、退職、会社都合による雇用の終了、あるいは支配権の変更によりLTRSの権利が早期に確定することはありませんが、死亡または身体障害の際には早期に権利が確定することがあります。

執行役員に対する年次インセンティブ報奨が2011年1月に付与され、当該報奨には業績基準の権利確定条件が付されています。繰り延べ期間中にシティグループが税引前損失を計上した場合、シティグループの取締役会の人事・報酬委員会はその裁量により当該年度に権利が確定する株式の数を削減または廃止することができます。この業績基準の権利確定条件は2011年1月の執行役員に対するCAPおよびLTRS報奨に適用されます。

2011年1月に付与されたすべてのCAPおよびLTRS報奨は、従業員の違法行為または報奨が虚偽の業績あるいは著しく不正確な業績基準に基づいていた場合にクローバックが適用されます。「特定の職員」とされているEUの参加者は、上述のEUクローバックに加えて、当該クローバックが適用されます。2010年9月に2010年度の「上位25名」（CEOは除外します）は、TARP役員報酬特別監視委員会（以下「特別監視委員会」といいます。）が承認した決定に基づいて2009年に支給された給与株式と同様の方法で給与株式が付与されました。2010年に支給された源泉徴収後の正味給与株式は、2011年1月から始まる12ヶ月間にわたり譲渡可能になります。退職、会社都合による雇用の終了、支配権の変更あるいはその他のいかなる理由においてもこれらの譲渡制限の早期解除の条項はありません。2009年および2010年1月に2009年度の「上位100名」は、給与株式を受け取りました。当該

株式は、2010年1月から始まる1年または3年の期間にわたり毎月均等数が譲渡可能になります。

2009年度の「上位100名」の2009年の実績に対するインセンティブ報酬は特別監視委員会が承認した報酬体系に従って付与されました。この報酬体系に基づき、対象となる従業員はCAPには参加せず、代わりに完全に権利が確定した株式配当、LTRSおよび権利確定要件や売却制限の対象となっているその他の制限株式および繰延株式報奨の形式によるインセンティブ報奨を受け取りました。その他の制限株式および繰延株式報奨はCAP報奨と同様の条件に従って3年間にわたり均等に権利が確定しますが、権利が確定した株式は通常のスケジュールに基づく権利確定日から1年目または2013年1月20日のいずれか遅いほうの日付まで売却制限の対象となります。

上述のCAPおよびその他の株式報奨に関する未経過報酬費用は、付与日におけるシティグループの普通株式の時価を表し、退職適格従業員に付与された報奨および給与株式ならびにその他の権利が即時に確定する報奨を除き、権利確定期間にわたり均等に費用計上されます。退職適格従業員に関する報奨費用は、退職規則が定める要件を満たした日に基づき繰上計上されます。これらの退職適格従業員に対する株式報奨および給与株式ならびにその他の権利が即時に確定する報奨は、現金インセンティブ報酬の未払計上と同じ方法で、付与の前年度に認識されます。業績条件またはクローバック条項のある特定の株式報奨は変動会計の対象となります。

2009年12月に200億ドルのTARP債務を米国財務省に返済するという合意に関連して、シティグループは本来であれば2009年の業績に対して従業員に現金で支給される予定であった17億ドルのインセンティブ報酬を「普通株式同等証券」（以下「CSE」といいます。）報奨として支給することを発表しました。CSE報奨は米ドルまたは現地通貨建てで、2010年4月に株式で支給されました。

対象者に付与された株式数は、各個人のCSE報奨の価値をその支給日におけるシティの普通株式の公正市場価値（4.93ドル）で除した数値から、源泉税支払いのための株式数を差し引いた数値に相当します。特別監視委員会が承認した報酬体系に基づいて特定の従業員に対して支給されたCSE報奨については、2010年4月に付与された株式のうち50%が2011年1月20日まで、売却および譲渡制限の対象となります。特定の退職適格従業員は2010年CAP報奨の代わりに、2010年4月に株式による支払いでCSEを支給されましたが、当該株式配当は売却または譲渡制限の対象となっており、それは2011年1月20日より年4回に分けて均等に解除されます。CSE報奨は原則として2009年には報酬費用として未払計上され、2010年1月の付与日から2010年4月の決済日までは負債として計上されました。CSE報奨は普通株式の新規発行という形で支給されましたが、これは自己株式から株式を発行するという当時の当社の慣習の例外となります。また、計上された負債はその時点で資本に組み替えられました。

シティグループの株主承認済みの株式インセンティブ・プランのもとで使用される株式を削減する目的で、CAPに従って2009年および2010年1月に支給される年間合計インセンティブの割合を削減し、代わりに繰延現金報奨を米国および英国内で支給しました。繰延現金報奨は2年および4年で権利が確定しますが、その他の条件はこれらの年度に支給されたCAP報奨と同様です。繰延現金報奨は権利確定期間中にLIBORに基づいて利益を稼得しますが、2010年のみ、繰延現金報奨の一部が株式ユニットとして表示され、その価値はシティの普通株式の株価に基づいて変動します。いずれの場合でも、権利確定時には現金のみが支払われます。

2009年1月、経営執行委員会の構成員（CEOおよびCFOを除きます。）は2008年のインセンティブ

報奨のうち30%を、業績に連動して権利が確定する株式報奨として受け取りました。これらの報奨はシティグループの普通株式の価格が目標価格10.61ドルに達した場合に50%、目標価格17.85ドルに達した場合に50%の権利がいずれの場合も2013年1月14日以前に確定します。目標価格は、NYSEの終値が2013年1月14日以前に終了する30日間の連続したNYSE取引日のうち、最低20日間目標価格と同額または上回った場合にのみ達成されます。当該日付までに権利が確定していない株式はすべて分数に従って権利が確定しますが、その分子は支払日現在の株価、分母は権利未確定株式の目標価格です。権利未確定の報奨については、配当金相当額は支払われません。当該報奨の公正価値は、報酬費用として、権利確定期間にわたり均等に認識されます。当該報奨の公正価値は次の仮定を用いて決定されます。

加重平均一株当たり公正価値	\$ 2.30
加重平均予想年数	3.85 年
評価の仮定	
予想ボラティリティ	36.07%
リスク・フリー利率	1.21%
予想配当率	0.88%

2008年、2007年、2006年および2005年のCAP参加者、およびこれらの年度に2009年を加えたファイナンシャル・アドバイザーCAP（以下「FA CAP」といいます。）参加者は、その報酬のすべてまたは一部をストック・オプションで受け取ることを選択できました。ストック・オプション・プログラムの表（下記「ストック・オプション・プログラム」を参照してください。）に記載されている数値には、これらの年度にCAPおよびFA CAP株式報奨に代わって付与されたオプションが含まれていません。

2007年7月17日、委員会は（株主承認済の1999年株式インセンティブ・プランの条件に基づき）経営委員会長期インセンティブ・プラン（以下「MC LTIP」といいます。）を承認しました。当該プランに基づき、参加者は同業他社との比較による様々な測定基準および2007年から各歴年末に測定される株主資本利益率（以下「ROE」といいます。）目標の公表値に照らしたシティグループの業績に基づく株式報奨を受け取りました。連続する3暦年の各年における最終費用はROEテストの結果に基づき調整されています。業績目標が達成されなかったため、2009年、2008年および2007年に報奨は稼得されず、株式は発行されませんでした。2007年7月の最初の報奨以降、MC LTIPに基づく新しい報奨は稼得されていません。

2010年12月31日現在のシティグループの権利未確定の株式報奨および2010年12月31日に終了した12ヶ月における変動の要約は以下のとおりです。

権利未確定株式報奨	株式数	付与日の加重 平均公正価値
2010年1月1日現在の未確定権利	187,950,748	\$ 19.53
新たに付与された報奨	628,158,906	4.34
取り消された報奨	(27,569,242)	14.10
権利が確定した報奨 ⁽¹⁾	(463,458,743)	7.86
2010年12月31日現在の未確定権利	325,081,669	\$ 7.28

(1) 2010年に権利が確定した報奨の加重平均市場価値は、1株当たり約4.64ドルでした。

2010年12月31日現在、権利未確定の株式報奨に関連する未認識報酬費用合計（権利失効引当金控除後）は965百万ドルでした。当該費用は、1.7年の加重平均期間にわたり認識される予定です。

ストック・オプション・プログラム

当社には、社外取締役、役員および従業員のための多くのストック・オプション・プログラムがあります。2008年、2007年および2006年1月には、ストック・オプションは原則として、制限株式あるいは繰延株式の代わりにストック・オプションを受け取ることを選択したCAPおよびFA CAP参加者、および報酬をストック・オプション付与の形式で受け取ることを選択した社外取締役に対してのみ付与されています。2009年以降、CAP参加者および取締役はストック・オプションの受領を選択することができなくなりました。（ただしFA CAP参加者は2009年度に付与された報奨についてストック・オプションを選択することが許されました。）時折、ストック・オプションは雇用契約時の報奨としても付与されます。すべてのストック・オプションはシティグループの普通株式に関するもので、付与日の公正市場価値を越える行使価格を有しています（当該制度の下で、これは付与日

前日の取引日または執行役員については付与日当日におけるNYSEの終値と同額として定義されています)。原則として2003年から2009年に付与されたオプションの有効期間は6年であり、3年間または4年間にわたって均等に権利が確定します。ただし、取締役のオプションは2年後に権利が確定し、また雇用契約時に付与されたオプションの権利確定スケジュールは様々です。2003年から2008年までの間に付与された従業員ストック・オプション(および2009年に付与されたFA CAPオプション)の行使によって獲得した株式の売却は2年間制限されています(その後、上級幹部社員の持ち株契約の対象となる場合があります)。

2003年度より前は、シティコープとトラベラーズ・グループの合併日以降に付与されたオプションを含め、シティグループのオプションは通常、付与日から12～18ヶ月後に最初の権利確定日が到来し、5年間にわたって毎年20%ずつ権利が確定し、期間は10年間です。主に2003年1月1日までに付与され、期間が10年間である特定のオプションは、一定の条件のもとでオプションを行使する従業員に対し、行使価格および行使時の源泉徴収税額の支払いに充当された普通株式数に相当する新しいオプションを付与することを認めています(以下「リロード・オプション」といいます。)。リロード・オプションの有効期間は当初オプションの残存期間で、付与から6ヶ月後に権利が確定します。同様に、一定の条件を前提として、リロード法を用いてリロード・オプションを行使することができます。行使日における市場価格がオプション行使価格を少なくとも20%以上上回っていない限り、リロード法を用いてオプションを行使することはできません。

2011年2月14日、シティグループはシティの普通株式約29百万株の行使可能なオプションを特定の執行役員に付与しました。当該オプションは期間が6年間で、2012年2月14日から毎年3回の均等割り当てにより権利が確定します。オプションの行使価格は、付与日におけるシティの普通株式の終値である4.91ドルです。付与日から5年目より前のオプションの行使については、行使(納税に必要な金額および行使価格との純額)により受領する株式が1年間の譲渡制限の対象となります。

2010年4月20日、シティグループは後述する2009年10月29日の幅広いオプション付与に非適格であったグループ従業員に対してオプション付与を実施しました。当該オプションは付与日前日の取引日におけるNYSEの終値と同額の行使価格(4.88ドル)にて付与されました。オプションは、2010年10月29日から毎年1回、3年の均等割り当てにより権利が確定します。このオプションは期間が6年間です。

2009年10月29日、シティグループは全世界の従業員に対して1回限りの幅広いオプション付与を実施しました。このオプションは期間が6年間で、通常、付与日から1年目より3年にわたって3回の均等割り当てにより権利が確定します。当該オプションは付与日前日の取引日におけるNYSEの終値と同額の行使価格(4.08ドル)にて付与されました。2009年の報酬が特別監視委員会により承認された報酬体系の対象となっていたCEOおよびその他の従業員は当該オプション付与には参加しませんでした。

2009年1月、経営執行委員会の構成員は報奨のうち10%を、業績に連動して付与されるストック・オプションとして受け取りましたが、付与日における当該報奨の行使価格は著しく「アウト・オブ・ザ・マネー」の状態でした。各役員のオプションの行使価格は半数が17.85ドル、残りの半分が10.61ドルとなっています。当該オプションはシティの終値が4.53ドルとなった日に付与されました。オプションの期間は10年間で、4年にわたって均等に権利が確定します。

2008年1月22日、CEOのヴィクラム・パンディット氏は普通株式3百万株を購入するためのストック・オプションを受け取りました。当オプションは付与日の1年目から毎年25%ずつ権利が確定し、付与日から10年目に期限が終了します。当オプションの3分の1は付与日におけるシティグループのNYSEでの終値(24.40ドル)に等しい行使価格を有し、3分の1は付与日の終値に25%のプレミアムをつけた価格(30.50ドル)に等しい行使価格、残りの3分の1は付与日の終値に50%のプレミアムをつけた価格(36.60ドル)に等しい行使価格が設定されています。これらのオプションの最初の割り当ては2009年1月22日に権利が確定しました。これらのオプションにはリロード特性は付されていません。

1997年から2002年、様々な従業員が年次オプション付与プログラムに参加していました。当オプションは5年にわたって、あるいは5年後に権利が確定し、期間は10年間ですがリロード特性は付与されていませんでした。2002年以降、これらのプログラムのもとでオプションは付与されていません。

2010年、2009年および2008年12月31日に終了した事業年度における、シティグループ・ストック・オプション・プログラムのもとでのストック・オプションの変動は以下のとおりです。

	2010年			2009年			2008年		
	株式数	加重平均行使価格	1株当たり本源的価値	株式数	加重平均行使価格	1株当たり本源的価値	株式数	加重平均行使価格	1株当たり本源的価値
期首残高	404,044,806	\$12.75	\$ —	143,860,657	\$41.84	\$ —	172,767,122	\$43.08	\$ —
付与—当初分	44,500,171	4.78	—	321,244,728	4.27	—	18,140,448	24.70	—
付与—リロード分	—	—	—	—	—	—	15,984	28.05	—
失効または交換	(43,680,864)	11.51	—	(39,285,305)	36.98	—	(24,080,659)	42.19	—
行使期限切れ	(29,358,634)	45.87	—	(21,775,274)	36.21	—	(20,441,584)	38.88	—
行使	(645,381)	4.08	0.38	—	—	—	(2,540,654)	22.36	—
期末残高	374,860,098	\$ 9.37	\$ —	404,044,806	\$12.75	\$ —	143,860,657	\$41.84	\$ —
期末現在行使可能	151,897,095			78,939,093			123,654,795		

次表は、2010年12月31日現在のシティグループ・ストック・オプション・プログラムのもとでのストック・オプション残高についての概要です。

行使価格の範囲	オプション残高			行使可能オプション	
	未行使数	加重平均残存契約期間	加重平均行使価格	行使可能数	加重平均行使価格
\$ 2.97—\$ 9.99	318,677,392	4.9年	\$ 4.17	105,316,879	\$ 4.18
\$10.00—\$19.99	5,465,017	7.8年	14.77	1,414,660	14.54
\$20.00—\$29.99	9,766,158	3.5年	24.51	5,423,229	24.64
\$30.00—\$39.99	4,636,301	4.0年	34.44	3,636,302	34.68
\$40.00—\$49.99	30,889,716	0.6年	46.10	30,889,233	46.10
\$50.00—\$56.41	5,425,514	1.3年	52.14	5,216,792	52.06
	374,860,098	4.5年	\$ 9.37	151,897,095	\$15.91

2010年12月31日現在、ストック・オプションに関連する未認識報酬費用は合計252.8百万ドルでした。当該費用は加重平均期間1.3年にわたって計上される予定です。

公正価値の仮定

リロード・オプションは、当初付与されたオプションと別個に取り扱われます。現在発行済みのリロード特性付オプションの条件では、オプション行使時に従業員が保有株式を用いて行使価格を支払い、関連する源泉税相当分として本来受け取るべき株式を引き渡す場合、その目的のために使用されたのと同数の株式数に対するリロード・オプションを受け取ります(ただし、オプション行使日の市場価格がオプション行使価格を少なくとも20%以上上回っている場合に限りです。)。リロード・オプションは6ヶ月後に権利が確定し、もとのオプションと同じ満了日を有しています。リロード付与の行使価格は、もとのオプションが行使された日におけるシティグループの普通株式の公正市場価値となります。リロード・オプションは一般に従業員に早期のオプション行使と購入した株式の保有を奨励するものです。このプログラムの結果、従業員は一般にオプションが行使可能になり次第すぐに行使するため、予想されるオプション存続期間は短くなります。オプションの存続期間の短期化の結果として評価額が下がりますが、リロード・オプションの権利確定期間が短いこと、この評価額が費用計上される期間も短くなります。さらに、リロード・オプションは別個の付与として扱われるため、リロード特性が付いていることにより、評価対象となるオプション数を増加させる結果となります。他の特定のオプション付与と同様に、リロード・プログラムに基づくオプション行使を通じて受け取った株式も売却制限の対象となります。

シティグループのオプション・プログラムの追加的評価および仮定情報は以下のとおりです。シティグループは、格子モデルを使用してストック・オプションを評価しています。

付与されたオプション	2010年	2009年	2008年
12月31日現在の加重平均1株当たり公正価値	\$ 1.66	\$ 1.38	\$ 3.62
加重平均予想年数			
当初付与	6.06年	5.87年	5.00年
リロード付与	該当なし	該当なし	1.04年
評価の仮定			
予想ボラティリティ	36.42%	35.89%	25.11%
リスク・フリー利率	2.88%	2.79%	2.76%
予想配当率	0.00%	0.02%	4.53%
予想年間失効率			
当初/リロード付与	9.62%	7.60%	7.00%

利益分配制度

2010年10月に委員会は、2010年幹部従業員利益分配制度（以下「KEPSP」といいます。）による報奨を承認しました。これにより参加者は2010年1月1日から2012年12月31日までを初回業績測定期間として当該期間に対する利益分配の権利を獲得する可能性があります。参加者が継続的に雇用され、権利確定および報奨支給のためのその他の条件をすべて満たしている場合は、2013年の初回の支払いおよび2014年の一部留保（ホールドバック）の支払いを受領する権利が与えられます。2014年度のホールドバックの支払いはホールドバック期間（通常、2013年1月1日から2013年12月31日）の業績に基づき減額されることがあります。権利が確定し、業績条件が満たされた場合は、参加者への初回の支払いは、初回の業績期間の累積的税引前利益に参加者に該当する比率を乗じた数値の2/3に相当します。初回の支払いは2013年1月21日以降、2013年3月15日以前に行われる予定です。

ホールドバックが支給される場合当該支給は、(a)初回業績期間のシティコープ（シティグループからシティ・ホールディングスを控除したもの）の累積的税引前利益、または、初回業績期間およびホールドバック期間（通常、2010年1月1日から2013年12月31日）を合わせた期間のシティコープの累積的税引前利益のいずれか少ない額に、(b)参加者に該当する比率を乗じた数値から初回の支払いを控除した数値に相当します。（ホールドバックの支払いがゼロより小さくない場合。）ホールドバックの支払いがある場合は、2014年1月21日以降、2014年3月15日以前に支払われる予定です。ホールドバックの支払いがある場合は、ホールドバック期間中、名目利息とともに計上されます。初回の支払いおよびホールドバックの支払いは現金でなされる予定ですが、規制当局の要請によりシティの普通株式で支払われることもあります。規制当局は、UKの参加者に対して初回の支払いおよびホールドバックの支払いがされる場合、それぞれの支払いの50%をシティの普通株式で行うことを要求しています。当該株式には6カ月の売却制限がついています。

上述の権利確定条件および業績条件に加えて、権利未確定または未払いのKEPSP配当は参加者が、(a)著しく不正確な財務諸表（損益計算書または収益および利益含みますが、これに限定されません。）またはその他の著しく不正確な業績測定基準に基づいて支払いを受領した場合、(b)財務諸表または業績測定に関する不正確な情報の提供に、それと知りつつ携わった場合（参加者が不正確な情報をそれと知りつつ適時修正することを怠ることを含みます。）、(c)上層部経営者および/またはリスク管理により設けられたリスクの上限または、事業長が提示する貸借対照表あるいは運転資本ガイダンスに著しく違反する場合、または(d)重大な違法行為により解雇された場合に失効あるいは減額の対象となります。

独立するリスク部門はKEPSPによる報奨の支払決定に携わっていることから、独立するリスク部門の従業員はKEPSPへの参加が認められません。2010年度のKEPSPに関する費用は、48百万ドルでした。

2011年2月14日、委員会は2011年KEPSPによる特定の執行役員に対する報奨の付与を承認しました。当該報奨は、2011年1月1日から2012年12月31日の業績期間が設定され、その他の条件は2010年KEPSPと類似しています。

さらにシティグループはインセンティブ報奨の対象である特定の従業員に対して適宜インセンティブ・プランを紹介します。これらの報奨はシティグループの業績には重要な影響は及ぼしておりません。

9. 退職給付

当社は米国内の特定の従業員を対象とするいくつかの非拠出型確定給付年金制度、ならびに米国外の従業員を対象とする様々な確定給付年金および補償制度を有しています。米国内の適格確定給付制度では、給付算式としてキャッシュ・バランス方式が適用されています。しかし、一定の年齢と勤続年数の要件を満たす従業員には、引き続き従来の最終平均給与方式が適用されています。2008年1月1日から米国内の適格年金制度はほぼすべての従業員について停止されました。したがって、2008年度以後、既存制度参加者の制度のキャッシュ・バランス部分に計上される追加の報奨に基づく拠出金はありませぬ。しかし、従前の最終給与方式による制度の対象となっている特定の従業員の給付については引き続き未払計上されます。当社はまた、一定の資格を有する米国内の退職従業員および米国外の一定の資格を有する従業員に対し、退職後健康保険および生命保険給付を提供しています。

次表は、当社の米国内の適格および非適格年金制度、退職後給付制度ならびに米国外の制度について連結損益計算書に計上された正味（便益）費用の内訳および積立状況と連結貸借対照表計上額です。当社の米国内および米国外の制度の基準日は12月31日です。

正味（便益）費用

	年金制度						退職後給付制度					
	米国内制度			米国外制度			米国内制度			米国外制度		
	2010年	2009年	2008年	2010年	2009年	2008年	2010年	2009年	2008年	2010年	2009年	2008年
(単位：百万ドル)												
適格制度												
当期中に稼得された給付	\$ 14	\$ 18	\$ 23	\$167	\$148	\$201	\$ 1	\$ 1	\$ 1	\$23	\$26	\$36
給付債務に係る利子費用	644	649	674	342	301	354	59	61	62	105	89	96
制度資産期待収益	(874)	(912)	(949)	(378)	(336)	(487)	(8)	(10)	(12)	(100)	(77)	(109)
未認識債務の償却費												
正味移行債務	—	—	—	(1)	(1)	1	—	—	—	—	—	—
過去勤務費用（給付）	(1)	(1)	(2)	4	4	4	(3)	(1)	—	—	—	—
正味年金数理損失	47	10	—	57	60	24	11	2	4	20	18	21
縮小損失 ⁽¹⁾	—	47	56	13	22	108	—	—	16	—	—	—
適格（便益）費用（正味）	\$ (170)	\$ (189)	\$ (198)	\$204	\$198	\$205	\$60	\$53	\$71	\$48	\$56	\$44
非適格（便益）費用	\$ 41	\$ 41	\$ 38	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
正味（便益）費用合計	\$ (129)	\$ (148)	\$ (160)	\$204	\$198	\$205	\$60	\$53	\$71	\$48	\$56	\$44

(1) 2009年度の米国外年金制度の縮小損失には、シティグループの日興事業の売却による18百万ドルの利益が含まれます。日興事業の売却に関する詳細は連結財務諸表注記3をご参照ください。

確定給付年金制度に関して、2011年度にその他包括利益（損失）累計額から償却され、正味費用に計上される見積正味年金数理損失、過去勤務費用および正味移行債務はそれぞれ約147百万ドル、2百万ドルおよび（1）百万ドルです。退職後給付制度に関する2011年度の見積正味年金数理損失および過去勤務費用の償却額はそれぞれ約41百万ドルおよび（3）百万ドルです。

正味認識金額

	年金制度				退職後給付制度			
	米国内制度 ⁽¹⁾		米国外制度		米国内制度		米国外制度	
	2010年	2009年	2010年	2009年	2010年	2009年	2010年	2009年
(単位：百万ドル)								
予測給付債務の増減								
予測給付債務期首残高	\$11,178	\$11,010	\$5,400	\$4,563	\$1,086	\$1,062	\$1,141	\$937
当期中に稼得した給付	14	18	167	148	1	1	23	26
給付債務に係る利子費用	644	649	342	301	59	60	105	89
制度修正	—	—	8	(2)	—	—	—	(4)
年金数理損失	537	559	459	533	108	43	120	57
支払給付	(643)	(1,105)	(264)	(225)	(87)	(93)	(47)	(42)
メディケア・パートDの予想補助金	—	—	—	—	12	13	—	—
事業分割	—	—	—	(170)	—	—	—	—
清算	—	—	(49)	(94)	—	—	—	—
縮小 ⁽²⁾	—	47	—	13	—	—	—	(3)
外国為替およびその他の影響	—	—	126	333	—	—	53	81
予測給付債務期末残高	\$11,730	\$11,178	\$6,189	\$5,400	\$1,179	\$1,086	\$1,395	\$1,141
制度資産の増減								
制度資産公正価値期首残高	\$9,934	\$11,516	\$5,592	\$4,536	\$114	\$143	\$967	\$671
制度資産の収益実績	1,271	(488)	432	728	10	(7)	126	194
会社の拠出金 ⁽³⁾	999	11	305	382	58	71	75	91
従業員の拠出金	—	—	6	5	—	—	—	—
事業分割	—	—	—	(122)	—	—	—	—
清算	—	—	(49)	(95)	—	—	—	—
支払給付	(643)	(1,105)	(264)	(225)	(87)	(93)	(47)	(42)
外国為替およびその他の影響	—	—	123	383	—	—	55	53
制度資産公正価値期末残高	\$11,561	\$9,934	\$6,145	\$5,592	\$95	\$114	\$1,176	\$967
期末日現在における制度の積立状況⁽⁴⁾	\$ (169)	\$ (1,244)	\$ (44)	\$ 192	\$ (1,084)	\$ (972)	\$ (219)	\$ (174)
認識された正味金額								
給付資産	\$ —	\$ —	\$ 528	\$ 684	\$ —	\$ —	\$ 52	\$ 57
給付債務	(169)	(1,244)	(572)	(492)	(1,084)	(972)	(271)	(231)
貸借対照表に認識された正味金額	\$ (169)	\$ (1,244)	\$ (44)	\$ 192	\$ (1,084)	\$ (972)	\$ (219)	\$ (174)
その他包括利益(損失)累計額に認識された金額								
正味移行債務	\$ —	\$ —	\$ (2)	\$ (4)	\$ —	\$ —	\$ 1	\$ 1
過去勤務費用(給付)	(1)	(2)	26	23	(6)	(10)	(6)	(5)
正味年金数理損失	4,021	3,927	1,652	1,280	194	99	486	393
持分に認識された正味金額(税引前)	\$ 4,020	\$ 3,925	\$ 1,676	\$ 1,299	\$ 188	\$ 89	\$ 481	\$ 389
累積給付債務期末残高	\$11,689	\$11,129	\$5,576	\$4,902	\$1,179	\$1,086	\$1,395	\$1,141

(1) 米国内制度からは非適格年金制度は除かれており、これらの制度に関する2010年および2009年12月31日現在の予測給付債務の合計はそれぞれ658百万ドルおよび637百万ドルで、累積給付債務の合計はそれぞれ648百万ドルおよび636百万ドルでした。これらの制度は非拠出型でした。これにより、2010年および2009年12月31日現在のこれらの制度の積立状況は、それぞれ(658)百万ドルおよび(637)百万ドルでした。2010年および2009年12月31日現在のその他包括利益(損失)累計額には、主に正味数理差損による167百万ドルの費用(税引前)および137百万ドルの費用(税引前)がそれぞれ反映されています。

(2) 2010年度の米国外年金制度の縮小による予測給付債務の増減には、2010年度および2009年度中にそれぞれ(5)百万ドルおよび(3)百万ドルの縮小利益ならびに5百万ドルおよび16百万ドルの特別退職金が含まれています。

(3) 米国年金制度に対する会社の拠出金には、2010年度および2009年度中にそれぞれ999百万ドルおよび11百万ドルが含まれています。これには2010年度における自由裁量による現金拠出995百万ドルおよびシティ・オルタナティブ・インベストメントに支払われたアドバイザー手数料が含まれています。2010年度および2009年度中の米国外年金制度に対する会社の拠出金には、当社が直接支払った給付である40百万ドルおよび29百万ドルがそれぞれ含まれています。

- (4) 米国内の適格年金制度は2010年1月1日現在、ERISAの特定の積立規則に基づいて全額積み立てられており、2010年12月31日現在も同様の規則に従って全額積み立てられる見込みです。

次表は、2010年12月31日に終了した事業年度のその他包括利益（損失）累計額の変動を示しています。

(単位：百万ドル)	2010年
2010年1月1日現在残高（税引後）	\$ (3,461)
年金数理上の仮定の変動および制度の実績	(1,257)
実現収益が期待収益を超過したことによる資産運用益（正味）	479
償却額（正味）	137
外国為替の影響およびその他	(437)
繰延税金の変動（正味）	\$ 434
増減（税引後）	\$ (644)
2010年12月31日現在残高（税引後）⁽¹⁾	\$ (4,105)

(1) その他包括利益（損失）累計額の正味残高の詳細については、連結財務諸表注記21をご参照ください。

(2) 米国内の非適格年金制度の年金数理損失（正味）33百万ドルが含まれています。

2010年度および2009年度末のすべての適格・非適格制度および拠出型・非拠出型制度のうち、予測給付債務（以下「PBO」といいます。）が制度資産を超過している年金制度および累積給付債務（以下「ABO」といいます。）が制度資産を超過している年金制度のPBO、ABOおよび制度資産の公正価値の総額は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	制度資産の公正価値を超えるPBO				制度資産の公正価値を超えるABO			
	米国内制度 ⁽¹⁾		米国外制度		米国内制度 ⁽¹⁾		米国外制度	
	2010年	2009年	2010年	2009年	2010年	2009年	2010年	2009年
予測給付債務	\$12,388	\$11,815	\$2,305	\$1,662	\$12,388	\$11,815	\$1,549	\$1,288
累積給付債務	12,337	11,765	1,949	1,414	12,337	11,765	1,340	1,127
制度資産の公正価値	11,561	9,934	1,732	1,169	11,561	9,934	1,046	842

(1) 2010年度の米国内制度のPBOおよびABOには、適格制度に関連する金額がそれぞれ11,730百万ドルおよび11,689百万ドル、ならびに非適格制度に関連する金額がそれぞれ658百万ドルおよび648百万ドルが含まれています。2009年度の米国内制度のPBOおよびABOには、適格制度に関連する金額がそれぞれ11,178百万ドルおよび11,129百万ドル、ならびに非適格制度に関連する金額がそれぞれ637百万ドルおよび636百万ドルが含まれています。

2010年12月31日現在、米国内と米国外の年金制度(米国内の非適格制度を除きます。)の累積給付債務合計額は、制度資産を4億ドル超過していました。2009年12月31日現在、米国内と米国外の年金制度(米国内の非適格制度を除きます。)の累積給付債務合計額は、制度資産を5億ドル超過していました。

割引率

米国内の年金および退職後給付制度に係る割引率は、各制度固有のキャッシュ・フローを用いたシティグループ独自の分析を参考に選定されており、合理性を担保するため、ムーディーズの格付けの高い社債の債券指数と比較されています。シティグループは、0.05%単位に四捨五入する方針を採用しています。したがって、2010年12月31日現在の年金制度の割引率は5.45%、退職後給付制

度の割引率は5.10%に設定されていました。

シティグループ独自のキャッシュ・フロー分析を参考に、2009年12月31日現在の年金制度の割引率は5.90%、退職後給付制度の割引率は5.55%に設定されていました。

米国外年金および退職後給付制度に係る割引率は、成熟した社債市場を有する国の格付けの高い社債利回りを参考に選定されています。ただし、成熟した社債市場が存在しない場合には、現地の国債利回り（社債の追加的なリスクを反映させるためにプレミアムが加算されます。）を参考に、割引率が選定されています。

当社の年金制度および退職後給付債務ならびに正味給付費用の決定に際して用いられた割引率および将来の昇給率の仮定は、以下のとおりです。

年度末	2010年	2009年
割引率		
米国内制度 ⁽¹⁾		
年金	5.45%	5.90%
退職後	5.10	5.55
米国外年金制度		
範囲	1.75 to 14.00	2.00 to 13.25
加重平均	6.23	6.50
将来の昇給率		
米国内制度 ⁽²⁾	3.00	3.00
米国外年金制度		
範囲	1.0 to 11.0	1.0 to 12.0
加重平均	4.66	4.60
当期中	2010年	2009年
割引率		
米国内制度 ⁽¹⁾		
年金	5.90%	6.10%
退職後	5.55	6.00
米国外年金制度		
範囲	2.00 to 13.25	1.75 to 17.0
加重平均	6.50	6.60
将来の昇給率		
米国内制度 ⁽²⁾	3.00	3.00
米国外年金制度		
範囲	1.0 to 12.0	1.0 to 11.5
加重平均	4.60	4.50

(1) 米国内制度の加重平均利率は、表示利率と同じです。

(2) 2008年1月1日から米国内の適格年金制度が停止されました。ただし、制度停止後も引き続き制度の条件が適用される特定の従業員については最終給与方式に基づく給付が未払計上されます。引き続き制度の条件が適用されるこれらの従業員に関する将来の昇給のみが、将来の年金費用および債務に影響を与えます。少数の従業員グループの将来の昇給率は、4%または6%でした。

割引率の1%の変化が年金費用に与える影響は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	1%の増加			1%の減少		
	2010年	2009年	2008年	2010年	2009年	2008年
米国内制度の年金費用に与える影響額 ⁽¹⁾	\$19	\$14	\$36	\$(34)	\$(27)	\$(24)
米国外制度の年金費用に与える影響額	(49)	(40)	(58)	56	62	94

(1) 2008年1月1日付の米国内の適格年金制度の停止により、将来の勤務費用の大部分は消去され、損益償却期間は、停止された制度の参加者の平均寿命に変更されました。これにより、米国内の適格年金制度の年金費用は、勤務費用よりも利息費用からの影響を受けることになり、割引率の上昇は、年金費用を増加させ、割引率の減少は年金費用を減少させます。

医療費用増加率の仮定は以下のとおりです。

	2010年	2009年
米国内制度医療費用増加率		
翌年度	9.50%	8.00%
費用増加が減少すると仮定される最終的な利率	5.00	5.00
最終的な増加率に到達する年度	2020	2016

医療費用増加率の仮定における1%の変化が与える影響は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	1%の増加		1%の減少	
	2010年	2009年	2010年	2009年
米国内制度の発生給付および利息費用に与える影響額	\$ 3	\$ 3	\$(2)	\$(3)
米国内制度の累積退職後給付債務に与える影響額	49	60	(44)	(49)

期待収益率

シティグループは、米国内年金および退職後給付制度の制度資産の期待収益率に係る仮定を、各資産クラスの予想収益率の範囲に重点を置く「ビルディング・ブロック」方式を用いて決定します。次に各資産クラスへの目標配分に基づいて、加重平均された名目収益率の範囲を決定します。過去の傾向に基づく予測の適正性を判断するために、過去数年に遡り様々な経済状況を加味した市場実績の評価を行っています。

シティグループは、期待収益率を予想収益の長期的な評価と考えており、投資戦略または経済状況に著しい変化が生じない限りこの仮定を年次で変更することはありません。これは、割引率、将来の昇給率およびその他の特定の仮定の選択が一般に公正妥当と認められる会計原則に従って毎年見直されていることとは対照的です。

米国内の年金および退職後給付制度の期待収益率は、投資配分の変更を反映して2010年12月31日現在7.5%、2009年12月31日現在7.75%、2008年12月31日現在7.75%でした。2010年度の実現収益は期待収益を上回りましたが、2009年度および2008年度の実現収益は期待収益を下回りました。この予想額は予想される制度資産の年間評価額の上昇を反映しており、当該予想額によりシティグループの年間年金費用は減少しています。この金額は、年金に関する正味（便益）費用を算出するために、勤務費用、利息および年金費用のその他の構成要素の合計から控除されています。2010年、2009年および2008年度における米国内の年金制度の年金に関する正味（便益）費用は、期待収益の控除それぞれ874百万ドル、912百万ドルおよび949百万ドルを反映しています。

次表は、米国内の年金および退職後給付制度の制度資産の期待収益率および実際の収益率を示しています。

	2010年	2009年	2008年
期待収益率 ⁽¹⁾	7.75%	7.75%	7.75%
実際の収益率 ⁽²⁾	14.11%	(2.77)%	(5.42)%

(1) 2010年12月31日付で、当社は期待収益率を7.5%に引き下げました。

(2) 実際の収益率は手数料控除前の数値で表示されています。

米国外制度の2010年度の年金費用は期待収益378百万ドル分減少し、これに対し実現収益は432百万ドルでした。2009年度および2008年度の年金費用は、期待収益それぞれ336百万ドルおよび487百万ドル分減少しました。2009年度の実現収益は期待収益を上回りましたが、2008年度の実現収益は期待収益を下回りました。

以下は当社の年金費用を決定する際に使用された、資産の長期期待収益率です。

	2010年	2009年
資産の収益率		
米国内制度 ⁽¹⁾	7.50%	7.75%
米国外年金制度		
範囲	1.75 to 13.00	2.50 to 13.00
加重平均	6.96	7.31

(1) 米国内制度の加重平均利率は、表示利率と同じです。2010年12月31日付で、当社は資産の期待収益率を7.5%に引き下げました。

資産の期待収益率における1%の変化が年金費用に与える影響は以下のとおりです。

	1%の増加			1%の減少		
	2010年	2009年	2008年	2010年	2009年	2008年
(単位：百万ドル)						
米国内制度の年金費用に与える影響額	\$(119)	\$(109)	\$(118)	\$119	\$109	\$118
米国外制度の年金費用に与える影響額	(54)	(44)	(66)	54	44	66

制度資産

シティグループの米国内の年金および退職後給付制度資産の2010年度および2009年度末における公正価値に基づく資産グループ別の配分、ならびに2011年度の目標配分は以下のとおりです。

資産グループ ⁽¹⁾	目標資産配分 2011年	12月31日現在の 米国年金制度資産		12月31日現在の 米国退職後給付 制度資産	
		2010年	2009年	2010年	2009年
株式 ⁽²⁾	0 to 34%	15%	12%	15%	12%
債券	30 to 67	40	40	39	39
不動産	0 to 7	5	5	5	5
プライベート・エクイティ	0 to 15	16	16	16	16
その他の投資	8 to 29	24	27	25	28
合計		100%	100%	100%	100%

(1) 米国内制度の目標資産配分は投資商品別ではなく投資戦略別に設定されます。例えば、基礎となる投資が不動産に対する投資であるプライベート・エクイティは、プライベート・エクイティではなく不動産の資産グループに分類されます。

(2) 2010年度および2009年度末における米国年金制度の株式には、シティグループの普通株式は含まれていません。

第三者の投資マネージャーおよびアドバイザーさらに関係するアドバイザーが、シティグループの米国年金制度に対して各サービスを提供しています。年金制度投資委員会が適切と判断した場合、資産の再配分が行われます。年金資産に関するシティグループの投資戦略は、シティグループの制度への拠出金との合計で、必要なすべての給付債務の支払能力を維持できる様々な資産グループにわたるグローバルな分散投資ポートフォリオを維持することです。

シティグループの米国外の年金および退職後給付制度資産の2010年度および2009年度末における公正価値に基づく資産グループ別の加重平均配分と実際の範囲、ならびに2011年度の加重平均目標配分は以下のとおりです。

資産グループ	米国外年金制度				
	加重平均 目標 資産配分 2011年	12月31日現在の 実際の範囲		12月31日現在の 加重平均	
		2010年	2009年	2010年	2009年
株式	21%	0 to 67%	0 to 64%	22%	34%
債券	68	0 to 100	0 to 99	68	55
不動産	1	0 to 43	0 to 29	1	1
その他の投資	10	0 to 100	0 to 100	9	10
合計	100%			100%	100%

米国外退職後給付制度

資産グループ	加重平均 目標 資産配分	12月31日現在の 実際の範囲		12月31日現在の 加重平均	
	2011年	2010年	2009年	2010年	2009年
株式	40%	0 to 43%	0 to 53%	43%	52%
債券	40	47 to 100	0 to 100	47	37
その他の投資	20	0 to 10	0 to 11	10	11
合計	100%			100%	100%

公正価値の開示

資産グループおよび公正価値の階層別の制度資産の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)

米国内年金および退職後給付制度⁽¹⁾

資産グループ	2010年12月31日現在の公正価値測定			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
株式				
米国内株式	\$ 961	\$ 9	\$ —	\$ 970
米国外株式	432	4	—	436
ミューチュアル・ファンド	1,262	—	—	1,262
債券				
米国財務省証券	1,039	—	—	1,039
米国機関債券	—	90	—	90
米国社債	—	1,050	5	1,055
米国外国債	—	243	—	243
米国外社債	—	219	1	220
州および市債務	—	62	—	62
ヘッジファンド	—	1,542	1,014	2,556
アセット・バック証券	—	28	—	28
モーゲージ・バック証券	—	25	—	25
年金契約	—	—	187	187
プライベート・エクイティ	—	—	2,920	2,920
その他の投資 ⁽²⁾	2	44	4	50
投資公正価値合計	\$3,696	\$3,316	\$4,131	\$11,143
現金および現金同等物	\$ 152	\$ 361	\$ —	\$ 513
資産合計	\$3,848	\$3,677	\$4,131	\$11,656

(1) 米国内の年金および退職後給付制度の投資は1つの信託で合同運用されています。2010年12月31日現在、米国内の年金および退職後給付制度の配分可能な利息はそれぞれ99.2%および0.8%でした。

(2) レベル1に分類されたその他の投資には公正価値で計上されている先物が含まれます。

(単位：百万ドル)

資産グループ	米国外年金および退職後給付制度			
	2010年12月31日現在の公正価値測定			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
株式				
米国内株式	\$ 12	\$ 20	\$ —	\$ 32
米国外株式	117	423	3	543
ミューチュアル・ファンド	183	4,773	—	4,956
債券				
米国財務省証券	2	26	—	28
米国社債	—	354	—	354
米国外国債	167	404	—	571
米国外社債	4	354	107	465
州および市債務	—	15	—	15
ヘッジファンド	4	—	14	18
モーゲージ・バック証券	—	2	—	2
年金契約	—	—	181	181
その他の投資	9	29	8	45
投資公正価値合計	\$498	\$6,400	\$313	\$7,210
現金および現金同等物	\$ 92	\$ 18	\$ —	\$ 111
資産合計	\$590	\$6,418	\$313	\$7,321

レベル3ロールフォワード

当期中のレベル3資産の期首および期末残高の調整は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)

資産グループ	米国年金および退職後給付制度					
	2009年12月 31日現在 レベル3 市場価値 期首残高	実現利益 (損失)	未実現利益 (損失)	購入、売 却、発行	レベル3 への/からの 振替	2010年12月 31日現在 レベル3 市場価値 期末残高
	株式					
米国内株式	\$ 1	\$(1)	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
米国外株式	1	(1)	—	—	—	—
債券						
米国社債	1	—	—	3	1	5
米国外社債	—	—	—	1	—	1
ヘッジファンド	1,235	(15)	85	(220)	(71)	1,014
年金契約	215	(44)	55	(39)	—	187
プライベート・エクイティ	2,539	148	292	(59)	—	2,920
その他の投資	148	(66)	(66)	(16)	4	4
資産合計	\$4,140	\$ 21	\$366	\$(330)	\$(66)	\$4,131

(単位：百万ドル)

米国外年金および退職後給付制度

資産グループ	2009年12月31日現在					2010年12月31日現在
	レベル3 市場価値 期首残高	実現利益 (損失)	未実現利益 (損失)	購入、売 却、発行	レベル3 への/からの 振替	レベル3 市場価値 期末残高
株式						
米国外株式	\$ 2	\$ —	\$ 1	\$—	\$ —	\$ 3
債券						
米国外社債	91	—	—	16	—	107
ヘッジファンド	14	—	—	—	—	14
年金契約	187	(5)	(1)	—	—	181
その他の投資	18	—	4	—	(14)	8
資産合計	\$312	\$ (5)	\$ 4	\$16	\$ (14)	\$313

投資戦略

シティグループの年金および退職後基金のグローバルな投資戦略は、参加者に対し給付を提供することだけを目的として慎重に投資することです。投資戦略は、シティグループの基金への拠出金との合計で、必要なすべての給付債務に対する支払能力を維持できる収益を生むことを目標としています。資産の種類を分散し、国内・国外の株式、確定収益証券および現金に投資することによりリスクを管理しています。米国外のほとんどの国における目標資産配分は、資産の大部分を株式または債券で保有することです。このような配分は、該当する債務の性質やその他様々な地域の事情によって地域および国ごとに異なります。米国外の拠出型制度の制度資産配分の実際の範囲が広いのは、各地の法的要件および経済状況が異なっているためです。例えば、国によっては、現地の法律によってすべての年金制度資産は確定収益投資、政府の基金あるいは現地の有価証券に投資することが要求される場合もあります。

制度資産におけるリスクの著しい集中

シティグループの年金制度資産は、個々の投資による影響を限定するために分散されています。米国年金制度の資産は多数の資産グループに分散されていますが、中でも市場で取引されている確定収益証券、ヘッジファンドおよびプライベート・エクイティが最も大きな資産配分を示しています。これら3つの資産グループへの投資は、各資産グループの個別の特性によってさらにファンド、マネージャー、戦略、年数、セクターおよび地理別に分散されています。シティグループ最大の米国外制度の年金資産は、主に市場で取引されている確定収益証券および市場で取引されている持分有価証券に投資されています。

リスク管理措置

シティグループの米国年金制度および最大の米国外年金制度に対するリスク管理の監視は、シティグループのインデペンデント・リスク・マネジメントによって実施されています。リスク監視機能は市場リスク、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクに対応します。リスク監視の特定要素は各地域および各国の要件に合わせて用意されていますが、以下のリスク管理項目は全地域共通となっています。

- ・ 定期的な資産負債管理および戦略的な資産配分の研究
- ・ 拠出水準および比率の監視
- ・ 資産配分ガイドライン準拠の監視
- ・ 資産グループのベンチマークに対する実績の監視
- ・ ベンチマークに対する投資マネージャーの実績の監視
- ・ 四半期ごとのリスク資本の測定

残りの米国外年金資産および負債に関するリスク管理は、シティグループの各国の現地経営陣によって実施されています。

拠出

シティグループの米国制度および米国外制度の年金積立方針は、一般的に、累積給付債務の金額ではなく、該当する最低積立要求額まで積み立てることとなっています。米国内の制度について当社は、税金・資金ポジションおよび制度の積立状況に照らして適切であれば、ERISAに基づいて要求される最低拠出金額以上に拠出することもあります。2010年12月31日現在、米国年金制度について最低限要求される現金拠出はありませんでした。2010年度においては、当該制度について995百万ドルの任意的な現金拠出を行いました。2011年度の米国外年金制度に対する任意的な拠出金は約196百万ドルになる予定です。さらに、当社は、米国外の年金制度に対して、当社が直接支払う給付について41百万ドルを拠出する予定です。2011年度において、当社から直接支払うことが予定される給付60百万ドル以外に米国内の退職後給付制度に対して予定されている、あるいは要求されている拠出はありません。2011年度の米国外退職後給付制度に対する拠出金は、当社が直接支払う給付4百万ドルを含む74百万ドルと見込んでいます。拠出の決定は市場実績および規制要件などの様々な要素による影響を受けるため、これらの見積りは変更される可能性があります。さらに、経営陣は積立方針を変更することもできます。

将来の給付金支払いの見積り

当社は、以下の見積給付金を今後支払う予定です。

(単位：百万ドル)	米国内制度	米国外制度	
	年金給付	年金給付	退職後給付
2011年	\$ 737	\$ 338	\$ 52
2012年	757	328	55
2013年	772	344	58
2014年	786	360	61
2015年	804	376	65
2016年～2020年	4,331	2,214	396

処方薬

2003年12月、「2003年度医療健康保険処方薬、改善および近代化の法律」（以下「2003年度法律」といいます。）が制定されました。2003年度法律は、「メディケア・パートD」として知られるメディケアに基づく処方薬の給付、および少なくとも年金数理計算上メディケア・パートDに相当する給付を提供している米国内の退職者健康医療給付制度のスポンサーに対する連邦補助金を制度化したものです。当社は、特定の参加者に対して少なくとも年金数理計算上メディケア・パートDに相当する金額を給付しているため、補助金を受け取る権利を有しています。

当該補助金により、2010年および2009年12月31日現在の累積退職後給付債務（以下「APBO」といいます。）がそれぞれ約139百万ドルおよび148百万ドル減少し、2010年度および2009年度の退職後給付費用は、それぞれ約9百万ドルおよび13百万ドル減少しました。

次表は、補助金の影響を考慮する前の見積将来給付金および将来予想される補助金の金額を示したものです。

(単位：百万ドル)	予想される米国内退職後給付金	
	メディケア・パートD の補助金考慮前	メディケア・パートD の補助金
2011年	\$116	\$13
2012年	115	13
2013年	114	14
2014年	112	14
2015年	109	10
2016年～2020年	504	47

2010年3月、米国において患者保護・医療費負担適正化法ならびに2010年医療・教育負担抑制調整法（以下、総称して「2010年法案」といいます。）が可決されました。シティグループに影響を与えた条文の1つは、メディケア・パートD助成金に関連して支給された給付金に対する税額控除を撤廃するものであり、2013年より開始となります。シティグループは2010年法案が可決された期間である2010年度において会計上の影響額を全額認識することを求められました。この結果、繰延税金資産の45百万ドルの減少となり、これに対応する損益が継続事業からの利益に計上されました。法案のその他の条文がシティグループの年金および退職後給付制度に重要な影響を及ぼすことはないと思われまます。

シティグループの401(k)

確定拠出制度であるシティグループの401(k)プランに基づいて、米国内の適格従業員は、法定制限を条件として、2010年度に報酬の4%を上限として見合う拠出金を受け取りました。2011年1月1日以降、当該制度への従業員繰延拠出に対して支払われる見合い拠出金の最高額は、法定制限を条件として、全従業員について適格給与の4%から6%へと増加されます。見合い拠出金は参加者の個々の選択によって投資されます。さらに、報酬が100,000ドル以下の適格従業員に関しては、報酬総額の2%を上限として固定拠出金が提供されます。

この制度に関連する税引前費用は、2010年、2009年および2008年度それぞれ約301百万ドル、442百万ドルおよび580百万ドルでした。2008年度から2009年度にかけての費用の減少は、モルガン・スタンレー・スミス・バーニー合弁会社の設立による参加者の減少やその他の従業員減少を反映しており、2009年度から2010年度にかけての減少は、2010年度に4%の見合い拠出率が実施されたことを反映しています。

10. 法人税等

(単位：百万ドル)

	2010年	2009年	2008年
当期税金			
連邦税	\$ (249)	\$ (1,711)	\$ (4,582)
外国税	3,239	3,101	4,762
州税	207	(414)	29
当期法人税等合計	\$ 3,197	\$ 976	\$ 209
繰延税金			
連邦税	\$ (933)	\$ (6,892)	\$ (16,583)
外国税	279	(182)	(1,794)
州税	(310)	(635)	(2,158)
繰延税金合計	\$ (964)	\$ (7,709)	\$ (20,535)
非支配持分控除前の継続事業からの利益に係る法人税等繰入(便益)額⁽¹⁾	\$ 2,233	\$ (6,733)	\$ (20,326)
非継続事業に係る法人税等繰入(便益)額	(562)	(106)	(79)
会計方針変更による累積的影響額に係る法人税等繰入(便益)額	(4,978)	—	—
株主持分に計上された法人税等(便益)：			
外貨換算	(739)	(415)	(2,116)
売却可能有価証券	1,167	2,765	(5,468)
従業員株式制度	600	1,351	449
キャッシュ・フロー・ヘッジ	325	1,165	(1,354)
年金債務調整額	(434)	(513)	(918)
繰越利益に含まれる転換提案に係る税金	—	3,523	—
法人税等 (非支配持分控除前)	\$ (2,388)	\$ 1,037	\$ (29,812)

(1) 2010年、2009年および2008年度に、有価証券取引および一時的でない損失の影響による繰入(便益)額それぞれ844百万ドルおよび(494)百万ドル、698百万ドルおよび(1,017)百万ドル、238百万ドルおよび(959)百万ドルを含みます。

次表は、連邦法定税率を、12月31日に終了した年度の継続事業からの利益(非支配持分および会計方針変更による累積的影響額控除前)に対する当社の実効税率に調整したものです。

	2010年	2009年	2008年
連邦法定税率	35.0%	35.0%	35.0%
州税(連邦所得税の軽減額調整後)	(0.5)	8.4	2.7
外国所得税率差異	(10.0)	26.0	1.2
税務調査の和解 ⁽¹⁾	(0.5)	4.4	—
のれん	0.1	0.5	(2.2)
課税優遇投資	(6.7)	11.8	1.8
その他(正味)	(0.5)	0.2	0.3
実効税率	16.9%	86.3%	38.8%

(1) 2010年度および2009年度は、当社の2003年から2005年の連邦税務調査における様々な問題の調査終了に関連しています。2009年度には、交換手数料に係る税務引当金の戻入れに関する税務便益も含まれています。

12月31日現在の繰延税金は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2010年	2009年 ⁽¹⁾
繰延税金資産		
貸倒損失による減額	\$ 16,781	\$13,606
繰延報酬および従業員給付	3,980	4,024
事業再構築および清算引当金	1,212	833
未送金外国所得	5,673	7,078
投資および貸出金のベースス差異	1,572	56
キャッシュ・フロー・ヘッジ	1,581	1,906
税額控除および繰越欠損金	23,204	20,787
その他の繰延税金資産	2,441	2,630
繰延税金資産総額	\$56,444	\$51,100
評価引当金	\$ —	\$ —
評価引当金控除後繰延税金資産	\$56,444	\$51,100
繰延税金負債		
繰延保険契約獲得費用および有効保険契約価値	\$ (737)	\$ (791)
固定資産およびリース	(1,340)	(1,339)
利息関連項目	(116)	(353)
無形資産	(1,814)	(1,963)
当社発行社債信用評価調整	(61)	(277)
その他の繰延税金負債	(281)	(325)
繰延税金負債総額	\$ (4,349)	\$ (5,048)
正味繰延税金資産	\$52,095	\$46,052

(1) 当期の表示と一致するよう組み替えられています。

当社の未認識の税務便益の変動は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2010年	2009年	2008年
1月1日現在の未認識の税務便益合計額	\$3,079	\$3,468	\$3,698
当年度の税務ポジションの増加（純額）	1,039	195	254
過年度の税務ポジションの増加（総額）	371	392	252
過年度の税務ポジションの減少（総額）	(421)	(870)	(581)
決済による減少額	(14)	(104)	(21)
消滅時効経過による減少額	(11)	(12)	(30)
為替、買収および売却	(8)	10	(104)
12月31日現在の未認識の税務便益合計額	\$4,035	\$3,079	\$3,468

2010年、2009年および2008年12月31日現在、仮に認識された場合に実効税率に影響を及ぼすことになる未認識の税務便益合計額は、それぞれ21億ドル、22億ドルおよび24億ドルでした。未認識の税務便益の残りの金額は、繰越利益に直接計上される2010年12月31日現在の8億ドルを除き、別の税務管轄における金額と相殺可能かまたは一時差異です。

利息および課徴金（上記の「未認識の税務便益」には含まれていません。）は法人税等繰入額に計上されています。

(単位：百万ドル)	2010年		2009年		2008年	
	税引前	税引後	税引前	税引後	税引前	税引後
1月1日現在の貸借対照表上の利息および課徴金合計額	\$370	\$239	\$663	\$420	\$618	\$389
損益計算書上の利息および課徴金合計額	(16)	(12)	(250)	(154)	114	81
12月31日現在の貸借対照表上の利息および課徴金合計額 ⁽¹⁾	348	223	370	239	663	420

(1) 海外における課徴金9百万ドルおよび州の課徴金4百万ドルが含まれています。

当社は、現在、内国歳入庁および世界各国の主要な税務管轄による税務調査を受けています。したがって、今後12ヶ月以内に未認識の税務便益の合計残高が大きく変動する可能性があります。当社は、当該調査の結果により実効税率に重大な変更をもたらされることはないと考えています。

当社および関連会社が業務を行っている主要な税務管轄および調査対象となっている最初の課税年度は以下のとおりです。

税務管轄	課税年度
米国	2006年
メキシコ	2005年
ニューヨーク州およびニューヨーク市	2005年
英国	2008年
日本	2005年
ブラジル	2006年
シンガポール	2003年
香港	2004年
アイルランド	2006年

税引前外国利益は、2010年、2009年および2008年度についてそれぞれ123億ドル、61億ドルおよび93億ドルでした(それぞれ1億ドルの利益、6億ドルの損失および44億ドルの利益が非継続事業に含まれています)。米国法人であるシティグループおよび米国子会社は、現在海外支店による税引前外国利益全額に対して米国法人税が課税され、海外の子会社または関連会社の税引前利益については、送金時に米国法人税が課税されます。当社は、米国外の子会社の未分配利益から米国外で永久的に投資される金額を控除した金額について、法人税等を計上しています。2010年12月31日現在、米国外の子会社の累積未分配利益321億ドルが永久的に再投資されました。これらの未分配利益が送金された場合、現在の米国連邦法人税率で86億ドルの所得税(米国の外国税額控除を考慮後)を追加で計上することになります。継続事業からの法人税等に及ぼす当期の影響額は、連邦法定税率と当社の実効税率との調整表の外国所得税率差異に含まれています。

1988年以前に発生した当社の貯蓄銀行の基準年度貸倒引当金については、現在の米国税務規則のもとでは、当該金額が連邦法で定められた限度額を超えて分配される場合にのみ法人税の支払義務が生じるため、未払法人税を計上していません。2010年12月31日現在における基準年度引当金の残高は約358百万ドル(125百万ドルの課税)でした。

2010年12月31日および2009年12月31日現在における繰延税金資産に関する評価引当金残高はありません。

(単位：十億ドル) 税務管轄/項目	2010年 12月31日現在 DTA残高	2009年 12月31日現在 DTA残高
米国連邦税		
欠損金 (NOL)	\$ 3.9	\$ 5.1
外国税額控除 (FTC)	13.9	12.0
一般事業税額控除 (GBC)	1.7	1.2
将来の税額控除	21.8	17.5
その他	0.3	0.5
米国連邦税合計	\$41.6	\$36.3
州税および地方税		
ニューヨーク州NOL	\$ 1.1	\$ 0.9
その他の州NOL	0.6	0.4
将来の税額控除	2.9	3.0
州税および地方税合計	\$ 4.6	\$ 4.3
外国税		
APB第23号が適用される子会社のNOL	0.5	0.7
APB第23号が適用されない子会社のNOL	1.5	0.4
将来の税額控除	3.9	4.4
外国税合計	\$ 5.9	\$ 5.5
合計	\$52.1	\$46.1

次表は、2010年12月31日現在における税金の繰越欠損金およびその失効日を要約したものです。

(単位：十億ドル) 失効年	金額
米国における繰越外国税額控除	
2016年	\$ 0.4
2017年	5.0
2018年	5.3
2019年	1.3
2020年	1.9
米国における繰越外国税額控除合計	\$13.9
米国連邦繰越欠損金 (NOL)	
2028年	\$ 4.1
2029年	7.1
米国連邦繰越NOL合計⁽¹⁾	\$11.2
ニューヨーク州繰越NOL	
2027年	\$ 0.1
2028年	10.4
2029年	2.4
ニューヨーク州繰越NOL合計⁽¹⁾	\$12.9
ニューヨーク市繰越NOL	
2028年	\$ 4.9
2029年	2.2
ニューヨーク市繰越NOL合計⁽¹⁾	\$ 7.1

(1) 税引前

ニューヨーク州NOLに関して、当社は、2012年から2031年に失効する様々な他州の重要性の低い欠損金に対し計上した6億ドルの正味繰延税金資産と共に11億ドルの正味繰延税金資産を計上しました。加えて、当社は利益が永久的に再投資されるという主張に基づき、海外における繰越欠損金487百万ドル（2012年から2019年に失効）および60百万ドル（失効なし）に関して、外国子会社に対する繰延税金資産を計上しました。

実現可能性は担保されませんが、当社は正味繰延税金資産（以下「DTA」といいます。）が発生している管轄区域における将来の課税所得についての予測、および繰越欠損金の失効を回避する為に必要な場合には実行される戦略的納税計画（ASC 740「法人税等」（従前のSFAS第109号）で定義されています。）に基づいて認識された、正味繰延税金資産521億ドルの実現可能性は高いと考えています。正味米国連邦DTA416億ドルには、関連する繰越期間に加算され、DTAをサポートするために使用される40億ドルの繰延税金負債、および2010年12月31日におけるシティに関する株式報酬費用と損金算入可能額との差額について関連するDTAへの調整が認められないことによる（2011年1月に払込剰余金の減額で解消）3億ドルの報酬費用控除が含まれています。概して、当社はその連邦、州および地方DTAを実現するためにそれぞれの繰越期間におよそ1,050億ドルの課税所得が必要となります。

これらの2008年度および2009年度に発生した損失の結果、当社は2010年12月31日において3年間の累積税引前欠損となりました。繰越欠損はDTAの実現可能性の査定において重大な否定的証拠となります。当社はこの否定的な証拠に勝る十分な肯定的証拠があると結論付けました。肯定的な証拠は2つあり、これにより当社はDTAをすべて実現する事ができます。第一に、戦略的タックスプランニングを別にしたとして、さらにストレス・シナリオを想定した場合であっても繰越期間に十分な課税所得が発生すると予測しております。第二に、当社には資産の税務基準額を上回る評価額を実現しうる、資産と事業の売却可能性を含む十分な戦略的タックスプランニングがあります。繰延税金資産の金額が実現可能と考えていますが、当該金額は必然的に、欠損金の各繰越期間に当社が営業活動を行う税務管轄における将来課税所得の当社の見積りに左右され、ひいては市場および世界経済全体の動向の影響を受けます。

先の説明、ならびにタックスプランニングの機会および次に説明するその他の要素に基づき、米国連邦、ニューヨーク州ならびにニューヨーク市が与える20年の繰越期間は当社の繰越欠損金に係るDTAおよび税額控除を将来使用することにより発生するNOLを使用するに十分な時間を与えております。

米国の繰越外国税額控除期間は10年です。加えて、外国税額控除の使用はその年度の外国源泉課税所得の35%に制限されています。さらに、当社に発生した国内損失約470億ドルが翌年以降の国内源泉所得50%を上限として外国源泉所得として再区分されることが認められ、そのように生じた外国源泉課税所得は実際に繰越されている外国税額控除を使用するに十分でした。これらにより、外国源泉課税所得の制限は当社が十分な国内課税所得を繰越可能期間である10年以内に生み出す事ができる限り繰越外国税額控除の使用の妨げとはなりません。米国税法上、通常、外国税額控除（以下「FTC」といいます。）または一般事業税額控除（以下「GBC」といいます。）が利用できようになる前に繰越NOLを使用しなければなりません。

将来課税所得の見積りに関し、当社は税引前利益の予測を当社が今後運営を意図しているシティグループの中核事業に基づいて予測しました。これらの中核事業は堅実で強力な利益を過去に生み出しております。2010年度において、事業動向は良好であり、与信費用は改善しました。当社は既にその費用構造を減らすために対処しております。これらの項目を考慮して、当社はこの10年の繰越期間内に、この期間に発生する外国税額控除を加えた上記の繰越外国税額控除を完全に利用するに十分な税引前利益が発生することを予測しております。連邦繰越NOLを完全に利用するまで、FTCおよびGBCは増加し続けると考えられます。当社の正味DTAは、米国GAAP課税所得がさらに発生した場合には減少します。

当社はまた必要であれば繰越欠損の失効を避けるため、ASC 740に従って利用が見込まれ入手可能な戦略的タックスプランニングを吟味しました。これらの戦略には、利益が永久的に再投資されるという主張がまだされていない課税の低い外国源泉利益の送金、繰越期間後の年度の米国税所得の前倒しまたは米国税額控除の繰延（例：評価額が上昇した無形資産の売却および定額償却の採用）、米国外において損金算入可能な一時差異を実現する計画の前倒し、損失のある売却可能負債証券の償還までの保有、および十分な課税所得を生み出す資産を購入する一方で非課税所得を生み出す特定資産の売却が含まれております。加えて、特定の事業の売却または再構築により、関連する繰越期間内に大きな米国課税所得を生み出すことができます。

改訂後の1986年内国歳入法第382条（以下「歳入法」といいます。）に定義された「所有権の変更」に当社が直面した場合、当社が将来の課税所得を利用することでDTAを計上することは著しく制限される可能性があります。当社の「5%株主」（歳入法に定義されています。）の持分が連続する3年間にわたり50%超累積的に変動した場合、所有権の変更が生じます。所有権の変更が発生した法人には、一般的に、所有権の変更前のDTAに対して、所有権の変更直前の自社の価値を長期非課税率（一定の調整対象になります。）で乗じた数値に相当する年間限度額の制約が課されます。ただし、年間限度額は前年度中に利用されなかった限度分だけ毎年増加します。第382条に基づく所有権の変更から生じるシティグループのDTAの利用に対する制限は、所有権の変更時におけるシティグループの株式の価値に左右されます。内国歳入庁通知2010-2に基づき、米国財務省が保有する普通株式の売却によってシティグループに第382条における所有権の変更は生じません。

11. 1株当たり利益

次表は、12月31日に終了した事業年度の基本および希薄化後1株当たり利益（以下「EPS」といいます。）の計算に使用された利益と株式データの調整を示したものです。

	2010年	2009年	2008年 ⁽¹⁾
(単位：百万ドル、ただし1株当たりの金額を除く)			
非支配持分控除前利益（損失）	\$ 10,951	\$ (1,066)	\$ (32,029)
非支配持分（継続事業）	329	95	(343)
(EPS計算のための) 継続事業からの純利益（損失）	\$ 10,622	\$ (1,161)	\$ (31,686)
非継続事業からの利益（損失）税引後	(68)	(445)	4,002
非支配持分（非継続事業）	(48)	—	—
シティグループの当期利益（損失）	\$ 10,602	\$ (1,606)	\$ (27,684)
公募および私募優先株式転換提案の影響	—	(3,242)	—
優先配当	(9)	(2,988)	(1,695)
125億ドルの優先転換株式の私募発行に関する転換価格修正の影響	—	(1,285)	—
優先株式シリーズHの割引利回りの調整	—	(123)	(37)
普通株主帰属当期利益（損失）	\$ 10,593	\$ (9,244)	\$ (29,416)
参加証券へ割り当てられた配当および未処分利益	(90)	(2)	(221)
基本EPS計算のための普通株主に割り当てられた純利益（損失）⁽²⁾	\$ 10,503	\$ (9,246)	\$ (29,637)
希薄化証券の影響	2	540	877
希薄化後EPS計算のための普通株主に割り当てられた純利益（損失）⁽²⁾	\$ 10,505	\$ (8,706)	\$ (28,760)
基本EPS計算に適用される普通株式加重平均発行残高	28,776.0	11,568.3	5,265.4
希薄化証券の影響：			
転換可能証券	0.7	312.3	503.2
その他従業員制度	19.8	0.2	—
オプション	3.7	0.2	0.3
TDECs	877.9	218.3	—
希薄化後EPS計算に適用される調整後普通株式加重平均発行残高⁽³⁾	29,678.1	12,099.3	5,768.9
基本1株当たり利益			
継続事業からの利益（損失）	\$ 0.37	\$ (0.76)	\$ (6.39)
非継続事業	(0.01)	(0.04)	0.76
当期利益（損失）	\$ 0.36	\$ (0.80)	\$ (5.63)
希薄化後1株当たり利益⁽²⁾⁽³⁾			
継続事業からの利益（損失）	\$ 0.35	\$ (0.76)	\$ (6.39)
非継続事業	—	(0.04)	0.76
当期利益（損失）	\$ 0.35	\$ (0.80)	\$ (5.63)

(1) 2009年1月1日に、当社はASC 260-10-45から65（FSP EITF第03-6-1号）を適用しました。すべての過年度の表示は、今年度の表示と一致するように修正再表示されています。

(2) 2009年度および2008年度に普通株主帰属純損失が計上されているため、基本EPSの計算に使用される普通株主帰属損失が希薄化後EPSの計算に使用されています。希薄化証券の影響を足し戻すと、逆希薄化効果もたらされることになります。

(3) 2009年度および2008年度に普通株主帰属純損失が計上されているため、基本株式が希薄化後1株当たり利益の計算に使用されています。希薄化証券を分母に追加することにより、逆希薄化効果もたらされることになります。

2010年、2009年および2008年度において、行使価格が当社の普通株式の市場平均価格を上回っていたため1株当たり利益の計算から除かれたオプションの加重平均残高は、それぞれ386.1百万株、165.6百万株および169.7百万株で、加重平均行使価格は1株当たりそれぞれ10.29ドル、31.57ドルおよび41.92ドルでした。

不良資産救済プログラム（以下「TARP」といいます。）および損失分担に関する合意の一環として米国財務省に対して発行したワラントは、行使価格が普通株式約210百万株および約255百万株に対しそれぞれ17.85ドルおよび10.61ドルですが、逆希薄化効果をもたらすため、2010年度および2009年度の普通株式1株当たり利益の計算から除かれています。

経営委員会長期インセンティブ・プラン（以下「MC LTIP」といいます。）に基づき付与された株式報奨は、報奨条件に基づく業績目標が達成されていないため、2009年度の1株当たり利益の計算から除かれており、その結果、当該株式報奨は2010年第1四半期に失効しました。さらに、その他の業績に基づく株式報奨約5百万株も、報奨条件に基づく業績目標が達成されていないため、2010年度および2009年度の1株当たり利益の計算から除かれています。

シティグループの普通株式約118百万株および235百万株に転換可能な株式ユニットは、アブダビ投資庁（以下「ADIA」といいます。）が保有しており、行使価格が31.83ドルで当社の普通株式の平均市場価格を上回っていたため、2010年度および2009年度の1株当たり利益の計算から除かれています。

12. フェデラルファンド／借入有価証券、貸付有価証券および買戻条件付売渡有価証券

12月31日現在におけるフェデラルファンド貸出金および借入有価証券もしくは売戻条件付買入有価証券の公正価値は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2010年	2009年
フェデラルファンド貸出金	\$ 227	\$ 4
売戻条件付買入有価証券	129,918	105,165
借入有価証券に伴う差入保証金	116,572	116,853
合計	\$246,717	\$222,022

12月31日現在におけるフェデラルファンド借入金および貸付有価証券もしくは買戻条件付売渡有価証券の公正価値は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2010年	2009年
フェデラルファンド借入金	\$ 478	\$ 2,877
買戻条件付売渡有価証券	160,598	129,656
貸付有価証券に伴う受入保証金	28,482	21,748
合計	\$189,558	\$154,281

売戻および買戻条件付契約取引は、顧客のマッチド・ブック取引を促進し、トレーディング残高の一部の資金調達を効率的に行うためにシティのブローカー・ディーラー子会社を通じて行われる有担保金融取引です。詳細については上記の「資本の源泉および流動性」ならびに「資金調達および流動性」をご参照ください。

当社の方針上、担保を徴求し、その市場価値を対象となる契約金額との関連でモニターしており、必要に応じて迅速に追加担保の差入れを要求するか契約残高を減らすことで、契約上のマージンを維持しています。取引相手が債務不履行となった場合には、契約により、当社は保有担保を処分する権利を有しています。

大部分の売戻および買戻条件付契約取引は、公正価値で計上されています。公正価値で計上されていない取引は、主に現金支払額または受領額に各契約取引に明記された未収利息を加算した金額で計上されています。売戻および買戻条件付契約は、可能な場合には、取引相手ごとに純額で計上されています。許容可能な相殺の影響を除いた売戻条件付契約残高は、2010年および2009年12月31日現在においてそれぞれ総額1,846億ドルおよび1,660億ドルでした。

借入有価証券に伴う差入保証金および貸付有価証券に伴う受入保証金の大部分は、現金支払額または受取額で計上され、基本的に政府証券および政府諸機関証券ならびに社債および株式によって担保されています。当社が公正価値オプション会計の適用を選択したその他の特定の借入有価証券および貸付有価証券のポートフォリオは、公正価値で計上されています。貸付有価証券取引においては、当社は通常、貸し付けた有価証券の時価を上回る額の現金担保を受け取っています。当社は、日次で借入有価証券および貸付有価証券の市場価値をモニターしており、必要に応じて追加担保を取得しています。借入有価証券および貸付有価証券は、可能な場合には、取引相手ごとに純額で計上されています。

13. 仲介業者債権および仲介業者債務

当社はブローカー・ディーラーおよび顧客との間で行った金融商品の売買取引から生じる債権債務を有しています。当社はブローカー・ディーラーまたは顧客が購入代金を支払うことができない、あるいは売却した金融商品を引き渡せないといった損失のリスクにさらされています。このような場合、当社は当該金融商品を市場価格で売却または購入することになります。取引所または清算機関が取引相手となる場合は、信用リスクは軽減されています。

当社は、規制上および社内規程で定められている保証金残高を維持するよう顧客に要求することで、顧客取引に関連するリスクの軽減を図っています。保証金残高は日々モニターされ、顧客は当社からの要求に応じて追加担保を差し入れることになっています。顧客が担保要件を満たすことができない場合、当社は、対象金融商品を処分することで、必要な保証金残高を維持しています。

信用リスクのエクスポージャーは市場のボラティリティによって影響を受けるため、その影響で顧客が当社に対する義務を履行できなくなる可能性があります。当社は、先渡、先物および信用リスク感応度が高い取引を行っている顧客およびブローカー・ディーラーに対して信用供与限度額を設定し、緻密にモニターしています。

12月31日現在における、通常の業務活動から発生した仲介業者債権および仲介業者債務は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	<u>2010年</u>	<u>2009年</u>
対顧客債権	\$21,952	\$24,721
ブローカー・ディーラーおよび清算機関に対する債権	9,261	8,913
仲介業者債権合計	<u>\$31,213</u>	<u>\$33,634</u>
対顧客債務	\$36,142	\$41,262
ブローカー・ディーラーおよび清算機関に対する債務	15,607	19,584
仲介業者債務合計	<u>\$51,749</u>	<u>\$60,846</u>

14. トレーディング勘定資産および負債

12月31日現在のトレーディング勘定資産およびトレーディング勘定負債（公正価値）は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2010年	2009年
トレーディング勘定資産		
モーゲージ・バック証券 ⁽¹⁾		
米国政府系機関保証証券	\$ 27,127	\$ 20,638
プライム	1,514	1,156
Alt-A	1,502	1,229
サブプライム	2,036	9,734
米国外の住宅証券	1,052	2,368
商業用不動産	1,301	3,062
モーゲージ・バック証券合計 ⁽¹⁾	<u>\$ 34,532</u>	<u>\$ 38,187</u>
米国財務省証券および連邦諸機関証券		
米国財務省証券	\$ 20,168	\$ 28,938
機関債券	3,418	2,041
米国財務省証券および連邦諸機関証券合計	<u>\$ 23,586</u>	<u>\$ 30,979</u>
州および市証券	\$ 7,493	\$ 7,147
外国政府証券	88,311	72,769
社債	51,586	52,378
デリバティブ ⁽²⁾	50,213	58,879
持分有価証券	38,576	46,221
アセット・バック証券 ⁽¹⁾	7,759	4,089
その他の負債証券	15,216	32,124
トレーディング勘定資産合計	<u>\$317,272</u>	<u>\$342,773</u>
トレーディング勘定負債		
空売り有価証券	\$ 69,324	\$ 73,406
デリバティブ ⁽²⁾	59,730	64,106
トレーディング勘定負債合計	<u>\$129,054</u>	<u>\$137,512</u>

(1) 当社はモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に投資しています。モーゲージ証券化は、通常、VIEとみなされます。これらのVIEから生じた損失に対する当社の最大エクスポージャーは、これらの証券の簿価と同額であり、上表に反映されています。その他当社が関与しているモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に関する証券化については、連結財務諸表注記22に情報が記載されています。

(2) マスター・ネットリング契約に準拠して、純額で表示されています。デリバティブの会計処理および報告に関する説明については、連結財務諸表注記23をご参照ください。

15. 投資

(単位：百万ドル)	2010年	2009年
売却可能有価証券	\$274,572	\$239,599
満期保有目的負債証券 ⁽¹⁾	29,107	51,527
市場性のない持分有価証券(公正価値) ⁽²⁾	6,602	6,830
市場性のない持分有価証券(取得原価) ⁽³⁾	7,883	8,163
投資合計	\$318,164	\$306,119

- (1) 信用関連の減損のある有価証券の減損を控除した後の償却原価で計上されています。
- (2) 市場性のない持分有価証券(公正価値)の未実現利益および損失は、損益に計上されています。
- (3) 市場性のない持分有価証券(取得原価)は、主に連邦準備銀行、連邦住宅貸付銀行、外国中央銀行およびシディグループがメンバーとなっている様々な決済機関によって発行された株式で構成されています。

売却可能有価証券

2010年および2009年12月31日現在における売却可能有価証券(AFS)の償却原価および公正価値は、以下のとおりでした。

(単位：百万ドル)	2010年				2009年			
	償却原価	未実現粗利益	未実現粗損失	公正価値	償却原価	未実現粗利益	未実現粗損失	公正価値
売却可能負債証券:								
モーゲージ・バック証券 ⁽¹⁾								
米国政府がスポンサーとなっている機関発行の有価証券	\$ 23,433	\$ 425	\$ 235	\$ 23,623	\$ 20,625	\$ 339	\$ 50	\$ 20,914
プライム	1,985	18	177	1,826	7,291	119	932	6,478
Alt-A	46	2	—	48	538	93	4	627
サブプライム	119	1	1	119	1	—	—	1
米国外の住宅証券	315	1	—	316	258	—	3	255
商業用証券	592	21	39	574	883	10	100	793
モーゲージ・バック証券合計	\$ 26,490	\$ 468	\$ 452	\$ 26,506	\$ 29,596	\$ 561	\$ 1,089	\$ 29,068
米国財務省証券および連邦諸機関証券								
米国財務省証券	58,069	435	56	58,448	26,857	36	331	26,562
機関債券	43,294	375	55	43,614	27,714	46	208	27,552
米国財務省証券および連邦諸機関証券合計	\$101,363	\$ 810	\$ 111	\$102,062	\$ 54,571	\$ 82	\$ 539	\$ 54,114
州および市証券	15,660	75	2,500	13,235	16,677	147	1,214	15,610
外国政府証券	99,110	984	415	99,679	101,987	860	328	102,519
アセット・バック証券 ⁽¹⁾	15,910	319	59	16,170	20,024	435	146	20,313
その他負債証券	9,085	31	68	9,048	10,089	50	93	10,046
売却可能負債証券合計	1,948	24	60	1,912	2,179	21	77	2,123
市場性のある売却可能持分有価証券	\$269,566	\$2,711	\$3,665	\$268,612	\$235,123	\$2,156	\$3,486	\$233,793
売却可能有価証券合計	\$ 3,791	\$2,380	\$ 211	\$ 5,960	\$ 4,089	\$1,929	\$ 212	\$ 5,806
	\$273,357	\$5,091	\$3,876	\$274,572	\$239,212	\$4,085	\$3,698	\$239,599

- (1) 当社はモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に投資しています。これらの証券化は、通常VIEとみなされます。これらのVIEから生じたの損失に対する当社の最大エクスポージャーは、上表に反映されているこれらの証券の簿価と同額です。その他当社が関与しているモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に関する証券化については、連結財務諸表注記22に情報が記載されています。

2010年12月31日現在、約3,000の持分有価証券および確定収益有価証券の原価は、その公正価値を38.76億ドル上回っていました。この38.76億ドルのうち、持分有価証券に係る未実現粗損失は211百万ドルでした。その残りのうち、728百万ドルは未実現粗損失の発生期間が1年未満の確定収益有価証券に関するもので、その99%は投資適格格付けを有していました。29.37億ドルは未実現粗損失の発生期間が1年以上の確定収益有価証券に関するもので、そのうち90%が投資適格格付けを有していました。

売却可能モーゲージ・バック証券ポートフォリオの公正価値による残高は265.06億ドルで、米政府がスポンサーとなっている機関発行の有価証券236.23億ドルおよび民間企業がスポンサーとなっている機関発行の有価証券（Alt-Aまたはサブプライム以外のモーゲージ・バック証券が大半を占めています。）28.83億ドルにより構成されています。

州および市証券の未実現粗損失の増加は、一般的な非課税の市証券の利回りが課税対象の確定収益証券の利回りよりも早く上昇したこととヘッジ会計の影響によるものです。

下記に詳細が記載されているとおり、当社は、減損が一時的か否かを評価するために、未実現損失が発生しているすべての有価証券を定期的に見直してその結果を文書化しています。当社に売却の予定がなく、売却を要求される可能性が低い負債証券に関する信用関連の減損は、連結損益計算書に認識され、信用関連以外の減損は、OCIに認識されます。その他の減損が生じている負債証券については、すべての減損が連結損益計算書に認識されます。

次表は、2010年および2009年12月31日現在における売却可能有価証券への投資の公正価値を、未実現損失の生じている期間が12ヶ月未満あるいは12ヶ月以上のものに分けて示したものです。

(単位：百万ドル)	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価値	未実現粗損失	公正価値	未実現粗損失	公正価値	未実現粗損失
2010年12月31日						
売却可能価値証券						
モーゲージ・バック証券						
米国政府がスポンサーとなっている機関発行の有価証券	\$ 8,321	\$ 214	\$ 38	\$ 21	\$ 8,359	\$ 235
プライム	89	3	1,506	174	1,595	177
Alt-A	10	—	—	—	10	—
サブプライム	118	1	—	—	118	1
米国外の住宅証券	—	—	135	—	135	—
商業用証券	81	9	53	30	134	39
モーゲージ・バック証券合計	\$ 8,619	\$ 227	\$ 1,732	\$ 225	\$10,351	\$ 452
米国財務省証券および連邦諸機関証券						
米国財務省証券	9,229	21	725	35	9,954	56
機関債券	9,680	55	—	—	9,680	55
米国財務省証券および連邦諸機関証券合計	\$18,909	\$ 76	\$ 725	\$ 35	\$19,634	\$ 111
州および市証券	626	60	11,322	2,440	11,948	2,500
外国政府証券	32,731	271	6,609	144	39,340	415
社債	1,128	30	860	29	1,988	59
アセット・バック証券	2,533	64	14	4	2,547	68
その他負債証券	—	—	559	60	559	60
市場性のある売却可能持分有価証券	68	3	2,039	208	2,107	211
売却可能価値証券合計	\$64,614	\$ 731	\$23,860	\$3,145	\$88,474	\$3,876
2009年12月31日						
売却可能価値証券						
モーゲージ・バック証券						
米国政府がスポンサーとなっている機関発行の有価証券	\$ 6,793	\$ 47	\$ 263	\$ 3	\$ 7,056	\$ 50
プライム	5,074	905	228	27	5,302	932
Alt-A	106	—	35	4	141	4
サブプライム	—	—	—	—	—	—
米国外の住宅証券	250	3	—	—	250	3
商業用証券	93	2	259	98	352	100
モーゲージ・バック証券合計	\$12,316	\$ 957	\$ 785	\$ 132	\$ 13,101	\$1,089
米国財務省証券および連邦諸機関証券						
米国財務省証券	23,378	224	308	107	23,686	331
機関債券	17,957	208	7	—	17,964	208
米国財務省証券および連邦諸機関証券合計	\$41,335	\$ 432	\$ 315	\$ 107	\$ 41,650	\$ 539
州および市証券	769	97	12,508	1,117	13,277	1,214
外国政府証券	39,241	217	10,398	111	49,639	328
社債	1,165	47	907	99	2,072	146
アセット・バック証券	627	4	986	89	1,613	93
その他負債証券	28	2	647	75	675	77
市場性のある売却可能持分有価証券	102	4	2,526	208	2,628	212
売却可能価値証券合計	\$95,583	\$1,760	\$29,072	\$1,938	\$124,655	\$3,698

次表は、2010年12月31日および2009年12月31日現在における契約満期日ごとの売却可能負債証券の償却原価および公正価値を示しています。

(単位：百万ドル)	2010年12月31日		2009年12月31日	
	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
モーゲージ・バック証券⁽¹⁾				
1年以内	\$ —	\$ —	\$ 2	\$ 3
1年超5年以内	403	375	16	16
5年超10年以内	402	419	626	597
10年超 ⁽²⁾	25,685	25,712	28,952	28,452
合計	\$ 26,490	\$ 26,506	\$ 29,596	\$ 29,068
米国財務省証券および連邦諸機関証券				
1年以内	\$ 36,411	\$ 36,443	\$ 5,357	\$ 5,366
1年超5年以内	52,558	53,118	35,912	35,618
5年超10年以内	10,604	10,647	8,815	8,773
10年超 ⁽²⁾	1,790	1,854	4,487	4,357
合計	\$101,363	\$102,062	\$ 54,571	\$ 54,114
州および市証券				
1年以内	\$ 9	\$ 9	\$ 7	\$ 8
1年超5年以内	145	149	119	129
5年超10年以内	230	235	340	359
10年超 ⁽²⁾	15,276	12,842	16,211	15,114
合計	\$ 15,660	\$ 13,235	\$ 16,677	\$ 15,610
外国政府証券				
1年以内	\$ 41,856	\$ 41,387	\$ 32,223	\$ 32,365
1年超5年以内	49,983	50,739	61,165	61,426
5年超10年以内	6,143	6,264	7,844	7,845
10年超 ⁽²⁾	1,128	1,289	755	883
合計	\$ 99,110	\$ 99,679	\$101,987	\$102,519
その他すべて⁽³⁾				
1年以内	\$ 2,162	\$ 2,164	\$ 4,243	\$ 4,244
1年超5年以内	17,838	17,947	14,286	14,494
5年超10年以内	2,610	2,714	9,483	9,597
10年超 ⁽²⁾	4,333	4,305	4,280	4,147
合計	\$ 26,943	\$ 27,130	\$ 32,292	\$ 32,482
売却可能負債証券合計	\$269,566	\$268,612	\$235,123	\$233,793

(1) 米国連邦諸機関のモーゲージ・バック証券を含みます。

(2) 満期のない投資有価証券は契約満期10年超に含まれます。実際の満期は、償還権または期前返済権の有無によって異なる可能性があります。

(3) 社債およびその他の負債証券を含みます。

次表は、投資に対する受取利息および受取配当金を示しています。

(単位：百万ドル)	2010年	2009年	2008年
課税利息	\$10,160	\$11,970	\$ 9,407
米国連邦税非課税利息	758	864	836
配当金	321	285	475
受取利息・受取配当金合計	\$11,239	\$13,119	\$10,718

次表は、すべての投資に係る実現損益を示しています。一時的な減損による損失は、投資実現粗損失から除かれています。

(単位：百万ドル)	2010年	2009年	2008年
投資実現粗利益	\$2,873	\$2,090	\$ 837
投資実現粗損失	(462)	(94)	(158)
正味実現損益	\$2,411	\$1,996	\$ 679

2010年第1四半期において、当社は満期保有目的に分類されたいくつかの社債をいくつか売却しました。これらの売却は、発行者の信用力の著しい悪化に対応して行われました。売却された社債の簿価は413百万ドルで、当社は49百万ドルの実現損失を計上しました。

満期保有目的負債証券

2010年および2009年12月31日現在の満期保有目的（以下「HTM」といいます。）負債証券の簿価および公正価値は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	償却原価 ⁽¹⁾	AOCIに認識 された正味 未実現損失	簿価 ⁽²⁾	未認識 粗利益	未認識 粗損失	公正価値
2010年12月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券 ⁽³⁾						
プライム	\$ 4,748	\$ 794	\$ 3,954	\$ 379	\$ 11	\$ 4,322
Alt-A	11,816	3,008	8,808	536	166	9,178
サブプライム	708	75	633	9	72	570
米国外の住宅証券	5,010	793	4,217	259	72	4,404
商業用証券	908	21	887	18	96	809
モーゲージ・バック証券合計	\$23,190	\$4,691	\$18,499	\$1,201	\$ 417	\$19,283
州および市証券	2,523	127	2,396	11	104	2,303
社債	6,569	145	6,424	447	267	6,604
アセット・バック証券 ⁽³⁾	1,855	67	1,788	57	54	1,791
満期保有目的負債証券合計	\$34,137	\$5,030	\$29,107	\$1,716	\$ 842	\$29,981
2009年12月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券 ⁽³⁾						
プライム	\$ 6,118	\$1,151	\$ 4,967	\$ 317	\$ 5	\$ 5,279
Alt-A	14,710	4,276	10,434	905	243	11,096
サブプライム	1,087	128	959	77	100	936
米国外の住宅証券	9,002	1,119	7,883	469	134	8,218
商業用証券	1,303	45	1,258	1	208	1,051
モーゲージ・バック証券合計	\$32,220	\$6,719	\$25,501	\$1,769	\$ 690	\$26,580
州および市証券	3,067	147	2,920	92	113	2,899
社債	7,457	264	7,193	524	182	7,535
アセット・バック証券 ⁽³⁾	16,348	435	15,913	567	496	15,984
満期保有目的負債証券合計	\$59,092	\$7,565	\$51,527	\$2,952	\$1,481	\$52,998

- (1) トレーディング勘定資産からHTMに振り替えられた負債証券の償却原価は、振替日現在の当該負債証券の公正価値に調整収益を加算した金額から、振替後に損益に計上された減損を差し引いたものと定義されています。AFSからHTMに振り替えられた負債証券の償却原価は、当初購入原価に購入時のディスカウントまたはプレミアムの調整額または償却額を加減算した金額から、損益に認識されている減損を差し引いたものと定義されています。
- (2) HTM負債証券は償却原価で連結貸借対照表に計上されており、減損費用以外のこれらの負債証券の価値の変動は、財務諸表上に報告されません（ただし、信用の減損が生じているHTM負債証券については、その公正価値の下落原因が信用損失以外のものについてAOCIに計上されます）。
- (3) 当社はモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に投資しています。これらの証券化は、通常、変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）とみなされます。VIEから生じた損失に対する当社の最大エクスポージャーは、これらの証券の簿価と同額であり、上表に反映されています。その他当社が関与しているモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に関する証券化については、当該連結財務諸表注記22に情報が記載されています。

AOCIに分類された正味未実現損失は、売却可能投資から満期保有目的投資に組み替えられた負債証券に関連しています。さらに、信用の減損が生じている満期保有目的有価証券の、信用損失以外の理由による公正価値の下落部分はAOCIに計上されています。AOCI残高は、2010年12月31日現在50億ドルで、2009年12月31日現在76億ドルでした。満期保有目的負債証券のAOCI残高は、同じく振り替えられた負債証券の割引の利回り調整と同じ方法で、関連する証券の残存期間にわたって利回りの調整として償却されます。これは、株主持分に報告された未実現損失の償却が、これらの証券の割引の利回り調整による利息収益への影響を相殺することから、当社の純利益に影響を与えません。

満期保有目的負債証券の信用関連の減損は、損益に認識されます。

次表は、2010年12月31日および2009年12月31日現在における満期保有目的負債証券への投資の公正価値を、未認識損失の生じている期間が12ヶ月未満あるいは12ヶ月以上のものに分けて示したものです。

(単位：百万ドル)	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価値	未認識粗損失	公正価値	未認識粗損失	公正価値	未認識粗損失
2010年12月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券	\$ 339	\$ 30	\$14,410	\$387	\$14,749	\$417
州および市証券	24	—	1,273	104	1,297	104
社債	1,584	143	1,579	124	3,163	267
アセット・バック証券	159	11	494	43	653	54
満期保有目的負債証券合計	\$2,106	\$184	\$17,756	\$658	\$19,862	\$842
2009年12月31日						
満期保有目的負債証券						
モーゲージ・バック証券	\$ —	\$ —	\$16,923	\$ 690	\$16,923	\$ 690
州および市証券	755	79	713	34	1,468	113
社債	—	—	1,519	182	1,519	182
アセット・バック証券	348	18	5,460	478	5,808	496
満期保有目的負債証券合計	\$1,103	\$ 97	\$24,615	\$1,384	\$25,718	\$1,481

上記の表に表示されている未認識粗損失からは、2010年および2009年12月31日現在における売却可能投資から満期保有目的負債証券への組替えに関連してAOCIに計上された未実現粗損失、それぞれ50億ドルおよび76億ドルが除かれています。2010年および2009年12月31日現在、これらの未実現

損失のほとんどすべてが負債証券に関連しており、12ヶ月以上にわたって損失が計上されています。

次表は、2010年および2009年12月31日現在の満期保有目的負債証券の簿価および公正価値を契約満期日別に示したものです。

(単位：百万ドル)

	2010年12月31日		2009年12月31日	
	簿価	公正価値	簿価	公正価値
モーゲージ・バック証券				
1年以内	\$ 21	\$ 23	\$ 1	\$ 1
1年超5年以内	321	309	466	385
5年超10年以内	493	434	697	605
10年超 ⁽¹⁾	17,664	18,517	24,337	25,589
合計	\$18,499	\$19,283	\$25,501	\$26,580
州および市証券				
1年以内	\$ 12	\$ 12	\$ 6	\$ 6
1年超5年以内	55	55	53	79
5年超10年以内	86	85	99	99
10年超 ⁽¹⁾	2,243	2,151	2,762	2,715
合計	\$ 2,396	\$ 2,303	\$ 2,920	\$ 2,899
その他すべて⁽²⁾				
1年以内	\$ 351	\$ 357	\$ 4,652	\$ 4,875
1年超5年以内	1,344	1,621	3,795	3,858
5年超10年以内	4,885	4,765	6,240	6,526
10年超 ⁽¹⁾	1,632	1,652	8,419	8,260
合計	\$ 8,212	\$ 8,395	\$23,106	\$23,519
満期保有目的負債証券合計	\$29,107	\$29,981	\$51,527	\$52,998

(1) 満期のない投資は契約満期10年超に含まれます。実際の満期は、償還権または期前返済権の有無によって異なる可能性があります。

(2) 社債およびアセット・バック証券を含みます。

一時的でない減損に関する投資の評価

当社は、減損が一時的か否かを評価するために、未実現損失が発生しているすべての有価証券を定期的に見直し、その結果を文書化しています。2009年1月1日まで、当該見直しはFASB職員意見書FAS第115-1号「一時的でない減損の意味および特定の投資に対するその適用」（現在はASC320-10-35「投資－負債及び持分証券－その後の測定」に組み込まれています。）に従って実施されており、一時的でない判断された未実現損失は、連結損益計算書に直接計上されていました。2009年1月1日、当社はFSP FAS115-2号およびFAS124-2号（現在はASC320-10-35-34「投資－負債及び持分証券：一時的でない減損の認識」に組み込まれています。）を適用しました。当該ガイダンスは、負債証券の減損モデルを改訂しており、持分有価証券の減損モデルへの影響はありませんでした。

負債証券に関する新しいガイダンスに基づき、当社が売却を意図しているか、あるいは償却原価が回復する前に売却を必要とされる可能性が50%超であると当社が考えている負債証券に関する一時的でない減損（以下「OTTI」といいます。）は、損益に認識されます。当社が売却を意図していないか、あるいは売却を必要とされないと予想される有価証券に関しては、信用関連の減損は損益に認識され、信用関連以外の減損はAOCIに計上されます。

個別の有価証券の現在の公正価値がその償却原価を下回る場合には、未実現損失が存在します。売却可能有価証券に関して、本質的に一時的であると判断される未実現損失は、税引後の金額でAOCIに計上され、満期保有目的有価証券に関する未実現損失は、これらの投資が償却原価で計上されているため、AOCIには計上されません。トレーディング勘定資産からHTMに振り替えられた負債証券の償却原価は、振替日の当該証券の公正価値に調整収益を加えた金額から振替後に損益に計上された減損を差し引いたものと定義されています。AFSからHTMに振り替えられた負債証券の償却原価は、当初購入原価に購入時のディスカウントまたはプレミアムの調整額または償却額を加減算した金額から、振替後に損益に計上された減損を差し引いたものと定義されています。

当該証券の分類が、AFSであるか、またはHTMであるかに関らず、当社は減損について、各ポジションを評価しています。

減損が一時的かどうかを判断する際に考慮される項目は以下のとおりです。

- ・ 公正価値が原価を下回っている期間と程度
- ・ 減損の重大性
- ・ 減損の原因および発行体の財務状況と短期的な見通し
- ・ 信用状態の悪化を示唆する発行体の市場における活動
- ・ 価値が回復すると見込まれる期間まで投資を当社が保有する能力と意思

当社が、減損について評価する際に考慮する一般的な項目は以下のとおりです。

- ・ 減損の兆候がある投資の把握と評価
- ・ 公正価値が償却原価を下回っている投資の個別分析（未実現損失が生じている期間および回復までの予想期間の検討を含みます。）
- ・ 証拠についての討議（個別の投資に一時的ではない減損が生じていることの裏付けとなる要素あるいは要因および一時的ではない減損の根拠とはならない要素あるいは要因の評価を含みます。）
- ・ 事業方針に基づいて要求されるこれらの分析結果の文書化

持分有価証券について、経営陣は、原価まで回復が見込まれる期間にわたって各証券を保有する意思および能力を含む上記のさまざまな要素を考慮しています。経営陣がそうした意思および能力を有していない場合、当該証券の公正価値の下落は一時的でない下落とみなされ、損益に計上されます。一時的でない減損が認められる売却可能持分有価証券は、公正価値まで評価減され、公正価値と原価との差額は全額、損益に計上されます。

信用の減損が認められない負債証券の場合、経営陣は、償却原価までの回復予想よりも前に投資を売却する意思があるか、または投資の売却が必要とされる可能性が50%を超えるか否かについての評価を行います。ほとんどの場合、経営陣は、償却原価の回復よりも前に投資を売却する意思はなく、投資の売却が必要とされる可能性は低いと判断しています。そうした判断が下されない場合、当該証券の公正価値の下落は一時的でない下落とみなされ、損益に計上されます。

負債証券のOTTIの評価にあたっての重要な要素は、信用の減損が認められる負債証券を特定することです。経営陣が当該負債証券の償却原価の全額を回収するのに十分なキャッシュ・フローを受け取ることができないと予想している場合に当該特定が行われます。AFSに分類された買入有価証券について、取得時にすべての元本および利息キャッシュ・フローの受領が見込まれる場合、この分析では契約上の元本および利息の全額を受け取る可能性を考慮します。2008年第4四半期にトレーディングのカテゴリーから組み替えられた有価証券については、この分析において、2008年第4四半期の組替日現在の元本および利息の予想キャッシュ・フローを受け取る可能性を考慮しています。公正価値またはその他の特性が保証される証券に対する当社の分析範囲は、信用の質および分析で使用される仮定に対するストレスの面で改良されています。以下のパラグラフには、2010年12月31日現在で最も重要な未実現損失を有する有価証券の種類ごとに、信用の減損を特定するための当社のプロセスが記載されています。

モーゲージ・バック証券

米国のモーゲージ・バック証券（ならびに特に償却原価に対する割合として著しい未実現損失を有しているAlt-Aおよびその他モーゲージ・バック証券）については、対象となる住宅抵当貸付に係るキャッシュ・フローを見積るためのキャッシュ・フロー・モデルを使用して、信用の減損が評価されていますが、当該モデルには当該証券特有の担保および取引構造が勘案されています。当該モデルは、取引構造ならびにその構造内に存在する順位および信用強化を考慮して、対象となる住宅抵当貸付に係るキャッシュ・フローの見積りを行い、それらのキャッシュ・フローを証券の様々なトランシェに分配するものです。当該キャッシュ・フロー・モデルは、当期中のモーゲージ・バック証券の実際のキャッシュ・フローを取り込み、数多くの仮定（担保権実行不動産に関する債務不履行率、期前返済率および回収率を含みます。）を用いて残存キャッシュ・フローを予測します。

経営陣は、可能な限り数多くの市場データを用いて具体的な仮定を行っており、これらの仮定には内部的な見積りならびに外部格付機関および第三者機関が公表した見積りが含まれます。債務不履行率は、現在対象となっている抵当貸付の実績を考慮することによって予想され、一般に、(1)現在の貸付の10%、(2)延滞期間が30日から59日までの貸付の25%、(3)延滞期間が60日から90日までの貸付の70%、(4)延滞期間が91日以上での貸付の100%の債務不履行が仮定されています。これらの見積りは、当該証券の全期間にわたる債務不履行率を見積るためのデフォルト・タイミング・カーブに沿って推定されています。その他の仮定は、実際の担保の属性（地理的集中、格付機関による損失予測、格付および現在の市場価格を含みます。）を考慮するために使用されます。

2010年12月31日現在、モーゲージ・バック証券の基礎となる重要な仮定は、次表のとおりです。

	<u>2010年12月31日</u>
期前返済率 ⁽¹⁾	3% ~ 8% CRR
損失の重大性 ⁽²⁾	45% ~ 85%
失業率	9.8%

(1) 条件付返済率（以下「CRR」といいます。）は、一定期間におけるモーゲージ・バック証券の元本の予想される任意期前返済率（年率）を表しています。

(2) 損失の重大性は、担保の特性を考慮し通常、プライム債の45%から60%、Alt-A債の50%から85%およびサブプライム債の65%から85%の範囲として見積られています。

2010年12月31日現在の評価では、米国の住宅価格が2011年に1.2%、2012年に1.8%、2013年以降は毎年3%ずつ上昇すると仮定されています。

さらにキャッシュ・フロー予測は、よりストレスのかかるパラメータを使用して作成されており、経営陣は当該証券の償却原価の回収が予想可能かどうかを評価するために、それらのストレス・テストの結果（示唆されている現金不足の重大性および対象となる債券プールの特徴および実績に基づき実際に発生しているストレス・シナリオが顕在化する見込みを含みます。）を評価しています。キャッシュ・フロー予測により、当社が償却原価を回収できないことが示唆される場合、当社は見積信用損失を損益に計上します。

州および市証券

シティグループの売却可能な州および市証券は、主にテンダー・オプション・ボンド・プログラムを通じて資金調達されている債券で構成されています。当該プログラムによる債券および過去に資金調達されている債券に関する信用の減損を特定するプロセスは、主に第三者による信用格付けに基づいています。個別の債券ポジションは、最低格付要件を満たす必要があり、最低格付要件は債券発行者のセクターごとに異なっています。

シティグループは債券発行者および保険会社の格付けを日次で監視しています。保険を考慮しない平均ポートフォリオ格付けは、Aa3/AA-です。Aa3/AA-を下回る債券の格下げが発生した場合、対象となる債券の契約上の元本および利息の潜在的な不足額に関して具体的に見直されます。シティグループは、テンダー・オプション・ボンド・プログラムの一部として保有している債券また過去に保有していた債券に係る信用の減損を計上していません。

残りのシティグループの売却可能な州および市証券の信用損失については、商品特有のキャッシュ・フローの見積り、債務不履行の可能性および不履行による損失に基づいて具体的に見直されます。

シティグループは償却原価の回復よりも前に売却可能な州および市証券を売却する意思はなく、償却原価の回復よりも前に州および市証券の売却は必要とされないと予想しているため、売却可能な州および市証券ポートフォリオに関連した未実現損失（信用関連損失以外）は、引き続きAOCIとして分類され、一時的でない減損として損益に組み替えられることはありません。

OTTIの認識および測定

次表は2010年12月31日に終了した12ヶ月に認識されたOTTI総額を表しています。

投資に係るOTTI (単位：百万ドル)	2010年12月31日に終了した事業年度		
	AFS	HTM	合計
当社が売却を意図しておらず、売却を必要とされる可能性も低い有価証券に関連する減損損失：			
2010年12月31日に終了した事業年度に認識されたOTTI損失合計	\$298	\$855	\$1,153
控除：AOCIに認識されたOTTI損失（税引前）	36	48	84
当社が売却を意図しておらず、売却を必要とされる可能性も低い有価証券に関して損益に認識された正味減損損失	\$262	\$807	\$1,069
当社が売却を意図しているか、あるいは価値が回復する前に売却を必要とされる可能性が50%超である有価証券に関して損益に認識されたOTTI損失	342	—	342
損益に認識された減損損失総額	\$604	\$807	\$1,411

次表は、当社に売却する意思がなく、売却を必要とされる可能性が低い売却可能および満期保有目的負債証券のうち、2010年12月31日現在において保有しているものに関して、損益に認識された信用関連の減損の12ヶ月間のロールフォワードを示しています。

	損益に認識されたOTTI信用損失累計額				2010年 12月31日現在 残高
	2009年 12月31日現在 残高	過年度に減損が 認められていな い有価証券に関 して損益に認識 された信用の 減損	過年度に減損 が認められた 有価証券に関 して損益に認 識された信用 の減損	信用の減損が 計上された有 価証券の売却 または償還に よる減少額	
(単位：百万ドル)					
売却可能負債証券					
モーゲージ・バック証券					
プライム	\$ 242	\$ 12	\$ 38	\$—	\$ 292
Alt-A	1	1	—	—	2
商業用不動産	2	—	—	—	2
モーゲージ・バック証券 合計	\$ 245	\$ 13	\$ 38	\$—	\$ 296
州および市証券	—	3	—	—	3
米国財務省証券	—	48	—	—	48
外国政府証券	20	139	—	—	159
社債	137	12	5	—	154
アセット・バック証券	9	1	—	—	10
その他負債証券	49	3	—	—	52
売却可能負債証券に関して 認識されたOTTI信用損失 合計	\$ 460	\$219	\$ 43	\$—	\$ 722
満期保有目的負債証券					
モーゲージ・バック証券					
プライム	\$ 170	\$134	\$ 4	\$—	\$ 308
Alt-A	2,569	381	199	—	3,149
サブプライム	210	1	21	—	232
米国外の住宅証券	96	—	—	—	96
商業用不動産	9	1	—	—	10
モーゲージ・バック証券 合計	\$3,054	\$517	\$224	\$—	\$3,795
州および市証券	7	—	—	—	7
社債	351	—	—	—	351
アセット・バック証券	48	46	19	—	113
その他負債証券	4	—	1	—	5
満期保有目的負債証券に関 して認識されたOTTI信用 損失合計	\$3,464	\$563	\$244	\$—	\$4,271

受益証券1口当たり純資産価値を算出するオルタナティブ投資ファンドへの投資

当社は、ヘッジファンド、プライベート・エクイティ・ファンド、ファンド・オブ・ファンズおよび不動産ファンドなどの受益証券1口当たり純資産価値（以下「NAV」といいます。）を算出する特定のオルタナティブ投資ファンドへの投資を保有しています。当社の投資には、当社が管理しているファンドへの共同投資および第三者が管理しているファンドへの投資の両方が含まれています。ファンドへの投資は通常、公正価値で計上される市場性のない持分有価証券として分類されています。

これらの投資の公正価値は、当社がNAV以外の価格で投資を売却する可能性がない場合、当該ファンドにおける当社の保有持分の受益証券1口当たりNAVを用いて見積もられています。

(単位：百万ドル、2010年12月31日現在)	公正価値	未実行コミットメント	解約頻度 (現在適格である場合) 月次、四半期 毎、1年毎	解約通知期間
ヘッジファンド	\$ 946	\$ 9		10から95日
プライベート・エクイティ・ファンド ^{(1), (2)}	3,405	2,667	—	—
不動産ファンド ⁽³⁾	357	164	—	—
合計	\$4,708⁽⁴⁾	\$2,840	—	—

- (1) 取得原価で計上されるプライベート・エクイティ・ファンドへの投資の簿価220百万ドルを含みます。
- (2) プライベート・エクイティ・ファンドには、インフラ投資、レバレッジド・バイアウト取引、新興市場およびベンチャーキャピタルへ投資するファンドが含まれます。
- (3) 当該カテゴリーには、主として米国、ヨーロッパおよびアジアの商業用不動産へ投資する複数の不動産ファンドが含まれています。これらの投資は当該ファンドから直接償還することはできません。各ファンドからの分配金は、当該ファンドの投資先（ファンドの裏付けとなる資産）が売却される際に受領されます。当該ファンドの裏付けとなる資産は、市場の状況に応じて、数年間にわたって売却されることが予測されます。当該ポートフォリオ内の資産が売却される可能性はあっても、具体的な売却対象資産は特定されません。投資が売却されることが確実でないため投資の公正価値は、パートナーの資本における当社の所有持分に対応したNAVを用いて見積もられています。標準的な解約頻度も必要な解約通知期間も設定されておりません。投資先ファンドのマネージメントは、投資の売却が完了する前に売却先を承認しなければなりません。
- (4) 上記の投資の公正価値合計には、第三者の資産運用会社によって提供されたNAVを使用して評価されたファンド22億ドルが含まれます。

16. 貸出金

シティグループの貸出金は、個人向けおよび法人向けの2つのカテゴリーに分けて報告されています。これらのカテゴリーは貸出金を管理するセグメントおよびサブセグメントに従って分類されています。

個人向け貸出金

個人向け貸出金は、主として、地域別個人向け銀行業務および地域別個人向け融資業務によって管理されている貸出金およびリースを表しています。次表は、貸出金の種類別の情報を示したものです。

(単位：百万ドル、年度末)	2010年	2009年
個人向け貸出金		
米国内店		
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	\$151,469	\$183,842
割賦、リボルビング信用およびその他	28,291	58,099
カード ⁽²⁾	122,384	28,951
商工業貸出金	5,021	5,640
リース金融	2	11
	<u>\$307,167</u>	<u>\$276,543</u>
米国外店		
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽¹⁾	\$ 52,175	\$ 47,297
割賦、リボルビング信用およびその他	38,024	42,805
カード	40,948	41,493
商工業貸出金	18,584	14,780
リース金融	665	331
	<u>\$150,396</u>	<u>\$146,706</u>
個人向け貸出金合計	\$457,563	\$423,249
前受収益	69	808
個人向け貸出金（前受収益控除後）	\$457,632	\$424,057

(1) 主として不動産により担保される貸出金をいいます。

(2) 2010年には、シティのSFAS第167号の適用に関連する連結事業体の影響が含まれています。

シティグループは、個人向け貸出金ポートフォリオに関連した主要なリスクを監視、評価および管理するための包括的なリスク管理プロセスを有しています。上記の貸出金に関する表には、追加的な信用関連の課題を考慮する必要のある貸付商品が含まれています。そうした貸付商品には、例えば市場金利を下回る金利が設定されているクレジットカード、およびインタレスト・オンリー・ローンなどがあります。ただし、これらの商品はシティグループの財政状態において重要なものではなく、これらの固有リスクの増加を軽減する信用管理を通じて、厳密に管理されています。

信用の質に関する指標は、積極的に監視されており、以下が含まれます。

貸出金の延滞状況

貸出金の延滞状況は、注意深く監視されており、信用の質に関する重要な指標とみなされています。米国においては、実質的にすべての第1順位抵当貸付に関して、支払延滞を報告する方法とし

て、MBA手法が用いられています。MBA手法では、その貸出金の次の支払期限日の直前の日までに月次の支払が受領されていない場合、貸出金の支払が延滞しているとみなします。その他の貸出金の延滞報告にはすべてOTS手法が用いられます。OTS手法では、翌月の支払期限日の営業終了までに月次の支払が受領されていない場合、貸出金の支払が延滞しているとみなします。一般的な規定として、第1順位および第2順位抵当貸付および割賦貸出金については、契約上、返済が90日延滞している場合に未収利息非計上貸出金に分類されます。クレジットカードおよび無担保のリボルビングローンの場合、一般的に返済が180日延滞するまで、未収利息を計上します。商業市場貸出金は、実績および将来的な貸出金の全額回収の可能性に関する評価に基づいて、利息または元本の支払に疑念があると判断された場合、あるいは利息または元本の支払が90日間延滞している場合には、現金主義（未収利息非計上）貸出金として計上されます。

次表は、2010年12月31日現在のシティグループの個人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細について示したものです。

2010年12月31日現在の個人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

(単位：百万ドル)	30日から 89日延滞 ⁽¹⁾	90日以上 延滞 ⁽²⁾	90日間延滞 で未収利息 を計上して いるもの ⁽³⁾	未収利息 非計上貸 出金合計	流動資産 合計 ^{(4) (5)}	貸出金合計 ⁽⁶⁾
<i>北米内店</i>						
第1順位抵当貸付	\$ 4,809	\$ 5,937	\$ 5,405	\$ 5,979	\$ 81,105	\$ 98,854
ホーム・エクイティ・ローン ⁽⁶⁾	639	1,010	—	972	44,306	45,955
クレジットカード	3,290	3,207	3,207	—	117,496	123,993
割賦およびその他	1,500	1,126	344	1,014	29,665	32,291
商業市場貸出金	172	157	—	574	9,952	10,281
合計	\$10,410	\$11,437	\$8,956	\$8,539	\$282,524	\$311,374
<i>北米外店</i>						
第1順位抵当貸付	\$ 657	\$ 573	\$ —	\$ 774	\$ 41,852	\$ 43,082
ホーム・エクイティ・ローン ⁽⁶⁾	2	4	—	6	188	194
クレジットカード	1,116	974	409	564	40,806	42,896
割賦およびその他	823	291	41	635	30,790	31,904
商業市場貸出金	61	186	1	278	27,935	28,182
合計	\$ 2,659	\$ 2,028	\$ 451	\$ 2,257	\$141,571	\$146,258

(1) 米国政府機関が保証している第1順位抵当貸付16億ドルを除きます。

(2) 米国政府機関が保証している第1順位抵当貸付54億ドルを除きます。

(3) 割賦およびその他の残高は、主に連邦家族教育ローン計画の下で米国政府機関が発行した学生ローン

(4) 延滞期間が30日未満の貸出金は、流動資産とみなされます。

(5) 公正価値で計上されている、第1位抵当貸付17億ドルを含みます。

(6) 固定金利ホーム・エクイティ・ローンおよび通常は劣後順位であるホーム・エクイティ与信枠による融資実行残高

個人向けクレジット・スコア (以下「FICO」といいます。)

米国においては、独立した信用機関が個人の信用履歴に基づき個人の想定借入に対するリスクの格付けを行い、各個人にクレジット・スコアを割り当てています。これらのスコアは、米国で用いられるほとんどの信用機関のスコアがフェア・アイザック コーポレーションが開発したソフトウェ

アによって作成されていることから、「FICOスコア」と呼ばれることがあります。スコアの範囲は、最高850（高い信用の質を示しています。）から300までです。これらのスコアは個人の信用関連行動（例：ローンの借入、不払いまたは支払遅延等）に基づいて信用機関によって継続的に更新されます。次表は、2010年12月31日現在のシティの米国における個人向け貸出金ポートフォリオに帰属するFICOスコアの詳細を示したものです（商業市場貸出金は法人ベースであり、FICOスコアが信用評価の主たる媒体ではないことから、次表に含まれていないことに注意してください。）FICOスコアは、当該ポートフォリオの実質的にすべてが月次、あるいは四半期ごとに更新されています。

米国ポートフォリオにおけるFICOスコアの分布 (1)(2)	2010年12月31日		
	FICO		
	620未満	620以上660未満	660以上
第1順位抵当貸付	\$24,794	\$ 9,095	\$ 50,589
ホーム・エクイティ・ローン	7,531	3,413	33,363
クレジットカード	18,341	12,592	88,332
割賦およびその他	11,320	3,760	10,743
合計	\$61,986	\$28,860	\$183,027

(1) 米国政府機関により保証されている貸出金、LTSCの対象となる貸出金、および公正価値で計上された貸出金を除きます。

(2) FICOスコアが入手できなかった場合の残高を除きます。これらの金額は重要ではありません。

住宅抵当貸付における不動産価値に占める貸付金の割合

不動産価値に占める貸付率の比率（以下「LTV」といいます。）比率は、米国の住宅抵当貸付に関する重要な信用指標です。これらの比率（貸付残高を評価額で除して計算します。）は、貸出金実行時に算定され、市場価格データを適用して更新されます。次表は、2010年12月31日現在のシティの米国の抵当貸付ポートフォリオに帰属するLTV比率の詳細を示したものです。LTVは、入手可能な場合には主要都市の統計別エリアレベルで、入手可能でない場合には州レベルで、適用された当該ポートフォリオの実質的にすべてに対して、入手可能な直近のコアロジックHPIデータを用いて、月次で更新されています。当該ポートフォリオの残りの分については、連邦住宅公社監督局の指標を用いて、同様の方法で更新されています。

米国ポートフォリオにおけるLTV比率の分布(1)(2) (単位：百万ドル)	LTV		
	80%以下	80%超100%以下	100%超
第1順位抵当貸付	\$32,408	\$25,311	\$26,636
ホーム・エクイティ・ローン	12,698	10,940	20,670
合計	\$45,106	\$36,251	\$47,306

(1) 米国政府機関により保証されている貸出金、LTSCの対象となる貸出金、および公正価値で計上された貸出金を除きます。

(2) LTVが入手できなかった場合の残高を除きます。これらの金額は重要ではありません。

減損個人向け貸出金

減損貸出金とは、貸出条件どおりに回収できる可能性が低いとシティグループが判断した貸出金

を指します。減損個人向け貸出金には、未収利息非計上商業市場貸出金、ならびに借り手の財政困難により貸出条件が変更されたものおよびシティグループが借り手に猶予を与えた小口で均質な債権が含まれます。これらの条件の変更は、減損貸出金の金利の引き下げおよび/または元本返済免除を含む場合があります。個人向け貸出金には、貸出条件が変更されておらず未収利息が計上されていない小口で均質な債権、ならびにシティの短期（12ヶ月以下の期間）貸出条件変更プログラムに従って貸出条件が変更された貸出金の実質的にすべてが含まれていません。2010年12月31日現在、これらの短期プログラムに含まれていた貸出金は57億ドルでした。

減損個人向け貸出金の評価性引当金は、必要に応じて、貸出金の約定実効金利で割り引いた予測将来キャッシュ・フローの現在価値、貸出金の流通市場での時価および担保の処分費用控除後の公正価値といったすべての利用可能な証拠を考慮し、ASC310-10-35に従って決定されています。

次表は、2010年および2009年12月31日現在および同日に終了する期間における減損個人向け貸出金合計に関する情報について、それぞれ示したものです。

減損個人向け貸出金

(単位：百万ドル)	2010年12月31日現在および同日に終了した期間					2009年 12月31日
	投資計上額 (1) (2)	元本残高	関連する個別引当金 ⁽³⁾	平均簿価 ⁽⁴⁾	受取利息計上額	投資計上額 (1)
抵当貸付および不動産貸出金						\$10,629
第1順位抵当貸付	\$16,225	\$17,287	\$2,783	\$13,606	\$862	
ホーム・エクイティ・ローン	1,205	1,256	393	1,010	40	
クレジットカード	5,906	5,906	3,237	5,314	131	2,453
割賦およびその他						3,853
個人向け割賦およびその他	3,286	3,348	1,172	3,627	393	
商業市場貸出金	706	934	145	909	26	
合計 ⁽⁵⁾	\$27,328	\$28,731	\$7,730	\$24,466	\$1,452	\$16,935

(単位：百万ドル)	12月31日現在および同日に終了した期間	
	2009年	2008年
平均簿価 ⁽⁴⁾	\$14,049	\$5,266
受取利息計上額	792	276

- (1) 減損個人向け貸出金の投資計上額には、未収クレジットカード利息が含まれ、正味繰延貸出金手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額ならびに直接評価減は除かれます。
- (2) 第1順位抵当貸付1,050百万ドル、ホーム・エクイティ・ローン6百万ドルおよび商業市場貸出金323百万ドルには個別引当金が設定されていません。
- (3) 貸倒引当金の中に含まれています。
- (4) 平均簿価には、関連する個別引当金を含みません。
- (5) 2008年以前において、当社の財務会計システムは、小口で均質な個人向け減損貸出金を別個に追跡していませんでした。当該貸出金の条件は、借り手の財政困難および借り手に対して猶予が与えられたことにより、変更されました。2008年1月1日以降に貸出条件が変更された小口の個人向け貸出金は、2010年および2009年12月31日において、それぞれ266億ドルおよび159億ドルでした。ただし、当社のリスク管理システムから得られる情報によれば、そうした条件変更後の貸出金の残高は、2008年以前に条件変更されたものも含め、2010年および2009年12月31日現在、それぞれ約282億ドルおよび181億ドルでした。

法人向け貸出金

法人向け貸出金はICGまたは特別資産プールによって管理されている貸出金およびリースを表しています。次表は、法人向け貸出金の種類別の情報を示したものです。

(単位：百万ドル、年度末)	2010年	2009年
法人向け		
米国内店		
商工業貸出金	\$ 14,334	\$ 15,614
金融機関貸出金 ⁽¹⁾	29,813	6,947
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽²⁾	19,693	22,560
割賦、リボルビング信用およびその他 ⁽³⁾	12,640	17,737
リース金融	1,413	1,297
	\$ 77,893	\$ 64,155
米国外店		
商工業貸出金	\$ 69,718	\$ 66,747
割賦、リボルビング信用およびその他 ⁽³⁾	11,829	9,683
抵当貸付および不動産貸出金 ⁽²⁾	5,899	9,779
金融機関貸出金	22,620	15,113
リース金融	531	1,295
政府および公共機関貸出金	3,644	2,949
	\$114,241	\$105,566
法人向け貸出金合計	\$192,134	\$169,721
正味前受収益	(972)	(2,274)
法人向け貸出金（前受収益控除後）	\$191,162	\$167,447

(1) 2010年には、シティのSFAS第167号の適用に関連する連結事業体の影響が含まれています。

(2) 主として不動産によって担保されている貸出金

(3) 別個に区分されていない貸出金を含みます。

法人向け貸出金は、実績および貸出金を将来全額回収できる可能性に関する評価に基づいて、利息または元本の支払に疑念があると判断された場合、あるいは利息または元本の支払が90日間延滞している場合には、十分な担保が付されており回収手続きに入っている場合を除き、減損しているとみなされ、現金主義（未収利息非計上）貸出金として計上されます。減損法人向け貸出金およびリースの未収利息は、90日で戻入れられて、当期損益に対して費用計上されます。その後は、利息は実際に現金で受領した分についてのみ、損益に計上されます。元本の最終的な回収可能性に疑念があるときは、すべての現金受領額は、当該貸出金の投資計上額の減額に充当されます。法人向け貸出金は、通常、内部で割り当てられたリスク格付け（詳細については下記を参照してください。）に基づいて管理されていますが、次表は2010年12月31日現在の法人向け貸出金の種類別の延滞状況に関する情報を示しています。

2010年12月31日現在の法人向け貸出金の延滞状況および未収利息非計上貸出金の詳細

(単位：百万ドル)	30日から 89日延滞 および未収 利息計上 ⁽¹⁾	90日以上 延滞および 未収利息 計上 ⁽¹⁾	延滞および 未収利息 計上額合計	未収利息 非計上 合計 ⁽²⁾	流動資産 合計 ⁽³⁾	貸出金合計
商工業貸出金	\$ 94	\$ 39	\$133	\$5,125	\$ 76,862	\$ 82,120
金融機関貸出金	2	—	2	1,258	50,648	51,908
抵当貸付および不動産貸出金	376	20	396	1,782	22,892	25,070
リース債権	9	—	9	45	1,890	1,944
その他	100	52	152	400	26,941	27,493
貸出金の公正価値						2,627
合計	\$581	\$111	\$692	\$8,610	\$179,233	\$191,162

(1) 90日超延滞している法人向け貸出金は、通常、未収利息非計上貸出金に分類されます。

(2) シティは通常、法人向け貸出金を延滞状況に基づいて管理していません。未収利息非計上貸出金には全般的に、90日以上延滞している貸出金またはシティが実績および貸出金を将来全額回収できる可能性に関する評価に基づいて、利息または元本の支払に疑念があると判断した貸出金が含まれます。

(3) 延滞期間が30日未満の貸出金は、流動資産とみなされます。

シティグループは、法人向け貸出金ポートフォリオに関連した主なリスクを監視、評価および管理するための包括的なリスク管理プロセスを有しています。シティは、リスク管理プロセスの一環として、法人向け貸出金に対してリスク格付けを割り当てています。これらのリスク格付けは、最低、年1回見直されます。この格付けスケールは通常、S&Pおよびムーディーズが定義した格付けに対応しています。当該リスク格付けに基づく投資適格融資枠は通常、信用力の明らかな脆弱性を示していることはなく、投資非適格融資枠は通常、広範囲にわたる債務者の信用力の悪化や事業、財政状態もしくはその他の経済状態の悪化に対する脆弱性を示しています。

次表は、2010年12月31日現在における法人向け貸出金の信用の質に関する情報を示すものです。

2010年12月31日現在の法人向け貸出金の信用の質に関する指標

(単位：百万ドル)	貸出による投資 計上額 ⁽¹⁾
投資適格⁽²⁾	
商工業貸出金	\$ 51,042
金融機関貸出金	47,310
抵当貸付および不動産貸出金	8,119
リース債権	1,204
その他	21,844
投資適格合計	\$129,519
投資非適格⁽²⁾	
未収利息計上	
商工業貸出金	\$ 25,992
金融機関貸出金	3,412
抵当貸付および不動産貸出金	3,329
リース債権	695
その他	4,316
未収利息非計上	
商工業貸出金	5,125
金融機関貸出金	1,258
抵当貸付および不動産貸出金	1,782
リース債権	45
その他	400
投資非適格合計	\$ 46,354
延滞基準に基づき管理されているプライベート・バンキング貸出金⁽²⁾	\$ 12,662
貸出金の公正価値	2,627
法人向け貸出金（前受収益控除後）	\$191,162

(1) 貸出金の投資計上額には、未収利息、正味繰延貸出金手数料および費用、プレミアムまたはディスカウントの未償却額ならびに直接評価減が含まれます。

(2) 償却原価ベースで会計処理された満期保有目的投資貸出金。

減損とみなされ、未収利息非計上貸出金となっている法人向け貸出金およびリース債権は、元本が回収不能と判断される金額について減額されます。担保の売却以外に利用可能で確実な弁済原資がない場合、減損した有担保貸出金およびリース債権は、原価と担保価値の低い方まで減額されます。現金主義貸出金は、すべての約定元本と利息の弁済が合理的に保証され、かつ契約条件に従って弁済が継続的に履行されている場合、未収利息計上貸出金に戻されます。

次表は、2009年および2010年12月31日現在および同日に終了した期間の法人向け貸出金の種類別の未収利息非計上貸出金に関する情報を示しています。

未収利息非計上法人向け貸出金

(単位：百万ドル)	2010年12月31日現在および同日に終了した期間					2009年 12月31日
	投資計上額 (1)	元本残高	関連する個 別引当金	平均簿価 ⁽²⁾	受取利息 計上額	投資計上額 (1)
未収利息非計上法人向け貸出金						
商工業貸出金	\$5,125	\$ 8,021	\$ 843	\$ 6,016	\$28	\$ 6,347
金融機関貸出金	1,258	1,835	259	883	1	1,794
抵当貸付および不動産貸出金	1,782	2,328	369	2,474	7	4,051
リース金融	45	71	—	55	4	—
その他	400	948	218	1,205	25	1,287
未収利息非計上法人向け貸出金 合計	\$8,610	\$13,203	\$1,689	\$10,633	\$65	\$13,479

(単位：百万ドル)	12月31日現在および 同日に終了した期間	
	2009年	2008年
平均簿価 ⁽²⁾	\$12,990	\$4,157
受取利息計上額	21	49

(単位：百万ドル)	2010年12月31日		2009年12月31日	
	投資計上額 ⁽¹⁾	関連する 個別引当金	投資計上額 ⁽¹⁾	関連する 個別引当金
評価性引当金が設定されてい る未収利息非計上法人向け貸 出金				
商工業貸出金	\$4,257	\$ 843		
金融機関貸出金	818	259		
抵当貸付および不動産貸出金	1,008	369		
リース金融	—	—		
その他	241	218		
個別引当金が設定されてい る未収利息非計上法人向け貸 出金合計	\$6,324	\$1,689	\$8,578	\$2,480
個別引当金が設定されていな い未収利息非計上法人向け貸 出金				
商工業貸出金	\$ 868			
金融機関貸出金	440			
抵当貸付および不動産貸出金	774			
リース金融	45			
その他	159			
個別引当金が設定されていな い未収利息非計上法人向け貸 出金合計	\$2,286	N/A	\$4,901	N/A

(1) 貸出金の投資計上額には、未収利息、正味繰延貸出金手数料および費用、プレミアムまたはディスカントの未償却額ならびに直接評価減が含まれます。

(2) 平均簿価には関連する特定の引当金は含まれません。

N/A 該当なし

上記の法人向けおよび個人向け貸出金に関する表には、貸出が実行されてからシティグループが取得するまでの期間に信用の質が著しく低下したことを示す証拠が存在する不良債権の取得が含まれています。SOP第03-3号に基づき、これらの貸出金の予測キャッシュ・フロー合計額と当初投資計上額の差異は、一定利回りを用いて、貸出金の貸出期間にわたり損益計上されています。したがって、当該貸出金は、上記の減損貸出金に関する情報からは除外されています。さらにSOP第03-3号により、取得した不良債権の予測キャッシュ・フローが取得後に減少した場合には、当該貸出金の利回りを一定に維持するために、引当金を設定することが求められています。ただし、予測キャッシュ・フローが増加した場合は、まずそれまでに計上された引当金残高の減少を認識し、残りは貸出金の一定利回りを引き上げることにより、貸出金の残存期間にわたって将来に向かって収益として認識します。取得した不良債権の予測キャッシュ・フローが信頼性をもって見積ることができない場合には、回収原価法に基づいて会計処理されます。

2010年12月31日現在の取得した不良債権のポートフォリオの簿価は392百万ドル（77百万ドルの引当金控除後）でした。

2010年度の利回り調整額、関連する引当金および利回り調整額控除後の簿価の変動は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	利回り調整額	貸出金の簿価	引当金
期首残高	\$ 27	\$920	\$95
取得 ⁽¹⁾	1	130	—
処分／返済	(11)	(594)	—
利回り調整	(44)	44	—
引当金の設定(減少)	128	—	(18)
予想キャッシュ・フローの増加	(2)	19	—
外国為替／その他	17	(50)	—
2010年12月31日現在残高⁽²⁾	\$116	\$469	\$77

(1) 「貸出金の簿価」の金額は、利息法に基づいて会計処理された取得した貸出金130百万ドルおよび回収原価法に基づいて会計処理された0百万ドルから構成されています。これらの残高は、取得日現在の貸出金の公正価値を示しています。利息法による貸出金の取得日現在の予測キャッシュ・フロー合計額は131百万ドルでした。

(2) 「貸出金の簿価」の残高は、利息法に基づいて会計処理された貸出金315百万ドルおよび回収原価法に基づいて会計処理された154百万ドルから構成されています。

17. 貸倒引当金

(単位：百万ドル)	2010年	2009年	2008年
貸倒引当金期首残高	\$ 36,033	\$ 29,616	\$ 16,117
貸倒損失総額	(34,491)	(32,784)	(20,760)
回収総額	3,632	2,043	1,749
正味貸倒（損失）回収（以下「NCL」といいます。）	\$ (30,859)	\$ (30,741)	\$ (19,011)
NCL	\$ 30,859	\$ 30,741	\$ 19,011
正味引当金繰入額（戻入額）	(6,523)	5,741	11,297
正味個別引当金繰入額（戻入額）	858	2,278	3,366
貸倒引当金繰入額合計	\$ 25,194	\$ 38,760	\$ 33,674
その他（正味） ⁽¹⁾	10,287	(1,602)	(1,164)
貸倒引当金期末残高	\$ 40,655	\$ 36,033	\$ 29,616
未実行貸出約定に係る貸倒引当金期首残高⁽²⁾	\$ 1,157	\$ 887	\$ 1,250
未実行貸出約定に係る引当金繰入額	(117)	244	(363)
未実行貸出約定に係る貸倒引当金期末残高⁽²⁾	\$ 1,066	\$ 1,157	\$ 887
貸出金、リース、および未実行貸出約定に係る引当金合計	\$ 41,721	\$ 37,190	\$ 30,503

- (1) 2010年度の主な内訳には、シティのSFAS第166号/167号の適用（連結財務諸表注記1を参照してください。）に伴う事業体の連結の影響による134億ドルの追加、さまざまな米国貸出金ポートフォリオの売却または売却目的保有への振替に伴う約27億ドル、ならびに英国の第1順位抵当貸付ポートフォリオの売却目的保有への振替に伴う約290百万ドルの貸倒引当金の減少を含みます。2009年度の主な内訳には、証券化に伴う約543百万ドル、米国不動産融資貸出金の売却または売却目的保有への振替に伴う約402百万ドル、ならびに英国カードのポートフォリオの売却目的保有への振替に伴う562百万ドルの貸倒引当金の減少を含みます。2008年度の主な内訳には、外貨換算に伴う約800百万ドル、証券化に伴う102百万ドル、ドイツのリテール・バンキング事業の売却による244百万ドル、シティキャピタルの売却に伴う156百万ドル（クスカトランおよびバンク・オブ・オーバーシーズ・チャイニーズの買収に伴う106百万ドルの増加分と一部相殺）の減少を含みます。
- (2) 連結貸借対照表のその他負債に計上されている法人向け未実行貸出約定および信用状に対する追加の貸倒引当金を表しています。

2010年12月31日現在における貸倒引当金および貸出金への投資に関する引当金

(単位：百万ドル)	法人向け	個人向け	合計
貸倒引当金期首残高			
期首残高	\$ 7,636	\$ 28,397	\$ 36,033
貸倒償却額	(3,416)	(31,075)	(34,491)
回収額	994	2,638	3,632
貸倒償却額の充当	2,422	28,437	30,859
正味引当金繰入額（戻入額）	(1,625)	(4,898)	(6,523)
正味個別引当金繰入額（戻入額）	(722)	1,580	858
その他	(79)	10,366	10,287
期末残高	\$ 5,210	\$ 35,445	\$ 40,655
貸倒引当金			
ASC 450-20に基づいて決定された金額	\$ 3,471	\$ 27,683	\$ 31,154
ASC 310-10-35に基づいて決定された金額	1,689	7,735	9,424
ASC 310-30に基づいて決定された金額	50	27	77
貸倒引当金合計	\$ 5,210	\$ 35,445	\$ 40,655
貸出金（前受収益控除後）			
ASC 450-20に基づき集合的に減損評価された貸出金	\$179,924	\$428,334	\$608,258
ASC 310-10-35に基づき個別に減損評価された貸出金	8,367	27,328	35,695
ASC 310-30に基づき信用の質の低下が認められた貸出金の取得	244	225	469
公正価値評価された貸出金	2,627	1,745	4,372
貸出金合計（前受収益控除後）	\$191,162	\$457,632	\$648,794

18. のれんおよび無形資産

のれん

2009年度および2010年度におけるのれんの変動は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)

2008年12月31日現在残高	\$27,132
スミス・バーニーの売却	(1,146)
日興コーディアル証券の売却	(558)
日興アセットマネジメントの売却	(433)
外貨換算	547
小口の買収／売却、取得原価の配分に伴う調整およびその他	(150)
2009年12月31日現在残高	\$25,392
外貨換算	\$ 685
小口の買収／売却、取得原価の配分に伴う調整およびその他	75
2010年12月31日現在残高	\$26,152

2009年度および2010年度のセグメントごとののれんにおける変動は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	地域別 個人向け 銀行業務部門	インスティ テューショ ナル・クラ イアント・ グループ	シティ・ ホールディン グス	本社事項、 本社業務/ その他	合計
2008年12月31日現在残高	\$ 9,755	\$10,503	\$ 6,874	\$ —	\$ 27,132
2009年度に取得したのれん	\$ —	—	—	\$ —	\$ —
2009年度に売却したのれん	—	(39)	(2,248)	—	(2,287)
その他 ⁽¹⁾	166	225	156	—	547
2009年12月31日現在残高	\$ 9,921	\$10,689	\$ 4,782	\$ —	\$ 25,392
2010年度に取得したのれん	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
2010年度に売却したのれん	—	—	(102)	—	(102)
その他 ⁽¹⁾	780	137	(55)	—	862
2010年12月31日現在残高	\$ 10,701	\$10,826	\$ 4,625	\$ —	\$ 26,152

(1) のれんのその他の変動には、主に米ドル建て以外ののれんに関する外国為替の影響および取得原価の配分に伴う調整を含みます。

のれんの減損テストは事業セグメントの一段階下のレベル（報告単位と称されています）で行われています。2010年度の報告単位の構成は、2009年度の組織構造の変更の結果を受けて設定された2009年第2四半期に特定された報告単位と整合しています。2010年度中、のれんに関する処分時の配分および減損テストは各報告単位に基づいて行われました。当社は2010年7月1日現在のすべての報告単位について、のれんの減損テストを行いました。さらに、2010年5月1日および2010年5月31日現在において、「仲介業務およびアセットマネジメント業務ならびに地域別個人向け融資業務—カード」の報告単位それぞれについて、のれんの期中減損テストを行いました。2009年および2010年に減損によるのれんの償却はありませんでした。

2008年度中、金融銘柄株価の値動きは非常に激しく、市場の混乱が長引く中で強い圧力下にありました。このような状況において、シティグループの株式時価総額は簿価を下回ることが多く、当社は2008年2月28日、2008年7月1日および2008年12月31日に、すべての報告単位について、のれんの減損テストを行いました。2008年12月31日現在、地域別個人向け銀行業務部門—北米、地域別個人向け銀行業務部門—ラテンアメリカ、地域別個人向け融資業務—その他の報告単位においてそれぞれ減損の兆候が認められたため、第2段階目の減損テストを行いました。

2008年12月31日における第2段階目の減損テストの結果に基づき、当社は2008年第4四半期にのれんの減損費用（税引前）96億ドル（税引後87億ドル）を計上しました。この費用はこれらの報告単位に配分されたのれんのほぼ全額を表しています。当該減損は、地域別個人向け銀行業務部門—北米に関する減損費用（税引前）23億ドル（税引後20億ドル）、地域別個人向け銀行業務部門—ラテンアメリカに関連する減損費用（税引前）43億ドル（税引後41億ドル）および地域別個人向け融資業務—その他に関連する減損費用（税引前）30億ドル（税引後26億ドル）より構成されていました。

次表は2010年12月31日現在における、のれん残高および年次減損テスト実施時に配分された簿価を超過する公正価値を比率により報告単位ごとに示しています。

(単位：百万ドル) 報告単位 ⁽¹⁾	配分された簿価に占める 公正価値の比率 (%)	のれん
地域別個人向け銀行業務部門—北米	170%	\$2,518
地域別個人向け銀行業務部門—ヨーロッパ・ 中東・アフリカ	168	338
地域別個人向け銀行業務部門—アジア	344	6,045
地域別個人向け銀行業務部門—ラテンアメリカ	230	1,800
証券および銀行業務	223	9,259
トランザクション・サービス	1,716	1,567
証券およびアセット・マネジメント	151	65
地域別個人向け融資業務—カード	121	4,560

(1) 地域別個人向け融資業務—その他は、のれんの配分がなかったため上記の表からは除かれています。

2010年7月1日現在、シティグループの地域別個人向け融資業務—カードの報告単位での第1段階目の減損テストでは減損は認められませんでした。この報告単位の評価は特に消費者の信用リスクおよび活動に影響を与える経済状況に左右されるため、当該報告単位ののれんは、経済状況がさらに悪化した場合、その影響を受ける可能性があります。シティグループは、2010年7月1日現在における報告単位の評価を支援するために独立した専門鑑定人とサービス契約を締結しました。この評価では、過年度の評価に用いられた評価モデルと整合する市場アプローチおよびインカム・アプローチが用いられ、2010年に入ってから施行された2009年クレジットカード説明責任、責務および開示法（以下「CARD法」といいます。）に関連した違約金に関する引当金の影響が考慮されました。

この報告単位を評価するための市場アプローチに基づく重要な仮定は株価収益率の選択です。実際の収益率の選択に関しては、指針となる企業および選択した買収企業のデータと比較した地域別個人向け融資業務—カードの営業実績および財務状況を考慮しています。その他の要因の中でも、指針となる企業および指針となる取引に関連した株主資本利益率および予想成長率等が考慮されます。評価に用いられた指針となる企業の株価が少数株主持分に基づくものであるため、収益率の選択では指針となる企業の買収価格が考慮されています。適切な支配プレミアムを反映する収益率を導き出すために、収益率には支配権および特権が反映されています。

インカム・アプローチに基づく地域別個人向け融資業務—カードの評価に関しては、当該モデルの基準として用いられる仮定に、予測期間におけるキャッシュ・フロー、最終価値を見積る際に組み込まれた仮定および割引率が含まれます。予測期間におけるキャッシュ・フローは、当該報告単位に対して選択された指針となる企業に基づき、目標とする株式資本要件を考慮して、のれんの減損テスト実施日現在で入手可能な経営陣の直近の予測に基づいて見積られます。2013年を最終年度として、地域別個人向け融資業務—カードの最終価格を導き出すために用いられる仮定には、当該報告単位に対して選択した指針となる企業に基づく長期成長率および有形資産の簿価に対する価格の割合を示した収益率が含まれています。割引率は、資本資産評価モデルのもとで計算された報告単位の株式資本の見積費用に基づいています。

上述の評価モデルの基礎となる重要な仮定には、経済状況が悪化する可能性または地域別個人向け融資業務カードのビジネス・モデルに影響を与えるその他の事象が発生する可能性に関する本質的な不確実性が組み込まれています。経営陣の予測を作成するにあたって使用される仮定には本質的な不確実性が組み込まれていますが、当社は2010年7月1日現在の割引率を使用しました。当社は当該割引率が、地域別個人向け融資業務カードの報告単位に関する経営陣の予測および仮定に対して、具体的なリスク特性および不確実性を反映していると確信しています。

その他の事象には、米国における経済状況の変化および規制当局の措置といった2つの主要なカテゴリーが存在します。そうした事象が発生した場合、地域別個人向け融資業務カードの評価に用いられる重要な仮定にマイナスの影響を与える可能性があります。この評価に用いられた仮定、特に純利益の予測に用いられた割引率および成長率に関する仮定が少しでも悪化した場合、シティグループの減損評価に大きな影響を与える可能性があり、その結果、業績にも同様の影響を与える可能性があります。今後の結果が経営陣の主要な経済的仮定に関する最善の見積りとは異なって不利な状況となり、また関連キャッシュ・フローが少しでも減少した場合、シティは、地域別個人向け融資業務カードの報告単位に残存するのれん4,560百万ドルに関して、今後多額の減損費用を計上する可能性があります。このような費用のみでは、シティのTier 1資本および総資本規制比率、Tier 1普通資本比率、有形普通株式株主資本またはシティの流動性ポジションに悪影響を与えることはありません。

無形資産

無形資産の内訳は、以下のとおりです。

	2010年12月31日			2009年12月31日		
	簿価 (総額)	償却 累計額	簿価 (正味)	簿価 (総額)	償却 累計額	簿価 (正味)
(単位：百万ドル)						
取得したクレジットカード取引関係	\$ 7,796	\$ 5,048	\$ 2,748	\$ 8,148	\$ 4,838	\$ 3,310
コア預金無形資産	1,442	959	483	1,373	791	582
その他の顧客関係	702	195	507	675	176	499
将来利益の現在価値	241	114	127	418	280	138
有用年数が不確定な無形資産	550	—	550	569	—	569
その他 ⁽¹⁾	4,723	1,634	3,089	4,977	1,361	3,616
無形資産 (MSRを除きます。)	\$ 15,454	\$ 7,950	\$ 7,504	\$ 16,160	\$ 7,446	\$ 8,714
抵当貸付サービシング権 (MSR)	4,554	—	4,554	6,530	—	6,530
無形資産合計	\$ 20,008	\$ 7,950	\$ 12,058	\$ 22,690	\$ 7,446	\$ 15,244

(1) 契約関連無形資産を含みます。

2010年、2009年および2008年度の無形資産償却費は、それぞれ976百万ドル、1,179百万ドルおよび1,427百万ドルでした。将来の無形資産償却費は、2011年が862百万ドル、2012年が838百万ドル、2013年が825百万ドル、2014年が779百万ドルおよび2015年度が697百万ドルと見込まれています。

2010年度の無形資産の変動は以下のとおりです。

	2009年 12月31日 現在簿価 (正味)					外貨換算 その他 ⁽¹⁾	2010年 12月31日 現在簿価 (正味)
	買収/ 売却	償却	減損				
(単位：百万ドル)							
取得したクレジットカード取引関係	\$ 3,310	\$ (53)	\$ (486)	\$ (39)	\$ 16	\$ 2,748	
コア預金無形資産	582	—	(108)	—	9	483	
その他の顧客関係	499	—	(56)	—	64	507	
将来利益の現在価値	138	—	(13)	—	2	127	
有用年数が不確定な無形資産	569	(46)	—	—	27	550	
その他	3,616	—	(313)	(32)	(182)	3,089	
無形資産 (MSRを除きます。)	\$ 8,714	\$ (99)	\$ (976)	\$ (71)	\$ (64)	\$ 7,504	
抵当貸付サービシング権 (MSR) ⁽²⁾	6,530	—	—	—	—	4,554	
無形資産合計	\$ 15,244					\$ 12,058	

(1) 外貨換算および取得原価の配分に伴う調整を含みます。

(2) 抵当貸付サービシング権の変動については連結財務諸表の注22を参照してください。

19. 負債

短期借入金

短期借入金に含まれている12月31日現在のコマーシャル・ペーパーおよびその他の借入金、ならびにその加重平均利率は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2010年		2009年	
	残高	加重平均利率	残高	加重平均利率
コマーシャル・ペーパー				
銀行	\$14,987	0.39%	\$ —	— %
その他の銀行以外	9,670	0.29	10,223	0.34
	\$24,657		\$10,223	
その他の借入金 ⁽¹⁾	54,133	0.40%	58,656	0.66%
合計 ⁽²⁾	\$78,790		\$68,879	

(1) 2010年および2009年12月31日現在、連邦住宅貸付銀行からの有担保借入金は、それぞれ100億および230億ドルでした。

(2) 2010年12月31日の金額には、SFAS第167号の適用に伴い2010年1月1日付で連結されたVIEに関連する短期借入金253億ドルが含まれています。

銀行与信枠に基づく借入金は、LIBOR、CDレート、プライム・レートあるいは銀行の提示に基づく金利で実行されます。シティグループは、与信枠維持のため、銀行に手数料を支払っています。

シティグループの非銀行子会社のいくつかは、シティバンク、エヌ・エイを含むシティグループの子会社である預金取扱機関に与信枠を持っています。これらの与信枠に基づく借入金は、連邦準備法セクション23Aに従い、担保を付すことが求められています。

シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インク（以下「CGMHI」といいます。）は、利用可能であると通知されているものの、契約上の融資義務が存在しない与信枠による多額の借入契約を有しています。これらの契約は、CGMHIの短期的な資金需要に見合った柔軟性を確保するために、継続的に見直されています。

長期債務

(単位：百万ドル)	加重平均 クーポン 利率	満期	12月31日現在残高	
			2010年	2009年
親会社であるシティグループ				
上位債	4.30%	2011-2098年	\$ 146,280	\$149,751
劣後債	4.92	2011-2036年	27,533	28,708
信託優先証券に関連した後順位劣後債券	7.44	2031-2067年	18,131	19,345
銀行⁽¹⁾				
上位債	2.03	2011-2048年	110,732	78,413
劣後債	5.12	2011-2064年	2,502	444
銀行以外				
上位債	3.43	2011-2097年	73,472	84,742
劣後債	1.29	2011-2037年	2,533	2,616
合計⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾			\$ 381,183	\$ 364,019
上位債			\$ 330,484	\$ 312,906
劣後債			32,568	31,768
信託優先証券に関連した後順位劣後債券			18,131	19,345
合計			\$ 381,183	\$ 364,019

(1) 2010年および2009年12月31日現在、連邦住宅貸付銀行からの有担保借入金は、それぞれ182億および241億ドルでした。

(2) 2098年満期の250百万ドルの債券を含みます。

(3) 2010年12月31日の金額には、SFAS第166号/167号の適用に伴い2010年1月1日付で連結されたVIEに関連する長期債務697億ドルが含まれています。

(4) このうち583億ドルがFDICに保証されており、TLGPに基づき、2011年に203億ドル、2012年に380億ドルが満期となります。

(5) 2010年12月31日現在のセーフティ・ファースト・トラスト・シリーズ2007-2、2007-3、2007-4、2008-1、2008-2、2008-3、2008-4、2008-5、2008-6、2009-1、2009-2および2009-3（以下、総称して「セーフティ・ファースト・トラスト」といいます。）により発行された簿価364百万ドル、ならびに2009年12月31日現在のセーフティ・ファースト・トラスト・シリーズ2006-1、2007-1、2007-2、2007-3、2007-4、2008-1、2008-2、2008-3、2008-4、2008-5、2008-6、2009-1、2009-2および2009-3により発行された簿価528百万ドルの元本保証信託証券（以下「セーフティ・ファースト信託証券」といいます。）を含みます。シティグループ・ファンディング・インク（以下「CFI」といいます。）は、セーフティ・ファースト・トラストのすべての議決権付き証券を保有しています。セーフティ・ファースト・トラストには、セーフティ・ファースト信託証券およびセーフティ・ファースト・トラストの普通証券の発行、管理および返済に関連するもの以外の資産、業務、収益、あるいはキャッシュ・フローはありません。セーフティ・ファースト信託証券に基づくセーフティ・ファースト・トラストの債務はCFIによって完全かつ無条件に保証されており、CFIの保証債務はシティグループによって完全かつ無条件に保証されています。

CGMHIは、非関連銀行との間で長期与信契約を締結しています。2010年12月31日現在、CGMHIは当該与信枠に基づきその限度額である900百万ドルを借り入れており、そのうち150百万ドルについてはシティグループが保証しています。通常、銀行はCGMHIに対して1年前に事前通知することでこれらの与信枠を解約することができます。

当社は、様々な通貨建ての固定利付債務および変動利付債務を発行しています。当社は、この固定利付債務の一部を変動利付債務に、また変動利付債務の一部を固定利付債務に効果的に転換するために、主に金利スワップといったデリバティブ契約を利用しています。デリバティブの満期は、一般にヘッジ対象の債務の満期と一致しています。さらに当社は、一部の発行債券に対する為替の影響を管理するために他のデリバティブ契約も利用しています。2010年12月31日現在、当社の長期債務についての全加重平均利率は、契約ベースで3.53%であり、デリバティブ契約の影響を考慮すると2.78%でした。

信託優先証券を含む長期債務の満期到来年度別の合計額(最終満期日基準)は、以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年以降
銀行	\$35,066	\$38,280	\$ 8,013	\$ 7,620	\$ 6,380	\$ 17,875
銀行以外	15,213	25,950	7,858	5,187	3,416	18,381
親会社	21,194	30,004	21,348	19,096	12,131	88,171
合計	\$71,473	\$94,234	\$37,219	\$31,903	\$21,927	\$124,427

2010年および2009年12月31日における長期債務には、それぞれ18,131百万ドルおよび19,345百万ドルの後順位劣後債が含まれています。当社は、デラウェア州の法律に基づいて法定事業信託を設立しました。トラストの活動目的は、(i)トラストの資産に対する不可分受益持分を表す信託証券を発行し、(ii)信託証券の発行代金を親会社の後順位劣後繰延金利社債(劣後社債)へ投資し、(iii)これらに必要なあるいは付随する活動に従事することに限定されています。連邦準備制度理事会の承認を得た上で、シティグループはこれらの証券を償還する権利を有しています。

シティグループは、(i)2006年9月18日に提出されたシティグループのフォーム8-Kによる臨時報告書の添付書類4.03に記載した特定の条件が満たされない限り、2056年9月15日より前にシティグループ・キャピタルXVの6.50%促進信託優先証券の償還または買戻しを行わないこと、(ii)2006年11月28日に提出されたシティグループのフォーム8-Kによる臨時報告書の添付書類4.02に記載した特定の条件が満たされない限り、2046年12月31日より前にシティグループ・キャピタルXVIの6.45%促進信託優先証券の償還または買戻しを行わないこと、(iii)2007年3月8日に提出されたシティグループのフォーム8-Kによる臨時報告書の添付書類4.02に記載した特定の条件が満たされない限り、2057年3月15日より前にシティグループ・キャピタルXVIIの6.35%促進信託優先証券の償還または買戻しを行わないこと、(iv)2007年7月2日に提出されたシティグループのフォーム8-Kによる臨時報告書の添付書類4.02に記載した特定の条件が満たされない限り、2047年6月28日より前にシティグループ・キャピタルXVIIIの6.829%固定利付/変動利付促進信託優先証券の償還または買戻しを行わないこと、(v)2007年8月17日に提出されたシティグループのフォーム8-Kによる臨時報告書の添付書類4.02に記載した特定の条件が満たされない限り、2047年8月15日より前にシティグループ・キャピタルXIXの7.250%促進信託優先証券の償還または買戻しを行わないこと、(vi)2007年11月27日に提出されたシティグループのフォーム8-Kによる臨時報告書の添付書類4.2に記載した特定の条件が満たされない限り、2067年12月15日より前にシティグループ・キャピタルXXの7.875%促進信託優先証券の償還または買戻しを行わないこと、および(vii)2007年12月21日に提出されたシティグループのフォーム8-Kによる臨時報告書の添付書類4.2に記載した特定の条件が満たされない限り、2067年12月21日より前にシティグループ・キャピタルXXIの8.300%固定利付/変動利付促進信託優先証券の償還または買戻しを行わない旨の契約を締結しています。これらの合意は、2034年満期のシティグループの6.00%後順位劣後繰延金利社債の保有者の便益を考慮したものです。シティグループは、これらの信託子会社に関するすべての議決権付き証券を保有しています。これらの信託子会社には、信託子会社およびその普通株式の発行、管理、返済に関連するもの以外の資産、業務、収益、あるいはキャッシュ・フローはありません。これらの信託子会社の債務は、シティグループによって、完全かつ無条件に保証されています。

次表は、2010年12月31日現在の当社の信託子会社のそれぞれの財務構造を要約したものです。

シティグループによって分配が保証されている信託証券	発行日	発行証券数	清算価値 ⁽¹⁾	クーポン利率	親会社に発行される普通株式数	信託所有の後順位劣後債券		
						金額	満期日	発行体による償還開始日
(単位：百万ドル、ただし1株当たり金額は除く)								
シティグループ・キャピタルⅢ	1996年12月	194,053	\$ 194	7.625%	6,003	\$ 200	2036年12月1日	償還不能
シティグループ・キャピタルⅦ	2001年7月	35,885,898	897	7.125%	1,109,874	925	2031年7月31日	2006年7月31日
シティグループ・キャピタルⅧ	2001年9月	43,651,597	1,091	6.950%	1,350,050	1,125	2031年9月15日	2006年9月17日
シティグループ・キャピタルⅨ	2003年2月	33,874,813	847	6.000%	1,047,675	873	2033年2月14日	2008年2月13日
シティグループ・キャピタルⅩ	2003年9月	14,757,823	369	6.100%	456,428	380	2033年9月30日	2008年9月30日
シティグループ・キャピタルⅪ	2004年9月	18,387,128	460	6.000%	568,675	474	2034年9月27日	2009年9月27日
シティグループ・キャピタルⅩⅡ	2010年3月	92,000,000	2,300	8.500%	25	2,300	2040年3月30日	2015年3月30日
シティグループ・キャピタルⅩⅢ	2010年9月	89,840,000	2,246	7.875%	25	2,246	2040年10月30日	2015年10月30日
シティグループ・キャピタルⅩⅣ	2006年6月	12,227,281	306	6.875%	40,000	307	2066年6月30日	2011年6月30日
シティグループ・キャピタルⅩⅤ	2006年9月	25,210,733	630	6.500%	40,000	631	2066年9月15日	2011年9月15日
シティグループ・キャピタルⅩⅥ	2006年11月	38,148,947	954	6.450%	20,000	954	2066年12月31日	2011年12月31日
シティグループ・キャピタルⅩⅦ	2007年3月	28,047,927	701	6.350%	20,000	702	2067年3月15日	2012年3月15日
シティグループ・キャピタルⅩⅧ	2007年6月	99,901	155	6.829%	50	156	2067年6月28日	2017年6月28日
シティグループ・キャピタルⅩⅨ	2007年8月	22,771,968	569	7.250%	20,000	570	2067年8月15日	2012年8月15日
シティグループ・キャピタルⅩⅩ	2007年11月	17,709,814	443	7.875%	20,000	443	2067年12月15日	2012年12月15日
シティグループ・キャピタルⅩⅩⅠ	2007年12月	2,345,801	2,346	8.300%	500	2,346	2077年12月21日	2037年12月21日
シティグループ・キャピタルⅩⅩⅡ	2007年11月	1,875,000	1,875	6.935%	10	1,875	2042年9月15日	2014年9月15日
シティグループ・キャピタルⅩⅩⅢ	2009年7月	3,025,000	3,025	8.000%	100	3,025	2039年7月30日	2014年7月30日
アダム・キャピタル・トラストⅢ	2002年12月	17,500	18	3ヶ月LIB +335 bp.	542	18	2033年1月7日	2008年1月7日
アダム・スタチュトリー・トラストⅢ	2002年12月	25,000	25	3ヶ月LIB +325 bp.	774	26	2032年12月26日	2007年12月26日
アダム・スタチュトリー・トラストⅣ	2003年9月	40,000	40	3ヶ月LIB +295 bp.	1,238	41	2033年9月17日	2008年9月17日
アダム・スタチュトリー・トラストⅤ	2004年3月	35,000	35	3ヶ月LIB +279 bp.	1,083	36	2034年3月17日	2009年3月17日
債務合計			\$ 19,526			\$ 19,653		

(1) 証券発行日に投資家がトラストから受け取った想定元本を表しています。

いずれの場合も社債のクーポン利率は信託証券の利率と同じです。信託証券に係る分配と社債の利息は四半期ごとに支払われますが、シティグループ・キャピタルⅢ、シティグループ・キャピタルⅩⅧおよびシティグループ・キャピタルⅩⅩⅠの分配金は半年ごとに支払われます。

2010年第2四半期中、シティグループは、シティグループ・キャピタル・トラストⅩⅩⅢを半年ごとに6%のクーポン利率が支払われる上位債18.75億ドルと交換しました。当該上位債は、2013年12月13日に満期を迎えます。2010年9月29日に、シティグループは米国財務省が保有していた証券22.34億ドルを償還することによって、シティグループ・キャピタルⅩⅩⅢを変更しました。シティグループ・インクは、これらの証券を四半期ごとに7.875%のクーポン利率が支払われるシティグループ・キャピタル・トラストⅩⅩⅢ22.46億ドルに置き換えました。その後、米国財務省はそれらのシティグループ・キャピタル・トラストⅩⅩⅢ証券をすべて、一般に売却しました。

2010年第4四半期中にシティグループは、シティグループ・キャピタル・トラストⅩⅩⅠを半年ごとに4.587%のクーポン利率が支払われる上位債18.75億ドルと交換しました。当該上位債は、2015年12月15日に満期を迎えます。

20. 規制資本

シティグループは、連邦準備制度理事会（以下「FRB」といいます。）によって発行されたリスクベース資本およびレバレッジに関するガイドライン規制の対象となっています。連邦預金保険制度の対象となっているシティグループの米国預金機関子会社（シティバンク、エヌ・エイを含みます。）は、主な連邦銀行規制当局が公表している同様の各ガイドラインの規制対象となっています。これらのガイドラインは自己資本の十分性を評価するために用いられており、次表に記載された必要最低要件を含んでいます。

規制当局は、最低自己資本基準を満たしていない金融機関に対して特定の迅速な措置をとることが法律によって求められています。2010年および2009年12月31日現在、連邦預金保険制度の対象となっているシティグループの米国預金金融機関子会社はすべて「十分な自己資本を有している」状態でした。

2010年12月31日現在、米国連邦銀行規制当局によって発行されたガイドラインに規定されている規制資本は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	最低基準	十分な資本の 最低基準	シティグループ ⁽³⁾	シティバンク、 エヌ・エイ ⁽³⁾
Tier 1 普通資本			\$ 105,135	\$ 103,926
Tier 1 資本			126,193	104,605
資本合計 ⁽¹⁾			162,219	117,682
Tier 1 普通資本比率	N/A	N/A	10.75%	15.07%
Tier 1 資本比率	4.0%	6.0%	12.91	15.17
資本合計比率 ⁽¹⁾	8.0	10.0	16.59	17.06
レバレッジ比率 ⁽²⁾	3.0	5.0 ⁽³⁾	6.60	8.88

(1) 資本合計はTier 1 資本とTier 2 資本を含みます。

(2) Tier 1 資本を調整後平均資産合計残高で除したものです。

(3) 預金金融機関にのみ適用されます。銀行持株会社が「十分な自己資本を有している」とみなされるためには最低3%のレバレッジ比率を維持する必要があります。

N/A 該当なし

銀行子会社—配当制限

シティグループの子会社の預金取扱機関が、シティグループおよびその非銀行子会社へ信用供与、配当金の支払い、もしくはその他の資金提供を行うことに関して、様々な法的制限が課せられています。現在、各暦年における配当宣言額の合計が規制当局による規定額を超過する場合、国法銀行の場合は通貨監督局、また連邦貯蓄銀行の場合は貯蓄金融機関監督局の承認が必要になります。州公認預金取扱機関は、それぞれの州法によって定められている配当制限の対象になります。

各預金取扱機関が配当金を決定する際には、リスクベース自己資本およびレバレッジ比率要件への影響、ならびに銀行組織に対して原則として当期の営業利益から配当金を支払うよう指示している連邦規制当局の政策方針も考慮する必要があります。2010年度中にシティグループが銀行子会社から受け取った配当はありませんでした。

非銀行子会社

シティグループは、非銀行子会社からも配当金を受け取っています。通常、これらの非銀行子会社は配当金に関する法的制限の対象にはなりません。

CGMHIの配当宣言は、その証券子会社における自己資本の検討事項によって制限されることがあります。

(単位：百万ドル)

子会社	司法管轄	正味資本または 相当額	最低基準 超過額
シティグループ・グローバル・マーケ ッツ・インク	米国証券取引委員会統一純資 本規則(規則15c3-1)	\$ 8,903	\$ 8,218
シティグループ・グローバル・マーケ ッツ・リミテッド	英国金融サービス庁	\$ 7,182	\$ 4,610

21. その他包括利益（損失）累計額の増減

2010年12月31日に終了した3年間における「その他包括利益（損失）累計額」の各構成要素の増減は以下のとおりです。

	投資有価証券に係る正味未実現利益(損失)	外貨換算調整額(ヘッジ控除後)	キャッシュ・フロー・ヘッジ	年金債務調整額	その他包括利益(損失)累計額
(単位：百万ドル)					
2008年1月1日現在残高	\$ 471	\$ (772)	\$ (3,163)	\$ (1,419)	\$ (4,660)
投資有価証券に係る正味未実現利益（損失）の増減（税引後）	(11,422)	—	—	—	(11,422)
当期利益に含まれる組替え調整額(税引後)	1,304	—	—	—	1,304
外貨換算調整額(税引後) ⁽¹⁾	—	(6,972)	—	—	(6,972)
キャッシュ・フロー・ヘッジ(税引後) ⁽²⁾	—	—	(2,026)	—	(2,026)
年金債務調整額(税引後) ⁽³⁾	—	—	—	(1,419)	(1,419)
増減	\$ (10,118)	\$ (6,972)	\$ (2,026)	\$ (1,419)	\$ (20,535)
2008年12月31日現在残高	\$ (9,647)	\$ (7,744)	\$ (5,189)	\$ (2,615)	\$ (25,195)
会計方針（ASC 320-10-35/ FSP FAS第115-2号およびFAS第124-2号）の変更による累積的影響額	(413)	—	—	—	(413)
2009年1月1日現在残高	\$ (10,060)	\$ (7,744)	\$ (5,189)	\$ (2,615)	\$ (25,608)
投資有価証券に係る正味未実現利益（損失）の増減（税引後） ⁽⁴⁾	5,268	—	—	—	5,268
当期利益に含まれる組替え調整額(税引後)	445	—	—	—	445
外貨換算調整額(税引後) ⁽¹⁾	—	(203)	—	—	(203)
キャッシュ・フロー・ヘッジ(税引後) ⁽²⁾	—	—	2,007	—	2,007
年金債務調整額(税引後) ⁽³⁾	—	—	—	(846)	(846)
増減	\$ 5,713	\$ (203)	\$ 2,007	\$ (846)	\$ 6,671
2009年12月31日現在残高	\$ (4,347)	\$ (7,947)	\$ (3,182)	\$ (3,461)	\$ (18,937)
投資有価証券に係る正味未実現利益（損失）の増減（税引後） ⁽⁴⁾	2,609	—	—	—	2,609
当期利益に含まれる組替え調整額(税引後)	(657)	—	—	—	(657)
外貨換算調整額(税引後) ⁽¹⁾	—	820	—	—	820
キャッシュ・フロー・ヘッジ(税引後) ⁽²⁾	—	—	532	—	532
年金債務調整額(税引後) ⁽³⁾	—	—	—	(644)	(644)
増減	\$ 1,952	\$ 820	\$ 532	\$ (644)	\$ 2,660
2010年12月31日現在残高	\$ (2,395)	\$ (7,127)	\$ (2,650)	\$ (4,105)	\$ (16,277)

- (1) 特に英ポンド、ユーロ、日本円、韓国ウォン、ポーランド・ズロチおよびメキシコ・ペソの対米ドル相場の変動と関連する税効果およびヘッジの変動を反映しています。
- (2) 主に、変動金利の預金および長期債務をヘッジしているシティグループの固定支払／変動受取金利スワップ・プログラムに牽引された結果です。
- (3) 年金および退職後制度の積立状況に関する調整（制度資産の公正価値と予測給付債務の差異）を反映しています。
- (4) シティグループの売却可能および満期保有目的有価証券に係る未実現利益および損失ならびに損益計算書に含まれている正味利益（損失）に関する詳細については、連結財務諸表注記15を参照してください。

22. 証券化および変動持分事業体

概況

シティグループおよび子会社は、特別目的事業体（以下「SPE」といいます。）を含む複数の種類のオフバランスシート契約に関与しています。金融資産の譲渡およびサービシング業務、ならびに適格SPE（以下「QSPE」といいます。）の連結除外を含む変動持分事業体（以下「VIE」といいます。）の連結に関する会計基準の変更の説明については、連結財務諸表注記1をご参照ください。

SPEの利用

SPEは、それを設立する会社の限定的なニーズを満たす目的で設立された事業体です。SPEは主に、シティグループの特定の金融資産を証券化することにより流動性および有利な資本の取り扱いを獲得し、顧客の金融資産を証券化することを支援し、顧客のために投資商品を組成するために使用されます。SPEは信託、パートナーシップまたは法人などの多くの法的形態で設立することが可能です。証券化において、SPEへ資産を移転する企業は、SPEが発行する負債および持分商品、証書、コマーシャル・ペーパーおよびその他の債務手形を通じて、通常の事業活動であればそれを実現する前にこれらの資産のすべて（または一部）を現金に転換します。これらの資産はSPEの貸借対照表に計上されますが、該当する会計要件が満たされていることを条件に、資産を移転した企業の貸借対照表には反映されません。投資家は通常、SPEの資産に対して遡求権を有し、しばしばSPEの超過資産の形態による担保勘定または余剰担保によるその他の信用補完、与信枠、あるいは流動性プット・オプションまたは資産購入契約などの流動性ファシリティによる恩恵を受けます。SPEは一般的に、資産譲渡者が自身の負債発行で獲得する場合よりも高い信用格付けを格付機関から取得できるため、調達費用を無担保借入よりも低くすることができます。SPEはデリバティブ契約を締結し、原資産の金利または通貨をSPEの投資家の需要に一致させたり、SPEの信用リスクを限定または変更したりすることもあります。シティグループは特定の信用補完の提供者ならびに関連するデリバティブ契約の取引相手になります。QSPEは連結から除外されるため、シティグループの現在のSPEの大部分はVIEです。

変動持分事業体

VIEは、持分投資総額が不十分で、他社からの追加的劣後財務支援がなければその会社の活動資金を調達することができない事業体、あるいはその事業体の持分投資家が支配財務持分の特徴（すなわち、議決権を通じて当該事業に関する重要な意思決定を行う能力、およびその事業体の予想残存利益を受け取る権利またはその事業体の予想損失を負担する義務）を有していない事業体です。負債または株式持分を通じてVIEに資金を提供する投資家、あるいはその他の形式（保証、劣後手数料契約、または特定のデリバティブ契約等）で支援を提供している他の契約相手が、当該事業体の変動持分保有者です。2010年1月1日より、VIEの支配財務持分を保有する変動持分保有者は、主たる受益者とみなされ、VIEを連結しなければなりません。以下の特徴の両方を有する場合、シティグループは支配財務持分を保有している、または主たる受益者であるとみなされる可能性があります。

- ・ VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有する場合。
- ・ VIEに対して潜在的に重要となる可能性のある損失を負担する義務を有する場合。またはVIEに

対して潜在的に重要となる可能性のある便益を享受する権利を有する場合。

当社は、各VIEに対する当社の関与を評価し、当該事業体の目的および構成、その構成の中での当社の役割ならびに継続する活動における当社の関与を理解する必要があります。次に当社は、VIEのどの活動がVIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼし、誰がその活動を指揮する権限を有するのかを評価しなければなりません。

当社がVIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有すると判断したVIEについて、当社はその経済的持分の評価を行う必要があります、またVIEに対して潜在的に重要となる可能性のある損失を負担、または便益を享受することが可能か否かを決定しなければなりません。当社がVIEに対して潜在的に重要となる可能性のある損失を負担するか否かを評価する際に、当社はそのような損失に対する最大エクスポージャーを、その発生可能性を考慮せずに検討する必要があります。このような義務は、負債または持分投資、保証、流動性契約および特定のデリバティブ契約を含む（ただし、これらに限定されません。）様々な形式をとる可能性があります。

2010年1月1日より前は、その事業体の予想損失の過半を負担する、予想残存利益の過半を受領する、あるいはその両方に該当する変動持分保有者がいる場合は、その保有者が主たる受益者とみなされ、そのVIEを連結していました。VIEの連結は、発生の可能性がより低いと考えられるシナリオではなく、最も起こり得ると考えられるシナリオで生じる変動性に基づいて決定されました。多くの場合、当該決定には詳細な定量的分析が求められていました。

その他の様々な取引において、当社はデリバティブ取引の相手方（例：金利スワップ、通貨スワップ、あるいはクレジット・デフォルト・スワップまたは当社が特定の資産に係るすべてのリターンをSPEに支払うトータル・リターン・スワップによる信用補完の購入者として）となること、引受業者または募集代理人を務めること、管理、受託またはその他のサービスを提供すること、あるいは負債証券またはVIEが発行するその他の商品について値付け業務を行うことがあります。当社は通常、このような関与自体は変動持分ではなく、従って「権限」または「潜在的に重要となる便益または損失」を示唆するものではないと考えています。

2010年12月31日および2009年12月31日現在の、シティグループが重要な変動持分を保有する、またはVIEの資産の大半にサービシングを通じて継続的に関与している連結および非連結VIEに対する当社の関与は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2010年12月31日現在							
	SPE資産への 関与合計	連結 VIE/SPE 資産 ⁽⁴⁾	重要な 非連結VIE 資産 ⁽⁴⁾⁽⁶⁾	重要な非連結VIEへの損失の最大エクスポージャー ⁽¹⁾				合計
				実行済 エクスポージャー ⁽²⁾		未実行 エクスポージャー ⁽³⁾		
				負債投資	持分投資	資金調達 約定	保証 およびデリ バティブ	
シティコープ								
クレジットカード証券化 抵当貸付証券化 ⁽⁶⁾	\$ 62,061	\$ 62,061	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
米国政府機関がスポン サーとなっている抵当 貸付	175,229	—	175,229	2,402	—	—	27	2,429
政府機関以外の機関がス ポンサーとなっている 抵当貸付	7,352	1,454	5,898	302	—	—	—	302
シティが管理しているアセ ット・バック・コマーシ ャル・ペーパー導管会社 (ABCP)	30,941	21,312	9,629	—	—	9,629	—	9,629
第三者コマーシャル・ペー パー導管会社	4,845	308	4,537	415	—	298	—	713
CD0	5,379	—	5,379	103	—	—	—	103
CLO	6,740	—	6,740	68	—	—	—	68
アセット・ベース・ファイナ ンス	17,571	1,421	16,150	5,641	—	5,596	11	11,248
地方債のテンダー・オプシ ョン・ボンド信託 (TOB)	17,047	8,105	8,942	—	—	6,454	423	6,877
地域投資	12,002	178	11,824	675	2,929	1,478	—	5,082
顧客仲介	6,612	1,899	4,713	1,312	8	—	—	1,320
投資ファンド	3,741	259	3,482	2	82	66	19	169
信託優先証券	19,776	—	19,776	—	128	—	—	128
その他	5,085	1,412	3,673	467	32	119	80	698
合計	\$374,381	\$98,409	\$275,972	\$ 11,387	\$ 3,179	\$ 23,640	\$ 560	\$ 38,766
シティ・ホールディングス								
クレジットカード証券化 抵当貸付証券化 ⁽⁶⁾	\$ 33,606	\$33,196	\$ 410	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
米国政府機関がスポン サーとなっている抵当 貸付	207,729	—	207,729	2,701	—	—	108	2,809
政府機関以外の機関がス ポンサーとなっている 抵当貸付	22,274	2,727	19,547	160	—	—	—	160
学生ローン証券化	2,893	2,893	—	—	—	—	—	—
シティが管理しているアセ ット・バック・コマーシ ャル・ペーパー導管会社 (ABCP)	—	—	—	—	—	—	—	—
第三者コマーシャル・ペー パー導管会社	3,365	—	3,365	—	—	252	—	252
CD0	8,452	755	7,697	189	—	—	141	330
CLO	12,234	—	12,234	1,754	—	29	401	2,184
アセット・ベース・ファイナ ンス	22,756	136	22,620	8,626	3	300	—	8,929
地方債のテンダー・オプシ ョン・ボンド信託 (TOB)	—	—	—	—	—	—	—	—
地域投資	4,652	—	4,652	71	200	136	—	407
顧客仲介	659	195	464	62	—	—	345	407
投資ファンド	1,961	627	1,334	—	70	45	—	115
その他	8,444	6,955	1,489	276	112	91	—	479
合計	\$329,025	\$ 47,484	\$281,541	\$ 13,839	\$ 385	\$ 853	\$ 995	\$ 16,072
シティグループ合計	\$703,406	\$145,893	\$557,513	\$ 25,226	\$ 3,564	\$24,493	\$1,555	\$ 54,838

- (1) 損失の最大エクスポージャーの定義は後述されています。
- (2) シティグループの2010年12月31日現在の連結貸借対照表に含まれています。
- (3) シティグループの2010年12月31日現在の連結貸借対照表に含まれていません。
- (4) 2010年1月1日におけるASC 810「連結」（以下「SFAS第167号」といいます。）の適用により、以前開示されていたQSPE資産は現在、2010年12月31日について「連結VIE/SPE資産」または「重要な非連結VIE資産」欄のいずれかに含まれています。
- (5) 重要な非連結VIEとは、損失の可能性またはエクスポージャーの想定元本に関係なく、当社が重要とみなされる変動持分を有している事業体です。
- (6) 2010年第1四半期に当社の証券化された抵当貸付証券ポートフォリオの重要部分がシティ・ホールディングスからシティコープに移転されました。

(単位：百万ドル)

2009年12月31日現在

	SPE資産への 関与合計	QSPE資産	連結VIE 資産	重要な 非連結 VIE資産 ⁽¹⁾	重要な非連結 VIE資産の損失 への最大 エクスポー チャー ⁽²⁾
シティコープ					
クレジットカード証券化	\$ 78,833	\$ 78,833	\$ —	\$ —	\$ —
抵当貸付証券化	264,949	264,949	—	—	—
米国政府機関がスポンサーとなっ ている抵当貸付					
政府機関以外の機関がスポンサーとな っている抵当貸付					
シティが管理しているアセット・バッ ク・コマーシャル・ペーパー導管会社 (ABCP)	36,327	—	—	36,327	36,326
第三者コマーシャル・ペーパー導管会社	3,718	—	—	3,718	353
CD0	2,785	—	—	2,785	21
CLO	5,409	—	—	5,409	120
アセット・ベース・ファイナンス	19,612	—	1,279	18,333	5,221
地方債のテンダー・オプション・ボンド 信託 (TOB)	19,455	705	9,623	9,127	6,841
地域投資	10,906	—	11	10,895	2,370
顧客仲介	8,607	—	2,749	5,858	881
投資ファンド	93	—	39	54	10
信託優先証券	19,345	—	—	19,345	128
その他	7,380	1,808	1,838	3,734	446
合計	\$ 477,419	\$ 346,295	\$ 15,539	\$ 115,585	\$ 52,717
シティ・ホールディングス					
クレジットカード証券化	\$ 42,274	\$ 42,274	\$ —	\$ —	\$ —
抵当貸付証券化	308,504	308,504	—	—	—
米国政府機関がスポンサーとなっ ている抵当貸付					
政府機関以外の機関がスポンサーとな っている抵当貸付					
学生ローン証券化	14,343	14,343	—	—	—
シティが管理しているアセット・バッ ク・コマーシャル・ペーパー導管会社 (ABCP)	98	—	98	—	—
第三者コマーシャル・ペーパー導管会社	5,776	—	—	5,776	439
CD0	24,157	—	7,614	16,543	1,158
CLO	13,515	—	142	13,373	1,658
アセット・ベース・ファイナンス	52,598	—	370	52,228	18,385
地方債のテンダー・オプション・ボンド 信託 (TOB)	1,999	—	1,999	—	—
地域投資	5,364	—	882	4,482	375
顧客仲介	675	—	230	445	396
投資ファンド	10,178	—	1,037	9,141	268
その他	3,732	610	1,472	1,650	604
合計	\$483,213	\$365,731	\$ 13,844	\$ 103,638	\$ 23,283
シティグループ合計	\$960,632	\$712,026	\$ 29,383	\$ 219,223	\$ 76,000

- (1) 重要な非連結VIEとは、損失の可能性またはエクスポージャーの想定元本に関係なく、当社が重要とみなされる変動持分を有している事業体です。
- (2) 損失の最大限のエクスポージャーの定義は後述されています。

当期の表示に一致するよう組み替えられています。

前の表には以下のものは含まれていません。

- ・ 当社のプライベート・エクイティ子会社数社による特定のベンチャー・キャピタル投資。当社は、これらの投資を投資会社監査ガイドに従って会計処理しています。
- ・ 当社がジェネラル・パートナーを務めており、SFAS第167号の適用の繰延が認められている投資ファンドである特定のリミテッド・パートナーシップのうち、リミテッド・パートナーがジェネラル・パートナーを交代させる権利またはファンドを清算する権利を有している場合。
- ・ 当社が投資管理サービスを提供している特定の投資ファンド、ならびに当社が管理、受託および／または投資管理サービスを提供している個人向け不動産信託。
- ・ 第三者が組成したVIEで、その有価証券を当社が棚卸資産に分類している場合。これらの投資は独立第三者間取引条件に基づいて行われています。
- ・ 他に当社の関与がない証券化事業体に関して、当社が保有するモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券の特定のポジションはトレーディング勘定資産または投資に分類されています。これらのポジションに関する詳細については、連結財務諸表注記14および15をご参照ください。
- ・ 証券および銀行業務における抵当貸付証券化および資産証券化の特定の表明および保証に対するエクスポージャーで、当社が変動持分を有していない、またはサービサーとして継続的関与がない場合。2005年から2008年までの期間において証券および銀行業務がスポンサーとなっていた取引に関する証券化された貸出金の残高は、2010年12月31日現在約230億ドルです。
- ・ 個人向け抵当貸付証券化における特定の表明および保証に対するエクスポージャーで、当初の抵当貸付残高がない場合。

2010年1月1日より前の表には以下のものは含まれていません。

- ・ VIEへの譲渡資産で、売却取引としての条件を満たしておらず、また当社がVIEに対する変動持分とみなされているもの以外の関与を行っていない場合。このような譲渡は、当社による担保付借入として会計処理されています。

連結VIEの資産残高は、当社が連結した資産の簿価を表しています。この簿価は、資産の法的形態（例えば、有価証券またはローン）ならびに資産の種類および事業内容に対する当社の標準的な会計方針により、資産の償却原価である場合と公正価値である場合があります。

当社が重要な関与を行っている非連結VIEの資産残高は、当社が入手可能な最新の情報を表しています。当社が公正価値情報を容易に入手できる場合を除き、多くの場合、資産残高は公正価値の減損を考慮しない償却原価基準で表されています。デリバティブ商品を通じて合成的な資産エクスポージャー（例：合成CDO）を保有するVIEに関して上記の表では、デリバティブの当初想定元本全額

を資産として計上しています。

実行済みの最大エクスポージャーは、当社によるVIEへの投資の貸借対照表計上額を表しています。この金額はVIEに当初投資した現金額に未収利息を加え、損益に認識された価値の減損および元本返済として受領した現金額について調整したものです。未実行ポジションの最大エクスポージャーとは、当社が提供している流動性ファシリティおよび信用枠といった契約債務の未実行残高、または変動持分とみなされるデリバティブ商品の想定元本に、損益に認識された公正価値の下落に関する調整を行ったものです。特定の取引において、当社はVIEに対する変動持分とみなされないデリバティブ取引またはその他の契約（例：金利スワップ、通貨スワップ、あるいはクレジット・デフォルト・スワップまたは当社が特定の資産に係るすべてのリターンをSPEに支払うトータル・リターン・スワップによる信用補完の購入者の場合）を締結しています。当該契約に基づく債権は最大エクスポージャーの金額には含まれていません。

重要な非連結VIEに関する資金調達約定—流動性ファシリティおよび貸出約定

次表は、2010年12月31日現在の、SPEに関する資金調達約定として分類されている流動性ファシリティおよび貸出約定の想定元本を表しています。

(単位：百万ドル)	流動性ファシリティ	貸出約定
シティコープ		
シティが管理しているアセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社 (ABCP)	\$ 9,270	\$ 359
第三者コマーシャル・ペーパー導管会社	298	—
アセット・ベース・ファイナンス	5	5,591
地方債のテンダー・オプション・ボンド信託 (TOB)	6,454	—
地域投資	—	1,478
投資ファンド	—	66
その他	—	119
シティコープ合計	\$ 16,027	\$ 7,613
シティ・ホールディングス		
第三者コマーシャル・ペーパー導管会社	\$ 252	\$ —
CLO	—	29
アセット・ベース・ファイナンス	—	300
地域投資	—	136
投資ファンド	45	—
その他	—	91
シティ・ホールディングス合計	\$ 297	\$ 556
シティグループ資金調達約定合計	\$ 16,324	\$ 8,169

シティコープおよびシティ・ホールディングスの連結VIE

当社は、売却処理の認められないオンバランスの証券化を行っています。したがって、当該資産は当社の貸借対照表に計上されています。下記の表に含まれた連結VIEは、当社が関与している数々の事業体を表しています。一般に、連結VIEの債権者である第三者投資家は、それらのVIEの資産に対してのみ法的遡求権を有しており、当社が投資家に対して保証を提供しているか、VIEが関与する特定のデリバティブ取引の相手方になっている場合を除いて、当社に対する遡求権を持っていません。

ん。さらに、VIEの資産は一般的に、当該負債の返済のみに当てられます。

したがって、連結VIEの資産の一部は第三者を資金調達源とするものであることから、連結VIEに関連した損失に対する当社の法的な最大エクスポージャーは、連結VIEの資産の簿価を著しく下回っています。関係会社間の資産および負債はこの表には含まれていません。すべての資産は売却または担保として差し入れることが制限されています。これら資産からのキャッシュ・フローは、当社の一般資産に対する遡求権のない、VIEに関連する負債の支払いに当てられる唯一の源泉となっています。

次表は、連結VIEおよびSPEの債務の担保となっている連結資産の簿価と分類を表しています。

	2010年12月31日			2009年12月31日		
	シティ コープ	シティ・ ホール ディングス	シティ グループ	シティ コープ	シティ・ ホール ディングス	シティ グループ
現金	\$ 0.2	\$ 0.6	\$ 0.8	\$ —	\$ 1.4	\$ 1.4
トレーディング勘定資産	4.9	1.6	6.5	3.7	9.5	13.2
投資	7.9	—	7.9	9.8	2.8	12.6
貸出金（正味）	85.3	44.7	130.0	0.1	25.0	25.1
その他	0.1	0.6	0.7	1.9	1.3	3.2
資産合計	\$ 98.4	\$ 47.5	\$ 145.9	\$ 15.5	\$ 40.0	\$ 55.5
短期借入金	\$ 23.1	\$ 2.2	\$ 25.3	\$ 9.5	\$ 2.6	\$ 12.1
長期債務	47.6	22.1	69.7	4.6	21.2	25.8
その他負債	0.6	0.2	0.8	0.1	3.6	3.7
負債合計	\$ 71.3	\$ 24.5	\$ 95.8	\$ 14.2	\$ 27.4	\$ 41.6

シティコープおよびシティ・ホールディングスの非連結VIEへの重要な持分一貸借対照表上の分類

次表は、非連結VIEへの重要な持分の簿価と分類を表しています。

	2010年12月31日			2009年12月31日		
	シティ コープ	シティ・ ホール ディングス	シティ グループ	シティ コープ	シティ・ ホール ディングス	シティ グループ
トレーディング勘定資産	\$ 3.6	\$ 2.7	\$ 6.3	\$ 3.2	\$ 3.1	\$ 6.3
投資	3.8	5.9	9.7	2.0	7.3	9.3
貸出金	4.5	4.5	9.0	2.3	10.5	12.8
その他	2.7	2.0	4.7	0.5	0.1	0.6
資産合計	\$ 14.6	\$ 15.1	\$ 29.7	\$ 8.0	\$ 21.0	\$ 29.0
長期債務	\$ 0.4	\$ 0.5	\$ 0.9	\$ 0.5	\$ —	\$ 0.5
その他負債	—	—	—	0.3	0.2	0.5
負債合計	\$ 0.4	\$ 0.5	\$ 0.9	\$ 0.8	\$ 0.2	\$ 1.0

クレジットカードの証券化

当社は債権を購入するために設立された信託を通じてクレジットカード債権を証券化しています。シティグループは、非遡求型で信託に債権を譲渡しています。クレジットカードの証券化はリボルビング型の証券化で、つまり顧客がクレジットカード残高を支払うと、当該受取額は新規債権を購

入し信託債権を補充するために利用されます。2010年度より前は、このような譲渡はSFAS第140号による売却取引として会計処理されており、従って売却資産は連結貸借対照表での認識が中止され、当該取引に関連する損益が計上されていきました。SFAS第167号の適用により2010年度から当該信託は連結事業体として取り扱われていますが、これはシティグループがサービサーとして当該信託の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有し、譲渡人としての持分および信託が発行する特定証券を保有し、信託からの潜在的に重要となる損失または便益に対して流動性ファシリティを提供することによります。したがって、譲渡されたクレジットカード債権は損益計上されずに、連結貸借対照表に計上されることが求められます。当該信託が第三者に対して発行した債務は、連結貸借対照表に含まれています。

当社は北米クレジットカード事業のための資金調達を証券化に依存しています。次表は、当社のクレジットカード債権の証券化に関する金額を反映したものです。

	シティコープ		シティ・ホールディングス	
	2010年	2009年	2010年	2009年
(単位：十億ドル)				
信託のクレジットカード債権の元本金額	\$ 67.5	\$ 78.8	\$ 34.1	\$ 42.3
信託のクレジットカード債権の元本金額に対する所有権持分：				
信託発行証券による投資家への売却	\$ 42.0	\$ 66.5	\$ 16.4	\$ 28.2
信託発行証券としてシティグループが留保	3.4	5.0	7.1	10.1
証書のない持分を通してシティグループが留保	22.1	7.3	10.6	4.0
信託のクレジットカード債権の元本金額に対する所有権持分合計	\$ 67.5	\$ 78.8	\$ 34.1	\$ 42.3
信託に留保されている持分に関して貸借対照表に計上されたその他の金額：				
証券化資産に対するその他の留保持分	N/A	\$ 1.4	N/A	\$ 1.6
証券化資産に対する残余持分 ⁽¹⁾	N/A	0.3	N/A	1.2
信託への支払金額	N/A	1.2	N/A	0.8

(1) 2009年12月31日の残高には、シティコープ3億ドルおよびシティ・ホールディングス4億ドルの未請求の純持分が含まれます。

N/A 該当なし

クレジットカードの証券化—シティコープ

2010年度において、信託へのクレジットカード債権の譲渡は売却取引とする会計処理の基準を満たしていなかったため、証券化による利益または損失は計上されませんでした。2009年および2008年12月31日に終了した事業年度においては、当社はシティコープのクレジットカード債権の証券化による純利益（損失）を、それぞれ349百万ドルおよび（1,007）百万ドル計上しました。純利益（損失）は以下を反映しています。

- ・新規の証券化による増加利益（損失）
- ・売却した債権に伴う貸倒損失引当金の戻入れ
- ・一時的でない減損により相殺された信託資産の補完に係る純利益

・トレーディング資産として分類された残余持分部分に関する公正価値の変動

次表は、2010年、2009年および2008年12月31日に終了した事業年度における、シティコープのクレジットカードの証券化に関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

(単位：十億ドル)	2010年	2009年	2008年
新規証券化による収入	\$ —	\$ 16.3	\$ 11.8
満期ノートの償還	(24.5)	N/A	N/A
新規債権に再投資した回収金額	N/A	144.4	165.6
契約上の受取サービシング手数料	N/A	1.3	1.3
留保持分に係るキャッシュ・フローおよびその 他キャッシュ・フロー	N/A	3.1	3.9
N/A — SFAS第167号の適用により該当なし。			

2010年度におけるSFAS第167号の適用、およびそれに伴うクレジットカード証券化信託の連結により、シティコープの証券化資産に対する残余持分はありませんでした。2009年12月31日現在、従前の会計基準に基づき、シティコープについて計上された残余持分は0ドルでした。

クレジットカードの証券化—シティ・ホールディングス

2010年度において、信託へのクレジットカード債権の譲渡は売却取引とする会計処理の基準を満たしていなかったため、証券化による利益または損失は計上されませんでした。当社はシティ・ホールディングスのクレジットカード債権の証券化による純損失を、2009年および2008年12月31日に終了した事業年度において、それぞれ(586)百万ドルおよび(527)百万ドル計上しました。

次表は、2010年、2009年および2008年12月31日に終了した事業年度における、シティ・ホールディングスのクレジットカードの証券化に関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

(単位：十億ドル)	2010年	2009年	2008年
新規証券化による収入	\$ 5.5	\$ 29.4	\$ 16.9
満期ノートの償還	(15.8)	N/A	N/A
新規債権に再投資した回収金額	N/A	46.0	49.1
契約上の受取サービシング手数料	N/A	0.7	0.7
留保持分に係るキャッシュ・フローおよびその 他の正味キャッシュ・フロー	N/A	2.6	3.3
N/A — SFAS第167号の適用により該当なし。			

シティコープと同様、2010年度におけるSFAS第167号の適用により、シティ・ホールディングスの証券化されたクレジットカード債権に対する残余持分はありませんでした。2009年12月31日現在、従前の会計基準に基づき計上された残余持分は786百万ドルでした。2010年および2009年12月31日に終了した事業年度におけるシティ・ホールディングスのクレジットカード債権の売却または証券化日現在における残余持分の公正価値を測定するために使用された主要な仮定は以下のとおりです。

	2010年12月31日	2009年12月31日
割引率	N/A	19.7%
継続的期前返済率	N/A	6.0%~11.0%
予想正味貸倒損失	N/A	9.9%~13.2%

N/A — SFAS第167号の適用により該当なし。

継続的期前返済率の仮定の範囲は、新規のカード債権の買い取りを除いた、クレジットカード残高期間における予想される返済率を反映しています。この結果、証券化残高の初期に返済割合が高く、その後は開示された範囲に示されるように、より低い返済率となっています。

管理貸出金

前述のとおり2010年より前には、証券化債権は売却として取り扱われ、貸借対照表での認識が中止されていました。2010年より、実質的にすべての証券化されたクレジットカード債権は、連結貸借対照表に計上されています。したがって、管理ベース（以下「管理」といいます。）については2010年より前に関してのみ表示されています。

クレジットカード債権を証券化した後、当社は引き続きクレジットカード顧客との取引関係を維持し、信託に譲渡した債権についてサービシング業務を提供しています。よって当社は、証券化したクレジットカード債権を当社の管理対象である事業の一部と考えています。

管理ベースでの表示はGAAPの財務測定によるものではありません。管理ベースでの表示にはオンバランスシートの貸出金とオフバランスシートの貸出金の業績が含まれ、カード証券化業務による影響は除かれています。管理ベースでの表示は、証券化された貸出金が売却されておらず、シティグループが保有する貸出金と同じ方法でその証券化された貸出金の業績を表示することを前提としています。シティグループの経営陣は、管理ベースでの表示により継続事業に対する理解が深まり、過年度における業績の比較可能性が高まり、当期における異常な利益および費用の影響が明らかになると考えています。経営陣はさらに、当社の財務成績について有意義な分析を行うためには、業績の基礎となる要素の理解が求められると考えており、これら非GAAP基準による財務成績の分析には、シティグループの業績傾向を歪める可能性のある非経常項目を除外したものが投資家にとって有益であると考えています。

管理貸出金－シティコープ

次表は、クレジットカード・ポートフォリオの元本残高、関連する延滞債権(90日以上延滞している貸出金)、および貸倒損失額(回収金額控除後)についての、管理ベースの金額と貸借対照表計上額との調整を表しています。

(単位：百万ドル、ただし貸出金は十億ドル)

	2010年12月31日	2009年12月31日
貸出金期末残高：		
貸借対照表計上額	\$ 114.2	\$ 44.0
証券化金額	—	71.6
管理貸出金合計	\$ 114.2	\$ 115.6
延滞債権期末残高：		
貸借対照表計上額	\$ 2,161	\$ 1,146
証券化金額	—	1,902
管理延滞債権合計	\$ 2,161	\$ 3,048

12月31日に終了した事業年度の貸倒損失 (回収金額控除後)：

	2010年	2009年	2008年
貸借対照表計上額	\$ 9,950	\$ 3,841	\$ 2,866
証券化金額	—	6,932	4,300
管理貸倒損失合計	\$ 9,950	\$ 10,773	\$ 7,166

管理貸出金－シティ・ホールディングス

次表は、クレジットカード・ポートフォリオの元本残高、関連する延滞債権(90日以上延滞している貸出金)、および貸倒損失額(回収金額控除後)についての、管理ベースの金額と貸借対照表計上額との調整を表しています。

(単位：百万ドル、ただし貸出金は十億ドル)

	2010年12月31日	2009年12月31日
貸出金期末残高：		
貸借対照表計上額	\$ 52.8	\$ 27.0
証券化金額	—	38.8
管理貸出金合計	\$ 52.8	\$ 65.8
延滞債権期末残高：		
貸借対照表計上額	\$ 1,554	\$ 1,250
証券化金額	—	1,326
管理延滞債権合計	\$ 1,554	\$ 2,576

12月31日に終了した事業年度の貸倒損失 (回収金額控除後)：

	2010年	2009年	2008年
貸借対照表計上額	\$ 7,230	\$ 4,540	\$ 3,052
証券化金額	—	4,590	3,107
管理貸倒損失合計	\$ 7,230	\$ 9,130	\$ 6,159

資金調達、流動性ファシリティおよび劣後持分

シティグループは、シティコープの一部であるシティバンク・クレジット・カード・マスター・トラスト（以下「マスター・トラスト」といいます。）およびシティ・ホールディングスの一部であるシティバンク・オムニ・マスター・トラスト（以下「オムニ・トラスト」といいます。）という2つの証券化信託を通じてクレジットカード債権を証券化しています。シティグループは、これまでブロードウェイ・クレジット・カード・トラスト（以下「ブロードウェイ・トラスト」といいます。）を通じてクレジットカード債権を証券化していましたが、このトラストは2010年度に処分の一環として売却されました。

マスター・トラストは、固定および変動利付のターム・ノートおよびコマーシャル・ペーパー（以下「CP」といいます。）を発行します。ターム・ノートの一部はマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社に対して発行されます。2009年度に、マスター・トラストはターム物資産担保証券融資制度（以下「TALF」といいます。）プログラムの対象となる43億ドルのノートを発行しました。TALFプログラムでは、投資家は信託証券を担保として連邦準備理事会から融資を受けることができます。マスター・トラストが発行したこのノートの加重平均期間は、2010年12月31日現在で3.4年、2009年12月31日現在で3.6年でした。2010年度より当該トラストの負債は、連結貸借対照表に計上されています。

マスター・トラストの負債（額面価格）

(単位：十億ドル)	2010年12月31日	2009年12月31日
マルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社に対して発行されたターム・ノート	\$ 0.3	\$ 0.8
第三者に対して発行されたターム・ノート	41.8	51.2
シティグループの関連会社に保有されているターム・ノート	3.4	5.0
コマーシャル・ペーパー	—	14.5
マスター・トラストの負債合計	\$ 45.5	\$ 71.5

オムニ・トラストは固定および変動利付のターム・ノートを発行しており、その一部はマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社によって購入されています。オムニ・トラストはまた、コマーシャル・ペーパーも発行しています。2009年度にオムニ・トラストのコマーシャル・ペーパーの一部は、連邦準備制度理事会のCP資金提供機構（以下「CPFF」といいます。）によって購入されました。また、オムニ・トラストのターム・ノートを保有するマルチセラー導管会社のコマーシャル・ペーパーは、CPFFにより買い取られました。2010年12月31日において、CPFFを通して調達されたオムニ・トラストの負債はありません。直接的またはCPFFを通じて間接的に調達されたオムニ・トラストの負債総額は、2009年12月31日現在で25億ドルでした。

オムニ・トラストが発行した第三者ターム・ノートの加重平均期間は、2010年12月31日現在で1.8年、2009年12月31日現在で2.5年でした。

オムニ・トラストの負債（額面価格）

(単位：十億ドル)	2010年12月31日	2009年12月31日
マルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社に対して発行されたターム・ノート	\$ 7.2	\$ 13.1
第三者に対して発行されたターム・ノート	9.2	9.2
シティグループの関連会社に保有されているターム・ノート	7.1	9.8
コマーシャル・ペーパー	—	4.4
オムニ・トラストの負債合計	\$ 23.5	\$ 36.5

シティバンク（サウスダコタ）、エヌ・エイは、マスターおよびオムニ・トラストのコマーシャル・ペーパー・プログラムに完全な流動性ファシリティを提供している唯一の提供者です。これらのファシリティは各トラストに市場条件で提供され、発行済コマーシャル・ペーパーに関する流動性を提供するためのシティバンク（サウスダコタ）、エヌ・エイの契約債務を表しています。この流動性ファシリティにより、シティバンク（サウスダコタ）、エヌ・エイは、コマーシャル・ペーパーがロールオーバーされない場合、利用可能な信用補完残高（通常は劣後債形式）の範囲で、満期日に各トラストが発行したコマーシャル・ペーパーを購入することが求められます。2010年12月31日において、未償還のオムニ・トラストまたはマスター・トラストのコマーシャル・ペーパーがないことから、同日における流動性コミットメントはありませんでした。オムニ・トラストのコマーシャル・ペーパー・プログラムに関する流動性コミットメントは2009年12月31日現在で44億ドルでした。マスター・トラストのコマーシャル・ペーパー・プログラムに関する流動性コミットメントは、2009年12月31日現在で145億ドルでした。2009年12月31日現在、オムニ・トラストまたはマスター・トラストの流動性コミットメントは実行されていませんでした。

さらに、シティバンク（サウスダコタ）、エヌ・エイは、VIEではない、第三者の非連結マルチ・セラー・コマーシャル・ペーパー導管会社に流動性を提供していました。コマーシャル・ペーパー導管会社は、オムニ・トラストが発行したノートを取得していました。第三者導管会社に関する流動性コミットメントは、2009年12月31日現在25億ドルで、この流動性コミットメントは実行されていません。

2009年度において、シティグループの3つすべての主要クレジットカード証券化信託（マスター・トラスト、オムニ・トラストおよびブロードウェイ・トラスト）は、格付機関が否定的な兆候を示す格付見直しに指定した債券を保有していました。格付見直しの結果として、シティは、各信託に関して特定の措置をとりました。当該措置とは、概してシティが当該信託に対して留保していたシニア持分を支払の優先順位に関して、事実上、投資家の持分より下位に位置づけることでした。

これらの措置の結果、2009年度においてシティグループは、適用される自己資本比率に関する規則に基づき、リスクベースの自己資本比率を算出する目的上、3つすべてのクレジットカード証券化信託の売却済資産をリスク加重資産に含めることにしました。各措置がとられた2009年度の四半期において、リスク加重資産が増加しました。これらの変更の影響として、マスター・トラストおよびオムニ・トラストそれぞれに関連して、2009年3月31日現在、シティグループのリスク加重資産は約820億ドル増加し、シティグループのTier 1 資本比率はそれぞれ約100ベース・ポイント低下しました。ブロードウェイ・トラストを含めることにより、シティグループのリスク加重資産は

2009年6月30日においてさらに約900百万ドル増加しました。当該トラスの連結にあたり、SFAS第140号のもとで売却とみなされていたクレジットカード債権は、2010年度より連結貸借対照表に計上されており、従って当該資産は引き続きシティグループのリスク加重資産に含まれています。各トラスの債券格付けはすべて格付機関によって確認され、2010年12月31日以降格下げはありません。

抵当貸付の証券化

当社は、多様な顧客層に対して様々な種類の抵当貸付商品を提供しています。

組成された後、これらの貸出金の多くは、2010年より前にはQSPEであったSPEを利用して証券化されます。これらのSPEは譲渡された資産のみで担保された信託証書の発行により資金を調達します。これらの証書は譲渡された資産と同じ平均期間を有します。資産の証券化は、流動性の源泉およびより低いコストでの資金調達手段を提供するだけでなく、借主に対する当社の信用エクスポージャーも減少させます。これらの抵当貸付の証券化は主に非遡求型であるため、将来の貸倒損失リスクは、信託が発行する有価証券の購入者に事実上移転しています。ただし、当社の個人向け事業は通常、サービシング権を留保し、特定の場合には、投資証券、インタレストオンリー・ストリップ債および信託からの将来キャッシュ・フローに対する残余持分を留保しています。また、証券および銀行業務の限られた数の抵当貸付の証券化についてサービシング業務も行っています。証券および銀行業務ならびに特別資産プールは、抵当貸付の証券化においてサービシング権を留保していません。

当社は抵当貸付を通常、ジニー・メイ、FNMAまたはフレディ・マックのような政府機関（米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付）または自社による証券化（政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付）を通じて証券化しています。当社は、SPEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす当該事業体の活動を指揮する権限を有していないため、当社は米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化の主たる受益者ではありません。したがって、シティは米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化を連結していません。特定の状況において、当社は、(1)活動を指揮する権限(2) 政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化に対して潜在的に重要となる可能性がある損失を負担する義務または利益を享受する権利を有しており、従ってこれらのSPEを主たる受益者として連結しています。

抵当貸付の証券化—シティコープ

次表は、2010年、2009年および2008年12月31日に終了した事業年度における、抵当貸付の証券化に関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

(単位：十億ドル)	2010年		2009年	2008年
	米国政府機関が スポンサーとなっ ている抵当貸付	政府機関以外の 機関がスポンサーと なっている抵当貸付	政府機関および 政府機関以外の 機関がスポンサ ーとなっている 抵当貸付	政府機関および 政府機関以外の 機関がスポンサ ーとなっている 抵当貸付
新規証券化による収入	\$ 63.0	\$ 2.1	\$ 15.7	\$ 6.3
契約上の受取サービシング手数料	0.5	—	—	—
留保持分に係るキャッシュ・フローおよびその他の正味キャッシュ・フロー	0.1	—	0.1	0.2

2010年度における米国政府機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化に関して計上した利益（損失）は、（2）百万ドルでした。2010年12月31日に終了した事業年度における政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化に関して計上した利益（損失）は、（3）百万ドルでした。

2009年および2008年12月31日に終了した事業年度における政府機関および政府機関以外の機関に関する証券化による利益（損失）は、それぞれ18百万ドルおよび（15）百万ドルでした。

2010年および2009年12月31日に終了した事業年度における抵当貸付債権の売却日または証券化日現在における留保持分の公正価値を測定するために使用された主要な仮定は以下のとおりです。

	2010年12月31日		2009年12月31日
	米国政府機関が スポンサーとなっ ている抵当貸付	政府機関以外の機関 がスポンサーとなっ ている抵当貸付	政府機関および政府 機関以外の機関がス ポンサーとなってい る抵当貸付
割引率	0.1%～37.4%	0.8%～44.9%	0.4%～52.2%
継続的期前返済率	2.7%～28.0%	1.5%～49.5%	0.5%～60.3%
予測正味貸倒損失	NM	13.0%～80.0%	6.0%～85.0%

NM 重要ではありません。予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

主要な仮定の範囲は、当社が留保する持分の特徴が異なることによります。留保持分の範囲は、高格付けおよび／または資本構造の上位部分から未格付けおよび／または残余持分までにわたります。

留保持分の公正価値を算定するために使用される主要な仮定それぞれにおける10%および20%の不利な変化の影響を下記に開示しています。各変化による不利な影響は、他の仮定を一定として、個別に計算します。実際には、主要な仮定の間に関連性があることにより、主要な仮定が同時に不利な方向に変化した場合の影響額が、下記の個別の影響額の合計より少なくなる可能性があります。

2010年12月31日現在の、留保持分を評価するために使用された主要な仮定とその主要な各仮定の10%および20%の不利な変化に対する公正価値の感応度は以下のとおりです。

	2010年12月31日	
	米国政府機関が スポンサーとなっ ている抵当貸付	政府機関以外の機関が スポンサーとなっ ている抵当貸付
割引率	0.1%~37.4%	0.8%~44.9%
継続的期前返済率	2.7%~28.0%	1.0%~57.3%
予測正味貸倒損失	NM	10.8%~90.0%

NM 重要ではありません。予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

(単位：百万ドル)	2010年12月31日	
	米国政府機関が スポンサーとなっ ている抵当貸付	政府機関以外の機関が スポンサーとなっ ている抵当貸付
留保持分の簿価	\$ 2,611	\$ 1,118
割引率		
不利な変動10%	\$ (101)	\$ (35)
不利な変動20%	(195)	(66)
継続的期前返済率		
不利な変動10%	\$ (97)	\$ (21)
不利な変動20%	(188)	(41)
予測正味貸倒損失		
不利な変動10%	\$ (8)	\$ 2
不利な変動20%	(15)	(8)

抵当貸付の証券化—シティ・ホールディングス

次表は、2010年、2009年および2008年12月31日に終了した事業年度における、シティ・ホールディングスの抵当貸付の証券化に関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

(単位：十億ドル)	2010年		2009年	2008年
	米国政府機関が スポンサーとなっ ている抵当貸付	政府機関以外の 機関がスポンサーと なっている抵当貸付	政府機関および 政府機関以外の 機関がスポンサ ーとなっている 抵当貸付	政府機関および 政府機関以外の 機関がスポンサ ーとなっている 抵当貸付
新規証券化による収入	\$ 0.6	\$ —	\$ 70.1	\$ 81.7
契約上の受取サービシング 手数料	0.7	0.1	1.4	1.4
留保持分に係るキャッシュ・ フローおよびその他の正味 キャッシュ・フロー	0.1	—	0.4	0.7

2010年および2009年12月31日に終了した事業年度において当社は、米国政府機関および政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化による利益（損失）を計上しませんでした。2008年12月31日に終了した事業年度において、73百万ドルの政府機関および政府機関以外の機関がスポンサーとなっている抵当貸付の証券化による利益がありました。

2010年および2009年12月31日に終了した事業年度における抵当貸付債権の売却日または証券化日現在における留保持分の公正価値を測定するために使用された主要な仮定は以下のとおりです。

	2010年		2009年
	米国政府機関が スポンサーとなっ ている抵当貸付	政府機関以外の 機関がスポンサーと なっている抵当貸付	政府機関および政府 機関以外の機関が スポンサーとなっ ている抵当貸付
割引率	12.8%~15.4%	N/A	7.9%~15.0%
継続的期前返済率	11.5%~16.3%	N/A	2.8%~18.2%
予測正味貸倒損失	NM	N/A	0.0%~0.1%

NM 重要ではありません。

N/A 該当なし。

主要な仮定の範囲は、当社が留保する持分の特徴が異なることによります。留保持分の範囲は、高格付けおよび／または資本構造の上位部分から未格付けおよび／または残余持分までにわたります。

留保持分の公正価値を算定するために使用される主要な仮定それぞれにおける10%および20%の不利な変化の影響を下記に開示しています。各変化による不利な影響は、他の仮定を一定として、個別に計算します。実際には、主要な仮定の間に関連性があることにより、主要な仮定が同時に不利な方向に変化した場合の影響額が、下記の個別の影響額の合計より少なくなる可能性があります。

2010年12月31日現在の、留保持分を評価するために使用された主要な仮定とその主要な各仮定の10%および20%の不利な変化に対する公正価値の感応度は以下のとおりです。

	2010年12月31日	
	米国政府機関が スポンサーとなっ ている抵当貸付	政府機関以外の機関 がスポンサーとなっ ている抵当貸付
割引率	12.1%~15.1%	2.2%~44.8%
継続的期前返済率	13.2%~25.0%	2.0%~40.4%
予測正味貸倒損失	NM	0.1%~85.0%
加重平均期間	6.4年	0.1~9.4年

(単位：百万ドル)

留保持分の簿価

	米国政府機関が スポンサーとなっ ている抵当貸付	政府機関以外の機関 がスポンサーとなっ ている抵当貸付
割引率	\$ 2,327	\$ 732
不利な変動10%	\$ (98)	\$ (27)
不利な変動20%	(188)	(47)
継続的期前返済率		
不利な変動10%	\$ (116)	\$ (32)
不利な変動20%	(224)	(64)
予測正味貸倒損失		
不利な変動10%	\$ (26)	\$ (31)
不利な変動20%	(51)	(53)

NM 重要ではありません。予測正味貸倒損失は米国政府機関により保証されているため重要ではありません。

抵当貸付サービシング権

抵当貸付の証券化に関連して、当社の米国個人向け抵当貸付事業は、貸出金の未償還元本残高および契約上のサービシング手数料に基づく将来キャッシュ・フローの権利を当社に与えることになるサービシング権を留保しています。契約上の要件に従って貸出金のサービシング業務が実施出来なかった場合、サービシング権の終了および将来のサービシング手数料の損失につながる場合があります。

2010年および2009年12月31日現在の資産計上された抵当貸付サービシング権（以下「MSR」といいます。）の公正価値は、それぞれ46億ドルおよび65億ドルでした。MSRは、2010年および2009年12月31日現在の対応する貸付元本残高それぞれ4,550億ドルおよび5,550億ドルに対応しています。次表は2010年および2009年12月31日に終了した事業年度の資産計上されたMSRの変動を要約したものです。

(単位：百万ドル)

	2010年	2009年
期首残高	\$ 6,530	\$ 5,657
組成	658	1,035
入力データおよび仮定の変動によるMSRの公正価値の変動	(1,067)	1,546
その他変動 ⁽¹⁾	(1,567)	(1,708)
期末残高	\$ 4,554	\$ 6,530

(1)顧客の支払いおよび時間の経過による変動を示しています。

MSRの市場には、参加者に市場価格を提供するほどの十分な流動性はありません。したがって、当社はオプション調整後スプレッド手法を用いてMSRの公正価値を決定しています。この手法では、複数の金利シナリオに基づくサービシング・キャッシュ・フローを予測し、リスク調整後割引率を用いてこれらのキャッシュ・フローを割り引きます。MSRの評価に用いられる主要な仮定には、抵当貸付の期前返済率および割引率が含まれます。モデルで使われる仮定およびMSRの公正価値の見積りは、入手できる場合は類似のMSRポートフォリオおよびインタレスト・オンリー証券ポートフォリオの観察可能な取引、ならびにMSRのブローカー評価および業界調査と比較されています。MSRを評価するために用いられたキャッシュ・フロー・モデルおよび期前返済率・金利モデルは、当社のモデル検証方針に基づいて検証されます。

MSRの公正価値は主に、抵当貸出金利の変動から生じる期前返済額の変動に影響されます。このリスクを管理するために、当社は、金利デリバティブ契約やモーゲージ・バック証券の先物購入契約を利用したり、トレーディング目的に分類される有価証券を購入したりすることで、MSRの価値の大部分を経済的にヘッジしています。

当社は以前に証券化した抵当貸付のサービシングを提供する期間に手数料を受け取ります。2010年、2009年および2008年12月31日に終了した事業年度におけるこれらの手数料金額は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2010年	2009年	2008年
サービシング手数料	\$ 1,356	\$ 1,635	\$ 2,121
遅延損害金	87	93	123
付随手数料	214	77	81
MSR手数料合計	\$ 1,657	\$ 1,805	\$ 2,325

これらの手数料は連結損益計算書において、その他収益として分類されています。

再証券化

当社は、新たな受益持分と引き換えに負債証券をVIEに譲渡する再証券化取引を行っています。2010年12月31日に終了した事業年度において、シティは当初の貸出金約4,868百万ドルの政府機関以外の機関（自社名）の証券を再証券化事業体に譲渡しました。これらの証券は、住宅または商業用抵当貸付で担保されており、多くの場合顧客の代理で組成されています。2010年12月31日に終了した事業年度において、シティは自社による再証券化事業体への有価証券売却に係る損失約119百万ドルを計上しました。2010年12月31日現在、シティが組成した再証券化取引におけるシティの保有持分の市場価値は合計約435百万ドルであり、トレーディング資産に計上されています。このうち、約104百万ドルおよび331百万ドルはシニアおよび劣後受益持分に関するものです。

当社は、米国政府機関保証モーゲージ・バック（政府機関）証券の再証券化も行っています。2010年12月31日に終了した事業年度において、シティは元本約28,295百万ドルを再証券化事業体に譲渡しました。2010年12月31日現在、シティが組成した政府機関再証券化取引のシティの保有持分の市場価値は合計約351百万ドルであり、トレーディング資産に計上されています。

2010年12月31日現在、当社は自社名または政府機関の再証券化を行う事業体を連結していません。

シティが管理しているアセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社

当社は複数のマルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社の管理会社として、また第三者がスポンサーとなっているシングルセラーおよびその他のコマーシャル・ペーパー導管会社に対するサービス提供者として、アセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管業務に従事しています。

マルチセラー・コマーシャル・ペーパー導管会社は、顧客に対して、コマーシャル・ペーパー市場における低コストでの資金調達手段を提供するためのものです。導管会社は顧客から資産を購入、または顧客に資金調達手段を提供しており、第三者投資家に対してコマーシャル・ペーパーを発行することにより資金を調達しています。導管会社は通常、当社が組成した資産を購入することはありません。導管会社の資金調達を円滑にするために、当社が流動性補完および信用補完を提供しています。

当社は、通常、導管会社に対する管理会社として、導管会社が購入する資産およびその資金調達の選択および構築、導管会社の資金調達に関する意思決定（発行済コマーシャル・ペーパーの期間およびその他の条項の決定を含む）、導管会社の資産の質および運用成績の監視、ならびに導管会社の事業活動およびキャッシュ・フローの促進に責任があります。その代わりに、当社は個別取引に関して顧客から組成手数料を受け取り、導管会社からは管理手数料（導管会社の顧客プログラムからの収入および流動性手数料から支払利息およびその他の費用を控除した金額）を受け取ります。原資産のリスクおよび便益の大半が顧客に帰属することから、当該管理手数料は比較的安定しており、当該資産の価格交渉が行われた後に継続する収益、費用および手数料はその導管会社の規模に対する割合として比較的安定したものとなります。

当社が管理している導管会社は、通常、第三者によって正式に格付けされている流動性の高い有価証券への投資を行いません。当該資産は、導管会社が保有することを意図して個別に交渉される仕組み取引であり、活発に売買されるものではありません。各資産について導管会社が稼得する利回りは、通常、導管会社が発行するコマーシャル・ペーパーのレートと連動しています。そのため、金利リスクは顧客が負うこととなります。導管会社が購入した各資産は、第三者である売り手（顧客）によって提供された取引特有の信用補完特性（超過担保、現金および超過スプレッド担保勘定、直接償還請求権もしくは第三者保証を含みます。）を付して組成されます。これらの信用補完は、当社の内部リスク格付けに基づき、A以上の信用格付けとなるように範囲が決められています。

導管会社の資金調達方法は、実質的にすべて短期コマーシャル・ペーパーの形式をとっており、通常、30日から60日間の加重平均期間を有しています。2010年12月31日現在および2009年12月31日現在、連結および非連結導管会社により発行されたコマーシャル・ペーパーの加重平均期間は、それぞれ約41日および43日間でした。

導管会社の投資家には、主として上述の取引に特化した信用補完の形式で、信用補完の提供が行われています。さらに、コマーシャル・ペーパーを保有している投資家を資産のデフォルト・リスクから保護するために、通常2つの形式による信用補完が提供されています。1つは、各導管会社が発行する劣後損失債で、想定元本の全額を上限として信用損失を負担するものです。2つ目は、各導管会社が当社より取得する信用状で、これは導管会社の資産の最低8%から10%に相当する必要があります。当社が連結導管会社に提供した信用状は合計約26億ドルです。当社が管理しているすべてのマルチセラー導管会社の最終的な業績として、債務不履行に陥った資産が上述の取引に特

化した信用補完の範囲を超過している場合には、各導管会社における損失は以下の順に割り当てられます。

- ・ 劣後損失債保有者
- ・ 当社
- ・ コマーシャル・ペーパー投資者

当社はまた、導管会社に対し、2つの形式の流動性契約を提供しています。これらは、特に市場混乱の際に導管会社へ資金調達を行うために利用されます。導管会社の各資産は、資産購入契約（以下「APA」といいます。）の形式で、取引に特化した流動性ファシリティによって信用補完されています。APAに基づき、当社は債務不履行に陥っていない適格債権を導管会社から額面価格で購入することに合意しています。APAに基づき購入された資産は、増加価格の対象となります。APAは通常、債務不履行に陥った資産または減損資産の購入を認めておらず、潜在的な信用リスクの増加を考慮して購入資産の価格づけを再度行うため、導管会社に対して信用補完を行っていません。APAは導管会社のすべての資産をカバーしており、当社は損失に対する最大エクスポージャーを考慮しています。さらに当社は導管会社に対し、短期貸出約定の形式でプログラム全体としての流動性を提供しています。当社はこれらの約定に基づき、コマーシャル・ペーパー市場の短期的な混乱の際に、特定の条件付きで、導管会社に貸付を行うことに合意しています。2010年12月31日現在、当社が管理している非連結導管会社のプログラム全体としての流動性契約に基づく名目上のエクスポージャーは、合計6億ドルで、これは損失に対する当社の最大エクスポージャーにおいて考慮されています。当社は、2つの流動性契約を提供する際に手数料を受領しており、これらの手数料が公正な市場条件に基づくものであると考えています。

さらに、当社は導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーのいくつかの指名ディーラーのうちの1つであり、サービス提供時に市場ベースの手数料を稼得しています。当社は第三者ディーラーと共に、コマーシャル・ペーパーに関する値付け業務を行い、第三者に対し、随時、保留となっているコマーシャル・ペーパー売却のための資金調達を行うことができます。当社は、市場における流動性が低い特定の日において、当社ならびに第三者が管理している導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーを在庫として保有することがあります。在庫に保有されている当該導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーの金額は、市場の状況および活動に基づいて変動します。2010年12月31日現在、当社は当該非連結導管会社が発行したコマーシャル・ペーパーを所有していません。

2010年1月1日におけるSFAS第167号の適用時において、当社は、後述する政府保証貸出金導管会社を除いて、アセット・バック・コマーシャル・ペーパー導管会社を連結しました。当社は、管理会社としての役割を通して、当該事業体の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していると決定しました。これらの権限は、導管会社が購入する資産を組成し承認する権限、継続的な監督および与信緩和活動、ならびに債務管理を含みます。さらに、上述の当社によるすべての関与の結果、当社は潜在的に重要となる経済的持分を有すると結論付けました。ただし、当該導管会社のこれらの資産および負債は、シティグループの資産および負債から切り離されています。導管会社の資産は、シティグループおよび子会社の債務弁済に充当されることはありません。

当社は、第三者の債務者に対して貸出金を組成する導管会社を1社管理しており、これらの債務は主に、AAA格付である輸出および開発資金調達プログラムを支援する政府機関により全額保証されています。当該政府保証貸出金導管会社の経営成績は、その裏付けとなる資産の実績から最も重大

な影響を受けます。保証人は、当該事業体が保有する貸出金を個別に承認する必要があり、保証人は導管会社の経営成績を改善するために、（条件緩和の指揮および延滞貸出金を購入するための保証提供条件の設定を通して）導管会社の延滞した貸出金を管理する能力を有します。当社は当該政府保証貸出金導管会社の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していないため、当社は当該事業体を連結すべきでないとの結論に達しました。2010年12月31日において、当該非連結政府保証貸出金導管会社は、約96億ドルの資産を保有していました。

2010年1月1日より前には、当社が当該導管会社の主たる受益者であるか否かを判断するために、当社は当該導管会社の予想される変動可能性の量的分析を行うことを要求されていました。当社は四半期毎にこの分析を行います。劣後損失債または第三者保証が導管会社の予想損失の大部分を負担するのに十分である場合、当社はその導管会社を連結しませんでした。劣後損失債または第三者保証が導管会社の予想損失の大部分を負担するのに不十分な場合、当社は追加的な信用補完を行うため、主たる受益者として当該導管会社を連結しました。当社は、当該分析を行うにあたり、導管会社の変動性に関する3つの主要要素（信用リスク、金利リスクおよび手数料の変動性）を考慮しています。

第三者コマーシャル・ペーパー導管会社

当社は第三者がスポンサーであるシングル／マルチセラー導管会社に対しても流動性ファシリティを提供しています。これらの導管会社は独立して所有、管理されており、導管会社の性質に応じて様々な資産クラスに投資しています。当社が提供しているファシリティは通常、各導管会社が取得している流動性ファシリティ総額のごく一部であり、各導管会社の資産により担保されています。2010年12月31日現在、これらのファシリティの想定元本は約965百万ドルであり、このうち415百万ドルが実行されました。当社は、当該導管会社の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していないことから、当該導管会社を連結していません。

CDOおよびCLO

証券化された債務担保証券（以下「CDO」といいます。）は、アセット・バック証券およびアセット・バック証券に係るデリバティブによる合成エクスポージャーから構成される資産プールを購入し、投資家に複数のトランシェの持分証券およびノートを発行するSPEです。CDOに関しては、通常第三者管理会社を選ばれ、CDOのための資産プールを選択し、CDOの期間にわたりこれらの資産を管理しています。当社はCDOを組成するまでの資産の保有、CDOの構築、投資家への負債証券の販売に関して手数料を稼得しています。さらに当社は、当社が構築した多くのCDOにおける留保持分を有しており、これらの発行済ノートに関する値付け業務を行っています。

現金CDOまたは裁定CDOは、選定資産のポートフォリオ（通常、住宅モーゲージ・バック証券）の利回りとノートを投資家に販売する際のCDOの資金調達コストとの差額を利用することを目的としたCDOです。「キャッシュ・フロー」CDOは、資産プールからのキャッシュ・フローを還元するビークルです。一方、「市場価値」CDOは、CDOが所有する資産プールの市場価値を満期時に投資家に支払います。どちらのCDOも通常、第三者資産運用会社によって運用されています。これらの取引において、負債証券の購入に現金が必要とされるため、CDOが発行する持分証券およびノートすべてについて資金調達されます。典型的な現金CDOでは、第三者投資運用会社が資産ポートフォリオの選定を行い、当社はCDO組成前の一時保有資金調達の取決めを通じて融資を行います。その後、当社はノート

発行を通じて調達された現金と引き換えにCDOに対して負債証券の売却を行います。当社の現金CDOへの継続的な関与は、通常、CDOが発行したノートまたはローンの一部への投資およびそれらの証券の値付け、ならびにCDOの組成において利用された金利または為替スワップの契約相手方として活動することに限定されています。

合成CDOは現金CDOと類似しています。ただし、当該CDOがデリバティブ商品（例えば、クレジット・デフォルト・スワップ）を通じて合成的に参照資産のすべて、または一部に対するエクスポージャーを取得する点が異なります。当該CDOは、参照ポートフォリオ全体を購入するのに十分な現金を調達する必要がないため、リスクのシニア・トランシェの大部分は通常、補償債務またはデリバティブ商品の形式でCDO投資家に転嫁されます。したがって、当該CDOは当社または第三者に対し、参照負債証券の選定に係る信用保護を提供し、その後、リスクは借換債券またはデリバティブ商品を通じて購入した信用保護の形式でCDO投資家に転嫁されます。投資家から調達した現金は、担保証券または投資約定のポートフォリオへ投資されます。その後、担保は契約相手方に提供されたクレジット・デフォルト・スワップのCDOの債務を裏付けるために利用されます。当社の合成CDOへの継続的な関与には、通常、CDOとのクレジット・デフォルト・スワップを通じて信用保護を購入すること、一時借入のデリバティブ・ポジション（主として以下に記載されているスーパー・シニア・エクスポージャー）および発行済ノートの両方の形式でCDOの資本構成の一部を所有すること、CDOと金利スワップおよびトータル・リターン・スワップ取引を締結すること、CDOに対して貸付を行うこと、ならびにそれらの発行済ノートの値付けを行うことが含まれます。

証券化されたローン担保証券（以下「CLO」といいます。）は上記のCDO取引に極めて類似していますが、SPEが所有する資産（現物商品またはデリバティブ商品による合成エクスポージャーのいずれか）は、アセット・バック負債証券ではなく、ほとんどが法人向け貸出金で、社債も多少含まれています。

CDOビークルが優先株式を発行した場合、当該優先株式は通常、資本の不足額（10%未満）を表します。また劣後財務支援を受けずに当該事業体の事業活動に必要な資金調達をするには優先株式が不十分であることが推定されます。さらに、優先株式の保有者が通常、担保に対する予想損失エクスポージャーの全額および期待残存利益を制限なく受領する可能性を有していたとしても、日常的な業務における彼らの役割および第三者資産管理会社を解任できる権限が限定的であるため、優先株式保有者が当該事業体の財務成績に重要な影響を与えることになる決定を行う能力を有するか否かは常に明確であるとは限りません。通常は上述の条件を満たすことから、CDOビークルが優先株式を発行したとしても、当該ビークルはVIEに分類されると当社は考えています。

CD0の連結およびその後の連結除外

当社が関与しているCD0の実質的にすべては、第三者資産管理会社により運営されています。通常、当該第三者資産管理会社は、資産を購入および売却する権限または、CD0の再投資期間が終了した場合に資産を売却する権限を通して、CD0の経営成績に最も重要な影響を及ぼすビークルの活動を指揮する権限を有することになります。ただし、CD0が債務不履行となった場合は、第三者資産管理会社の活動は縮小される可能性があります。また、清算されるCD0ビークルを指揮する権限を含めて特定の追加的な権限が通常CD0ビークルの投資家に対して提供されます。

当社は、特定のCD0が発行した「スーパー・シニア」ポジションのうちのかかなりの部分を留保しています。これらのポジションは、CD0のポジションのうち最も上位のシニア・ポジションを表わしているため、スーパー・シニアと呼ばれており、組成時には独立の格付機関によってAAAの格付けを有するトランシェよりも優先されていました。これらのポジションは、当社が特定のCD0に対して売建プット・オプション（以下「流動性プット」といいます。）を提供している場合、短期商業・ペーパーの形式で構成されるファシリティを含みます。流動性プットの条件に基づき、CD0が特定の最大値（通常LIBORプラス35ベース・ポイントからLIBORプラス40ベース・ポイント）を下回るレートで商業・ペーパーを発行することができなかつた場合、当社には所定の金利でCD0のシニア・トランシェを調達する義務がありました。2010年12月31日現在、裏付けとなるCD0のすべてが清算されているため当社の当該商業・ペーパーに対するエクスポージャーはありません。

多くのCD0取引開始後、CD0の劣後トランシェの価値および格付けは、著しく低下しています。劣後トランシェおよびスーパー・シニア・トランシェの価値の下落は、現在の市場に関する仮定に基づき、スーパー・シニア・トランシェが現在、CD0の予想損失のかかなりの部分に関係していることを示しています。

当社は、CD0の経営成績に最も重要な影響を及ぼすビークルの活動を指揮する権限を通常は有していません。これは、CD0の第三者資産管理会社が当該権限を有していることによります。したがって、ASC810により連結されていた特定の合成CD0および現金CD0はSFAS第167号の適用時に連結除外されました。特定の合成CD0の連結除外により、シティグループが当該CD0と契約した買入クレジット・デフォルト・スワップに関連する流動債権および債務が計上されました。当該契約はこれまでは、ビークルの連結時に消去されていました。

当社は、(i)CD0ビークルが債務不履行となった場合、(ii)当社が、その理由の如何を問わずまたはCD0を清算することなしに、第三者資産管理会社を解任する無制限の権限を有する場合、(iii)そのビークルにとって潜在的に重要となるエクスポージャーを当社が有する場合にCD0を連結します。さらに、当社が当該CD0ビークルの資産管理会社であり、また当該ビークルにとって潜在的に重要となるエクスポージャーを当社が有する場合、当社は通常当該CD0を連結します。

SFAS第167号をCD0へ適用したことによる影響により、2010年1月1日の当社資産が19億ドル、負債が19億ドルの増加となりました。当社は、引き続き非連結CD0への関与を監視します。当社がこれらのビークルの追加持分を取得しようとした場合、CD0の活動を指揮する権限を得た場合（当社がその理由の如何を問わず、またはCD0を清算することなしに、第三者資産管理会社を解任する無制限の権限を獲得した場合）、または変動持分保有者間の予想損失もしくは残存利益の再配分を行うため

にCDOの契約上の取決めが変更されることとなった場合、当社はCDOの連結を要求される場合があります。現金CDOについては、そうした連結の結果生じた最終的な業績は、第三者が保有している劣後証券の現在の公正価値で、当社の貸借対照表上に総額で計上されます。この金額は僅かであるとみなされています。合成CDOについては、連結時に会社間のデリバティブ関連債権債務が相殺消去されるため、そうした連結による最終的な業績においては、当社の貸借対照表上の金額が減少することになります。

主要な仮定および留保持分—シティ・ホールディングス

2010年12月31日に終了した事業年度におけるCDOおよびCLOの証券化に関して、売却日または証券化日現在における留保持分の公正価値を測定するために使用された主要な仮定は以下のとおりです。

	CDO	CLO
割引率	14.7%~40.6%	3.6%~5.4%

留保持分の公正価値を算定するために使用する割引率における2つの不利な変化の影響は、以下に記載されています。

(単位：百万ドル)

	CDO	CLO
留保持分の簿価	\$ 51	\$ 618
割引率		
不利な変動10%	\$ (3)	\$ (6)
不利な変動20%	(6)	(13)

アセット・ベース・ファイナンス

当社は資産を保有しているVIEに対して貸出金およびその他の形式で資金を提供しています。これらの貸出金は、当社が組成または購入した他のすべての貸出金と同様の与信承認が必要となります。負債証券またはデリバティブの形式での資金提供は、多くの場合、トレーディング勘定資産に計上され、損益を通じて公正価値で会計処理されています。当社は、VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していないため、これらを連結していません。

アセット・ベース・ファイナンスーシティコープ

2010年12月31日現在におけるシティコープのアセット・ベース・ファイナンスの主な種類、重要な関与をしている非連結VIEの合計資産および損失に対する当社の最大エクスポージャーは、以下に示すとおりです。当社が最大損失を計上するのは、VIE（借り手）が債務不履行に陥り、VIEが保有する資産からの回収ができない状態にある場合です。

（単位：十億ドル）

種類	合計資産	最大 エクスポージャー
商業用およびその他の不動産	\$ 0.9	\$ 0.3
ヘッジファンドおよび株式	7.6	3.0
航空機、船舶およびその他資産	7.6	7.9
合計	\$ 16.1	\$ 11.2

アセット・ベース・ファイナンス—シティ・ホールディングス

2010年12月31日現在におけるシティ・ホールディングスのアセット・ベース・ファイナンスの主な種類、重要な関与をしている非連結VIEの合計資産および損失に対する当社の最大エクスポージャーは、以下に示すとおりです。当社が最大損失を計上するのは、VIE（借り手）が債務不履行に陥り、VIEが保有する資産からの回収ができない状態にある場合です。

種類	合計資産	最大 エクスポージャー
(単位：十億ドル)		
商業用およびその他の不動産	\$ 12.2	\$ 1.7
法人向け貸出金	6.0	5.0
航空機、船舶およびその他資産	4.4	2.2
合計	\$ 22.6	\$ 8.9

次表は、2010年、2009年および2008年12月31日に終了した事業年度における、アセット・ベース・ファイナンスに関連するキャッシュ・フロー情報の一部を要約したものです。

	2010年	2009年	2008年
(単位：十億ドル)			
留保持分に係るキャッシュ・フローおよびその他の 正味キャッシュ・フロー	\$ 2.8	\$ 2.7	\$ 1.7

留保持分の公正価値を算定するために使用する割引率における2つの不利な変化の影響は、以下に記載されています。

	アセット・ベース・ ファイナンス
(単位：百万ドル)	
留保持分の簿価	\$ 5,006
対象となるポートフォリオの価値	
不利な変動10%	—
不利な変動20%	(57)

地方債のテnder・オプション・ボンド信託

当社は州または市が発行した固定金利と変動金利付きの非課税の有価証券を保有している地方債のテnder・オプション・ボンド（以下「TOB」といいます。）信託のスポンサーをしています。この信託は単一の発行体の信託であり、その資産は当社および市場から購入されています。当該信託は、シニア持分の保有者が彼らの持分を発行体である信託（以下に詳細が記述されます。）に対して定期的にテnder・バックする権利を有するため、テnder・オプション・ボンド信託と呼ばれます。

TOB信託は、信託資産を購入するための資金を、長期変動利付上位債（以下「フローター」といいます。）および後順位残存証券（以下「残存証券」といいます。）を発行することにより調達しています。フローターおよび残存証券は信託期間と同じ期間（裏付けとなる地方債と同等かそれより短い期間）を有します。残存証券は信託の総調達額の1%以下であることが多く、その保有者に発行体信託の残存キャッシュ・フローの権利を与えています。残存証券は通常その裏付けとなる地方債の長期格付に基づいて格付けされます。フローターは一般的に、週次で新しい市場レート（SIFMAインデックスによるレート、非課税の7日高格付け市場インデックス、変動利付地方債）に更改される利息が付されています。フローターの保有者は、当該信託にそのフローターを定期的にテnder・バックするオプションを有しています。フローターは、裏付けとなる地方債のモノライン保険会社により提供された信用補完を含んだ長期格付、および信託の流動性提供者の短期格付に基づいて格付けされます。

当社は、2種類のTOB信託すなわち顧客TOB信託および自己勘定TOB信託のスポンサーをしています。顧客TOB信託は、顧客が地方債への投資資金を調達するための信託です。残存証券は顧客が保有しており、フローターは第三者である投資家が保有しています。自己勘定TOB信託は、地方債に対する当社の投資資金の調達を可能にするものです。当社は残存証券を自己勘定TOB信託で保有しています。

当社は、信託の再販売代理人として、信託の組成時にフローターの第三者への販売を支援し、フローターの利回りの再設定や買戻しを促進しています。フローターの入札が行われ、当社が（再販売代理人として）定められた期限内に新たな投資家を見出すことができない場合には、当社は再販売の不成立を宣言し信託を終了させるか、または当該フローターを買取り、資産として保有した上で、引き続き第三者である投資家への売却を模索することを選択することができます。フローターの保有水準は一定していませんが、2010年12月31日現在、当社は、顧客TOB信託または自己勘定TOB信託に関連するフローターを保有していません。

約6億ドルの地方債が、当社が信用保証を提供するTOB信託に所有されていました。その他のケースでは、資産は補完されていないか、またはモノライン保険会社による保険が付されています。信託契約で定義された不利なクレジット・イベントは当該信託に発生していませんが、一方で特定のモノライン保険会社は格下げされました。このようなケースにおいて、当社は当該資産または、順次終了する信託からの収益に対して追加的な保険を適用することにより積極的にTOBプログラムを運営しました。

関連する地方債のクレジット・イベント以外の事由で信託が早期に終了する場合は、関連する地方債が市場で売却されます。それに伴い、関連する地方債の売却後にフローターの償還資金を賄うための信託のキャッシュ・フローが不足した場合には、当該信託は流動性契約に基づいて、かかる不足額と同額の供給を受けます。流動性契約は、通常、当社から信託に直接提供されています。残

存証券が信託の資本構造の25%未満である顧客TOB信託に関して、当社は、残存証券の保有者との間で払戻契約を締結しており、同契約により、残存証券の保有者は、流動性契約に基づいて支払った金額を当社に返済します。この払戻契約により、残存証券の保有者は地方債の価値の変動に対する経済的なエクスポージャーに引き続きさらされることとなります。当社の相手方の信用リスクを軽減するために、払戻契約は関連する地方債の価値の変動に応じて柔軟に変更されます。第三者が自己勘定TOB信託に対して流動性を提供する場合には類似の払戻が設定され、それにより当社（または当社の連結子会社）は、残存証券の保有者として、流動性提供者が被った損失を負担します。2010年12月31日現在、顧客TOB信託および顧客がスポンサーとなっているその他の非連結地域投資ファンドについて提供された流動性契約は合計101億ドルで、想定元本86億ドルの払戻契約により相殺されています。顧客が残存証券を保有するTOB信託取引に関する残余エクスポージャーは、取引組成時の債券価額の25%以上であり、払戻契約は締結されていません。さらに、当社は、下記のその他の非連結自己勘定TOB信託に対して想定元本1億ドルの流動性の提供を行っています。

当社は、顧客TOB信託および自己勘定TOB信託をVIEとみなしています。過年度において、顧客TOB信託は当社により連結されておらず、また当社のSFAS第167号の適用時においても非連結となっています。これは、第三者である投資家が顧客TOB信託における残存証券およびフローターに対する持分を保有し、当社の関与が再販売代理人および流動性提供者としての役割に限定されているためです。顧客TOB信託に対する支配力は、当該信託の債券を一方的に売却する可能性のある顧客残存証券保有者にあると当社は結論付けました。当社は残存証券持分を保有していないため、信託の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していないことから、SFAS第167号により顧客TOB信託を連結していません。

自己勘定TOB信託は過年度において通常連結されていました。当社のSFAS第167号の適用時において、引き続き連結されています。自己勘定TOB信託に対する当社の関与は、残存証券持分の保有ならびに当該信託との再販売および流動性契約を含みます。顧客TOB信託と同様に、当社は自己勘定TOB信託に対する支配力は主に、当該信託の債券を一方的に売却する可能性のある残存証券の保有者にあると結論付けました。当社は残存証券持分を保有しており、信託の経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していることから、SFAS第167号により自己勘定TOB信託を引き続き連結しています。

2010年より前には、特定のTOB信託はQSPEの定義を満たしていたことにより、過年度において連結されていませんでした。当社のSFAS第167号の適用により以前のQSPE信託は、残存証券保有者である当社により連結されており、自己勘定TOB信託として表示されています。

自己勘定TOB信託の資産合計にはまた、当社が連結および運営しているヘッジファンドに保有されている残存証券の5億ドルの資産が含まれています。これらTOB信託の資産および関連する負債は、自己投資の連結を排除するASC 946「金融サービス—投資会社」の適用に従って、ヘッジファンドに連結されていません（したがって、当社に連結されていません。）。当社は、ヘッジファンドの支配財務持分を当社が保有していることからヘッジファンドを連結しています。当社のヘッジファンドに対する特定の持分投資は、当社が第三者に対して実行した、ヘッジファンドの利益を参照するデリバティブ取引によりヘッジされています。当社による、これらのヘッジファンドおよびTOB信託に対する持分の会計処理について、SFAS第167号の適用による変更はありません。

地域投資

地域投資取引は、主に低所得者に利用可能な賃貸住宅の建設および再建のための資金提供を行うパートナーシップに対する持分、新規または未開拓市場での貸付、または再生可能な地域エネルギー施設の建設または運営のための資金提供です。当社は通常、リミテッド・パートナーとしてこれらのパートナーシップに投資し、主にこれらのパートナーシップが実行した投資による税額控除および補助金を通して収益を稼得しています。これらの事業体は通常VIEとみなされます。これらの事業体の活動を指揮する権限は通常ジェネラル・パートナーが保持しています。したがって、SFAS第167号の適用時において、当社はこれらの事業体を引き続き連結していません。

顧客仲介

顧客仲介取引とは、基礎となる有価証券、参照資産またはインデックスからのリターンを基準にした特定のリターンを投資家に提供することを目的とした様々な取引です。これらの取引には、クレジットリンク債および株式連動債が含まれています。これらの取引において、VIEは通常、トータル・リターン・スワップまたはクレジット・デフォルト・スワップ等のデリバティブ商品を通じて、基礎となる有価証券、参照資産またはインデックスに対するエクスポージャーを取得し、これらに基づくリターンを支払うノートを投資家に対して発行しています。VIEはその発行代金を、取引期間にわたってデリバティブ契約の担保となる金融資産または保証付保険契約（以下「GIC」といいます。）に投資しています。これらの取引への当社の関与には、VIEのデリバティブ商品の取引相手となること、およびVIEが発行したノートの一部に対して投資を行うことが含まれます。一定の取引においては、投資家の最大損失リスクは限定されており、当社は一定の水準を上回る損失リスクを負担しています。当社は、VIEの活動に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有していないことから、当該VIEを連結していません。

この取引における当社の最大損失リスクは、VIEが発行したノートへの投資額およびVIEが発行した個別の商品を通じて当社が負担した損失リスクの想定元本と定義されています。当社が保有するデリバティブ商品からVIEに対する債権が生じる場合があります（例えば、VIEが発行するクレジットリンク債に関連して当社がVIEから信用保護を購入する場合）、当該債権は、VIEの保有資産により担保されます。これらのデリバティブ商品は、変動持分とはみなされず、関連する債権は、SPEに対する最大エクスポージャーの計算において考慮されていません。

仕組投資ビークル

仕組投資ビークル（以下「SIV」といいます。）は、高品質の資産を購入する資金を調達するために、後順位債、上位債（ミディアムターム・ノートおよび短期コマーシャル・ペーパー）を発行しているSPEです。当社はSIVの投資マネージャーを務めています。

SIVを終了するために、当社は、2008年11月にSIVの残りの資産を取得しました。SIVが発行するミディアムターム・ノートに基づく支払債務を負担することにより、当社はSIV資産を購入するための資金を調達しました。

投資ファンド

当社は、プライベート・エクイティ、ヘッジファンド、不動産、債券およびインフラストラクチャーを含む様々な資産クラスに投資している特定の投資ファンドの投資顧問を務めています。当社は運用資金の一定割合として計算される管理報酬を稼得しており、パフォーマンス報酬を稼得する場合があります。さらに、これらの投資ファンドの一部に対して、当社は所有持分を有しています。

当社は、一定の資格を有する従業員にプライベート・エクイティ投資への投資機会を与えるための投資ファンドも複数設立しています。当社はこれらのファンドの投資顧問を務めており、従業員の投資契約の一部に対して、遡求義務の有無のいずれのベースでも従業員に融資を提供することができます。

当社が運営する投資ビークルの大半は、会計基準書アップデート第2010-10号「連結（トピック810）、特定の投資ファンドに関する改訂」（以下「ASU 2010-10」といいます。）（注記1をご参照ください。）の要件を満たしていることから、SFAS第167号の適用が延期可能であると当社は決定しました。SFAS第167号（FIN第46(R)号）の導入の前にこれらのビークルは、引き続きASC810-10の要件に従って評価されます。

特定の投資ビークルがSFAS第167号の連結対象であると当社が決定した場合、SFAS第167号の初度適用時に至った連結するという結論は、SFAS第167号の導入前にASC810-10の要件に従った結果連結するという結論と整合していなければなりません。

信託優先証券

当社は信託優先証券の発行により資金を調達しています。こういった取引において、当社は法定事業信託を設定し、当該信託の議決権付株式のすべてを所有しています。信託は第三者投資家に優先証券を発行し、その発行代金を、当社が発行する後順位劣後繰延金利社債に投資しています。これらの信託には、第三者投資家が保有する優先証券の発行、管理、返済に関連するもの以外の資産、業務、収益またはキャッシュ・フローはありません。これらの信託の債務は、当社によって、完全かつ無条件に保証されています。

当社は、当該信託の議決権付株式のすべてを所有しており、当該信託の債務を完全に保証し、特定の状況下において優先証券を償還する権利を有していますが、当該信託の唯一の資産は当社に対する債権であり、当該債権の回収金額が当社のVIEに対する投資を上回るため、当社は当該信託を連結することが認められていません。当社は劣後社債を連結貸借対照表上、長期負債として認識しています。

23. デリバティブ活動

シティグループは、通常の業務において、様々なタイプのデリバティブ取引を行っています。当該デリバティブ取引は以下を含みます。

- ・ 先物および先渡し契約は、将来の一定日に金融商品、コモディティ、または通貨を約定価格で売買する契約であり、現金または受渡しにより決済されます。
- ・ スワップ契約は、数日から何年もの期間にわたる将来の期日に、想定元本に対し特定された金融指標を適用した金額の差額を現金で決済する契約です。
- ・ オプション契約は、オプション購入者が手数料を支払うことにより、契約価格で一定期間内に金融商品、コモディティまたは通貨を売買する権利（義務は生じません。）を得る契約で、特定された指標または価格の差額を現金決済することが可能です。

シティグループは以下の理由で、金利リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスクおよびその他の市場・信用リスクに関連したこれらのデリバティブ契約を締結しています。

- ・ トレーディング目的—顧客向け：シティグループは、顧客が金利リスク、外国為替リスクおよびその他の市場・信用リスクを移転、変更または減少させるために、または顧客のトレーディング目的に合わせて、顧客のリスク管理活動に関連するデリバティブを顧客に提供しています。このプロセスの一環として、シティグループは付帯するリスクに対する顧客の適性および取引目的を考慮しています。またシティグループは、取引活動の相殺、価格検証に焦点を合わせたコントロールおよび上級管理者へのポジションの日次報告を通じてデリバティブのリスク・ポジションを管理しています。
- ・ トレーディング目的—自己勘定：シティグループは自己勘定において、また積極的なマーケット・メーカーとしてデリバティブの売買を行っています。当該活動における重要な点は売買制限および価格検証コントロールです。
- ・ ヘッジ：シティグループは特定のリスクをヘッジするため、または当社のリスク・プロファイルの再ポジショニングを行うために、リスク管理活動にデリバティブを利用しています。例えばシティグループは、固定金利の長期債券を発行し、同じ期間および想定元本の固定受取/変動支払のスワップを締結することによって、その金利の正味支払額を変動金利に転換しています。この戦略は、特定のイールドカーブ環境において利息費用を最小限に抑えることができる最も一般的な金利ヘッジです。デリバティブは、投資、貸出金、預金債務に加えて、その他金利変動の影響を受けやすい資産・負債を含む特定のオンバランス資産・負債に内在するリスクを管理するために用いられています。さらに、為替予約が外貨建債務、外貨建売却可能有価証券、純投資エクスポージャーおよび外国為替取引をヘッジするために用いられています。

デリバティブにより、シティグループは連結貸借対照表に計上されている金額を上回る市場リスク、信用リスクまたは流動性リスクにさらされる可能性があります。デリバティブ商品に関する市場リスクは、金利、外国為替レートおよびその他の要因の潜在的な変動によって発生するエクスポージャーであり、商品の性質、取引量、契約期間および条件、ならびに原資産のボラティリティにより変わってきます。信用リスクは、取引相手に契約不履行が発生して、徴求している担保の処分価額が損失を補填するのに十分でない場合に生じる損失に対するエクスポージャーです。これらの取引に係る未実現利益の認識は、その回収可能性に関する経営陣の評価に基づいて行われます。流動性リスクは、ボラティリティが高く金融情勢が逼迫している期間に、デリバティブのポジションを迅速に合理的なコストで調整することができない潜在的エクスポージャーです。

デリバティブの取引量に関する情報は次表に記載されています。2010年12月31日および2009年12月31日現在におけるシティグループのデリバティブ商品の想定元本（ロングおよびショートデリバティブ・ポジション）は次表に表示されています。

デリバティブ想定元本

	ASC 815 (SFAS第133号)に 基づくヘッジ手段 ⁽¹⁾ ⁽²⁾		その他のデリバティブ商品			
			トレーディング・ デリバティブ		管理ヘッジ ⁽³⁾	
	2010年 12月31日	2009年 12月31日	2010年 12月31日	2009年 12月31日	2010年 12月31日	2009年 12月31日
(単位：百万ドル)						
金利契約						
スワップ	\$ 155,972	\$ 128,797	\$ 27,084,014	\$ 20,571,814	\$ 135,979	\$ 107,193
先物および先渡し	-	-	4,874,209	3,366,927	46,140	65,597
売建オプション	-	-	3,431,608	3,616,240	8,762	11,050
買建オプション	-	-	3,305,664	3,590,032	18,030	28,725
金利契約想定元本合計	\$ 155,972	\$ 128,797	\$ 38,695,495	\$ 31,145,013	\$ 208,911	\$ 212,565
外国為替契約						
スワップ	\$ 29,599	\$ 42,621	\$ 1,118,610	\$ 855,560	\$ 27,830	\$ 24,044
先物および先渡し	79,168	76,507	2,745,922	1,946,802	28,191	54,249
売建オプション	1,772	4,685	599,025	409,991	50	9,305
買建オプション	16,559	22,594	536,032	387,786	174	10,188
外国為替契約想定元本 合計	\$ 127,098	\$ 146,407	\$ 4,999,589	\$ 3,600,139	\$ 56,245	\$ 97,786
株式契約						
スワップ	\$ -	\$ -	\$ 67,637	\$ 59,391	\$ -	\$ -
先物および先渡し	-	-	19,816	14,627	-	-
売建オプション	-	-	491,519	410,002	-	-
買建オプション	-	-	473,621	377,961	-	275
株式契約想定元本合計	\$ -	\$ -	\$ 1,052,593	\$ 861,981	\$ -	\$ 275
コモディティおよびそ の他の契約						
スワップ	\$ -	\$ -	\$ 19,213	\$ 25,956	\$ -	\$ -
先物および先渡し	-	-	115,578	91,582	-	-
売建オプション	-	-	61,248	37,952	-	-
買建オプション	-	-	61,776	40,321	-	3
コモディティおよびそ の他の契約想定元本 合計	\$ -	\$ -	\$ 257,815	\$ 195,811	\$ -	\$ 3
クレジット・デリバテ ィブ⁽⁴⁾						
販売した保証	\$ -	\$ -	\$ 1,223,116	\$ 1,214,053	\$ -	\$ -
購入した保証	4,928	6,981	1,289,239	1,325,981	28,526	-
クレジット・デリバテ ィブ合計	\$ 4,928	\$ 6,981	\$ 2,512,355	\$ 2,540,034	\$ 28,526	\$ -
デリバティブ想定元本 合計	\$ 287,998	\$ 282,185	\$ 47,517,847	\$ 38,342,978	\$ 293,682	\$ 310,629

(1) この表に記載された想定元本には、ASC 815 (SFAS第133号) に基づきシティグループが外貨建負債証券の発行によって海外事業の純投資に関する外国為替リスクをヘッジしているヘッジ関係を含みません。2010年12月31日および2009年12月31日現在、当該負債の想定元本はそれぞれ8,023百万ドルおよび7,442百万ドルでした。

(2) ヘッジ関係がASC 815 (SFAS第133号) に基づき会計処理されているデリバティブは、連結貸借対照表のその他資産/負債あるいはトレーディング勘定資産/負債のいずれかに計上されています。

- (3) 管理ヘッジは、管理目的で識別されている特定の経済的ヘッジ関係において利用されているデリバティブ商品を表していますが、これらのヘッジにはヘッジ会計は適用されません。これらのデリバティブは連結貸借対照表のその他資産／負債に計上されています。
- (4) クレジット・デリバティブは、当事者の一方（以下「保証の買い手」といいます。）が、他の当事者（以下「保証の売り手」といいます。）に「参照資産」についての信用リスクを移転することを目的とした取引です。これらの取引により、保証の売り手は、直接資産を購入することなしに参照資産に付随する信用リスクを負うこととなります。当社は、リスク管理、利回りの向上、信用集中の削減および全体のリスク分散等を目的としてクレジット・デリバティブ・ポジション取引を行っています。

値洗いを必要とする（MTM）デリバティブ受取債権／支払債務

(単位：百万ドル、2010年12月31日現在)	トレーディング勘定資産／負債 に分類されたデリバティブ ⁽¹⁾		その他資産／負債に 分類されたデリバティブ	
	資産	負債	資産	負債
ASC 815 (SFAS第133号) に基づくヘッジ として指定されたデリバティブ商品				
金利契約	\$ 867	\$ 72	\$ 6,342	\$ 2,437
外国為替契約	357	762	1,656	2,603
ASC 815 (SFAS第133号) に基づくヘッジ として指定されたデリバティブ商品 合計	\$ 1,224	\$ 834	\$ 7,998	\$ 5,040
その他のデリバティブ商品				
金利契約	\$ 475,805	\$ 476,667	\$ 2,756	\$ 2,474
外国為替契約	84,144	87,512	1,401	1,433
株式契約	16,146	33,434	—	—
コモディティおよびその他の契約	12,608	13,518	—	—
クレジット・デリバティブ ⁽²⁾	65,041	59,461	88	337
その他のデリバティブ商品合計	\$ 653,744	\$ 670,592	\$ 4,245	\$ 4,244
デリバティブ合計	\$ 654,968	\$ 671,426	\$ 12,243	\$ 9,284
支払／受取現金担保	50,302	38,319	211	3,040
控除：ネットिंग契約および市場価値調整	(655,057)	(650,015)	(2,615)	(2,615)
正味受取債権／支払債務	\$ 50,213	\$ 59,730	\$ 9,839	\$ 9,709

(1) トレーディング・デリバティブの公正価値は、連結財務諸表注記14に記載されています。

(2) 2010年12月31日現在、クレジット・デリバティブのトレーディング勘定資産は、購入した保証に関する42,403百万ドルおよび販売した保証に関する22,638百万ドルで構成されています。2010年12月31日現在、クレジット・デリバティブのトレーディング勘定負債は、購入した保証に関する23,503百万ドルおよび販売した保証に関する35,958百万ドルで構成されています。

(単位：百万ドル、2009年12月31日現在)	トレーディング勘定資産／負債 に分類されたデリバティブ ⁽¹⁾		その他資産／負債に 分類されたデリバティブ	
	資産	負債	資産	負債
ASC 815 (SFAS第133号) に基づくヘッジ として指定されたデリバティブ商品				
金利契約	\$ 304	\$ 87	\$ 4,267	\$ 2,898
外国為替契約	753	1,580	3,599	1,416
ASC 815 (SFAS第133号) に基づくヘッジ として指定されたデリバティブ商品 合計	\$ 1,057	\$ 1,667	\$ 7,866	\$ 4,314
その他のデリバティブ商品				
金利契約	\$ 454,974	\$ 449,551	\$ 2,882	\$ 3,022
外国為替契約	71,005	70,584	1,498	2,381
株式契約	18,132	40,612	6	5
コモディティおよびその他の契約	16,698	15,492	—	—
クレジット・デリバティブ ⁽²⁾	92,792	82,424	—	—
その他のデリバティブ商品合計	\$ 653,601	\$ 658,663	\$ 4,386	\$ 5,408
デリバティブ合計	\$ 654,658	\$ 660,330	\$ 12,252	\$ 9,722
支払／受取現金担保	48,561	38,611	263	4,950
控除：ネットティング契約および市場価 値調整	(644,340)	(634,835)	(4,224)	(4,224)
正味受取債権／支払債務	\$ 58,879	\$ 64,106	\$ 8,291	\$ 10,448

(1) トレーディング・デリバティブの公正価値は、連結財務諸表注記14に記載されています。

(2) 2009年12月31日現在、クレジット・デリバティブのトレーディング勘定資産は、購入した保証に関する68,558百万ドルおよび販売した保証に関する24,234百万ドルで構成されています。2009年12月31日現在、クレジット・デリバティブのトレーディング勘定負債は、購入した保証に関する24,162百万ドルおよび販売した保証に関する58,262百万ドルで構成されています。

すべてのデリバティブは公正価値で貸借対照表に計上されます。さらにこれらの契約のうちマスター・ネットティング契約が適用される契約については、すべて純額で計上されます。有効なマスター・ネットティング契約に従い、取引相手ごとにプラスの公正価値総額とマイナスの公正価値総額が相殺されます。また、当該相殺には、同一の取引相手から受け取った、または支払った現金担保に関する債権債務が含まれます。ただし、非現金担保は含まれません。

デリバティブに係る未実現利益と相殺された受取現金担保に関する債務金額は、2010年12月31日および2009年12月31日現在、それぞれ310億ドルおよび300億ドルでした。一方、デリバティブに係る未実現損失と相殺された支払現金担保に関する債権金額は、2010年12月31日および2009年12月31日現在、それぞれ450億ドルおよび410億ドルでした。

2010年12月31日および2009年12月31日に終了した事業年度の連結損益計算書の自己勘定取引に認識された適格ヘッジ関係に指定されていないデリバティブおよび非デリバティブ商品の原資産に関する金額は、以下の表に含まれています。シティグループは、当該開示を事業分類別に表示し、トレーディング活動に関するデリバティブに係る利益および損失ならびに同一のトレーディング・ポートフォリオにある非デリバティブ商品に関する利益および損失と合わせて示しています。ポートフォリオのリスク管理方法を表すためにこの方法が採られています。

(単位：百万ドル)	2010年 ⁽¹⁾	2009年 ⁽¹⁾
金利契約	\$ 3,231	\$ 6,211
外国為替	1,852	2,762
株式契約	995	(334)
コモディティおよびその他	126	924
クレジット・デリバティブ	1,313	(3,495)
シティグループ合計⁽²⁾	\$ 7,517	\$ 6,068

(1) シティグループは、2010年第2四半期より明確化のために複数の損益計算書項目のMSRの時価評価およびMSRヘッジ活動をその他収益に組み替えました。表示されたすべての期間はこの組替えを反映しています。

(2) 連結財務諸表注記7をご参照ください。

2010年12月31日および2009年12月31日に終了した事業年度の連結損益計算書のその他収益に認識された適格ヘッジ関係に指定されておらず、トレーディング勘定資産またはトレーディング勘定負債に計上されていないデリバティブに関する金額は、以下のとおりです。以下の表には、その他収益に計上されている、ヘッジ対象に係る利益および負債の相殺は含まれておりません。

(単位：百万ドル)	2010年 ⁽¹⁾	2009年 ⁽¹⁾
金利契約	\$ (391)	\$ (73)
外国為替	(2,098)	3,851
株式契約	—	(7)
コモディティおよびその他	—	—
クレジット・デリバティブ	(502)	—
シティグループ合計⁽²⁾	\$ (2,991)	\$ 3,771

(1) シティグループは、2010年第2四半期から明確化のために複数の損益計算書項目のMSRの時価評価およびMSRヘッジ活動をその他収益に組み替えました。表示されたすべての期間はこの組替えを反映しています。

(2) 指定されていないデリバティブとは、適格ヘッジ関係に指定されていないデリバティブ商品です。

デリバティブ・ヘッジ会計

シティグループはASC 815「デリバティブおよびヘッジ」（従前のSFAS第133号）に従ってヘッジ取引を会計処理しています。原則として、資産または負債の公正価値の変動、あるいは損益に影響を与える可能性のある既存の資産、負債または予定取引の予測将来キャッシュ・フローの変動を生じさせる特定のリスク（金利リスクまたは外国為替リスクなど）に当社がさらされている場合にヘッジ会計を認めています。

公正価値の変動リスクをヘッジするデリバティブ契約は公正価値ヘッジと称され、予測将来キャッシュ・フローに影響を与えるリスクをヘッジする契約はキャッシュ・フロー・ヘッジと称されます。米ドル以外の機能通貨を用いている海外子会社への持分投資（海外事業に対する純投資）に関する外国為替リスク管理にデリバティブまたは負債証券を用いるヘッジは純投資ヘッジと称されます。

ヘッジの有効性テストといったASC 815に規定される特定のヘッジ基準を満たしている場合、特別なヘッジ会計を適用することが可能です。同様のヘッジに対しては同様の有効性評価方法がヘッジ関係の存在する期間にわたり継続的に適用されます。公正価値ヘッジの場合、ヘッジ手段であるデリバティブの価値の変動およびヘッジされているリスクに起因するヘッジ対象の価値の変動は当期損益に反映されます。キャッシュ・フロー・ヘッジおよび純投資ヘッジの場合、ヘッジ手段である

デリバティブの価値の変動は、ヘッジの有効部分につきシティグループの株主持分の「その他包括利益(損失)累計額」に反映され、ヘッジの非有効部分についてはいずれの場合も当期損益に反映されます。

資産/負債管理ヘッジにおける固定利付長期債務は、現行のUS GAAPのもとでは償却原価で計上することができますが、ASC 815 (SFAS第133号)に基づくヘッジ会計を適用した場合、当該債務の簿価は基準変動金利の変動に関して調整され、その公正価値の変動は当期損益に計上されます。関連する金利スワップも公正価値で貸借対照表に計上され、その公正価値の変動は損益に反映されます。よって、ヘッジ関係の非有効部分は当期損益に計上されることとなります。一方、ASC 815のヘッジ基準を満たさない経済的ヘッジの場合、デリバティブのみが公正価値で貸借対照表上に計上され、関連する公正価値の変動が損益に計上されますが、負債証券は引き続き償却原価で計上されるため、当期損益には、スワップの価値と負債証券の利回りの変動の原因となる金利の変動およびその他の要因のみが反映されます。このタイプのヘッジは、ヘッジ要件を充足できない、または経営陣がASC 815のヘッジ会計を適用しないと決定した場合に行われます。もうひとつの代替方法として、当社は、公正価値オプションに基づいて負債証券を公正価値で計上することも選択できます。負債証券発行時に取消不能のこの選択を行った場合、負債証券の公正価値の変動はすべて損益に計上されます。関連する金利スワップの公正価値における変動も損益に反映されているため、負債証券の公正価値の変動が自然に相殺されることとなります。これらの相殺しあう金額が完全に一致しなかった場合、その差額は当期損益に反映されます。このタイプの経済的ヘッジは、当社が、この比較的簡便な会計処理法により、概ねASC 815の公正価値のヘッジと同様の財務諸表上の結果を得ることができる場合に行われます。

ASC 815のヘッジ会計を達成する上で重要なことは、ヘッジ開始時にヘッジ戦略および有効性について文書化し、継続的にヘッジの有効性を実証することです。デリバティブは、ヘッジすべきリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺するというヘッジ目的を達成する上で極めて有効でなくてはなりません。ヘッジ関係における非有効部分は当期損益に認識されます。有効性を評価するにあたっては、ヘッジされるリスクに無関係なヘッジ対象の価値の変動を除外しています。同様に、有効性の評価では、時間的価値に係るデリバティブの公正価値の変動を除外することもあり、その場合、当該除外部分は当期損益として認識されます。

公正価値ヘッジ

基準金利リスク・ヘッジ

シティグループは既存の固定金利の発行済で未償還の債務および譲渡性預金の公正価値の変動に対するエクスポージャーをヘッジしています。これらの金融取引からの固定キャッシュ・フローは、固定受取/変動支払の金利スワップを締結することにより基準変動金利のキャッシュ・フローに転換されます。これらの公正価値ヘッジ関係の一部については、そのヘッジ関係が極めて有効であるかどうかの決定を、ヘッジ関係の開始時およびその後も継続的に、金額的相殺割合分析により行いますが、その他のものについては回帰分析により行います。

シティグループは売却可能負債証券および貸出金を含む固定金利の資産に関する公正価値の変動に対するエクスポージャーもヘッジしています。ヘッジ手段として用いられる商品は、変動受取/固

定支払の金利スワップです。これらの公正価値ヘッジ関係の一部については、そのヘッジ関係が極めて有効であるかどうかの決定を、ヘッジ関係の開始時およびその後も継続的に、金額的相殺割合分析により行いますが、その他のものについては回帰分析により行います。

外国為替リスクのヘッジ

シティグループは、米国内外の各事業体が保有する機能通貨以外の通貨建ての売却可能有価証券の為替レートの変動による公正価値の変動をヘッジしています。用いられるヘッジ商品は外国為替予約です。このタイプのヘッジの場合、ヘッジ対象の売却可能有価証券に関する公正価値の変動のうち、ヘッジされた外国為替リスクに起因する部分はその他の包括利益累計額ではなく損益に計上され、同じく損益に反映されている為替予約の公正価値の変動と実質的に相殺されます。シティグループは、為替予約に関連するプレミアム（直物レートと約定先物レートの差異）をヘッジ費用とみなしており、これはヘッジの有効性評価からは除外されて損益に直接反映されます。金額的相殺法がヘッジの有効性評価に用いられます。この評価は売却可能有価証券および為替予約における直物レートの変動に起因する公正価値の変動のうちヘッジ関係の対象となっている部分に基づき行われるため、ヘッジの非有効部分の金額は重要ではありません。

次表は、2010年12月31日および2009年12月31日に終了した事業年度における当社の公正価値ヘッジの利益（損失）情報を要約したものです。

	公正価値ヘッジに係る 利益（損失） ⁽¹⁾	
	2010年	2009年
(単位：百万ドル)		
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なデリバティブに係る利益（損失）		
金利契約	\$ 948	\$ (4,228)
外国為替契約	729	863
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なデリバティブに係る利益（損失）合計	\$ 1,677	\$ (3,365)
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なヘッジ対象に係る利益（損失）		
金利ヘッジ	\$ (945)	\$ 4,065
外国為替ヘッジ	(579)	(373)
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なヘッジ対象に係る利益（損失）合計	\$ (1,524)	\$ 3,692
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なヘッジに関して損益計上された非有効部分		
金利ヘッジ	\$ (23)	\$ (179)
外国為替ヘッジ	10	138
公正価値ヘッジに指定され、かつ適格なヘッジに関して損益計上された非有効部分合計	\$ (13)	\$ (41)
公正価値ヘッジの有効性評価から除外された正味利益（損失）		
金利契約	\$ 26	\$ 16
外国為替契約	140	352
公正価値ヘッジの有効性評価から除外された正味利益（損失）合計	\$ 166	\$ 368

(1) 連結損益計算書のその他収益に含まれている金額です。公正価値ヘッジに係る未収利息収益は、この表からは除外されています。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

基準金利リスクのヘッジ

シティグループは、変動金利の負債および短期負債の借換え（再発行）により生じる変動キャッシュ・フローをヘッジしています。これらの負債からの変動キャッシュ・フローは、変動受取/固定支払の金利スワップおよび変動受取/固定支払の先渡し金利スワップを締結することにより固定金利のキャッシュ・フローに転換されます。これらのキャッシュ・フローのヘッジ関係については、ヘッジ関係の開始時および継続的に、回帰分析または金額的相殺割合分析のいずれかを用いてこれらのキャッシュ・フローのヘッジ関係が極めて有効であるかどうかを評価しています。ヘッジ対象の予測キャッシュ・フローに対してデリバティブの条件をできる限り一致させる努力を行っているため、ヘッジの非有効部分の金額は重要ではありません。

外国為替リスクのヘッジ

シティグループは、発行体の機能通貨以外の通貨建ての長期債務および短期借入金のキャッシュ・フローと同額の機能通貨を確保しています。このタイプのヘッジは、リスク管理目的によって、外国為替リスクのみを対象としたキャッシュ・フロー・ヘッジまたは外国為替リスクおよび金利リスクを対象としたキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されます。ヘッジ手段として用いられる商品は通貨スワップおよび為替予約です。これらのキャッシュ・フローのヘッジ関係については、ヘッジ関係の開始時および継続的に、金額的相殺割合分析を用いてこれらのキャッシュ・フローのヘッジ関係が極めて有効であるかどうかを決定しています。

ヘッジ手段としてのトータル・リターン

シティグループは、通常、高レバレッジの資金調達契約に関連するリスクを、資金調達前または資金調達直後に市場でそのエクスポージャーの大半を売却することによって管理しています。高レバレッジ資金調達のシティグループが留保している部分は、トータル・リターン・スワップでヘッジされています。

2010年12月31日および2009年12月31日に終了した事業年度の損益に認識されたキャッシュ・フロー・ヘッジに関するヘッジの非有効部分の金額は重要ではありませんでした。

2010年12月31日および2009年12月31日に終了した事業年度のキャッシュ・フロー・ヘッジによる、その他包括利益（損失）累計額の変動（税引前）は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)	2010年	2009年
AOCIに含まれたキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分		
金利契約	\$ (469)	\$ 488
外国為替契約	(570)	689
AOCIに含まれたキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分合計	\$ (1,039)	\$ 1,177
AOCIから損益に組み替えられたキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分		
金利契約	\$ (1,400)	\$ (1,687)
外国為替契約	(500)	(308)
AOCIから損益に組み替えられたキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分合計⁽¹⁾	\$ (1,900)	\$ (1,995)

(1) 主に、連結損益計算書のその他収益および純利息収益に含まれています。

キャッシュ・フロー・ヘッジで連結貸借対照表のその他包括利益（損失）累計額に計上されている、エンドユーザーとして利用するデリバティブの公正価値の変動は、その後ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動が損益に影響を及ぼすのと同じ期の損益に計上されて、かかるキャッシュ・フローの変動を相殺することになります。2010年12月31日から12ヶ月以内に、その他包括利益（損失）累計額から組み替えられると予想されるキャッシュ・フロー・ヘッジに関連する正味損失は約15億ドルです。予測キャッシュ・フローがヘッジされる最長期間は10年間です。

キャッシュ・フロー・ヘッジによるAOCIへの影響については、連結財務諸表注記21にも記載されています。

純投資ヘッジ

ASC 830-20「外貨関連事項－外貨取引」（従前のSFAS第52号「外貨換算」）と同様に、ASC 815は海外事業の純投資に関する外国為替リスクのヘッジを認めています。シティグループは、外国為替予約、オプション、スワップ、および外貨建負債証券を用いて、米ドル以外の様々な通貨を機能通貨とする海外子会社へのシティグループによる持分投資に関連する外国為替リスクを管理しています。シティグループはこれらの投資の簿価の変動を、その他包括利益（損失）累計額の中の外貨換算調整勘定に計上しています。同時に、当該エクスポージャーに対するヘッジの有効部分も外貨換算調整勘定に計上され、非有効部分は直ちに損益計上されます。

純投資ヘッジで用いられるデリバティブに対し、シティグループは、FASBデリバティブ適用グループ発行H8（現在のASC 815-35-35-16からASC 815-35-35-26）「外貨ヘッジ：純投資ヘッジの非有効部分の金額の測定」の先物レート法を採用しています。この方法のもとでは、為替予約の先物レート部分および通貨オプションの時間的価値に関連する変動を含む公正価値のすべての変動は、その他包括利益（損失）累計額の中の外貨換算調整勘定に計上されます。

純投資のヘッジとして指定されている外貨建負債証券について外貨換算調整勘定に計上されている換算差損益は、各子会社の機能通貨とシティグループの機能通貨である米ドルとの間の直物為替レートに基づいています。ヘッジ手段の額面価額がヘッジ対象の純投資と完全に一致している場合、

ならびにヘッジ手段であるデリバティブ商品の為替レートが純投資の機能通貨およびシティグループの機能通貨の間の為替レートに関連している場合（または、非デリバティブ負債証券が純投資の機能通貨建てになっている場合）、非有効部分は損益に計上されません。

2010年12月31日および2009年12月31日に終了した事業年度において、その他包括利益（損失）累計額の中の外貨換算調整勘定に計上されている、純投資ヘッジの有効部分に関する税引前損失は、それぞれ36億ドルおよび47億ドルでした。

クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブは買い手と売り手との双務契約であり、売り手が特定の事業体（以下「参照事業体」または「参照クレジット」といいます。）の信用リスクに対して買い手に保証を提供することに合意する契約です。クレジット・デリバティブにおいては、通常、予め定められたクレジット・イベント（一般的に「決済トリガー」と呼ばれています。）が生じた際、信用保証の売り手が買い手へ支払いを行うことが求められます。これらの決済トリガーは、デリバティブおよび参照クレジットの形式により定義され、通常、市場における債務の支払不能および当該参照クレジットの破産に限定されますが、より限定された範囲の取引においては、債務の条件変更が含まれる場合もあります。新興市場におけるクレジット・デリバティブ取引においては、通常、追加の決済トリガーとして債務の早期償還および債務履行拒否のリスクまたは支払猶予も含まれます。特定の取引においては、参照クレジットまたはアセット・バック証券のポートフォリオに関して保証が提供されることがあります。このような保証の売り手は、ポートフォリオに関して特定の損失額が発生するまで支払いを行う必要がないこと、および／または特定の金額まで損失分を埋め合わせる支払いのみを行えばよいことがあります。

当社は、自己の勘定において、また顧客の代理の両方の立場で、様々なクレジット・デリバティブのマーケット・メーカーおよび取引を行います。これらの契約を通じて、当社は、単名または参照クレジットのポートフォリオを基盤として、保証の購入または引受けを行います。当社は、当社の法人向けおよび個人向け貸出金ポートフォリオならびに他の現金ポジションにおける信用リスクの緩和を促進し、自己勘定トレーディング・ポジションをとり、顧客取引を容易にするために、クレジット・デリバティブを使用します。

販売されるクレジット・デリバティブの範囲には、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップおよびクレジット・オプションが含まれます。

クレジット・デフォルト・スワップとは、保証の売り手が手数料を受け取って、保証の買い手に対し参照事業体のクレジット・イベントの発生により生じた損失を弁済することに合意する契約です。特定のデリバティブ契約によって定義されたクレジット・デフォルト・イベントまたは決済トリガーが生じなかった場合は、保証の売り手は保証の買い手に支払いを行うことなく、契約上規定された手数料のみを受け取ります。しかし、特定のデリバティブ契約によって定義されたクレジット・イベントが生じた場合には、保証の売り手は保証の買い手に支払いを行うよう求められることになります。

トータル・リターン・スワップは、すべての関連キャッシュ・フローを含む参照資産の全体の経済的活動、およびキャピタル・ゲインまたはロスを移転するものです。保証の買い手は、保証の売

り手から変動金利および参照資産の価値の下落分を受け取り、その引き換えに保証の売り手は当該参照資産に関連するキャッシュ・フローに参照資産の価値の上昇分を加えた金額を受け取ります。したがって保証の売り手は、トータル・リターン・スワップ契約に基づく変動金利および参照資産の価値の下落分が原資産に関連するキャッシュ・フローを上回ったときには支払いを行う義務を負うことになります。トータル・リターン・スワップは、保証の売り手と保証の買い手との関連トータル・リターン・スワップ契約の規定によって、参照資産の債務不履行が発生した際に終了となる場合があります。

クレジット・オプションとは、投資家が参照資産の信用の質の変動を売買またはヘッジすることができるクレジット・デリバティブです。例えば、信用スプレッド・オプションにおいて、オプションの売り手は参照資産が規定の「権利行使」価格の水準に達した場合に当該資産を購入または売却する義務を負います。オプションの買い手は、その権利行使価格水準でオプションの売り手に参照資産を売却する、あるいはオプションの売り手から参照資産を購入する権利を購入します。信用スプレッド・オプションに係る支払いは、特定の信用スプレッドあるいは信用リスク感応度が高い原資産の価格によって決まります。このオプションは通常、原資産がデフォルトとなった場合に終了します。

クレジットリンク債は、クレジット・デフォルト・スワップを組み込んだ仕組債でクレジット・デリバティブの一形態です。クレジットリンク債の買い手は発行者に対して信用保証を行い、リターンを受け取りますが、このリターンは基礎となる参照クレジットに関するクレジット・イベントから悪影響を受けます。参照事業体が債務不履行となった場合、クレジットリンク債の買い手は、負債証券およびその証券からの将来キャッシュ・フローについてロング・ポジションをとることができますが、クレジットリンク債の発行者に支払った金額を失うことになります。したがって、このエクスポージャーの最大額はクレジットリンク債の簿価となります。2010年12月31日および2009年12月31日現在、当社がトレーディング資産として保有するクレジットリンク債の金額は重要なものではありませんでした。

次表は、2010年12月31日および2009年12月31日現在における保証の売り手としての当社のクレジット・デリバティブ・ポートフォリオの主要な特徴を要約したものです。

(単位：百万ドル、2010年12月31日現在)

	将来の潜在的 支払金額の最大額	公正価値 支払額 ⁽¹⁾
業界／取引相手別		
銀行	\$ 784,080	\$ 20,718
ブローカー・ディーラー	312,131	10,232
金融関係以外の会社	1,463	54
保険会社およびその他の金融機関	125,442	4,954
業界／取引相手別合計	\$ 1,223,116	\$ 35,958
商品別		
クレジット・デフォルト・スワップおよび オプション	\$ 1,221,211	\$ 35,800
トータル・リターン・スワップその他	1,905	158
商品別合計	\$ 1,223,116	\$ 35,958
格付け別		
投資適格	\$ 532,283	\$ 7,385
投資不適格	372,579	15,636
非格付け	318,254	12,937
格付け別合計	\$ 1,223,116	\$ 35,958
満期別		
1年以内	\$ 162,075	\$ 353
1年超5年以内	853,808	16,524
5年超	207,233	19,081
満期別合計	\$ 1,223,116	\$ 35,958

(1) また、販売されたクレジット・デリバティブに基づく債権額の公正価値は22,638百万ドルでした。

(単位：百万ドル、2009年12月31日現在)

	将来の潜在的 支払金額の最大額	公正価値 支払額 ⁽¹⁾
業界／取引相手別		
銀行	\$ 807,484	\$ 34,666
ブローカー・ディーラー	340,949	16,309
モノライン保険会社	33	-
金融関係以外の会社	623	262
保険会社およびその他の金融機関	64,964	7,025
業界／取引相手別合計	\$ 1,214,053	\$ 58,262
商品別		
クレジット・デフォルト・スワップおよび オプション	\$ 1,213,208	\$ 57,987
トータル・リターン・スワップその他	845	275
商品別合計	\$ 1,214,053	\$ 58,262
格付け別		
投資適格	\$ 576,930	\$ 9,632
投資不適格	339,920	28,664
非格付け	297,203	19,966
格付け別合計	\$ 1,214,053	\$ 58,262
満期別		
1年以内	\$ 165,056	\$ 873
1年超5年以内	806,143	30,181
5年超	242,854	27,208
満期別合計	\$ 1,214,053	\$ 58,262

(1) また、販売されたクレジット・デリバティブに基づく債権額の公正価値は24,234百万ドルでした。

シティグループは、保証の売り手となっているクレジット・デリバティブの支払／履行リスクを、基礎となる参照クレジットに付与されている信用格付けに基づいて評価しています。全米で認知されている統計格付機関（ムーディーズおよびS&P等）による外部格付けを利用する場合、Baa/BBB以上の格付けが投資適格格付けとみなされ、これに満たない格付けは投資不適格とみなされます。シティグループの内部格付けは、関連する外部の格付システムと一致しています。一部の基礎となる参照クレジット（主に店頭取引のクレジット・デリバティブに関連したもの）に関しては格付けが入手できず、このような参照クレジットは「非格付け」カテゴリーに含まれています。基礎となる参照クレジットが投資不適格であるクレジット・デリバティブを販売することは、当社にとって支払リスクがより大きくなることを意味します。上表の投資不適格カテゴリーには主に、デリバティブ契約の開始後に基礎となる参照事業体の格付けが引き下げられたクレジット・デリバティブが含まれています。

上表に表示されたクレジット・デリバティブ契約における将来の潜在的支払金額の最大額は、当該デリバティブの想定元本に基づいています。当社は、販売された信用保証の将来の潜在的支払金額の最大額が、過去の実績に基づく実際の損失エクスポージャーを表すものではないと考えています。この金額は、原資産および関連キャッシュ・フローに対する当社の権利によって減少するものではありません。大部分のクレジット・デリバティブ契約に基づき、クレジット・イベント（または決済トリガー）が生じた場合、当社は通常、販売された保証と当社が原資産価値に対して有する遡求権との差額を支払う義務を負います。したがって、参照事業体が債務不履行となった場合、シ

ティは通常、基礎となる参照クレジットおよび関連キャッシュ・フローを回収する権利を有する一方、販売された信用保証の想定元本を全額買い手に支払う義務を負うこととなります。さらに、この販売された信用保証の将来の潜在的支払金額の最大額については、そのような支払金額が関連するマスター・ネットリング契約に従ってクレジット・デリバティブを含むすべてのデリバティブ・エクスポージャーを同一の取引相手と相殺した後に算定されるため、その取引相手に支払った現金担保分が減少することはありません。こうした相殺処理のため、クレジット・デリバティブ・エクスポージャーにのみ対応する担保額を決定することは不可能です。当社は信用リスクのオープン・エクスポージャーを積極的に監視し、クレジット・デリバティブの購入、現金担保または参照資産の直接保有等、様々な戦略を用いてこのエクスポージャーを管理しています。このリスク軽減活動は上表では把握されていません。

デリバティブにおける信用リスク関連の偶発特性

一部のデリバティブ商品には、特定の信用リスク関連の事象が発生した場合に追加の担保を提供するか、あるいは未払いの負債残高を直ちに決済することを当社に求める条項が含まれています。これらの事象は既存のデリバティブ契約によって定義されており、主として当社および関連会社の信用格付けの引下げを指します。負債ポジションにある、信用リスク関連の偶発特性をもつすべてのデリバティブ商品の公正価値は、2010年12月31日および2009年12月31日現在でそれぞれ250億ドルおよび170億ドルです。2010年12月31日および2009年12月31日現在、当社は通常の業務活動において、このエクスポージャーの担保として180億ドルおよび110億ドルを提供しています。格付けが引き下げられた場合、当社および関連会社は追加担保を要求されますが、2010年12月31日現在で各法人の信用格付けが1段階引き下げられた場合には、当社は21億ドルの追加担保の提供が求められることになります。

24. 信用リスクの集中

信用リスクの集中は、経済、産業あるいは地理的な要因の変化が同じように作用する相手方グループに対する信用リスクが、シティグループの全信用リスクの相当部分を占める場合に起こります。シティグループの金融商品ポートフォリオは、産業別、商品別さらに地理的にも広く分散していますが、特に有価証券売買、デリバティブおよび外国為替関連の業務については、主要な取引は他の金融機関との間で行われています。

分散したポートフォリオを維持するための努力として、当社は、地域、国あるいは個別の債務者に対するエクスポージャーを限定し、継続的にそのエクスポージャーをモニターしています。2010年12月31日現在、シティグループの信用リスクの最も重要な集中は、米国政府とその関係機関に対するものでした。当社のエクスポージャーは、主に米国政府およびその関係機関が発行するトレーディング資産および投資から生じるものであり、2010年および2009年12月31日現在において、それぞれ1,764億ドルおよび1,266億ドルとなっています。米国政府に次ぐ当社の大きなエクスポージャーは、メキシコ政府および日本政府とその関係機関に対するもので、ムーディーズおよびスタンダード・アンド・プアーズの両社によって投資適格の格付けを受けています。2010年および2009年12月31日現在、当社のメキシコ政府に対するエクスポージャーは、それぞれ442億ドルおよび414億ドルで、投資有価証券、貸出金およびトレーディング資産から構成されています。2010年および2009年12月31日現在、当社の日本政府に対するエクスポージャーは、それぞれ392億ドルおよび318億ドルで、投資有価証券、貸出金およびトレーディング資産から構成されています。

25. 公正価値による測定

SFAS第157号(現在のASC820-10)は公正価値について定義しており、公正価値による測定に関する統一的な枠組みを構築し、公正価値による測定に関する開示要件を強化しています。公正価値とは測定日の市場参加者間の通常取引で資産を売却して受け取る金額または負債を引き渡すために支払う金額と定義されています。当該基準は、当社が公正価値の測定時に観察可能なデータを最大限に利用し、観察不能なデータの利用を最小限に抑えることを要求しています。さらに当該基準は、活発な市場で取引されている商品の公正価値を測定する際に、大量保有による割引価値の使用を排除しています。このような割引は、活発な市場で取引されている大量保有の持分有価証券に適用されていません。また当該基準は、観察不能な市場データを利用して公正価値を決定する特定のデリバティブ取引に関して取引日における利益認識を要求しています。

SFAS第157号のもとでは、取引相手が債務不履行となる確率をデリバティブ・ポジションの評価に織り込み、シティグループの信用力の影響をデリバティブおよび公正価値で測定されるその他の負債に反映させ、不要となったポートフォリオのサービシング調整を廃止しています。

公正価値の階層

ASC 820-10 は、評価手法に用いられるデータが観察可能か観察不能であるかにより、評価手法の階層を指定しています。観察可能なデータは、独立した情報源より入手した市場データを反映しており、観察不能なデータは当社の市場に関する仮定を反映しています。これらの2種類のデータは下記のような公正価値に関する階層に分類されています。

- ・ レベル1－活発な市場における同一商品の市場価格
- ・ レベル2－活発な市場における類似商品の市場価格、活発でない市場における同一または類似商品の市場価格、ならびにすべての重要なデータおよび重要な価値決定要因が活発な市場において観察可能なモデルを使用した評価
- ・ レベル3－1つまたは複数の重要なデータまたは重要な価値決定要因が観察不能である評価手法を使って算定した評価

この階層により入手可能な場合には観察可能な市場データを使用することが要求されています。当社は、可能な場合には、評価において関連する観察可能な市場価格を考慮しています。取引の頻度、ビッド／アスク・スプレッドの規模および類似取引を比較する際に必要な調整額のすべてが、市場の流動性および当該市場において観察された価格の関連性を判断する際に考慮されます。

公正価値の決定

当社は、公正価値で計上される資産および負債について、選択の結果として公正価値で計上されているのか、あるいは従来も公正価値で計上されていたのかにかかわらず、以下に説明している手順を用いて当該価値を測定しています。

当社は、市場価格が入手可能な場合には、一般に市場価格を使用して公正価値を決定し、それらの項目をレベル1に分類しています。当社は市場価格が入手可能な場合に、容認される実用的な手法（マトリクス・プライシング等）を活用して公正価値を算定することもあります。この場合、当該項目はレベル2に分類されます。

市場価格が入手不能な場合は、現在の市況に基づく市場変数または独立した情報源から入手した市場変数（金利、為替レート、オプション・ボラティリティ等）を使用して内部的に開発した評価手法を用いて、公正価値を決定しています。内部的に開発した評価手法を使用して評価した項目は、当該評価の際に重要となるデータまたは価値決定要因のうち、最もレベルの低いものに基づいて分類されます。このため、容易に観察可能な重要なデータが存在する場合でも、レベル3に分類される可能性があります。

また当社は、市場価格が入手可能な場合には、評価対象と同一または類似の特徴をもつポジションにある最近の取引活動における市場価格を使用することもできます。取引の頻度および規模ならびにビッド・アスク・スプレッドは、市場の流動性および当該市場から観察された価格の関連性を判断する際に考慮される要素です。関連のある観察可能な価格が入手可能な場合、当該評価はレベル2に分類されます。価格が入手不能な場合、その他の評価手法が使用され、その項目はレベル3に分類されます。

内部の評価手法を用いて決定した公正価値の見積りは、可能な場合には独立したベンダーまたはブローカーから入手した価格を用いて検証されます。ベンダーまたはブローカーの評価は、観察された価格から独自の評価モデルまで様々なデータに基づいている可能性があります。

以下の部分では、当社が様々な金融商品を公正価値で測定する際に用いている評価方法や、それぞれの金融商品が通常分類される公正価値階層のレベル等について記載しています。評価モデル、評価モデルに用いられる主要なデータ、および重要な仮定についての詳細も必要に応じて記載しています。

売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売渡有価証券

こうした金融商品には市場価格が存在しないため、公正価値は割引キャッシュ・フロー法を用いて決定されます。キャッシュ・フローは、組込デリバティブやその他の特徴を考慮して、契約条件に基づいて見積もられます。予想キャッシュ・フローは、当該金融商品の満期や、提供または受領した担保の内容や金額に応じた市場金利を用いて割り引かれます。公正価値の評価に用いられたデータは容易に観察可能であるため、このような金融商品は、通常、公正価値階層のレベル2に分類されます。

トレーディング勘定資産および負債－トレーディング有価証券およびトレーディング貸出金

当社は、入手可能な場合には市場価格を用いてトレーディング有価証券の公正価値を決定します。このような項目は、公正価値階層のレベル1に分類されます。一部の政府証券や取引所で売買されている持分有価証券がその一例です。

店頭で取引される債券や流通市場の貸出金について、当社は通常、内部の評価手法を利用して公正価値を決定しています。内部の評価手法を用いて決定した公正価値の見積りは、可能な場合には独立したベンダーから入手した価格を用いて検証されます。ベンダーは様々な情報源からの価格情報を収集し、観察可能な価格が入手できない場合に、類似する債券または貸出金についてのマトリクス・プライシングを行うことがあります。観察可能な価格が入手できる場合、当社は、評価対象の債券または貸出金と類似した特徴をもつ資産の最近の取引活動における市場価格を用いることもできます。このような評価方法を用いて価格設定されたトレーディング有価証券および貸出金は、一般的にレベル2に分類されます。しかし、有価証券または貸出金の流動性が比較的低い、市場価格の情報が古い、または独立した情報源からの価格に関する情報がそれぞれ異なる場合、当該貸出金または有価証券は一般的にレベル3に分類されます。

主に証券化市場で取引される当社の貸出金ポートフォリオについては、当社は証券化価格を用いて公正価値を決定しています。この証券化価格は、現在の市場における仮想証券化による予想収益に、変換費用（取引費用以外の直接費用）および市況や流動性などの証券化に関する不確実性についての調整を行い決定されます。2007年下半年以降、特定の証券化市場の活動水準が著しく低下し、直接比較可能な特定の貸出金ポートフォリオについての観察可能な証券化価格が容易に入手できなくなったため、このような貸出金ポートフォリオは、一般的に公正価値階層のレベル3に分類されます。しかし、優良プライム固定金利および優良変動金利抵当貸付に関連した市場などのその他の貸出金の証券化市場は引き続き活発であるため、仮想証券化の価格検証は可能です。したがって、これらの貸出金ポートフォリオは、公正価値階層のレベル2に分類されます。

トレーディング勘定資産および負債－デリバティブ

取引所で売買されるデリバティブは通常、市場価格（取引価格）を用いて公正価値が付けられるため、公正価値階層のレベル1に分類されます。

当社が締結するデリバティブ契約の大半は店頭で行われており、このような金融商品には市場価格が存在しないため、内部の評価手法を用いて評価されます。この評価手法および入力データは、デリバティブの種類と基礎となる金融商品の内容によって異なります。これらの金融商品の評価に用いられる主な評価手法は、割引キャッシュ・フロー、ブラック・ショールズ、およびモンテカルロ・シミュレーションです。デリバティブ契約の公正価値は、当社が支払ったまたは受け取った現金額（例：オプション、プレミアムの支払額および受領額）を反映しています。

主要なデータは、デリバティブの種類や基礎となる金融商品の内容によって異なり、金利イールドカーブ、外国為替レート、基礎となる金融商品の直物価格のボラティリティ、および相関関係を含んでいます。当該項目は、モデルに投入する重要なデータの観察可能性によってレベル2またはレベル3のいずれかに分類されます。通常、相関関係や長期項目の観察可能性は低くなっています。

CDOにおけるサブプライム関連の直接的エクスポージャー

アセット・バック証券（以下「ABS」といいます。） CDOポジションのハイグレードおよびメザニンの評価には、ABS CDOの各ハイグレードおよびメザニンの原資産に基づくトレーダーの価格を使用しています。トレーダーが価格設定したハイグレードおよびメザニン・ポジションは現在、ABXおよび債券のショート・ポジションを通じて、そのほとんどがヘッジされています。これにより、当社のロングおよびショート・ポジションの評価方法とより調和がとれています。ほとんどがヘッジされている限り、シティグループは、ポートフォリオの当該部分を評価するためにトレーダーの価格を使用する予定です。

貸出および仕組み業務における大部分のサブプライム関連の直接的エクスポージャーの公正価値は、入手可能な場合は観察可能な取引、活発に取引が行われていない市場における類似した資産に関するその他の市場データ、およびその他の内部の評価手法を用いて決定されています。

投資

投資カテゴリーには、売却可能負債証券および市場性のある持分有価証券が含まれており、その公正価値は、上述のトレーディング有価証券と同様の手続を用いて決定されますが、主な情報源としてベンダーからの価格を用いて決定される場合もあります。

さらに投資には、S&Bが保有するプライベート・エクイティおよび不動産事業体への非公開の投資が含まれています。非上場有価証券に関しては市場価格が存在しておらず、一般的にこのような有価証券は薄商いであるため、その公正価値の決定にはかなりの程度の経営陣の情報と判断を伴います。さらに、プライベート・エクイティの有価証券には譲渡制限が設けられている場合もあります。当社は、このような有価証券の公正価値の決定に関して、通常一般に認められている評価手法を用いたプロセスを確立しており、その評価手法には比較可能な上場有価証券に基づく株価収益率の利用、株価収益率以外の業界特有の比率の利用、および割引キャッシュ・フロー・モデルの使用が含まれます。非上場有価証券の公正価値を決定する際に、当社は、被投資企業の売却案、新規株式公開、株式発行、またはその他の観察可能な取引などの事象も考慮します。注記15に記載されているとおり、当社はこれらの事業体の一部を評価する際にNAVを使用しています。

プライベート・エクイティの有価証券は、通常、公正価値階層のレベル3に分類されます。

短期借入金および長期債務

公正価値による会計処理が選択されている非仕組負債の公正価値は、該当する満期に応じた割引率を用いて予測キャッシュ・フローを割り引くことで決定されます。これらの金融商品については、すべてのデータが容易に観察可能であるため、一般的に公正価値階層のレベル2に分類されています。

仕組負債（運用成績が仕組金利、インフレ、または通貨リスクに連動しているもの）、および複合金融商品（運用成績が金利、インフレ、または通貨リスク以外のリスクに連動しているもの）の公正価値は、組込リスク・プロファイルの内容を考慮の上、適切なデリバティブ評価方法（上記で説明されています。）を用いて決定しています。このような金融商品は、モデルに使用された重要なデータの観察可能性に基づいて、レベル2またはレベル3に分類されます。

市場評価の調整

通常取引形態において、全ポジションが処分可能な価格を通常の公正価値に反映させるため、公正価値階層のレベル2およびレベル3の項目について流動性調整が適用されます。流動性準備金は、市場参加者が考慮するとシティが考えているポジションの規模を考慮し、調整した金融商品のビッド/オファー・スプレッドに基づいて設定されています。

相手方の信用リスク調整は、LIBOR金利曲線に基づく市場変数を使用して基礎評価が行われている店頭取引のデリバティブ等に適用されます。すべての相手方がLIBOR金利曲線において想定されているものと同じ信用リスクを有しているわけではないため、そうした商品の公正価値を見積るために、相手方の信用リスクに関する市場の見解を考慮することが必要です。

双務的または「当社自身」の信用リスク調整は、公正価値で測定されるデリバティブおよび負債を評価する場合に、当社の信用リスクを反映するためのものです。相手方および当社自身の信用リスク調整は、現在認識されている純資産または負債のある時点での評価ではなく、金融商品の条件に基づくシティと相手方との見積将来キャッシュ・フローおよび当該キャッシュ・フローに対する信用リスク評価の影響を考慮しています。さらに、信用リスク調整には、担保およびネットティング契約などの取決めによる相手方との法的な相殺権（このような相殺が存在する範囲において）などの信用リスク軽減措置の影響が含まれます。

オークション・レート証券

オークション・レート証券（以下「ARS」といいます。）とは、定期的実施される入札を通じて金利あるいは配当利回りが再設定される長期地方債、社債、証券化および優先株式を指します。当期に支払われたクーポンは前回入札時に決定されたレートに基づいています。入札が不成立となった場合、ARS保有者は各ARSの当初発行書類に定められた「不成立レート」クーポンを受領します。

オークションにおける購入注文数が売却予定のARSの数に満たなかった場合、従来は、プライマリー・ディーラーあるいはオークション・エージェントが売れ残ったARSを購入していました（購入する契約上の義務はありません）。通常、この売れ残ったARSはその後のオークションにおいて、短期間のうちに償還されていました。このオークションの仕組みと一般的に流動性の高い市場を背景として、ARSはこれまで短期商品として取引され、評価されてきました。

シティグループはプライマリー・ディーラーとして、約720億ドル分のARSを取り扱い、オークションの仕組みを維持すべく、2008年2月中旬まで、売れ残ったARSの購入を続けてきました。その後、ARS市場の流動性は著しく低下し、第三者投資家からの入札が不足した結果オークションが不成立となり、シティグループは売れ残ったARSの購入を中止しました。複数回におよぶARSの借換えを経て、2010年12月31日現在、シティグループはプライマリー・ディーラーとして約230億ドル分の発行済み

ARSについての取扱いを継続していました。

当社は、保有するARSを満期保有目的、売却可能およびトレーディング有価証券に分類しています。2008年第1四半期に、当社にとって初めての入札不成立が発生する前は、入札の頻度が短期間（7日間、28日間および35日間）で行われていたため、シティグループは、ARSをオークション市場価格の観察データに基づいて評価していました。この結果、通常は額面価格での評価となっていました。入札の不成立発生後は、ARSを市場価格の観察データに基づいて評価することはできなくなりました。そのため、ARSの公正価値は、現在、各ARSの原資産が持つ性質に見合った内部開発による割引キャッシュ・フローの評価方法を用いて見積られています。

米国地方債を原資産とするARSについては、各個別ARSの原証券の条件に基づいて将来キャッシュ・フローが見積られ、現在の公正価値を見積るために、見積割引率にて割引かれます。ARS評価に影響を与える主要な仮定は、見積期前返済や借換え、見積不成立レート・クーポン（入札不成立時に支払われるレートで、発行体の現在の信用格付けに応じて異なります。）、および予測キャッシュ・フローの現在価値算定に用いられる割引率です。各ARSに用いられる割引率は、その他の地方債の普通発行について観察されたレートに基づいています。適切な割引率を決定するにあたって、これらの観察されたレートは、評価対象のARSの償還可能性などの詳細やARS市場の非流動性を織り込むため、より高いレートへと調整されました。

学生ローンを原資産とするARSについて、各個別ARSの基礎となる貸出金の条件に基づいて将来キャッシュ・フローが見積られ、現在の公正価値を見積るために、適切な割引率にて割引かれます。ARS評価に影響を与える主要な仮定は、当該仕組みの予想される加重平均期間、見積不成立レート・クーポン、各仕組みにおけるレバレッジの額、および予測キャッシュ・フローの現在価値算定に用いられる割引率です。各ARSに用いられる割引率は、評価対象のARSの基礎となる貸出金と同様の満期日を持つ基本的な証券化について観察されたレートに基づいています。適切な割引率を決定するにあたって、これらの観察されたレートは、評価対象のARSの償還可能性などの詳細やARS市場の非流動性を織り込むため、より高いレートへと調整されました。

2008年第1四半期中、入札不成立となったARSで流通市場が発達しなかったものについては、資産の評価に用いられた重要なデータが観察不能であったため、レベル3に変更されました。ARSの大半が引き続き、レベル3に分類されています。

Alt-Aモーゲージ証券

当社は、Alt-Aモーゲージ証券を満期保有目的、売却可能およびトレーディング投資に分類しています。トレーディング勘定および売却可能に分類された有価証券は公正価値で計上され、公正価値の変動は、それぞれ当期損益およびその他包括利益累計額に報告されます。ここでいうAlt-Aモーゲージ証券とは、民間の住宅モーゲージ・バック証券（以下「RMBS」といいます。）で、以下の特徴を有しています。（1）基礎となる担保の加重平均FICOスコアが680から720の間であるか、または（2）例えばFICOスコアが720を超えるもので、フル・ドキュメンテーション・ローンにより構成される原担保のうち、RMBSの保有分が30%またはそれ以下である場合。

その他のトレーディング有価証券およびトレーディング貸出金に利用される評価方法と同様、当社は通常、内部の評価手法を利用してAlt-Aモーゲージ証券の公正価値を決定しています。内部の評価手法を用いた公正価値の見積りは、独立したベンダーから価格を入手することが可能な場合には、当該価格を用いて検証されます。ベンダーは様々な情報源から価格情報を収集しています。当社はまた、評価対象の証券と同一または類似の特徴をもつ証券の最近の取引活動における取引価格が入

手可能な場合には、その取引価格を用いることもあります。

Alt-Aモーゲージ証券に用いられる内部の評価手法では、その他のモーゲージ・エクスポージャーと同様に、住宅価格の見積変動額、失業率、金利および借り手の属性を考慮します。その他の市場指標に加えて、期前返済率も考慮します。

これらの方法を用いて評価されるAlt-Aモーゲージ証券は、通常レベル2に分類されます。しかしながら、より質の低いAlt-Aモーゲージまたは組成後の期間が短いAlt-Aモーゲージにより担保されたAlt-Aモーゲージ証券のほとんどは、これらのポジションの流動性が低く、独立した情報源から得られる価格についての信頼性が低いため、レベル3に分類されています。

商業不動産エクスポージャー

シティグループは、商業不動産に連動する様々なエクスポージャーを公正価値で計上し、その公正価値の変動を損益に計上していますが、そこには、有価証券、貸出金、および商業不動産担保貸出金または直接商業不動産を保有する事業体に対する投資が含まれています。当社はまた、商業不動産により担保された有価証券を売却可能投資として公正価値で報告し、その公正価値の変動はその他包括利益累計額に計上しています。

その他のトレーディング有価証券およびトレーディング貸出金に利用される評価方法と同様、当社は通常、商業不動産に連動している有価証券および貸出金の公正価値を内部の評価手法を利用して決定しています。内部の評価手法を用いた公正価値の見積りは、独立したベンダーから価格を入手することが可能な場合には、当該価格を用いて検証されます。ベンダーは様々な情報源から価格情報を収集しています。当社はまた、評価対象の有価証券または貸出金と同一または類似の特徴をもつ有価証券または貸出金の最近の取引活動における取引価格が入手可能な場合には、その取引価格を用いることもあります。これらの手法を用いて評価された商業不動産に連動する有価証券および貸出金は、これらのエクスポージャーの現在の市場における流動性が低下しているため、通常レベル3に分類されます。

商業不動産担保貸出金または直接商業不動産を保有している事業体に対する投資の公正価値は、S&Bが保有するその他の非上場不動産投資に用いられる方法に類似した方法を用いて決定されます。当社は、このような有価証券の公正価値の決定に関して、通常一般に認められている評価手法を用いたプロセスを確立しており、その評価手法には比較可能な上場有価証券に基づく株価収益率の利用、株価収益率以外の業界特有の比率の利用、および割引キャッシュ・フロー・モデルの使用が含まれます。当該投資の公正価値を決定する際に、当社は、被投資企業の売却案、新規株式公開、株式発行、またはその他の観察可能な取引などの事象も考慮します。当該投資は、通常、公正価値階層のレベル3に分類されます。

定期的に公正価値で測定される項目

次表は、2010年および2009年12月31日現在において定期的に公正価値で測定されている当社の資産および負債を、公正価値階層ごとに表しています。当社は、多くの場合、レベル3に分類されているポジションをレベル1またはレベル2に分類されている金融商品によりヘッジしています。また当社は、公正価値階層のレベル3に分類されている項目を、同じくレベル3に分類されている商品でヘッジすることもあります。これらのヘッジによる影響は、次表においては総額で表示されています。

(単位：百万ドル、2010年12月31日現在)

	レベル1	レベル2	レベル3	残高総額	相殺 ⁽¹⁾	正味残高
資産						
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券または売戻条件付買入有価証券	\$ —	\$ 131,831	\$ 4,911	\$ 136,742	\$ (49,230)	\$ 87,512
トレーディング有価証券						
トレーディング・モーゲージ・バック有価証券						
米国政府がスポンサーとなっている有価証券	—	26,296	831	27,127	—	27,127
プライム	—	920	594	1,514	—	1,514
Alt-A	—	1,117	385	1,502	—	1,502
サブプライム	—	911	1,125	2,036	—	2,036
米国外の住宅証券	—	828	224	1,052	—	1,052
商業証券	—	883	418	1,301	—	1,301
トレーディング・モーゲージ・バック有価証券合計	\$ —	\$ 30,955	\$ 3,577	\$ 34,532	\$ —	\$ 34,532
米国財務省証券および連邦諸機関証券						
米国財務省証券	\$ 18,449	\$ 1,719	\$ —	\$ 20,168	\$ —	\$ 20,168
諸機関債務証券	6	3,340	72	3,418	—	3,418
米国財務省証券および連邦諸機関証券合計	\$ 18,455	\$ 5,059	\$ 72	\$ 23,586	\$ —	\$ 23,586
州および市証券						
州および市証券	\$ —	\$ 7,285	\$ 208	\$ 7,493	\$ —	\$ 7,493
外国政府証券	64,096	23,649	566	88,311	—	88,311
社債	—	45,580	6,006	51,586	—	51,586
持分有価証券	33,509	4,291	776	38,576	—	38,576
アセット・バック証券	—	1,141	6,618	7,759	—	7,759
その他の負債証券	—	13,911	1,305	15,216	—	15,216
トレーディング有価証券合計	\$ 116,060	\$ 131,871	\$ 19,128	\$ 267,059	\$ —	\$ 267,059
デリバティブ						
金利契約	\$ 509	\$ 473,579	\$ 2,584	\$ 476,672		
外国為替契約	11	83,465	1,025	84,501		
株式契約	2,581	11,807	1,758	16,146		
コモディティ契約	590	10,973	1,045	12,608		
クレジット・デリバティブ	—	52,270	12,771	65,041		
デリバティブ契約総額	\$ 3,691	\$ 632,094	\$ 19,183	\$ 654,968		
現金担保支払額				50,302		
ネットティング契約および市場 価値調整					\$ (655,057)	
デリバティブ合計	\$ 3,691	\$ 632,094	\$ 19,183	\$ 705,270	\$ (655,057)	\$ 50,213

(単位：百万ドル、2010年12月31日現在)

	レベル1	レベル2	レベル3	残高総額	相殺 ⁽¹⁾	正味残高
投資						
モーゲージ・バック有価証券						
米国政府がスポンサーと なっている有価証券	\$ 70	\$ 23,531	\$ 22	\$ 23,623	\$ —	\$ 23,623
プライム	—	1,660	166	1,826	—	1,826
Alt-A	—	47	1	48	—	48
サブプライム	—	119	—	119	—	119
米国外の住宅証券	—	316	—	316	—	316
商業証券	—	47	527	574	—	574
投資モーゲージ・バック有 価証券合計	\$ 70	\$ 25,720	\$ 716	\$ 26,506	\$ —	\$ 26,506
米国財務省証券および連邦 諸機関証券						
米国財務省証券	\$ 14,031	\$ 44,417	\$ —	\$ 58,448	\$ —	\$ 58,448
諸機関債務証券	—	43,597	17	43,614	—	43,614
米国財務省証券および連邦 諸機関証券合計	\$ 14,031	\$ 88,014	\$ 17	\$ 102,062	\$ —	\$ 102,062
州および市証券	\$ —	\$ 12,731	\$ 504	\$ 13,235	\$ —	\$ 13,235
外国政府証券	51,419	47,902	358	99,679	—	99,679
社債	—	15,152	1,018	16,170	—	16,170
持分有価証券	3,721	184	2,055	5,960	—	5,960
アセット・バック証券	—	3,624	5,424	9,048	—	9,048
その他の負債証券	—	1,185	727	1,912	—	1,912
市場性のない持分証券	—	135	6,467	6,602	—	6,602
投資合計	\$ 69,241	\$ 194,647	\$ 17,286	\$ 281,174	—	\$ 281,174
貸出金⁽²⁾	\$ —	\$ 1,159	\$ 3,213	\$ 4,372	\$ —	\$ 4,372
抵当貸付サービシング権	—	—	4,554	4,554	—	4,554
定期的に測定されるその他の 金融資産	—	19,425	2,509	21,934	(2,615)	19,319
資産合計	\$ 188,992	\$ 1,111,027	\$ 70,784	\$ 1,421,105	\$ (706,902)	\$ 714,203
総資産に占める割合⁽³⁾	13.8%	81.0%	5.2%	100.0%		

(単位：百万ドル、2010年12月31日現在)

	レベル1	レベル2	レベル3	残高総額	相殺 ⁽¹⁾	正味残高
負債						
利付預金	\$ —	\$ 988	\$ 277	\$ 1,265	\$ —	\$ 1,265
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券または買戻条件付売渡有価証券	—	169,162	1,261	170,423	(49,230)	121,193
トレーディング勘定負債						
空売有価証券	59,968	9,169	187	69,324	—	69,324
デリバティブ						
金利契約	489	472,936	3,314	476,739		
外国為替契約	2	87,411	861	88,274		
株式契約	2,551	27,486	3,397	33,434		
コモディティ契約	482	10,968	2,068	13,518		
クレジット・デリバティブ	—	48,535	10,926	59,461		
デリバティブ契約総額	\$ 3,524	\$ 647,336	\$ 20,566	\$ 671,426		
現金担保支払額				38,319		
ネットティング契約および市場 価値調整					(650,015)	
デリバティブ合計	\$ 3,524	\$ 647,336	\$ 20,566	\$ 709,745	\$ (650,015)	\$ 59,730
短期借入金	—	1,627	802	2,429	—	2,429
長期債務	—	17,612	8,385	25,997	—	25,997
定期的に測定されるその他の 金融負債	—	12,306	19	12,325	(2,615)	9,710
負債合計	\$ 63,492	\$ 858,200	\$ 31,497	\$ 991,508	\$ (701,860)	\$ 289,648
総負債に占める割合 ⁽³⁾	6.7%	90.0%	3.3%	100.0%		

(1) (i) 売戻条件付買入有価証券に関する債権および買戻条件付売渡有価証券に関する債務の相殺、および(ii)適格マスター・ネットティング契約の対象となっているデリバティブ・エクスポージャーの相殺、現金担保および市場価値調整を表しています。

(2) 公正価値で計上されている貸出金に係る貸倒引当金は計上されていません。

(3) 割合(%)は公正価値で計上された資産および負債合計(デリバティブに関して支払った/受領した担保を除きます。)に基づいて計算されています。

(単位：百万ドル、2009年12月31日現在)

	レベル1	レベル2	レベル3	残高総額	相殺 ⁽¹⁾	正味残高
資産						
フェデラルファンド貸出金、 借入有価証券または売戻条件付買入有価証券	\$ —	\$ 138,525	\$ —	\$ 138,525	\$ (50,713)	\$ 87,812
トレーディング有価証券						
トレーディング・モーゲージ・バック有価証券						
米国政府がスポンサーとなっている有価証券	—	19,666	972	20,638	—	20,638
プライム	—	772	384	1,156	—	1,156
Alt-A	—	842	387	1,229	—	1,229
サブプライム	—	736	8,998	9,734	—	9,734
米国外の住宅証券	—	1,796	572	2,368	—	2,368
商業証券	—	611	2,451	3,062	—	3,062
トレーディング・モーゲージ・バック有価証券合計	\$ —	\$ 24,423	\$ 13,764	\$ 38,187	\$ —	\$ 38,187
米国財務省証券および連邦諸機関証券						
米国財務省証券	\$ 27,943	\$ 995	\$ —	\$ 28,938	\$ —	\$ 28,938
諸機関債務証券	—	2,041	—	2,041	—	2,041
米国財務省証券および連邦諸機関証券合計	\$ 27,943	\$ 3,036	\$ —	\$ 30,979	\$ —	\$ 30,979
その他のトレーディング有価証券						
州および市証券	\$ —	\$ 6,925	\$ 222	\$ 7,147	\$ —	\$ 7,147
外国政府証券	59,229	13,081	459	72,769	—	72,769
社債	—	43,758	8,620	52,378	—	52,378
持分有価証券	33,754	11,827	640	46,221	—	46,221
その他の負債証券	—	19,976	16,237	36,213	—	36,213
トレーディング有価証券合計	\$ 120,926	\$ 123,026	\$ 39,942	\$ 283,894	\$ —	\$ 283,894
デリバティブ	\$ 4,002	\$ 671,532	\$ 27,685	\$ 703,219	\$ (644,340)	\$ 58,879

(単位：百万ドル、2009年12月31日現在)

	レベル1	レベル2	レベル3	残高総額	相殺 ⁽¹⁾	正味残高
投資						
モーゲージ・バック有価証券						
米国政府がスポンサーとなっている有価証券	\$ 89	\$ 20,823	\$ 2	\$ 20,914	\$ —	\$ 20,914
プライム	—	5,742	736	6,478	—	6,478
Alt-A	—	572	55	627	—	627
サブプライム	—	—	1	1	—	1
米国外の住宅証券	—	255	—	255	—	255
商業証券	—	47	746	793	—	793
投資モーゲージ・バック有価証券合計	\$ 89	\$ 27,439	\$ 1,540	\$ 29,068	\$ —	\$ 29,068
米国財務省証券および連邦諸機関証券						
米国財務省証券	\$ 5,943	\$ 20,619	\$ —	\$ 26,562	\$ —	\$ 26,562
諸機関債務証券	—	27,531	21	27,552	—	27,552
米国財務省証券および連邦諸機関証券合計	\$ 5,943	\$ 48,150	\$ 21	\$ 54,114	\$ —	\$ 54,114
州および市証券	\$ —	\$ 15,393	\$ 217	\$ 15,610	\$ —	\$ 15,610
外国政府証券	60,484	41,765	270	102,519	—	102,519
社債	—	19,056	1,257	20,313	—	20,313
持分有価証券	3,056	237	2,513	5,806	—	5,806
その他の負債証券	—	3,337	8,832	12,169	—	12,169
市場性のない持分証券	—	77	6,753	6,830	—	6,830
投資合計	\$ 69,572	\$ 155,454	\$ 21,403	\$ 246,429	\$ —	\$ 246,429
貸出金⁽²⁾	\$ —	\$ 1,226	\$ 213	\$ 1,439	\$ —	\$ 1,439
抵当貸付サービシング権	—	—	6,530	6,530	—	6,530
定期的に測定されるその他の金融資産	—	15,787	1,101	16,888	(4,224)	12,664
資産合計	\$ 194,500	\$ 1,105,550	\$ 96,874	\$ 1,396,924	\$ (699,277)	\$ 697,647
総資産に占める割合⁽³⁾	13.9%	79.2%	6.9%	100.0%		

(単位：百万ドル、2009年12月31日現在)

	レベル1	レベル2	レベル3	残高総額	相殺 ⁽¹⁾	正味残高
負債						
利付預金	\$ —	\$ 1,517	\$ 28	\$ 1,545	\$ —	\$ 1,545
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券または買戻条 件付売渡有価証券	—	152,687	2,056	154,743	(50,713)	104,030
トレーディング勘定負債						
空売有価証券	52,399	20,233	774	73,406	—	73,406
デリバティブ	4,980	669,384	24,577	698,941	(634,835)	64,106
短期借入金	—	408	231	639	—	639
長期債務	—	16,288	9,654	25,942	—	25,942
定期的に測定されるその他の 金融負債	—	15,753	13	15,766	(4,224)	11,542
負債合計	\$ 57,379	\$ 876,270	\$ 37,333	\$ 970,982	\$ (689,772)	\$ 281,210
総負債に占める割合⁽³⁾	5.9%	90.2%	3.8%	100.0%		

(1) (i) 売戻条件付買入有価証券に関する債権および買戻条件付売渡有価証券に関する債務の相殺、および(ii) 適格マスター・ネットティング契約の対象となっているデリバティブ・エクスポージャーの相殺、現金担保および市場価値調整を表しています。

(2) 公正価値で計上されている貸出金に係る貸倒引当金は計上されていません。

(3) 割合(%)は公正価値で計上された資産および負債合計(デリバティブに関して支払った/受領した担保を除きます。)に基づいて計算されています。

公正価値カテゴリーのレベル3の変動

次表は2010年および2009年12月31日に終了した事業年度における公正価値カテゴリーのレベル3の変動を表しています。評価モデルが依拠している重要なデータに、観察不能なデータが1つでも含まれている場合、当社は、当該金融商品を公正価値階層のレベル3に分類しています。レベル3の金融商品に関する評価モデルは通常、これらの観察不能なデータに加えて、直接的または間接的に容易に観察可能な数多くのデータにも依拠しています。したがって、下記に表示された利益および損失には、観察可能なデータおよび観察不能なデータの両方に関連した公正価値の変動が含まれています。

当社は、多くの場合、異なるレベルに分類されているポジションとの相殺により、ポジションをヘッジしています。例えば、次表におけるレベル3の資産および負債に係る損益は、当社がレベル1およびレベル2に分類しているヘッジ手段に係る損益との相殺効果を反映していません。また当社は、公正価値階層のレベル3に分類されている項目を、同じくレベル3に分類されている商品でヘッジしています。これらのヘッジによる影響は、次表においては総額で表示されています。

(単位：百万ドル)	下記に含まれる正味実現 ／未実現利益（損失）					2010年 12月31日	保有中の 未実現利益 (損失) ⁽³⁾
	2009年 12月31日	自己勘定 取引	その他 ⁽¹⁾⁽²⁾	レベル3への (からの) 振替	購入、発行 および決済		
資産							
フェデラルファンド貸出 金、借入有価証券または 売戻条件付買入有価 証券	\$ —	\$ 100	\$ —	\$ 4,071	\$ 740	\$ 4,911	\$ 374
トレーディング有価証券							
トレーディング・モ ーゲージ・バック 有価証券							
米国政府がスポン サーとなっている 有価証券	972	(108)	—	170	(203)	831	(48)
プライム	384	77	—	255	(122)	594	27
Alt-A	387	54	—	259	(315)	385	(51)
サブプライム	8,998	321	—	(699)	(7,495)	1,125	94
米国外の住宅証券	572	47	—	528	(923)	224	39
商業証券	2,451	64	—	(308)	(1,789)	418	55
トレーディング・モ ーゲージ・バック 有価証券合計	\$ 13,764	\$ 455	\$ —	\$ 205	\$ (10,847)	\$ 3,577	\$ 116
米国財務省証券およ び連邦諸機関証券							
米国財務省証券	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
諸機関債務証券	—	(3)	—	63	12	72	(24)
米国財務省証券およ び連邦諸機関証券 合計	\$ —	\$ (3)	\$ —	\$ 63	\$ 12	\$ 72	\$ (24)
州および市証券	\$ 222	\$ 53	\$ —	\$ 297	\$ (364)	\$ 208	\$ 7
外国政府証券	459	20	—	(68)	155	566	(10)
社債	8,620	225	—	(757)	(2,082)	6,006	266
持分有価証券	640	77	—	312	(253)	776	416
アセット・バック証 券	3,006	4	—	4,927	(1,319)	6,618	34
その他の負債証券	13,231	48	—	90	(12,064)	1,305	8
トレーディング有価証券 合計	\$ 39,942	\$ 879	\$ —	\$ 5,069	\$ (26,762)	\$ 19,128	\$ 813
デリバティブ—純額 ⁽⁴⁾							
金利契約	\$ (374)	\$ 513	\$ —	\$ 467	\$ (1,336)	\$ (730)	\$ 20
外国為替契約	(38)	203	—	(43)	42	164	(314)
株式契約	(1,110)	(498)	—	(331)	300	(1,639)	(589)
コモディティおよ びその他の契約	(529)	(299)	—	(95)	(100)	(1,023)	(486)
クレジット・デリ バティブ	5,159	(1,405)	—	(635)	(1,274)	1,845	(867)
デリバティブ合計—純額 ⁽⁴⁾	\$ 3,108	\$ (1,486)	\$ —	\$ (637)	\$ (2,368)	\$ (1,383)	\$ (2,236)

(単位：百万ドル)	下記に含まれる正味実現 ／未実現利益 (損失)				レベル3への (からの) 振替	購入、発行 および決済	2010年 12月31日	保有中の 未実現利益 (損失) ⁽³⁾
	2009年 12月31日	自己勘定 取引	その他 ⁽¹⁾⁽²⁾					
投資								
モーゲージ・バック								
負債証券								
米国政府がスポン								
サーとなっている	\$ 2	\$ —	\$ (1)	\$ 21	\$ —	\$ 22	\$ —	
有価証券								
プライム	736	—	(35)	(493)	(42)	166	—	
Alt-A	55	—	12	24	(90)	1	—	
サブプライム	1	—	(2)	1	—	—	—	
商業証券	746	—	(443)	3	221	527	—	
投資モーゲージ・バ								
ック負債証券合計	\$ 1,540	\$ —	\$ (469)	\$ (444)	\$ 89	\$ 716	\$ —	
米国財務省証券およ								
び連邦諸機関証券	\$ 21	\$ —	\$ (21)	\$ —	\$ 17	\$ 17	\$ (1)	
州および市証券	217	—	—	481	(194)	504	(75)	
外国政府証券	270	—	9	15	64	358	1	
社債	1,257	—	(39)	(49)	(151)	1,018	(32)	
持分有価証券	2,513	—	65	(1)	(522)	2,055	(77)	
アセット・バック証								
券	8,272	—	(123)	(111)	(2,614)	5,424	(15)	
その他の負債証券	560	—	(13)	(13)	193	727	25	
市場性のない持分証券	6,753	—	733	18	(1,037)	6,467	512	
投資合計	\$ 21,403	\$ —	\$ 142	\$ (104)	\$ (4,155)	\$ 17,286	\$ 338	

(単位：百万ドル)	下記に含まれる正味実現 ／未実現利益（損失）				購入、発行 および決済	2010年 12月31日	保有中の 未実現利益 （損失） ⁽³⁾
	2009年 12月31日	自己勘定 取引	その他 ⁽¹⁾⁽²⁾	レベル3への （からの） 振替			
貸出金	\$ 213	\$ —	\$ (158)	\$ 1,217	\$ 1,941	\$ 3,213	\$ (332)
抵当貸付サービシング権	6,530	—	(1,146)	—	(830)	4,554	(1,146)
定期的に測定されるその 他の金融資産	1,101	—	(87)	2,022	(527)	2,509	(87)
負債							
利付預金	\$ 28	\$ —	\$ 11	\$ (41)	\$ 301	\$ 277	\$ (71)
フェデラルファンド借入 金、貸付有価証券また は買戻条件付売渡有価 証券	2,056	(28)	—	(878)	55	1,261	(104)
トレーディング勘定負債							
空売有価証券	774	(39)	—	(47)	(579)	187	(153)
短期借入金	231	(6)	—	614	(49)	802	(78)
長期債務	9,654	125	201	389	(1,332)	8,385	(225)
定期的に測定されるその 他の金融負債	13	—	(52)	—	(46)	19	(20)

(単位：百万ドル)	下記に含まれる正味実現 ／未実現利益 (損失)					2009年 12月31日	保有中の 未実現利益 (損失) ⁽³⁾
	2008年 12月31日	自己勘定 取引	その他 ⁽¹⁾⁽²⁾	レベル3への (からの) 振替	購入、発行 および決済		
資産							
トレーディング有価証券							
トレーディング・モ ーゲージ・バック 有価証券							
米国政府がスポン サーとなっている 有価証券	\$ 1,325	\$ 243	\$ —	\$ 35	\$ (631)	\$ 972	\$ 317
プライム	147	(295)	—	498	34	384	(179)
Alt-A	1,153	(78)	—	(374)	(314)	387	73
サブプライム	13,844	233	—	(997)	(4,082)	8,998	472
米国外の住宅証券	858	(23)	—	(617)	354	572	125
商業証券	2,949	(256)	—	362	(604)	2,451	(762)
トレーディング・モ ーゲージ・バック 有価証券合計	\$ 20,276	\$ (176)	\$ —	\$ (1,093)	\$ (5,243)	\$ 13,764	\$ 46
米国財務省証券およ び連邦諸機関証券							
米国財務省証券	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
諸機関債務証券	59	(108)	—	(54)	103	—	—
米国財務省証券およ び連邦諸機関証券 合計	\$ 59	\$ (108)	\$ —	\$ (54)	\$ 103	\$ —	\$ —
州および市証券	\$ 233	\$ (67)	\$ —	\$ 219	\$ (163)	\$ 222	\$ 4
外国政府証券	1,261	112	—	(396)	(518)	459	3
社債	13,027	(184)	—	(1,492)	(2,731)	8,620	(449)
持分有価証券	1,387	260	—	(1,147)	140	640	(22)
その他の負債証券	14,530	1,637	—	(2,520)	2,590	16,237	53
トレーディング有価証券 合計	\$ 50,773	\$ 1,474	\$ —	\$ (6,483)	\$ (5,822)	\$ 39,942	\$ (365)
デリバティブ合計—純額 ⁽⁴⁾	\$ 3,586	\$ (4,878)	\$ —	\$ 80	\$ 4,320	\$ 3,108	\$ (4,854)

(単位：百万ドル)	下記に含まれる正味実現 ／未実現利益 (損失)				購入、発行 および決済	2009年 12月31日	保有中の 未実現利益 (損失) ⁽³⁾
	2008年 12月31日	自己勘定 取引	その他 ⁽¹⁾⁽²⁾	レベル3への (からの) 振替			
投資							
モーゲージ・バック							
負債証券							
米国政府がスポン							
サーとなっている	\$ —	\$ —	\$ 1	\$ 77	\$ (76)	\$ 2	\$ —
有価証券							
プライム	1,163	—	201	61	(689)	736	417
Alt-A	111	—	42	(61)	(37)	55	—
サブプライム	25	—	(7)	(19)	2	1	—
商業証券	964	—	87	(461)	156	746	8
投資モーゲージ・バ							
ック負債証券合計	\$ 2,263	\$ —	\$ 324	\$ (403)	\$ (644)	\$ 1,540	\$ 425
米国財務省証券およ							
び連邦諸機関証券	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 26	\$ (5)	\$ 21	\$ —
米国財務省証券およ							
び連邦諸機関証券	\$ —	\$ —	\$ —	\$ 26	\$ (5)	\$ 21	\$ —
合計							
州および市証券	\$ 222	\$ —	\$ 2	\$ (13)	\$ 6	\$ 217	\$ —
外国政府証券	571	—	(6)	(302)	7	270	(3)
社債	1,019	—	13	762	(537)	1,257	16
持分有価証券	3,807	—	(453)	(146)	(695)	2,513	41
その他の負債証券	11,324	—	279	(1,292)	(1,479)	8,832	(81)
市場性のない持分証券	9,067	—	(538)	(137)	(1,639)	6,753	69
投資合計	\$ 28,273	\$ —	\$ (379)	\$ (1,505)	\$ (4,986)	\$ 21,403	\$ 467

(単位：百万ドル)	下記に含まれる正味実現 ／未実現利益 (損失)						2009年 12月31日	保有中の 未実現利益 (損失) ⁽³⁾
	2008年 12月31日	自己勘定 取引	その他 ⁽¹⁾⁽²⁾	レベル3への (からの) 振替	購入、発行 および決済			
貸出金	\$ 160	\$ —	\$ 51	\$ 7	\$ (5)	\$ 213	\$ 9	
抵当貸付サービシング権	5,657	—	1,543	—	(670)	6,530	1,582	
定期的に測定されるその 他の金融資産	359	—	305	761	(324)	1,101	215	
負債								
利付預金	\$ 54	\$ —	\$ 2	\$ (6)	\$ (18)	\$ 28	\$ (14)	
フェデラルファンド借入 金、貸付有価証券また は買戻条件付売渡有価 証券	11,167	359	—	(8,601)	(151)	2,056	250	
トレーディング勘定負債								
空売有価証券	653	(11)	—	(180)	290	774	(52)	
短期借入金	1,329	(48)	—	(775)	(371)	231	(76)	
長期債務	11,198	(290)	—	(504)	(1,330)	9,654	124	
定期的に測定されるその 他の金融負債	1	—	(75)	—	(63)	13	—	

- (1) 売却可能投資 (負債証券) の公正価値の変動は、連結貸借対照表のその他包括利益 (損失) 累計額に計上され、売却による利益および損失は連結損益計算書の投資売却実現利益 (損失) に計上されています。
- (2) MSRに係る未実現利益 (損失) は、連結損益計算書の役務収益および手数料に計上されています。
- (3) 2010年および2009年12月31日現在保有中のレベル3に分類されている資産および負債に関する公正価値の変動に関連して損益 (および売却可能投資の公正価値の変動に関するその他包括利益 (損失) 累計額) に含まれている未実現損益額の合計を表しています。
- (4) レベル3のデリバティブ・エクスポージャーは、上表においては表示目的上相殺されています。

2009年12月31日から2010年12月31日の期間における、レベル3に分類された資産および負債の変動は、以下によって生じました。

- ・ トレーディング有価証券の208億ドルの正味減少は、以下によるものです。
 - トレーディング・モーゲージ・バック有価証券の正味減少102億ドル。これは主に75億ドルのサブプライム証券および18億ドルの商業モーゲージ・バック証券の清算によるものです。
 - 49億ドルのレベル3への振替を含むアセット・バック証券の正味増加36億ドル。これらのレベル3の実質的にすべての振替は、連結財務諸表注記1に記載されているとおり、一部の有価証券が2010年7月1日のASU 2010-11の適用に際して公正価値オプションに基づきトレーディングに組み替えられたことによるものです。(上記のレベル3の変動を示した表は、ASU 2010-11の適用に際して、トレーディングに組み替えられたレベル3の投資が、レベル3のトレーディング有価証券への振替として分類されていることを示しています。)
 - その他負債証券の119億ドルの減少。これは主に2010年1月1日のSFAS第166号/167号の適用に伴う、当社のクレジットカード証券化信託の連結の影響によるものです。当社は信託の連結に際して、基礎となるクレジットカード債権を償却原価で会計処理される貸出金として貸借対照表に計上しました。2010年1月1日現在、当社の信託への投資およ

びその他の会社間残高は消去されました。2010年1月1日現在、会計処理上消去されている、これらの新たに連結されたVIEへの当社の投資には、これらの信託が発行し、2009年12月31日現在でレベル3に分類されていた証書111億ドルが含まれています。これらの証書の消去による影響は、上記のレベル3の変動表に正味決済額として反映されていません。

- ・デリバティブの45億ドルの減少には、正味トレーディング損失15億ドル、正味決済額24億ドルおよびレベル3からレベル2への正味振替6億ドルが含まれています。
- ・レベル3投資の41億ドルの正味減少には、アセット・バック証券の正味売却額26億ドルおよび市場性のない持分証券の売却10億ドルが含まれています。
- ・貸出金の30億ドルの正味増加は、主に2010年1月1日のSFAS第167号の適用に際して、公正価値オプションが選択された特定のVIEを当社が連結したことによるものです。レベル3の貸出金に関するこれらのVIEの連結による影響については、上記のレベル3の変動を示した表に購入として反映されています。
- ・抵当貸付サービシング権の20億ドルの減少は、主に金利の引下げに起因した11億ドルの損失によるものです。
- ・長期債務の12億ドルの減少は、主に13億ドルの仕組債の正味返済額によるものです。

2008年12月31日から2009年12月31日の期間における、レベル3に分類された資産および負債の大幅な変動は、以下によって生じました。

- ・トレーディング有価証券の108億ドルの正味減少は、以下によるものです。
 - － 正味振替65億ドル。これは主に、流動性の向上と価格設定の透明化による、レベル3からレベル2への負債証券の振替によるものです。
 - － 正味決済額58億ドル。これは主に41億ドルのサブプライム証券の清算によるものです。
- ・トレーディング・デリバティブの正味変動は、以下によって生じています。
 - － 複雑なデリバティブ契約（信用、株式およびコモディティ・エクスポージャーに連動しているデリバティブ契約等）に関連する正味損失49億ドル。これらの損失には、2009年の実現および未実現損失の両方が含まれており、レベル1およびレベル2に分類された金融商品において認識された利益により一部相殺されています。
 - － デリバティブ資産の正味増加43億ドル。これには、特にサブプライムエクスポージャーと連動した未実現損失ポジションであるデリバティブ契約の現金決済が含まれています。
- ・レベル3投資の69億ドルの減少は、主に以下によって生じています。
 - － 主に負債証券に関する支払いおよびプライベート・エクイティ投資の売却による50億ドルの減少。
 - － 観察可能な価格データの入手可能性が高まったことによる、投資有価証券のレベル3からレベル2への正味振替15億ドル。
 - － プライベート・エクイティ投資の評価減を含む、主に市場性のない持分証券に係る損失による4億ドルの正味損失。
- ・買戻条件付売渡有価証券残高の91億ドルの減少は、仕組レポの実質的な満期日が短くなったこ

とによる、レベル3からレベル2への正味振替86億ドルによるものです。

- ・長期債務の15億ドルの減少は、主に13億ドルの仕組債の正味返済額によるものです。

公正価値階層のレベル1とレベル2の間での振替

2010年中に当社には、公正価値階層のレベル1とレベル2の間での資産または負債の重要な振替はありませんでした。

非定期的に公正価値で測定される項目

特定の資産および負債は、非定期的に公正価値で測定されているため、上表には含まれていません。

これらには、取得原価で測定され、減損により期中に公正価値まで評価減されている資産が含まれています。また、これらの資産は、LOCOMで測定され、期末日現在で取得原価を下回る公正価値で認識されている売却目的貸出金を含んでいます。

LOCOMに基づいて測定された貸出金の公正価値は、可能な場合、流通市場における市場価格を用いて決定されます。このような貸出金は一般的に、市場における取引水準および入手可能な市場価格の入手頻度を考慮して、公正価値階層のレベル2に分類されます。市場価格が存在しない場合、貸出金の公正価値は、類似する資産の市場価格に当該貸出金特有の性質について調整を行うことで決定されます。

次表は、2010年および2009年12月31日現在、LOCOMで計上されたすべての売却目的貸出金を示しています。

(単位：十億ドル)

	総額	公正価値	レベル2	レベル3
2010年12月31日	\$ 3.1	\$ 2.5	\$ 0.7	\$ 1.8
2009年12月31日	\$ 2.5	\$ 1.6	\$ 0.3	\$ 1.3

26. 公正価値オプションの選択

当社は大部分の金融商品およびその他の特定項目について、公正価値で計上し、その公正価値の変動を損益に計上する会計処理を商品毎に選択することができます。その選択は適格金融資産、金融負債の取得時または確定契約の締結時、あるいは再検討を要する特定のトリガーイベントが起こった場合に行われます。公正価値オプションの選択は取消不能です。公正価値における変動は、当期損益に計上されます。公正価値オプションの選択が行われた該当分野に関する追加情報は、連結財務諸表注記25に記載されています。

現在、すべてのサービシング権は、公正価値で当初認識されなければなりません。当社は、住宅ローンおよび学生ローンに関するサービシング権について公正価値による会計処理を選択しています。抵当貸付サービシング権の会計処理および報告に関する詳細については、連結財務諸表注記22を参照してください。

次表は、2010年および2009年12月31日現在、公正価値に基づく会計処理を選択したポジションの公正価値、ならびに2010年および2009年12月31日に終了した事業年度における公正価値の変動を表しています。

	公正価値		12月31日に終了した事業年度 における公正価値の変動による 利益（損失）	
	2010年 12月31日現在	2009年 12月31日現在 ⁽¹⁾	2010年	2009年 ⁽¹⁾
(単位：百万ドル)				
資産				
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券 または売戻条件付買入有価証券 特定の売戻条件付買入有価証券および 借入有価証券のポートフォリオ ⁽²⁾	\$ 87,512	\$ 87,812	\$ 56	\$ (864)
トレーディング勘定資産	14,289	\$ 16,725	611	8,004
投資	646	574	98	(137)
貸出金				
特定の法人向け貸出金 ⁽³⁾	2,627	\$ 1,405	(214)	62
特定の個人向け貸出金 ⁽³⁾	1,745	34	193	3
貸出金合計	\$ 4,372	\$ 1,439	\$ (21)	\$ 65
その他資産				
抵当貸付サービシング権	\$ 4,554	\$ 6,530	\$ (1,146)	\$ 1,543
特定の抵当貸付(HFS)	7,230	3,338	9	35
特定の持分法適用投資	229	598	(37)	211
その他資産合計	\$ 12,013	\$ 10,466	\$ (1,174)	\$ 1,789
資産合計	\$118,832	\$117,016	\$ (430)	\$ 8,857
負債				
利付預金：	\$1,265	\$1,545	\$ 8	\$ (701)
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券 または買戻条件付売渡有価証券 特定の買戻条件付売渡有価証券および 貸付有価証券のポートフォリオ ⁽²⁾	121,193	104,030	149	155
トレーディング勘定負債	3,953	5,325	(481)	(2,323)
短期借入金	2,429	639	(13)	(152)
長期債務	25,997	25,942	(737)	(3,183)
合計	\$ 154,837	\$ 137,481	\$ (1,074)	\$ (6,204)

(1) 当期の表示に一致するように、組み替えられています。

(2) 売戻条件付買入有価証券に関する債権および買戻条件付売渡有価証券に関する債務の相殺を反映していません。

(3) 2010年1月1日のSFAS第167号の適用に際して連結された抵当貸付証券化VIEが保有している抵当貸付を含みます。

当社の信用評価調整

公正価値オプションが選択されている負債の公正価値は（非遡求型および同様の負債を除きます。）当社の信用スプレッドの縮小もしくは拡大による影響を受けています。こうした当社の信用リスク（または商品特有の信用リスク）の変動によるこれらの負債の公正価値における見積変動額は、2010年および2009年12月31日に終了した事業年度においてそれぞれ589百万ドルおよび42.26億ドルの損失でした。商品特有の信用リスクの変動から生じた公正価値の変動は、当社の最新の観察可能な信用スプレッドを上記の各負債の評価に用いられる各評価手法に組み入れることによって見積られました。

金融資産および金融負債の公正価値オプション

特定の売戻条件付買入有価証券、借入有価証券、買戻条件付売渡有価証券、貸付有価証券、および無担保短期借入金のポートフォリオ

当社は、米国、英国および日本におけるブローカー・ディーラーの確定収益売戻条件付買入証券および確定収益買戻条件付売渡証券（および特定の無担保短期借入金）の特定のポートフォリオに対して、公正価値オプションを選択しました。いずれも、関連する金利リスクが主に損益を通じて公正価値で会計処理されているデリバティブ商品を用いてポートフォリオごとに管理されているため、公正価値オプションが選択されました。

これらのポートフォリオにおける取引の公正価値の変動は、自己勘定取引に計上されています。関連する受取利息および支払利息は各取引で規定されている約定金利に基づき測定されており、連結損益計算書の受取利息および支払利息として計上されています。

クレジット・デフォルト・スワップまたはパーティシペーション・ノートでヘッジされた特定の信用状およびリボルビング・ローン

当社は、デリバティブ商品またはパーティシペーション・ノートでヘッジされる特定の信用状に対して公正価値オプションを選択しています。公正価値に基づきリスク管理が行われており、また会計上の不一致を軽減するために、シティグループはこれらの取引に対して公正価値オプションを選択しました。

未実行の信用状の想定元本は2010年12月31日現在で11億ドル、2009年12月31日現在で18億ドルでした。実行された金額は少額であり、2010年および2009年12月31日現在、契約期日を90日以上延滞している残高や未収利息の計上が停止されている残高はありません。

これらの項目は連結貸借対照表上のトレーディング勘定資産またはトレーディング勘定負債に分類されています。これらの項目の公正価値の変動は、当社の連結損益計算書上の自己勘定取引に分類されています。

特定の貸出金およびその他の信用商品

シティグループは、シティグループのトレーディング部門が実行した特定の未実行ローン商品（保証および信用状等）を含む、特定の新規実行貸出金および取得した貸出金に対して公正価値オプションを選択しています。これらの信用商品は、いずれも高レバレッジの資金調達コミットメントではありません。重要な取引グループには、近い将来売却または証券化される予定の貸出金および未実行ローン商品、あるいは経済的リスクがデリバティブ商品でヘッジされている取引（購入したクレジット・デフォルト・スワップまたは基礎となる貸出金に係るトータル・リターンを当社が第三者に支払うトータル・リターン・スワップなど）が含まれます。シティグループは、ヘッジ会計が複雑である場合に会計上の不一致を軽減するため、および業務の簡素化実現のために、公正価値オプションを選択しています。管理目的が適合しない場合も含め、全社的に大部分の貸出取引に対しては、公正価値会計は選択されませんでした。

次表は、2010年および2009年12月31日現在において、公正価値で計上される特定の信用商品に関する情報を提供しています。

(単位：百万ドル)	2010年12月31日		2009年12月31日	
	トレーディング 資産	貸出金	トレーディング 資産	貸出金
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 14,241	\$ 1,748	\$ 14,338	\$ 945
公正価値を上回る未回収元本残高総額	167	(88)	390	(44)
未収利息の計上が停止されている貸出金または90日超延滞している貸出金の残高	221	—	312	—
未収利息の計上が停止されている貸出金または90日超延滞している貸出金の公正価値を上回る未回収元本残高総額	57	—	267	—

上述の計上金額に加えて、2010年および2009年12月31日現在、公正価値会計を選択した特定の信用商品に関連する未実行貸出約定の残高はそれぞれ621百万ドルおよび200百万ドルでした。

実行済および未実行信用商品の公正価値の変動は、当社の連結損益計算書の自己勘定取引に分類されています。関連する受取利息は約定金利に基づき測定され、貸借対照表上の信用商品の分類に応じてトレーディング勘定資産の受取利息または貸出金に係る利息として計上されています。2010年および2009年12月31日に終了した事業年度における、商品特有の信用リスクによる公正価値の変動は、それぞれ合計6百万ドルの損失および59億ドルの利益でした。

プライベート・エクイティおよび不動産ベンチャーへの特定の投資ならびに特定の持分法適用投資

シティグループは投資収益およびキャピタル・ゲイン獲得目的でプライベート・エクイティおよび不動産ベンチャーに投資しています。これらの投資の一部については、シティの投資会社において公正価値で計上されている多くのプライベート・エクイティまたはヘッジファンドに類似しているとみなされるため、当社は公正価値オプションを選択しています。公正価値オプションにより、これらの投資の会計処理と評価の一貫性を保持することができます。このようなプライベート・エクイティおよび不動産事業体へのすべての投資（債券および株式）は公正価値で会計処理されています。これらの投資は、シティグループの連結貸借対照表に投資として分類されています。

シティグループはまた、レバレッジド・バイアウト・ファンドおよびその他のヘッジファンドへ

の様々な非戦略的投資を保有しています。当社はこれらの投資に関する業務および会計上の複雑性を軽減するために公正価値会計を選択しました。ファンドはすべての対象資産を公正価値で会計処理しているため、シティグループの当該ファンドへの投資に対する持分法適用の影響は、公正価値会計を適用した場合と同じでした。これらの投資は、連結貸借対照表のその他資産に分類されています。

これらの投資の公正価値の変動は、連結損益計算書のその他収益に計上されています。

特定の抵当貸付 (HFS)

シティグループは、売却目的で購入または組成した特定のプライム固定金利および優良変動金利第1順位抵当貸付 (HFS) に対して公正価値オプションを選択しています。これらの貸出金は、売却または証券化が予定されており、デリバティブ商品でヘッジされています。当社は、ヘッジ会計が複雑である場合に会計上の不一致を軽減するため、および業務の簡素化実現のために公正価値オプションを選択しました。

次表は、2010年および2009年12月31日現在における公正価値で計上される特定の抵当貸付 (HFS) に関する情報を提供しています。

(単位：百万ドル)	<u>2010年12月31日</u>	<u>2009年12月31日</u>
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 7,230	\$ 3,338
未回収元本残高を上回る公正価値総額	81	55
未収利息の計上が停止されている貸出金または90日超延滞している貸出金の残高	1	4
未収利息の計上が停止されている貸出金または90日超延滞している貸出金の公正価値を上回る未回収元本残高総額	1	3

これらの抵当貸付の公正価値の変動は当社の連結損益計算書のその他収益に計上されています。2010年および2009年12月31日に終了した事業年度における商品特有の信用リスクによる公正価値の変動は、それぞれ1百万ドルおよび4百万ドルの損失でした。関連する受取利息は、引き続き約定金利に基づき測定され、連結損益計算書に受取利息として計上されています。

特定の連結VIE

当社は、2010年1月1日のSFAS第167号の適用に際して連結された特定のVIEのすべての適格資産および負債に対して、公正価値オプションを選択しています。これには、自社名抵当貸付証券化、ミューチュアル・ファンド後払販売手数料および有担保貸出金債務VIEが含まれます。当社は、これらのVIEにおける当社の留保利益を、実質的にすべて公正価値で計上していますが、公正価値オプションが経済リスクをよりよく反映できると確信しているため、これらのVIEに対して公正価値オプションを選択しました。

当社は、連結抵当貸付VIEに関して、内部の評価手法を用いて抵当貸付および長期債務の公正価値を決定しました。内部の評価手法を用いて測定された長期債務の公正価値は、可能な場合には独立したベンダーから入手した価格に対して検証されます。観察可能な価格が存在しない場合、独立したベンダーは様々な情報源から入手した価格を収集し、類似した有価証券に対してマトリクス・プライシングを適用する場合があります。検証された長期債務に関連した担保価格はレベル2に分類され、検証されていない債務はレベル3に分類されます。各VIEの抵当貸付の公正価値は、担保価格

から導き出されています。あるVIEの実質的にすべての長期債務がレベル2のインプットを使用して評価される場合、対応する抵当貸付はレベル2に分類されます。それ以外の場合、VIEの抵当貸付はレベル3に分類されます。

公正価値オプションが選択された連結抵当貸付VIEに関しては、抵当貸付はシティグループの連結貸借対照表に貸出金として分類されます。当該貸出金の公正価値の変動は、当社の連結損益計算書のその他収益に計上されます。関連する受取利息は、約定金利に基づき測定され、当社の連結損益計算書に受取利息として計上されます。これらの抵当貸付に関する情報は、次表に含まれています。商品特有の信用リスクによるこれらの貸出金の公正価値の変動は、2010年12月31日に終了した事業年度において190百万ドルの利益でした。

これらの連結VIEが発行した債務は、シティグループの連結貸借対照表に長期債務として分類されています。これらの負債の大部分に関する公正価値の変動は、当社の連結損益計算書のその他収益に計上されています。関連する支払利息は、約定金利に基づき測定され、連結損益計算書に支払利息として計上されています。2010年12月31日現在、これらの連結VIEの長期債務の未回収元本残高総額は、公正価値総額を857百万ドル上回っていました。

次表は公正価値にて計上される連結VIEの法人向けおよび個人向け貸出金に関する情報を提供しています。

	2010年12月31日	
	法人向け貸出金	個人向け貸出金
(単位：百万ドル)		
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 425	\$ 1,718
公正価値を上回る未回収元本残高総額	357	527
未収利息の計上が停止されている貸出金または90日超延滞している貸出金の残高	45	133
未収利息の計上が停止されている貸出金または90日超延滞している貸出金の公正価値を上回る未回収元本残高総額	43	139

抵当貸付サービシング権

当社は、抵当貸付サービシング権（以下「MSR」といいます。）を公正価値で会計処理しています。MSRの公正価値は、オプション調整後スプレッド評価手法を用いて決定されます。この手法では、複数の金利シナリオのもとでのサービシング業務からのキャッシュ・フローを予測し、リスク調整後割引率を用いてこれらのキャッシュ・フローを割り引きます。MSRの評価に用いられるモデルで使用する仮定には、抵当貸付の期前返済率および割引率が含まれます。MSRの公正価値は主に、抵当貸出金利の変動から生じる期前返済額の変動に影響されます。このリスクを管理するために、当社は、金利デリバティブ契約やモーゲージ・バック証券の先物買受契約を利用したり、トレーディング目的に分類される有価証券を購入することで、MSRの価値の大部分をヘッジしています。MSRの会計処理および報告に関する詳細については、連結財務諸表注記22を参照してください。

2010年および2009年12月31日現在、これらのMSRの残高はそれぞれ45.54億ドルおよび65.30億ドルで、シティグループの連結貸借対照表の抵当貸付サービシング権に分類されています。MSRの公正価値の変動は、当社の連結損益計算書のその他収益に計上されています。

特定の仕組負債

当社は、その業績が仕組金利、インフレ、通貨、株式、参照クレジットまたはコモディティ・リスクに連動する特定の仕組負債（以下「仕組負債」といいます。）について、公正価値オプション

を選択しています。これらのエクスポージャーはトレーディング関連のポジションとみなされており、公正価値に基づいて管理されているため、当社は公正価値オプションを選択しています。これらのポジションは引き続き、それぞれの法的構造に応じて、当社の連結貸借対照表に債務、預金またはデリバティブ（トレーディング勘定負債）として分類される予定です。

これらの仕組負債の公正価値の変動は当社の連結損益計算書の自己勘定取引に計上されています。組込株式、参照クレジットまたはコモディティの裏付けのある仕組負債の公正価値の変動には、未収利息の経済要素が含まれています。組込金利、インフレまたは通貨リスクを含む仕組負債については、関連する支払利息が約定金利に基づいて測定され、連結損益計算書上に支払利息として計上されています。

特定の非仕組負債

当社は、固定金利および変動金利の付された特定の非仕組負債（以下「非仕組負債」といいます。）について、公正価値オプションを選択しています。当社は、デリバティブ契約を用いて金利リスクが経済的にヘッジされている負債、またはその発行代金が損益を通じて公正価値で会計処理される金融資産を購入するために利用される負債に対して、公正価値オプションを選択しています。この選択は、会計上の不一致を軽減し、業務上の簡素化を図ることを目的としています。これらのポジションは、当社の連結貸借対照表の短期借入金および長期債務に計上されています。これらの非仕組負債の公正価値の変動は、当社の連結損益計算書の自己勘定取引に計上されています。

関連する支払利息は約定金利に基づき測定され、連結損益計算書に支払利息として計上されています。

次表は、2010年および2009年12月31日現在において公正価値で計上された長期債務（2010年12月31日現在の連結VIEが発行した負債を除きます。）に関する情報を提供しています。

(単位：百万ドル)	<u>2010年12月31日</u>	<u>2009年12月31日</u>
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 22,055	\$ 25,942
公正価値を上回る未回収元本残高総額	<u>477</u>	<u>3,399</u>

次表は、公正価値で計上された短期借入金に関する情報を提供しています。

(単位：百万ドル)	<u>2010年12月31日</u>	<u>2009年12月31日</u>
連結貸借対照表に計上された簿価	\$ 2,429	\$ 639
公正価値を上回る未回収元本残高総額	<u>81</u>	<u>53</u>

27. 金融商品の公正価値

金融商品の見積公正価値

次表は、シティグループの金融商品の簿価と公正価値を表示したものです。この開示からは、リース取引、関係会社投資、年金給付債務および保険契約責任準備金は除かれています。また、保険契約者基金の金額からは特定の保険契約が除かれています。また、開示要件に従って、税効果は除かれており、特定商品の全持分の一括売却のオファー時に生じるプレミアムあるいはディスカウント、期限の定めのない預金の超過公正価値、および市場取引で発生するその他の費用は考慮していません。さらに、非金融資産および負債の価値、広範囲なフランチャイズ、取引関係、無形資産の価値（ただし、抵当貸付サービシング権は含みます。）など、シティグループの財政状態および純資産価値の完全な評価には不可欠なものについてもこの評価からは除かれています。

公正価値は、一定の方法論と仮定に基づく経営陣の最善の見積りを表しています。公正価値による会計処理が行われていない短期金融商品および通常の業務活動で生じる債権・債務の簿価は、発生から実現するまでの期間が比較的短期間であるため、公正価値に近似したものとなっています。投資、トレーディング目的およびエンドユーザー目的のデリバティブ、長期債務など相場価格のある債務については、入手可能な場合には市場相場価格を使用しています。公正価値で会計処理されない貸出金のキャッシュ・フローは、流通市場金利、または入手可能であれば見積市場金利で割り引かれます。それ以外に、比較可能な貸出金ポートフォリオの売却あるいは類似の条件とリスク特性を有する貸出金に対する現在の市場における組成金利を使用しています。予想信用損失は見積将来キャッシュ・フローに組み込まれるか、あるいは使用する割引率の調整として組み込まれています。担保価値もまた考慮されています。公正価値で会計処理されない長期債務等の負債で、相場価格がない場合は、市場借入金利によって契約上のキャッシュ・フローが割り引かれます。

(単位：十億ドル、12月31日現在)	2010年		2009年	
	簿価	見積公正価値	簿価	見積公正価値
資産				
投資	\$ 318.2	\$ 319.0	\$ 306.1	\$ 307.6
フェデラルファンド貸出金、借入有価証券または売戻条件付買入有価証券	246.7	246.7	222.0	222.0
トレーディング勘定資産	317.3	317.3	342.8	342.8
貸出金 ⁽¹⁾	605.5	584.3	552.5	542.8
その他の金融資産 ⁽²⁾	280.5	280.2	290.9	290.9
負債				
預金	\$ 845.0	\$ 843.2	\$ 835.9	\$ 834.5
フェデラルファンド借入金、貸付有価証券または買戻条件付売渡有価証券	189.6	189.6	154.3	154.3
トレーディング勘定負債	129.1	129.1	137.5	137.5
長期債務	381.2	384.5	364.0	354.8
その他の金融負債 ⁽³⁾	171.2	171.2	175.8	175.8

(1) 貸出金の簿価は、2010年度の407億ドルおよび2009年度の360億ドルの貸倒引当金を控除した後の金額です。また、当該簿価からは、2010年度および2009年度のリース金融債権それぞれ26億ドルおよび29億ドルが除かれています。

(2) 現金および銀行預け金、銀行預け金、仲介業者債権、再保険回収額、抵当貸付サービシング権、特別および変額勘定、ならびに連結貸借対照表のその他資産に含まれているその他の金融商品の簿価および見積公

正価値を含みます。そのすべての簿価は公正価値の合理的な見積りです。

- (3) 仲介業者債務、特別および変額勘定、および短期借入金、ならびに連結貸借対照表のその他負債に含まれるその他の金融商品の簿価および見積公正価値を含みます。そのすべての簿価は公正価値の合理的な見積りです。

公正価値は、金利、信用の質および価値に対する市場の反応などの様々な要素の変化に伴い、また、既存の資産・負債が消滅し、新たな取引が発生することにより、期間ごとに変化します。

貸出金の見積公正価値は、貸出実行後の信用状況の変化、固定利付貸出金の場合は金利の変動、および特定の貸出実行時のプレミアムを反映しています。2010年度および2009年度において、シティグループの貸出金の簿価（貸倒引当金控除後）は見積公正価値を総額でそれぞれ212億ドルおよび97億ドル超過しています。2010年12月31日現在、個人向け貸付金および法人向け貸出金の簿価（貸倒引当金控除後）は見積公正価値をそれぞれ200億ドルおよび120億ドル超過していました。

2010年および2009年12月31日現在、当社の法人向け未実行貸出約定の見積公正価値はそれぞれ56億ドルおよび50億ドルでした。消費者向け未実行貸出約定は、通常債権者に通知を提示することで解約可能であることから、当社は公正価値の見積りを行っていません。

28. 差入有価証券、担保、コミットメントおよび保証

差入有価証券

2010年および2009年12月31日現在、買戻条件付売渡有価証券およびその他の担保に提供されている有価証券の見積公正価値（認められる相殺の影響を除きます。）は以下のとおりでした。

(単位：百万ドル)	2010年	2009年
買戻条件付売渡有価証券	\$ 227,967	\$ 237,707
借入有価証券とほぼ同等の価値の担保	40,741	44,095
銀行借入金の担保	196,477	188,160
清算機関への差入れ担保および証券関連法令に基づく分別資産	21,466	21,385
貸付有価証券	37,965	36,767
その他	15,136	30,000
合計	\$ 539,752	\$ 558,114

さらに、2010年および2009年12月31日現在の現金および銀行預け金には、連邦政府およびその他の仲介業に関する規則に基づいて分別された現金あるいは清算機関への預け金が、それぞれ156億ドルおよび112億ドル含まれています。

2010年および2009年12月31日現在、当社は様々な担保および委託保証金要件を満たすために、第三者銀行からの信用状をそれぞれ11億ドルおよび19億ドル有していました。

受入担保

2010年および2009年12月31日現在、当社が売却あるいは再担保することが可能な受取担保の時価の概算は、認められる相殺の影響を除いて、それぞれ3,353億ドルおよび3,462億ドルでした。この担保は、売戻契約、有価証券の貸借取引、デリバティブ取引および信用取引に関連して受け取ったものです。

2010年および2009年12月31日現在、当社が受け取った担保の大部分は売却されたか、あるいは買戻契約、空売有価証券、有価証券の貸借取引、清算機関に対する担保、証券関連法令に基づく分別要求、デリバティブ取引および銀行借入金に関連して再担保に提供されています。

さらに、2010年および2009年12月31日現在、当社は担保提供先が売却あるいは再担保に提供することのできない担保をそれぞれ2,460億ドルおよび2,530億ドル提供しています。

リース・コミットメント

2010年、2009年および2008年12月31日に終了した事業年度の賃借料(主にオフィスおよびコンピューター設備)は、それぞれ16億ドル、20億ドルおよび27億ドルでした。

解約不能なリースのもとで将来発生する年間の最低賃借料（サブ・リース収入控除後）は以下のとおりです。

(単位：百万ドル)

2011年	\$ 1,137
2012年	1,030
2013年	939
2014年	856
2015年	763
2016年以降	2,440
合計	\$ 7,165

保証

当社は、シティグループの顧客に対し、その信用力を強化し、広範囲な事業取引が可能となるように様々な保証および補償を提供しています。保証の定義を満たす特定の契約により保証人が引受けることとなる義務については、保証人が保証開始時に公正価値で負債計上すべきであるとしています。

さらに、保証人は、被保証会社が全額債務不履行となった場合に、保証に基づき保証人が支払うこととなる将来の潜在的支払金額の最高額を開示することが求められています。将来の潜在的支払金額の最高額は、保証の想定金額に基づいて決定されますが、遡求条項に基づいた、あるいは保有担保からの回収可能性は考慮されません。この将来の潜在的支払金額の最高額は、これらの保証に関する予想損失額とは関連がありません。

次表は、2010年および2009年12月31日現在の当社の保証に関する情報を表しています。

(単位：十億ドル、ただし簿価は百万ドル 12月31日現在)	将来の潜在的支払金額の最高額			簿価 (百万ドル)
	期日 1年以内	期日 1年超	合計残高	
2010年				
金融スタンドバイ信用状	\$ 19.5	\$ 75.3	\$ 94.8	\$ 225.9
履行保証	9.1	4.6	13.7	35.8
保証とみなされるデリバティブ商品	3.1	5.0	8.1	850.4
遡求義務付売却ローン	-	0.4	0.4	134.3
有価証券貸出補償 ⁽¹⁾	70.4	-	70.4	-
クレジットカード加盟店処理 ⁽¹⁾	65.0	-	65.0	-
カストディ補償およびその他	-	40.2	40.2	253.8
合計	\$ 167.1	\$ 125.5	\$ 292.6	\$1,500.2

(1) 当社は、有価証券貸出補償およびクレジットカード加盟店処理から生じる潜在的債務の金額および蓋然性は重要なものではないと判断しているため、これらの保証の簿価は重要なものではありません。

	将来の潜在的支払金額の最高額			簿価 (百万ドル)
	期日 1年以内	期日 1年超	合計残高	
(単位：十億ドル、ただし簿価は百万ドル 12月31日現在)				
2009年				
金融スタンバイ信用状	\$ 41.4	\$ 48.0	\$ 89.4	\$ 438.8
履行保証	9.4	4.5	13.9	32.4
保証とみなされるデリバティブ商品	4.1	3.6	7.7	569.2
遡求義務付売却ローン	-	0.3	0.3	76.6
有価証券貸出補償 ⁽¹⁾	64.5	-	64.5	-
クレジットカード加盟店処理 ⁽¹⁾	59.7	-	59.7	-
カスタディ補償およびその他	-	26.7	26.7	121.4
合計	\$ 179.1	\$ 83.1	\$ 262.2	\$1,238.4

(1) 当社は、契約上のキャッシュ・フローの回収に対する保証、有価証券貸出補償およびクレジットカード加盟店処理から生じる潜在的債務の金額および蓋然性は重要なものではないと判断しているため、これらの保証の簿価は重要なものではありません。

金融スタンバイ信用状

シティグループは、借り手の信用を当社が保証するスタンバイ信用状を発行しています。信用状が実行された場合、借り手はシティグループに対して返済する義務を負います。スタンバイ信用状は、契約上の債務不履行から第三者を保護します。金融スタンバイ信用状には、保険料の支払いおよび再保険リスクの保証が含まれます。これらは、産業振興債の引受けおよび決済機関における支払債務の決済を保証し、オプションおよび有価証券の購入を保証したりエスクロー預金勘定の代わりにするものです。また、金融スタンバイ信用状には、バックストップ・ローン、与信枠、約束手形および貿易手形引受けも含まれます。

履行保証

履行保証および信用状は、建設工事あるいはシステム設置プロジェクトに関する顧客の入札や、契約条件に基づくそのプロジェクトの完成を保証するために発行されます。またこれらは、第三者に対して特定の商品、コモディティ、あるいは保守または製品保証サービスを提供する顧客の義務を保証するためにも発行されます。

保証とみなされるデリバティブ商品

デリバティブは、キャッシュ・フローが想定元本および原資産に基づいており、初期投資額が少額またはゼロで、差金決済が求められるまたは認められている金融商品です。デリバティブは、リスク管理またはリターンの向上等、様々な目的で利用されます。金融機関はしばしば、顧客のための仲介機関として頻繁に関与し、顧客のリスク軽減を支援します。しかし、デリバティブは、リスク・ポジションをとるために使用されることもあります。

上表に示された保証とみなされるデリバティブ商品には、被保証会社が保有する資産、負債または持分有価証券に関する原資産の変動に基づいて、シティが取引相手に支払いを行う必要があるデリバティブ商品のみが含まれています。より具体的に言えば、保証とみなされるデリバティブ商品には、取引相手が銀行、ヘッジファンドまたはブローカー・ディーラー（このような取引相手は当

該金融商品の市場のディーラーとみなされるため、原資産を保有することができません) ではない特定の店頭取引の売建てプット・オプションが含まれています。ただし、当社が販売するクレジット・デリバティブは、注記23で個別に開示されているため上表からは除外されています。さらに、現金決済され、契約開始時に取引相手が原資産を保有していたかどうかは明確でない非クレジット・デリバティブ契約も上記の開示からは除外されています。

当社の将来の潜在的支払金額の最高額が制限されていない場合には、契約の想定元本が開示されます。

遡求義務付売却ローン

遡求義務付売却ローンは、一定の状況のもとで生じたローンの損失について買い手に払戻しを行う当社の義務を表しています。遡求義務とは、購入したローンに関してその買い手／投資家が被った損失の全額を貸し手が払い戻すという売買契約に基づく義務のことです。この義務は、延滞しているローンを手が買い戻すことにより履行することも可能です。

上表に示されている金額に加えて、個人向け抵当の表明と保証についての買戻しに関する引当金は、2010年12月31日および2009年12月31日現在、それぞれ969百万ドルおよび482百万ドルであり、これらの金額は連結貸借対照表のその他負債に含まれています。

買戻しに関する引当金の見積りは、多くの見積りと判断の対象になります。買戻しに関する引当金の計算に用いられる仮定には、一定の不確実性および実際の結果と異なる場合に引当金の金額に重要な影響を与える可能性のあるリスクが含まれています。主要な仮定は、以下のとおりです。

- ・融資契約書類請求
- ・買戻し請求における融資契約書類請求の占める割合
- ・控訴成功率
- ・買戻しまたは損失補填による見積り損失

例えば、シティは同時に10%の不利な変化がそれぞれの重要な仮定に起きた場合、買戻しに関する引当金は2010年12月31日現在約342百万ドル増加すると予測しています。この潜在的な変化は仮想であり、主要な仮定の変化による買戻しに関する引当金への感応度を示すことを意図したものです。主要な仮定の実際の変化は同時または同程度で発生するとは限りません。(すなわち、ある仮定における不利な変化は、その他の仮定における改善により相殺されます。) シティは個人向けの表明と保証について、発生に合理的な可能性のある損失の範囲(ASC 450で定義されるもの)を見積るための十分な情報がないと考えています。

有価証券貸出補償

有価証券の所有者は頻繁に、有価証券を空売りする、あるいはその他の義務を履行するために他者に引渡すことを予定している第三者に、これらの有価証券を貸し出して手数料を受け取ることがあります。銀行は、顧客のためにこのような有価証券貸出プログラムを管理することがあります。有価証券貸出補償は、有価証券の借り手が貸出契約に規定された有価証券を返却せず、保有担保が

有価証券の時価をカバーするのに不十分な場合に、有価証券の貸し手に全額補償するために銀行が発行するものです。

クレジットカード加盟店処理

クレジットカード加盟店処理の保証は、加盟店の代わりに自社カードおよび銀行系カード取引の処理を行うことに関連する当社の間接的な義務を表しています。

シティグループの主なクレジットカード事業は、個人に対するクレジットカードの発行です。さらに当社は、(a)自社カードに関連して様々な加盟店にカード取引処理サービスを提供しています。また、(b)以前に第三者に譲渡された加盟店クレジットカード処理契約に関連して、当該第三者から提供されたカード取引処理サービスについて潜在的債務を負っています。いずれの場合から生じる債務も、加盟店とカード保有者との間に請求上のトラブルが生じ、最終的にカード保有者に有利な結論が出た場合に発生します。加盟店はカード保有者に対してその金額を返金する債務を負います。一般的にはクレジットカード処理会社がこのような金額を加盟店から回収できなければ、当該クレジットカード処理会社がカード保有者に提供したクレジットあるいは返金額に対する損失を負担することになります。

上記(a)について、自社カード加盟店のポートフォリオに関しては、当社は引き続き一次的な偶発債務を負っています。この損失リスクは、当社と加盟店の間のキャッシュ・フローを純額で決済すること、または当社が加盟店に対する他のキャッシュ・フローの支払いと相殺する権利を持っていることにより軽減されています。このリスクをさらに軽減するために、当社は、決済の延期をしたり、加盟店に預託金の納付を要求したり、加盟店の財務状況が悪化した場合にさらなる財務上および業務上の支配力を当社に与える契約条項を含めるよう要求したり、あるいは様々な信用補完(信用状や銀行保証を含む)を要求することもあります。自社カード加盟店が自社カード保有者に対し、商品やサービスの提供あるいは返金できなくなるという極めて稀な事態が生じた場合は、シティグループがカード保有者に対し、クレジットを提供するか返金するという偶発債務を負います。

上記(b)について、当社は、加盟店との契約が当社から第三者であるクレジットカード取引会社に譲渡された以前の当社と加盟店との取引において、当該取引会社が履行義務を果たさない場合、当社は銀行系カード取引について潜在的債務を負います。

銀行系および自社カード双方の加盟店処理サービスに関連する当社の潜在的偶発債務の最大額は、一時点において有効なチャージバック取引としての要件を満たすクレジットカード取引の合計額と見積られます。2010年および2009年12月31日現在、この潜在的エクスポージャーの最大額は、それぞれ650億ドルおよび600億ドルと見積られています。

しかし、当社は、エクスポージャーの最大額は、当社の過去の実績および二次保証人(以前に譲渡された加盟店クレジットカード処理契約の場合)としての立場に基づく実際の潜在的損失エクスポージャーを表すものではないと考えています。多くの商品やサービスは購入時に受け渡され、それが加盟店に返品されたときに返金されるため、いずれの場合もこの偶発的債務が生じる可能性はないと思われます。当社は、一次的保証人の資金力ならびに未解決のチャージバックの規模と内容および過去の損失実績に基づいて、加盟店処理に関連する偶発債務の蓋然性と金額を評価しています。2010年および2009年12月31日現在、加盟店処理業務に関連して発生する見積損失と当社の偶発債務

の貸借対照表計上額は重要なものではありませんでした。

カストディ補償

カストディ補償は、カストディ業務の顧客に対し、第三者のサブカストディアンまたは預金取扱機関が顧客資産の保全に失敗した場合に全額を保証するものです。

その他

2010年12月31日現在、シティグループは、ビザUSAおよびマスターカードの特定の訴訟に関連して254百万ドルの引当金を計上しました。2009年12月31日現在、当該引当金の帳簿価額は121百万ドルで、連結貸借対照表においてその他負債に計上されています。

その他の保証および補償

クレジットカード保護プログラム

当社は、クレジットカード事業を通じて、レンタカーに対する保険、購入商品に関連する一定の損害補填、特定の購入に対する価格補償および紛失荷物に対する補償を提供するプログラムを含め、いくつかのカード商品に関してカード保有者に対する様々な保護プログラムを提供しています。これらの保証は、その保証残高および当社の損失エクスポージャーの最大金額を数値化することができないため、表には含まれていません。このような補償は、特定の種類の購入や特定のタイプの損失に限定されており、一時点においてこれらの補償の対象となる購入を数値化することは不可能です。当社は、過去の損失実績の程度および内容に基づいてこれらのプログラムに関連する潜在的債務の蓋然性と金額を評価しています。2010年および2009年12月31日現在、これらのプログラムに関連して発生した実際の損失額および見積損失額ならびに当社の債務の貸借対照表計上額は重要なものではありませんでした。

その他の表明ならびに保証および補償

通常の業務活動において、当社は、数多くの取引に関連する契約において相手方に標準的な表明と保証を提供しており、また税法の変更あるいは税法の不利な解釈によって追加の税金負担が生じた場合に契約の相手方を保護する補償を含む補償規定を設けています。これらの取引の相手方は、当社に対してこれらに匹敵する補償を提供しています。そのような表明、保証および補償は多くの契約関係における必要不可欠な要素ですが、取引の対象となる事業目的を表すものではありません。補償条項は、契約条件に基づく当社自身の契約履行に関連する標準的契約条件であり、損失リスクが低いという評価に基づいて通常の業務活動において締結されています。多くの場合、これらの条項は契約条件を最初の時点で満たしているということを保証するためのものです。これらの標準的な表明と保証に対し対価を受け取ることはなく、これらに基づいて支払いが生じることはほとんどないため、その公正価値を算定することはできません。多くの場合、補償条項に表示金額あるいは想定金額は含まれず、潜在的に補償義務の発生につながりうる偶発事象は発生しておらず、今後も発生するとは思われません。これらの補償は、上表に含まれていません。

バリュー・トランスファー・ネットワーク

当社は、世界中の数百のバリュー・トランスファー・ネットワーク(以下「VTN」といいます。)(支払・決済システムおよび証券取引所)のメンバーあるいは株主になっています。メンバーの条件として、これらのVTNの多くはメンバーに対して、メンバーの債務不履行がVTNに与える影響に対処する準備をしておくことを要求しています。株主およびメンバーは、VTNに対する投資家の劣後クラスであるため、VTNの株主あるいはメンバーとしての当社の潜在的債務は、FIN第45号の対象範囲からは除かれています。したがって、当社のVTNに対する参加は上記の当社の保証に関する表には報告されておらず、当社のVTNに対する関与から生じる潜在的債務について2010年および2009年12月31日現在の連結貸借対照表に計上されている金額はありません。

長期介護保険補償

保険子会社の売却に際して、当社は保険会社に保証を提供しました。これは、保険会社の長期介護保険(以下「LTC」といいます。)事業一連に関連する、保険金請求およびその他の負債に対するもの(LTCの全保険期間に対するもの)で、別の保険会社によって完全に再保険されているものです。再保険会社は、証券を提供する形で二つの信託に資金を提供しましたが、この証券の公正価値(2010年12月31日および2009年12月31日現在、約36億ドルおよび約33億ドル)は、当該保険会社のLTC保険契約に関する法定債務を保証するよう組成されています。かかる法定債務が時とともに変動するため、これら信託の資産は、当該資産の公正価値が引き続きLTC保険契約に関する見積法定債務を保証するように定期的に評価・調整されます。理由のいかに拘わらず支払不能を含め、再保険会社が再保険契約に基づく契約不履行に陥った場合で、かつ二つの信託の資産が不十分、または当該再保険会社はその資産を利用できない場合、シティグループは当該LTC保険契約に関連して実際に発生した損失を補償しなければなりません。これら二つの事象は、シティグループがその補償債務に従って出再保険会社への支払義務を負う前に発生することになりますが、かかる事象の発生の可能性は現在高くないため、当該補償に関する債務は2010年12月31日現在の連結貸借対照表に反映されていません。しかしシティは当該補償義務におけるエクスポージャーの可能性を緻密にモニターすることを継続していきます。

簿価一保証および補償

2010年および2009年12月31日現在、上表に含まれるこれらの保証および補償に関連する債務の貸借対照表計上額は、それぞれ約15億ドルおよび12億ドルとなっています。デリバティブ商品の貸借対照表計上額は、デリバティブがトレーディング目的で締結されたか否かによってトレーディング勘定負債、あるいはその他負債に含まれています。財務および履行保証の貸借対照表計上額は、その他負債に計上されています。遡求義務付売却ローンに関する債務の貸借対照表計上額は、その他負債に計上されています。さらに、2010年および2009年12月31日現在、連結貸借対照表上のその他負債には、信用状および未実行の貸出約定に関連する貸倒引当金がそれぞれ1,066百万ドルおよび1,157百万ドル含まれています。

受入担保

これらの保証および補償に基づいて発生する損失を弁済するために当社が利用可能な現金担保は、2010年および2009年12月31日現在、それぞれ350億ドルおよび310億ドルです。担保として保有する

有価証券およびその他の市場性のある資産は、それぞれ410億ドルおよび430億ドルで、その大部分については有価証券貸出補償に基づいて発生する損失を弁済するために担保が保有されています。さらに、担保として保有する当社に有利な信用状は、2010年および2009年12月31日現在、それぞれ20億ドルおよび14億ドルでした。特定の保証および補償に基づく損失についてはその他の資産を弁済に利用できる場合もありますが、そのような資産の価値は算定していません。

履行リスク

シティグループは、指定の参照取引相手の内部または外部格付けに基づいて保証の履行リスクを評価しています。外部の格付けが使用される場合には、Baa/BBB以上が投資適格とみなされ、これに満たない格付けは投資不適格とみなされます。シティグループの内部格付けは、関連する外部の格付システムと一致しています。一部の基礎となる参照クレジットまたは事業体に関しては格付けが入手できません。このような参照クレジットは「非格付け」カテゴリーに含まれています。販売された保証およびクレジット・デリバティブに関する将来の潜在的支払金額の最高額は、これらの契約の想定元本、つまり保証対象の資産の額面と決められています。

次表は、2010年および2009年12月31日現在における内部および外部信用格付けに基づき分類された将来の潜在的支払金額の最高額を示しています。前述したように、将来の潜在的支払金額の最高額は保証の想定元本に基づいて決定されますが、遡求条項に基づく、あるいは保有担保からの回収可能性は考慮されません。この将来の潜在的支払金額は、これらの保証に関する予想損失額とは関連がありません。

2010年12月31日現在

(単位：十億ドル)

	将来の潜在的支払金額の最高額			
	投資適格	投資不適格	非格付け	合計
金融スタンドバイ信用状	\$ 58.7	\$ 13.2	\$ 22.9	\$ 94.8
履行保証	7.0	3.4	3.3	13.7
保証とみなされるデリバティブ商品	-	-	8.1	8.1
遡求義務付売却ローン	-	-	0.4	0.4
有価証券貸出補償	-	-	70.4	70.4
クレジットカード加盟店処理	-	-	65.0	65.0
カスタディ補償およびその他	40.2	-	-	40.2
合計	\$ 105.9	\$ 16.6	\$ 170.1	\$ 292.6

2009年12月31日現在

(単位：十億ドル)

	将来の潜在的支払金額の最高額			
	投資適格	投資不適格	非格付け	合計
金融スタンドバイ信用状	\$ 49.2	\$ 13.5	\$ 26.7	\$ 89.4
履行保証	6.5	3.7	3.7	13.9
保証とみなされるデリバティブ商品	-	-	7.7	7.7
遡求義務付売却ローン	-	-	0.3	0.3
有価証券貸出補償	-	-	64.5	64.5
クレジットカード加盟店処理	-	-	59.7	59.7
カスタディ補償およびその他	26.7	-	-	26.7
合計	\$ 82.4	\$ 17.2	\$ 162.6	\$ 262.2

信用コミットメントおよび与信枠

次表は2010年および2009年12月31日現在のシティグループの信用コミットメントに関する情報を表しています。

(単位：百万ドル)	2010年12月31日			2009年 12月31日
	米国	米国以外	合計	
コマーシャル信用状およびこれに準ずる信用状	\$ 1,544	\$ 7,430	\$ 8,974	\$ 7,211
1戸から4戸の家族用住宅抵当貸付	2,582	398	2,980	1,070
1戸から4戸の家族用住宅により担保されたリボルビング・オープン・エンド型ローン	17,986	2,948	20,934	23,916
商業不動産（CRE）、建設および土地開発	1,813	594	2,407	1,704
クレジットカード限度額	573,945	124,728	698,673	785,495
商業用およびその他個人向け貸出約定	124,142	86,262	210,404	257,342
合計	\$ 722,012	\$ 222,360	\$ 944,372	\$1,076,738

未実行の貸出約定の多くは、顧客が特定の与信基準を維持することを条件としています。商業用の貸出約定は、一般に変動金利で期日が確定されており、手数料の支払いが求められることがあります。このような手数料（特定の直接費用を控除後）は繰り延べられ、貸出約定が実行された場合は貸出期間にわたり償却され、また、約定の実行が見込まれない場合は約定期間にわたって償却されます。

コマーシャル信用状およびこれに準ずる信用状

コマーシャル信用状は、顧客による商品購入の資金調達またはその他のコミットメントの履行を可能にするために、シティグループが顧客の信用を保証する商品です。シティグループは、顧客に代わり信用状をサプライヤーに発行し、サプライヤーが信用状の条件に従い履行していることを証明する書類の提示をもって支払いを行うことに合意しています。信用状が実行された場合、顧客はシティグループに弁済することが求められます。

1戸から4戸の家族用住宅抵当貸付

1戸から4戸の家族用住宅抵当貸付コミットメントは、買い手が購入を完了できるように銀行が特定の金額を前払いすることを記した、シティグループから不動産の売り手に対する書面での確認です。

1戸から4戸の家族用住宅により担保されたリボルビング・オープン・エンド型ローン

1戸から4戸の家族用住宅により担保されたリボルビング・オープン・エンド型ローンは、本質的に、ホーム・エクイティ・ローン信用枠です。ホーム・エクイティ・ローン信用枠は、自宅またはセカンド・ハウスを担保として、その公正市場価値が最初の住宅抵当貸付の負債残高を超過している金額を上限としたローンです。

商業不動産 (CRE)、建設および土地開発

商業用不動産、建設および土地開発には、商業用および複数家族用住宅、ならびに土地開発プロジェクトに対する資金調達のために信用を供与するコミットメントの未実行部分が含まれています。

不動産により担保されたコミットメントおよび無担保のコミットメントの両方が、この項目に計上されています。また、未成工事支出金に対する前払い義務がある場合は、未実行貸出金がこの項目に計上されます。ただしこの項目には、貸出実行後は連結貸借対照表上に貸出金として分類される信用供与のみが含まれています。

クレジットカード限度額

シティグループは、クレジットカードを発行することにより顧客に信用供与を行っています。クレジットカード限度額は、発行者により無条件に取り消すことが可能です。

商業用およびその他個人向け貸出約定

商業用およびその他個人向け貸出約定には、当座貸越および流動性ファシリティ、ならびにローンの実行または購入、第三者の債権の購入およびノートの発行またはリボルビング型引受枠の提供、ならびに株式の形式による投資のための商業用コミットメントが含まれます。2010年および2009年12月31日現在の残高には、当初の満期が1年未満のものが、それぞれ790億ドルおよび1,260億ドル含まれています。

またこの項目には、一般に正常とみなされる水準を上回る負債（借り手の資本金に対する負債の割合で測定する）を有する借り手に対して資金を提供する高レバレッジの資金調達コミットメントが含まれています。この種類の資金調達は、買収、マネジメント・バイ・アウトおよび類似する取引において、広く利用されています。

29. 偶発事象

概況

下記に記載された事項に加え、通常の業務において、シティグループならびにその関連会社および子会社ならびに現在および以前の役員、取締役および従業員（本項において、「シティグループおよび関係者」と総称することがあります。）は、日常的に、様々な訴訟および手続きの被告または当事者とされています。これらの訴訟および手続きの中には、消費者保護、証券、銀行、不正禁止、独占禁止、反マネーロンダリング、雇用およびその他の制定法およびコモン・ローに違反したとして、請求の主張を行ない、または救済を求めているものもあります。実際に開始された、または、おそれのあるこれらの訴訟および手続の中には、相当な、または不確定の補償的あるいは懲罰的損害賠償または差止命令による救済を請求しているものもあります。

通常の業務において、シティグループおよび関連者は、政府および規制当局の検査、情報収集の要請、調査および手続（公式および非公式の双方で）にも服しており、結果的に不利な判決、和解、制裁金、違約金、差止命令またはその他の救済に服する場合があります。シティグループの一定の関連会社および子会社は、銀行、登録証券ブローカー・ディーラー、先物取次業者、投資アドバイザーまたはその他の規制を受ける事業体であり、これらの資格において、米国、州および外国の様々な証券、銀行、商品先物業およびその他の規制当局による規制に従っています。これらの規制当局による公式および非公式の問い合わせに関連して、シティグループならびに当該関連会社および子会社は、様々な規制対象分野に関して文書、証言およびその他の情報を求める多くの要求、罰則付召喚令状および命令を受領しています。

シティグループのグローバルな業務範囲および世界各国への進出により、シティグループおよび関係者は、異なる法制度および規制管理体制を有する複数の法域において、訴訟ならびに政府および規制当局の検査、情報収集要請、調査および手続（公式および非公式の両方で）に服しており、これらの訴訟等は、シティグループおよび関係者が米国において服しているものとは実質的に異なり、また、実質的に異なるリスクを生じさせている可能性があります。

シティグループは、すべての訴訟および規制事項を、経営陣がシティグループおよび株主の最大の利益になると考える方法で解決することを追求し、また、各関係事項において適宜、責任、違反行為の主張および、適用ある場合には、求められた賠償賠償額もしくは違約金の幅またはその他の救済措置について争います。

会計および開示フレームワーク

ASC450（従前のSFAS第5号）は、訴訟および規制事項からの潜在的な損失を含む偶発損失の開示および認識を規定しています。ASC450は、「偶発損失」を「事業体にとって損失が発生しうる不確実性を伴う既存の条件、状態もしくは一連の状況であり、それは最終的に複数の将来の事象の発生（または発生しないこと）により解決される」と定義しています。この基準では、将来の偶発事象の発生可能性に基づいて、偶発損失の認識および開示に異なった要件を課しています。この基準では、次の3つの用語を使用して発生可能性の程度を区別しています。すなわち、「発生可能性が高い」は「将来事象が発生する見込みがある」ことであり、「発生可能性が低い」は「将来事象が発生する可能性がわずか」であることを表し、そして「合理的な可能性がある」は、「将来事象が発生する可能性が「可能性が低い」より多いが「見込みがある」より小さいことです。これら3つの用語は、ASC450の定義に従って以下で使用されています。

未払計上

ASC450では、「損失の発生事実を確認できる、ひとつまたは複数の将来事象の発生可能性が高く」かつ「損失金額を合理的に見積もることができる」場合、偶発損失に関する未払計上を要求しています。ASC450に準拠して、シティグループは、損失の発生可能性が高く、損失金額を合理的に見積もることが可能であると確信する場合は、ここで開示された事項を含むすべての訴訟および規制事項について未払金を設定しています。合理的な損失の見積りが金額の幅となる場合は、この幅の中の最低金額が未払計上されています。ただし、この幅の中で、より高い金額の見積りが、その幅の中の他の金額よりも適切である場合を除きます。設定後の未払金は追加情報を考慮して適宜調整されます。それらの事項に関して最終的に発生する損失金額は、該当する未払金の額を大幅に上回るか下回る可能性があります。

開示

ASC450は、「少なくとも、損失または追加損失が発生する合理的な可能性があり」かつ上記の条件を満たさないために、損失に関する未払金が設定されていない、または、損失に対するエクスポージャーが未払金を超過している場合、偶発負債に関する開示を要求しています。ASC450に準拠してシティグループは、損失発生について合理的な可能性はあるが発生可能性が高くない、または損失発生の可能性は高いが合理的に金額を見積ることができないと確信する場合は、その事項に関して未払金を設定していません。したがって、この事項は未払計上の要件を満たさず、偶発損失として開示されます。さらに、シティグループは、未払金を設定した事項の損失に対するエクスポージャーが設定した未払金を超過していると確信する場合には、この事項に関する開示を行っています。ASC450に準拠してシティグループの開示には、見積可能な事項に関する合理的な発生可能性のある損失額の見積り、または損失の幅の見積りが含まれています。ASC450は、見積りが不可能な場合について、合理的な発生可能性のある損失額の見積り、または損失の幅の見積りの開示を要求していません。発生可能性が低いとみなされる損失に関しては、未払金の設定も開示も要求されません。

開示事項に特有の不確実性

以下で開示する特定の事項は、相当なまたは確定不能な損失の請求に関わっています。これらの事項に関して主張されている請求は、一般的に広範囲で、しばしば複数年度にわたり、また時には幅広い事業活動に及び、原告または請求者が主張する損害が数値化できないか、訴状または請求書で事実上サポートされていません。その結果、損失の発生可能性が高い、または合理的な発生可能性があると確信していたとしても、事件の進展によっては合理的な発生可能性の幅に対する定量的な評価を裏付けるための十分な追加情報が出てくるまで、シティグループがこのような事項に対する損失を見積ることができない場合が頻繁にあります。これらの進展には、相手方または第三者による発見、主要な問題に対する裁判所の判決、内部の専門家による分析、和解交渉などがあります。事実の複雑さ、新しい法理論、発見のスピード、裁判所の日程、判決のタイミング、解決に向けた誠実な交渉に対する相手方の意志などの事実の範囲により、合理的な発生可能性のある損失の幅の見積りが可能になるまでに、事件の申し立てから数ヶ月や数年間かかることがあります。

見積り可能な事項

以下に記載する事項のいくつかについて、シティグループが設定した未払金（もしあれば）を超過する合理的な発生可能性のある損失額、または損失の幅を見積ることが可能です。この見積りに含まれるいくつかの事項については、損失発生の可能性が高く、かつ合理的に見積もることが可能であると確信されるために未払金が設定されていますが、損失に対するエクスポージャーが未払金を超過しています。これらの事項の場合、当該見積額は設定した未払金を超過した合理的な可能性

のある損失の幅を示しています。この見積りに含まれるその他の事項については、損失の見積りが可能で、合理的な可能性があると確信されていますが、可能性が高いとは考えられないために未払金は設定されていません。これらの事項においては、この見積額は合理的な発生可能性のある損失額または損失の幅を示しています。2010年12月31日現在、シティグループは、これらの事項に関して設定した未払金を超過しており、将来の期間に合理的な発生可能性のある損失額は総額で最大約40億ドルであると見積もっています。

これらの見積りは現在入手可能な情報に基づいています。入手可能な情報の変化により、シティグループの見積り可能な事項も変化し、見積額自体も変動します。さらに、財務諸表およびその他の財務関連の開示に表示されている多くの見積りには重要な判断が伴い、重大な不確実性に左右されるため、訴訟および法的手続きより生じる合理的な発生可能性のある損失の幅の見積りは、特定の不確実性に左右されます。例えば、見積り時点において、シティグループは当該請求に関する事実につき予備的かつ不完全で不正確な情報のみを得ている場合があります。重要論点に関する将来の裁判所またはその他の判決機関による判決、または相手方または規制当局の行動および働きかけに対する見込みが誤っていることが証明されるかもしれません。また予測しようとする結果は、統計的またはその他の定量的分析ツールを使用して修正できるものではありません。さらに、その発生可能性が低いとみなされ、シティグループが見積りを計上していない場合に損失が生じる場合があります。これらすべての理由により、見積りが行われた事項に関して最終的に負担する、未払金を超過する損失金額は、当該見積額に含まれる損失の幅を大幅に上回るか下回る可能性があります。

見積り不能な事項

以下に記載したその他の事項については、シティグループは合理的な発生可能性のある損失額または損失の幅を現在見積ることができません。これらの事項の多くはかなり予備的な段階であり（事項の開始から相当の時間が経過した事例でさえも）、請求の幅、種類（もしあれば）、または潜在的な損害額を規定する裁判所またはその他の判決機関による判決が極めて少ないか、実質的に存在しない、また事実の開示手続がまだ進行中、またはまだ開始されていません。これらの事項の多くについて、シティグループは訴状または請求に対して未回答であり、弁護も行っておりません。また相手方（規制当局または民間の当事者）との交渉も行っておりません。これらすべての理由により、シティグループは、これらの事項に関して、現時点では合理的な発生可能性のある損失額または損失の幅を見積ることができません。

最終結果に対する経営陣の意見

上記に従い、シティグループの経営陣は、現在の知識に基づき、また現在の法定準備金を考慮した上で、当注記に記載されたすべての事項の最終結果によって、シティグループの連結の財政状態に重大で不利な影響を及ぼす可能性は低いと考えています。しかしながら、これらの事項の中には相当なまたは不確かな金額が請求されているものもある点および、これらの事項は本質的に予測不能である点を考慮した場合、これらの一定の事項の不利な結果により、特定の四半期または年度における、シティグループの連結ベースの経営成績またはキャッシュフローに、随時、重大で不利な影響を及ぼす可能性があります。

金融危機に関連した訴訟およびその他の事項

シティグループおよび関係者は、2007年に始まった世界的な金融危機およびサブプライム住宅ローンの危機に起因して発生した損害賠償請求および関連する損失の救済を主張する多くの訴訟およびその他の手続において被告とされています。こうした手続等の事項には、他の種類の手続の中でも、とりわけ以下の者によって主張された請求が含まれます。(i) 連邦証券法の違反を主張する、シティグループの普通および優先株式ならびに債券の個人投資家および投資家集団と称される集団、(ii) 従業員退職所得保障法（以下「ERISA」といいます。）の違反を主張する、シティグループの退職給付制度の加入者および加入者集団と称される集団、(iii) 信用市場およびサブプライム市場の動向により悪影響を受けた重要な取引のカウンターパーティー、(iv) 債務担保証券（以下「CDO」といいます。）、モーゲージ・バック証券（以下「MBS」といいます。）、オークション・レート証券（以下「ARS」といいます。）、投資ファンドおよびその他の仕組商品またはレバレッジ商品等、シティグループが引受け、発行または販売を行った証券およびその他の投資対象の個人投資家および投資家集団と称される集団で、金融危機の結果損失を被った者、ならびに(v) ローンに関する請求を主張している個人の借り手。かかる事項は、金融取引業規制機構（以下「FINRA」といいます。）における仲裁およびその他仲裁協会に加え、国中の州および連邦裁判所に提起されています。

これらの訴訟および仲裁に加え、シティグループは、シティグループのサブプライムおよびその他の住宅ローンに係る業務および事業活動ならびに金融危機によって影響を受けたその他の事業活動に関する公式および非公式の様々な調査に関連して、米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）、FINRA、連邦住宅金融局、州司法長官、司法省およびその下部機関、銀行当局、ならびにその他の政府機関および当局からの罰則付召喚令状および情報提供の要請に応えることに最大限に協力し続けています。これらの事業活動には、シティグループによるMBSおよびCDOの支援、パッケージ化、発行、販売、サービシングおよび引受け、ならびにシティグループによる住宅ローンの組成、売却その他の譲渡、サービシングおよび抵当権実行が含まれますが、これらに限定されません。

サブプライム住宅ローン関連訴訟およびその他の事項

2007年11月以降、シティグループおよび関係者は、サブプライム住宅ローンに関連するシティグループの業務（CDO、MBSおよび仕組投資ビークルへのシティグループの関与を含みます。）、サブプライム住宅ローンの貸し手に対するシティグループの引受業務、ならびにシティグループによる、より一般的なサブプライムおよび与信関連業務に関して、シティグループの株主、投資家、カウンターパーティーその他により提起されている多くの訴訟およびその他の手続の被告とされています。

規制措置 規制当局の中でもとりわけSECは、シティグループによるCDOのストラクチャリングおよび販売について現在行われている取調べを含め、シティグループのサブプライムおよびその他の住宅ローンに係る業務および事業活動ならびに金融危機の影響を受けたその他の事業活動について調査しています。シティグループはSECの取調べに最大限に協力しています。

2010年7月29日、SECは、シティグループのサブプライム関連の事業活動に関する2007年度の一定の開示に関する調査について和解が成立したことを発表しました。2010年10月19日、コロンビア地区の連邦地方裁判所は、かかる和解を承認する最終判決を下しました。これに従って、シティグループは75百万ドルの和解金を支払い、かつ3年間にわたり一定の開示方針、慣行および手続を維持することを承諾しました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第10 Civ. 1277号(D. D. C.) (Huvelle, J.)において公的に入手可能です。

連邦および州当局の中でもとりわけ連邦準備銀行、OCCおよびFDICは、抵当権行使手続に関連して、シティグループの関連会社を含む抵当権サービシング会社の一定の業務に関する問題を調査しています。シティグループはこれらの取調べに最大限に協力しています。

証券関連訴訟 シティグループおよび関係者は、ニューヨーク州南地区で提起された4件のみなし集団訴訟において被告とされています。これらの訴訟では、1934年証券取引所法第10条(b)および第20条(a)の違反が主張されています。これらの訴訟は、2008年8月19日にシティグループ・インク証券訴訟という事件名のもとに併合されました。この訴訟において、原告代表は、2004年1月1日から2009年1月15日にシティグループの株式を購入した者によるみなし集団を代表して請求を主張しています。2010年11月9日、地方裁判所は、修正併合集団訴訟の訴えを却下する被告の申立てを、一部については認め、一部については却下する判決を下しました。裁判所は、2007年2月1日から2008年4月18日の間にシティグループのCDOに対するエクスポージャーから発生したものを除き、すべての主張を却下しました。事実証拠開示手続は開始されています。集団認定の申立てはまだ提起されておらず、原告はみなし集団訴訟で主張する損害賠償金額をまだ明らかにしていません。かかるみなし集団の期間は裁判所によって狭められましたが、その期間中にシティグループの株価は当初の54.73ドルから上記の期間末には25.11ドルまで下落しました。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、併合主要事件整理番号第07 Civ. 9901号(S. N. D. Y.) (Stein, J.)において公的に入手可能です。

シティグループおよび関係者はまた、ニューヨーク州裁判所に提起され、その後、ニューヨーク州南地区に移送された2件のみなし集団訴訟の被告とされています。これらの訴訟は、2006年、2007年および2008年に行われたシティグループ社債の様々な募集において、1933年証券法第11条、第12条および第15条の違反があったと主張しています。これらの訴訟は、2008年12月10日にシティグループ・インク社債訴訟という事件名のもとに併合されました。当該併合集団訴訟において、原告代表は、シティグループおよび関連発行体が2006年から2008年の2年にわたって発行した48本の社債、優先株式、および優先株式の持分の購入者のみなし集団を代表して請求を主張しています。2010年7月12日、地方裁判所は、併合集団訴訟の訴えを却下することを求めた被告の申立てを、一部については認め、一部については却下する判決を下しました。裁判所は、とりわけ1933年証券法第12条に基づく原告の訴えを却下しましたが、同法第11条に基づく特定の訴えを却下することを求めた被告の申立ては却下しました。後者の判決の一部再審の申立ては係属中です。事実証拠開示手続は開始されています。集団認定の申立てはまだ提起されておらず、原告はみなし集団訴訟で主張する損害賠償金額をまだ明らかにしていません。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、併合主要事件整理番号第08 Civ. 9522号(S. D. N. Y.) (Stein, J.)において公的に入手可能です。

シティグループおよび関連発行体が発行した社債および株式を購入した複数の機関投資家および十分な知識を有する投資家もまた自らのために、シティグループおよび関係者に対する訴訟を、ニューヨーク州南地区およびフィラデルフィア郡通常事件裁判所に提起しています。これらの訴訟では、上記のシティグループ・インク証券訴訟およびシティグループ・インク社債訴訟において主張されている請求と類似の請求が主張されています。合計すると、これらの投資家は10億ドルを超える損害賠償を請求しています。これらの個々の訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第09 Civ. 8755号(S. D. N. Y.) (Stein, J.)、第10 Civ. 7202号(S. D. N. Y.) (Stein, J.)、第10 Civ. 9325号(S. D. N. Y.) (Stein, J.)、第10 Civ. 9646号(S. D. N. Y.) (Stein, J.)および第11 Civ. 314号

(S. D. N. Y.) (Stein, J.) ならびに事件番号第110105028号 (Pa. Commw. Ct.) (Sheppard, J.) において公的に入手可能です。

ERISA訴訟 ERISAに基づく請求を主張した多くの集団訴訟が、シティグループおよびERISA年金制度受託者として従事したとされるシティグループの特定の従業員に対してニューヨーク州南地区で提起されました。2009年8月31日、裁判所は、シティグループERISA訴訟という事件名で併合された集団訴訟の訴えの却下を求める被告の申立てを認めました。原告はこれを不服として上訴し、かかる上訴について上訴趣意書が提出され、議論が行われています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、併合主要事件整理番号第07 Civ. 9790号 (S. D. N. Y.) (Stein, J.) およびグレー対シティグループ・インク訴訟の事件整理番号第09-3804号 (2d Cir.) において公的に入手可能です。

株主代表訴訟および関連手続 金融危機およびサブプライム住宅ローン危機に関連した経営ミスを主張した多数の株主代表訴訟が、連邦裁判所および州裁判所において、シティグループの現在および以前の多くの役員および取締役に対して提起されています。シティグループはこれらの訴訟において名目上の被告とされています。これらの訴訟の中には、請求が全面的または大部分却下されたものもあります。これらの訴訟に関するさらなる情報は、インデックス番号第650417/09号 (N. Y. Super. Ct.) (Fried, J.)、併合主要事件整理番号第07 Civ. 9841号 (S. D. N. Y.) (Stein, J.)、および併合民事訴訟番号第3338-CC号 (Del. Ch.) (Chandler, C.) において公的に入手可能です。

引受けに関する事項 シティグループの特定の関連会社および子会社は、金融危機によって悪影響を受けた発行体（とりわけ、AIG、ファニーメイ、フレディマック、アンバックおよびリーマンを含みます。）の証券に対する投資家により提起された訴訟において、証券引受業者としての業務に起因して被告とされています。これらの事項は様々な訴訟段階にあります。全体として、発行体はかかる請求に関連して引受業者に補償を行っています。しかしながら、これらの事項のうち一定事項については、シティグループに対して補償が行われておらず、または発行体の財政状態ゆえに将来補償が停止する可能性があります。

2010年12月3日、原告とシティグループを含む被告引受業者は、アンバック・フィナンシャル・グループ・インク証券訴訟第08 Civ. 0411号 (S. D. N. Y.) において、最終和解合意書の登録および裁判所の承認を条件に、シティグループに対するすべての請求について和解する覚書を締結しました。

サブプライムのカウンターパーティーおよび投資家による訴訟 シティグループおよび関係者は、金融危機の結果損失を被ったカウンターパーティーおよび投資家による仲裁に加え、様々な州裁判所および連邦裁判所に提起された訴訟の被告とされています。これらの訴訟には、シティグループに対する75億ドルの投資に関連して制定法上およびコモン・ロー上の請求を主張するアブダビ投資庁によって提起された仲裁も含まれています。アブダビ投資庁は、40億ドルの損失を主張しています。本件は予備審問の途中で、仲裁審理は2011年5月に予定されています。

また、2010年7月から、ケンブリッジ・プレース・インベストメント・マネジメント、ザ・チャールズ・シュワブ・コーポレーション、シカゴ連邦住宅貸付銀行、インディアナポリス連邦住宅貸付銀行ならびにオールステート保険会社および関連事業体を含む数名の投資家が、住宅MBSの発行および引受けに関する違法な虚偽の表示または表示漏れを主張して、シティグループおよび特定の関連会社に対して訴訟を提起しました。全体として、これらの訴訟の原告は自らの投資の取消または損害賠償を求めています。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第10 Civ. 11376号 (D. Mass) (Gorton, J.)、第10 Civ. 04030号 (N. D. Cal.) (Illston, J.)、第10-CH-45033号 (III. Cir. Ct.)、第10 Civ. 09105号 (C. D. Cal.) (Pfaelzer, J.)、第10 Civ. 01463号 (S. D.

Ind.) (Lawrence, J.)、第11-0555号 (Mass. Super. Ct.) および第650432/2011号 (N. Y. Sup. Ct.) において公的に入手可能です。

さらに、とりわけRMBS証券化の当事者は何度か、証券化信託された抵当貸付に関連して、シティグループの特定の関連会社が表明および保証に違反したと主張し、救済措置の中でもとりわけ、影響を受けた抵当貸付の買戻しまたは損害補償を求めています。かかる要求の頻度は、将来増える可能性があります。また、そのような要求の一部は訴訟となる可能性があります。

ASTA/MATおよびファルコン関連訴訟およびその他の事項

ASTA/MATおよびファルコンは、シティグループが運用および販売を行っていたヘッジファンドであり、何年もの間、業績は好調でしたが、金融危機の間に著しい損害を被りました。SECは、ファルコンおよびASTA/MATファンドの販売、運用および会計上の取扱いを調査しています。シティグループはSECの取調べに最大限に協力しています。

さらに、ファルコンおよびASTA/MATの投資家の何名かは、彼らが被ったと主張している損失の弁償を求めてシティグループおよび関係者に対して訴訟または仲裁を提起しています。これらの投資家との紛争の多くは解決していますが、残りは様々な手続の段階にあります。

オークション・レート証券関連訴訟およびその他の事項

2008年3月以降、シティグループおよび関係者は、シティグループの株主および顧客が提起したARSに関する多数の訴訟および手続において被告とされています。これらの訴訟等には、とりわけ(i)シティグループおよびその子会社の顧客によって提起された、ARSへの投資に関連して損害賠償を求める多くの仲裁(これらの仲裁は様々な手続の段階にあります。)、(ii)連邦証券法上ならびにその他の制定法およびコモン・ロー違反に対する請求を主張する併合みなし集団訴訟(訴えの却下を求める申立ては係属中です。)、(iii)シャーマン法第1条違反を主張する2件のみなし集団訴訟(同訴訟は却下され、現在、控訴中です。)、ならびに(iv)シティグループの特定の役員および取締役に対して提起された株主代表訴訟(同訴訟は却下されました。)が含まれます。

リーマンの仕組債に関する事項

他の多くの金融機関と同様、シティグループは、その特定の関連会社および子会社を通じて、米国外の様々な国々、主にヨーロッパおよびアジアの個人顧客に対して、リーマン事業体により発行され保証された仕組債(以下「本件仕組債」といいます。)を販売しました。2008年9月に当該リーマン事業体が破産法の適用を申請した後、ヨーロッパおよびアジアの特定の規制当局は、かかる販売に関与した金融機関(シティグループの事業体を含みます。)の業務について調査を開始しました。これらの規制当局の調査の中には、シティグループの事業体に対して結果的に不利な認定が行われたものもあります。本件仕組債を購入した者の中には、民事訴訟を提起した者またはその他の方法で販売プロセスに関する苦情を訴える者もいました。シティグループは、特定の状況に基づいて多くの苦情および請求に個別に対処してきました。

ベルギー、ギリシャ、ハンガリー、スペイン、ポーランドおよびトルコにおいて、シティグループは、これらの国々でシティグループにより販売された本件仕組債を購入した適格な購入者全員に和解案を提示しました。圧倒的多数の適格な購入者はシティグループの和解案を承諾し、法的責任を認めない形で、すべての潜在的請求の完全かつ終局的な和解を成立させました。限られた数の適格な購入

者のみ、和解を拒否し、民事訴訟を求めています。かかる訴訟の対象となる本件仕組債のおよその額面総額は10百万ドルを下回ります。

ギリシャでは刑事捜査の決着がついていません。ベルギーでは、シティグループの子会社（以下「CBB」といいます。）および3名の現従業員または元従業員に対する刑事告発が行われました。検察官は、刑事裁判所に対し、CBBに対する660,000ユーロの罰金および131,476,097.90ユーロ以下の押収命令ならびに3名の従業員に対する制裁措置を求めています。2010年12月1日、すべての被告は、詐欺罪およびマネーロンダリング防止違反罪ならびに関連する押収請求を免れました。裁判所はまた、その他の特定の告発についても却下しましたが、すべての被告を目論見書法上は有罪とし、CBBを公正取引法の枠組みにおいて有罪としました。CBBには165,000ユーロの罰金が、各個人被告には427.50ユーロの罰金が課されました。未解決の民事訴訟の原告63名が額面総額約2.4百万ユーロの本件仕組債に関する刑事訴訟手続において民事請求を行いました。シティは、63名の原告全員に対し、各々の本件仕組債の額面金額全額からリーマン破産において各々が本件仕組債につき最終的に受領した金額を除いた金額につき補償するよう命令されました。CBBはこの判決を不服として控訴しています。

香港では、規制当局が、シティグループの子会社（以下「CHKL」といいます。）を含め、本件仕組債を販売した銀行の調査を行いました。その他の特定の銀行については、規制当局は調査を完了し、それらの銀行に対し本件仕組債の購入者の一部に対してその損害の全部または一部を補償するよう要求しました。規制当局はCHKLの調査をまだ行っていません。CHKLが香港で販売した本件仕組債の引受総額は約200百万ドルです。

リーマン・ブラザーズ破産手続

シティグループおよび関係者は、証券投資者保護法（以下「SIPA」といいます。）に基づきニューヨーク州南地区の連邦破産裁判所において係属中のリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク（以下「LBHI」といいます。）のブローカー・ディーラー子会社であるリーマン・ブラザーズ・インク（以下「LBI」といいます。）の清算手続において請求を受ける可能性があります。SIPA受託者は、シティグループおよび関係者に対して、シティバンク、エヌ・エイがLBIの特定の決済債務に関して行った10億ドルの相殺の回収を求める可能性があることを勧告しています。さらに、LBHIまたはその子会社が、自らの第11章破産手続においてシティグループおよび関係者に対して倒産回避およびその他の請求、とりわけLBHI破綻前の2008年6月にLBHIがシティバンクに預金した20億ドルの返還を求める請求等を主張する可能性があります。シティバンクは、シティグループがデリバティブ契約および貸出金に係るドキュメントに基づきLBHIに対して有する請求をこの預金から相殺する権利があると考えています。LBIの清算手続に関するさらなる情報は、リーマン・ブラザーズ・インクという事件名で、裁判所ファイル、事件整理番号第08-01420号(Bankr. S. D. N. Y.) (Peck, J.)において公的に入手可能です。LBHIおよびその子会社の第11章破産手続に関するさらなる情報は、リーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクという事件名で、裁判所ファイル、事件整理番号第08-13555号(Bankr. S. D. N. Y.) (Peck, J.)において公的に入手可能です。

シティグループおよび関係者もまた、カストディアンとして、LBHI子会社リーマン・ブラザーズ・インターナショナル（ヨーロッパ）（以下「LBIE」といいます。）（同社は現在、英国において破産管財下にあります。）の自己資産および現金約20億ドルを保有しています。シティグループおよび関係者は、かかる自己資産および現金を、LBIEおよびその子会社（LBHIおよびLBIを含みます。）がシティグループおよび関係者に負う金額の保証のために保留できる契約上の権利を主張しています。これ

について、LBIEの管財人は異議を唱えています。LBIEの英国における管財に関するさらなる情報は、www.pwc.co.uk/eng/issues/lehman_updates.htmlにおいて入手可能です。

テラファーマ訴訟

原告である、関連する2つのプライベート・エクイティ・ファンドのゼネラル・パートナーは、2009年12月、シティグループの特定の事業体に対し、音楽会社EMIの2007年5月のオークションにおいて、シティグループが、EMIの顧問兼原告の買収ビークルであるモルトビーの将来の貸し手として、オークションのもう一方の入札候補者の意図について、口頭にて詐欺的または過失による虚偽の表示を行った、と主張する申立てをニューヨーク州裁判所に提起しました（後に、ニューヨーク州南地区に移送されました。）。原告は、この口頭の虚偽の表示がなければ、モルトビーはEMIを約42億英ポンドで買収しなかった、と主張していました。原告はさらに、EMI買収後、特定のシティグループの事業体が原告のEMIとの事業関係に対し、不法行為となるような侵害を行った、とも主張していました。原告は、何十億ドルもの損害賠償を求めていました。2010年9月15日、地方裁判所は、略式判決を求めるシティグループの申立てを一部については認め、一部については却下する命令を下しました。過失による虚偽表示および不法な侵害であるとの原告の主張は却下されました。2010年10月18日、原告の残りの主張である詐欺的な虚偽の表示および詐欺的隠匿について、陪審審理が開始されました。裁判所は、詐欺的隠匿の主張については、本件を陪審に移送する前に却下しました。2010年11月4日、陪審員は、詐欺的な虚偽の表示に関する主張について、シティに有利な評決を言い渡しました。2010年12月9日、原告の申立てを却下する判決が下されました。原告は、この判決を不服として控訴しています。この訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第09 Civ. 10459号 (S. D. N. Y.) (Rakoff, J.)において公的に入手可能です。

KIKO

シティグループの子会社（以下「CKI」といいます。）を含む数行の韓国現地銀行は、中小規模の輸出業者（以下「SME」といいます。）と、SMEが為替リスクをヘッジできるよう外国為替デリバティブ取引を行いました。デリバティブには「ノックイン・ノックアウト」の特徴がありました。2008年に韓国ウォンの切下げが行われた後、多くのSMEはデリバティブ取引により多額の損失を被り、CKIを含む銀行に対して民事訴訟を提起しました。全般的に主張されているのは、商品は不適切であり、リスク開示が不十分であったことです。2010年12月31日現在、SMEによりCKIに対して行われた民事上の請求は80件でした。現在まで、地方裁判所レベルで55件の判決が下され、それらの判決のうち47件はCKIに有利でした。残りの8件の判決では、原告は請求した損害賠償の一部だけが認定されました。現在まで認定された損害賠償は合計で約6百万ドルです。CKIは8件の不利な判決を不服として控訴する予定です。CKIはまた、請求した損害賠償全額より認定された金額が低い原告を含め、多くの原告が自らに不利な判決を不服として控訴するであろうと予測しています。

韓国の検察官もまた、これらの商品の販売における詐欺の主張に基づき、CKIを含む現地銀行の刑事捜査を行っています。捜査は現在係属中です。現地の銀行規制当局もまた、これらの商品の販売に関して現地銀行の調査を行いました。この調査により、現地の銀行規制当局は、一定のCKI従業員について懲戒勧告を行いました。CKI自身については制裁措置は行われませんでした。

トリビューン・カンパニー破産

特定のシティグループの事業体は、デラウェア地区連邦破産裁判所において係属中のトリビューン・カンパニー（以下「トリビューン社」といいます。）の第11章事件に関連する対審手続の被告とされています。原告の申立てでは、2007年のトリビューン社の約110億ドルのレバレッジド・バイアウト（以下「LBO」といいます。）から生じた主張が示されています。シティグループに関して、原告の申立てでは、LBOに関するトリビューン社の貸し手および顧問としてのシティグループの役割に関する請求が主張され、LBO債務に対する支払いならびにLBOに関してシティグループおよび関係者が受領した約57百万ドルの貸し手および顧問としての手数料の免除、回収、劣後化または無効が請求されています。原告の申立てはまた、トリビューン社経営陣による信認義務違反の幫助および教唆ならびに専門職の違法行為についての請求を主張しています。原告の申立ては、競合する会社再生計画の聴聞会の結果が出るまで、裁判所命令によって停止されています。承認された場合、債務者等が提案し、シティグループが支援するその計画は、シティグループの貸し手としての役割に関するすべての請求を解決することとなります。2011年2月11日、トリビューン社およびその債務者子会社は、債務者の当該計画が議決権を有するほとんどの種類の債権者の圧倒的多数によって承認されたことを発表しました。破産裁判所は、聴聞会を2011年3月7日に予定しました。これらの訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第08-13141号(Bankr. D. Del.) (Carey, J.)において公的に入手可能です。

インターチェンジ・フィーに関する訴訟

2005年以降、ビザ、マスターカードおよびその他の諸銀行ならびにそれらの関連会社と共に、シティグループおよび関係者に対して、数件のみなし集団訴訟が様々な連邦地方裁判所において提起されました。これらの訴訟は、他の関連事件と共に、ニューヨーク州東地区において、支払カードインターチェンジ・フィーおよび加盟店割引独占禁止法訴訟という事件名で併合されました。併合集団訴訟の原告は、ビザおよびマスターカード・ブランドによるカード払いを受け入れている加盟店ならびに一定の加盟店グループを代表していると主張する会員組織です。係属中の申立てにおいては、被告が、クレジットおよびデビットカード取引において、シャーマン法第1条に違反してインターチェンジ・フィーおよび加盟店割引報酬の価格を設定する共謀を行ったことがとりわけ主張されています。これに加え、違法な独占権の維持があった、また、加盟店の行為について規定するビザまたはマスターカードの諸規則（カード払い取引に追加料金を課す、または顧客に特定のカード払いを斡旋する販売時点の加盟店の能力に影響を与えたとされる規則を含みます。）に関連して、取引を抑制する違法な契約があった等として、シャーマン法およびカリフォルニア州法の違反も主張されています。さらに、集団訴訟の被告に対して提起された補充的申立ては、ビザおよびマスターカード各々の新規株式公開が反競争的でクレイトン法第7条に違反しており、またマスターカードの新規株式公開は詐欺的譲渡にあたりと主張しています。

原告は、差止命令による救済のほかに、少なくとも2004年1月1日以降米国で行われたビザおよびマスターカードの取引については、ビザおよびマスターカードの全会員に対して支払われたインターチェンジ・フィー全額を含め、3倍損害賠償について連帯責任を求めています。公的に入手可能な特定の書類によると、2009年度に業界全体で発生したインターチェンジ・フィーのうち約400億ドルがビザおよびマスターカード・ブランドのカードによるものと見積もられています。被告は、インターチェンジ・フィーおよび加盟店割引が設定された方法または加盟店の行為について規定する諸規則は、

反競争的であるという点について争っています。事実証拠開示手続および専門家の証拠開示手続は終了しました。係属中の集団訴訟の申立ておよび補充的申立てについての被告による却下の申立ては係属中です。また、原告による、ビザおよびマスターカード・ブランドによるカード払いを受け入れている全米の加盟店から成る全国的な集団認証の申立てならびに被告および原告の両方による略式判決の申立ても係属中です。これらの併合集団訴訟に関するさらなる情報は、裁判所ファイル、事件整理番号第MDL 05-1720号(E. D. N. Y.) (Gleeson, J.)において公的に入手可能です。

パルマラット訴訟およびその他の事項

2004年7月29日、様々なパルマラット企業の管理運営を監督するためにイタリア法に基づいて任命された臨時コミッショナーであるエンリコ・ボンディ氏は、ニュージャージー州立裁判所において、シティグループおよび関係者に対して訴訟を提起し、被告がパルマラットの内部者による多くの詐欺を「助長」したと主張しました。2008年10月20日、審理終了後、陪審員は、シティグループに有利な評決を言い渡し、3件の反訴についてシティバンクに有利な評決を言い渡しました。裁判所は、当該反訴について、シティバンクに有利な損害賠償額431百万ドル（この金額には利息が発生しています。）の判決を下しました。裁判所による終局的判決に対する原告の上訴は係属中です。さらに、イタリアのパルマおよびミラノの検察官は、シティグループの一定現従業員およびの元従業員（加えて、他の多くの投資銀行ならびにそれらの一定の現従業員および元従業員、さらには、パルマラットの元役員および元会計士）の刑事手続を開始しました。問題の個人に対して不利な判決が下された場合には、当局はシティグループに対して行政罰を求めることができます。ミラノの検察官は、70百万ユーロの不正利得の返還および900,000ユーロの罰金を求めています。さらに、ボンディ氏は、パルマの刑事手続に関連して、シティグループに対して140億ユーロの損害賠償を求める民事訴訟を提起すると主張しています。2011年1月、パルマラット証券の特定の機関投資家は、シティグループおよびその他の特定の金融機関に対して約130百万ユーロの損害賠償を求めて民事訴訟を提起しました。

リサーチ・アナリスト訴訟

2004年3月、多数の発行体に関する誤解を招いたとされるリサーチ・アナリスト・レポートの発行に起因して様々な州法上の権利を主張するリサーチ関連顧客みなし集団訴訟が、特定のシティグループの事業体に対しイリノイ州裁判所に提起されました。シティグループによるかかる訴訟却下の申立ては係属中です。

コンパニーア・インダストリアル・デ・インストルメントス・デ・プレシザオン訴訟

法人顧客であるコンパニーア・インダストリアル・デ・インストルメントス・デ・プレシザオン (Companhia Industrial de Instrumentos de Precisão、以下「CIIP」といいます。) は、1992年にシティバンク、エヌ・エイ、ブラジル支店（以下「シティ・ブラジル」といいます。）に対し、1975年にCIIPがシティ・ブラジルに対する貸出金の債務不履行をなした後にシティ・ブラジルが企てて失敗したCIIP破産宣言に起因する損害賠償を主張して訴訟を提起しました。第一審裁判所はCIIPに有利な判決を下し、損害賠償を認定しました。その額をシティグループは、現在、利息、通貨の調整および現在の為替相場を考慮し、約330百万ドルと見積もっています。シティ・ブラジルの控訴は却下されましたが、シティ・ブラジルはブラジル連邦法の最高控訴裁判所である上級司法裁判所（以下「STJ」といいます。）に上訴しました。STJ第4セクションは、2008年11月に3対2でシティに有利な判決を

下しました。CIIPはこの判決を、手続上の根拠によりSTJの特別裁判所に上訴しました。2009年12月、STJの特別裁判所は手続上の問題において、9対0でCIIPに有利な判決を下し、シティに有利な3対2の本案判決を覆しました。シティ・ブラジルはSTJの特別裁判所に対し求釈明の申立てを提起しました。かかる申立てに対する判決は2011年度第1または第2四半期に予定されています。STJの特別裁判所が係属中の求釈明の申立てに対してシティ・ブラジルに有利な判決を下した場合、その影響によりSTJの紛争本案における3対2の有利な判決が復活することとなります。STJの特別裁判所がCIIPに有利な判決を下した場合、シティ・ブラジルはブラジル最高裁に対し、判決の破棄を求めて憲法上の訴訟を提起する予定です。

アライド・アイリッシュ

2003年、アライド・アイリッシュ・バンク（以下「AIB」といいます。）は、AIBの子会社であるオールファースト銀行（以下「オールファースト」といいます。）の元プライム・ブローカーであるシティバンクおよびバンク・オブ・アメリカに、オールファーストのトレーダーの1人が実施した詐欺的かつ架空の外国通貨取引の結果オールファーストが被った損害について、責任を負わせることを求めてニューヨーク州南地区に訴訟を提起しました。AIBは、シティバンクおよびバンク・オブ・アメリカに対し、合わせて約500百万ドルの補償的損害賠償、およびこれに加えて懲罰的損害賠償を求めています。2006年、裁判所は被告の訴え却下の申立てを一部認め、一部却下しました。2009年、AIBは修正主張を提起し、当事者は現在証拠開示手続きを行っています。

和解金支払い

上記の和解合意に要する支払いは、支払済みであるかまたは既存の訴訟引当金から負担されます。

* * *

上記に類似する請求を含む新たな事項が将来提起される可能性があります。

30. シティバンク、エヌ・エイの株主持分

株主持分変動計算書

(単位：百万ドル、ただし株式数を除く)

普通株式(額面20ドル)
期首残高-発行済株式数：2010年、2009年および2008年において37,534,553株
期末残高-発行済株式数：2010年、2009年および2008年において37,534,553株
剰余金
期首残高
親会社からの資本拠出
従業員福利制度
その他 ⁽¹⁾
期末残高
繰越利益
期首残高
期首残高に対する調整額(税引後) ⁽²⁾⁽³⁾
調整後期首残高
シティバンクの当期利益(損失)
支払配当金 ⁽⁴⁾
その他 ⁽¹⁾
期末残高
その他包括利益(損失)累計額
期首残高
期首残高に対する調整額(税引後) ⁽³⁾
調整後期首残高
売却可能投資有価証券未実現損益の正味変動(税引後)
外貨換算調整額の正味変動(税引後)
キャッシュ・フロー・ヘッジによる正味変動(税引後)
年金債務調整額(税引後)
その他包括利益(損失)累計額の正味変動
期末残高
シティバンクの株主持分合計
非支配持分
期首残高
非支配持分の当初計上額
非支配持分と関連する連結子会社間の取引
非支配株主とシティグループ間の取引
非支配株主に帰属する純利益
非支配株主に対する配当金支払い
その他包括利益累計額-投資有価証券未実現損益の正味変動(税引後)
その他包括利益累計額-外貨為替換算調整額の正味変動(税引後)
その他
非支配持分の正味変動
期末残高
株主持分合計
包括利益(損失)
非支配持分控除前当期利益(損失)
その他包括利益(損失)累計額の正味変動
包括利益(損失)合計
非支配持分に帰属する包括利益(損失)
シティバンクに帰属する包括利益

	12月31日に終了した事業年度		
	2010年	2009年	2008年
	\$ 751	\$ 751	\$ 751
	\$ 751	\$ 751	\$ 751
	\$ 107,923	\$ 74,767	\$ 69,135
	858	32,992	6,177
	648	163	183
	(10)	1	(728)
	\$ 109,419	\$ 107,923	\$ 74,767
	\$ 19,457	\$ 21,735	\$ 31,915
	(288)	402	-
	\$ 19,169	\$ 22,137	\$ 31,915
	7,904	(2,794)	(6,215)
	9	(3)	(41)
	-	117	(3,924)
	\$ 27,082	\$ 19,457	\$ 21,735
	\$ (11,532)	\$ (15,895)	\$ (2,495)
	-	(402)	-
	\$ (11,532)	\$ (16,297)	\$ (2,495)
	1,162	3,675	(6,746)
	29	709	(5,651)
	473	880	(1,162)
	(294)	(499)	159
	\$ 1,370	\$ 4,765	\$ (13,400)
	\$ (10,162)	\$ (11,532)	\$ (15,895)
	\$ 127,090	\$ 116,599	\$ 81,358
	\$ 1,294	\$ 1,082	\$ 1,266
	(73)	284	-
	-	(130)	-
	(1)	-	-
	35	74	101
	(40)	(17)	(120)
	1	5	3
	(27)	23	(173)
	(319)	(27)	5
	\$ (424)	\$ 212	\$ (184)
	\$ 870	\$ 1,294	\$ 1,082
	\$ 127,960	\$ 117,893	\$ 82,440
	\$ 7,939	\$ (2,720)	\$ (6,114)
	1,344	4,793	(13,570)
	\$ 9,283	\$ 2,073	\$ (19,684)
	9	102	(69)
	\$ 9,274	\$ 1,971	\$ (19,615)

- (1) シティバンク、エヌ・エイおよびシティグループの共通支配下にあるその他の関連会社との間での資産および負債の移動に関する会計処理を表しています。
- (2) 2010年の繰越利益の期首残高に対する調整額は、ASC810「連結」(SFAS第167号)およびASU第2010-11号「組込クレジット・デリバティブに関連する例外」の初度適用による累積的影響額です。連結財務諸表注記1を参照してください。
- (3) 2009年の繰越利益およびその他包括利益(損失)累計額の期首残高に対する調整額は、ASC320-10-35-34(FSP FAS第115-2号およびFAS124-2号)の初度適用による累積的影響額です。連結財務諸表注記1を参照してください。
- (4) 2010年の配当はシティグループを退職した従業員に関して以前に発行されたが、権利が確定しなかった従業員株式報酬の失効に関して計上された未払配当金の戻入れを示しています。

31. 後発事象

2011年2月1日、シティはEMI・グループ・リミテッドを支配する持株会社であるモルトビー・アクイジションズ・リミテッド(以下「モルトビー」といいます。)の株式を100%取得しました。買収は、モルトビーの親会社がシティからの貸出金が債務不履行となった後に行なわれました。当該買収は、シティの法人向け未収利息非計上貸出金の大幅な減少となる見込みです。シティのモルトビーへの投資は、連結貸借対照表の投資の中の公正価値で計上される市場性のない持分証券として計上されます。当該買収は、2011年第1四半期の損益計算書に対して重要な影響を及ぼす見込みはありません。

32. 要約連結財務諸表附属明細書

これらの要約連結財務諸表附属明細書は、さらに詳しい分析を目的として表示されていますが、シティグループの連結財務諸表と併せて利用されるべきものです。

シティグループ親会社

シティグループ・インクの持株会社。

シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インク (CGMHI)

シティグループは、CGMHIの様々な債務およびCGMHIの公募債券に基づくすべての債務に対して保証を提供しています。

シティグループ・ファンディング・インク (CFI)

CFIは、シティグループの第一階層の子会社であり、コマーシャル・ペーパー、中期債ならびに仕組みエクイティ・リンク債およびクレジットリンク債を発行しています。これらはすべてシティグループにより保証されています。

シティファイナンシャル・クレジット・カンパニー (CCC)

シティグループの間接完全所有子会社。CCCはアソシエイツの完全所有子会社。シティグループはCCCの未払債務に関する全額無条件保証を発行しています。

アソシエイツ・ファースト・キャピタル・コーポレーション (アソシエイツ)

シティグループの完全所有子会社。シティグループはアソシエイツの長期負債証券およびコマーシャル・ペーパーに関する全額無条件保証を発行しています。さらにシティグループは、アソシエイツの完全所有子会社であるシティグループ・ファイナンス・カナダ・インク (CFCI) の様々な債務に対する保証を提供しています。CFCIは引き続き、シティグループによって保証された債券をカナダ市場で発行しています。アソシエイツはCCCの直接の親会社です。

その他のシティグループ子会社

シティグループのその他すべての子会社、関係会社間の相殺消去および非継続事業からの利益(損失)が含まれています。

連結調整

シティグループ親会社における子会社の分配および未分配利益の消去、子会社投資およびアソシエイツの列に含まれているCCCの消去が含まれています。

要約連結損益計算書

2010年12月31日に終了した事業年度

	シティ グループ 親会社	CGMHI	CFI	CCC	アソシ エイツ	他のシティ グループ子 会社、相殺 消去および 非継続事業 からの利益	連結調整	シティ グループ 連結後
(単位：百万ドル)								
収益								
子会社からの配当金	\$ 14,448	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$(14,448)	\$ -
受取利息	269	6,213	8	5,097	5,860	67,166	(5,097)	79,516
受取利息 - 関係会社間	2,968	2,167	2,990	81	385	(8,510)	(81)	-
支払利息	8,601	2,145	2,356	79	274	11,488	(79)	24,864
支払利息 - 関係会社間	(873)	3,134	260	1,929	1,364	(3,885)	(1,929)	-
純利息収益	\$ (4,491)	\$ 3,101	\$ 382	\$ 3,170	\$ 4,607	\$ 51,053	\$ (3,170)	\$ 54,652
役務収益および手数料	\$ -	\$ 4,677	\$ -	\$ 45	\$ 136	\$ 8,845	\$(45)	\$ 13,658
役務収益および手数料 - 関係会社間	-	108	-	140	159	(267)	(140)	-
自己勘定取引	(270)	7,207	(136)	-	8	708	-	7,517
自己勘定取引 - 関係会社間	(6)	(4,056)	(12)	-	(122)	4,196	-	-
その他収益	(1,246)	838	212	493	664	10,306	(493)	10,774
その他収益 - 関係会社間	1,552	44	(90)	(2)	73	(1,579)	2	-
利息以外の収益合計	\$ 30	\$ 8,818	\$ (26)	\$ 676	\$ 918	\$ 22,209	\$ (676)	\$ 31,949
支払利息控除後収益合計	\$ 9,987	\$ 11,919	\$ 356	\$ 3,846	\$ 5,525	\$ 73,262	\$ (18,294)	\$ 86,601
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額	\$ -	\$ 17	\$ -	\$ 2,306	\$ 2,516	\$ 23,509	\$ (2,306)	\$ 26,042

2010年12月31日に終了した事業年度

	シティ グループ 親会社	CGMHI	CFI	CCC	アソシ エイツ	他のシティ グループ子 会社、相殺 消去および 非継続事業 からの利益	連結調整	シティ グループ 連結後
(単位：百万ドル)								
費用								
報酬および福利費	\$ 136	\$ 5,457	\$ -	\$ 518	\$ 704	\$ 18,133	\$ (518)	\$ 24,430
報酬および福利費 - 関係会社間	6	214	-	126	126	(346)	(126)	-
その他の費用	413	2,943	2	3,374	518	19,069	(3,374)	22,945
その他の費用 - 関係会社間	323	478	9	555	593	(1,403)	(555)	-
営業費用合計	\$ 878	\$ 9,092	\$ 11	\$ 4,573	\$ 1,941	\$ 35,453	\$ (4,573)	\$ 47,375
法人税等および子会社の未分配利益 に対する持分控除前の利益 (損失)	\$ 9,109	\$ 2,810	\$ 345	\$ (3,033)	\$ 1,068	\$ 14,300	\$ (11,415)	\$ 13,184
法人税等 (便益)	(2,480)	860	167	(927)	367	3,319	927	2,233
子会社の未分配利益に対する持分	(987)	-	-	-	-	-	987	-
継続事業からの利益 (損失)	\$ 10,602	\$ 1,950	\$ 178	\$ (2,106)	\$ 701	\$ 10,981	\$ (11,355)	\$ 10,951
非継続事業からの利益 (損失) (税引後)	-	-	-	-	-	(68)	-	(68)
非支配持分控除前の当期利益 (損失)	\$ 10,602	\$ 1,950	\$ 178	\$ (2,106)	\$ 701	\$ 10,913	\$ (11,355)	\$ 10,883
非支配持分に帰属する当期利益 (損失)	-	53	-	-	-	228	-	281
非支配持分控除後の当期利益 (損失)	\$ 10,602	\$ 1,897	\$ 178	\$ (2,106)	\$ 701	\$ 10,685	\$ (11,355)	\$ 10,602

要約連結損益計算書

2009年12月31日に終了した事業年度

	シティ グループ 親会社	CGMHI	CFI	CCC	アソシ エイツ	他のシティ グループ子 会社、相殺 消去および 非継続事業 からの利益	連結調整	シティ グループ 連結後
(単位：百万ドル)								
収益								
子会社からの配当金	\$ 1,049	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	(1,049)	\$ -
受取利息	299	7,447	1	6,150	7,049	61,839	(6,150)	76,635
受取利息 - 関係会社間	2,387	2,806	4,132	69	421	(9,746)	(69)	-
支払利息	9,354	2,585	1,911	86	376	13,495	(86)	27,721
支払利息 - 関係会社間	(758)	2,390	823	2,243	1,572	(4,027)	(2,243)	-
純利息収益	\$ (5,910)	\$ 5,278	\$ 1,399	\$ 3,890	\$ 5,522	\$ 42,625	\$ (3,890)	\$ 48,914
役務収益および手数料	\$ -	\$ 5,945	\$ -	\$ 51	\$ 128	\$ 9,412	\$ (51)	\$ 15,485
役務収益および手数料 - 関係会社間	-	741	(6)	134	152	(887)	(134)	-
自己勘定取引	359	(267)	(1,905)	-	2	7,879	-	6,068
自己勘定取引 - 関係会社間	(649)	3,605	224	-	(109)	(3,071)	-	-
その他収益	(3,731)	13,586	38	428	584	(659)	(428)	9,818
その他収益 - 関係会社間	(3,663)	(21)	(47)	2	44	3,687	(2)	-
利息以外の収益合計	\$ (7,684)	\$ 23,589	\$ (1,696)	\$ 615	\$ 801	\$ 16,361	\$ (615)	\$ 31,371
支払利息控除後収益合計	\$ (12,545)	\$ 28,867	\$ (297)	\$ 4,505	\$ 6,323	\$ 58,986	\$ (5,554)	\$ 80,285
貸倒引当金繰入額および 保険給付準備金繰入額	\$ -	\$ 129	\$ -	\$ 3,894	\$ 4,354	\$ 35,779	\$ (3,894)	\$ 40,262

2009年12月31日に終了した事業年度

	シティ グループ 親会社	CGMHI	CFI	CCC	アソシ エイツ	他のシティ グループ子 会社、相殺 消去および 非継続事業 からの利益	連結調整	シティ グループ 連結後
(単位：百万ドル)								
費用								
報酬および福利費	\$ 101	\$ 6,389	\$ -	\$ 523	\$ 686	\$ 17,811	\$ (523)	\$ 24,987
報酬および福利費 - 関係会社間	7	470	-	141	141	(618)	(141)	-
その他の費用	791	2,739	2	578	735	18,568	(578)	22,835
その他の費用 - 関係会社間	782	637	4	526	573	(1,996)	(526)	-
営業費用合計	\$ 1,681	\$ 10,235	\$ 6	\$ 1,768	\$ 2,135	\$ 33,765	\$ (1,768)	\$ 47,822
法人税等および子会社の未分配利益に 対する持分控除前の利益 (損失)	\$ (14,226)	\$ 18,503	\$ (303)	\$ (1,157)	\$ (166)	\$ (10,558)	\$ 108	\$ (7,799)
法人税等 (便益)	(7,298)	6,852	(146)	(473)	(131)	(6,010)	473	(6,733)
子会社の未分配利益に対する持分	5,322	-	-	-	-	-	(5,322)	-
継続事業からの利益 (損失)	\$ (1,606)	\$ 11,651	\$ (157)	\$ (684)	\$ (35)	\$ (4,548)	\$ (5,687)	\$ (1,066)
非継続事業からの利益 (損失) (税引 後)	-	-	-	-	-	(445)	-	(445)
非支配持分控除前の当期利益 (損失)	\$ (1,606)	\$ 11,651	\$ (157)	\$ (684)	\$ (35)	\$ (4,993)	\$ (5,687)	\$ (1,511)
非支配持分に帰属する当期利益 (損失)	-	(18)	-	-	-	113	-	95
非支配持分控除後の当期利益 (損失)	\$ (1,606)	\$ 11,669	\$ (157)	\$ (684)	\$ (35)	\$ (5,106)	\$ (5,687)	\$ (1,606)

要約連結損益計算書

2008年12月31日に終了した事業年度

	シティ グループ 親会社	CGMHI	CFI	CCC	アソシ エイツ	他のシティ グループ子 会社、相殺 消去および 非継続事業 からの利益	連結調整	シティ グループ 連結後
(単位：百万ドル)								
収益								
子会社からの配当金	\$ 1,788	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	(1,788)	\$ -
受取利息	758	18,569	3	7,218	8,261	78,908	(7,218)	106,499
受取利息 - 関係会社間	4,822	2,109	5,156	67	575	(12,662)	(67)	-
支払利息	9,455	11,607	3,294	141	608	27,786	(141)	52,750
支払利息 - 関係会社間	(306)	5,014	290	2,435	2,202	(7,200)	(2,435)	-
純利息収益	\$ (3,569)	\$ 4,057	\$ 1,575	\$ 4,709	\$ 6,026	\$ 45,660	\$ (4,709)	\$ 53,749
役務収益および手数料	\$ (1)	\$ 7,361	\$ -	\$ 87	\$ 182	\$ 5,313	\$ (87)	\$ 12,855
役務収益および手数料 - 関係会社間	-	521	-	37	52	(573)	(37)	-
自己勘定取引	(159)	(22,175)	5,261	-	(6)	(6,810)	-	(23,889)
自己勘定取引 - 関係会社間	962	479	(4,070)	-	180	2,449	-	-
その他収益	(6,253)	2,896	(174)	389	344	12,071	(389)	8,884
その他収益 - 関係会社間	6,521	2,635	187	27	69	(9,412)	(27)	-
利息以外の収益合計	\$ 1,070	\$ (8,283)	\$ 1,204	\$ 540	\$ 821	\$ 3,038	\$ (540)	\$ (2,150)
支払利息控除後収益合計	\$ (711)	\$ (4,226)	\$ 2,779	\$ 5,249	\$ 6,847	\$ 48,698	\$ (7,037)	\$ 51,599
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額	\$ -	\$ 381	\$ -	\$ 4,638	\$ 5,020	\$ 29,313	\$ (4,638)	\$ 34,714

2008年12月31日に終了した事業年度

	シティ グループ 親会社	CGMHI	CFI	CCC	アソシ エイツ	他のシティ グループ子 会社、相殺 消去および 非継続事業 からの利益	連結調整	シティ グループ 連結後
(単位：百万ドル)								
費用								
報酬および福利費	\$ (150)	\$ 9,651	\$ -	\$ 667	\$ 906	\$ 20,689	\$ (667)	\$ 31,096
報酬および福利費 - 関係会社間	9	912	-	188	189	(1,110)	(188)	-
その他の費用	219	4,206	3	663	1,260	32,456	(663)	38,144
その他の費用 - 関係会社間	594	1,828	51	451	498	(2,971)	(451)	-
営業費用合計	\$ 672	\$ 16,597	\$ 54	\$ 1,969	\$ 2,853	\$ 49,064	\$ (1,969)	\$ 69,240
法人税等および子会社の未分配利益に 対する持分控除前の利益 (損失)	\$ (1,383)	\$ (21,204)	\$ 2,725	\$ (1,358)	\$ (1,026)	\$ (29,679)	\$ (430)	\$ (52,355)
法人税等 (便益)	(2,223)	(8,463)	953	(526)	(310)	(10,283)	526	(20,326)
子会社の未分配利益に対する持分	(29,122)	-	-	-	-	-	29,122	-
継続事業からの利益 (損失)	\$ (28,282)	\$ (12,741)	\$ 1,772	\$ (832)	\$ (716)	\$ (19,396)	\$ 28,166	\$ (32,029)
非継続事業からの利益(税引後)	598	-	-	-	-	3,404	-	4,002
非支配持分控除前の当期利益 (損失)	\$ (27,684)	\$ (12,741)	\$ 1,772	\$ (832)	\$ (716)	\$ (15,992)	\$ 28,166	\$ (28,027)
非支配持分に帰属する当期利益 (損失)	-	(9)	-	-	-	(334)	-	(343)
非支配持分控除後の当期利益 (損失)	\$ (27,684)	\$ (12,732)	\$ 1,772	\$ (832)	\$ (716)	\$ (15,658)	\$ 28,166	\$ (27,684)

要約連結貸借対照表

2010年12月31日現在

	シティ グループ 親会社	CGMHI	CFI	CCC	アソシ エイツ	他のシティ グループ 子会社およ び相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
(単位：百万ドル)								
資産								
現金および銀行預け金	\$ -	\$ 2,553	\$ -	\$ 170	\$ 221	\$ 25,198	\$(170)	\$ 27,972
現金および銀行預け金 - 関係会社間	11	2,667	-	153	177	(2,855)	(153)	-
フェデラルファンド貸出金および 売戻契約	-	191,963	-	-	-	54,754	-	246,717
フェデラルファンド貸出金および 売戻契約 - 関係会社間	-	14,530	-	-	-	(14,530)	-	-
トレーディング勘定資産	15	135,224	60	-	9	181,964	-	317,272
トレーディング勘定資産 - 関係会社間	55	11,195	426	-	-	(11,676)	-	-
投資	21,982	263	-	2,008	2,093	293,826	(2,008)	318,164
貸出金 (前受収益控除後)	-	216	-	32,948	37,803	610,775	(32,948)	648,794
貸出金 (前受収益控除後) - 関係会社間	-	-	95,507	3,723	6,517	(102,024)	(3,723)	-
貸倒引当金	-	(46)	-	(3,181)	(3,467)	(37,142)	3,181	(40,655)
貸出金合計 (正味)	\$ -	\$ 170	\$ 95,507	\$ 33,490	\$ 40,853	\$ 471,609	\$(33,490)	\$ 608,139
子会社貸付金	133,320	-	-	-	-	(133,320)	-	-
子会社投資	205,043	-	-	-	-	-	(205,043)	-
その他資産	19,572	66,467	561	4,318	8,311	300,727	(4,318)	395,638
その他資産 - 関係会社間	10,609	46,856	2,549	-	1,917	(61,931)	-	-
資産合計	\$ 390,607	\$ 471,888	\$ 99,103	\$ 40,139	\$ 53,581	\$ 1,103,766	\$(245,182)	\$ 1,913,902

2010年12月31日現在

(単位：百万ドル)	シティ グループ 親会社	CGMHI	CFI	CCC	アソシ エイツ	他のシティ グループ 子会社およ び相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
負債および株主持分								
預金	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 844,968	\$ -	\$ 844,968
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および売渡有価証 券	-	156,312	-	-	-	33,246	-	189,558
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および売渡有価証 券 - 関係会社間	185	7,537	-	-	-	(7,722)	-	-
トレーディング勘定負債	-	75,454	45	-	-	53,555	-	129,054
トレーディング勘定負債 - 関係会社間	55	10,265	88	-	-	(10,408)	-	-
短期借入金	16	2,296	11,024	750	1,491	63,963	(750)	78,790
短期借入金 - 関係会社間	-	66,838	33,941	4,208	2,797	(103,576)	(4,208)	-
長期債務	191,944	9,566	50,629	3,396	6,603	122,441	(3,396)	381,183
長期債務 - 関係会社間	389	60,088	1,705	26,339	33,224	(95,406)	(26,339)	-
子会社借入金	22,698	-	-	-	-	(22,698)	-	-
その他負債	5,841	58,056	175	1,922	3,104	57,384	(1,922)	124,560
その他負債 - 関係会社間	6,011	9,883	277	668	295	(16,466)	(668)	-
負債合計	\$ 227,139	\$ 456,295	\$ 97,884	\$ 37,283	\$ 47,514	\$ 919,281	\$ (37,283)	\$ 1,748,113
シティグループの株主持分	\$ 163,468	\$ 15,178	\$ 1,219	\$ 2,856	\$ 6,067	\$ 182,579	\$ (207,899)	\$ 163,468
非支配持分	-	415	-	-	-	1,906	-	2,321
株主持分合計	\$ 163,468	\$ 15,593	\$ 1,219	\$ 2,856	\$ 6,067	\$ 184,485	\$ (207,899)	\$ 165,789
負債および株主持分合計	\$ 390,607	\$ 471,888	\$ 99,103	\$ 40,139	\$ 53,581	\$ 1,103,766	\$ (245,182)	\$ 1,913,902

要約連結貸借対照表

2009年12月31日現在

	シティ グループ 親会社	CGMHI	CFI	CCC	アソシ エイツ	他のシティ グループ 子会社およ び相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
(単位：百万ドル)								
資産								
現金および銀行預け金	\$ -	\$ 1,801	\$ -	\$ 198	\$ 297	\$ 23,374	\$(198)	\$ 25,472
現金および銀行預け金 - 関係会社間	5	3,146	1	145	168	(3,320)	(145)	-
フェデラルファンド貸出金および 売戻契約	-	199,760	-	-	-	22,262	-	222,022
フェデラルファンド貸出金および 売戻契約 - 関係会社間	-	20,626	-	-	-	(20,626)	-	-
トレーディング勘定資産	26	140,777	71	-	17	201,882	-	342,773
トレーディング勘定資産 - 関係会社間	196	6,812	788	-	-	(7,796)	-	-
投資	13,318	237	-	2,293	2,506	290,058	(2,293)	306,119
貸出金（前受収益控除後）	-	248	-	42,739	48,821	542,435	(42,739)	591,504
貸出金（前受収益控除後） - 関係会社間	-	-	129,317	3,387	7,261	(136,578)	(3,387)	-
貸倒引当金	-	(83)	-	(3,680)	(4,056)	(31,894)	3,680	(36,033)
貸出金合計（正味）	\$ -	\$ 165	\$ 129,317	\$ 42,446	\$ 52,026	\$ 373,963	\$(42,446)	\$ 555,471
子会社貸付金	144,497	-	-	-	-	(144,497)	-	-
子会社投資	210,895	-	-	-	-	-	(210,895)	-
その他資産	14,196	69,907	1,186	6,440	7,317	312,183	(6,440)	404,789
その他資産 - 関係会社間	10,412	38,047	3,168	47	1,383	(53,010)	(47)	-
資産合計	\$ 393,545	\$ 481,278	\$ 134,531	\$ 51,569	\$ 63,714	\$ 994,473	\$(262,464)	\$ 1,856,646

2009年12月31日現在

	シティ グループ 親会社	CGMHI	CFI	CCC	アソシ エイツ	他のシティ グループ 子会社およ び相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
(単位：百万ドル)								
負債および株主持分								
預金	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 835,903	\$ -	\$ 835,903
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および売渡有価証 券	-	124,522	-	-	-	29,759	-	154,281
フェデラルファンド借入金、 貸付有価証券および売渡有価証 券 - 関係会社間	185	18,721	-	-	-	(18,906)	-	-
トレーディング勘定負債	-	82,905	115	-	-	54,492	-	137,512
トレーディング勘定負債 - 関係会社間	198	7,495	1,082	-	-	(8,775)	-	-
短期借入金	1,177	4,593	10,136	-	379	52,594	-	68,879
短期借入金 - 関係会社間	-	69,306	62,336	3,304	33,818	(165,460)	(3,304)	-
長期債務	197,804	13,422	55,499	2,893	7,542	89,752	(2,893)	364,019
長期債務 - 関係会社間	367	62,050	1,039	37,600	14,278	(77,734)	(37,600)	-
子会社借入金	30,275	-	-	-	-	(30,275)	-	-
その他負債	5,985	70,477	585	1,772	1,742	62,290	(1,772)	141,079
その他負債 - 関係会社間	4,854	7,911	198	1,080	386	(13,349)	(1,080)	-
負債合計	\$ 240,845	\$ 461,402	\$ 130,990	\$ 46,649	\$ 58,145	\$ 810,291	\$ (46,649)	\$ 1,701,673
シティグループの株主持分	\$ 152,700	\$ 19,448	\$ 3,541	\$ 4,920	\$ 5,569	\$ 182,337	\$ (215,815)	\$ 152,700
非支配持分	-	428	-	-	-	1,845	-	2,273
株主持分合計	\$ 152,700	\$ 19,876	\$ 3,541	\$ 4,920	\$ 5,569	\$ 184,182	\$ (215,815)	\$ 154,973
負債および株主持分合計	\$ 393,545	\$ 481,278	\$ 134,531	\$ 51,569	\$ 63,714	\$ 994,473	\$ (262,464)	\$ 1,856,646

要約連結キャッシュ・フロー計算書

2010年12月31日に終了した事業年度

	シテイ グループ 親会社	CGMHI	CFI	CCC	アソシ エイツ	他のシテイ グループ 子会社およ び相殺消去	連結調整	シテイ グループ 連結後
(単位：百万ドル)								
継続事業の営業活動から生じた（に 使用した）正味資金	\$ 8,756	\$ 28,432	\$ 326	\$ 3,084	\$ 3,767	\$ (5,595)	\$ (3,084)	\$ 35,686
継続事業の投資活動から生じたキャ ッシュ・フロー								
貸出金の変動	\$ -	\$ 27	\$ 34,004	\$ 3,098	\$ 3,935	\$ 22,764	\$ (3,098)	\$ 60,730
貸出金の売却および証券化による 収入	-	103	-	1,865	1,898	7,917	(1,865)	9,918
投資の購入	(31,346)	(11)	-	(518)	(521)	(374,168)	518	(406,046)
投資の売却による収入	6,029	27	-	557	669	176,963	(557)	183,688
投資の満期による収入	16,834	-	-	356	365	172,615	(356)	189,814
投資および貸付金の変動 - 関係会社間	13,363	3,503	-	(336)	744	(17,610)	336	-
事業買収	(20)	-	-	-	-	20	-	-
その他の投資活動	-	(14,746)	-	(22)	(22)	20,001	22	5,233
継続事業の投資活動から生じた （に使用した）正味資金	\$ 4,860	\$ (11,097)	\$ 34,004	\$ 5,000	\$ 7,068	\$ 8,502	\$ (5,000)	\$ 43,337

2010年12月31日に終了した事業年度

	シティ グループ 親会社	CGMHI	CFI	CCC	アソシ エイツ	他のシティ グループ 子会社およ び相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
(単位：百万ドル)								
継続事業の財務活動から生じたキャッシュ・フロー								
配当金支払	\$ (9)	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	(9)
配当金支払 - 関係会社間	-	(7,045)	(1,500)	-	-	8,545	-	-
自己株式買戻	(6)	-	-	-	-	-	-	(6)
長期債務発行による収入／(返済) - 第三者 (正味)	(8,339)	(3,044)	(5,326)	1,503	61	(25,585)	(1,503)	(42,233)
長期債務発行による収入／(返済) - 関係会社間 (正味)	-	(2,208)	-	(11,261)	18,946	(16,738)	11,261	-
預金の変動	-	-	-	-	-	9,065	-	9,065
短期借入金ならびにその他の投資銀行および仲介業者借入の純変動額 - 第三者	11	(2,297)	954	750	1,112	(46,969)	(750)	(47,189)
短期借入金およびその他の借入金の純変動額 - 関係会社間	(8,211)	(2,468)	(28,459)	904	(31,021)	70,159	(904)	-
その他の財務活動	2,944	-	-	-	-	-	-	2,944
継続事業の財務活動 (に使用した) から生じた正味資金	\$ (13,610)	\$ (17,062)	\$ (34,331)	\$ (8,104)	\$ (10,902)	\$ (1,523)	\$ 8,104	\$ (77,428)

2010年12月31日に終了した事業年度

	シティ グループ 親会社	CGMHI	CFI	CCC	アソシ エイツ	他のシティ グループ 子会社およ び相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
(単位：百万ドル)								
為替相場の変動による現金および 銀行預け金への影響	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	691	\$ -	691
非継続事業から生じた（に使用し た）正味資金	-	-	-	-	-	214	-	214
現金および銀行預け金の正味 増加（減少）	\$ 6	\$ 273	\$ (1)	\$ (20)	\$ (67)	\$ 2,289	\$ 20	\$ 2,500
期首現金および銀行預け金	5	4,947	1	343	465	20,054	(343)	25,472
期末現金および銀行預け金	\$ 11	\$ 5,220	\$ -	\$ 323	\$ 398	\$ 22,343	\$ (323)	\$ 27,972
継続事業のキャッシュ・フロー情 報に関する補足事項								
当年度中における現金支払額								
法人税等	\$ (507)	\$ 246	\$ 348	\$ (20)	\$ (5)	\$ 4,225	\$ 20	\$ 4,307
利息	9,317	5,194	1,014	2,208	1,593	6,091	(2,208)	23,209
現金支出を伴わない投資活動								
抵当権実行済み資産への振替	-	222	-	1,274	1,336	1,037	(1,274)	2,595

要約連結キャッシュ・フロー計算書

2009年12月31日に終了した事業年度

	シテイ グループ 親会社	CGMHI	CFI	CCC	アソシ エイツ	他のシテイ グループ 子会社およ び相殺消去	連結調整	シテイ グループ 連結後
(単位：百万ドル)								
継続事業の営業活動（に使用し た）から生じた正味資金	\$ (5,318)	\$ 19,442	\$ 1,238	\$ 4,408	\$ 4,852	\$ (74,824)	\$ (4,408)	\$ (54,610)
継続事業の投資活動から生じたキ ャッシュ・フロー								
貸出金の変動	\$ -	\$ -	\$ 5,759	\$ 1,024	\$ 1,191	\$ (155,601)	\$ (1,024)	\$ (148,651)
貸出金の売却および証券化による 収入	-	176	-	6	-	241,191	(6)	241,367
投資の購入	(17,056)	(13)	-	(589)	(650)	(263,396)	589	(281,115)
投資の売却による収入	7,092	32	-	520	598	77,673	(520)	85,395
投資の満期による収入	21,030	-	-	348	459	112,125	(348)	133,614
投資および貸付金の変動 - 関係会社間	(22,371)	-	-	(165)	3,657	18,714	165	-
事業買収	384	-	-	-	-	(384)	-	-
その他の投資活動	-	6,259	-	-	-	299	-	6,558
継続事業の投資活動（に使用し た）から生じた正味資金	\$ (10,921)	\$ 6,454	\$ 5,759	\$ 1,144	\$ 5,255	\$ 30,621	\$ (1,144)	\$ 37,168

2009年12月31日に終了した事業年度

	シティ グループ 親会社	CGMHI	CFI	CCC	アソシ エイツ	他のシティ グループ 子会社およ び相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
(単位：百万ドル)								
継続事業の財務活動から生じたキャッシュ・フロー								
配当金支払	\$ (3,237)	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	(3,237)
配当金支払 - 関係会社間	(121)	(1,000)	-	-	-	1,121	-	-
普通株式発行	17,514	-	-	-	-	-	-	17,514
自己株式買戻	(3)	-	-	-	-	-	-	(3)
長期債務発行による収入／(返済) - 第三者 (正味)	(9,591)	(2,788)	18,090	679	(791)	(18,575)	(679)	(13,655)
長期債務発行による収入／(返済) - 関係会社間 (正味)	-	1,550	-	(3,122)	(3,377)	1,827	3,122	-
預金の変動	-	-	-	-	-	61,718	-	61,718
短期借入金ならびにその他の投資銀行および仲介業者借入の純変動額 - 第三者	(1,339)	(5,142)	(20,847)	-	(10)	(24,657)	-	(51,995)
短期借入金およびその他の借入金の純変動額 - 関係会社間	10,344	(18,126)	(4,240)	(3,056)	(5,819)	17,841	3,056	-
その他の財務活動	2,664	-	-	-	(41)	41	-	2,664
継続事業の財務活動から生じた(に使用した)正味資金	\$ 16,231	\$ (25,506)	\$ (6,997)	\$ (5,499)	\$ (10,038)	\$ 39,316	\$ 5,499	\$ 13,006

2009年12月31日に終了した事業年度

	シティ グループ 親会社	CGMHI	CFI	CCC	アソシ エイツ	他のシティ グループ 子会社およ び相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
(単位：百万ドル)								
為替相場の変動による現金および 銀行預け金への影響	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 632	\$ -	\$ 632
非継続事業から生じた（に使用し た）正味資金	-	-	-	-	-	23	-	23
現金および銀行預け金の正味（減 少）増加	\$ (8)	\$ 390	\$ -	\$ 53	\$ 69	\$ (4,232)	\$ (53)	\$ (3,781)
期首現金および銀行預け金	13	4,557	1	290	396	24,286	(290)	29,253
期末現金および銀行預け金	\$ 5	\$ 4,947	\$ 1	\$ 343	\$ 465	\$ 20,054	\$ (343)	\$ 25,472
継続事業のキャッシュ・フロー情 報に関する補足事項								
当年度中における現金支払額								
法人税等	\$ 412	\$ (663)	\$ 101	\$ (12)	\$ (137)	\$ (2)	\$ 12	\$ (289)
利息	8,891	7,311	2,898	3,046	530	8,759	(3,046)	28,389
現金支出を伴わない投資活動								
抵当権実行済み資産への振替	-	-	-	1,642	1,704	1,176	(1,642)	2,880

要約連結キャッシュ・フロー計算書

2008年12月31日に終了した事業年度

	シテイ グループ 親会社	CGMHI	CFI	CCC	アソシ エイツ	他のシテイ グループ 子会社およ び相殺消去	連結調整	シテイ グループ 連結後
(単位：百万ドル)								
継続事業の営業活動から生じた (に使用した) 正味資金	\$ 5,600	\$ (21,162)	\$ (1,028)	\$ 4,591	\$ 4,677	\$ 109,599	\$ (4,591)	\$ 97,686
継続事業の投資活動から生じたキ ャッシュ・フロー								
貸出金の変動	\$ -	\$ 91	\$ (26,363)	\$ (3,177)	\$ (1,118)	\$ (243,131)	\$ 3,177	\$ (270,521)
貸出金の売却および証券化によ る収入	-	98	-	-	-	313,710	-	313,808
投資の購入	(188,901)	(47)	-	(1,065)	(1,338)	(154,050)	1,065	(344,336)
投資の売却による収入	38,020	-	-	309	649	54,997	(309)	93,666
投資の満期による収入	137,005	-	3	670	774	71,530	(670)	209,312
投資および貸付金の変動 - 関係会社間	(83,055)	-	-	(1,062)	1,496	81,559	1,062	-
事業買収	-	(181)	-	-	-	181	-	-
その他の投資活動	-	(17,142)	-	-	-	(63,637)	-	(80,779)
継続事業の投資活動 (に使用し た) から生じた正味資金	\$ (96,931)	\$ (17,181)	\$ (26,360)	\$ (4,325)	\$ 463	\$ 61,159	\$ 4,325	\$ (78,850)

2008年12月31日に終了した事業年度

	シティ グループ 親会社	CGMHI	CFI	CCC	アソシ エイツ	他のシティ グループ 子会社およ び相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
(単位：百万ドル)								
継続事業の財務活動から生じたキャッシュ・フロー								
配当金支払	\$ (7,526)	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	(7,526)
配当金支払 - 関係会社間	(239)	(92)	-	-	-	331	-	-
普通株式発行	6,864	-	-	-	-	-	-	6,864
優先株式の発行	70,626	-	-	-	-	-	-	70,626
自己株式買戻	(7)	-	-	-	-	-	-	(7)
長期債務発行による収入／(返済) - 第三者(正味)	15,086	(9,543)	2,496	(960)	(5,345)	(45,181)	960	(42,487)
長期債務発行による収入／(返済) - 関係会社間(正味)	-	26,264	-	(956)	(2,183)	(24,081)	956	-
預金の変動	-	-	-	-	-	(37,811)	-	(37,811)
短期借入金ならびにその他の投資 銀行および仲介業者借入の純変動額 - 第三者	(3,197)	(6,997)	(10,100)	-	(112)	6,610	-	(13,796)
短期借入金およびその他の借入金 の純変動額 - 関係会社間	10,118	27,971	34,991	1,619	2,456	(75,536)	(1,619)	-
その他の財務活動	(400)	-	-	-	-	-	-	(400)
継続事業の財務活動から生じた (に使用した) 正味資金	\$ 91,325	\$ 37,603	\$ 27,387	\$ (297)	\$ (5,184)	\$ (175,668)	\$ 297	(24,537)

2008年12月31日に終了した事業年度

	シティ グループ 親会社	CGMHI	CFI	CCC	アソシ エイツ	他のシティ グループ 子会社およ び相殺消去	連結調整	シティ グループ 連結後
(単位：百万ドル)								
為替相場の変動による現金および銀行預け金への影響	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	(2,948)\$	-	(2,948)
非継続事業（に使用した）から生じた正味資金	-	-	-	-	-	(304)	-	(304)
現金および銀行預け金の正味（減少）増加	\$ (6)\$	(740)\$	(1)\$	(31)\$	(44)\$	(8,162)\$	31 \$	(8,953)
期首現金および銀行預け金	19	5,297	2	321	440	32,448	(321)	38,206
期末現金および銀行預け金	\$ 13 \$	4,557 \$	1 \$	290 \$	396 \$	24,286 \$	(290)\$	29,253
継続事業のキャッシュ・フロー 情報に関する補足事項								
当年度中における現金支払額								
法人税等	\$ 440 \$	(2,742)\$	350 \$	228 \$	287 \$	4,835 \$	(228)\$	3,170
利息	9,341	16,990	3,761	2,677	502	25,084	(2,677)	55,678
現金支出を伴わない投資活動								
抵当権実行済み資産への振替	-	-	-	1,571	1,621	1,818	(1,571)	3,439

33. 四半期財務データ (未監査)

(単位：百万ドル、 ただし1株当たりの金額を除く)	2010年				2009年 ⁽¹⁾			
	第4 四半期	第3 四半期	第2 四半期	第1 四半期	第4 四半期	第3 四半期	第2 四半期	第1 四半期
支払利息控除後収益合計	\$ 18,371	\$ 20,738	\$ 22,071	\$ 25,421	\$ 5,405	\$ 20,390	\$ 29,969	\$ 24,521
営業費用	12,471	11,520	11,866	11,518	12,314	11,824	11,999	11,685
貸倒引当金繰入額および保険給付準備金繰入額	4,840	5,919	6,665	8,618	8,184	9,095	12,676	10,307
法人税等控除前の継続事業からの利益 (損失)	\$ 1,060	\$ 3,299	\$ 3,540	\$ 5,285	\$ (15,093)	\$ (529)	\$ 5,294	\$ 2,529
法人税等 (便益)	(313)	698	812	1,036	(7,353)	(1,122)	907	835
継続事業からの利益 (損失)	\$ 1,373	\$ 2,601	\$ 2,728	\$ 4,249	\$ (7,740)	\$ 593	\$ 4,387	\$ 1,694
非継続事業からの利益 (損失) (税引後)	98	(374)	(3)	211	232	(418)	(142)	(117)
非支配持分控除前の当期利益 (損失)	\$ 1,471	\$ 2,227	\$ 2,725	\$ 4,460	\$ (7,508)	\$ 175	\$ 4,245	\$ 1,577
非支配持分に帰属する当期利益 (損失)	\$ 162	\$ 59	\$ 28	\$ 32	\$ 71	\$ 74	\$ (34)	\$ (16)
シティグループに帰属する当期利益 (損失)	\$ 1,309	\$ 2,168	\$ 2,697	\$ 4,428	\$ (7,579)	\$ 101	\$ 4,279	\$ 1,593
1株当たり利益 ⁽²⁾⁽³⁾								
基本								
継続事業からの利益 (損失)	\$ 0.04	\$ 0.09	\$ 0.09	\$ 0.15	\$ (0.34)	\$ (0.23)	\$ 0.51	\$ (0.16)
当期利益 (損失)	0.04	0.07	0.09	0.15	(0.33)	(0.27)	0.49	(0.18)
希薄化後								
継続事業からの利益 (損失)	0.04	0.08	0.09	0.14	(0.34)	(0.23)	0.51	(0.16)
当期利益 (損失)	0.04	0.07	0.09	0.15	(0.33)	(0.27)	0.49	(0.18)
普通株式1株当たり価格								
高値	\$ 4.81	\$ 4.30	\$ 4.97	\$ 4.31	\$ 5.00	\$ 5.23	\$ 4.02	\$ 7.46
安値	3.95	3.66	3.63	3.15	3.20	2.59	2.68	1.02
引値	4.73	3.91	3.76	4.05	3.31	4.84	2.97	2.53
普通株式1株当たり配当	-	-	-	-	-	-	-	0.01

当社の四半期業績は監査対象外であるため、連結財務諸表の当注記は未監査です。

- (1) 当社の過年度におけるCVAの誤りを修正したことによる、2009年第4四半期の収益および当期利益の840百万ドル (518百万ドル) の減少に関連して、2009年の各四半期における収益および (税引後の影響) は次のとおりです。2009年第1四半期に198百万ドル (122百万ドル)、2009年第2四半期に115百万ドル (71百万ドル)、および2009年第3四半期に197百万ドル (121百万ドル)。連結財務諸表の注記1も参照してください。当該CVAの誤りは過去に報告された当社のいずれの財務成績および財政状態にも重大な影響は与えないと判断されました。したがって、この四半期財務データにおいて、2009年9月30日までの累積的影響額は2009年第4四半期に計上されています。
- (2) 株式数を平均化しているため、四半期ごとの1株当たり利益の合計が、該当する事業年度の報告額に一致しない場合があります。
- (3) 2009年第1、第3、第4四半期においては普通株式に対し純損失が計上されているため、希薄化後1株当たり利益の計算に用いられた株式数と基本1株当たり利益の計算に用いられた株式数は同じです。分母の株式数を増加させた場合、逆希薄化効果もたらされることとなります。

(連結財務諸表および連結財務諸表の注記は以上です。)

財務データ補足（未監査）

比率

	2010年度	2009年度	2008年度
平均資産に対するシティグループの純利益（損失）	0.53%	(0.08)%	(1.28)%
普通株主持分利益率 ⁽¹⁾	6.8	(9.4)	(28.8)
株主持分合計利益率 ⁽²⁾	6.8	(1.1)	(20.9)
平均資産に対する平均持分合計	7.8	7.64	6.12
配当支払率 ⁽³⁾	NM	NM	NM

(1) 平均普通株主持分に占めるシティグループの純利益（優先株式配当を差し引いたもの）に基づきます。

(2) 平均株主持分合計に占めるシティグループの純利益に基づきます。

(3) 希薄化後株式1株当たりの純利益に占める普通株式1株当たり配当宣言額。

NM：重要ではありません。

米国外店の平均預金債務⁽¹⁾

(単位：百万ドル、年度末現在)	2010年度		2009年度		2008年度	
	平均金利	平均残高	平均金利	平均残高	平均金利	平均残高
銀行	0.83%	\$ 63,637	1.11%	\$ 58,046	3.25%	\$ 60,315
その他の要求払い預金	0.75	210,465	0.66	187,478	1.85	212,781
その他の定期預金 ⁽²⁾	1.54	258,999	1.85	237,653	3.53	243,305
合計	1.14%	\$ 533,101	1.30%	\$ 483,177	2.81%	\$ 516,401

(1) 金利および金額には、リスク管理業務の効果が含まれており、一定の国における現地の実勢金利の影響も反映されています。連結財務諸表注記22をご参照ください。

(2) 主として額面金額100,000ドル以上の譲渡性預金およびその他の定期預金で構成されています。

米国内店の定期預金(100,000ドル以上)の満期プロフィール

(単位：百万ドル、 2010年12月31日現在)	3ヶ月超		6ヶ月超	
	3ヶ月以内	6ヶ月以内	12ヶ月以内	12ヶ月超
譲渡性預金	\$ 7,805	\$ 3,467	\$ 3,118	\$ 2,266
その他の定期預金	\$ 995	\$ 54	\$ 190	\$ 1,438

監督および規制

シティグループは、米国連邦法および州法ならびに事業を行う他の法域で適用される法律に基づく規制の対象となっています。

概要

シティグループは、登録銀行持株会社および金融持株会社として、連邦準備制度理事会（以下「FRB」といいます。）の規制・監督の対象となっています。シティバンク、エヌ・エイを含むシティグループの国法銀行子会社は、通貨監督局（以下「OCC」といいます。）の規制・監督の対象となっています。連邦貯蓄組合は、貯蓄監督局の規制・監督の対象となっており、州公認預金取扱機関は、州の銀行当局および連邦預金保険公社（以下「FDIC」といいます。）の規制・監督の対象となっています。FDICはまた、FDICが預金保険を提供している銀行子会社に対して資金援助を行う権限も有しています。シティバンクの海外支店は、FRBおよびOCCの規制・監督の対象となっており、海外の銀行子会社は、FRBの規制・監督の対象となっています。かかる海外支店および海外の銀行子会社は、所在国の規制当局の規制・監督の対象にもなっています。

米国金融持株会社およびその支配下にある会社は、銀行持株会社およびその子会社に比べて、より幅広い活動を米国内外で行うことが認められています。FRBが別途制限しない限り、FRBに対する事後的通知を行うことを条件として、金融持株会社は、通常、直接・間接の別を問わず、新規にまたは買収により米国内外で金融活動に携わることができます。これらの金融活動には、有価証券の引受けおよび取引、保険の引受けおよび仲介、ならびに限定された期間内の非金融会社への投資（シティが、非金融会社の日々の業務を管理していないこと、およびシティの銀行子会社が非金融会社との間で許可されたクロスマーケティングのみ行っていることを条件としています。）が含まれています。シティグループが金融持株会社と認められるための条件を満たさなくなった場合には、新たな金融活動または買収を行うことができなくなり、金融持株会社に認められた幅広い活動を停止しなければならない可能性があります。

一定の制限に服することおよび連邦の銀行監督機関の事前の承認を取得することを条件として、シティは、米国の預金取扱機関（州外銀行を含みます。）を買収することができます。さらに、州内の銀行合併が認められているほか、州外合併を禁止していない州の銀行も合併することができます。さらに、国法銀行または州法銀行は、別の州が許可することを条件にその州に支店を設置することもでき、連邦貯蓄組合は、通常、どの州においても支店を設置することができます。ただし、シティグループを含むすべての銀行持株会社は、FRBの事前の承認を得なければ、米国の預金取扱機関または銀行持株会社のいかなる種類の議決権株も5パーセントを超えて取得することはできません。既存の非米国投資に対する一定の追加出資およびシティグループによる外国銀行等の非米国企業の持分の一定の取得、ならびに一定の状況におけるシティバンクによる外国支店の設置を行う場合にも、FRBの承認を受けなければなりません。

シティグループおよびその子会社に影響する米国および外国の規制に関する詳細については、上記「リスク要因」をご参照ください。

規制の変更

銀行および金融サービス業界に影響する法令の改正案が議会、規制機関および海外で頻繁に提出されており、これらはシティグループおよびその子会社の事業環境に重大かつ予測不可能な方法で影響を与える可能性があります。これは特に近年の金融危機により顕著になっています。シティグループは、かかる提案が成立するか否か、また、成立した場合、そのような将来の法律または規制の実施が、シティグループまたはその子会社の財政状態または経営成績に与える最終的な影響を判断することはできません。最近成立・提案された法規制上の取り組みの詳細については、上記「2011年度景気見通し」、「資本の源泉および流動性」ならびに「リスク要因」をご参照ください。

銀行および銀行持株会社に対するその他の規制

シティグループおよびその銀行子会社は、銀行の預金準備金の維持規制、リスクベース資本・レバレッジ規制（上記「資本の源泉および流動性」および連結財務諸表注記20をご参照ください。）、実行可能な貸出金の種類および金額ならびに請求可能な利息に対する制限、ならびに実行可能な投資および提供可能なサービスに対する制限を含むその他の規制上の制限の対象となっています。また、FRBは、一定の状況において、銀行子会社に対する資源の投入をシティグループに要求することもできます。シティグループはまた、マネー・ロンダリング防止法および金融の透明性に関する法律（口座開設時に顧客の身元確認を行う基準および顧客の取引を監視し疑わしい行動を報告する義務を含みません。）の対象にもなっています。

証券および商品規制

シティグループは、米国における証券引受け、仲介およびトレーディング業務を、その主要な証券ブローカー・ディーラーであるシティグループ・グローバル・マーケット・インクおよび他の証券ブローカー・ディーラーである子会社を通じて行っています。これらの証券ブローカー・ディーラーはとりわけ、SEC、金融取引業規制機構および一定の取引所の規制の対象となっています。シティグループは同様の証券業務を米国外でも行っており、現地の規制の対象となっています。これらの業務は、主にロンドンのシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド（主に英国金融サービス機構による規制の対象です。）および東京のシティグループ証券株式会社（主に金融庁による規制の対象です。）等の様々な子会社および関連会社を通じて行われています。シティグループには、先物取引所の会員として登録されている子会社も存在します。米国では、CGMIが主要な米国先物取引所の会員であり、シティグループには、商品先物取引委員会（以下「CTFC」といいます。）において先物取引業者および商品先物ファンド・オペレーターとして登録されている子会社が存在します。

CGMIは、共通の最低自己資本規制を定めたSECのルール15c3-1およびCTFCのルール1.17の対象にもなっています。これらの規則を遵守することにより、引受けおよびトレーディング業務ならびに顧客口座残高の資金調達といった、集中的な資本の活用が必要となるCGMIの業務が制限される可能性があり、また、証券ブローカー・ディーラーが多額の資本を親会社および他の関連会社に移転する能力も制限される可能性があります。シティグループの非銀行子会社の資本に関する考慮についての詳細な議論は、「資本の源泉」－「証券ブローカー・ディーラーである子会社」および連結財務諸表注記20もご参照ください。

配当

シティグループは現在、普通株式配当を支払う能力が制限されています。上記「リスク要因」をご参照ください。シティグループの預金取扱機関である子会社および非銀行子会社の配当支払能力については、上記「資本の源泉」－「シティグループの預金取扱機関の資本の源泉」および連結財務諸表注記20をご参照ください。

関連会社との取引

シティグループの米国預金取扱機関である子会社とその非銀行関連会社間との取引の種類および金額は、FRBの規制の対象となっており、通常、対等な当事者間での取引であることが求められます。上記「資金調達および流動性」－「事業体間の流動性の移動」もご参照ください。

付保米国預金取扱機関である子会社の破産

破産または一定のその他の事由により、FDICが、シティバンク、エヌ・エイ等のFDIC付保米国預金取扱機関である子会社の管理者または管財人に任命された場合、FDICは預金取扱機関の資産および負債を預金取扱機関の債権者の承認を得ることなく新たな債務者に移転する能力、その条件に従って預金取扱機関の契約の条件を強制する能力または預金取扱機関が当事者となっている契約もしくはリースを拒否もしくは否認する能力を有します。

また、付保預金取扱機関に対する預金債務保有者の債権および管理費用に関する一定の債権は、管財人による当該機関の清算またはその他の整理において、当該機関に対するその他の一般無担保債権（米国外店における当該機関の債務保有者および預金者の債権を含みます。）より優先されます。結果として、当該保有者および預金者は、預金取扱機関の米国内店の預金者と異なる扱いを受けることとなり、もし弁済を受けられるとしても、これらの預金者に比べ大幅に少額となる可能性があります。

破綻したFDIC付保険機関の関連会社であるFDIC付保金融機関は、FDICに対して、破綻機関が支払不能に陥ったことにより生じた損失を補償しなければならない場合があります。かかるFDICの補償請求債は、通常持株会社およびその関連会社ならびに当該預金取扱機関の預金者への債務の支払いより優先されます。

プライバシーおよびデータのセキュリティ

シティグループは、顧客の非公開情報を保護するための方針および手続に関する、多数の米国法令、州法令および国際的な法令の対象となっています。シティグループは、顧客に対してそのプライバシー保護方針を定期的の開示しなければなりません。また、シティグループが一定の状況下では、かかる情報を関連会社および第三者の非関連会社に対するマーケティングのために使用できないように顧客が選択できるようにしなければなりません。上記「リスク要因」および「オペレーショナル・リスク」をご参照ください。

顧客

シティグループの事業の重要部分は、単一の顧客または顧客グループに依存しておらず、かかる顧客または顧客グループの損失はシティに対して著しく悪影響を及ぼすことはなく、かつ、シティグループの連結収益の少なくとも10パーセントを占める単一の顧客または関連顧客グループは存在しないとシティグループは判断しています。

競争

シティグループの各事業を含む金融サービス業界では、激しい競争が繰り広げられています。シティグループの競合他社には、他の様々な金融サービス会社および顧問会社（銀行、貯蓄金融機関、信用組合、クレジットカード発行会社、住宅金融会社、信託銀行、投資銀行、証券会社、投資顧問会社、ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ・ファンド、証券取引処理会社、投資信託会社、保険会社、自動車金融会社およびインターネットを使った金融サービス会社を含みます。）が含まれています。

シティグループは、これらの競合他社と、世界規模で、および地域別または商品別に、顧客および資本（短期および長期の債券市場における預金および資金調達を含みます。）の獲得を競っています。シティグループの競争上の地位は、多くの要因に左右されます。この要因には、シティのブランド名の価値、評判、対象となる顧客および地域のタイプ、商品およびサービスの質、範囲、パフォーマンス、革新および価格設定、流通経路の有効性およびそれへのアクセス、技術進歩、顧客サービスおよび利便性、取引実行の有効性、金利および貸出限度、規制上の制限ならびに販売促進努力の有効性が含まれます。効果的に競争するシティグループの能力はまた、新しい従業員を雇用し、既存の従業員を確保し、その意欲を高める能力と同時に報酬およびその他の費用を管理する能力にも左右されます。上記「リスク要因」をご参照ください。

近年では、シティグループはそのいくつかの事業において、激しい価格競争を経験してきました。例えば、自動化された電子市場への直接アクセスの増加から取引手数料に対する圧力が高まったことにより、証券および銀行業務が影響を受け続ける可能性があり、また、技術進歩により多くの企業が資金振替を行えるようになるため、金融仲介機関としての地域別個人向け銀行業務部門の役割の重要性が低下する可能性があります。

とりわけ近年の金融危機の結果、金融サービス業界では、合併、買収および破産による企業間の大規模な統合が行われてきました。この統合によって、より大規模で、自己資本がより充実し、地理的にもより多様化した競合他社が生まれ、世界中でより低価格で豊富な商品およびサービスを提供することが可能になるかもしれません。「新興市場」を含む一定の地域では、当社の競合他社は、現地におけるより強力な存在感、より長い事業運営の歴史ならびに顧客および監督機関とのより確立された関係性を有している可能性があります。

保有不動産

シティグループの本店は、ニューヨーク市パークアベニュー399にあります。シティグループおよびその子会社の一部は、この建物の最大のテナントとなっており、オフィスは賃貸の対象となっています。シティグループは、長期賃貸借契約に基づいてニューヨーク市のレキシントン・アベニュー601にも別のオフィス・スペースを有しています。シティバンクは、ニューヨーク州ロング・アイランド・シティの建物1棟を賃借し、別の建物内に商業用マンション1戸を所有し、ニューヨーク市ウォール・ストリート111に所在する建物に関して長期賃貸借契約を締結しています（これらはそれぞれシティグループおよび当社子会社の一部が全室利用しています。）。

シティグループ・グローバル・マーケットツ・ホールディングス・インクは、ニューヨーク市グリーンウィッチ・ストリート388に本店を賃借しています。また、近隣のグリーンウィッチ・ストリート390にある建物も賃借しています（いずれもシティグループおよび当社子会社の一部が全室利用しています。）。

ヨーロッパ・中東・アフリカでは、シティグループの本社は、ロンドンのカナリー・ワーフのカナダ・スクエア25および33にあり、両建物は長期賃貸借の対象となっています。シティグループはカナダ・スクエア25の最大のテナントであり、カナダ・スクエア33の唯一のテナントです。

アジアでは、シティグループの本社は香港のシティバンク・タワーにある賃借物件の中にあります。シティグループは、上海、ソウル、クアラルンプール、マニラおよびムンバイの本社所在地の大部分またはすべての所有権を有しています。

ラテンアメリカでは、シティグループの本社（バナムエックスの本社ともなっています。）はメキシコ・シティにあり、かかるビルはそれぞれ2つのタワーと6つのフロアを有し、総賃貸面積は257,000平方フィートです。

シティグループはまた、100カ国において、12,356の物件から成る76.8百万平方フィートを超える不動産を所有または賃借しています。

シティグループは引き続き現在および将来必要とされるスペースを見積り、随時、シティグループの建物設備の一部が業務に必要ななくなったと判断する可能性があります。シティグループがかかる余剰建物を処分することができるという保証、または当該処分に関連する費用を負担しないという保証はありません。当該処分費用は、一定期間におけるシティグループの経営成績にとって重大なものとなりえます。

シティは、シティの保有不動産につき、長期エネルギー効率目標を達成し温室効果ガスの排出を削減するプログラムを策定してきました。これらの活動は、エネルギー消費者であるシティに影響を及ぼす可能性のある将来の規制上の要件により、シティグループの費用が増加するリスクを軽減するのに役立つ可能性があります。このリスクを排除することはありません。

リースについて詳しくは、連結財務諸表注記28をご参照ください。

訴訟手続

シティグループの訴訟および関連手続については、連結財務諸表注記29をご参照ください。

未登録で行われた持分有価証券売却、持分有価証券購入、配当

未登録で行われた持分有価証券売却

なし。

株式の買戻し

長期の買戻しプログラムに基づき、シティグループは、随時、市場においてまたはその他の方法により普通株式を買い戻すことができます。このプログラムは、株式をベースにした報酬制度による株式の希薄化を相殺する目的を含む様々な目的で利用されます。

下記の表は、2010年度中のシティグループの株式買戻しの概要です。

(単位：百万ドル、1株当たりの金額を除きます。)	買い戻された株式数 ⁽¹⁾	1株当たりの平均価格	プランまたはプログラムにおいて、まだ買い戻されていない株式のドル建概算価値
2010年度第1四半期			
公開市場における買戻し ⁽¹⁾	-	\$ -	\$ 6,739
従業員取引 ⁽²⁾	12.5	3.57	N/A
2010年度第1四半期合計	12.5	\$ 3.57	\$ 6,739
2010年度第2四半期			
公開市場における買戻し ⁽¹⁾	-	\$ -	\$ 6,739
従業員取引 ⁽²⁾	121.2	4.93	N/A
2010年度第2四半期合計	121.2	\$ 4.93	\$ 6,739
2010年度第3四半期			
公開市場における買戻し ⁽¹⁾	-	\$ -	\$ 6,739
従業員取引 ⁽²⁾	14.3	3.95	N/A
2010年度第3四半期合計	14.3	\$ 3.95	\$ 6,739
2010年10月			
公開市場における買戻し ⁽¹⁾	0.2	\$ 4.01	\$ 6,739
従業員取引 ⁽²⁾	1.5	4.15	N/A
2010年11月			
公開市場における買戻し ⁽¹⁾	-	-	6,739
従業員取引 ⁽²⁾	1.5	4.18	N/A
2010年12月			
公開市場における買戻し ⁽¹⁾	-	-	6,739
従業員取引 ⁽²⁾	1.5	4.77	N/A
2010年度第4四半期			
公開市場における買戻し ⁽¹⁾	0.2	\$ 4.01	\$ 6,739
従業員取引 ⁽²⁾	4.5	4.37	N/A
2010年度第4四半期合計	4.7	4.35	\$ 6,739
2010年度通年			
公開市場における買戻し ⁽¹⁾	0.2	\$ 4.01	\$ 6,739
従業員取引 ⁽²⁾	152.5	4.71	N/A
2010年度通年合計	152.7	\$ 4.71	\$ 6,739

(1) 公開市場における買戻し取引は、既存の承認済株式買戻し制度に基づいて行われます。2000年以降、取締役会は、シティの既存の株式買戻し制度に基づき、合計400億ドルを上限とした株式の買戻しを承認しています。

(2) 従業員ストック・オプション・プログラムの権利行使に関連する活動（オプションの行使をカバーするために従業員が既存株式を交付します。）により自己株式に加えられた株式、または、シティの従業員制限株式制度もしくは従業員繰延株式制度（税制要件を満たすために株式が差し引かれます。）に基づき自己株式に加えられた株式から構成されます。

N/A：該当ありません。

米国政府が2009年に完了した転換提案に従い取得したシティグループの信託優先証券を保有し続ける限り、シティグループは、一定の慣習上の例外を除き、シティグループの持分有価証券または信託優先証券の償還または買戻しを行うことを禁じられています。

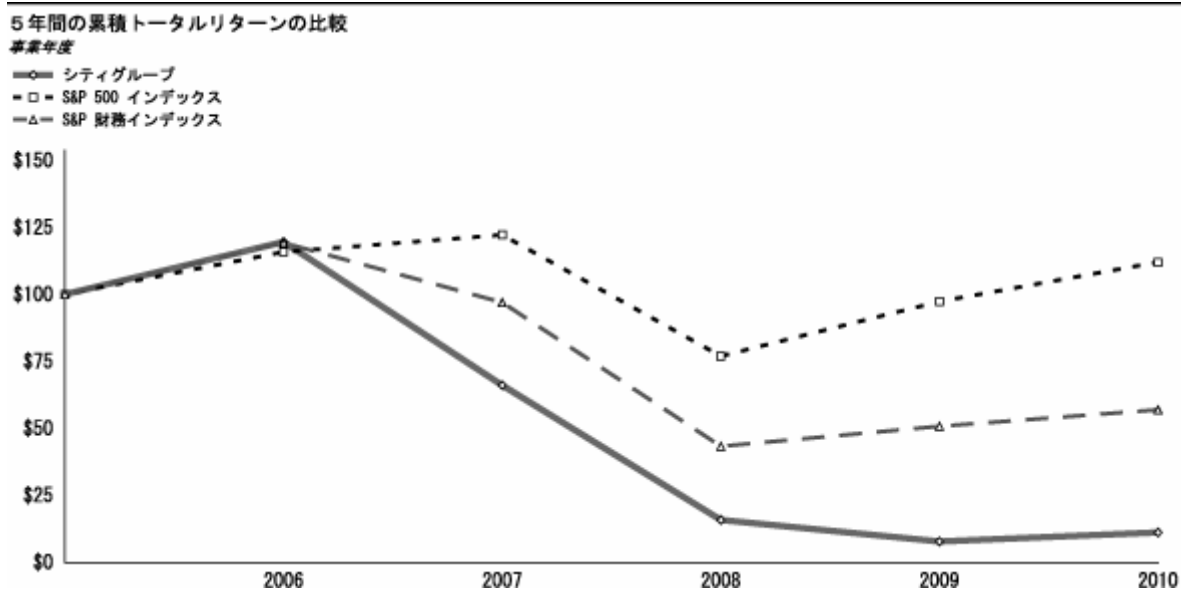
配当

2009年から2010年の間にシティの発行済普通株式に対して支払われた現金配当の概要については、連結財務諸表注記33をご参照ください。米国政府が2009年に完了した転換提案に従い取得したシティグループの信託優先証券を保有している限り、シティグループは、一定の慣習上の例外を除き、普通株式に対する四半期配当を0.01ドルを超えて支払わないことについて合意しました。なお、シティの発行済普通株式に対するいかなる配当も、シティグループの残存発行済優先株式に対するシティの義務に応じて行われる必要があります。

パフォーマンス・グラフ

5年間の累積トータルリターンと比較

次のグラフおよび表は、シティグループ普通株式の累積トータルリターンを、2010年12月31日までの5年間にわたり S&P500 インデックスおよび S&P 財務インデックスの累積トータルリターンと比較したものです。グラフおよび表は、2005年12月31日にシティグループ普通株式、S&P500 インデックスおよび S&P 財務インデックスに対して 100 ドルが投資され、かつ、配当が全額再投資されたと仮定しています。



12月31日	シティグループ	S&P 500インデックス	S&P財務インデックス
2006年	119.55	115.79	119.19
2007年	66.10	122.15	96.98
2008年	15.88	76.96	43.34
2009年	7.85	97.33	50.80
2010年	11.22	111.99	56.96

会社情報

シティグループ執行役員

2011年2月25日現在のシティグループの執行役員は、下記のとおりです。

氏名	年齢	職位および職務
シリシュ・アプテ	58	アジア太平洋地域最高経営責任者
ステファン・バード	44	アジア太平洋地域最高経営責任者
ドン・キャラハン	54	チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー
マイケル・L・コルバット	50	シティ・ホールディングス最高経営責任者
ジョン・C・ガスパック	57	最高財務責任者
ジョン・ヘイブズ	54	社長兼最高業務責任者、インスティテューショナル・クライアント・グループ最高経営責任者
マイケル・S・ヘルファー	65	ゼネラル・カウンセル兼コーポレート・セクレタリー
ルイス・B・ケイデン	68	副会長、インスティテューショナル・クライアント・グループ兼公共セクター・グループ会長
エドワード・J・ケリー三世	57	副会長、インスティテューショナル・クライアント・グループ会長
ブライアン・リーチ	51	チーフ・リスク・オフィサー
ユーージーン・M・マッケイド	62	シティバンク、エヌ・エイ最高経営責任者
マニュエル・メディナーモラ	60	南北アメリカ個人向け銀行業務部門最高経営責任者、世界消費者審議会会長、ラテンアメリカおよびメキシコ会長兼最高経営責任者
ウィリアム・J・ミルズ	55	ヨーロッパ・中東・アフリカ地域最高経営責任者
ビクラム・S・パンディット	54	最高経営責任者
アルベルト・J・ベルメ	53	ヨーロッパ・中東・アフリカ地域最高経営責任者
ジェフリー・R・ウォルシュ	53	コントローラー兼経営管理担当執行役員

下記を除いて、各執行役員は、シティグループの業務執行役または管理職を最低5年間務めています。

- ・キャラハン氏は、2007年にシティグループに入社しました。シティグループ入社前は、同氏は、クレディ・スイスのマネージング・ディレクター兼投資銀行部門のクライアント・カバレッジ・ストラテジー主任を務めました。1993年から2006年まで、同氏は、モルガン・スタンレーにおいて法人向けエクイティ部門および法人向け証券部門のマーケティング・グローバル・ヘッドおよびマーケティング主任を含む数々の役職を務めました。
- ・ヘイブズ氏は、2007年にシティグループに入社しました。シティグループ入社前は、同氏は、2007年にシティが買収したマルチストラテジー・ヘッジファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンド・マネージャーであるオールド・レーン・エルピー（以下「オールド・レーン」といいます。）のパートナーでした。同氏は、モルガン・スタンレーの元同僚数人（リーチ氏およびパンディット氏を含みます。）と共に2005年にオールド・レーンを設立しました。オールド・レーン設立前は、同氏はモルガン・スタンレーの法人向けエクイティ部門の主任および同社の経営委員会のメンバーを務めました。
- ・ケリー氏は、2008年に、同氏がマネージング・ディレクターを務めていたプライベート・インベストメント企業のザ・カーライル・グループからシティに入社しました。2007年7月にカーライルに入社する以前は、2007年3月に行われたピーエヌシー・ファイナンシャル・サービズ・グループによるマーカンタイル・バンクシェアーズ・コーポレーションの買収後にピーエヌシーの副会長を

務めました。同氏は、2003年3月から2007年3月まで、マーカンタイルの会長、最高経営責任者兼社長でした。

- ・リーチ氏は、2008年3月にシティのチーフ・リスク・オフィサーに就任しました。それ以前は、同氏は、オールド・レーンの設立者であり、かつ共同最高業務責任者でした。それ以前の同氏の金融業界における経歴は、すべてモルガン・スタンレーにおけるものであり、最終的には、法人向け証券業務のリスク・マネージャーを務めました。
- ・マッケイド氏は、2009年にシティに入社しました。シティ入社前は、同氏は、2008年2月から2009年2月までメリルリンチ副会長およびメリルリンチ銀行（米国）の社長でした。以前、同氏は3年間フレディ・マックの社長兼最高業務責任者を務めました。2004年にフレディ・マックに入社する前は、マッケイド氏はバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの社長を務めました。
- ・パンディット氏は、2007年12月11日に最高経営責任者に任命される前は、シティグループのインスティテューショナル・クライアント・グループの会長兼最高経営責任者でした。かつてオルタナティブ・インベストメンツ部門の会長兼最高経営責任者であったパンディット氏は、また、オールド・レーンの設立メンバーの一人であり、かつメンバー委員会の会長でありました。オールド・レーン設立前は、同氏は、モルガン・スタンレーの法人向け証券業務および投資銀行事業の社長兼最高業務責任者ならびに、同社の経営委員会の委員の職を含め、20年以上にわたり同社において数々の上級役員職を務めました。

行動規範、倫理規範

シティグループは、最高水準の行動に対する当社のコミットメントを支える行動規範を有しています。行動規範は、世界各地で適用されるファイナンシャル・プロフェッショナル（財務、会計、トレジャリー、税務および投資家広報のプロフェッショナルを含みます。）のための倫理規範により補完されます。ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範は、シティグループのプリンシパル・エグゼクティブ・オフィサー、プリンシパル・ファイナンシャル・オフィサーおよびプリンシパル・アカウンティング・オフィサーに適用されます。ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範について改正および適用免除があった場合は、シティのウェブサイト (www.citigroup.com) 上で開示されます。

行動規範およびファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範は、シティグループのウェブサイトでご覧いただけます。行動規範は、「シティについて (About Citi)」を、ファイナンシャル・プロフェッショナルのための倫理規範は、「コーポレート・ガバナンス (Corporate Governance)」のタブの「ガバナンス・ドキュメント (Governance Documents)」をクリックすることにより確認することができます。シティのコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインもウェブサイトでご確認いただけます。取締役会の監査委員会、リスク管理・財務委員会、指名・統治委員会、人事・報酬委員会および広報委員会の規約については、さらに「取締役会 (Board of Directors)」の中の「規約 (Charters)」をクリックすることにより入手することができます。また、これらの資料は、シティグループ・インクのコーポレート・ガバナンス (Citigroup Inc., Corporate Governance) 宛 (425 Park Avenue, 2nd Floor, New York, New York 10043) に書面でご請求いただくことによっても入手することができます。

株主情報

シティグループの普通株式は、NYSEにティッカーシンボル「C」で上場されており、また、東京証券取引所およびメキシコ証券取引所に上場されています。シティグループのシリーズF優先株式、シリーズT優先株式およびシリーズAA優先株式もまた、NYSEに上場されています。

シティグループの普通株式がNYSEに上場されているため、最高経営責任者は、毎年、シティグループがNYSEの定めるコーポレート・ガバナンスの上場基準に違反していない旨の証明書をNYSEに提出することを求められています。かかる証明書は、2010年5月19日にNYSEに提出されています。2011年1月31日現在、シティグループの株主名簿上の普通株主は、約191,500名です。普通株式は、議決権を行使する個人の保有者のために証券ディーラーまたは他の者によって仲買人名義で保有されることが多いため、この数は、普通株式の実質的保有者の実際の数を表すものではありません。

名義書換代理人

普通株式および優先株式に関する株主の住所変更ならびに株式譲渡、配当金代替、1099-DIV報告および証券の紛失に関する照会については下記にご連絡ください。

コンピュータシェア (Computershare)

P. O. Box 43078

Providence, RI 02940-3078

電話番号 : 781 575 4555

フリーダイヤル : 888 250 3985

ファックス番号 : 201 324 3284

メールアドレス : shareholder@computershare.com

ウェブサイトアドレス : www.computershare.com/investor

交換代理人

ゴールドデン・ステイト・バンコープ、アソシエイツ・ファースト・キャピタル・コーポレーション、シティコープもしくはソロモン・インクの普通株式、シティグループ・インクの優先株式シリーズK、シリーズQ、シリーズS、シリーズTもしくはシリーズU、またはソロモン・インクの優先株式シリーズDの株主は、下記に連絡して株券を交換してください。

コンピュータシェア (Computershare)

P. O. Box 43078

Providence, RI 02940-3078

電話番号 : 781 575 4555

フリーダイヤル : 888 250 3985

ファックス番号 : 201 324 3284

メールアドレス : shareholder@computershare.com

ウェブサイトアドレス : www.computershare.com/investor

SECに提出したシティの2010年度のフォーム10-Kならびに他の年次報告書および四半期報告書は、シティ・ドキュメント・サービスへの電話（フリーダイヤル : 877 936 2737（米国外 : 716 730 8055））、電子メール（docserve@citi.com）による請求、または下記連絡先への書面による請求により入手することができます。

シティ・ドキュメント・サービス (Citi Document Services)

540 Crosspoint Parkway

Getzville, NY 14068

署名

2011年2月25日、1934年証券取引所法第13条または第15条(d)の規定に従い、登録者は、正当に授權された当社を代表する下記の署名者をもって本報告書に適式に署名しました。

シティグループ・インク（登録者）

[署名] ジョン・C・ガスパック

ジョン・C・ガスパック

最高財務責任者

2011年2月25日、1934年証券取引所法の規定に従い、本報告書は、登録者を代表して下記の者により、その表示された職責において、以下のとおり署名がなされました。

シティグループのプリンシパル・エグゼクティブ・オフィサーおよび取締役

[署名] ビクラム・S・パンディット

ビクラム・S・パンディット

シティグループ・プリンシパル・ファイナンシャル・オフィサー

[署名] ジョン・C・ガスパック

ジョン・C・ガスパック

シティグループ・プリンシパル・アカウンティング・オフィサー

[署名] ジェフリー・R・ウォルシュ

ジェフリー・R・ウォルシュ

下記のシティグループ取締役は、ジョン・C・ガスバック氏を自らの代理人に任命し、同氏に自らを代理して本報告書に署名する権限を与える委任状に署名しました。

アラン・J・P・ベルダ
ティモシー・C・コリンズ
ジェリー・A・グランドホーファー
ロバート・L・ジョス博士
アンドリュー・N・リヴェリス
マイケル・E・オニール
リチャード・D・パーソンズ
ローレンス・R・リッチャルディ
ジュディス・ルーディン
ロバート・L・ライアン
アンソニー・M・サントメロ
ダイアナ・L・テイラー
ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア
エルネスト・セディージョ

[署名] ジョン・C・ガスバック

ジョン・C・ガスバック

シティグループ取締役会

アラン・J・P・ベルダ

ワーバーク・ピンカス (Warburg Pincus) マネージング・ディレクター

ティモシー・C・コリンズ

リップルウッド・ホールディングス・エルエルシー (Ripplewood Holdings L.L.C.) 投資委員会
委員長

ジェリー・A・グラントホーファー

ユー・エス・バンコープ (U.S. Bancorp) 名誉会長

ロバート・L・ジョス博士

スタンフォード大学経営大学院 (Stanford University Graduate School of Business)
金融学名誉教授兼元学長

アンドリュー・N・リヴェリス

ザ・ダウ・ケミカル・カンパニー (The Dow Chemical Company) 会長兼最高経営責任者

マイケル・E・オニール

バンク・オブ・ハワイ・コーポレーション (Bank of Hawaii Corporation) 元会長兼最高経営
責任者

ビクラム・パンディット

シティグループ・インク最高経営責任者

リチャード・D・パーソンズ

シティグループ・インク会長、プロビデンス・エクイティ・パートナーズ・インク
(Providence Equity Partners Inc.) スペシャル・アドバイザー

ローレンス・R・リッチャルディ

IBMコーポレーション (IBM Corporation) 、ジョーンズ・デイ (Jones Day) およびラザード・
エルティエディー (Lazard Ltd.) シニア・アドバイザー

ジュディス・ルーディン

ロックフェラー財団 (Rockefeller Foundation) 理事長

ロバート・L・ライアン

メドトロニック・インク (Medtronic Inc.) 元最高財務責任者

アンソニー・M・サントメロ

フィラデルフィア連邦準備銀行 (Federal Reserve Bank of Philadelphia) 元頭取

ダイアナ・L・テイラー

ウルフェンソン・ファンド・マネジメント・エルピー (Wolfensohn Fund Management, L.P.)
マネージング・ディレクター

ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー (Pacific Investment Management Company (PIMCO)) 元最高経営責任者

エルネスト・セディージョ

グローバリゼーション研究センター (Center for the Study of Globalization) ディレクター、
エール大学国際政治経済学教授

